婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

### 日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主議を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の1部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

# 座談会・1978年の政治を占う

## ことし、婦人にできることはなにか

# あけまして おめでとう ございます

### 出席者

中央大学教授 佐竹 寛氏
日本婦人有権者同盟会長 紀平悌子
同 第一副会長 小池順子

佐竹 寛氏

紀平悌子

小池順子

## 政財界の浄化に腰を据えよう

**紀平** 最初に佐竹先生から1978年の展望といいますか、どんな年になるか、特に、有権者同盟との係わりについてお触れいただきたいと思います。

**佐竹** 1978年の展望ですが、今年は判断するのに難しい年だと思うのです。政治的要素として、不確定要素といいますか、予測不可能な要素が非常に多いということです。

一般に低迷するのではないかという見方と、解散があるのではないかという見方とあるのですが、私は、政治と密接な関係がある経済の問題をおさえて、それと政治の関係で考えた方が、見通しとして誤りがないのではないかと思いますね。

経済的な展望としては、今年も不況がそのまま続くのではないだろうか。そうしますと、政府の財政も赤字国債に頼る基本線はかわらないだろう。貿易黒字ですが、いろいろな企業の操短現象が八割位の状態で、資本投資までいかないで、全体として経済は不況のまま過ぎるだろう。福田総理は財政投融資、公債、公共事業に力点をおいて景気回復をはかると思いますが、健全経済成長が基調ですから、高度経済成長政策はとらないと思います。

そこで、政治問題を占うのに三つのポイントがあると思うのです。第一点の、内閣改造はすでに成されましたが、第二点は、予算通過後解散をするかどうか。第三点は、78年暮の自民党総裁選挙がどうなるか。この三つがさきほどいいました不確定要素なのですが。どういう組閣をするかによって、各派の動きがかわってくるので予測は難しいと思うのです。

最近の毎日新聞の世論調査によると、自民党が盛り返し、社会党支持がその分、マイナスになっていますが、それは、協会との対立から委員長就任拒否など、一連のことがマイナスに働いているわけですが、暫くは社会党がマイナスに行かざるを得ないだろう。そして新自由クラブは現状維持なんですね。

仮に、共産党が回復しても自民党を主軸として、中道路線の各政党との連合の枠でしか政治の展望が持てないだろう。そうした場合、福田総理が予算通過後、解散すれば安全に議席を増加して、福田内閣継続ということが理論的に可能性があります。そうなりますと総裁選挙再選。福田内閣継続の道がひらけますので、大平氏、田中氏はそれを好まないだろう。財界も福田経済政策には賛成していませんので、これが不確定要素の第二の理由なのですね。

次に、総裁選挙ですが、総裁改選の新しい規約は全く期待できず、当然、また泥試合的な総裁公選になってしまうという展望しかもてません。ですから、不況を基調とした余程のことがないかぎり大きな政情の変化はないだろう。ただ不確定要素、急激な要素が入ることによって、逆にいえばどうにでもかわり得るという不安定があると思いますね。

社会党指摘の政治腐敗が官界まで及び、国民の税金で接待するということが政界、官界にみなぎっている。有権者同盟としては、政界浄化、官界浄化の堅実な姿勢を今こそ、腰を据えてケース・バイ・ケースで地道に対応することが大事ではないかと思います。

## 昨年の参院選を反省材料に

**紀平** 一昨年12月には、ロッキード問題を契機として、これをテーマにした衆議院選挙があり、去年7月には参議院選挙があったわけですが、有権者同盟は、理想選挙推進市民の会と一緒に、衆議院選挙においては、ロッキードキャラバンを中心に両者協力して選挙を監視し、「ロッキード議員は選ぶな」というようなテーマによって、政治、選挙の腐敗を断ずるという運動をしましたが、その結果、与野党接近はありましたが、大幅に政治が国民の方に向いたとは思えない。また、7月の参議院選挙でも市民の会と共同運動をしたわけですね。

選挙をきれいにする運動が、どんなふうに行われその結果をどう見ておられるかを、政治啓発運動委員長の立場から話していただきたいのですが。

**小池** 一昨年12月の衆議院選挙では、ロッキード問題でみんなが怒っているので、選挙をきれいにするのには一番いい機会だと思っていましたので、期待していたのです。新聞の世論調査では、怒っている人は52%、かわらないだろうという人が48%だったのですが、結果は与野党接近はありましたが逆転はなりませんでしたね。

唯一の機会になぜ逆転がならなかったかを考えた時、日本人の底流にある一票の行使の姿勢ですね。そういう問題に対して怒るけれども、いざ選挙となると、義理、人情、勤務先との関係が大いに動いて、有権者の意思に反した投票がされたということが判ったと思うのです。

7月の参議院選挙は、そういうこともふまえて、有権者センターを作って共同運動で啓発活動もしましたが、参議院無用論がいわれたり、若い人の無関心も影響して衆議院選挙よりなお、悪かったということで、私ども運動をしたものは落胆というより、諦めが胸の中に渦まいてきたのではないかと心配なのですが。

これをどうしたら良いかということなのですが。子供の時から、公民教育といいますか、政治の形を教えるだけでなく、政治が生活に密着しているのだという政治教育といいますか、政治が自分の身についたものとなるような教育が小さい頃からされなければならないのではないかということを、この頃思っているのですが。有権者同盟の運動のやり方も、今後はそんなことを考えてしなければならないのではないかと、昨年、一年をふり返って反省しているのですけれども。

**紀平** 基本的な政治教育こそが必要だということですね。選挙の時が効果があるということで啓発活動をしていますが、根本はいつもこの問題にかえっていくのですね。

**小池** 頭で判っていても体で受けとめて行動にあらわすことができない実際面を見せられていますと小さい時から一つの政治感覚が身についていますと、是か非かというはっきりした認識をもって、行動できるのではないかと考えたのですが。

**紀平** きれいな選挙推進共同委員会の解散が7月25日にありましたが、市川委員長の総括のご意見でも運動としては、マスコミにとり上げられ、よくおこなわれたけれども、結果は残念ながら前より良くなかったということで、初めてこの運動にとりくんだ方達には、がっかりするようなことでありましたが、永いこと政治教育運動をしていますと、いつもこの問題に戻るわけです。

それからもう一つ、衆議院選挙も参議院選挙も、公職選挙法と政治資金規正法の二法が改正されて初めての選挙だったわけですね。公営を拡大して候補者が金をかけないでするという、自動車代、ポスター、個人用ビラ、事務所の借りあげ料の公費負担がされて、金のかからない選挙にしたはずですね。ポスター、ビラの調査をされましたね。公営にするので金がからないという、その点一つとってもプラスにならないことがありましたね。

**小池** 公営にして本当に金がかからなかったかどうかをポスター、ビラについて調べ、届出選挙費用の調査をしましたが、公営費用の上にのせて立派なものを作っているのですね。私どもの税金のむだ使いの感じを受けたわけです。

**紀平** 選挙のスローガン、候補者の公約をうかがった時も、特に参議院選挙では、ロッキードは忘れられ、基本的な政治の姿勢がないがしろにされているのを発見しましたね。

**小池** そうですね。

## 定数不均衡是正は運動の焦点

**紀平** 基本的な問題は有権者の政治意識だという指摘と、もう一面、法律制度に問題はないかと追求してきましたね。

定数不均衡について国民の意思が正しく反映される制度になっているかどうか。それから、腐敗防止法を作るべきだとか、議員の調査権を強くうち出すべきだとかいう法律制度の改正の問題についてどうぞ。

**小池** 私どもの運動の一つとして今回も、参議院のアンバランスの是正をするようにと、定数不均衡是正の訴訟にふみ切ったのですが。49年の衆議院選挙の千葉一区の定数アンバランスは違憲であるとの判決が出て、国会が当然この問題をとり上げて、アンバランスの是正をするかと思っていましたのにすでに20名増員をしたのでこれで良いということであり、次の参議院選挙の前にそれを要望したのですけれども、政府国会は全くいじらず、そのまま7月の選挙をし、なお、アンバランスが大きくなったという状態で、政府国会は自分達に都合の良いことだけ改正しているのではないかと感じるわけです。

今度の訴訟の判決がどういうように出ますか。また、政府及び国会がこのことに対して動かなければなりませんが、私どもはこういう面の運動もしていかなければならないと思うのです。

(次頁へ続く)

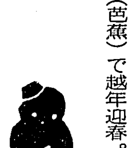

### 花片

▼荒浪の間近かに蒔きし冬菜かな(汀女)、倒産、失業、円高不況など、「経才のオレ」の下で、不安の強まること、おびただしい。併し冬には冬の蒔きものに精を出すのが、われわれの心得であろう。▼十二月の始め友人の土産に、故郷の可愛いい蕗のとう。形、和らかさ、色、そのホロにがさ、誠に珍重々々。越冬しないのに上々。▼遠来の旧友と箱根へ。暖かいので紅葉は冴えないというが、ロープウエイの上から燃える景色はいい。植物でさえ時期がくれば、燃えたつものを、人間ばかり「正」に対して、にぶく冷たく不燃性とは。▼「東京燃ゆ」といわしめた美濃部都知事出現の頃に比し、いま東京都政の苦しさ。冷めやすい東京人とならないように。彼岸に達し得ない途なかばなのだから、甘えとゆるがせといい気持は禁物。▼前国会では、健保国鉄をおとりのかけひきで廃案にし、今臨時国会では、殆ど審議なしで通過。怪!不信!といわずして何ぞや。▼社会党大会は、明13日、どんな転換があるかわからないが、自民党、組閣の場合の人選と共通したものがある。お控え召されと、一喝する人はないのか。▼冬の食卓に、すきやきや牛めしが、楽しめないのも、和牛輸入牛ともに流通過程の結果という。至るところ複雑怪奇の現象。▼文春まつりで、作家有吉佐和子氏は初の女流主演、外国語を流暢に派手な演技。何をしても可と。▼後の世はいかがなるらん冬ごもり(芭蕉)で越年迎春。 から子

編集発行人 紀平悌子 発行所 日本婦人有権者同盟(渋谷区代々木2-21-11 婦選会館内) 電話(370)2727番 〒151 振替195409

---

## 子孫の安全を考える
### 集団遺伝学が問いかけるもの

講師 吉田幸弘氏 (都立立川短大教授)

同盟では、日本消費者連盟、主婦連、都地消連と共催で、去る10月4日、6日、14日の3回にわたって遺伝毒性勉強会を行ないました。その中から第3回目の勉強会を報告します。

× × ×

生命を維持し機能させていく根源をつかさどっているのが遺伝子である。遺伝子は人間をはじめあらゆる生物の細胞に含まれ、生命維持に不可欠なアミノ酸を合成して、タンパク質をつくるのである。

この遺伝子を包んでいるものが染色体である。

突然変異とは、この遺伝子や染色体が放射能やエックス線、化学物質などによってキズがつき、組み合わせや並び方が狂った時に起こる異常現象である。この突然変異の研究はすでに50年前にアメリカのマラーがショウジョウバエにエックス線をかけ、次々と突然変異を確認している。その後エジンバラ大学のアーバック博士が、毒ガス、つまり化学物質によっても突然変異を起こすことを突きとめた。このようにかなり以前から突然変異の研究が行なわれてきたがあくまで学問上の研究にとどまっていた。

遺伝毒性という言葉でクローズアップされたのは最近である。特に化学物質に関しての研究は、はじまったばかりである。それでもエックス線についてはかなり研究が進められており、突然変異の現れ方や、遺伝毒性の特徴はわかってきている。重要なことは、突然変異の現れ方が、自然界の影響だろうと、エックス線、化学物質であろうと全く同じなのである。このことからエックス線でつかんだ特徴は化学物質の場合にもあてはまると見て間違いないと推定されている。

突然変異のきわ立った特徴は、

1、いったん起こった突然変異は絶対に消えない。
2、胎児の時や幼児の時に起きた突然変異は死ぬまで蓄積される。
3、普通の毒性のように一定量以下なら安全という無作用量がない。
4、生殖細胞に突然変異が起きた場合は子供にそのまま伝わり、子孫に及ぶ。
5、生殖細胞以外の細胞に変異がおきた場合は蓄積され発ガンに結びつく危険が高くなる。

の五つである。

突然変異には遺伝子突然変異と染色体突然変異との二つがある。前者は遺伝子がキズつき、その組み合わせが狂ったために起きる異常であり、後者は染色体が破壊され、中の遺伝子の並び方が狂ってしまうために起きる異常である。

染色体異常の時には子どもにも優性に出るので、死産、流産、場合によっては奇形といったはっきりした形で出る。これに対して、遺伝子がキズつけられた場合は劣性になるので見た目にはわからず代が重なる毎に進んでくる。

奇形の場合ははっきりしているので注意できるが、劣性の場合は気づかぬうちに進み、気づいた時は手遅れの状態になる。また気づいても一度異常がおきた遺伝子は代々取り除けない。

このように遺伝子や染色体に突然変異を起こす遺伝毒性が、化学物質、エックス線などにかなり多く存在する。病気を発見するためのレントゲンや、治療のための医薬品とか、やむをえないこともあるが、他に代わるべき方法があるものは極力避けなければならない。

遺伝毒性に安全許容量はないので、どうしても仕方がないという緊急避難的な「がまん量」である。社会的、個人的に総合判断を下しできる限り避けるべきである。

厚生省は毎年30種ぐらい化学物質の遺伝毒性を調べ、クロ物質について発ガン実験をしているが、発ガンがシロと出た場合は安全として使用させている。これは大変な間違いである。厚生省は認識不足である。われわれ遺伝学者の忠告に耳を貸そうとしない。多くの人の運動で改めさせなければならない。

(まとめ 原 輝恵)

## 支部結成の動き

### 室蘭
### 北からの朗報

「日ごと寒くなりますので、雪の降る前に札幌支部の方がたとご相談しまして」と、室蘭の板谷さんから北の便りがとどきました。「52年度中には支部結成のはこびになると思います。」冬来りなば春遠からじとは、このことでしょうか。昨年の秋に室蘭から同盟に研修に来られて、その後一年、17名が入会されました。

ことしも10月4日、市選管の方に引率されて、籐、内海、長坂、菊池、青野、田中の皆さんが訪ねられました。政策決定に婦人の参加をすすめよう、あるいは、夏に「選挙を有権者の手にとりもどそう」とがんばった、参院選における有権者同盟の運動などを、松浦さんからきかれたあと、支部づくりの具体的なかたちと手順を話しあいました。

有珠山の噴火が自治体に与えた後遺症など、なまなましい身辺のくらしと政治の話しもまじえながら、支部をつくるには慎重に再発足したいと、一人ひとりが率直に抱負を述べられました。

板谷さんからの朗報は、皆さんが帰道されて話しあった結果です。北海道に、札幌支部と並ぶ良い支部の誕生を待ちましょう。

(本尾 良)

### 大阪
### 佐竹先生を迎えて

昨年10月8日、ロッキード嵐の中での全国キャンペーンに大阪が組まれ、一日の宣伝活動の後「紀平さんを囲む座談会」で会員から「支部がない以上、これっきりになる」という発言があった。

この発言をうけて、これまで大阪の会員間でも二度集まりがあり、本部からも種々の案が出た。結局まず佐竹先生にお願いして、ということになり、10月15日北田辺の会員宅に先生をお迎え出来た。

会員間の横関係が分断されているし、年代差が大きく、非常に危惧した面も多かったのだが、最初の自己紹介から、大阪らしいフランクな面、それぞれの個性が出て、親近感を持てる第一歩がふみ出された気がした。

先生のお話は、わかり易い言葉で、私達の生活が今日直面している問題点と、それを大きな視野で眺めた場合の状況を説明された。

例の如く先生のお話は、時間と共に熟し、それぞれの人にそれぞれの衝撃となって動くことだろう。

質問の時間になると、若い人と年配者の内容の落差は、どうにもならない面を出す。先生もさぞ困られたと思うが、これが又、ここ五十年の日本の社会の激しい変化の縮図であり、この現実は現実として、共通の場を何とか見つける努力をするしかないし、又、この場をそうするということが、目的となり得るとも考えさせられた。

予定の四時を一時間もオーバーして閉会し、時間のある者のみが先生とお食事をする予定でいたのに、先生にはそのお時間さえなく心残りな閉会となった。

(田畑喜久)

### 傍聴して下さい

参議院地方区定数是正訴訟
第2回公判
日時 昭和52年12月21日午前10時
場所 東京高等裁判所(5階)
民事第8号法廷

### お年玉切手ご寄付のお願い

〝53年のお年玉シートお当りの方!! 是非同盟にご寄付下さい〟

「海外の切手愛好家に頒布するためお年玉シート(20円2枚)お譲り下さい」との要請が、日本国際郵趣協会三宅和子氏(同盟会員)からありました。

皆様からお年玉切手を御寄付頂けば、一枚につき百円の財務収入になりますので取り上げる事にいたしました。ご不用分がありましたら是非ご協力下さいませ。千枚集まりますと10万円になります。個人でも支部でまとめて下さっても結構です。同盟宛お送り下さい。(1月末日頃までに投函願います)

(注) 破損汚損折目などないもの

財務部長 宮尾智恵子

### 運動日誌 (9/20~11/12)

| | |
|---|---|
| 9/20 | ○婦人の翼出発(B班) |
| 9/21 | ○不公平な税制をただす会で、民間税制調査会 |
| 9/22 | ○第三回指名委員会<br>○都連<br>○出版部会、初校 |
| 9/25 | ○金正禮韓国女性有権者連盟委員長来日 |
| 9/26 | ○中央委員会支部長会議準備会<br>○国際連絡委員会<br>○NGO国内婦人委員会 |
| 9/27 | ○機関紙再校<br>○プラスチック製造会社のトップと話し合う会<br>○経企庁消費問題懇談会 |
| 9/28 | ○組織部会<br>○財務部会 |
| 9/30 | ○中央委員会支部長会議事務打合わせ<br>○機関紙発送 |
| 10/1 | ○金正禮氏と懇談会<br>○バザー委員会 |
| 10/3 | ○婦人の翼(A班)帰国<br>○定数学習会 |
| 10/4 | ○婦人の翼(B班)帰国<br>○常任委員会<br>○遺伝毒性学習会①<br>○在日朝鮮女性同盟30周年会(都連) |
| 10/5~7 | ○事務局慰安旅行 |
| 10/6 | ○遺伝毒性学習会②<br>○室蘭白バラ会来所、懇談 |
| 10/11 | ○中央委員会支部長会議準備会<br>○源氏 |
| 10/12 | ○首都圏組織担当者会議<br>○バザー委員会<br>○司法幹事会 |
| 10/13 | ○婦人教育グループ会合<br>○国際連絡委員会<br>○公営立会演説条例について都へ申し入れ(都連)<br>○少年法国民会議 |
| 10/14 | ○遺伝毒性学習会③<br>○定数是正青空演説会(渋谷) |
| 10/15 | ○国際婦人年連絡会<br>○生活情報運営委員会<br>○大阪で佐竹氏講演会(組織部) |
| 10/17 | ○バザー委員会<br>○参院定数是正訴訟口頭弁論<br>○韓国婦人問題講演会 |
| 10/18 | ○消費者団体情報交流会と事業者団体との連絡会<br>○機関紙再校<br>○ロサンゼルス・タイムス取材 |
| 10/19 | ○オーストラリア駐日大使婦人問題研究で来所 |
| 10/20 | ○中央委員会支部長会議準備会<br>○生活を守る都民会議<br>○都連<br>○婦人の翼報告会(同盟独自) |
| 10/21 | ○経企庁消費問題懇談会<br>○政啓委員会<br>○機関紙発送<br>○長野県連合会<br>○全国消費者大会第5分科会打ち合わせ |
| 10/22 | ○不公平な税制をただす会<br>○中国婦人代表団歓迎委員会<br>○婦人の翼報告会(日中友好協会) |
| 10/24 | ○バザー委員会<br>○金正禮韓国女性有権者連盟委員長帰国<br>○出版部会 |
| 10/25 | ○役員会、事務局会議 |
| 10/26 | ○中央委支部長会議決議起草委員会<br>○労働省(婦人少年室)婦人の地位向上会議 |
| 10/27 | ○昭和52年度第1回全国支部長会議<br>○指名委員会 |
| 10/28 | ○第28年次第3回中央委員会<br>○中国婦人代表団来日 |
| 10/29 | ○中国婦人代表団顔合わせ<br>○中国婦人代表団歓迎会 |
| 10/31 | ○都議長交際費訴訟公判<br>○司法制度研究会 |
| 11/2 | ○日本婦人問題会議 |
| 11/4 | ○役員会<br>○少年法幹事会 |
| 11/5 | ○国際婦人年連絡会 |
| 11/7 | ○バザー委員会 |
| 11/8 | ○常任委員会<br>○源氏の会<br>○出版整理会 |
| 11/10 | ○第16回全国消費者大会第5分科会<br>○第16回全国消費者大会全体会 |
| 11/12 | ○バザー委員会 |

### 少年法改悪反対の署名を

少年法改悪作業は6月29日の答申以来、国民の目に触れないまま法務省内で来年3月の法案完成を目指して着々と進められています。

また、少年法に関連ある諸状勢の動きも活発です。①青少年と周辺の大人の日常活動への権力的規制をもたらす青少年保護育成条例制定の全国的動き、②学習指導要領に「君が代」導入など国家主義的教育化の傾向、③昨年5月少年課を独立させた警察の諸方面への指導やキャンペーンの強化、④刑法改悪作業も中間報告、国会における協議など新たな展開。

これらは、青少年のみならず国民の日常生活を権力規制下におき、さらには取締りに直結させる体制づくりが押し進められていることを示しています。その上で少年法改悪が急がれていることは疑いありません。少年法改悪法案の国会上程阻止の請願署名に是非ご協力下さい。

(本田年子)

無農薬でつくられた
健康に寄与して行く安全茶(伊勢度会産)
煎茶 露の花 100g入 500円
正喜撰 200g入 700円
ゆとり 300g入 500円
ほうじ茶 200g入 400円
農林大臣賞受賞
ミネラル一有機農法で土をゆたかにし残留農薬も分解しつくしており、つくられたお茶は三煎四煎でも風味よく味わえます。
お申込は同盟事務局へどうぞ。(03-370-2727)
中央区銀座6-10-11 サンリーブ株式会社

電話1本で即見積
勉強の毎日ですが、
信用と誠実を
モットーとして
印刷と美術に
研究しつづけて
おります。
森下印刷所
オフセット印刷 美術印刷
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181 (日産厚生園正門前)
☎ 0422-48-1611 (代)

### 天然油脂洗濯石けんの共同購入について

東栄商会では、天然油脂石鹸を合成洗剤より安く販売しております。

製品は「創業九十七年日本最古の歴史をもつ平野油脂」の純正粒状石鹸三kg入です。

JIS規格を遥かに上回りまた粒状ですから溶けやすく微粉も飛びません。

購入について詳しいお問合せは
日本婦人有権者同盟事務局
☎(三七〇)二七二七

ガス坊やの安全コーナー
つけたら 回そう 換気扇
東京☆ガス

Published by the League of Women Voters of Japan No.21, 2 Chome Yoyogi Shibuya-ku Tokyo Japan

## 選挙制度改正は有権者の手で

（前頁より続き）

**紀平**　佐竹先生から参議院選挙の総括をうかがった時、有権者が何をすべきか、どこにポイントがあるか、私達は制度の問題に目を向けようと強調なすったと思うのですけれど。有権者同盟の運動の中心でもありますので、法律でなおせる部分はないだろうか。腐敗の問題、制度の中に含まれる問題についてお触れいただきたいのですが。

**佐竹**　構造汚職という言葉で政治と企業の癒着は、明治以来の伝統となって簡単にはどうにもできない問題ですね。でも、諦めないで次の世代の政治教育をするという遠大な展望で、腰を据えてやらなければならない問題ですね。

当面できる問題としては、選挙で民意を代表する代表を選ぶためには、キチンとした選挙制度が実行されなければならない。今、法律で決められたことすら守られていないのですから、決められた法律どおり定数不均衡を是正しなさいということで、これは民主主義の出発点として大事なことだと思います。今、参議院は地方区では一対五のひらきですね。学者を含めて多くの人が、参議院は衆議院と違うのだから少しぐらい開いていてもいいのではないかという意見がまかり通っていますね。しかしそこは、大事なポイントとして区別しなければいけないのは、憲法では一人一票で、参議院はそうでなくても良いということは、法制上どこにもないことですね。裁判所も政府も、主権者が放っていればいつまでも政府が放置しているのは、戦後30年の歴史が物語っていますね。したがって、有権者自身が法律を守らせる運動をしなければならないし、同時に、その制度が適当でなければ、法改正をする運動を我々自身が、イニシアティブをとる必要があるのではないかと思います。

腐敗防止法や政治資金規正法など、ザル法的な抜け穴があり、利用しているわけですね。この法律が誰が読んでもわからないような難しい法律にしくまれているということですね。欧米では、法律は誰が読んでも判るように書かれているということです。さしあたり選挙法とか政治資金規正法とか、判るようにと主張すべきであり、運動していったらと思うのです。

**紀平**　先生は、市民の会の副代表幹事でもあり、46年の参議院選挙直後から、定数是正訴訟の運動もご一緒にしていただいているわけですが、選挙とか政治にかかわる法律は判りやすくということですね。政治資金規正法の問題点として、なお残っている会社、法人、組合献金の問題で、私ども有権者同盟も市民の会も、資金寄附は、"限度をつけて個人に限れ"と主張しているわけですが、選挙が良くならないのは政治資金規正法、公職選挙法にも問題があり、有権者の意識にも問題があると指摘されるのですけれども、制度上の問題として、市川先生のご主張にもある立候補制度問題が一つあると思います。

全国区は、どんな思想、信条、経歴の人がどんな基盤から候補になっているか判らないので、いきおいタレント、組合、現職の議員が選ばれているということになりますが、本来参議院は無所属で、職能代表、そして女性も選ばれるという可能性がある区制だったのですが今は、本来の全国区の意味あいをなくしています。参議院全国区制候補推薦制要綱案が「民主政治を建てなおす市民センター」から出されていますが、この案は制度的に全国区の100名を無所属にすることと、もう一つは立候補制度確立への道をひらくことが狙いとなっていると思いますので、それについて触れていただきたいと思います。

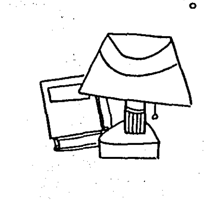

**小池**　市川先生は根本的に本来の姿に戻すという熱意がこめられていると思うのですが。出したい人を選び、みんなの資金で、みんなの運動で推し出す。これが本当の選挙のあり方であると言っておられ、それがこの案の根本になっているのですが。推薦ということで。参議院無用論がいわれている時、本当の参議院の役割を果たすものにしたいということで全員無所属でといわれているわけです。

この案は、三カ月前に承諾を得て、一万人以上の推薦の署名を添えて出す。団体なら五千人以上の署名をつけて出せば良い。政党の場合、所属党員以外のものから推薦するということなのですが、もし従来の後援会があれば、推薦の形にしたり、署名もできると思いますし、また、署名にそえる住民票をとる場合等のお金はどうなるのか、そこらが少々心配です。ラジオ、テレビに運動を限ることにしていますが、言論の自由の立場からどうかなどと考えられますので、有権者同盟ではその辺を疑問点として意見を出し今後検討をつづけるということにしています。

**紀平**　政党レベルからは絶対に国民を基盤にした改革案は出てこないということです。佐竹先生もいわれましたように、選挙の問題は有権者がイニシアティブをとらなければ本当のものは出てこないのだということで、全国の支部で研究段階に入っているのです。

**佐竹**　大事なことは有権者から全国区の具体的な改革案を出すということに意味があるのですが。基本原則として参議院は無所属であるべきです。

今、現実の改革案は与野党含めて比例代表制の案を出していますが、これは参議院設立の主旨に反する。党利党略的な政治的効果が現れて、政党化するということは間違っていると思うのですね。今は政党政治だから参議院も政党化するのは必然だと言う人もありますが、有権者はそこをはっきり見据えて、現状の改革案には絶対反対しながら、反対だけでなく、ベターな案を出し、そして無所属という案には賛成です。知名度のない人にはラジオなど、なかば公営的な広報を強化するということですね。もう一つ、慣習化している大臣を参議院から送ることをやめると純度が高まるのではないかと思い、制度、慣行を改めること、こんなことも運動としてあって良いと思います。

**紀平**　政治、経済の流れを背景とし延長国会の中で選挙制度の基本的論議は一向に浮かび上がってこないで、今日、ますますうすれて来ていますね。

秦野章氏（参議院公職選挙法改正に関する特別委員会委員長）が全国区制の改正を、私どもが賛成できないような方法で、憲法改正にまで及ぶというような方向で特別意見を出しています。

まず基本がしっかりしていなければその上に各種政策はのらないし、のっても必ず腐敗、汚職があるという基本問題の解決策が国会の流れで出てこないというのでは政治の流れの中でそういう問題は後へ後へと残されていくという感じですね。

昨年、国会の側で新しい胎動といいますか、新しい政党の流れが起こっていますが、その中でこの問題はどうなのでしょうか。古い溜り水の中では無理だとしても。

**佐竹**　各新聞の調査では、これは非常に難しい問題ですが、残念ながら新しい胎動には、要するに飛躍的な期待のデータが出ていないということです。基本的な国家構造とか議会制の制度問題をとり上げて正面からとり組む新鮮な政治集団の登場を期待するのですが、残念ながら世論もその意向を示さないのですね。一連の新しい動きは中道路線の周辺をいつづけられる程度で、イニシアティブの中核団体にはなれないと思いますね。

参議院選挙で表れた90%の人が中間層意識で既存の政党に投票した惰性から現実には抜けていなかった。その動きがまだ続くと思います。残念だが政局として新しい芽をそのまま期待できないということですね。

**小池**　既存の政党から抜けきらないという、日本人の体質といいますか、新しいものを生み、育てるという意欲というのでしょうか、いつも事なかれ主義で、自分に関係なければ避けて通るということが、あまりにも多すぎるのではないでしょうか。

### 問題を先どりする意欲を

**紀平**　国際婦人年国内行動計画の第二年度に入っていますが、婦人が政治にいかに多く参加するかには、基本的には意識の問題、教育の問題があると思います。

婦人の政治参加が現実の面から充分でないことを、私ども度々確認しています。昨年2月1日、政府の国内行動計画推進に関する方向性が出されましたが、非常に具体性を欠いているということと、男女の役割分担意識をもった行動計画になっていることで、政府の推進計画はまことにお寒いという感じを持つわけです。昨年6月14日に出された「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」が出され、その中で示されていることは審議会に婦人の委員を、向う5年間に2・8%から10%にすることが具体的に出されているだけで、婦人の公務員を増すためのプログラムも、私ども民間の婦人団体が望んだ管理職の婦人登用にも一言も触れていないのですね。抜本的にしてほしい対策が何もないわけですが、「国際婦人年の決議を実現するための連絡会」でも推進本部に対し、ここ一年運動をしつづけ、要求をたたきつけているのですが、11月3日、更に各方面にわたる具体策が出されたのですがそれには、福祉、家庭、労働、政治ですが、政治は勿論、他の部門でも一つも新しいことがなく、労働の面では後退の兆しさえある状態で、婦人の社会参加の面でも低迷することになりますので、有権者同盟がこれから活発にしていこうとされるのはどんなことでしょうか。

**小池**　婦人を自覚させなければならないという難しい問題なのですが、今まで婦人に、そういう立場に立つ覚悟がなかったのではないかと思うのです。それで、永い年月、女は駄目だという目で見られ評価が今日まで及んでいると思うのです。みんなが自覚して男女平等を叫ぶなら、一歩も退かないという覚悟をもってとり組んでほしいと感じるのですが。

**紀平**　これらの問題は教育ですね。その後の教育、環境がそういう意識を作ることなのですが、国際婦人年とか、男女の役割分担意識について客観的にどう思っておられますか。本質論としてどう考えたら良いでしょうか。

**佐竹**　基本的には男女は対立した存在でなく協力して何かを作り出すという役割分担の認識があるにも拘らず、現在の日本は依然として男性優位の社会で、男社会の現実が果たして良いのか悪いのか、女性が人権意識から深刻に受けとめる問題意識がもてないことに、基本的に問題があると思いますね。有権者同盟の方々や、一部の政治的立場の人達がしていることが浮いてくるのは、女性に問題意識が稀薄だということがもう一つの問題としてありはしないか。勿論男性側にも問題はありますが、今は同盟の立場としての話ですから、その角度から申し上げたのですが。女性に不利な問題には、先手、先手でケース・バイ・ケースで対応することが特に低迷期には大事なことなのですが、もう一つ、一般の方々に問題意識を持ってもらうきっかけですね。まさに政治教育の問題ですが、先程もいわれましたように若い方、次の世代に働きかけるようなそんな発想をもっていただきたいと思います。

**紀平**　今年の同盟の運動は忍耐と努力が必要だということになりますが、制度の問題も、政治資金規正法の問題も、国会レベルでは政治の表舞台に乗って来そうにもないし、仮に選挙があったとしても、婦人票がいろんな事態を理解して参加することも望めないのではないかと。やはりこの問題の基本は、教育と意識の問題だということを抑えてしなければならないようですね。先生にもご協力いただいている組織作りですが、核になる支部、グループを自治体に作らなければならないのですが、少しずつでも前進させるにはどうすれば良いかを伺いたいのですが。

**佐竹**　市川先生会長時代の同盟は、或る意味で啓蒙的役割をもった重要な組織だったと思います。1970年後半から80年にかけての同盟の位置づけは、啓蒙的役割プラス新しい問題を先取りしたイニシアティブ団体でなければいけないと思うのです。少数精鋭か大衆組織かということですが、扱っている問題が抽象的なナショナルレベルの問題ですから大衆運動というのは無理だと思います。これからは高度工業化社会で公害とか環境汚染とか生活に密着した問題で運動している住民運動、市民運動の人達とタイアップしながら、機能主義的にここでしか出来ない問題と無数にある市民運動と緊密に提携しながら、この組織を強化していくことは可能だと思うのです。

ここで大事なこととして申し上げたいのは、有権者同盟の方が基本的に憲法の三原則を阻害するものは全てチェックしよう。三原則を守る条件を拡大しよう、という問題意識を一人残らずが持てば、全国に拠点を作ることが出来ると信じています。基本的学習があって実践に移した時、組織作りも可能性が展けてくると思っています。

**紀平**　いのち、くらしを守る運動で起こっている住民運動と敏感に対応する点と、同盟の人手と矛盾があるわけですね。

**小池**　問題意識を持っている団体との提携が必要な場面でも、どうしても少人数では駄目ですね。人がほしいですね。

**紀平**　人に尽きますね。何といっても人がほしいですね。先生のいわれた憲法の三原則をわきまえ、かつ感覚的な行動性を持った人を育てることですね。

**佐竹**　婦選会館の教育とこちらとが有機的につながることですね。

**小池**　本当にそうなのです。

**佐竹**　ここでしか出来ない運動がありますね。機能分担とはそういう意味で、ここに力点を置く人を一人でも増すということで、教育が効果があると思いますね。レベルの高い問題についてはそれしかないと思いますね。

**紀平**　層を厚くするということですね。

大変良いお話をありがとうございました。（まとめ　久保田須弥）

（52年11月22日、婦選会館にて）

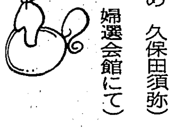

純粋なもの・自然なものをおとどけするキッコーマン
天下一品
キッコーマン
キッコーマン醤油株式会社

1978　あけまして　おめでとうございます

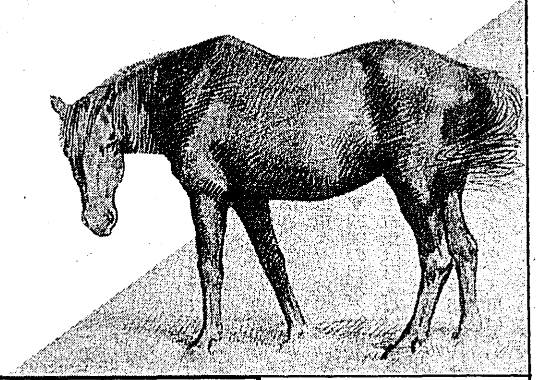

森下印刷所
●オフセット印刷 ●美術印刷
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181（日産厚生園正門前）
☎ 0422-48-1611（代）

酢のものに
ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のもののできあがり。
ミツカン
土佐酢
三杯酢+かつおだし

ミツカン
土佐酢
三杯酢+かつおだし

無農薬でつくられた
健康に寄与して行く安全茶（伊勢度会産）

| | | |
|---|---|---|
| 煎茶 露の花 | 100g入 | 500円 |
| 正喜撰 | 200g入 | 700円 |
| ゆとり | 300g入 | 500円 |
| ほうじ茶 | 200g入 | 400円 |

農林大臣賞受賞
ミネラル―有機農法で土をゆたかにし残留農薬も分解しつくしており、つくられたお茶は三煎四煎でも風味よく味わえます。
お申込は同盟事務局へどうぞ。（03―370―2727）
中央区銀座6―10―11　サンリーブ株式会社

---

## きわめて消極的！

### 国内行動計画前期重点目標

総理府婦人問題企画推進本部は、ことし2月1日「国内行動計画」を発表、6月14日には婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱が本部決定され、又労働省婦人少年局も「若年定年制、結婚退職制等改善年次計画」を発表しました。

これらを含めた「国内行動計画前期重点目標」が婦人問題企画推進本部幹事会で意思統一され、11月3日、公表されました。

国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会は、11月5日及び17日の両日会議を開き、政府の「重点目標」を逐条検討した結果、総理府婦人問題企画推進本部及び、関係各省に対し、問題点を指摘、日本大会の決議の線に沿って目標を達成するよう申入れをおこなうこととなりました。

又、12月8日午後には、労働省婦人少年局長森山真弓氏を婦選会館に招き、膝つきあわせ、民間婦人団体の意見を申し述べる会を持つことになりました。

前期55年までに重点的に取りくむ重点事項（国内行動計画＝2月1日発表のうち）は①立ち遅れが目立つ分野②不利な立場にある婦人を援護する分野③社会変化、婦人の生活構造の変化で、現在特に必要性が大きくなっている分野で、具体的には、婦人の政策決定参加の促進、家業、家庭での妻の働きの評価、雇用の男女平等、母性と健康を守る対策など11項目、55年にはこれらの重点事項の進み具合を点検、国内行動計画の見直しを行うことにしています。（重点目標そのものは紙面の都合で割愛）

右に対し私共は「前期重点目標」の全般について—具体的には婦人の政策決定参加と、若年定年制、結婚退職制度の改善策のみであり、婦人の10年計画の前期の目標としてみても極めて消極的であり「平等」を実現するために私どもが再三要望してきたことは殆んど考慮されていない。基本的人権に基づいた平等の思考が弱く、それ故に現実の差別を取り除く強い特別措置と、抜本的な改正の施策が欠けていることを指摘したい、との意思をまとめ、11項目に亘って是正を申し入れることとなりました。

申し入れのうち、本同盟の活動分野、婦人の政策決定参加の促進について、以下抜すいしました。

### 婦人の政策決定参加の促進について

婦人の、政策決定参加を促進するためには、左記を重点とし、一年毎のプログラムを明確に示して行くべきである。

(1) 国及び地方自治体において、管理職への婦人の登用を抜本的におこなうこと、更に管理的公務員への婦人の登用を積極的に推進すること。

(2) 公務員試験合格者を、平等の立場で採用し、5年間で婦人公務員の割合を50%とすること。

(3) 大公使をふくめ婦人外交官の任用をすること。

(4) 司法官試験合格者を平等の立場で採用し、婦人司法官をふやすこと。

(5) 行政機関における審議会及び各種委員会へ単に婦人を登用するばかりでなく、構成、運営面の質の向上をはかるべきである。例えば、社会保障制度審議会、食品衛生調査会、国民年金審議会、中央社会保険医療協議会、教育職員養成審議会、経済審議会等に、知識と経験ある婦人を平等参加させること。

(6) 民間諸機関、団体に対する協力要請をおこなう際に婦人の政策決定への参加の現況を公開、資料として提供するなど、民間活動を容易にすること。

（紀平悌子）

## 支部訪問①　横浜支部

51年7/9 ロッキードに怒れる婦人連デモ（鎌倉）

あけましておめでとうございます。

支部の皆様ご活躍のことと存じます。今月号より支部訪問と題して、出版部員が支部にお邪魔し、インタビューする企画をたてました。その節は支部の皆さんどうぞご協力をお願いいたします。

第1回目は、横浜支部をお訪ねし、お話しを伺いました。

47年10月の創立。まだ5年めの新しい支部である。

「手さぐりでしたね。支部をつくるために直属会員が集められた感じで、だれもが初対面。活動開始と思っても方向も決まらないから半年ほどは右往左往。そんな状態の中で年の暮から正月にかけて、衆院選、その選挙を無効とする定数訴訟を、私たちの神奈川一区でも起こすことになったり」

支部長の大槻典子さんの話である。が、この右往左往、若い横浜支部にとって実に貴重な期間だったようだ。伝統もないが、とらわれるものもない。「いま、横浜になぜ支部が要るのか」—そんな、そもそものあたりから、語り合い考え、少しずつ、固めていたら—

「支部が生まれて1年で、石油パニックになったのね。田中政治の破たんが吹き出して、物価は上がる、公害は出る。それに、作られたモノ不足に走りまわった消費者の姿も眼のあたりにして。初めて、有権者同盟の訴え続けてきた政治とくらしのむすびつきがピンときたの。これは訴えなくちゃって」

はじめて街頭に出た。伊勢佐木町から横浜駅頭へ。本部からもってきたチラシに、支部の名も刷りこんで、物価安定、公害追放を、訴え歩いていたら、道路工事のおじさんが励ましてくれた。

「市民の一体感が生まれたのもあのころって感じね。あれ以来、主婦も、企業には買い控えで対抗するようになったし、つらい時期だったけど、長いものに巻かれる性質の日本人には試練だっだみたい」—大槻支部長宅に、この取材のために集まって下さった支部会員の方々は、当時をふり返る。

ある時期、チラシをみて入会した人が何人かあった。「やればなにかできる」と思ったのもこのころである。「迷いながらでも、とにかく行動しよう」という"実行型"の支部が、生まれはじめていた。

49年は3カ月、月一回のシリーズで、外むけの学習会を開いた。新しい会だが、新聞などでPRをしたせいか、男性も含めて市民の参加を得た。テーマは、"くらしと政治"と、"地方自治"。石油パニックのとき思ったことを、まず、学習会という市民啓発の形に移したものだ。

横浜支部の結束をなんといっても強めたのは、50年春の統一地方選挙のあと行った選挙民対象の意識調査だった。この方法がすごい。

「どうせするんなら本格的に」と思ったから、世論調査手法の学習から始めたのである。横浜からはるばる東京都内の千駄谷まで、月1回、6カ月の講座に支部会員4人が通いながら、アンケート作業、さらに、そのために必要な財源6万円の獲得活動も。全てが同時併行的に行われた。

その詳細は、この「婦人有権者」（51年2月号）に大槻さんが発表されているので、ごらんいただきたい。始めたときは、単に選挙民がなにを考えているか知りたかっただけだったのに、「とても大きな収穫だった」と、くちぐちに語ってくれた「収穫」とは—

「たとえ能率が悪くても、みんなで参加し考えることが、チームワークを生み、ひとりひとりだけではない、全体の力を高める、と知ったこと」

その後、横浜支部は、地域でのヨコの連帯へと、行動を広げていった。50年来、国際婦人年をきっかけに、有権者同盟を中心に20団体が集まり、「国際婦人年世界行動計画神奈川学習会」が生まれた。学習、といっても、学習をした中で共通意見が生まれればすぐ行動に移そうという意味。その「学習」を通じて、県庁に婦人問題担当の課の設置を申し入れ、県民部に婦人問題担当の窓口を設けさせる、という実績も得た。

この国際婦人年のときからの連帯が、翌年4月のロッキード事件への連帯行動へとつながる。「ロッキードに怒れる神奈川婦人連デモ」で、伊勢佐木町、横浜市内、さらに鎌倉市内へとピーナツのお面をかぶり、多くの地域の仲間たちと行進しながら、汚職への怒りとともに「手さぐりの時代を経たから、大きな連帯も生まれた」としみじみ思っていた、という。

横浜支部は地方支部といっても東京に隣接した、首都圏の支部である。当然、本部や東京都支部連合会とともにする運動も増える。支部長も本部役員を兼ねているしどうしても「忙がし過ぎる」日常になる。地域にも根ざしたいし、本部と手をとり合い中央にむけて声を出すことも必要だし、限られた主婦の生活時間の枠の中で、悩むことも多いというが。

昨年、横浜支部は、「参議院神奈川地方区定数不均衡を正す会」を発足させ、昨年の参議院選神奈川地方区を無効と訴える定数是正訴訟を起こした。本部がこれで7年とりくんできた定数是正訴訟の一環である。発足当時の横浜支部もその流れにとりこまれ、やはり訴訟の当事者となった。が、こんどは違った。この地道な裁判の原告になる有権者が、「一週間で307名にもなった」のだそうだ。

「5年間の運動の積み重ねってすごいのね」と会員の人たち。

たった5年、ではなく5年も経った、ということか。

「私、涙もろいの。でも、うれしくてねえ」

大槻さんの目に、涙が光った。

（まとめ　向井承子）

教育を考える①

## 青春の勇気

永畑道子

ある座談会の席上である。

「"学テ"反対斗争のとき、ぼくは東京中野の中学校教師でしたが、生徒会が、ぼくらと行動を共にしたのです。校庭で、学テ拒否の集会をやり、教育民主化の理念を堂々と子どもたちが説いた。当時の中学生徒会は、各地で、この反対運動を起こしたと記憶しています。」

同席していた多摩地区の先生も、深くうなずいた。

「そうです。私の中学の生徒会も学テ拒否の決議にまで持ちこみ、みごとな取り組みをしました。教師は、その姿に励まされ、子どもがむしろ親を説得する場面もしばしばでした。」

—学テ、いわゆる文部省による全国一斉学力テストに対する反対運動は、教育委員任命制、勤評につづく日本の教育右傾化へのたたかいだった。昭和三十年代後半の、この時期の中学の状況が語られるのをききながら、今昔の感に打たれてしまう。

いまの中学生たちに、この勇気の片鱗が、期待できるだろうか。

教育権は、何よりも子ども自身に存在している。ほんとうの教育をねがう気持ちは、教育を受ける主体者である子ども自身に、もっとも切実なはずである。

内申書にしばられた三年間の受験期は、中学生を幼稚化させ、青春のありようすら変貌させてしまった。

最近、明治以降の「婦人と教育の年表」をまとめた。大正から昭和初期にかけて、各地の高等女学校、師範学校に同盟休校が頻発している事実を知った。大正デモクラシーの影響下とはいえ女の立場がずっと虐げられていた時期に、娘たちが残した行動の軌跡に胸打たれた。

"青春の勇気"は、いま、どこへ行ってしまったのだろうか。

（出版部長・ルポライター）

専修学校
津田スクール オヴ ビズネス
高卒程度：共学2年制・入試あり　願書受付2月1日より

英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会　英文タイプ科
懇切指導
小・中・高・大学生・一般社会人・主婦
どなたでも入会できます。
1期3カ月………年4期（4・7・10・1月）
申　込………毎期1カ月前より受付開始
申込順定員〆切
国電　千駄ケ谷駅前　TEL（402）7331
財団法人　津田塾会経営

永畑道子
セピア色の本棚
四六判上製　価一、三〇〇円
折にふれ筆者の琴線に触れた52冊の本との出逢い。ある時は現代社会への心底からの怒りとなり、またある時は文学の世界の甘美なロマンに酔う。「生きるということ」を真剣に考える世代に贈る、良識の書！
エポナ出版株式会社
〒162 東京都新宿区岩戸町二六　神楽坂セントラルマンション
電話　東京(03)二六九-二五一三(代表)　振替　東京七-二三四三七一

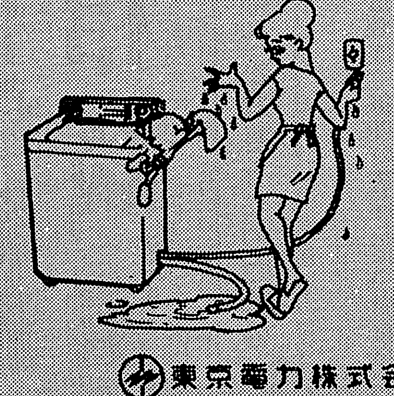

天然油脂洗濯石けんの共同購入について

東栄商会では、天然油脂石鹸を合成洗剤より安く販売しております。

製品は「創業九十七年日本最古の歴史をもつ平野油脂」の純正粒状石鹸三kg入です。

JIS規格を遥かに上回りました粒状ですから溶けやすく微粉も飛びません。

購入について詳しいお問合せは
日本婦人有権者同盟事務局
☎（三七〇）二七二七

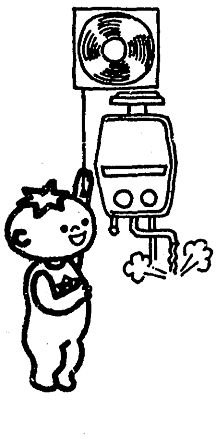

(1) 第33巻 2 号 （昭和22年8月21日 第三種郵便物認可）
（毎月一回1日発行・年間購読料1500円）
昭和53年 2月1日発行

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

## 日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主議を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の1部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

# 現行選挙制度の歪みを問う

## 定数是正訴訟

## 第二回 口頭弁論

参議院地方区定数是正訴訟は、比較的早いテンポですすめられています。51年4月の参院千葉一区に関する「定数不均衡は憲法違反」との判決以後、裁判所のこの種の裁判に関する認識も変ってきていると思われますが、傍聴、街頭運動、マスコミへの働きかけ等あらゆる機会に定数是正の運動を盛りあげて行きましょう。

第二回定数是正訴訟の公判は、52年12月21日、午前10時、東京高裁、第8号法廷でひらかれました。（第15民事部裁判長安岡満彦係）

選定当事者、越山康、佐竹寛、紀平悌子、市川房枝、吉住利雄―以上東京、大槻勲子、岡本花子―以上神奈川 はじめの原告団40数名は定刻通り参集、裁判長の開廷の宣言のうち、原告越山、佐竹、紀平、市川、吉住（行ケ第140号・東京）、大槻、岡本（行ケ142号、神奈川）の順に、提出された「原告準備書面 第一」について趣旨を申し立てました。

尚、原告側は証拠として、第11回参院通常選挙結果を基とした資料を、第二準備書面とともに提出する旨を述べ、被告訴訟代理人篠田久仁夫から、次回までに、これに応える旨の陳述があり10時40分閉廷。

次回は53年3月13日午後1時と決定。2月15日には、第一回学習会（52・12・14、一回）にひきつづき第二回学習会を開くことを申しあわせました。

準備書面第一、序論には、以下のようになぜわれわれが、この訴訟をおこなうかを正面から述べています。

「人はみな平等である。だから人は他人を支配することはできない」「人が平等を求めるならば、人は他人の支配を許さず、自らを支配しなければならない。」これが政治的自治を生む論理にほかならない。この政治的自治は必然的に政治手続における人民の全員参加を要求し、「直接民主制」を生み出した。代表民主制自体は、人間の英知が創造した技術ではあるが、それが採用されている政治形態に適合しているかどうか、民主制の下に実際に採用されている「代表制」および「選挙制度」の実態が民主主義の理念に適合しているかのチェックは、極めて重要である。訴訟に臨むわれわれの基本的な意図は、現行の「代表制」を前提として、「選挙制度」というそれを支える技術が、現行民主主義憲法の下において真に民主主義の理念に適合するものといえるかどうか問わんとするものである。

その意図は、過去の「選挙制度」に存在した財産による差別、性別による差別が、すでに民主主義の理念に反するものとして打破されたことからみて、現行の「選挙制度を民主主義の理念に基づいてチェックする必要があり、そのチェックの権能は、憲法制定権者として、さらに国家主権の担い手としてのわれわれ有権者に固有の権利であり、また義務でもあると考えられるからである。われわれは、右の見地から「選挙制度の実態」を通じて公職選挙法第14条、別表第二が民主主義憲法の下において是認されるかどうか論ずる。

と論じています。次に書面は憲法と立法府の権限、第三に憲法と議員定数配分と項を頒けてありますが詳細は来月号に掲載します。

（紀平 悌子）

# 婦選獲得記念集会開催される

## 自治法施行30周年を迎えて

本年の婦選獲得記念集会は自治法施行30周年を迎えますので両記念集会を同時に開催し、自治体各方面にご活躍の方々をお招きして「自治体における婦人の政治参加の現状」を伺い、これからの運動の指針を得ようと12月17日午後1時半より有権者同盟、理想選挙推進市民の会、婦選会館と共催のもとに婦選会館で集会を持ちました。

紀平会長の開会のことばにつづいて、近藤千浪さんの①婦選会館調査の第34回衆院選挙（東京23区）投票行動にあらわれた婦人の意識調査、②明るい選挙推進協会が調査した第11回参議院選挙（全国）投票行動にあらわれた婦人の意識調査の資料説明がありました。①の資料については、投票にあたって衆院は政党本位が60%前後で定着している。60～70%は投票する人を自分の考えで決め、夫と違う人に投票した人で夫は夫、私は私と考えた人が35年では31%、今回は70%と増えてきた。又②の調査では候補者を知るのが男性は新聞女性はテレビが多く、争点では男性は安保、防衛、女性は物価、教育があげられる。また生活には満足であるが政治は不満であるとするのは男性に多く、女性は生活は不満であるが政治には満足しているという興味ある解明もありました。

パネルディスカッションは小池第一副会長の司会で進められ、5名のパネラーからそれぞれの意見が発表されました。先づ市川名誉会長は自治の本旨と地方自治法制定の歴史が語られた。

昭和22年4月17日に出された地方自治法によりそれまで私生子であった女子の公民権は確立した。しかし30年を経た今日、婦人の政治参加はきわめて少ない。

神奈川県会議員岡本花子氏は、男性ばかりの議員の宴会政治を正し、自治法の勉強をして、議会運営の正常化につとめ、母親の立場で教育権の確立に力を注いだと報告、渋谷区選挙管理委員会委員加藤芳枝氏は選挙管理委員の任務と自覚の下に、投票率の高い婦人こそ政治の決め手であると常時啓発にも力を入れ、婦人には風あたりが強いが頑張っている。

又無所属の婦人議員が教育委員の選任にも働きかけ51年度は選管、教育共に婦人が委員長を努めた。稲城市教育委員会委員狩集サチ氏は所謂移住者でありながら、保守色の強い土地柄の中ではじめて教育委員になり身近なところから努力しているが学校教育の充実に反し、社会教育が立ち遅れている、子供にかける期待を自己の勉強にもさき、社会教育の中で政治参加の必要を体得したい。神奈川県議会議員森秀子氏は革新県政の下で婦人の政治参加を主唱し、既に婦人行政の窓口、婦人班の設置、婦人関係行政連絡会議、等々実をあげ、婦人・老人の福祉等にとり組んでいる。

フロアとの交換は時間がなかったが婦人の政治参加は本日のパネラーの先生方の努力にまかさないで自分たちでも働きかけようとの積極的な意見も出、多くの問題を投げかけ、閉会されました。閉会のことばは、理想選挙推進市民の会小野静江さん。

（松浦三知子）

婦選獲得記念集会にて（1977.12.17）

☆

☆

## ひろば

# 指名委員会の推せんについての姿勢

第二八年次総会で、51・52年度役員、会計監査、指名委員長、指名委員、中央委員の方々とともに選出されました、私ども指名委員会委員長近藤真柄、地方委員大西加代（更埴）水芳枝（郡山）在京委員梅原文子（直属）福井俊子（武蔵野）、役職として紀平悌子（会長）は、本機関紙3頁に御依頼と報告を掲載いたしましたように、その任務の大半を終えました。御協力に対し御礼申上げます。

前にも申上げましたように、委員長不適任のため、辞退しておりましたため、発足が一年おくれましたが、52年度第一回常任委員会の御諒承を得て、事務担当をして頂きました本部静氏（東京大田）の御協力を頂き、各委員の真剣なご参加の下に進行いたしました。どうかその努力に免じて、御推腐申上げました方々の積極的なお取りくみによって、日本婦人有権者同盟の主目標が、大きく発展いたしますように希っております。

今回は本同盟の規約によりまして、会長の任期三期までということで、その改選期にあたりましたことは、当惑中の当惑でございました。御推腐頂きましたなかには、規約をかえてという御意見もありましたし、現状維持をという御希望もありましたが、規約作成の原点を考え、検討いたしまして、役員陣は規約に従ってということにいたしました。苦脳苦慮お察しの上に御諒解を得たく存じます。

中央委員の面では、支部推腐を優先にいたしましたことは、もちろんでございます。御推腐頂けなかった支部にも、お問い合せして御推腐頂きましたものと、お返事のないままに指名委員会で決めさせて頂いたものとございます。中央委員の任期につきましても、規約を考慮いたしましたが、どうしても、かけ替えのない地方及び人材から、それを承知の上で御推腐申上げ、併せて常設委員会が充実されるようという配慮をいたしたことも、御諒承を得たく存じます。

それと同時に全力をあげて運動を通じて、会員増加、組織強化、活動家教育の必要を念じざるを得なかったことを付記させて頂きます。

平等、平和、発展の国際婦人年の目的遂行の年度にあたりまして、日本婦人有権者同盟の発展こそ、その実をあぐるものと思いますが、如何でありましょうか。

この中にあって役員中央委員の方々のお骨折りは、大変過重なものだと存じますが、御奮起を願わなければ、重大な使命は果せません。どうか指名委員会の意のあるところを、おくみとり下さいまして、御健闘下さいますようお願い申上げます。

指名委員長
近藤 真柄

# 再び内容に乏しい……

## 総理と婦人団体との懇談会

53年度国家予算編成を前に各方面の国民の声をきく―とのふれこみで、52年12月14日2時～3時まで総理官邸において総理と婦人団体との懇談の会が開かれました。

案内を受けた九婦人団体は、同じ年1月8日、同趣旨の会合と同じメンバー。出席者は、全国地域婦人団体連絡協議会事務局長田中里子、主婦連合会副会長中村紀伊、全国農協婦人組織協議会会長小林ツ子、全国未亡人団体協議会会長守田厚子、大学婦人協会会長竹中はる子、日本有職婦人クラブ全国連合会副会長安藤はつえ、日本婦人法律家協会副会長鍛冶千鶴子、日本看護協会会長大森文子、日本婦人有権者同盟会長紀平悌子の9名でした。

政府側の出席者は、福田総理、安部内閣官房長官、稲村総理府総務長官、越智総務副長官、望月文部省社会教育局長、山下厚生大臣官房長、森山労働省婦人少年局長、清水内閣官房内閣審議室長。婦人問題企画推進本部の久保田参事官も陪席されました。

前回の懇談会でも、時間が不足で、福田総理からは、具体的な婦人関係予算対策がきかれず、竜頭蛇尾に終り、このような会合の意義が、あるのか、ないのか、大いに批判をもったことでした。今回も、各出席団体代表から、三分宛てに、口早やに要望文は説明。

私からは、「国際婦人年の国内行動計画前期重点目標が政府発表になったが、労働、教育、福祉、家庭、そして政治参加…の各分野に亘り、具体性に乏しく、とくに予算が一円もかからない婦人公務員の男子と平等の採用、管理職及び管理的公務員への婦人の登用については、具体的にふれておらず、審議会への婦人の参加率を、3%から10%に、五年間に増やすという姑息な案しか提示されていない。審議会への婦人の登用については、登用される婦人の質のもんだい、審議会の意見を尊重するのか、かくれみのにしているにすぎないか、審議会そのもののあり方の問題が重要である……。」と強く申しのべました。

他団体からは、医療教育の問題（看護）婦人と税制（法律家）乳幼児問題調査（有職婦人）、国立婦人教育会館の運営内容（大学）母子福祉資金の貸付け（未亡人）農村婦人の福祉（農協）民間自立の婦人会館問題（主婦連）婦人の年金権確立（地婦連）など発言がありました。

最後に総理から「低成長に入った日本経済の中で困難だが福祉の充実を大切にする。国民の声を尊重する」など、お座なりの答弁がありましたが、私からは、「何のために、このような会をしたかわからないのでは困る。今日の要請を、予算上どのような結果として生かしたか、報告、連絡がほしい」と要望。「ぜひそうしましょう」との答えでありました。

（紀平悌子）

## 花片

▼東京中これでという八百屋さんの御託宣、従って七草粥も、なずなの一草粥になったが、疫病除けはとにかくとして、目に緑は美しく楽しい。青羅氏の「七草や なくてぞ数のなつかしき」

▼益子焼の浜田庄司氏の永眠、土の中から生え出たような醇朴な人柄、ことにバーナード・リーチ氏とは苦楽をともに励んだ友情。人の交りは斯くありたいと思う。

▼血盟の同志である筈の共産党の袴田前副委員長の除名、袴田氏の手記「昨日の同志宮本顕治」。お手の内が見えて、底の浅い感じ。ああいやだと思わせることは、マイナス以外の何ものでもないし、意識がひくいともいい切れまい。

▼大島伊豆地震の被害、どこで起っても不思議はないという地震の国、火山の国である日本としては対応が不足。植物愛好の高齢の三姉妹のバス旅行が、死出の旅となり、おひるねのまんまの顔で土中に埋まった坊やの死、シアンの流出。なまずの予知観察などではすまされない。

▼受験生の自殺、警察官の殺人、強盗殺人、高齢病魔生活苦の心中、倒産失業の激増、毎日毎日これでもかというように続々報道されて解決はない。辛いなあと思い、何としても、無力がうとましい。

▼花柳壽章氏の舞台での死、花森安治氏の暮らしの手帖の編集を終えての急逝。惜しみても余りあるがいい死でもある。チャップリン氏の葬儀がひそやかにと読み、あの一人歩いていく後姿のシーンが浮かぶ。いずれも心に残る。

▼日ソ・日中・日米、そして東京都政、気になること多し。

（から子）

編集発行人 紀平悌子 発行所 日本婦人有権者同盟（渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内） 電話（370）2727番 〒151 振替195409

---

静岡支部会員一同
支部長 左近司信子
中央委員 山下しづゑ
副支部長 金原愛子
書記 豊田春江
〃 多尾幸子
会計 堀西しげ子
〃 井田喜久代
会計監査 鳥羽まさ
〃 杉山愛子
組織 石上きみ
静岡市丸子四－六－四
☎〇五四二（五九）〇〇三六
〒四二一－〇一

更埴支部一同
支部長 宮坂うめ子
長野県更埴市鋳物師屋
☎〇二六二七（三）〇九二四
〒三八七

中央委員
太田緑子
郡山市池ノ台九－三
☎〇二四九（三二）〇〇〇八
〒九六三

中央委員
湯浅音枝
郡山市開城五－三－十四
☎〇二四九（三二）〇二二五
〒九六三

郡山支部一同
支部長 石原幸
郡山市安積町笹川字西長久保一－十一
☎〇二四九（四五）二四三七
〒九六九－〇五

中央委員
古川寿枝
郡山市鶴見坦一－七－四
☎〇二四九（二三）二七九六
〒九六三

青島幸男
中野区中野五－五二－一五
ブロードウェイコーポ
一〇一一
〒一六四

東京都中小商工業団体連合会会長
前衆議院議員
加藤清政
千代田区外神田六－十二－四
☎（八三二）七七七六
〒一〇一

酒田支部一同
支部長 佐藤さかえ
山形県酒田市若浜町八－九
☎〇二三四（二三）二五三〇
〒九九八

長野支部会員一同
支部長 赤塩文
長野市浅川一－一〇〇－一四
☎〇二六二（四一）二二六六
〒三八〇

中央委員
山本たつ恵
長野市浅川二－一〇〇－一八七
☎〇二六二（四一）六三八七
〒三八〇

須賀川支部一同
支部長 深谷常子
須賀川市大字松塚字田中六五
☎〇二四八七（六）六一六七
〒九六九－〇四

あけまして
おめでとうございます

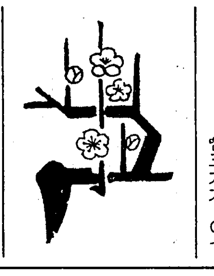

中央委員
笠原美祢
須賀川市上人坦一－二
☎〇二四八七（三）二〇一二
〒九六二

中央委員
蓬田ヨウ
福島県須賀川市南町一七六
☎〇二四八七（三）三三三七
〒九六二

丸子支部一同
支部長 宮原恵久与
長野県小県郡丸子町石井
☎〇二六八六（三五）〇三九二
〒三八六－〇一

中央委員
秋山まち
港区東麻布二－八－五
☎（五八三）四六七五
〒一〇六

港支部一同
支部長 高木志げる
港区新橋三－一六－一三
☎（四三一）七五六六
〒一〇五

中央委員
丸山千代子
上田市常磐城四－一二－一三
☎〇二六八（二二）二三五〇
夜間七六五八
〒三八六

中央委員
長沼てる子
名古屋市昭和区東畑町一－二
☎〇五二（七三一）二一八〇
〒四六六

津田塾大学教授
東京都教育委員
伊藤昇
杉並区阿佐谷南三－一七－一〇
☎（三九一）四九七〇
〒一六六

NHK解説委員
東浦めい
渋谷区神泉一六－一二－一〇五
☎（四六三）六四九五
〒一五〇

田辺定義
川崎市高津区土橋三－四－九
☎〇四四（八七七）三六一二
〒二一三

八代よし
山梨県北巨摩郡明野村上手
三〇二三
☎〇五五一二（五）八七六二
〒四〇七－〇二

小諸支部一同
支部長 小山雪子
小諸市荒町
☎〇二六七二（二）〇〇〇五
〒三八四

宮川久子
熊本市九品寺五－一二－五一
☎〇九六三（六六）二八〇二
〒八六二

中央委員
白銀文子
広島市皆実町一－三－一八
☎〇八二二（五三）三六五九
〒七三四

広島支部長
美藤志津子
広島市南観音町一七－一六
☎〇八二二（三二）一八六九
〒七三三

衆議院議員
宇都宮徳馬
・事務所（〒一四一）
品川区西五反田七－一九
成栄ビル
☎（四九四）一二九二
～一二九四

塩尻支部会員一同
支部長 中野千歳
塩尻市塩尻町一五〇
〒三九九－〇七

中央委員
徳田隆子
京都市左京区下鴨西本町二番地
☎〇七五（七八一）六二六三
〒六〇六

消費者問題懇話会
港区赤坂三－七－一
誠和赤坂ビル内
☎（五八二）五七七五
〒一〇七

株式会社 ロベルト
小関寛子
中央区銀座八－六－一五
三井アーバンホテル銀座
☎（五七四）九二〇七
〒一〇四

社会福祉法人 東京愛隣会
種田あい
足立区保木間町三七四六
☎（八八三）二三三三
〒一二一

紅露みつ
目黒区鷹番二－七－一六
☎（七一二）一一七八
〒一五二

私は有権者の会
事務局長
吉住利雄
新宿区西大久保三－三五
☎（二〇九）五八五二
〒一六〇

札幌支部会員一同
支部長 岩本睦子
札幌市南区石山三三〇番地
☎〇一一（五九一）八〇〇五
〒〇六一－二一

静岡市選挙管理委員
森静江
静岡市西脇五四八－二四
☎〇五四二（八三）四一七六
〒四二二

都立立川短大教授
吉田勉
市川市北方町四－一八四四
☎〇四七三（三九）二三五七
〒二七二

中央委員
小林頼子
小諸市加増二六五
☎〇二六七二（二）三五八五
〒三八四

日本放送協会広報室長
小池悌造
渋谷区神南二－二－一
☎（四六五）一一一一
〒一五〇

足立支部会員一同
支部長 堀合千枝子
足立区足立三－一三－二
☎（八八六）〇一七五
〒一二〇

結婚相談ゆかり会
西川信枝
小金井市貫井北町一－六－三
☎〇四二三（二三）〇二四七
〒一八四

中央委員
桜井敏子
長野県更埴市杭瀬下
七四〇－八
☎〇二六二七（三）一九三七
〒三八七

台東区議会議員
白石てつ
台東区上野桜木一－八－五
☎（八二一）四一五三
〒一一〇

社会福祉法人国立保育園
園長 森田豊子
国立市北二－三〇－一
☎〇四二五（七二）二七一七
〒一八六

松田ふみ子
大田区山王二－三九－二
☎（七七七）六八四六
〒一四三

中央委員
酒井知恵
長野市川中島町若葉町
☎長野（八四）四一九四
〒三八一－二

弁護士
大脇雅子
名古屋市北区瑠璃光町三－一
☎〇五二（九九一）三六二六
〒四六二

中央委員
佐伯言子
福島県相馬市黒木
☎〇二四四三（六）三三九八
〒九七六

成蹊大学教授
宇野重昭
八王子市西寺方町
一〇一九－七
☎〇四二六（五一）二〇〇三
〒一九二－〇一

広島県指定広島准看護学院長
広島県認可あさひ幼稚園副園長
村上安恵
広島市旭二丁目二－二六
☎〇八二二（五一）〇三七一
・〇三七二
〒七三四

世田谷支部一同

支部長 森 喜久野
副支部長 近藤 登美子、八木橋富美枝
書記 中島 利江、飯田 泰子
会計 杉山 利子、水口とし子
組織担当 杉山 利子

世田谷区代田3－15－8 森方
☎（414）3076
〒155

全国婦人相談員連絡協議会会長
西村好江
杉並区和田三－四四－十一
☎（三一二）一七三七
〒一六六

青梅支部会員一同
支部長 鈴木ゆき子
青梅市青梅一三〇－一九
☎〇四二八（二二）二三五九
〒一九八

参議院議員
喜屋武真栄
千代田区永田町二－一
参議院議員会館
☎（五〇八）八四四二
〒一〇〇

衆議院議員
岩垂寿喜男
千代田区永田町二－一－二
衆院第二議員会館四〇二
〒一〇〇

家庭相談員
今城みね子
北区田端五－三－一〇
☎（八二一）六八〇〇
〒一一四

上田支部一同
支部長 河原みや
上田市常田二－三－一〇
☎〇二六八（二二）〇七六四
〒三八六

日本看護協会会長
大森文子
渋谷区神宮前五－八－二
☎（四〇〇）八三三一
〒一五〇

文京支部一同
支部長 設楽美恵子
文京区白山四－一七－一九
☎（九四一）五九三六
〒一一二

宮崎支部一同
支部長 野坂冨美子
宮崎市下北方新地七八七
☎〇九八五（二五）七五〇四
〒八八〇

福島支部一同
支部長 新田美重
福島市南沢又松北町三－五一－四
☎〇二四五（五七）七三五七
〒九六〇

福島支部副支部長
中央委員
中島清江
福島市笹谷桜水二四－七
☎〇二四三（五八）二〇七六
〒九六〇－一二

諏訪支部一同
支部長 新村きく
諏訪市末広五－十一
☎〇二六六五（二）〇六八六
〒三九二

中央委員
新村きく
諏訪市末広五－十一
☎〇二六六五（二）〇六八六
〒三九二

中央委員
砂田三重子
青森市大字造道字沢田
一四五－十一
☎〇一七七（三八）二三三〇
〒〇三〇

諏訪支部中央委員
小松あい
諏訪市四賀神戸三四四〇－一
☎〇二六六五（二）七二九一
〒三九二

中央委員
西澤當
長野県更埴市雨宮一二八
☎〇二六二七（二）二八二三
〒三八七

沖縄婦人
有権者同盟一同
会長 源ゆき
那覇市壷屋二－五八
〒九〇〇

東京キリスト教
女子青年会
千代田区神田駿河台一－八
☎（二九三）五四二一
〒一〇一

石丸通
横浜市緑区美しが丘一－一九
－一 たまプラーザ団地
四－三－五〇四
☎〇四五（九〇二）八五三三
〒二二七

松本支部会員一同
支部長 細野静子
長野県松本市大字浅間温泉
六三七
☎〇二六三（四六）一一七〇
〒三九〇－〇三

ご協力ありがとう
ございました。
到着順に掲載させていただきました。ひき続き2月号に掲載いたします。ご了承下さいませ。

化学繊維相談室
～ゆたかな暮らしのための～

私たちは、毎日の暮らしに、便利なもの、快適なものを望んでいます。こうした望みを果たしてくれているもののひとつに化学繊維があります。

しかしその化学繊維も、どんなものなのか、どのように使ったらよいのかを知らないばっかりに、大きな損をしていないでしょうか。

日進月歩の繊維といわれる化学繊維を正しく扱い、皆さまの衣生活を豊かなものとしていただくために〝化学繊維相談室〟では

☆化学繊維の性質、取扱いなどについての質問にお答えしています。
☆講習会、研究会に講師を派遣いたします。
☆化学繊維に関する各種の映画フィルムの貸出しをいたします。
☆化学繊維、性能、取扱い生産、貿易、消費などの資料を提供します。
☆化学繊維製品についての苦情を受けつけております。

その他、化学繊維製品について、お知りになりたいこと、疑問の点など、皆さまの相談役をお引受けいたしております。

どうぞご利用下さい

日本化学繊維協会
化学繊維相談室
東京都中央区日本橋室町三ノ三 三井別館 電話（二四一）二三一一
大阪市東区瓦町五ノ三九 化繊会館 電話（二〇三）六七八一

Published by the League of Women Voters of Japan No.21, 2 Chome Yoyogi Shibuya-ku Tokyo Japan

(1) 第33巻 2号 （昭和22年8月21日 第三種郵便物認可） （毎月一回1日発行・年間購読料1500円） 昭和53年 2月1日発行

# 婦人有権者
# THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

## 日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主議を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の1部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

## 定数是正訴訟 第二回 口頭弁論

# 現行選挙制度の歪みを問う

参議院地方区定数是正訴訟は、比較的早いテンポですすめられています。51年4月の参院千葉一区に関する「定数不均衡は憲法違反」との判決以後、裁判所のこの種の裁判に関する認識も変ってきていると思われますが、傍聴、街頭運動、マスコミへの働きかけ等あらゆる機会に定数是正の運動を盛りあげて行きましょう。

第二回定数是正訴訟の公判は、52年12月21日、午前10時、東京高裁、第8号法廷でひらかれました。（第15民事部裁判長安岡満彦係）

選定当事者、越山康、佐竹寛、紀平悌子、市川房枝、吉住利雄ー以上東京、大槻勲子、岡本花子ー以上神奈川 はじめの原告団40数名は定刻通り参集、裁判長の開延の宣言のうち、原告越山、佐竹、紀平、市川、吉住（行ケ第140号・東京）、大槻、岡本（行ケ142号、神奈川）の順に、提出された「原告準備書面 第二」について趣旨を申し立てました。

尚、原告側は証拠として、第11回参院通常選挙結果を基とした資料を、第二準備書面とともに提出する旨を述べ、被告訴訟代理人篠田久仁夫から、次回までに、これに応える旨の陳述があり10時40分閉延。

次回は53年3月13日午後1時と決定。2月15日には、第一回学習会（52・12・14、一回）にひきつづき第二回学習会を開くことを申しあわせました。

準備書面第一、序論には、以下のようになぜわれわれが、この訴訟をおこなうかを正面から述べています。

「人はみな平等である。だから人は他人を支配することはできない」「人が平等を求めるならば、人は他人の支配を許さず、自らを支配しなければならない。」これが政治的自治を生む論理にほかならない。この政治的自治は必然的に政治手続における人民の全員参加を要求し、「直接民主制」を生み出した。代表民主制自体は、人間の英知が創造した技術ではあるが、それが採用されている政治形態に適合しているかどうか、民主制の下に実際に採用されている「代表制」および「選挙制度」の実態が民主主義の理念に適合しているかのチェックは、極めて重要である。訴訟に臨むわれわれの基本的な意図は、現行の「代表制」を前提として、「選挙制度」というそれを支える技術が、現行民主主義憲法の下において真に民主主義の理念に適合するものといえるかどうか問わんとするものである。

その意図は、過去の「選挙制度」に存在した財産による差別、性別による差別が、すでに民主主義の理念に反するものとして打破されたことからみて、現行の「選挙制度を民主主義の理念に基づいてチェックする必要があり、そのチェックの権能は、憲法制定権者として、さらに国家主権の担い手としてのわれわれ有権者に固有の権利であり、また義務でもあると考えられるからである。われわれは、右の見地から「選挙制度の実態」を通じて公職選挙法第14条、別表第二が民主主義憲法の下において是認されるかどうか論ずる。

と論じています。次に書面は憲法と立法府の権限、第三に憲法と議員定数配分と項を頒けてありますが詳細は来月号に掲載します。

（紀平 悌子）

## 婦選獲得記念集会開催される
### 自治法施行30周年を迎えて

本年の婦選獲得記念集会は自治法施行30周年を迎えますので両記念集会を同時に開催し、自治体各方面にご活躍の方々をお招きして「自治体における婦人の政治参加の現状」を伺い、これからの運動の指針を得ようと12月17日午後1時半より有権者同盟、理想選挙推進市民の会、婦選会館と共催のもとに婦選会館で集会を持ちました。

紀平会長の開会のことばにつづいて、近藤千浪さんの①婦選会館調査の第34回衆院選挙（東京23区）投票行動にあらわれた婦人の意識調査、②明るい選挙推進協会が調査した第11回参議院選挙（全国）投票行動にあらわれた婦人の意識調査の資料説明がありました。①の資料については、投票にあたって衆院は政党本位が60%前後で定着している。60～70%は投票する人を自分の考えで決め、夫と違う人に投票した人で夫は夫、私は私と考えた人が35年では31%、今回は70%と増えてきた。又②の調査では候補者を知るのが男性は新聞女性はテレビが多く、争点では男性は安保、防衛、女性は物価、教育があげられる。また生活には満足であるが政治は不満であるとするのは男性に多く、女性は生活は不満であるが政治には満足しているという興味ある解明もありました。

パネルディスカッションは小池第一副会長の司会で進められ、5名のパネラーからそれぞれの意見が発表されました。先づ市川名誉会長は自治の本旨と地方自治法制定の歴史が語られた。

昭和22年4月17日に出された地方自治法によりそれまで私生子であった女子の公民権は確立した。しかし30年を経た今日、婦人の政治参加はきわめて少ない。

神奈川県会議員岡本花子氏は、男性ばかりの議員の宴会政治を正し、自治法の勉強をして、議会運営の正常化につとめ、母親の立場で教育権の確立に力を注いだと報告、渋谷区選挙管理委員会委員加藤芳枝氏は選挙管理委員の任務と自覚の下に、投票率の高い婦人こそ政治の決め手であると常時啓発にも力を入れ、婦人には風あたりが強いが頑張っている。

又無所属の婦人議員が教育委員の選任にも働きかけ51年度は選管、教育共に婦人が委員長を努めた。稲城市教育委員会委員狩集サチ氏は所謂移住者でありながら、保守色の強い土地柄の中ではじめて教育委員になり身近なところから努力しているが学校教育の充実に反し、社会教育が立ち遅れている、子供にかける期待を自己の勉強にもさき、社会教育の中で政治参加の必要を体得したい。神奈川県議会議員森秀子氏は革新県政の下で婦人の政治参加を主唱し、既に婦人行政の窓口、婦人班の設置、婦人関係行政連絡会議、等々実をあげ、婦人・老人の福祉等にとり組んでいる。

フロアとの交換は時間がなかったが婦人の政治参加は本日のパネラーの先生方の努力にまかさないで自分たちでも働きかけようとの積極的な意見も出、多くの問題を投げかけ、閉会されました。閉会のことばは、理想選挙推進市民の会小野静江さん。

（松浦三知子）

☆ ☆

婦選獲得記念集会にて（1977・12・17）

## ひろば

第二八年次総会で、51・52年度役員、会計監査、指名委員長、指名委員、中央委員の方々とともに選出されました、私ども指名委員会委員長近藤真柄、地方委員大西加代（更埴）水芳枝（郡山）在京委員梅原文子（直属）福井俊子（武蔵野）、役職として紀平悌子（会長）は、本機関紙3頁に御依頼と報告を掲載いたしましたように、その任務の大半を終えました。御協力に対し御礼申上げます。

前にも申上げましたように、委員長不適任のため、辞退しておりましたため、発足が一年おくれましたが、52年度第一回常任委員会の御諒承を得て、事務担当をして頂きました本部静氏（東京大田）ご参加の下に進行いたしました。どうかその努力に免じて、御推薦申上げました方々の積極的なお取りくみによって、日本婦人有権者同盟の主目標が、大きく発展いたしますように希っております。

## 指名委員会の推せんについての姿勢

今回は本同盟の規約によりまして、会長の任期三期までということで、その改選期にあたりましたことは、当惑中の当惑でございました。御推薦頂きましたなかには、規約をかえてという御意見もありましたし、現状維持をという御希望もありましたが、規約作成の原点を考え、検討いたしまして、役員陣は規約に従ってということにいたしました。苦脳苦慮お察しの上に御諒解を得たく存じます。

中央委員の面では、支部推薦を優先にいたしましたことは、もちろんでございます。御推薦頂けなかった支部にも、お問い合せして御推薦頂きましたものと、お返事のないままに指名委員会で決めさせて頂いたものとございます。中央委員の任期につきましても、規約を考慮いたしましたが、どうしても、かけ替えのない地方及び人材から、それを承知の上で御推薦申上げ、併せて常設委員会が充実されるようという配慮をいたしたことも、御諒承を得たく存じます。

それと同時に全力をあげて運動を通じて、会員増加、組織強化、活動家教育の必要を念じざるを得なかったことを付記させて頂きます。

平等、平和、発展の国際婦人年の目的遂行の年度にあたりまして、日本婦人有権者同盟の発展こそ、その実をあぐるものと思いますが、如何でありましょうか。

この中にあって役員中央委員の方々のお骨折りは、大変過重なものだと存じますが、御奮起を願わなければ、重大な使命は果せません。どうか指名委員会の意のあるところを、おくみとり下さいますようお願いして、御健闘下さいますようお願い申上げます。

指名委員長 近藤 真柄

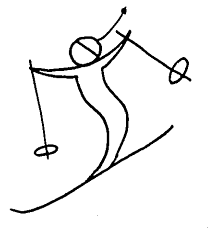

## 花片

▼東京中これでという八百屋さんの御託宣、従って七草粥も、なずなの一草粥になったが、疫病除けはとにかくとして、白に緑は美しく楽しい。青羅氏の「七草やなくてぞ数のなつかしさ」

▼益子焼の浜田庄司氏の永眠、土の中から生え出たような醇朴な人柄、ことにバーナード・リーチ氏とは苦楽をともに励んだ友情。人の交りは斯くありたいと思う。

▼血盟の同志である筈の共産党の袴田前副委員長の除名、袴田氏の手記「昨日の同志宮本顕治」。お手の内が見えて、底の浅い感じ。ああいやだと思わせることは、マイナス以外の何ものでもないし、意識がひくいともいい切れまい。

▼大島伊豆地震の被害、どこで起っても不思議はないという地震の国、火山の国である日本としては対応が不足。植物愛好の高齢の三姉妹のバス旅行が、死出の旅となり、おひるねのまんまの顔で土中に埋まった坊やの死、シアンの流出。なまずの予知観察などではすまされない。

▼受験生の自殺、警察官の殺人、強盗殺人、高齢病魔生活苦の心中、倒産失業の激増、毎日毎日これでもかというように続々報道されて解決はない。辛いなあと思い、何としても、無力がうとましい。

▼花柳喜章氏の舞台での死、花森安治氏の暮らしの手帖の編集を終えての急逝。惜しみても余りあるがいい死でもある。チャップリン氏の葬儀がひそやかにと読み、あの一人歩いていく後姿のシーンが浮かぶ。いずれも心に残る。

▼日ソ・日中・日米、そして東京都政、気になること多し。

（から子）

## 再び内容に乏しい……
### 総理と婦人団体との懇談会

53年度国家予算編成を前に各方面の国民の声をきく―とのふれこみで、52年12月14日2時～3時まで総理官邸において総理と婦人団体との懇談の会が開かれました。

案内を受けた九婦人団体は、同じ年1月8日、同趣旨の会合と同じメンバー。出席者は、全国地域婦人団体連絡協議会事務局長田中里子、主婦連合会副会長中村紀伊、全国農協婦人組織協議会会長小林ツ子、全国未亡人団体協議会会長守田厚子、大学婦人協会会長竹中はる子、日本有職婦人クラブ全国連合会副会長安藤はつゑ、日本婦人法律家協会副会長鍛冶千鶴子、日本看護協会会長大森文子、日本婦人有権者同盟会長紀平悌子の9名でした。

政府側の出席者は、福田総理、安部内閣官房長官、稲村総理府総務長官、越智総務副長官、望月文部省社会教育局長、山下厚生大臣官房長、森山労働省婦人少年局長、清水内閣官房内閣審議室長。婦人問題企画推進本部の久保田参事官も陪席されました。

前回の懇談会でも、時間が不足で、福田総理からは、具体的な婦人関係予算対策がきかれず、竜頭蛇尾に終り、このような会合の意義が、あるのか、ないのか、大いに批判をもったことでした。今回も、各出席団体代表から、三分宛てに、口早やに要望又は説明。

私からは、「国際婦人年の国内行動計画前期重点目標が政府発表になったが、労働、教育、福祉、家庭、そして政治参加…の各分野に亘り、具体性に乏しく、とくに予算が一円もかからない婦人公務員の男子と平等の採用、管理職及び管理的公務員への婦人の登用については、具体的にふれておらず、審議会への婦人の参加率を、3%から10%に、五年間に増やすという姑息な案しか提示されていない。審議会への婦人の登用については、登用される婦人の質のもんだい、審議会の意見を尊重するのか、かくれみのにしているにすぎないか、審議会そのもののあり方の問題が重要である……」と強く申しのべました。

他団体からは、医療教育の問題（看護）婦人と税制（法律家）乳幼児問題調査（有職婦人）、国立婦人教育会館の運営内容（大学）母子福祉資金の貸付け（未亡人）農村婦人の福祉（農協）民間自立の婦人会館問題（主婦連）婦人の年金権確立（地婦連）など発言がありました。

最後に総理から「低成長に入った日本経済の中で困難だが福祉の充実を大切にする。国民の声を尊重する」など、お座なりの答弁がありましたが、私からは、「何のために、このような会をしたかわからないのでは困る。今日の要請を、予算上どのような結果として生かしたか、報告、連絡がほしい」と要望。「ぜひそうしましょう」との答えでありました。

（紀平悌子）

編集発行人 紀平悌子 発行所 日本婦人有権者同盟（渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内） 電話（370）2727番 〒151 振替195409

---

静岡支部会員一同
支部長 左近司信子
中央委員 山下しづゑ
副支部長 金原 愛子
書記 豊田 春江
〃 多尾 幸子
会計 堀西しげ子
〃 井田喜久代
会計監査 鳥羽 まさ
〃 杉山 愛子
組織 石上 きみ
静岡市丸子四－六－四
☎〇五四二（五九）〇〇三六
〒四二一－〇一

更埴支部一同
支部長 宮坂うめ子
長野県更埴市鋳物師屋
☎〇二六二七（三）〇九二四
〒三八七

中央委員
太田 緑子
郡山市池ノ台九－三
☎〇二四九（三三）〇〇〇八
〒九六三

中央委員
湯浅 音枝
郡山市開城五－三－十四
☎〇二四九（三二）〇二二五
〒九六三

郡山支部一同
支部長 石原 幸
郡山市安積町笹川字西長久保一－十一
☎〇二四九（四五）二四三七
〒九六九－〇五

中央委員
古川 寿枝
郡山市鶴見坦一－七－四
☎〇二四九（二三）二七九六
〒九六三

青島 幸男
中野区中野五－五二－一五
ブロードウェイコーポ一〇一一
〒一六四

東京都中小商工業団体連合会長
前衆議院議員
加藤 清政
千代田区外神田六－十二－四
☎（八三二）七七七六
〒一〇一

酒田支部一同
支部長 佐藤さかえ
山形県酒田市若浜町八－九
☎〇二三四（二三）二五三〇
〒九九八

長野支部会員一同
支部長 赤塩 文
長野市浅川一－一〇〇－一四
☎〇二六二（四一）二一六六
〒三八〇

中央委員
山本たつ恵
長野市浅川二－一〇〇－一八七
☎〇二六二（四一）六三八七
〒三八〇

須賀川支部一同
支部長 深谷 常子
須賀川市大字松塚字田中六五
☎〇二四八七（六）六一六七
〒九六九－〇四

あけまして
おめでとうございます

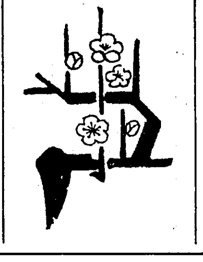

中央委員
笠原 美祢
須賀川市上人坦一－二
☎〇二四八七（三）二〇二二
〒九六二

中央委員
蓬田 ヨウ
福島県須賀川市南町一七六
☎〇二四八七（三）三三三七
〒九六二

丸子支部一同
支部長 宮原恵久与
長野県小県郡丸子町石井
☎〇二六八六（三五）〇三九二
〒三八六－〇一

中央委員
秋山 まち
港区東麻布二－八－五
☎（五八三）四六七五
〒一〇六

港支部一同
支部長 高木志げる
港区新橋三－一六－一三
☎（四三一）七五六六
〒一〇五

中央委員
丸山千代子
上田市常磐城四－一二－一三
☎〇二六八（二二）二三五〇
夜間七六五八
〒三八六

中央委員
長沼てる子
名古屋市昭和区東畑町一－二
☎〇五二（七三一）二一八〇
〒四六六

津田塾大学教授
東京都教育委員
伊藤 昇
杉並区阿佐谷南三－一七－一〇
☎（三九一）四九七〇
〒一六六

NHK解説委員
東浦 めい
渋谷区神泉一六－一二－一〇五
☎（四六三）六四九五
〒一五〇

田辺 定義
川崎市高津区土橋三－四－九
☎〇四四（八七七）三六一二
〒二一三

八代 よし
山梨県北巨摩郡明野村上手三〇二三
☎〇五五一二（五）八七六二
〒四〇七－〇二

小諸支部一同
支部長 小山 雪子
小諸市荒町
☎〇二六七二（二）〇〇〇五
〒三八四

宮川 久子
熊本市九品寺五－一一－五一
☎〇九六三（六六）二八〇二
〒八六二

中央委員
白銀 文子
広島市皆実町一－三－一八
☎〇八二二（五三）三六五九
〒七三四

広島支部長
美藤志津子
広島市南観音町一七－一六
☎〇八二二（三二）一八六九
〒七三三

衆議院議員
宇都宮徳馬
・事務所（〒一四一）
品川区西五反田七－一九
成栄ビル
☎（四九四）一二九二
～一二九四

塩尻支部会員一同
支部長 中野 千歳
塩尻市塩尻町一五〇
〒三九九－〇七

中央委員
徳田 隆子
京都市左京区下鴨西本町二番地
☎〇七五（七八一）六二六三
〒六〇六

消費者問題懇話会
港区赤坂三－七－一一
誠和赤坂ビル内
☎（五八二）五七七五
〒一〇七

株式会社ロベルト
小関 寛子
中央区銀座八－六－一五
三井アーバンホテル銀座
☎（五七四）九二〇七
〒一〇四

社会福祉法人東京愛隣会
種田 あい
足立区保木間町三七四六
☎（八八三）二二三三
〒一二一

紅露 みつ
目黒区鷹番二－七－一六
☎（七一二）一一七八
〒一五二

私は有権者の会
事務局長
吉住 利雄
新宿区西大久保三－三五
☎（二〇九）五八五二
〒一六〇

札幌支部会員一同
支部長 岩本 睦子
札幌市南区石山三一〇番地
☎〇一一（五九一）八〇〇五
〒〇六一－二

静岡市選挙管理委員
森 静江
静岡市西脇五四八－二四
☎〇五四二（八三）四一七六
〒四二二

都立立川短大教授
吉田 勉
市川市北方町四－一八四四
☎〇四七三（三九）二二五七
〒二七二

中央委員
小林 頼子
小諸市加増二六五
☎〇二六七二（二）三五八五
〒三八四

日本放送協会広報室長
小池 悌造
渋谷区神南二－二－一
☎（四六五）一一一一
〒一五〇

足立支部会員一同
支部長 堀合千枝子
足立区足立二－三－二
☎（八八六）〇一七五
〒一二〇

結婚相談ゆかり会
西川 信枝
小金井市貫井北町一－六－一三
☎〇四二三（二三）〇二四七
〒一八四

中央委員
桜井 敏子
長野県更埴市杭瀬下七四〇－八
☎〇二六二七（三）一九三七
〒三八七

台東区議会議員
白石 てつ
台東区上野桜木一－八－五
☎（八二二）四一五三
〒一一〇

社会福祉法人国立保育園
園長 森田 豊子
国立市北二－三〇－一
☎〇四二五（七二）二七一七
〒一八六

松田ふみ子
大田区山王三－三九－一二
☎（七七七）六八四六
〒一四三

中央委員
酒井 知恵
長野市川中島町若葉町
☎長野（八四）四一九四
〒三八一－二二

弁護士
大脇 雅子
名古屋市北区瑠璃光町三－一
☎〇五二（九九一）三六二六
〒四六二

中央委員
佐伯 言子
福島県相馬市黒木
☎〇二四四三（六）三三九八
〒九七六

成蹊大学教授
宇野 重昭
八王子市西寺方町一〇一九－七
☎〇四二六（五一）二〇〇三
〒一九二－〇一

広島県指定広島准看護学院長
広島県認可あさひ幼稚園副園長
村上 安恵
広島市旭二丁目二－一六
☎〇八二二（五一）〇三七一
・〇三七二
〒七三四

世田谷支部一同
支部長 森 喜久野
副支部長 近藤 登美子、八木橋富美枝
書記 中島 利江、飯田 泰子
会計 杉山 利子、水口とし子
組織担当 杉山 利子
世田谷区代田3－15－8 森方
☎（414）3076
〒155

全国婦人相談員連絡協議会会長
西村 好江
杉並区和田三－四四－十一
☎（三一二）一七三七
〒一六六

青梅支部会員一同
支部長 鈴木ゆき子
青梅市青梅一三〇－一九
☎〇四二八（二二）二三五九
〒一九八

参議院議員
喜屋武真栄
千代田区永田町二－一
参議院議員会館
☎（五〇八）八四四二
〒一〇〇

衆議院議員
岩垂寿喜男
千代田区永田町二－一－二
衆院第二議員会館四〇一
〒一〇〇

家庭相談員
今城みね子
北区田端五－三－一〇
☎（八二一）六八〇〇
〒一一四

上田支部一同
支部長 河原 みや
上田市常田二－三－一〇
☎〇二六八（二二）〇七六四
〒三八六

日本看護協会会長
大森 文子
渋谷区神宮前五－八－二
☎（四〇〇）八三三一
〒一五〇

文京支部一同
支部長 設楽美恵子
文京区白山四－一七－一九
☎（九四一）五九三六
〒一一二

宮崎支部一同
支部長 野坂冨美子
宮崎市下北方新地七八七
☎〇九八五（二五）七五〇四
〒八八〇

福島支部一同
支部長 新田 美重
福島市南沢又松北町三－五－四
☎〇二四五（五七）七三五七
〒九六〇

福島支部副支部長
中央委員
中島 清江
福島市笹谷桜水二－四－七
☎〇二四三（五八）二〇七六
〒九六〇－二

諏訪支部一同
支部長 新村 きく
諏訪市末広五－十一
☎〇二六六五（二）〇六八六
〒三九二

中央委員
新村 きく
諏訪市末広五－十一
☎〇二六六五（二）〇六八六
〒三九二

中央委員
砂田三重子
青森市大字造道字沢田一四五－十一
☎〇一七七（三八）二三三〇
〒〇三〇

諏訪支部中央委員
小松 あい
諏訪市四賀神戸三四〇－一
☎〇二六六五（二）七二九一
〒三九二

中央委員
西澤 當
長野県更埴市雨宮一二八
☎〇二六二七（二）二八二五
〒三八七

沖縄婦人有権者同盟一同
会長 源 ゆき
那覇市壷屋一二五八
〒九〇〇

東京キリスト教女子青年会
千代田区神田駿河台一－八
☎（二九三）五四二一
〒一〇一

石丸 通
横浜市緑区美しが丘一－一九－一 たまプラーザ団地四－三－五〇四
☎〇四五（九〇二）八五三三
〒二二七

松本支部会員一同
支部長 細野 静子
長野県松本市大字浅間温泉六三七
☎〇二六三（四六）一一七〇
〒三九〇－〇三

ご協力ありがとうございました。

到着順に掲載させていただきました。ひき続き2月号に掲載いたします。ご了承下さいませ。

化学繊維 相談室
〜ゆたかな暮らしのための〜

私たちは、毎日の暮らしに、便利なもの、快適なものを望んでいます。こうした望みを果たしてくれているもののひとつに化学繊維があります。

しかしその化学繊維も、どんなものなのか、どのように使ったらよいのかを知らないばっかりに、大きな損をしていないでしょうか。

日進月歩の繊維といわれる化学繊維を正しく扱い、皆さまの衣生活を豊かなものとしていただくために〝化学繊維相談室〟では

☆化学繊維の性質、取扱いなどについての質問にお答えしています。
☆講習会、研究会に講師を派遣いたします。
☆化学繊維に関する各種の映画フィルムの貸出しをいたします。
☆化学繊維、性能、取扱い生産、貿易、消費などの資料を提供します。
☆化学繊維製品についての苦情を受けつけております。

その他、化学繊維製品について、お知りになりたいこと、疑問の点など、皆さまの相談役をお引受けいたしております。

どうぞご利用下さい

日本化学繊維協会
化学繊維相談室
東京都中央区日本橋室町三ノ三 三井別館 電話（二四一）二三一一
大阪市東区瓦町五ノ三九 化繊会館 電話（二三一）六六八一

Published by the League of Women Voters of Japan No.21, 2 Chome Yoyogi Shibuya-ku Tokyo Japan

**国内行動計画**

# 前期重点目標に対して申し入れ

国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会は、去年11月5日、17日の会議（1月号参照）の決定に基づき、左記の申し入れを12月12日、総理府総務長官、12月14日労働省、1月21日文部省、1月25日厚生省（1月21日現在）に対して行いました。

**申し入れ文**

総理府婦人問題企画推進本部は、52年2月1日「国内行動計画」を発表、6月14日には「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」が本部決定され、又、労働省婦人少年局も「若年定年制、結婚退職制等改善年次計画」を発表しました。

これらを含めた「国内行動計画前期重点目標」が婦人問題企画推進本部幹事会で意志統一され11月3日公表されました。

私どもは、これに基づいて検討した結果、総理府婦人問題企画推進本部及び関係各省に対しとりあえず次のように指摘申し入れをおこなうこととしました。

### ◆「前期重点目標」の全般について

具体的には、婦人の政策決定参加と若年定年制、結婚退職制等の改善策のみであり「婦人の10年計画の前期の目標」としてみても、極めて消極的であり「平等」を実現するために私どもが再三要望してきたことは殆んど考慮されていない。

男女平等達成への指向が弱く、それ故に現実の差別を取り除き男女平等実現のために憲法に基づいた抜本的法制の整備が欠けていることを指摘したい。

### Ⅰ婦人の政策決定参加の促進について

婦人の政策決定参加を促進するためには左記を重点とし、一年毎のプログラムを明確に示して行くべきである。

一、国及び地方自治体において、管理職への婦人の登用を抜本的におこなうこと。更に管理的公務員への婦人の登用を積極的に推進すること。

二、公務員試験合格者を、平等の立場で採用し、5年間で婦人公務員の割合を50%とすること。

三、大公使をふくめ婦人外交官の任用をすること。

四、司法官試験合格者を、平等の立場で採用し婦人司法官をふやすこと。

五、行政機関における審議会及び各種委員会へ単に婦人を登用するばかりでなく構成、運営面の質の向上をはかり、知識と経験ある婦人を半数は参加させること。

六、民間諸機関、団体に対する協力要請をおこなう際に婦人の政策決定への参加の現況を公開、資料として提供するなど、民間活動を容易にすること。

### Ⅱ家業、家庭における妻の働きの評価について

法制審議会の答申を待って改正をおこなうということであるが私たちの考え方は、民法の立法の主旨にのっとり婦人の経済的自立をのばす「別産制」を基本とする。

しかし現在多くの家庭における婦人の財産形成についての貢献度にかんがみ「夫婦共有制」については、慎重に考慮すべきである。

### Ⅲ新しい教育機会の創出　Ⅳ新しい時代に即応する学校教育について

一、国立婦人教育会館の設置、放送大学の発足などが最優先にとりあげられているが、男女平等を実現させるためには学校教育こそが、もっとも重要である。男女平等の思想が欠落し、性別による分業意識の定着が意図されているといわなければならない。

新学習指導要領中の家庭科については、中学校は技術・家庭の二系列及び高校における女子のみ必修は変っていない。各学校の裁量の幅が拡大され云々とあるが現実と異なり女子生徒にとって現状よりも悪化のおそれがある。

再検討を求めたい。

二、国立婦人教育会館、放送大学などの運営、準備については、婦人の意向を充分に反映させ、差別や制約を加えることなく使用、参加できるようにすること。

### Ⅴ雇用における男女平等等について

一、雇用における男女平等を促進するためには、婦人の労働権を男子と等しく保障することが第一に重要であり、男女を問わず労働諸条件の向上、均等待遇、母性保障が基本になっていなければならない。

二、このためには右の婦人の労働権を保障するよう労働基準法第三条を改正すること。「性別」による差別的取扱いの禁止こそとりくむべき最大の課題である。前期行動計画にある婦人労働者に対し行なわれている特別措置を解消することを差別排除の基盤とするその考え方は問題である。

三、婦人労働者の中でも著しく劣悪な労働条件で働いている婦人の問題、例えば零細企業、内職、パートタイマー等の実情をまず把握し、その改善を積極的に推進することによって、男女平等は実現されるはずである。

歴史的、社会的、経済的背景の違う諸外国の制度の調査よりまず国際公正労働基準であるILO諸条約を批准し国内の条件をそれにふさわしいものに整えていくべきである。

四、勤労婦人の母性保護

勤労婦人の母性健康管理のため「25の婦人少年室に配置されている母性健康管理医を拡大配置して相談指導にあたる」とあるが、47都道府県に拡大してみたところで医師だけでは不十分で、十分な保健婦数の配置こそ具体化させることが急務である。

### Ⅵ育児環境の整備

一、核家族化の進行する中で分娩直後の乳幼児を抱えて育児知識の乏しい母性（出生200万人中第一子分娩45%）に対して育児の自信がつくまで毎日訪問（保健婦、助産婦等）指導が受けられるよう整備すること。

二、幼児教育は①こどもの人権を守ることを基本に、発達の機会がどのこどもにも等しく保障される　②保育にたずさわる労働者の権利確保と研修機会が保障される　③婦人の労働権の確立――の三点が共に保障されるものとして考えられなければならない。

そのためには、今日の幼稚園と保育園における教育的機能と福祉的機能を統合し一元化することが必要である。

三、学童保育についても同様、施策を講じるべきである。

### Ⅶ母性と健康を守る対策

一、母性保健について

母と子の健康を守るために母子健康センターが全国的に設置されているが、現在里帰り分娩が増加している中で、母子健康センターが設置目的に合致した機能を果していない。母子健康センターに働く助産婦の年令が高令化していることも大きな理由の一つである。

非常勤嘱託という身分は若く有能な助産婦の就職しにくい状況がある。

母子健康センターが十全の機能をし得るよう見直し、活性化させる取り組みが緊急である。

二、地域保健

①難病、慢性疾患、重度心身障害者（児）、寝たきり老人（多くは後遺症）等、在宅療養者に対する訪問看護制度の確立（先進国でないのは日本のみ）

②孤独の寝たきり老人に対しては、その老人が自立して老後の生活を力いっぱい生きてゆけるまで十全な看護サービスが受けられるナーシングホーム（中間施設）を設置すること。

③深刻な労働力不足による看護の危機をのりこえるため「看護職員ILO条約一九七七年」を速やかに批准し、看護職員の労働と生活条件を抜本的に改善できるよう関係法令の整備と予算措置を行うこと。

### Ⅷ農山漁村婦人の福祉の向上

農村婦人は、今日農業の主要な担い手として農業に従事すると共に、農外就業、家事、育児と三重の負担を背負い、過労による貧血や腰痛をはじめ、農業機械によるケガ、流産などがふえている。

この根底には、農業だけでは生活がなり立たず、現金収入を求めて出稼ぎにいくなど農業そのものの基盤が破壊されている中で、農業経営と家庭の負担が、婦人にしわよせさせている事態があげられる。

こうした状況の中で、農村婦人の健康を守るために、次のような施策がもりこまれるべきである。

○食糧自給率の確保をふくめた農業政策の抜本的改善をはかり兼業によることなく、農業によって生活が確立できるようにすること。

○農業機械を婦人が使用することが多い事実を考慮して、その改善をはかること。

○農村婦人の家事、育児の負担を軽減する具体的措置を講ずること。

○農村婦人の健康診断、農村における保健、医療体制の整備を急ぐこと。

### Ⅸ寡婦等の自立促進について

一、中高年独身婦人の公的住宅利用については、日本住宅公団において専用三十六平方米への入居を実施されたが、その数は少く、該当申込が殺到している状況である（公営住宅、地方住宅供給公社、分譲住宅の購入と入居条件緩和（友人との同居）を含めて速やかに関係法令の改正をすること。

二、母子家庭用住宅の割り当てを拡大すること。

三、世帯主死亡後の公共住宅の寡婦への名義変更を認めること。

四、妻への虐待を防止する緊急避難施設を全国的に設置すること。

### Ⅹ老後における生活の安定について

年金制度は複雑多岐、しかも解り難い現行制度に対する改善の声が強く、現在各種審議会で検討がすすめられて、その結論が待たれている。

一、すべての人が生活出来る年金額を保障すること。さらに婦人の独立した年金権を保障するよう抜本的に改善すること。

しかし、当面の対策として遺族年金については、すみやかに80%に引き上げること。

### Ⅺ国際協力について

国内行動計画では国際協力の推進の項（五）で「婦人に関する国際条約について、その再検討の動向を勘案しつつ批准のための国内の条件整備に努める」とあるが、「前期重点目標」ではその点について一言もふれていない。

国際協力の推進をはかるには少なくとも左記の国際条約を批准し日本の婦人の地位を国際水準までたかめるべきである。

一、国際人権規約（A規約―経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）（B規約―市民的及び政治的権利に関する国際規約）

二、ILO第一一一号条約（雇用および職業についての差別待遇に関する条約）

三、ILO第一〇二号条約（社会保障の最低基準に関する規約）の未批准部分

四、ILO第一〇三号条約（母性保護に関する条約）

五、「看護職員ILO条約一九七七年」（看護職員の雇用・労働・生活条件）

## 支部訪問 ② 静岡支部

有権者センター
三ない運動
選挙に

結成以来、たゆまぬ歩みを続けている静岡支部。松もとれない1月7日、新年会に参加し、支部会員の皆様と楽しく話しあいました。

（写真は52年夏参院選啓発活動、街頭にて）

39年4月8日、支部誕生、市川房枝先生の会長時代。

胎動は日本経済が高度成長の急上昇をはじめた34年。「政治を学ぶ会」をはじめ、古くからの会員有田アサノ、豊田春江、石上きみ、森静江さん達が顔をみせています。

「私たちは生活運動から政治へと入っていったんです。36年には〝魚の大型冷蔵庫は誰れのもの〟と行政をつきあげましたヨ」と当時を語る石上さん。

36年頃、政府は消費者が常に適正価値で魚が買えるようにと魚の大型冷蔵庫を業者に設備する予算をとりました。ところがこの冷蔵庫は、沢山魚がとれた時、業者がプールし、品薄になった時期に高い値段で市場に出荷する手段につかわれてしまったのです。

静岡は人口45万、有権者は婦人が多く、「静岡は女がえらいんですヨ、とてもよく働きます」と左近司さんは希望をもっていますが、全体としては保守的な市民性。

婦人の政治参加、社会参加もまだまだのようです。

静岡支部は、そんな市の中でのユニークにして新鮮な存在。

会員諸姉は異口同音に話すのです。「静岡は、気候風土に恵まれ木工ーサンダル、鏡台、家具など地場産業はじめ、お茶、みかん、しいたけなど、日本一といわれる商業部門も発達している。けれど今はお茶も九州等から移入、みかんは暴落で農家は苦しむなど、問題が沢山ある上に、政治的風土は、時に絶望を感じる」…とのこと。

国際婦人年の行動計画第3年度だというのに、去年の参院選挙では婦人の国会議員も落選した上に、その川野辺派に悪質な選挙違反が発覚しています。

川野辺派の買収工作は静岡市議会の中でおこなわれ、19人の買収された自民党現職議員は、議会内で現ナマを手渡され、証拠写真まで反対派からとられてしまったといわれます。

静岡支部は、発覚した8月の段階からいち早く汚職・違反の追及、臨時議会召集、伏見美佐久議長の退陣をせまりました。

自民党が二派に分裂、19人は起訴、議長が不信任可決で辞任したのは12月でした。

この間、煮えきらぬ市議会に対し、9月2日、同盟は「市民公開討論会」を県民会館で開催、若い人や組合員の参加も得て批判の声を高くあげました。

「市民公開討論会で糾弾されたのはこれだけでなく、もっと深く市政の腐敗をついたのです」。

堀西さん、石上さんは語りつぎます。「それは、文教地区に建設される地下駐車場問題です」。

去年6月の市議会は、市長の専権で市民会館のとなりに地下駐車場を8億の予算で建設することを認めてしまいました。

文教地区へのひんぱんな車の乗り入れ、爆発事故、駿河湾地震の心配等々市民の安全の問題をよそに強引に建設が始まっています。

静岡支部は、違反事件の追及中これを併せて取り上げ、環境問題として納税者の立場から市議会を追及しました。廊下に連日はりこんで議長に面談もしました。

静岡の会員諸姉の話では「市議会幹部と土木業者との金にからむ悪因縁は今にはじまったことではなく、この土地の政治風土と深いかかわりがあるんです。駐車場問題をつきつめて行くと、選挙違反と駐車場は一つの問題になってきます」。

駐車場に怒って立ち上がった皆野さんは、新しく同盟会員になり「一個人が何をいっても行政はとりあげません。同盟の友人たちの協力で勇気が出ました。裁判にかけてもストップさせたい」と語ります。

支部は、左近司支部長、金原、佐藤氏がこれを助け、豊田、多尾書記、堀西、井田会計がガッチリ、スクラムをくみ、ベテラン石上氏らがこれを支える。会費は完納、一昨年のロッキード選挙、昨年の参院選では、本部も顔まけの活動ぶり、選管とかけあって、中央部、市立青葉公園に街頭有権者相談を開設しています。ことしは知事選もあるが、54年の市長選、市議選では、今回の選挙違反、駐車場問題の責任をしっかりとってもらう運動を企画するとのこと。

（まとめ　紀平　悌子）

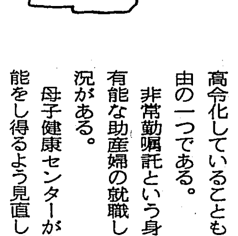

## 森山労働省 婦人少年局長と 膝をまじえて

「国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会」では、昨年十二月八日（木）午後、労働省婦人少年局長森山真弓氏を婦選会館に招き、「国内行動計画前期重点目標」の中の労働関係の項目について説明をきき、意見を述べ合う勉強会を持った。

森山局長は話の中で次の点を強調した。

「政策決定参加の促進ということで、労働省関係の審議会に、使用者団体、労働側の団体を連合して代表を出して貰うため、七月に労使双方の団体にその主旨を文書にして送り、更に婦人の経営者名簿を送って、こんなに沢山いるから考えてくれるよう頼んだ。又、女子公務員採用の問題については、人事院、自治省に、くどい程、度度申し入れを行っている。

若年定年制、結婚退職制等、改善年次計画を立てたのは、正面から乗り出すべき段階がきているからである。今年一杯で現状を把握できると思うが、把握洩れがあると思う。気づいたら知らせてほしい。

52年度から全国の婦人少年室に婦人雇用コンサルタント制度を発足させた。その他、勤労婦人の母性保護は今の制度では不充分なので勤労婦人福祉法に基づいて、母性の健康管理に関する指導基準を徹底させたいと考え、母性健康管理指導医をふやしたり、事業所に母性健康管理推進者を置くようすすめている。又育児休業手当を出せるよう、寡婦の職業訓練手当をふやすよう予算を要求している」。

この後、森山局長と、山野（総評）高島（同盟）両氏との間で、母性健康管理指導医や母性健康管理推進者を置く事が労働者にとって是か非かの問題についてはげしい論戦が行われるなど、民間団体と文字通り膝をまじえての意見交換が行われた。

---

## 昭和53・54年度 役員、会計監査、指名委員長、指名委員、中央委員候補者の推せんについて、報告とお願い

昭和51・52年度指名委員会は、度々の会合の末、役員他中央委員候補推せんについて、以下の報告をいたします。そこには熟慮もございましたし、決断もございました。もちろんお寄せ頂いた事項とご意見は、十二分に尊重の上、参考にさせて頂き、むしろ優先にもいたしました。ご推せん申上げました方々のご意見、ご活動のご様子を頭の中に浮べて、信頼と親近感をもっての結果であることを、ご諒承下さいまして、創立32年の歴史を持つ愛着深い同盟のために、ご奮励下さいますようにお願い申上げます。

なお、ご推せん申上げました方々には、従来通りご本人のご承諾を得ないで、ご指名させて頂きました。どうか本同盟を想う心で、あしからず、おうけ下さいますよう、これまたお願い申上げます。

昭和五十三年一月
51・52年度指名委員会
委員長　近藤　真柄
地方委員　大西　加代
〃　水　芳枝
在京委員　梅原　文子
〃　福井　俊子
役職参加　紀平　悌子

**役員候補**―　順不同
（　）内は支部名

▽会長　定員一名
小池順子（武蔵野）現第一副会長
小端千恵子（直属・杉並）前指名委員長
▽第一副会長　定員一名
松浦三知子（府中）現副会長
河野啓子（豊島）現国際連絡委員長
▽副会長　東京　定員二名
伊藤智恵子（小金井）現常任委員
大槻勲子（横浜）現書記
原　輝恵（目黒）現目黒支部役員
▽副会長　地方　定員一名
針生かつ子（仙台）前指名委員
藻田ヨウ（須賀川）現中央委員
▽書記　定員二名
稲茂登冴子（板橋）現都連会長
久保田須弥（港）現常任委員
瀬下恙子（中野）現政啓委員
▽会計　定員二名
富田正江（府中）現会計
杉山利子（世田谷）現常任委員
藤田綾子（目黒）現常任委員
▽会計監査　定員一名
宮尾智恵子（府中）現財務部長
今城みね子（直属・北区）現中央委員
▽指名委員長　定員一名
西村好江（杉並）現中央委員
任田か志久（新宿）元中央委員
▽指名委員　東京　定員二名
本部　静（大田）前指名委員
鶴田勝子（中野）現中央委員
小森景子（国立）現常任委員
▽指名委員　地方　定員二名
笠原美祢（須賀川）現中央委員
赤塩　文（長野）現支部役員
長沼てる子（名古屋）現中央委員

**都内中央委員候補**
定員四十四名　順不同

○港支部
秋山　まち　現中央委員
高木しげる　現支部役員
原野　町子　現国際連絡委員
○新宿支部
佐久間綾子　現中央委員
中村　とめ　元中央委員
○文京支部
勝田　房子　現中央委員
滝沢和気枝　前中央委員
○目黒支部
下飯坂ヨシ　現常任委員
○大田支部
坂口　和栄　現常任委員
樋口　節子　現常任委員
田中もと子　現中央委員
○世田谷支部
小林　時枝　現常任委員
近藤登美子　現常任委員
八木橋冨美枝　現会計
佐藤　洋子　元組織部員
○渋谷支部
小針　静子　支部会員
○中野支部
田中　京子　現中央委員
○杉並支部
児玉　琴枝　現中央委員
鈴木　篤子　現政啓委員
伊藤　静枝　現出版部員
○豊島支部
武部　りつ　元支部役員
幸　寿恵　前中央委員
長尾　照子　現常任委員
○練馬支部
本尾　良　現副会長
岩崎美智子　現会計監査
八代　周子　現支部幹事
○足立支部
田畑喜久子　現常任委員
○板橋支部
山口みつ子　現常任委員
下竹　昭子　現支部幹事
○青梅支部
福島　政与　現常任委員
中村　佐久　現常任委員
坂田　トヨ　現中央委員
○武蔵野支部
清水　信子　現中央委員
深川　道子　現支部役員
○府中支部
武井　まつ　現常任委員
○小金井支部
藤田雪枝　現常任委員
○国分寺支部
永畑　道子　現出版部長
○三鷹支部
向井　承子　現常任委員
今井　英子　現常任委員
○国立支部
森田　豊子　元支部役員
○直属会員（　）内は区市名
紀平　悌子（狛江）現会長
阿曾のぶ子（千代田）現常任委員
早川　数江（調布）現常任委員
住田　啓子（多摩）現政啓委員
横田　睦（中野）現政啓委員
松本とも子（北）現中央委員
高橋美智子（町田）現国際連絡委員
堀田百合子（品川）現政啓委員
古田　シゲ（昭島）元組織部員
菊地　靖子（清瀬）現中央委員
国本　鈴子（杉並）現常任委員

**地方中央委員候補**
定員四十六名　順不同

○札幌支部
阿部　継子　現支部役員
○青森支部
安田百合子　現中央委員
砂田三重子　現中央委員
○仙台支部
石川　幸子　現中央委員
宮村知世乃　現支部役員
○郡山支部
太田　緑子　現中央委員
湯浅　音枝　現中央委員
古川　寿枝　現中央委員
○福島支部
中島　清江　現中央委員
新田美重子　現中央委員
○会津若松支部
五十嵐月代　現中央委員
○いわき支部
永井　泰子　現中央委員
山崎　千代　元支部役員
○須賀川支部
深谷　タケ　前支部役員
○相馬支部
佐伯　言子　現中央委員
○松本支部
松沢　光子　現中央委員
○諏訪支部
滝沢みちえ　前支部役員
小松　あい　現中央委員
○上田支部
丸山千代子　現中央委員
安田　愛子　前支部役員
○丸子支部
宮原恵久与　前支部役員
○長野支部
酒井　知恵　現中央委員
山本たつ恵　現中央委員
○更埴支部
西沢　当　現中央委員
桜井　敏子　現中央委員
○岡谷支部
武居　康子　現中央委員
○塩尻支部
足助　幸　前支部役員
伊藤志真根　前支部役員
○小諸支部
小林　秀子　前支部役員
○佐久支部
関口久美子　支部会員
○日立支部
山崎　幸子　現中央委員
○横浜支部
雨宮　芳子　現支部役員
吉田満智子　現支部役員
○静岡支部
多尾　幸子　現支部役員
○名古屋支部
佐藤　ふみ　現中央委員
飯島けい子　現中央委員
○京都支部
鐘谷　政子　現支部役員
○広島支部
美藤志津子　現支部役員
○宮崎支部
原田　昌　現中央委員
○熊本支部
宮川　久子　現中央委員
○別府支部
古寺　生和　現中央委員
○沖縄支部
波平　光子　現中央委員
○酒田支部
荒生　千枝　現支部役員
○直属会員（　）内は県市名
吉村　房子（大和）現常任委員
浅田　美子（川崎）現中央委員
藤岡うた代（五条）現中央委員
竹内　こう（弘前）会員
前田　喬子（池田）前中央委員
伊沢　君代（栃木）現中央委員
徳田　隆子（京都）現中央委員
八代　よし（山梨）現中央委員
川辺　暁子（桐生）会員
高橋みさを（八戸）現中央委員
山川　恵子（芦屋）現中央委員
深見　咲子（函館）現中央委員

以上

### お知らせ

**傍聴して下さい**

参議院地方区定数是正訴訟
第3回公判
日時　昭和53年3月13日午後1時
場所　東京高等裁判所（五階）
　民事第8号法廷

この裁判に先だって学習会を行います。あわせてご参加下さい。

と　き　2月15日午後1時半～
ところ　婦選会館
講　師　越山康弁護士

## 教育を考える ②

### 〝先生〟という垣根

教育の取材を続けている立場から、地域の会やPTA、家庭教育学級などで、さまざまの教育の話を頼まれる。一介の母親として、そんな会合へ出向いていくのだが学校現場で、きまって、私を待ち受けているカベがある。――〝先生〟という、ふしぎな存在のカベである。

暮れの十二月も押迫ったころ。ふたつのPTAから、同じような内容の電話をもらった。「教育を標題に掲げないで、教育の話をしてほしい」という苦渋にみちたテーマ変更の依頼だった。〝実行委員会の承認をとりつける段階で、先生たちからクレームがついた。教育にかかわる話でなく、子どものしつけや親のあり方に内容を絞ってほしいと。とにかくPTAで教育を論じることはタブーなのです〟―― ここでも、と私は胸中にその言葉を受けとめる。

PTAが開く講演会は、ほとんど土曜の午後に企画される。その時間であれば先生たちが出席可能だから、数カ月、いや半年前からその準備にかかり、職員室には何ども声をかけ、さて当日。

親側の配慮もむなしく、先生たちの姿は忍者のように、学校から大部分消え失せている。管理職の先生たちが、半ば監視役の形で居残り、T抜きPTA行事が開幕となる。

〝子どもを育てる権利〟を背負う親が、その教育について語りあうことを、先生たちは何故このように忌避してしまうのだろうか。

最近、PTAは子どものしつけだけを考えてくれればそれでよい、それ以上の教育には介入しないでほしいと、明確に意思表示をする〝教師集団〟がふえてきた。親の教育要求を記したPTA広報紙が組合の先生たちによって発行さしとめになった実例（大阪市）も起こっている。

教育について専門職であるはずの先生たちが、極度に批判をおそれ、親の口を封じようとする気持ちが、私には、どうしてもわからない。

少なくとも専門職ならば、親の前に立ってビクともしない力量と、その批判のひとつひとつぴしりとハネ返す位の説得力を身につけていて当然のはずである。

批判の口を封じるのは、つまりそれだけ、教えることへの確信を欠いているからだと、親の立場には、その困惑がありありと見えてきて、不信を倍増する結果になってしまう。

先生とは、それほど、〝守られねばならない〟職業であろうか。

親と手をとり合うことを、日教組は、その綱領の中にくり返しうたっている。しかし、親と先生の間には、無意識の（好意的に解釈すれば）一線を画していて、その垣根をとり払う努力を怠っているとしか、思えないのである。それは、私が、一介の母親であり、母親の視点で現場を歩いている故に、歴然と見えてくる垣根でもある。

聖職のころもを脱ぎすてたはずの先生たちには、教える中身、技術の真髄こそ問いたい。あらゆる批判のなかに自らの仕事をさらす、その謙虚さを問いたい。ほんとうの教師像とは、そのようなものだと、私は考えている。

（永畑道子）

## 国際人権規約を早急に批准せよ

国際人権規約の批准を目指して去る12月7日、婦選会館において「国際人権規約批准促進連絡会議」が開催された。

国連NGO国内婦人委員会委員長市川房枝氏の挨拶に続き、△国際人権章典の構造―東京大学名誉教授上智大学教授高野雄一氏、△国連と今日の人権問題―国際連合人権部長T・ファン・ボーベン氏（オランダ）の講演が行われた。

なお通訳は、東京外語大教授斉藤恵彦氏。

12月10日の世界人権デーに向け国際人権規約批准促進連絡会議世話人の斉藤恵彦氏、国連NGO国内婦人委員会委員長、市川房枝氏の御尽力により、法務省のアジア人権セミナーに出席のため来日されたT・ファン・ボーベン国連人権部長をお迎えし、二つの国連人権規約、即ち「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」が平和愛好国、国連協力国として早急に批准されるための運動の一つとして開かれた。

出席者は、連絡会議所属のアムネスティインターナショナル日本支部ほか18団体。

会は、講演のあと協議に移り、アッピールを採択し、12月10日に園田外務大臣その他政府関係機関に申し入れした。（別記）

今日、世界の国々では人権問題に深い関心が寄せられているが人権侵害、差別に苦しむ人々からの請願、陳情が国連に多く持ちこまれ、不正を正していかなければならない。しかし、強制力のない国連に於て、多くの人々の支持を必要とし、来年、世界人権宣言30周年に当り我が国に於ても早急に批准する事が望まれる。

（稲茂登冴子）

### 要　望　書

今日ここに『世界人権宣言』が公布されて二十九周年を迎えるに当り、国際連合において採択された人権関係の条約を早急に調印し、これを批准することを政府に対し強く要望致します。

私達は一九七三年、一九七四年、それに昨年とすでに三回、この日を記念して同じ趣旨の要望を致しました。昨年の要望は、昨年はじめに、いわゆる二つの国連人権規約、すなわち『経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約』と『市民的及び政治的権利に関する国際規約』が発効し実施にうつされた事実をふまえてのことであります。

これらの要望を通じて私達は、国内法との関係で関係各省庁から、いくつかの問題点が指摘され、このために国会に批准案件として提出するまでに至っていないことも、まことに遺憾ながら、知るに至りました。

しかし、私達は、二つの人権規約について鋭意、研究を積み重ねて来た結果、日本国の平和憲法の建前が、これら人権関係諸条約への加入にとって、何らの障害にもならないという結論に達しております。加うるに、憲法以下諸法令との問題点も、場合によっては留保とか解釈上の条件付与宣言等の法律技術を活用することによって、解決しうると確信するに至りました。従って要は、人権諸条約に対する政府の基本的姿勢のあり方の問題に帰すと考えられます。

今日人権や宗教による差別、言論、思想や信仰の自由の侵害は世界各地で頻発し、これが国際の平和への重大な脅威とさえなっている場合も、みられます。このため、国連加盟国が速かに、人権に関する国際条約を批准して、これに対応する人権の擁護のために国内立法措置を確立することによって、人権の尊重を内外に公にすることが、強く要望されるに至っております。

ひるがえって、我が国が外交三原則の一つとして打ち出して来ている『国連協力主義』を考え、あわせて、国連憲章における人権の位置、さらには今日の世界における人権問題の重みに思いを至す時、これ以上、国連の人権諸条約を未加盟のまま放置することでわが国の平和愛好国、国連協力国としてのイメージダウンは極めて大きいと考えられます。

このような事態を反省するとき、国連の人権関係条約、殊に前記二つの『国際人権規約』『あらゆる形の人種差別撤廃に関する国際規約』それに『難民の地位に関する条約』等をわが国が一日も早く批准することは、緊急の課題であると考えられます。

世界人権宣言の採択三十周年を来年に控え、第三十二回国際連合総会は、今年も未批准国政府に対して、早急の批准を迫る決議を採択するはずです。政府におかれましては、批准に対する障害点があればこれを国民の前に明らかにするとともに、この際政府、国会は大局的見地にたって早急の批准にふみ切ることを切に要望します。

一九七七年十二月七日

国際人権規約
批准促進連絡会議

アジア人権センター　代表者　黒田　寿男
アムネスティーインターナショナル日本支部　代表者　西村　関一
大学婦人協会　代表者　竹中はる子
婦人国際平和自由連盟日本支部　代表者　辻　キヨ
日本・汎太平洋東南アジア婦人協会　代表者　藤田　たき
自由人権協会　代表者　森川　金寿
カトリック正義と平和委員会　代表者　相馬　信夫
国連NGO国内婦人委員会　代表者　市川　房枝
日本婦人法律家協会　代表者　渡辺　道子
日本婦人有権者同盟　代表者　紀平　悌子
日本女医会　代表者　三神　美和
日本看護協会　代表者　大森　文子
日本基督教婦人矯風会　代表者　谷川　和子
日本キリスト教女子青年会　代表者　渡辺　道子
日本キリスト教協議会　代表者　中嶋　正昭
日本有職婦人クラブ全国連合会　代表者　橋本　綾子
世界連邦建設同盟　代表者　小塩　完次
社会開発平和委員会　代表者　飯坂　良明
　斉藤　恵彦

# 寒中お見舞申し上げます

名誉会長　市川房枝
会長　紀平悌子
第一副会長　小池順子（政務委員長）
副会長　本尾良
〃　松浦三知子
〃（地方）　武田澄江
書記　大槻勲子
会計　富田正江
〃　八木橋富美枝
会計監査　岩崎美智子
指名委員長　近藤真柄
指名委員　福井俊子
〃　梅原文子
〃　大西加代
〃　水芳枝
常任委員　阿曽のぶ子
〃　伊達恵子
〃　伊藤智恵子
〃　今井英子
〃　河野啓子（国際連絡委員長）
〃　国本鈴子
〃　久保田須弥
〃　小林時枝（組織部長）
〃　小森景子
〃　近藤登美子
〃　坂口和栄
〃　篠原美恵子
〃　下飯坂ヨシ
〃　杉山利子
〃　武井まつ
〃　田畑喜久子
〃　中村佐久
〃　長尾照子
〃　永畑道子（出版部長）
〃　早川数江
〃　樋口節子
〃　福島政与
〃　藤田綾子
〃　藤田雪枝
〃　本田年子
〃　宮尾智恵子（財務部長）
〃　向井承子
〃　山口みつ子
〃　山川千鶴子
〃　吉村房子

大田支部会員一同
支部長　杉原彬子
大田区大森東1−12−3
☎（762）1607
〒143

仙台支部会員一同
支部長　加藤美子
仙台市土樋一―一―一三
☎〇二二二（二七）九二八五
〒九八〇

仙台市長
島野武
仙台市国分町三―七―一
☎〇二二二（六一）一一一一
〒九八〇

仙台市助役
小岩忠一郎
仙台市国分町三―七―一
☎〇二二二（六一）一一一一
〒九八〇

成田福祉センター主宰
成田智恵子
名古屋市昭和区御器所一―九―十二
☎〇五二（八八一）二七一七
〒四六六

労働大臣許可　豊玉看護婦家政婦紹介所
所長　鈴木ひさ
練馬区豊玉北六―一六
☎（九九二）一六二五
〒176

弁護士
中島通子
新宿区新宿一―三―一四
リブル葵三〇一
☎(352)七〇三五・七〇一〇
〒一六〇

横浜市長
飛鳥田一雄
横浜市中区港町一―一
☎〇四五（六七一）二一二一
〒二三一

練馬支部一同
支部長　平田育子
練馬区桜台六―二四―八
☎（九九一）五七九三
〒一七六

日本社会党都本部
副委員長
今正一
千代田区丸の内三―五―一
日本社会党都本部
〒一〇〇

日本社会党衆議院議員
高沢寅男
練馬区関町二―23
☎自宅（九二九）四四五三
事務所（五〇八）七三〇八
〒一七七

鈴木孝夫法律事務所
弁護士　鈴木孝夫
弁護士　本田敏幸
横浜市中区南仲通二―二五
（関内守谷ビル五階）
☎〇四五(201)七八七七（代）
〒二三一

京都支部役員一同
支部長　森定春枝
京都市北区北野西白梅町四〇
☎〇七五（四六一）八〇七〇
〒六〇三

衆議院議員
大内啓伍
千代田区永田町二―二―一
衆議院第一議員会館四四〇
☎（五八一）五一一一
〒100

日本社会党都本部
政策審議会事務局次長
鮫島将夫
狛江市和泉三六七六
多摩川住宅イ―八―四〇七
☎〇四二四(84)七〇六一
〒182

練馬区長
田畑健介
練馬区豊玉北六―十二
☎（九九三）一一一一
（内二〇〇）
〒一七六

座間市会議員
福田美代子
神奈川県座間市入谷四―二六九〇
☎〇四六二（五三）〇三五六
〒二二八

参議院議員（全国区）
田中すみ子
港区高輪二―一四―一七―五〇六
☎（四四九）三三五五
〒一〇八

学校法人千代田学園
理事長　麻生卯三郎
台東区下谷一―五―三〇
☎（八四二）三一一一（代）
〒一一〇

目黒支部一同
支部長　原輝恵
目黒区五本木2−46−5
☎（715）9282
〒153

目黒区議会議員
宮本なおみ
目黒区中央町一―三―一三
☎（七一五）九六〇三
〒一五三

府中支部一同
支部長　幸尾妃梠子
府中市西原町二―一六―九
☎〇四二五（七五）四六九四
〒一八三

国立支部会員一同
支部長　相良静子
国立市西一―四―四
☎〇四二五―二二―七七〇三
〒186

ご協力ありがとうございました。
今後ともよろしくお願い申し上げます。

## 運動日誌

52・11／14～12／6

- 11／14　○売春問題ととりくむ会
- 11／15　○婦選会館15周年記念会
  - ○少年法の国民連絡会議の幹事会
- 11／16　○司法国民連絡会議幹事会
  - ○中国婦人代表団交流懇談会・首都圏婦人大集会
  - ○少年法改悪反対の国民連絡会議で、社、共、公の3政党へ要請
- 11／17　○国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会起草委員会
  - ○都連
  - ○中国代表団歓迎返礼の会
  - ○52年度第2回消費者団体代表と事業者団体代表の連絡会
  - ○山高しげり氏葬儀
- 11／18　○政啓委員会
  - ○一般消費税学習会
  - ○機関紙初校
- 11／19　○教育グループ会合
  - ○出版部会
  - ○環境アセスメントを考える会（東京都）
- 11／21　○バザー委員会
  - ○議長交際費訴訟書類読み合わせ
- 11／22　○おすしパーティ（財務）
  - ○機関紙再校、座談会収録
  - ○法務大臣瀬戸山氏へ少年法改悪作業中止の申し入れ
- 11／24　○少年法の件で街頭演説、チラシ配布（渋谷）
- 11／25　○議長交際費訴訟書類読み合わせ
- 11／28　○バザー委員会
  - ○公害監視委員会
  - ○NGO国内婦人委員会役員会
  - ○国際人権規約批准促進連絡会議
- 11／29　○機関紙発送
  - ○経企庁消費問題懇談会
  - ○婦選獲得記念日打合わせ
- 11／30　○〃
  - ○議長交際費訴訟書類読み合わせ
- 12／1　○出版整理会
- 12／3～4　○婦選会館バザー
- 12／6　○常任委員会
  - ○生活を守る都民会議役員会
  - ○ダンスパーティ

## お年玉切手ご寄付のお願い

“53年のお年玉シートお当りの方!! 是非同盟にご寄付下さい”

「海外の切手愛好家に頒布するためお年玉シート（20円2枚）お譲り下さい」との要請が、日本国際郵趣協会三宅和子氏（同盟会員）からありました。

皆様からお年玉切手を御寄付頂けば、一枚につき百円の財務収入になりますので取り上げる事にいたしました。ご不用分がありましたら是非ご協力下さいませ。千枚集まりますと10万円になります。個人でも支部でまとめて下さっても結構です。同盟宛お送り下さい。

（注）破損汚損折目などないもの（なるべく早く投函願います）

財務部長　宮尾智恵子

純粋なもの・自然なものをおとどけするキッコーマン
天下一品
キッコーマン
キッコーマン醤油株式会社

専修学校
津田スクールオヴビズネス
高卒程度：共学2年制・入試あり　願書受付2月1日より

英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会　英文タイプ科
懇切指導
小・中・高・大学生・一般社会人・主婦　どなたでも入会できます。
1期3ヵ月……年4期（4・7・10・1月）
申　込……毎期1ヵ月前より受付開始
申込順定員〆切
国電　千駄ケ谷駅前　TEL（402）7331
財団法人　津田塾会経営

ぬれ手にご注意！
東京電力株式会社

無農薬でつくられた
健康に寄与して行く安全茶（伊勢度会産）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 煎茶 | 露の花 | 100ｇ入 | 500円 |
| | 正喜撰 | 200ｇ入 | 700円 |
| | ゆとり | 300ｇ入 | 500円 |
| | ほうじ茶 | 200ｇ入 | 400円 |

農林大臣賞受賞
ミネラル一有機農法で土をゆたかにし残留農薬も分解しつくしており、つくられたお茶は三煎四煎でも風味よく味わえます。
お申込は同盟事務局へどうぞ。（03−370−2727）
中央区銀座6−10−11　サンリーブ株式会社

信用と誠実をモットーに
森下印刷所
●オフセット印刷　●美術印刷
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181（日産厚生園正門前）
☎0422-48-1611（代）

### 天然油脂洗濯石けんの共同購入について

東栄商会では、天然油脂石鹸を合成洗剤より安く販売しております。

製品は「創業九十七年日本最古の歴史をもつ平野油脂」の純正粒状石鹸三kg入です。

JIS規格を遙かに上回りまた粒状ですから溶けやすく微粉も飛びません。

購入について詳しいお問合せは
日本婦人有権者同盟事務局
☎（三七〇）二七二七

ガス坊やの安全コーナー
つけたら
回そう
換気扇
東京ガス

Published by the League of Women Voters of Japan　No.21, 2 Chome Yoyogi Shibuya-ku Tokyo Japan

---

(1) 第33巻 3号（昭和22年8月21日 第三種郵便物認可）　（毎月一回1日発行・年間購読料1500円）　昭和53年3月1日発行

# 婦人有権者

THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

## 日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主議を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の1部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

## ひろば

### ＝参議院改革に国民の意見を＝

### ―自民党の全国区選挙制度改正に反対―

参議院の改革は、国民の願いであり、本同盟の運動の重要な課題です。

私共は昨年の秋、中央委員会において、参議院の全国区を存置し、全員無所属とする候補者推薦制の提案（民主政治をたてなおす市民センター）を支持し、研究をすすめることを決定しました。

ところが昨年暮れから正月にかけての福田総理発言を契機に「参議院全国区名簿式比例代表制の導入の自民党案」が論議を呼びました。今国会提出は見送られる模様ですが、国民として見すごせぬ問題です。

このことは今はじめてではなく低落傾向にある自民党が、一昨年の通常国会に拘束名簿式比例代表制を打ち出したことがありますがこれは野党共同の参議院地方区の議員定数是正案との相殺に狙いがあったものです。

昨年の参院選後福田総理は「金のかからない選挙を」と再三改革の必要を訴え、自民党内には、中西一郎他22名の拘束式比例代表制案、秦野章の全国区廃止、政党会派別衆参両院議員団による推薦制、佐藤信二の比例代表制案、斎藤十朗のブロック制案などの四案が私案として出されていました。

2月3日同党は、参院に「選挙制度改革プロジェクトチーム」（町村金五委員長他16人）を発足させ政審正副会長、公選法改正特別委員長、同理事、自治省OB議員などを結集し「拘束名簿式比例代表制」を55年の次回選挙から導入するとの意見で一致しているということです。

そもそも現行の全国区は―①巨額の金がかかる②区域が広大で運動期間が短かいので運動が困難である③有権者が候補者選択の際困難である④代表が一部の組織に片寄り、国民の代表ではないこと―などが問題なのですが、自民党の発想は、党勢挽回が真の目的であり、比例代表制は政党化をますます進め、国民の意思とは逆行するものであります。

拘束式比例代表制とは、有権者が個人でなく政党に投票し各党の得票数に応じて議席を各党に比例配分するもので、各党はあらかじめ候補者の優先順位をつけた名簿を用意し、頭から当選者を決定していくしくみで、無所属は排除されてしまいます。

この案は自民党勢力温存のためのものであり参議院制度の真の改革の発想ではありません。

国民の意思をきかない党利党略の選挙制度改革は、民主主義のルールに反するものであり、絶対反対すべきであり、国民の側から参議院改革の具体的提案をして行くべきです。

（会長　紀平悌子）

## 語り合う

## 若ものの生き方と政治のあり方

### 1月15日第16回新有権者の集い

1月15日午前10時から4時50分まで、婦選会館において第16回新有権者の集いを開きました。参加者80名、新有権者6名、19歳と20代が38名。主催は同盟、理想選挙推進市民の会、婦選会館の三者。企画、運営を両団体の若い人中心の実行委員会にゆだねました。

市川先生の手がえしで

当日は霜のまだ消え去らぬ早朝から準備に入り新旧有権者協力のもと10時、もちつき開始、20キロのもちつきのかたわらギターの伴奏でフォークを合唱、つきたてのあんころもち、からみもちなどに舌づつみをうちました。

午後一時話しあい開始、テーマは「いま、何がおきている!?―政治を他人にまかせられるか―」。

司会は久保公子さん。吉増政子さんの開会で市川先生のあいさつ。活発な話しあいが始まりました。まず、実行委の山田君が14人の男女から聞いたテープで若い意見を紹介。8人までが「政治に関心あり」6人は「ない」。政治のイメージは「黒っぽい」、参院選には、半数が「身近かに用があったなどで棄権」政治への希望は「老人から若い層へ」。次に菊池さんの北区の街頭でのテープ「ガラスばりの政治を」谷口さんの東中里喫茶店での取材は「政治にかかわりたくない」……など。

続いて会場発言、若い会社員福山君「憲法では主権在民だが、現状では無力感を覚えるのみ」。これに対し藤村さんは「婦人参政権運動も少数の女性ががんばった。私も国際婦人年をきっかけに、今は定数是正運動にも参加している」と積極的。

再び小野さんが、自衛隊員から取材のレポート、斎藤さんは身障者介護の活動をしている友人の、「身障者の権利恢復の声を政治に……」のテープの声。

時間が進むにつれ会場は熱気をまし、後半は「政治とは何か、私たちとのかかわりは…」に意見が集中。「暮らしこそ政治だ、女性差別も、食品公害も政治と離れては考えられない」（野口さん）「反公害運動をすすめているが、人間は政治的選択をしなければ生きられない、自立した人間として世のしくみをつくりたい」（工藤・坂口君）。「韓国政府の圧政から陳さんを救う学生運動をして行くうちに政治問題を知った。在日朝鮮人65万人は選挙権がない。戦前の日本が、朝鮮人を工場や鉱山で強制労動させ、敗戦になっても国へ帰れぬ実情の中で、職業差別、政治差別されている彼らの立場は、日本の政治の問題だ。選挙にかかわらず行動をおこし政治をかえたい」（石坂君）その他藤沢の市議選での行動の発表がつづき、地方自治体と国の政治とは表裏一体のものであるといったつっ込んだ意見がありました。

最後に針生誠吉、佐竹寛両先生の講評、紀平の閉会のことばで散会しました。

（紀平悌子）

## 53年度

## 国の婦人関係予算案をきく会

主催　日本婦人有権者同盟
　　　婦選会館

㈠国内行動計画関係

総理府婦人問題担当室竹田晃氏。53年度査定額は3千万円で、国際婦人年国内行動計画実現のため、婦人の政策決定参加情況調査、民間諸団体については婦人の活動情況を調査するため400万円、国際協力、情報収集費用300万円、婦人問題企画推進会議費、年次報告作成等に2300万円を組んだ。52年10月に作成した11項目の重点目標をすすめることが当面の課題であると思う。

㈡婦人の地位向上、婦人労働関係

労働省婦人少年局甘粕啓介氏。勤労婦人を中心とする婦人の地位向上対策と推進を目標として12億4400万円の予算案を組み、52年度の50％増である。国内行動計画推進啓発活動の展開、雇用の男女平等促進対策、勤労婦人の母性健康管理対策、職業生活と家庭生活の調和対策、寡婦等就職援助対策の各々の推進となっている。寡婦等就職援助対策には5億2100万円を計上、52年度の3倍増である。資格、技能を持った人が少なく、また、それを生かして就業していない実態から、資格、技能修得のための訓練、活用するための専門の相談所を目標とした。

㈢保育所、母子衛生関係

厚生省児童家庭局母子福祉課蒲地清弘氏。母子、寡婦福祉対策費30億1400万円は、前年度約5億円の増額で、母子・寡婦福祉貸付金の増額などである。児童扶養手当は876億6700万円で、月額19500円から21500円に引上げられる。保育所措置費は2580億2000万円。保母養成対策費6億9600万円。児童健全育成対策費17億6400万円などである。

㈣母子衛生関係

厚生省児童家庭局母子衛生課佐々木武昭氏。母子保健対策費は96億3200万円で前年度4・8％の伸びである。妊産婦乳幼児健康診査費約27億、母子医療対策費約54億、その他に地域母子健康事業費、心身障害研究費を計上している。52年度の事業定着のため、出産の安全、母子保健の向上（障害児出産防止）のための検査、対策など国民の生涯を通じての健康づくりのための地盤、育成に留意して予算を査定した。

㈤売春対策関係

厚生省社会生活局生活課関口英也氏。19億9600万円の予定額で前年度より約2億円増である。婦人相談員手当月額59000円を63000円に、収容保護事業に約15億円を計上している。全国で婦人相談所47カ所、婦人相談員479人、婦人保護施設60カ所となっている。20才代、30才代が60％を占め殊に学生は5年前の4倍に増え、経済問題より家庭問題で、また、保護施設での入所は長期化、老齢化しつつある。売春問題は精神医学的見地からの対応が無視出来ないのではないか。

㈥婦人教育関係

文部省社会局婦人教育課志熊敦子氏。37億8700万円の査定額で前年度より約14億円の減少であるが、これは国立婦人教育会館がほぼ完成したことによってである。生涯教育事業の充実を期して、生涯教育指導、学習事業費補助、地域活動促進費補助などに、合計約18億円を計上している。公立婦人教育会館施設費補助の新設、国立婦人教育会館運営費等も組まれている。婦人の学習条件、施設の整備、家庭教育の整備を目標とした。一方、婦人、家庭教育団体補助金の合理化、整理を行なった。

㈦生活改善関係

農林省生活改善課塚本恵美子氏。60億8400万円が組まれ、農山漁家婦人対策、健康対策、生活改良普及が柱となっている。農業の担い手が婦人に移って来た社会状勢のもとでは、主婦であり、農業従事者であり、兼業農家ではパートタイマーでもある。生活、農業の両者を婦人は担っている。このため健康、生活改良等の普及員の前年度2350人から2076人への減少は、農山漁家婦人のかかえている問題からみた時、残念なことといえる。

☆　☆　☆

各担当官説明の後ごとに質疑応答がされた。婦人の政策決定参加状況を調査するだけで、推進のための権限は総理府にないこと。何をいつまでにするかという予算面から見た担当室の態度が明確でないこと。前年度に比し僅か200万円の増額は全予算の20％の伸びに対して少なく、要求自体も少ない。保育対策は前年度より暫増ではあるが抜本的改善になっていないこと。各省全体の予算から見た婦人関係予算の説明が欲しかった。国際婦人年国内行動計画を実現するためどのように予算化したかの説明がほしかった等、活発な意見が多く出された。（53・2・6・於婦選会館　まとめ　久保田須弥）

## 台湾観光の道義的責任を問う

「旅行業界の皆様におうかがい申しあげます。恥という字をご存じですか。あなたのサラリー、ボーナス、そして配当の一部分が、女性の春をひさいだお金からしぼり出されている、という事実に目をつぶらないで下さい」という意見広告が、日本の旅行業界向けの週刊誌「ウイング・トラベル」に一年間の予定で長期掲載されています。

この意見広告を出した台湾の旅行業者・精華旅行社の林秀格社長が、昨年11月末東京で開かれた第一回日本・国際観光会議に、この問題を訴えようと（実際には発言は封じられた）来日されたので、売春問題ととりくむ会の高橋、館、伊藤の三人で面会しました。

意見広告の目的は日本の旅行業界が売春を喰いものにする慣習と中間搾取をやめさすことにあるというのです。台湾観光を目玉商品にしている日本の旅行業者は、極端な過当競争になって、そのためダンピング旅行を売る以外になく、しわ寄せを台湾の地元業者に押しつけているのです。コストをたたかれても、買手市場の業界では地元業者の立場は弱く、赤字分を売春斡旋で埋め合わせしているのです。赤字承知、売春斡旋承知の日本の旅行業者は、いわば贓品故買の罪を犯していると林さんはするどく指摘されました。台湾への観光客は年間52万人（93％が男性）。

売春問題ととりくむ会は、アジアの女たちの会と12月14日、日本旅行業協会会長兼松学氏に面会、道義的責任を問うと共に、他国への性の侵略をともなうような観光斡旋をやめるよう強く申し入れました。

（伊藤智恵子）

## 花片

▼都内だよりで梅の蕾が大きくなったとあったとき、沖縄の知人から、彼岸桜の盛りが過ぎた由で、びん型染の栞りの裏の白紙に桜の押し花。花の色は、ホンのり桜色ではなく、牡丹色に近い。そこに南国の緯度の差を想う。春は近い。

▼毎日新聞の社説に「宇宙空間は誰のもの」「原子炉衛星の廃絶と宇宙のいっそうの平和利用のための十分の情報の公開を……」と。全く同感。二百カイリ以外の空気を吸うなとか、一呼吸いくらなんてことにならないように。

▼防衛的軍備と攻撃的軍備が云々されているが、軍備を持たないことが基点である。

▼自民党の党近代化は、派閥解消からは昨年のこと。総裁選のある今年は、政党の派閥なんか可愛いものとなった。有権者は真理正義を求める心で、判断したい。

▼朝日の声欄に「こんなにあるもどかしさ」お読みになった方は、合点なさるだろうが、こうなのにこんな現状と並べたもどかしさ、矛盾さは余りに多い。考えたい。

▼松緑が膝疾患をかばいつつ、魚や宗五郎を熱演、九十才の多賀之丞のかっぽれ（二月歌舞伎座）と もに、その精進に励まされた。

▼母親の子殺し、少年の殺伐行為、国会議員の醜態など、寒心事が多い。季はずれだが、銀座百点句会で、「東京が国の二人や切山椒」小泉準三氏。こうした東京人の夫婦のつましい寄り合いは少ないが、何とも暖かく響いてくる。

▼今日ありて一事果しぬ　冬の梅（汀女）。　2／20（から子）

編集発行人　紀平悌子　発行所　日本婦人有権者同盟（渋谷区代々木2−21−11　婦選会館内）　電話（370）2727番　〒151　振替195409

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

## 日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の1部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

## ひろば

参議院の改革は、国民の願いであり、本同盟の運動の重要な課題です。

私共は昨年の秋、中央委員会において、参議院の全国区を存置し、全員無所属とする候補者推薦制の提案（民主政治をたてなおす市民センター）を支持し、研究をすすめることを決定しました。

ところが昨年暮れから正月にかけての福田総理発言を契機に「参議院全国区名簿式比例代表制の導入の自民党案」が論議を呼びました。今国会提出は見送られる模様ですが、国民として見すごせぬ問題です。

このことは今はじめてではなく低落傾向にある自民党が、一昨年の通常国会に拘束名簿式比例代表制を打ち出したことがありますがこれは野党共同の参議院地方区の議員定数是正案との相殺に狙いがあったものです。

昨年の参院選後福田総理は「金のかからない選挙を」と再三改革の必要を訴え、自民党内には、中西一郎他22名の拘束式比例代表制案、秦野章の全国区廃止、政党会派別衆参両院議員団による推薦制、佐藤信二の比例代表制案、斎藤十朗のブロック制案などの四案が私案として出されていました。

### ＝参議院改革に国民の意見を＝

### ―自民党の全国区選挙制度改正に反対―

2月3日同党は、参院に「選挙制度改革プロジェクトチーム」（町村金五委員長他16人）を発足させ、政審正副会長、公選法改正特別委員長、同理事、自治省OB議員などを結集し「拘束名簿式比例代表制」を55年の次回選挙から導入するとの意見で一致しているということです。

そもそも現行の全国区は―①巨額の金がかかる②区域が広大で運動期間が短かいので運動が困難である③有権者が候補者選択の際困難である④代表が一部の組織に片寄り、国民の代表ではないこと―などが問題なのですが、自民党の発想は、党勢挽回が真の目的であり、比例代表制は政党化をますます進め、国民の意思とは逆行するものであります。

拘束式比例代表制とは、有権者が個人でなく政党に投票し各党の得票数に応じて議席を各党に比例配分するもので、各党はあらかじめ候補者の優先順位をつけた名簿を用意し、頭から当選者を決定していくしくみで、無所属は排除されてしまいます。

この案は自民党勢力温存のためのものであり参議院制度の真の改革の発想ではありません。

国民の意思をきかない党利党略の選挙制度改革は、民主主義のルールに反するものであり、絶対反対すべきであり、国民の側から参議院改革の具体的提案をして行くべきです。

（会長　紀平悌子）

市川先生の手がえしで

## 語り合う

# 若ものの生き方と政治のあり方

## 1月15日第16回新有権者の集い

1月15日午前10時から4時50分まで、婦選会館において第16回新有権者の集いを開きました。参加者80名、新有権者6名、19歳と20代が38名。主催は同盟、理想選挙推進市民の会、婦選会館の三者。企画、運営を両団体の若い人中心の実行委員会にゆだねました。

当日は霜のまだ消え去らぬ早朝から準備に入り新旧有権者協力のもと10時、もちつき開始、20キロのもちつきのかたわらギターの伴奏でフォークを合唱、つきたてのあんころもち、からみもちなどに舌づつみをうちました。

午後一時話しあい開始、テーマは「いま、何がおきている!?―政治を他人にまかせられるか―。」

司会は久保公子さん。吉増政子さんの開会で市川先生のあいさつ。活発な話しあいが始まりました。まず、実行委の山田君が14人の男女から聞いたテープで若い意見を紹介。8人までが「政治に関心あり」6人は「ない」。政治のイメージは「黒っぽい」、参院選には、半数が「身近かに用があったなどで棄権」政治への希望は「老人から若い層へ」。次に菊池さんの北区の街頭でのテープ「ガラスばりの政治を」谷口さんの東中里喫茶店での取材は「政治にかかわりたくない」……など。

続いて会場発言、若い会社員福山君「憲法では主権在民だが、現状では無力感を覚えるのみ」。これに対し藤村さんは「婦人参政権運動も少数の女性ががんばった。私も国際婦人年をきっかけに、今は定数是正運動にも参加している」と積極的。

再び小野さんが、自衛隊員から取材のレポート、斎藤さんは身障者介護の活動をしている友人の、「身障者の権利恢復の声を政治に……」のテープの声。

時間が進むにつれ会場は熱気をまし、後半は「政治とは何か、私たちとのかかわりは…」に意見が集中。「暮らしこそ政治だ、女性差別も、食品公害も政治と離れては考えられない」（野口さん）「反公害運動をすすめているが、人間は政治的選択をしなければ生きられない、自立した人間として世のしくみをつくりたい」（工藤・坂口君）。「韓国政府の圧政から陳さんを救う学生運動をして行くうちに政治問題を知った。在日朝鮮人65万人は選挙権がない。戦前の日本が、朝鮮人を工場や鉱山で強制労動させ、敗戦になっても国へ帰れぬ実情の中で、職業差別、政治差別されている彼らの立場は、日本の政治の問題だ。選挙にかかわらず行動をおこし政治をかえたい」（石坂君）その他藤沢の市議選での行動の発表がつづき、地方自治体と国の政治とは表裏一体のものであるといったつっ込んだ意見がありました。

最後に針生誠吉、佐竹寛両先生の講評、紀平の閉会のことばで散会しました。

（紀平悌子）

## 53年度

# 国の婦人関係予算案をきく会

主催　日本婦人有権者同盟
婦選会館

㈠国内行動計画関係

総理府婦人問題担当室竹田晃氏。53年度査定額は3千万円で、国際婦人年国内行動計画実現のため、婦人の政策決定参加情況調査、民間諸団体については婦人の活動情況を調査するため400万円、国際協力、情報収集費用300万円、婦人問題企画推進会議費、年次報告作成等に2300万円を組んだ。52年10月に作成した11項目の重点目標をすすめることが当面の課題であると思う。

㈡婦人の地位向上、婦人労働関係

労働省婦人少年局甘粕啓介氏。勤労婦人を中心とする婦人の地位向上対策と推進を目標として12億4400万円の予算案を組み、52年度の50％増である。国内行動計画推進啓発活動の展開、雇用の男女平等促進対策、勤労婦人の母性健康管理対策、職業生活と家庭生活の調和対策、寡婦等就職援助対策の各々の推進となっている。寡婦等就職援助対策には5億2100万円を計上、52年度の3倍増である。資格、技能を持った人が少なく、また、それを生かして就業していない実態から、資格、技能修得のための訓練、活用するための専門の相談所を目標とした。

㈢保育所、母子衛生関係

厚生省児童家庭局母子福祉課蒲地清弘氏。母子、寡婦福祉対策費30億1400万円は、前年度約5億円の増額で、母子・寡婦福祉貸付金の増額などである。児童扶養手当は876億6700万円で、月額19500円から21500円に引上げられる。保育所措置費は2580億2000万円。保母養成対策費6億9600万円。児童健全育成対策費17億6400万円などである。

㈣母子衛生関係

厚生省児童家庭局母子衛生課佐々木武昭氏。母子保健対策費は96億3200万円で前年度4・8％の伸びである。妊産婦乳幼児健康診査費約27億、母子医療対策費約54億、その他に地域母子健康事業費、心身障害研究費を計上している。52年度の事業定着のため、出産の安全、母子保健の向上（障害児出産防止）のための検査、対策など国民の生涯を通じての健康づくりのための地盤、育成に留意して予算を査定した。

㈤売春対策関係

厚生省社会生活局生活課関口英也氏。19億9600万円の予定額で前年度より約2億円増である。婦人相談員手当月額59000円を63000円に、収容保護事業に約15億円を計上している。全国で婦人相談所47カ所、婦人相談員479人、婦人保護施設60カ所となっている。20才代、30才代が60％を占め殊に学生は5年前の4倍に増え、経済問題より家庭問題で、また、保護施設での入所は長期化、老齢化しつつある。売春問題は精神医学的見地からの対応が無視出来ないのではないか。

㈥婦人教育関係

文部省社会局婦人教育課志熊敦子氏。37億8700万円の査定額で前年度より約14億円の減少であるが、これは国立婦人教育会館がほぼ完成したことによってである。生涯教育事業の充実を期して、生涯教育指導、学習事業費補助、地域活動促進費補助などに、合計約18億円を計上している。公立婦人教育会館施設費補助の新設、国立婦人教育会館運営費等も組まれている。婦人の学習条件、施設の整備、家庭教育の整備を目標とした。一方、婦人、家庭教育団体補助金の合理化、整理を行なった。

㈦生活改善関係

農林省生活改善課塚本恵美子氏。60億8400万円が組まれ、農山漁家婦人対策、健康対策、生活改良普及が柱となっている。農業の担い手が婦人に移って来た社会状勢のもとでは、主婦であり、農業従事者であり、兼業農家ではパートタイマーでもある。生活、農業の両者を婦人は担っている。このため健康、生活改良等の普及員の前年度2350人から2076人への減少は、農山漁家婦人のかかえている問題からみた時、残念なことといえる。

☆　☆　☆

各担当官説明の後ごとに質疑応答がされた。婦人の政策決定参加状況を調査するだけで、推進のための権限は総理府にないこと。何をいつまでにするかという予算面から見た担当室の態度が明確でないこと。前年度に比し僅か200万円の増額は全予算の20％の伸びに対して少なく、要求自体も少ない。保育対策は前年度より暫増ではあるが抜本的改善になっていないこと。各省全体の予算から見た婦人関係予算の説明が欲しかった。国際婦人年国内行動計画を実現するためどのように予算化したかの説明がほしかった等、活発な意見が多く出された。（53・2・6・於婦選会館　まとめ　久保田須弥）

## 台湾観光の道義的責任を問う

「旅行業界の皆様におうかがい申しあげます。恥という字をご存じですか。あなたのサラリー、ボーナス、そして配当の一部分が、女性の春をひさいだお金からしぼり出されている、という事実に目をつぶらないで下さい」という意見広告が、日本の旅行業界向けの週刊誌「ウイング・トラベル」に一年間の予定で長期掲載されています。

この意見広告を出した台湾の旅行業者・精華旅行社の林秀格社長が、昨年11月末東京で開かれた第一回日本・国際観光会議に、この問題を訴えようと（実際には発言は封じられた）来日されたので、売春問題ととりくむ会の高橋、館、伊藤の三人で面会しました。

意見広告の目的は日本の旅行業界が売春を喰いものにする慣習と中間搾取をやめさすことにあるというのです。台湾観光を目玉商品にしている日本の旅行業者は、極端な過当競争になって、そのためダンピング旅行を売る以外になく、しわ寄せを台湾の地元業者に押しつけているのです。コストをたたかれても、買手市場の業界では地元業者の立場は弱く、赤字分を売春斡旋で埋め合わせしているのです。赤字承知、売春斡旋承知の日本の旅行業者は、いわば贓品故買の罪を犯していると林さんはするどく指摘されました。台湾への観光客は年間52万人(93％が男性)。

売春問題ととりくむ会は、アジアの女たちの会と12月14日、日本旅行業協会会長兼松学氏に面会、道義的責任を問うと共に、他国への性の侵略をともなうような観光斡旋をやめるよう強く申し入れました。

（伊藤智恵子）

## 花片

▼都内だよりで梅の蕾が大きくなったとあったとき、沖縄の知人から、彼岸桜の盛りが過ぎた由で、びん型染の栞りの裏の白紙に桜の押し花。花の色は、ホンのり桜色ではなく、牡丹色に近い。そこに南国の緯度の差を想う。春は近い。

▼毎日新聞の社説に「宇宙空間は誰のもの」「原子炉衛星の廃絶と宇宙のいっそうの平和利用のための十分の情報の公開を……」と。全く同感。二百カイリ以外の空気を吸うなとか、一呼吸いくらなんてことにならないように。

▼防衛的軍備と攻撃的軍備が云々されているが、軍備を持たないことが基点である。

▼自民党の党近代化は、派閥解消からは昨年のこと。総裁選のある今年は、政党の派閥なんか可愛いものとなった。有権者は真理正義を求める心で、判断したい。

▼朝日の声欄に「こんなにあるもどかしさ」お読みになった方は、合点なさるだろうが、こうなのにこんな現状と並べたもどかしさ、矛盾さは余りに多い。考えたい。

▼松緑が膝疾患をかばいつつ、魚や宗五郎を熱演、九十才の多賀之丞のかっぽれ（二月歌舞伎座）ともに、その精進に励まされた。

▼母親の子殺し、少年の殺伐行為、国会議員の醜態など、寒心事が多い。季はずれだが、銀座百点句会で、「東京が国の二人や切山椒」小泉準三氏。こうした東京人の夫婦のつましい寄り合いは少ないが、何とも暖かく響いてくる。

▼今日ありて　一事果しぬ　冬の梅（汀女）。　2/20（から子）

編集発行人　紀平悌子　発行所　日本婦人有権者同盟（渋谷区代々木2―21―11　婦選会館内）　電話（370）2727番　〒151　振替195409

---

# 寒中お見舞申し上げます

| | |
|---|---|
| 名誉会長 | 市川房枝 |
| 会長 | 紀平悌子 |
| 第一副会長 | 小池順子（政啓委員長） |
| 副会長 | 本尾良 |
| 〃 | 松浦三知子 |
| 〃（地方） | 武田澄江 |
| 書記 | 大槻勲子 |
| 会計 | 富田正江 |
| 〃 | 八木橋冨美枝 |
| 会計監査 | 岩崎美智子 |
| 指名委員長 | 近藤真柄 |
| 指名委員 | 福井俊子 |
| 〃 | 梅原文子 |
| 〃 | 大西加代 |
| 〃 | 水芳枝 |
| 常任委員 | 阿曽のぶ子 |
| 〃 | 伊達恵子 |
| 〃 | 伊藤智恵子 |
| 〃 | 今井英子 |
| 〃 | 河野啓子 |
| 〃 | 国本鈴子（国際連絡委員長） |
| 〃 | 久保田須弥 |
| 〃 | 小林時枝（組織部長） |
| 〃 | 小森景子 |
| 〃 | 近藤登美子 |
| 〃 | 坂口和栄 |
| 〃 | 篠原美恵子 |
| 〃 | 下飯坂ヨシ |
| 〃 | 杉山利子 |
| 〃 | 武井まつ |
| 〃 | 田畑喜久子 |
| 〃 | 中村佐久 |
| 〃 | 長尾照子 |
| 〃 | 永畑道子（出版部長） |
| 〃 | 早川数江 |
| 〃 | 樋口節子 |
| 〃 | 福島政与 |
| 〃 | 藤田綾子 |
| 〃 | 藤田雪枝 |
| 〃 | 本田年子 |
| 〃 | 宮尾智恵子（財務部長） |
| 〃 | 向井承子 |
| 〃 | 山口みつ子 |
| 〃 | 山川千鶴子 |
| 〃 | 吉村房子 |

大田支部会員一同
支部長 杉原彬子
大田区大森東1―12―3
☎（762）1607
〒143

仙台支部会員一同
支部長 加藤美子
仙台市土樋一―一―二
☎〇二二二（二七）九二八五
〒九八〇

仙台市長
島野武
仙台市国分町三―七―一
☎〇二二二（六一）一一一一
〒九八〇

仙台市助役
小岩忠一郎
仙台市国分町三―七―一
☎〇二二二（六一）一一一一
〒九八〇

成田福祉センター主宰
成田智恵子
名古屋市昭和区御器所一―九―十二
☎〇五二（八八一）二七七七
〒四六六

労働大臣許可 豊玉看護婦家政婦紹介所
所長 鈴木ひさ
練馬区豊玉北六―一六
☎（九九二）一六二五
〒176

弁護士
中島通子
新宿区新宿一―三一―四 リブル荘三〇一
☎（352）七〇三五・七〇一〇
〒一六〇

横浜市長
飛鳥田一雄
横浜市中区港町一―一
☎〇四五（六七一）二一二一
〒二三一

練馬支部一同
支部長 平田育子
練馬区桜台六―二四―一八
☎（九九一）五七九三
〒一七六

日本社会党都本部
副委員長
今正一
千代田区丸の内三―五―一 日本社会党都本部
〒一〇〇

日本社会党衆議院議員
高沢寅男
練馬区関町二―23 〒一七七
☎自宅（九二九）四四五三
☎事務所（五〇八）七三〇八

鈴木孝夫法律事務所
弁護士 鈴木孝夫
弁護士 本田敏幸
横浜市中区南仲通二―二五（関内守谷ビル五階）
☎〇四五（201）七八七七（代）
〒二三一

京都支部役員一同
支部長 森定春枝
京都市北区北野西白梅町四〇
☎〇七五（四六一）八〇七〇
〒六〇三

衆議院議員
大内啓伍
千代田区永田町二―二―一 衆議院第一議員会館四四〇
☎（五八一）五一一一
〒100

日本社会党都本部政策審議会事務局次長
鮫島将夫
狛江市和泉三六七六 多摩川住宅イ―八―四〇七
☎〇四二四（84）七〇六一
〒182

練馬区長
田畑健介
練馬区豊玉北六―十二
☎（九九三）一一一一（内二〇〇）
〒一七六

座間市会議員
福田美代子
神奈川県座間市入谷四―二六九〇
☎〇四六二（五三）〇三五八
〒二二八

参議院議員（全国区）
田中すみ子
港区高輪二―一四―七―五〇六
☎（四四九）三三五五
〒一〇八

学校法人千代田学園
理事長 麻生卯三郎
台東区下谷一―五―一〇
☎（八四二）三一二一（代）
〒一一〇

目黒支部一同
支部長 原　輝恵
目黒区五本木2―46―5
☎（715）9282
〒153

目黒区議会議員
宮本なおみ
目黒区中央町一―三―三
☎（七一五）九六〇三
〒一五三

府中支部一同
支部長 幸尾妃椙子
府中市西原町二―一六―九
☎〇四二三（七五）四六九四
〒一八三

国立支部会員一同
支部長 相良静子
国立市西一―一四―四
☎〇四二五―二二―七〇三
〒186

ご協力ありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

## 運動日誌 52・11/14～12/6

11/14 ○売春問題ととりくむ会
11/15 ○婦選会館15周年記念会 ○少年法の国民連絡会議の幹事会
11/16 ○司法国民連絡会議幹事会 ○中国婦人代表団交流懇談会・首都圏婦人大集会 ○少年法改悪反対の国民連絡会議で、社、共、公の3政党へ要請
11/17 ○国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会起草委員会 ○都連 ○中国代表団歓迎返礼の会 ○52年度第2回消費者団体代表と事業者団体代表の連絡会
11/18 ○政啓委員会 ○一般消費税学習会 ○機関紙初校 ○山高しげり氏葬儀
11/19 ○教育グループ会合 ○出版部会 ○環境アセスメントを考える会（東京都）
11/21 ○バザー委員会 ○議長交際費訴訟書類読み合わせ
11/22 ○おすしパーティ（財務） ○機関紙再校、座談会収録 ○法務大臣瀬戸山氏へ少年法改悪作業中止の申し入れ
11/24 ○少年法の件で街頭演説、チラシ配布（渋谷）
11/25 ○議長交際費訴訟書類読み合わせ
11/28 ○バザー委員会 ○公害監視委員会 ○NGO国内婦人委員会役員会 ○国際人権規約批准促進連絡会議
11/29 ○機関紙発送 ○経企庁消費問題懇談会 ○婦選獲得記念日打合わせ
11/30 ○〃 ○議長交際費訴訟書類読み合わせ
12/1 ○出版整理会
12/3～4 ○婦選会館バザー
12/6 ○常任委員会 ○生活を守る都民会議役員会 ○ダンスパーティ

## お年玉切手ご寄付のお願い

〝53年のお年玉シートお当りの方!!　是非同盟にご寄付下さい〟

「海外の切手愛好家に頒布するためお年玉シート（20円2枚）お譲り下さい」との要請が、日本国際郵趣協会三宅和子氏（同盟会員）からありました。

皆様からお年玉切手を御寄付頂けば、一枚につき百円の財務収入になりますので取り上げる事にいたしました。ご不用分がありましたら是非ご協力下さいませ。千枚集まりますと10万円になります。個人でも支部でまとめて下さっても結構です。同盟宛お送り下さい。（なるべく早く投函願います）

㈲　破損汚損折目などないもの

財務部長　宮尾智恵子

純粋なもの・自然なものをおとどけするキッコーマン
天下一品
キッコーマン
キッコーマン醤油株式会社

専修学校
津田スクールオヴビジネス
高卒程度：共学2年制・入試あり　願書受付2月1日より

英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会　英文タイプ科
懇切指導
小・中・高・大学生・一般社会人・主婦
どなたでも入会できます。
1期3カ月………年4期（4・7・10・1月）
申込………毎期1カ月前より受付開始
申込順定員〆切
国電 千駄ケ谷駅前 TEL (402) 7331
財団法人 津田塾会経営

無農薬でつくられた
健康に寄与して行く安全茶（伊勢度会産）

| | | |
|---|---|---|
| 煎茶 露の花 | 100g入 | 500円 |
| 正喜撰 | 200g入 | 700円 |
| ゆとり | 300g入 | 500円 |
| ほうじ茶 | 200g入 | 400円 |

農林大臣賞受賞
ミネラル―有機農法で土をゆたかにし残留農薬も分解しつくしており、つくられたお茶は三煎四煎でも風味よく味わえます。
お申込は同盟事務局へどうぞ。（03―370―2727）
中央区銀座6―10―11　サンリーブ株式会社

信用と誠実をモットーに
森下印刷所
●オフセット印刷 ●美術印刷
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181（日産厚生園正門前）
☎ 0422-48-1611（代）

## 天然油脂洗濯石けんの共同購入について

東栄商会では、天然油脂石鹸を合成洗剤より安く販売しております。

製品は「創業九十七年日本最古の歴史をもつ平野油脂」の純正粒状石鹸三kg入です。

JIS規格を遥かに上回りまた粒状ですから溶けやすく微粉も飛びません。

購入について詳しいお問合せは
日本婦人有権者同盟事務局
☎（三七〇）二七二七

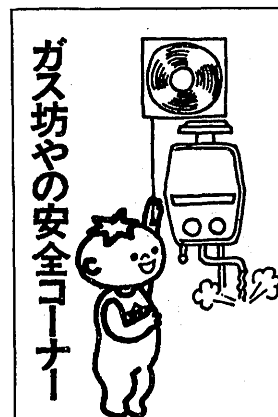

Published by the League of Women Voters of Japan　No.21, 2 Chome Yoyogi Shibuya-ku Tokyo Japan

# 朝鮮民主主義人民共和国のお話しをうかがって

在日朝鮮民主女性同盟委員長朴静賢さんは、昨年暮祖国訪問団の団長として朝鮮民主主義人民共和国を訪れ、御自分の国の姿、人びとの生活ぶりをつぶさに見てこられました。日本にとっては歴史的にも地理的にも、最も近い国でありながら、今は最も遠い国として往来もままならないのは残念なことですが、同盟では1月25日朴静賢さんから、「北朝鮮」の実情を、女性同盟の曹さん、章さん、お二人の金さんも交えて婦人問題を中心に次のようなお話を伺うことが出来ました。

「我が国の敬愛する金日成主席は、女性の解放なしに社会の発展なし。」と解放前から抗日パルチザン闘争の中でも、女性の解放問題には非常な関心を持って積極的に努力されましたが、解放後政権を取り指導される上で、女性解放は実質的なものとなりました。

1972年に定められた憲法62条には「女子は男子と同等の社会的地位と権利を有する。国家は産前産後休暇の保障、多くの子供を持つ母親の為の労働時間の短縮、産院、託児所及び幼稚園の拡張その他の施策を通して母親と子供達を特別に保護する」とあります。世界に沢山国があるけれども、憲法の中に女性の権利を堂々とうたったのは、我が国が始めてではないかと思います。1946年には男女平等権法令が採択されていますが、ただ法令を発効するだけでなく家庭の負担を軽くし、女性が社会に進出しやすい条件づくりが金日成主席によってなされました。全国に託児所は3万7千（2ケ月〜3才）幼稚園が4万（4才〜7才）350万の子供が、すべて国の保障と社会愛で成育されており、母親の仕事によっては週間託児所、月間託児所もあります。

咸境道松林には6ケ年計画で出来た新しい児童（ウリニ）宮殿がありました。規模は大きく部屋は五百余もあり、子供達が勉強したり遊んだりします。子供は年齢によって約千〜八百カロリーの食事があたえられます。病棟も完備していて、病気すれば入院が出来、あらゆる面で施設が行届いておりました。1976年6月1日から幼児保育教育法が実施されましたが、金日成主席は子供が王様、未来の大事な存在として子供を大事にし、同時にお母さんが社会へ出て安心しながら、自分の権利、自分自身の発展のために働けるようにされているのです。1970年朝鮮労働党第五回党大会で三大技術革命（一、重労働と軽労働の差をちぢめる。二、農民と労働者の労働の差をちぢめる。三、女性を家事の重い負担から解放する。）が提起されました。我が国でも女性は外で働いて家に帰れば食事の仕度、洗濯など負担が大きいのです。女性も社会へ出て働き乍ら自分の持っている智恵も力も充分に発揮しなければいけない。そのためには負担を軽くするようにと、電気釜、洗濯機などを普及し、食品加工物もふやしました。「御飯工場」が出来て、仕事の帰りには御飯を貰って、おかずも今日のほしい物を書いておくとちゃんと出来ていて、帰宅してお膳を出すだけで食事が出来るのです。

女性の社会進出は、現在大学総長もおります。最高人民会議の代議員が579人中120人で20・8%、地方人民会議は3万6822人で35%、技手（専門学校卒）、技師（大学卒）が13万人以上、婦人労働者は全労働者の49・2%をしめています。色々な都合で職場に出られない婦人に対しては、地域に母親学校があって毎朝1時間勉強します（女性同盟でカリキュラムをくむ）。もう一つ大きな配慮として3才以下の子供を3人持つ母親は6時間労働して、8時間労働分の賃金が貰え、6時間労働の中で授乳を4回位することが出来ます。働けない婦人も生活の基本金は保障され、女性は男性より5年早く55才から年金が貰えます。教育費、医療費はただ、税金も無い、配給米も安心して食べられる、栄誉軍人（戦傷者）の工場でも充分生活出来る保障がなされていました。

私達朝鮮女性は封建時代から、「三従の道」「七つの悪」など悪習の中で苦しめられ、又日本に侵略された時は二重三重の苦しみを受けましたが、今は金日成主席のチュチェ思想によって女性の解放は具現され、私達は朝鮮人として生まれたことを、非常な誇りと栄誉に思っております」。お話はもっと続きましたが、〃一人は万人のために、万人は一人のために〃〃他民族を愛せ得ない者が自民族を愛することは出来ない〃金日成主席のこのような思想が明るい国づくりになっていることを思いました。

（伊藤智恵子）

## 教育を考える ③

## 問題山積の女子教育

——7人の先生の報告をもとにして——

1月23日、教育グループは紅葉坂の横浜市教育会館にて教育懇談会をもった。教組婦人部長東野先生を中心に女子教育の研究にとりくんでおられる小学校、中学校の7人の先生の報告を基に話の輪は、ふくれにふくれていった。以下、その模様を紙面の許す範囲でまとめてみました。

「教育基本法が制定され、民主教育をすすめてきて30年が経過し、現在、社会に巣立った教え子たちが一体どうなっているのかを見る時、戦前と変らない点もあるのに気づき、学校の中で、自分たちはどういう教育をしているのか。女子教育はどう行なわれているのかを見直そうと………」司会者の女子教育の研究をはじめられた動機を話していただきたいに答えてのお話し。

次にその中味の一端を、「女は将来どう生きるか」のテーマで女子中学生対象に行なわれた意識調査を基に、「負担にならない程度の仕事をし、23才位で趣味の合う人と結婚する。結婚後は仕事はもちたくない。」これが解答の大半とか。「女子だからやさしく」、「男子だから学校を卒業し就職をし家族を養わなければならない」「女子だから就職の心配がなくて良いわね」など、無意識的な言葉、親のしつけ、習慣の中に、男女の差別がみられる。等の報告から発展して多くの質問を含めて問題提起がなされた。「この意識調査は男子にはなされなかったのですか。男子はどう考えるのでしょうね」「女性の経済的自立が言われる時、親と子どもたちとの意識の差はどうしてなのでしょうね」「社会性の様なものは、いつ芽生えてくるのですか」「男社会の中で、女はどう生きていくのか」「社会の中の習慣、家庭の習慣が学校にもちこまれてくる。その誤った部分を学校教育が正しくしてくれるのを私たちは望むのだがその辺を先生はどう考えられますか」「社会科の教育の目標を先生方はどこにおいて教育されていますか」「人間としてどう生きるかを教育されていない現状をどう思われますか」その他、教育の場での信頼関係の問題。塾。教師の再教育の問題から中教審のメンバーにまで話は及び「婦人問題、福祉の問題など、つきつめると教育の問題になると聞いた。社会で弱い立場にある者の声が、政治に反映されないところに社会がよくならない原因があると思う。主権者一人一人が社会を変えていく上で出来る事が多くある筈である。なのに主権者であるという意識がない現実。学校教育で人間として生きよう。一緒に反映していこうという考え方を持たせていただく事に依り主権者意識も生まれてくると思う。」以上の様な話合いの中で公民教育がどうなされているのかを私たちは学習していきたい。

又、先生方にも学校教育を見直す契機としていただけるならば、非常に有意義な会としての発展も可能なのではないだろうか。

（吉田満智子）

## 弁護人抜き裁判に反対しよう

法制審議会は、一定の条件のもとでは弁護人抜きで裁判をすすめることができる旨の刑事訴訟法改正を、たった二回の審議で結論を出し答申した。今の刑訴法（二八九条）は、死刑、無期、三年以上の懲役、禁固にあたる事件では、弁護人がいなければ開廷できない必要的弁護制度をとっており、憲法（三七条三項）でも、刑事被告人は、いかなる場合にも弁護人を依頼することができると弁護人依頼権を保障している。

同盟でも、「弁護人抜き裁判」は戦時刑事特別法の時のように暗黒裁判へつながるもの、基本的人権を侵害するものとして反対。

法務省は世論のはげしい反対と野党の同意を得られないことをかんがみてか、2月3日に刑訴法自体を改正せず、ただ目先を変え、内容的にはまったく同じの「刑事事件の公判の開廷についての特例を定める法律案」という特例法として国会に提出（三月頃）すると発表。

法務省は、過激派裁判の迅速化を図り、ハイジャック防止対策が目的と言っているが、条文からはこれらの対策とは何の関連も読みとれない、単なる口実で、昨年9月ダッカ日航機ハイジャック事件の記憶が国民の間からうすれない内に制定へ突進のつもり。

法律はできあがってしまえば、独り歩きをし、拡大適用されるのが常である。この特例法が今国会で通れば、「訴訟促進」の名のもとに、消費・公害・住民運動にからむ刑事事件、公安事件、えん罪の強盗・殺人事件・交通事故等の善良な市民がいつ、どこでかかわりをもつかもしれない一般刑事事件においても、裁判官の性急な独断と職権をもって弁護人抜きで、裁判が進められてしまう危険性はおおいにある。ぜひ阻止しよう。

（本田　年子）

＊資料希望の方事務局まで。

第29年次総会
第28年次第四回中央委員会
のお知らせ
とき　昭和53年4月14・15日
場所　婦選会館

＜報告書について＞
支部報告書は、52年4月から53年3月までの分を4月7日までに、謄写にして150部半切の大きさに折ってご提出下さい。

純粋なもの・自然なものを
おとどけするキッコーマン
天下一品
萬
キッコーマン
キッコーマン醤油株式会社

学習会要旨

## 環境アセスメント

講師　柴田徳衛氏
（都公害研究所長）

去る1月12日、「東京都における環境アセスメントを考える委員会」の船橋俊通委員長は、意見を答申し、これを受けて美濃部都知事は、この答申を十分尊重し条例案要項を作り、早ければ都議会6月定例会に提案したいと述べました。

日本婦人有権者同盟では、環境アセスメントについての学習会を1月20日開き、都公害研究所長柴田徳衛氏を招いて、新しい資料による具体例をもとにお話を伺いました。

一、アメリカの実例

日本で公害の未然防止の声が大きくなってきたのは、四日市コンビナートによる公害がひどくなった昭和47年中頃からであった。

アメリカではそれより早く、1969年（昭和44年）に、NEPA（National environment protect act 国家環境保護法）が作られ、CEQ（Counsel of environment quality 環境の質を検査し守る大統領直属の委員会）が出来た。その指導のもとに連邦の事業について次の手続をすることになり、州・市も連邦にならうことになった。

① 事業の対象について発議機関（道路なら建設省）が発議して、環境アセスメント（環境影響評価）が必要か否か決める。必要ない場合はその旨の申告書を作り、必要な事業については、CEQの指導のもとに、EIS（Environment impact statement 事業が環境に及ぼす影響について述べる）の草案を作る。
② それを関連の政府機関、民間団体に送って意見を求める。
③ 各団体からの返事を受け、CEQにはかり手直しをし最終案を作る。
④ それを関係団体に送る（各団体から受けたコメントのコピーも掲載されている）
⑤ 再び返事を受け評価項目別の審査を研究機関が行ない、その事業について大統領が決定をする。

EISに記載される内容は、どんな事業をやりたいのか。事業の予定地の現在の状況はどうなっているのか。この事業が行なわれた場合の影響、特に不可逆（とり返しのつかないもの）のものは何か。代替案とその影響。関係各方面の声等であり、公聴会を開いた場合はその記事も載せる。

事業が環境に及ぼす影響の評価項目については、その地域の生活にとって、どういう項目を挙げるかCEQの指導を受けるが、大気汚染、騒音、野生動物の生態系、地域の経済、景観、考古学的遺跡について等である。例としてアリゾナ州フェニックス郊外の砂利道を車が多く通る舗装道路とする事業、ニューヨーク市フルトン通りに歩行者天国を設定する事業。

二、日本との違い（前提条件等）

① アメリカでは連邦政府が政府の事業に自己規制をするのだが、日本では地方自治体による国の事業の規制となるので難しい。
② アメリカにはCEQ（大統領直属の委員会）があるが、日本では市長の諮問機関である。
③ アメリカでは自然保護が中心であり、日本の大都市では自然回復都市づくりが中心となる。
④ 日本では行政に対する住民の信頼が薄い。
⑤ 住民団体の実力。アメリカでは事業に対して代替案の提示もなし得る。
⑥ 予測の技術者が日本には少ない。

三、ポイント

環境アセスメントは公開し、縦覧に供したといっても難解であり膨大であって、単に環境アセスメントをしたという開発へのかくれみのとなり得る。望ましいのは、事業の影響を納得した上での、住民参加の計画づくり、よい地域を作る大事な道具となることである。

その為には、
① 予測の技術が科学的にキチンと出来るか
② 評価項目になにを挙げるか
③ 住民の参加により責任を持ち合えるめどを出すことが出来るか
④ 決定権を持つ首長の判断の材料にどこまでなり得るか。等が大切であり、その為の資料の発表、公開の仕方、公聴会の持ち方等が考えられねばならない。

四、日本の場合

環境庁による環境アセスメントは公表されていないが、環境庁で言われている典型七公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）が評価項目としてある。その他、災害、文化財、景観、経済要因が考えられると思う。

公聴会の持ち方も、住民の意見を聞いたという形だけで計画の手直しをするための歯止めがない等問題である。

自治体としては、川崎市の条例、北海道の環境アセスメント案、宮城県（指導要領）、三重県（公害事前審査要項）、それに準ずる兵庫県等がある。

共通の問題としては、①評価の範囲は国の典型七公害に、次第に歴史、文化、経済要因等を入れている。②事業計画のどの段階で環境アセスメントをするのか。③代替案まで考えるのか。④住民参加をどこまでとするか。⑤事後評価で予測の誤りをどうするか。⑥説明会、公聴会を義務づけているか、等である。

五、東京都の考え方

昭和52年4月「東京都における環境アセスメントを考える委員会」が発足し、住民の意見の把握に努め、審議の末、意見がまとめられた。

人口や産業が過度に集中した東京都においては、都民の健康を守る為に「東京都公害防止条例」や「東京都における自然の保護と回復に関する条例」があるが、工場の規制だけではどうにもならなくなった。ゴミ戦争、クルマ戦争があり、都市のあり方そのものを変えていかないと、公害の対策ができなくなった。都民に訴えて、自然がなくなった東京の環境づくりとはどういうものだろうかと、事業計画を公表し審査する評価委員会が、都民の支持の上に計画を練り上げてゆく、公害防止から環境づくり、都市づくりへ一歩進めるというのが時間はかかるが鍵になると思う。その為に、科学的な研究機関が必要であり、又、住民の幸せのために総合的な都市政策の一環として実施される必要がある。

対象は環境に大きな影響のある事業、行為（都の他、国区市町村公社公団、民間を含む）とする。その影響を科学的に予測し、それを都民の立場から評価し、原案の修正、代替案を含めて判断し、その結果に基いて選択し、知事の権限において決定する。

評価項目としては、国の典型七公害の他、廃棄物、自然災害と防災、歴史、文化的環境、社会生活その他健康で安全、快適な生活の為の項目を評価委員会が選定する。

評価委員会は、予測をし、審査し、公表をし、公聴会を開き、代替案を作り、事後評価を行なう第三者としての権威ある機関である。

事後評価は、現在の法律の力では事業完成後に原状に戻すことは難しいので、事業が予測、評価のとおり実施されているか、地域住民を含む監視体制の整備の必要がある。

関係住民の範囲は、①被害者住民、②関係地域の住民、③労働組合、婦人団体、環境保護団体、研究団体、④都民の意向を反映し得る学識経験者であるが、少数派になりがちの被害者住民の意見をどう調整するかが重要な点となる。

都では答申を受け、関係者が具体的に条例にしていく作業中であるが、紙の上で立派なものが出来るより、住民がどのように都政を支え、よい環境づくりに参加するか、皆で練って出来てくるのがよいと思う。

（まとめ　瀬下　羔子）

---

# 参議院議員選挙定数是正訴訟

# 原告準備書面（第二）

要訳　弁護士　越山康氏

昭和五二年行（ケ）第一四〇号選挙無効請求事件

原告準備書面（第二）

昭和五二年一二月二一日

右原告越山康、同佐竹寛、同紀平悌子、同市川房枝、同吉住利雄

東京高等裁判所第十五民事部御中

記

### 第一　序論

一、「人はみな平等である。だから、人は他人を支配することができない。」「人が平等を求めるならば、人は他人の支配を許さず、自らを支配しなければならない。」これが「政治的自治」を生む論理にほかならない。この政治的自治は必然的に政治手続における人民の全員参加を要求し、「直接民主制」を生み出した。この民主主義の原始形態は、共同社会の肥大化、分業化につれて、「代表民主制」を考案させることとなるが、「代表制」自体は、社会の分業化を政治の過程に持ち込む一つの技術にすぎない。すなわち、「代表制」は人間の英知が創造した有用な技術ではあるが、君主制その他あらゆる政治形態に利用され得るもので、それ自体において民主主義の本質と何ら関係ない。

二、代表制の下における「選挙制度」も、代表者を選出する一つの技術にすぎない。それは代表制自体が技術であるからそれを支える手段としての選挙制度も、また、論理必然的に技術となるというだけではない。代表者を選出する方法には、選挙のほかに例えば勅任議員のように指名による方法もあることを思えれば、代表制下においても、なお、「選挙制度」自体が一つの技術であることは明らかである。結局、「選挙制度」自体も単なる有用な技術にすぎず、代表制との論理必然性がないだけでなく、民主主義の本質とも何ら関係ないものである。

三、しかし、われわれは、「代表制」およびそれを支える「選挙制度」と民主主義との間に何の問題も生じないと説くわけではない。否、われわれは、むしろ、前者が単なる技術であるがゆえに、それが採用されている政治形態に適合しているか否か、換言すれば、民主制の下に実際に採用されている「代表制」および「選挙制度」の実態が民主主義の理念に適合しているものと評価できるか否かのチェックが必要であると主張するのである。

四、日本国民が民主主義を基本原理とする民主制という政治形態を採用して憲法を制定し、その憲法が民主制を実現する方法として代表制の技術およびその選出方法として選挙制度の技術を採用していることは明らかである。問題は、その代表制および選挙制度の実態が現行の民主主義憲法に適合しているか否かにある。われわれは、「代表制」の点については、民主主義の歴史からみてその合理性を承認すると同時に、現行憲法の下においても民主主義原理に則った「代表制」が実施されていると考えている。したがって、われわれは本件において、直接民主制か代表民主制かを論じるものでないことはもちろんのこと、比例代表制か多数代表制かを論じようとするものでもない。本件に臨むわれわれの基本的な意図は、現行の代表制を前提として、「選挙制度」というそれを支える技術が現行民主主義憲法下において真に民主主義の理念に適合するものといえるか否かを問わんとするところにある。その意図は、過去の「選挙制度」に存在した財産による差別、性別による差別がすでに民主主義の理念に反するものとされたことからみて、現行の「選挙制度」も民主主義の理念に基づいてチェックする必要があり、そのチェックの権能は憲法制定権者として、さらに、国家主権の担い手としてわれわれ有権者に固有の権利であり、また、義務でもあると考えられるところに発するものである。われわれは、右の見地に立って、「選挙制度の実態」を通して公選法別表が民主主義憲法の下において是認されるべきものか否か、それが民主主義の根本理念に適合しているか否かを論ずることになるのである。

### 第二　憲法と立法府の権限

一、わが憲法は、四三条二項において、「両議院の議員の定数は、法律でこれを定める」とし、四七条において、「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める」としている。かつて最高裁は、右二つの規定から、「選挙に関する事項は、原則として立法府である国会の裁量的権限に委ねられているもの」と説いた。しかし、「法律でこれを定める」とは、その事項が「法律」という形式の成文法で定められなければならないとの意味であり、したがって、その事項に関する法規範の制定権限を国会にのみ認め、他の国家機関には認めないという意味にすぎない。その意味では、衆参両院議員の定数、その他選挙に関する事項は国会の「専権事項」であるといえるが、国会の「専権事項」であることからただちに国会の「裁量的権限」が認められると考えるのは、論理に飛躍がある。

二、前記最高裁判決中には、「裁量的権限」という表現があるが、わが憲法は九九条において、「・・・・・国会議員・・・・・は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と、九八条一項において、「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律・・・・・は、その効力を有しない」としている。したがって、立法府は憲法に違反しない範囲でのみ法律を制定する「裁量的権限」を有するにすぎないことは憲法上明らかであるということができる。

三、前記判決は、各選挙区に如何なる割合で議員を配分するかは、国会が、「適当に決定する権限を有する」とし、さらに、「国会が裁量的権限を有する以上、・・・・選挙権の享有に極端な不平等を生じさせるような場合は格別、・・・・・立法政策の問題」であると説いた。しかし、これは少くとも不正確である。前述のとおり、立法府は憲法に違反しないよう法律を制定する義務があるから、右判決の表現を借りれば、国会は議員定数の配分について憲法に抵触しない範囲でのみ「決定する権限」を有するにすぎず、また、憲法に抵触しない範囲でのみ「立法政策の問題」となし得るにすぎない。もし、右判決が、右の範囲を超えた意味において国会に議員定数配分の「決定権限」を認め、「立法政策の問題」としているのであれば、それはすでに不正確の域を出て明白な誤りである。

### 第三　憲法と議員定数配分（その一）

一、次に問題となるのは、議員定数の配分と憲法各条規との関係であるが、それに先立って二、三の点を明確にしておきたい。まず、われわれは「選挙区割」自体を問題にしているのではないという点である。われわれは、現行公選法による区割りを前提として「議員定数の配分」を問題にしているのである。したがって、われわれは「選挙区の区割」を問題としておらず、むしろ、現行の区割りを前提として、選挙区間の「投票の価値」を論じているのである。ついで、「投票の価値」の意味内容について触れておこう。われわれの主張する「投票の価値」とは「一人の有権者が投票により政治的手続に参加する度合」という意味である。したがって、一選挙区の選挙人全体（選挙人団）が有する投票を一体として問題としているのではなく、また、投票した候補者の当落という政治的結果を問題としているのでもない。われわれは、有権者が投票という方法によって政治手続に参加する際法律が有権者により参加の度合いに差をつけていることを問題としているのである。そして、ある区に属する有権者と他の区に属する有権者との「政治手続に参加する度合」に格差を設けている議員定数配分規定は法の下の平等保護規定との抵触が問題になると主張しているのである。換言すれば、憲法一四条一項を通して、別表二が現行憲法の支柱である民主主義の理念に適合しているか否かのチェックを求めているのである。これが「議員定数配分」と憲法一四条一項との関係である。

二、以上により、「投票の価値」に差のあることが憲法一四条一項の問題になることは明らかとなったが、本件における憲法一四条一項の適合性の問題には、「投票の価値」に差がある場合、それが「合理的根拠」に基づくか否かの議論が残る。

㈠さて、憲法一四条一項に関する違憲立法審査の判断基準が「合理的根拠」の有無にあり、その有無は実質的に検討されなければならないとの考え方はすでに確立した判例といえる。そこで、「合理的根拠」とはいかなる内容を有するかが問題となる。

われわれは、「人格価値の平等」を保障することが民主主義の根本理念であり、憲法第一三条はその根本理念を憲法規範として示したものであると考える。この「人格価値の平等」こそ、ヨーロッパにおいて君主制を打倒し、わが国において天皇制を崩壊せしめ、さらに独裁制を打破する民主主義の根本理念である。本件の問題は、正に、現行民主主義憲法の下における民主主義自治の問題であり、その選挙制度の中に実現されなければならない自治は、「人格価値の平等」に基づく自治である。代表民主制下において国民に与えられた政治手続に参加する機会は選挙だけであるから、国民が民主主義的自治の権利を行使する機会は投票のときだけということになる。そこから生まれる当然の結論は、投票において民主主義的自治が完全な形で実現されなければならないということ、換言すれば「人格価値の平等」という民主主義の根本理念が有権者の一票に徹底的に貫徹されなければならないということである。アメリカの判例上確立された「一人一票」（one man one vote）の原則もまた、民主主義の右根本理念から導き出された原則と考えられる。このように民主主義においては、「人格価値の平等」が前提となっているがゆえに、主義、主張の異なる一有権者の意思（投票）を単純数値「一」で表わすことができ、選挙を支持票の数という単純数値で決することができるのである。したがって、有権者の意思（投票）の数値が単純数値「一」で示され得ない選挙は、民主主義の根本理念である「人格価値の平等」に反することになり、現行憲法の下では憲法違反となる。これが民主主義憲法の要求する平等選挙か否かを判断する「合理的基準」にほかならない。

㈡「人格価値の平等」要求は、一選挙区内の問題か、他の選挙区との関係も問題になるか。われわれは、全国を多数区に区割りすることには、現代における技術上の問題として、それなりの合理性があると考えており、現行の多数区制は民主主義の理念から検討しても、なお民主主義に違反しているとは考えない。したがって、われわれは本件において、全国一区の選挙を採用しなかったことを問題にするものではなく、また公選法別表二の「選挙区の区割」自体を問題にしているのでないことも、すでに述べたとおりである。しかし、区割りが適法だとしても、その区割り後に配分する議員の数いかんによっては、民主主義の根本理念である「人格価値の平等」が侵害されることになることは明らかである。そして、定数配分が「人格価値の平等」を実現しているか否かは、議員一人あたりの平均有権者数という単純数値からの偏差等によって判断できる。本件選挙が全国民の代表を選出する選挙であり、その選挙に全国の有権者全員が投票する権利を有していたことは明らかである。また、国民すべて「人格価値の平等」であるから、全国の有権者は本件選挙において、すべて単純数値「一」で表わされる同価値の投票権を有すべきである。その単純数値「一」とは、全国有権者総数を本件選挙で選出された議員数で割った数値を分母とした「一」であり、その分数値と各選挙区における有権者数をその選挙区に配分された議員の数で割った数値を分母とした「一」とが一致したとき、初めて全国の有権者はすべて単純数値「一」という同価値の投票権を与えられたことになり、民主主義的自治の権利を行使する唯一の機会である選挙という政治手続において、民主主義の根本理念である「人格価値の平等」が実現されたことになるのである。したがって、全国規模で求められた分数値と選挙区ごとに求められた分数値とに差を生ずれば、それは民主主義の根本理念である「人格価値の平等」に反し、結局憲法の法の下の平等保護規定に違反することになる。

㈢選挙区間の数値の差はいかなる限度まで許されるか。われわれはその数値の差の許容限度に幅はないと考える。ただ、すでに説明したように全国を多数区に区割りすることが現代の「技術上の要請」であるとすれば、現代の技術から考えて実行不可能な場合にのみ数値上の偏差を認めることはやむをえないというに過ぎない。アメリカの判例上「実行可能な限り精密に平等」という原則は、右の意味において理解されうるし、強いて述べれば、それのみが数値の差を認める限度である。より具体的にいえば、全国を多数区に区割りする場合には、一選挙区の有権者数を全国有権者の議員一人あたりの有権者数で割り、小数点以下の計算に入らない段階で、余った有権者数に一名の議員を配分するか否かの限度においてのみ、「投票の価値」の偏差を認めることができるということである。

㈣前記最高裁判決は、人口比率のほか、選挙区の大小、歴史的沿革、行政区画別議員数の振合等諸要素を考慮することも不合理とはいえないと説いた。また、人口の疎な面積の広い地区か否か、人口変動の見通し、議員定数配分の沿革等の諸要素を考慮に入れてもよいとの説もある。しかし、行政区画に対する配慮、自然の地勢等地理的考慮、それらに伴う歴史的沿革はいずれも、「選挙区の区割」の段階で考慮されることがあっても、それらの要素を考慮した上で各選挙区への「議員定数の配分」を決定する要素にはなりえない。また、人口の疎な面積の広い地区への配慮は、地域的利益の擁護を考慮して国家意思形成過程におけるその地区の発言権を強めるという効果を狙ったものであろう。しかし、民主主義の歴史は、国家意思形成過程における、人による発言権の差を認めないという歴史があり、その淵源は民主主義の根本理念である「人格価値の平等」にあるから、右の要素に基づく偏差を認めることは許されない。さらに、人口変動の見通しに対する考慮は、選挙ごとに定数配分を是正することによって簡単に解決できる問題であり、議員定数配分の沿革にいたっては、われわれの民主主義憲法論議においては、全く論外である。

三、従来の判例は、憲法一四条一項に関する適合性を判断するにあたり、「合理的根拠」の基準を検討した上、その基準に従って各事件を実質的に検討してきた。この点に関連していえば現行の定数配分に「合理的根拠」があるか否かの主張、立証の責任は被告が負担するべきものと考えられる。何故ならば、「国政は、国民の厳粛な信託によるもの」であることは憲法前文において宣言されているとおりであるが、国政の信託者たる国民が、受託者たる国に対し、信託した国政の問題を質しているのであるから、受託者たるものは当然その「合理的根拠」につき国民が納得できるまで説明する義務があるからである。アメリカの判例が一貫して、選挙執行者に対し、「実行可能の限り精密に平等」であることの正当性の主張、立証を要求しているのは、右の意味において当然のことである。

以上

註　神奈川地方区は、昭和五二年行(ケ)第一四二号選挙無効請求事件、原告大槻勲子、同岡本花子で同文の準備書面（第一）を提出した。

化学繊維
相談室
ゆたかな暮らしのための

私たちは、毎日の暮らしに、便利なもの、快適なものを望んでいます。こうした望みを果たしてくれているもののひとつに化学繊維があります。

しかしその化学繊維も、どんなものなのか、どのように使ったらよいのかを知らないばっかりに、大きな損をしていないでしょうか。

日進月歩の繊維といわれる化学繊維を正しく扱い、皆さまの衣生活を豊かなものとしていただくために〃化学繊維相談室〃では

☆化学繊維の性質、取扱いなどについての質問にお答えしています。
☆講習会、研究会に講師を派遣いたします。
☆化学繊維に関する各種の映画フィルムの貸出しをいたします。
☆化学繊維、性能、取扱い生産、貿易、消費などの資料を提供します。
☆化学繊維製品についての苦情を受けつけております。

その他、化学繊維製品について、お知りになりたいこと、疑問の点など、皆さまの相談役をお引受けいたしております。

どうぞご利用下さい

日本化学繊維協会
化学繊維相談室
東京都中央区日本橋室町三ノ三　三井別館　電話（二四一）二三一一
大阪市東区瓦町五ノ三九　化繊会館　電話（二三一）六七八一

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

## 日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなく、その行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の1部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

# 参議院全国区制を考えよう

## 参議院の運営及び選挙制度改革の現状

両院制における参議院の独自性の回復は国民的要望です。改正問題は、二院制の主旨から論じられなければならないのに、その理念を忘れて、政党化の助長をもたらす比例代表制の導入や、全国区制廃止の改正私案が出されています。今国会提出は見送られる模様ですが、私共は、3月6日、藤田博昭氏（選挙制度研究家）による〝参議院の運営及び選挙制度改革の現状〟の勉強会をもちました。尚、総会での提案議題になっていますので、各支部におかれましても、この問題に対する学習をしていただきたいと思います。

### 一、現行制度の問題点

全国区制について

(1)巨額の費用を要する。(2)23日間で運動することが困難。(3)有権者が選択するのがむずかしい。(4)代表が一部の組織に偏したり、それが世襲化する。

これがポイントであるということを述べたが、(4)が一番大きな問題で、代表が各界、各層から出ることが望ましいのに、一部の組織から出ることが解決されなければならない。

参議院の運営について

政党化し、第二院の機能がない。

### 二、全国区制改正諸案

**☆拘束名簿式**

**比例代表制案**

第80回通常国会で自民党案として出されたものが廃案となり、現在は中西一郎案としてもちつづけている。

①2人以上の候補者（所属構成員以外も記載できる）のある政党政治団体は、順位を付した名簿を届け出る。②無所属者も一名で立候補できる。③投票は政党に投票しても（記号式）候補者に投票（氏名自書）してもよい。④前項（③）の政党投票数と候補者投票数の合計数を候補者の順位に相応する数で割り、その答を各候補者のみなし得票数とする。（みなし得票数とは、A党の得票合計を2000万票とし、B候補は個人で300万得票したとしてもB候補は名簿の順位が30位であると、2000万を30で割るとB候補は約66万票でこれを得票数とみなす。）⑤全みなし得票数と無所属者の得票数を比較し、上位から定数までを当選人とする。

この案の問題点

・政党に投票しても、個人に投票してもどちらでも良いというのは制度として良くなく、どちらかに決めるか、二票制にするかしなければならない。・みなし得票数の算定が、憲法第43条の選挙の意義違反の疑いを生じる。投票が終った時点ですぐ当落が決まらないこと、得票数では当選可能な票を得ながら、順位が下位のため、少数得票のみなし得票数におきかえられるので、有権者の意志による投票がされながら落選するということになる。・名簿の順位づけが問題で、個人に順位をつけることは可能であっても、各団体から立候補している候補者には（農協、医師会、単産労組など）団体の順位づけをするということは実際には殆ど不可能といえる。この案は、現行制度の問題点、一の(4)の代表が偏し、世襲化することの害を解消することができない。

**☆全国区廃止・**

**政党推薦制度**

桑野章（自民）案

全体（252名）の$1/3$の84名を3年毎に半数改選する。選挙された衆参両院議員（衆511名、参168名）の政党別実数に比例して、政党会派別の推薦定数とし、議員団の推薦により選任し、無所属議員として推薦する。

問題点は、

・84名については選挙をしない推薦制であること、改選数が半数でないため憲法改正の要がある。

・推薦によるものであるため勢い党の長老、老令化したものが推薦されることは明らかで、一の(4)が解消されない。

**☆全国区二分案**

佐藤信二（自民）案

全国区を拘束名簿式比例代表制で20名、残り30名は現行通りで選ぶというもので、政党は順位をつけた候補者名簿（選挙定数20名以内）を提出することを原則とする。無所属者も一名で立候補できる。投票はすべて候補者投票（氏名自書）。得票順に30位まで当選は現行通り。名簿登載候補者への投票は政党投票とみなし、ハーゲンバッハ・ビショップ式（ドント式と配分結果は全く同じ）で議席配分、当選は名簿の順位とする。

問題点は、

有権者が同じ記名投票の方法で、それが比例代表制への投票であったり、現行制度のままへの投票であったりすることは中途半端で、現行方式の当選点と、比例代表制の当選点に開きができたり、ごく少ない票でも当選する問題もでてきて、選挙の結果が不公平で代表制もねじまげられるおそれがある。更に一の(1)〜(4)について全部解消されない。

**☆全国区8ブロック制案**

斉藤十朗（自民）案

定数は、地方区は一律2名で（47×2）94名、8ブロックから100名で計194名とする。

第一ブロックは北海道、東北6県で14名、第二は茨城、栃木、群馬、埼玉、山梨、長野で12名、第三は東京、千葉、神奈川で20名、第四は愛知、三重、岐阜、静岡、新潟、富山、石川、福井で16名、第五は滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山で16名、第六は鳥取、島根、岡山、広島、山口で6名、第七は四国で4名、第八は九州、沖縄で12名とする。

問題点は

8ブロックに分けることは8選挙区を作るだけのことで、地域のまとまりは、統一ある全体、連絡ある全体の原則がなければならない。更に選挙区の原則は、①地域のまとまり、②同一の地理的自然的条件、③同一の経済、産業の地盤、④共通する社会的特性が必要である。例えば、第四ブロックの歴然とした東海、北陸の自然的条件の相違、更には沖縄の特殊性など、ブロックとしてかたよってくる。ブロック制は代表性の上でも根拠がなく、へたな区域にすると全国区より弊害が多くなり、金もかかることになる。一の(2)、(3)についても現在と大差なくこれも解消されない。

**☆全国区全員無所属**

**候補者推薦制**

市川房枝案

推薦会…選挙予定期日の一年前までに推薦会を作り、3カ月前に届け出、一万人以上の推薦人の署名を必要とし、政治資金規正法の適用を受けず、候補者推薦以外の活動はできない。

推薦団体…6カ月前までに候補者を推薦することができ、3カ月前に届け出、5千人以上の推薦人署名を必要とする。推薦団体は一般的目的を有し設立以来10年以上継続して現に活動している全国組織の団体である。（営利、補助金団体、宗教団体、政治団体を除く）。

政党…選挙予定期日の3カ月前までに届け出る。所属党員以外のもの（かつて党員であったものも除く）で無所属であること。

運動期間は、選挙予定期日の3カ月前からで、主体は、推薦会、推薦団体、政党及び第三者たる一般目的の全国団体とし、公報、テレビ、ラジオ、新聞により公営で行う。

この案の大きな特徴は、制度を変えるのでないからすぐできること。現行の問題点の一の(1)〜(4)まで解消できることである。推薦会については問題があると思う。

**☆全国区、地方区の**

**二本立て廃止**

民社党基本方針案

全国区のみにしておき、ブロック制にもっていく含みがあると考えられる。

**☆全国区二票制案**

市民の意見として散見されたものだが、数が二倍になるだけで、民意も散らばり、全体として意味がないが、無所属の人が有利になることはある。

### 三、拘束名簿式比例代表制に対する各党の態度

自民党の中でも統一した意見がなく、野党も賛成から反対まで、バラバラである。全国区制廃止という危険性があり、また、地方区の得票で全国区に比例配分するという考え方も根強くある。

### 四、参議院改革

安井議長が就任する際、公的機関を作る条件であり、参議院の組織及び運営の改革に関する協議会が52・11・21設定された。委員会に準じた公的機関で、議院運営委員会の決定で設置され、議長の管掌下のもので、議運の委員長、理事が構成の主体であって、議題は議長が必要と認めた事項を審議するなど、国民的要望と違った方向に推進されることになるかも知れないという問題がある。

安井議長は、国会審議の促進が参議院運営の改革だとしていて、46・9・20私見を公表し（参議院は衆議院と相互関係をもって立法府としての責任を分担すべき義務がある。良識の府にとどまっていては国の政治は動かない。）これを再配布し、議長提案を行っている。

民社、公明、共産各党は52年にそれぞれ提案し、3月20日頃、各党全部の意見提案となって協議する予定。協議会では、選挙制度の改革問題に触れない扱いである。

参議院の選挙制度の改革は、第二院としての機能の回復と確立の見地からされなければならないにもかかわらず、今まで述べてきたように、政党レベルの全国区制改正案があるばかりで、しかも現行の問題点が解消されなければ、改正の意味は全くないのである。

民間、学者からの改正案、意見が出ていないのが実情でこれは残念なことである。また、現在、出されている改正案を調整する案が提案されることは可能なことであり、必要なことである。

全国区は無所属、推薦制であることが望ましく、全国区制の問題だけを解決するための審議会の設置を促すことも運動の方向として可能ではないだろうか。

（まとめ 久保田須弥）

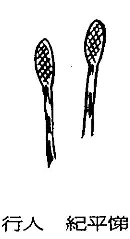

## 花片

▼成田空港抗争は、もう12年になるが、去る46年3月3日警官が、土砂降りの中に体を鎖で立杭に縛りつけて居坐る婦人を、立杭鎖もろともそのままに引き倒し引きずっていくのを、テレビでみて桃の節句だというのにと胸せまり成田抗争の納る日まで桃の節句は祝うまいと心に誓った中年の友人がいる。女の節句、女の執念、女の解放まで。女のいく道は険しい。▼岩波映画の羽田澄子氏が3年半かかって作成した「薄墨の桜」、樹齢千四百年、岐阜県根尾川の上流の人気のない山麓で、継体天皇お手植という伝え。始めはピンク、中ばで白、終りは灰色になり、爛漫たる花の巨木、不思議は樹命、ふるえるような雰囲気のなかで出来上がった43分のフィルム。精魂こめた女の仕事。みる者も妖しく胸が高鳴った。▼3月3日を祝日にということで賛否が賑やかだが、御殿の女人の地位を羨み憧れるのでなく、美しい雛人形を飾るのは、捨てがたい。ただ誰でもが楽しめる雛飾りであってほしいので、そうした生活が出来てこそ花の人生。▼贈られた訳書のあと書きに、「いわゆる資本主義社会も、いわゆる共産主義社会でも、そこで行なわれていることは、人類の歴史における『実験』である。善悪好悪といった立場をはなれて科学的に観察、分析さるべきだ…」とあった。本当に真剣にこれがなされなければ社会変革の華は開かないと、世界の状勢を見聞きしながら想う。▼花づくしで終る。（から子）

## ひろば

## 第29年次総会を前に

会長 紀平悌子

早いもので去る昭和47年4月、会長の大任をお受けしてから6年たってしまいました。

その間、国の選挙では、衆、参それぞれ2回、統一地方選1回がおこなわれています。

51年はとくにロッキード疑獄追及にまっこうから取り組み、「政治と選挙の腐敗粛正」をめざし、全国ロッキードキャラバン、デモ、集会など全力投球で運動を展開しました。又、十数年にわたり継続してきた「議員定数不均衡是正」は、遂に同じ年の4月14日最高裁大法廷で「定数不均衡は憲法違反」との判決をかちとりました。

これらは、同盟33年間の運動の歴史の中でも、日本の市民運動の流れの中でも評価されてよい成果であったと思います。

しかし、一年も経過しないうちに、ロッキードは忘れられ、あの頃の国会で盛んだった政治腐敗を根本から正す政治資金規制も、腐敗防止法も、今はかげをひそめてしまい、違憲である筈の衆、参（地方区）定数不均衡を放置した公選法のもと選挙が実施されています。

それどころか選挙制度改革については「金のかからぬ選挙」の呼び声のもとに、自民党の勢力温存のための「参議院全国区拘束式比例代表制」の採用など、凡そ第二院の存在意義を失なわせる反民主的法改正が表面に出てくる始末です。

地方自治法30周年を迎えながら、来年の統一地方選にも問題があります。それは横浜の新しい市長の問題で明らかな革新の退潮と、有権者住民無視の選挙の横行です。昨年の1年間の知事選、岐阜、宮崎、鹿児島、山形、徳島、富山、広島の7県は自民党公認の2人を含め保守の7戦全勝。

2月の岐阜などは前知事の汚職辞任の「出直し選挙」であるのに保守の勝利に終っています。

一方市長選は、1年間に126行われましたが、対立候補が無いため、無投票選挙に終ったところがたくさんありました。

この選挙でも保谷、草津、名古屋市など、前半は革新が優勢でしたが、参議院選挙後は形勢が逆転、後半は、3勝12敗でした。

保守系知事候補に自治省の高級官僚の多いことをみても地方自治、住民自治が叫ばれながら中央集権、官僚主義への逆行が多くみられるのです。

民主主義は明らかに後退しつつあり、ここ数年とくに速度を増しています。

この3月の主婦連のジュース審における消費者疎外の最高裁判決、少年法刑法改悪、刑訴特例法、国際婦人年国内行動計画に対する政府の無策も、根を一つにする問題です。

議会制民主主義を守る運動は本同盟不変の目標であり社会的役割です。第29年次総会を迎え、自覚を新たに政治啓発運動にとりくもうではありませんか。

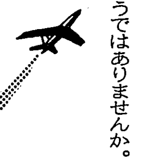

編集発行人 紀平悌子 発行所 日本婦人有権者同盟（渋谷区代々木2—21—11 婦選会館内） 電話（370）2727番 〒151 振替195409

---

## 支部訪問 ③ 相馬支部

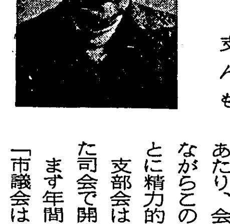

昭和51年2月1日結成式、2月3日常任委員会で承認された相馬支部に、ちょうど2周年にあたる2月3日、お邪魔し、会員の皆さんにお話しを伺いました。インタビュアーは紀平会長、組織部からも伊藤会員が参加しました。（写真は本多支部長）

午前5時起床、6時に狛江を出ると凍てつく寒さ「相馬は雪かな」など思ったりしました。

伊藤智恵子姉と5時間の常磐線にゆられ相馬着。静かな城下町は一点の雲のない暖かさ。

暖かいのは気候だけでなく、公民館の和室に参加した相馬支部会員の空気です。

支部長の本多みつ、遠藤百合江、安藤ふき子書記、阿部綾子、大塚春会計、佐藤キヨ会計監査、安積英子、荒とよ、遠く棚倉町から来られた佐川義代さん、そして佐伯言子副支部長の各氏が並び、お客として友好団体つくしの会の橋本さん、市議夫人の佐藤さんが傍聴されていました。

2月3日のこの日は、はからずも支部結成式から2年と2日目にあたり、会員数17名の小粒な支部ながらこの2年間の活動は、まことに精力的。

支部会は遠藤さんのハキハキした司会で開会。

まず年間を通じての議会傍聴、「市議会は26名定員、六会派、保革勢力は13対13と接近しているが婦人議員はいないのですよ。本会議にはいつも傍聴するので、だんだん議員の態度が変わってきたようです。前の市長（1月18日革新市長に交替）は議員の質問に密着した答弁をしないので、時間の空費」と本多さん。「一票入れた責任があるので傍聴するけど、議員の中には無能な印象の人もある」と安藤さん。「質問内容の周知がないので不満である」と遠藤さん。

### 結成二年、保守的土地柄にもめげず

鋭い市政批判が次々と出ます。

8月福島県知事選（51年汚職改選）には青空街頭運動の許可（道路使用）を警察に求めましたが、警察は選管が可とすればよいと言い、市選管は県選管とぐずぐず打ちあわせをしているうちに時間切れになってしまい、厳重に抗議をしました。そのせいか一昨年暮れのロッキード衆院選には12月19日堂々と青空演説会を実行、最高裁裁判官の国民審査の重要性と、わからない人には棄権の自由のあることを訴えました。

つづいて去年の参議院選でも、12月の市長選にも、活発に青空啓発宣伝の運動をおこない、各方面から高く評価されました。

「ひとつひとつ実践しているうちに、同盟の責任と役割りが沢山あることがハッキリしてきます」と佐伯さん、荒さん。

「タスキも、車の横幕も、原稿もないところから始まるんですから騒ぎでしたよ」と阿部さんの苦労ばなし。

昨年9月19日には、市議会議員を訪問、10月21日には、市議会議員との懇談会を公民館の会議室で開き、六会派に案内したところ、議長、副議長はじめ8名も出席しました。

明かるい選挙実現のための市長、市議選公報発行条例制定や、立会演説会条例制定の要望や、婦人の地位向上の政策を語りあいました。

市議会議員、市長の公報発行については「相馬市では写植印刷が出来ないので、内容に間違いがあっては……」というのが市選管、市議会の態度。

相馬支部では公報発行条例、立会演説会条例の制定要求の運動をかねてからつづけ、市の婦人連絡協議会との共同提案に努力しましたが、連絡会の内部で「陳情する」ということに対する保守的な偏見があり、うまくいかないとのこと。

今度は有権者同盟単独で陳情するかまえで行くということです。

「立会演説会や公報は、有権者の側からはぜひ必要な機会なのに、選管は厄介がっているのです。立会は、四年前の市長選挙で四人が立候補した時、『前市長は千票損したべ』といわれた曰くつきのものだが、その時有力な他候補をひぼうするビラ4万枚が市中にまかれたりしました」と、口々に実態が語られます。

相馬の人口は？「3万8566名」、有権者は？「2万4千名」打てばひびく正確な答。

その中に相馬支部の会員は十七名、いかにも少数だが本多さんを「あれは共産党」佐伯さんを「とび上がり」などと、見当ちがいの噂をする人がいるくらい保守的な相馬市。その中の支部の存在は貴重です。

翌々日の2月5日には相馬市婦人団体連絡協議会、市教育委員会、市公民館共催の、国際婦人年第3年国内行動計画推進の相馬市婦人の集いが開かれ、支部会員は積極的に参加するとのこと。テーマは「男女の固定的な役割分担を見なおそう！」

「会員3名は確実にふえます。三千円の会費は地方支部では高いですが何とか乗りこえましょう」とのうれしい言葉で、たのしい会を閉じました。

（紀平 悌子）

## 運動日誌（52・12/7〜53・1/21）

12/7 ○指名委員会 ○国際人権規約批准促進連絡会議アッピール採択 ○議長交際費訴訟書類読み合せ

12/8 ○国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会で婦人少年局長に質問する会 ○指名委員会 ○国際連絡委員会 ○新有権者の集い打ち合せ

12/9 ○機関紙初校 ○議長交際費訴訟書類読み合せ

12/10 ○国際人権規約批准促進連絡会議で、園田外相、政府関係機関へ申し入れ

12/12 ○売春問題ととりくむ会 ○教育グループ ○バザー委員会 ○国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会で総理府総務長官へ申し入れ

12/13 ○源氏の会

12/14 ○定数学習会 ○婦人グループ会合 ○国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会で労働省へ申し入れ ○福田総理と面会懇談（紀平会長）

12/15 ○機関紙再校 ○都連忘年会

12/16 ○政啓委員会 ○経企庁消費者問題懇談会

12/17 ○婦選獲得32周年記念・地方自治法施行30周年記念集会 ○新有権者の集い相談

12/19 ○議長交際費読み合せ

12/20 ○機関紙発送 ○議長交際費読み合せ

12/21 ○定数是正訴訟公判 ○指名委員会（東京） ○司法の幹事会 ○新有権者の集い相談

12/22 ○組織部会 ○国連NGO国内婦人委員会 ○食品衛生調査会 ○事務局大掃除・忘年会

12/23 ○新有権者の集い相談

12/29 ○日中友好婦人連絡会全体会議

53年

1/7 ○新有権者の集い打合せ

1/9 ○国際婦人年決議を実現するための連絡会

1/10 ○常任委員会・新年会 ○源氏の会 ○売春問題ととりくむ会

1/11 ○国連に核兵器の全面禁止を要請する婦人会議 ○婦人グループ会合 ○出版整理会

1/12 ○司法の幹事会 ○指名委員会（東京）

1/14 ○国連報告会

1/15 ○新有権者の集い

1/17 ○目黒支部新年会

1/18 ○青梅支部新年会

1/19 ○組織部会 ○都連 ○52年度第3回消費者団体代表と事業者団体代表連絡会

1/20 ○経企庁消費者問題懇談会 ○政啓委員会 ○環境アセスメント学習会 ○少年法幹事会

1/21 ○財務部会 ○機関紙初校 ○婦人連絡会文部省へ申し入れ

### 53・54年度役員他候補者推せんについて訂正

前二月号に発表しましたもののうち、左の五件の訂正をいたします。御諒承下さい。

○中央委員

福島支部 新田美重子氏は、現支部長の為、取消。

小諸支部 小林秀子氏御病気の為、小山雪子支部長推せんにより、小林頼子氏に変更。

武蔵野支部 清水信子氏は、家庭の御事情で、地方住まいが多いので辞退。

○地方指名委員候補長沼てる子氏 直属会員

○会長候補 小端千恵子氏 杉並支部会員

昭和53年2月20日

51・52年度指名委員会

専修学校
津田スクールオヴビズネス
高卒程度：共学2年制・入試あり 願書受付2月1日より

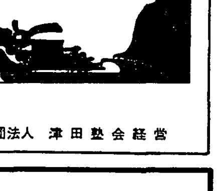

英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会 英文タイプ科
懇切指導
小・中・高・大学生・一般社会人・主婦
どなたでも入会できます。
1期3カ月………年4期(4・7・10・1月)
申 込………毎期1カ月前より受付開始
申込順定員〆切
国電 千駄ケ谷駅前 TEL (402) 7331
財団法人 津田塾会経営

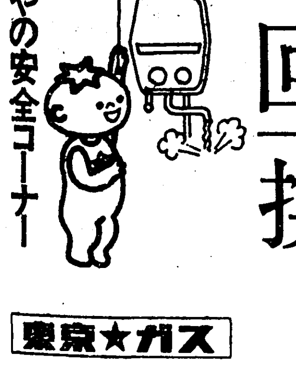

信用と誠実をモットーに
森下印刷所
●オフセット印刷 ●美術印刷
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181（日産厚生園正門前）
☎ 0422-48-1611（代）

無農薬でつくられた
健康に寄与して行く 安全茶（伊勢度会産）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 煎茶 | 露の花 | 100g入 | 500円 |
| | 正喜撰 | 200g入 | 700円 |
| | ゆとり | 300g入 | 500円 |
| | ほうじ茶 | 200g入 | 400円 |

農林大臣賞受賞
ミネラル―有機農法で土をゆたかにし残留農薬も分解しつくしており、つくられたお茶は三煎四煎でも風味よく味わえます。
お申込は同盟事務局へどうぞ。(03−370−2727)
中央区銀座6−10−11 サンリーブ株式会社

天然油脂洗濯石けんの共同購入について
東栄商会では、天然油脂石鹸を合成洗剤より安く販売しております。
製品は「創業九十七年日本最古の歴史をもつ平野油脂」の純正粒状石鹸三kg入です。
JIS規格を遥かに上回りまた粒状ですから溶けやすく微粉も飛びません。
購入について詳しいお問合せは
日本婦人有権者同盟事務局
☎（三七〇）二七二七

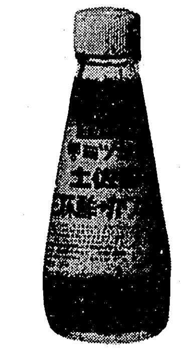

酢のものに
ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のもののできあがり。
ミツカン
土佐酢
三杯酢+かつおだし

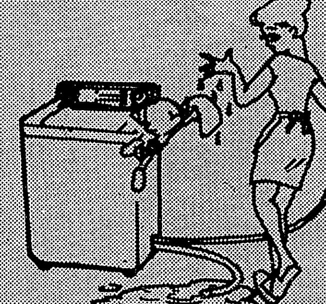

# 支部訪問 ③ 相馬支部

昭和51年2月1日結成式、2月3日常任委員会で承認された相馬支部に、ちょうど2周年にあたる2月3日、お邪魔し、会員の皆さんにお話しを伺いました。インタビュアーは紀平会長、組織部からも伊藤会員が参加しました。（写真は本多支部長）

午前5時起床、6時に狛江を出ると凍てつく寒さ「相馬は雪かな」など思ったりしました。

伊藤智恵子姉と5時間の常磐線にゆられ相馬着。静かな城下町は一点の雲のない暖かさ。

暖かいのは気候だけでなく、公民館の和室に参加した相馬支部会員の空気です。

支部長の本多みつ、遠藤百合江、安藤ふき子書記、阿部綾子、大塚春会計、佐藤キヨ会計監査、安積英子、荒とよ、遠く棚倉町から来られた佐川義代さん、そして佐伯言子副支部長の各氏が並び、お客として友好団体つくしの会の橋本さん、市議夫人の佐藤さんが傍聴されていました。

2月3日のこの日は、はからずも支部結成式から2年と2日目にあたり、会員数17名の小粒な支部ながらこの2年間の活動は、まことに精力的。

支部会は遠藤さんのハキハキした司会で開会。

まず年間を通じての議会傍聴、「市議会は26名定員、六会派、保革勢力は13対13と接近しているが婦人議員はいないのですよ。本会議にはいつも傍聴するので、だんだん議員の態度が変わってきたようです。前の市長（1月18日革新市長に交替）は議員の質問に密着した答弁をしないので、時間の空費」と本多さん。「一票入れた責任があるので傍聴するけど、議員の中には無能な印象の人もある」と安藤さん。「質問内容の周知がないので不満である」と遠藤さん。

## 結成二年、保守的土地柄にもめげず

鋭い市政批判が次々と出ます。

8月福島県知事選（51年汚職改選）には青空街頭運動の許可（道路使用）を警察に求めましたが、警察は選管が可とすればよいと言い、市選管は県選管とぐずぐず打ちあわせをしているうちに時間切れになってしまい、厳重に抗議をしました。そのせいか一昨年暮れのロッキード衆院選には12月19日堂々と青空演説会を実行、最高裁裁判官の国民審査の重要性と、わからない人には棄権の自由のあることを訴えました。

つづいて去年の参議院選でも、12月の市長選にも、活発に青空啓発宣伝の運動をおこない、各方面から高く評価されました。

「ひとつひとつ実践しているうちに、同盟の責任と役割りが沢山あることがハッキリしてきます」と佐伯さん、荒さん。

「タスキも、車の横幕も、原稿もないところから始まるんですから騒ぎでしたよ」と阿部さんの苦労ばなし。

昨年9月19日には、市議会議員を訪問、10月21日には、市議会議員との懇談会を公民館の会議室で開き、六会派に案内したところ、議長、副議長はじめ8名も出席しました。

明かるい選挙実現のための市長、市議選公報発行条例制定や、立会演説会条例制定の要望や、婦人の地位向上の政策を語りあいました。

市議会議員、市長の公報発行については「相馬市では写植印刷が出来ないので、内容に間違いがあっては……」というのが市選管、市議会の態度。

相馬支部では公報発行条例、立会演説会条例の制定要求の運動をかねてからつづけ、市の婦人連絡協議会との共同提案に努力しましたが、連絡会の内部で「陳情する」ということに対する保守的な偏見があり、うまくいかないとのこと。

今度は有権者同盟単独で陳情するかまえで行くということです。

「立会演説会や公報は、有権者の側からはぜひ必要な機会なのに、選管は厄介がっているのです。立会は、四年前の市長選挙で四人が立候補した時、『前市長は千票損したべ』といわれた曰くつきのものだが、その時有力な他候補をひぼうするビラ4万枚が市中にまかれたりしました」と、口々に実態が語られます。

相馬の人口は？「3万8566名」、有権者は？「2万4千名」打てばひびく正確な答。

その中に相馬支部の会員は十七名、いかにも少数だが本多さんを「あれは共産党」佐伯さんを「とび上がり」などと、見当ちがいの噂をする人がいるくらい保守的な相馬市。その中の支部の存在は貴重です。

翌々日の2月5日には相馬市婦人団体連絡協議会、市教育委員会、市公民館共催の、国際婦人年第3年国内行動計画推進の相馬市婦人の集いが開かれ、支部会員は積極的に参加するとのこと。テーマは「男女の固定的な役割分担を見なおそう！」

「会員3名は確実にふえます。三千円の会費は地方支部では高いですが何とか乗りこえましょう」とのうれしい言葉で、たのしい会を閉じました。

（紀平　悌子）

## 運動日誌 （52・12/7～53・1/21）

12/7 ○指名委員会
○国際人権規約批准促進連絡会議アッピール採択
○議長交際費訴訟書類読み合せ

12/8 ○国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会で婦人少年局長に質問する会
○指名委員会
○国際連絡委員会
○新有権者の集い打ち合せ

12/9 ○機関紙初校
○議長交際費訴訟書類読み合せ

12/10 ○国際人権規約批准促進連絡会議で、園田外相、政府関係機関へ申し入れ

12/12 ○売春問題ととりくむ会
○教育グループ
○バザー委員会
○国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会で総理府総務長官へ申し入れ

12/13 ○源氏の会

12/14 ○定数学習会
○婦人グループ会合
○国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会で労働省へ申し入れ
○福田総理と面会懇談（紀平会長）

12/15 ○機関紙再校
○都連忘年会

12/16 ○政啓委員会
○経企庁消費者問題懇談会

12/17 ○婦選獲得32周年記念・地方自治法施行30周年記念集会

12/19 ○議長交際費読み合せ
○新有権者の集い相談

12/20 ○機関紙発送
○議長交際費読み合せ

12/21 ○定数是正訴訟公判
○指名委員会（東京）
○司法の幹事会
○新有権者の集い相談

12/22 ○組織部会
○国連NGO国内婦人委員会

12/23 ○新有権者の集い相談
○事務局大掃除・忘年会
○食品衛生調査会

12/29 ○日中友好婦人連絡会全体会議

53年

1/7 ○新有権者の集い打合せ

1/9 ○国際婦人年決議を実現するための連絡会

1/10 ○常任委員会・新年会
○源氏の会
○売春問題ととりくむ会

1/11 ○国連に核兵器の全面禁止を要請する婦人会議
○婦人グループ会合
○出版整理会

1/12 ○司法の幹事会
○指名委員会（東京）

1/14 ○国連報告会

1/15 ○新有権者の集い

1/17 ○目黒支部新年会

1/18 ○青梅支部新年会

1/19 ○組織部会
○都連
○52年度第3回消費者団体代表と事業者団体代表連絡会

1/20 ○経企庁消費者問題懇談会
○政啓委員会
○環境アセスメント学習会
○少年法幹事会

1/21 ○財務部会
○機関紙初校
○婦人連絡会文部省へ申し入れ

### 53・54年度役員他候補者推せんについて訂正

前二月号に発表しましたもののうち、左の五件の訂正をいたします。御諒承下さい。

○中央委員
福島支部　新田美重子氏は、現支部長の為、取消。
小諸支部　小林秀子氏御病気の為、小山雪子支部長推せんにより、小林頼子氏に変更。
武蔵野支部　清水信子氏は、家庭の御事情で、地方住まいが多いので辞退。
○地方指名委員候補長沼てる子氏　直属会員
○会長候補　小端千恵子氏　杉並支部会員

昭和53年2月20日
51・52年度指名委員会

専修学校
津田スクールオヴビズネス
高卒程度：共学2年制・入試あり　願書受付2月1日より

英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会　英文タイプ科
懇切指導
小・中・高・大学生・一般社会人・主婦
どなたでも入会できます。
1期3ヵ月………年4期(4・7・10・1月)
申　込………毎期1ヵ月前より受付開始
申込順定員〆切
国電　千駄ケ谷駅前　TEL (402) 7331
財団法人　津田塾会経営

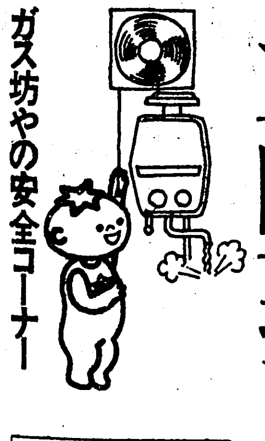

信用と誠実をモットーに
森下印刷所
●オフセット印刷 ●美術印刷
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181（日産厚生園正門前）
☎ 0422-48-1611（代）

天然油脂洗濯石けんの共同購入について

東栄商会では、天然油脂石鹸を合成洗剤より安く販売しております。製品は「創業九十七年日本最古の歴史をもつ平野油脂」の純正粒状石鹸三kg入です。

JIS規格を遥かに上回りまた粒状ですから溶けやすく微粉も飛びません。

購入について詳しいお問合せは
日本婦人有権者同盟事務局
☎（三七〇）二七二七

酢のものに
ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のもののできあがり。
ミツカン
土佐酢
三杯酢+かつおだし

無農薬でつくられた
健康に寄与して行く安全茶（伊勢度会産）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 煎茶 | 露の花 | 100g入 | 500円 |
| | 正喜撰 | 200g入 | 700円 |
| | ゆとり | 300g入 | 500円 |
| | ほうじ茶 | 200g入 | 400円 |

農林大臣賞受賞
ミネラル―有機農法で土をゆたかにし残留農薬も分解しつくしており、つくられたお茶は三煎四煎でも風味よく味わえます。
お申込は同盟事務局へどうぞ。(03―370―2727)
中央区銀座6―10―11　サンリーブ株式会社

---

(1) 第33巻 4号 （昭和22年8月21日 第三種郵便物認可）　（毎月一回1日発行・年間購読料1500円）　昭和53年 4月1日発行

# 婦人有権者

THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

### 日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の1部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

# 参議院全国区制を考えよう

## 参議院の運営及び選挙制度改革の現状

両院制における参議院の独自性の回復は国民的要望です。改正問題は、二院制の主旨から論じられなければならないのに、その理念を忘れて、政党化の助長をもたらす比例代表制の導入や、全国区制廃止の改正私案が出されています。今国会提出は見送られる模様ですが、私共は、3月6日、藤田博昭氏（選挙制度研究家）による〝参議院の運営及び選挙制度改革の現状〟の勉強会をもちました。尚、総会での提案議題になっていますので、各支部におかれましても、この問題に対する学習をしていただきたいと思います。

### 一、現行制度の問題点

全国区制について

(1)巨額の費用を要する。(2)23日間で運動することが困難。(3)有権者が選択するのがむずかしい。(4)代表が一部の組織に偏したり、それが世襲化する。

これがポイントであるということを述べたが、(4)が一番大きな問題で、代表が各界、各層から出ることが望ましいのに、一部の組織から出ることが解決されなければならない。

参議院の運営について

政党化し、第二院の機能がない。

### 二、全国区制改正諸案

☆拘束名簿式

比例代表制案

第80回通常国会で自民党案として出されたものが廃案となり、現在は中西一郎案としてもちつづけている。

①2人以上の候補者（所属構成員以外も記載できる）のある政党政治団体は、順位を付した名簿を届け出る。②無所属者も一名で立候補できる。③投票は政党に投票しても（記号式）候補者に投票（氏名自書）してもよい。④前項（③）の政党投票数と候補者投票数の合計数を候補者の順位に相応する数で割り、その答を各候補者のみなし得票数とする。（みなし得票数とは、A党の得票合計を2000万票とし、B候補は個人で300万得票したとしてもB候補は名簿の順位が30位であると、2000万を30で割るとB候補は約66万票でこれを得票数とみなす。）⑤全みなし得票数と無所属者の得票数を比較し、上位から定数までを当選人とする。

この案の問題点

・政党に投票しても、個人に投票してもどちらでも良いというのは制度として良くなく、どちらかに決めるか、二票制にするかしなければならない。・みなし得票数の算定が、憲法第43条の選挙の意義違反の疑いを生じる。投票が終った時点ですぐ当落が決まらないこと、得票数では当選可能な票を得ながら、順位が下位のため、少数得票のみなし得票数におきかえられるので、有権者の意志による投票がされながら落選するということになる。・名簿の順位づけが問題で、個人に順位をつけることは可能であっても、各団体から立候補している候補者には（農協、医師会、単産労組など）団体の順位づけをするということは実際には殆ど不可能といえる。この案は、現行制度の問題点、一の(4)の代表が偏し、世襲化することの害を解消することができない。

☆全国区廃止・政党推薦制度

桑野章（自民）案

全体（252名）の$\frac{1}{3}$の84名を3年毎に半数改選する。選挙された衆参両院議員（衆511名、参168名）の政党別実数に比例して、政党会派別の推薦定数とし、議員団の推薦により選任し、無所属議員として推薦する。

問題点は、

・84名については選挙をしない推薦制であること、改選数が半数でないため憲法改正の要がある。

・推薦によるものであるため勢い党の長老、老令化したものが推薦されることは明らかで、一の(4)が解消されない。

☆全国区二分案

佐藤信二（自民）案

全国区を拘束名簿式比例代表制で20名、残り30名は現行通りで選ぶというもので、政党は順位をつけた候補者名簿（選挙定数20名以内）を提出することを原則とする。無所属者も一名で立候補できる。投票はすべて候補者投票（氏名自書）。得票順に30位まで当選は現行通り。名簿登載候補者への投票は政党投票とみなし、ハーゲンバッハ・ビショップ式（ドント式と配分結果は全く同じ）で議席配分、当選は名簿の順位とする。

問題点は、

有権者が同じ記名投票の方法で、それが比例代表制への投票であったり、現行制度のままへの投票であったりすることは中途半端で、現行方式の当選点と、比例代表制の当選点に開きができたり、ごく少ない票でも当選する問題もでてきて、選挙の結果が不公平で代表制もねじまげられるおそれがある。更に一の(1)〜(4)について全部解消されない。

☆全国区8ブロック制案

斉藤十朗（自民）案

定数は、地方区は一律2名で（47×2）94名、8ブロックから100名で計194名とする。第一ブロックは北海道、東北6県で14名、第二は茨城、栃木、群馬、埼玉、山梨、長野で12名、第三は東京、千葉、神奈川で20名、第四は愛知、三重、岐阜、静岡、新潟、富山、石川、福井で16名、第五は滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山で16名、第六は鳥取、島根、岡山、広島、山口で6名、第七は四国で4名、第八は九州、沖縄で12名とする。

問題点は

8ブロックに分けることは8選挙区を作るだけのことで、地域のまとまりは、統一ある全体、連絡ある全体の原則がなければならない。更に選挙区の原則は、①地域のまとまり、②同一の地理的自然的条件、③同一の経済、産業の地盤、④共通する社会的特性が必要である。例えば、第四ブロックの歴然とした東海、北陸の自然的条件の相違、更には沖縄の特殊性など、ブロックとしてかたよってくる。ブロック制は代表性の上でも根拠がなく、へたな区域にすると全国区より弊害が多くなり、金もかかることになる。一の(1)、(4)は解消せず、一の(2)、(3)についても現在と大差なくこれも解消されない。

☆全国区全員無所属候補者推薦制

市川房枝案

推薦会…選挙予定期日の一年前までに推薦会を作り、3カ月前に届け出、一万人以上の推薦人の署名を必要とし、政治資金規正法の適用を受けず、候補者推薦以外の活動はできない。

推薦団体…6カ月前までに候補者を推薦することができ、3カ月前に届け出、5千人以上の推薦人署名を必要とする。推薦団体は一般的目的を有し設立以来10年以上継続して現に活動している全国組織の団体である。（営利、補助金団体、宗教団体、政治団体を除く）。

政党…選挙予定期日の3カ月前までに届け出る。所属党員以外のもの（かつて党員であったものも除く）で無所属であること。

運動期間は、選挙予定期日の3カ月前からで、主体は、推薦会、推薦団体、政党及び第三者たる一般目的の全国団体とし、公報、テレビ、ラジオ、新聞により公営で行う。

この案の大きな特徴は、制度を変えるのでないからすぐできること。現行の問題点の一の(1)〜(4)まで解消できることである。推薦会については問題があると思う。

☆全国区、地方区の二本立て廃止

民社党基本方針案

全国区のみにしておき、ブロック制にもっていく含みがあると考えられる。

☆全国区二票制案

市民の意見として散見されたものだが、数が二倍になるだけで、民意も散らばり、全体として意味がないが、無所属の人が有利になることはある。

### 三、拘束名簿式比例代表制に対する各党の態度

自民党の中でも統一した意見がなく、野党も賛成から反対まで、バラバラである。全国区制廃止という危険性があり、また、地方区の得票で全国区に比例配分するという考え方も根強くある。

### 四、参議院改革

安井議長が就任する際、公的機関を作る条件であり、〝参議院の組織及び運営の改革に関する協議会〟が52・11・21設定された。委員会に準じた公的機関で、議院運営委員会の決定で設置され、議長の管掌下のもので、議運の委員長、理事が構成の主体であって、議題は議長が必要と認めた事項を審議するなど、国民的要望と違った方向に推進されることになるかも知れないという問題がある。

安井議長は、国会審議の促進が参議院運営の改革だとしていて、46・9・20私見を公表し（参議院は衆議院と相互関係をもって立法府としての責任を分担すべき義務がある。良識の府にとどまっていては国の政治は動かない。）これを再配布し、議長提案を行っている。

民社、公明、共産各党は52年にそれぞれ提案し、3月20日頃、各党全部の意見提案となって協議する予定。協議会では、選挙制度の改革問題に触れない扱いである。

参議院の選挙制度の改革は、第二院としての機能の回復と確立の見地からされなければならないにもかかわらず、今まで述べてきたように、政党レベルの全国区制改正案があるばかりで、しかも現行の問題点が解消されなければ、改正の意味は全くないのである。

民間、学者からの改正案、意見が出ていないのが実情でこれは残念なことである。また、現在、出されている改正案を調整する案が提案されることは可能なことであり、必要なことである。

全国区は無所属、推薦制であることが望ましく、全国区制の問題だけを解決するための審議会の設置を促すことも運動の方向として可能ではないだろうか。

（まとめ　久保田須弥）

## ひろば

### 第29年次総会を前に

会長　紀平悌子

早いもので去る昭和47年4月、会長の大任をお受けしてから6年たってしまいました。

その間、国の選挙では、衆、参それぞれ2回、統一地方選1回がおこなわれています。

51年はとくにロッキード疑獄追及にまっこうから取り組み、「政治と選挙の腐敗粛正」をめざし、全国ロッキードキャラバン、デモ、集会など全力投球で運動を展開しました。又、十数年にわたり継続してきた「議員定数不均衡是正」は、遂に同じ年の4月14日最高裁大法廷で「定数不均衡は憲法違反」との判決をかちとりました。

これらは、同盟33年間の運動の歴史の中でも、日本の市民運動の流れの中でも評価されてよい成果であったと思います。

しかし、一年も経過しないうちに、ロッキードは忘れられ、あの頃の国会で盛んだった政治腐敗を根本から正す政治資金規制も、腐敗防止法も、今はかげをひそめてしまい、違憲である筈の衆、参（地方区）定数不均衡を放置した公選法のもと選挙が実施されています。

それどころか選挙制度改革については「金のかからぬ選挙」の呼び声のもとに、自民党の勢力温存のための「参議院全国区拘束式比例代表制」の採用など、凡そ第二院の存在意義を失なわせる反民主的法改正が表面に出てくる始末です。

地方自治法30周年を迎えながら、来年の統一地方選にも問題があります。それは横浜の新しい市長の問題で明らかな革新の退潮と、有権者住民無視の選挙の横行です。昨年の1年間の知事選、岐阜、宮崎、鹿児島、山形、徳島、富山、広島の7県は自民党公認の2人を含め保守の7戦全勝。

2月の岐阜などは前知事の汚職辞任の「出直し選挙」であるのに保守の勝利に終っています。

一方市長選は、1年間に126行われましたが、対立候補が無いため、無投票選挙に終ったところがたくさんありました。

この選挙でも保谷、草津、名古屋市など、前半は革新が優勢でしたが、参議院選挙後は形勢が逆転、後半は、3勝12敗でした。

保守系知事候補に自治省の高級官僚の多いことをみても地方自治、住民自治が叫ばれながら中央集権、官僚主義への逆行が多くみられるのです。

民主主義は明らかに後退しつつあり、ここ数年とくに速度を増しています。

この3月の主婦連のジュース審における消費者疎外の最高裁判決、少年法刑法改悪、刑訴特例法、国際婦人年国内行動計画に対する政府の無策も、根を一つにする問題です。

議会制民主主義を守る運動は本同盟不変の目標であり社会的役割です。第29年次総会を迎え、自覚を新たに政治啓発運動にとりくもうではありませんか。

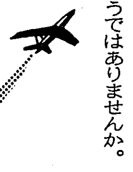

## 花片

▼成田空港抗争は、もう12年になるが、去る46年3月3日警官が、土砂降りの中に体を鎖で立杭に縛りつけて居坐る婦人を、立杭鎖もろともそのままに引き倒し引きずっていくのを、テレビでみて桃の節句だというのにと胸せまり成田抗争の納る日まで桃の節句は祝うまいと心に誓った中年の友人がいる。女の節句、女の執念、女の解放まで。女のいく道は険しい。▼岩波映画の羽田澄子氏が3年半かかって作成した「薄墨の桜」、樹齢千四百年、岐阜県根尾川の上流の人気のない山麓で、継体天皇お手植という伝え。始めはピンク、中ばで白、終りは灰色になり、爛漫たる花の巨木、不思議は樹命、ふるえるような雰囲気のなかで出来上がった43分のフィルム。精魂こめた女の仕事。みる者も妖しく胸が高鳴った。▼3月3日を祝日にということで賛否が賑やかだが、御殿の女人の地位を羨み憧れるのでなく、美しい雛人形を飾るのは、捨てがたい。ただ誰でもが楽しめる雛飾りであってほしいので、そうした生活が出来てこそ花の人生。▼贈られた訳著のあと書きに、「いわゆる資本主義社会も、いわゆる共産主義社会でも、そこで行なわれていることは、人類の歴史における『実験』である。善悪好悪といった立場をはなれて科学的に観察、分析さるべきだ…」とあった。本当に真剣にこれがなされなければ社会変革の華は開かないと、世界の状勢を見聞きしながら想う。▼花づくしで終る。（から子）

編集発行人　紀平悌子　発行所　日本婦人有権者同盟（渋谷区代々木2―21―11　婦選会館内）　電話（370）2727番　〒151　振替195409

# 〃婦人白書〃
## 久保田真苗氏にきく

総理府は、この1月、初の〃婦人白書〃ともいわれる報告書「婦人の現状と施策（国内行動計画に関する報告書—第1回）」を発表した。国際婦人年以来、日本婦人有権者同盟などの民間婦人団体は積極的に政府に婦人政策の充実を訴え、国内行動計画を作成させるなどの動きを活発に行ってきた。この〃婦人白書〃は、こういう一連の動きを受け、政府が初めて婦人の地位や現状をめぐるさまざまな問題点を総合的にまとめ報告したものといえる。報告をどう読み、どう具体化させていくか、今後の私たちの課題はその点にあろう。2月27日、〃白書〃のまとめ役、久保田真苗さん（総理府婦人問題担当室長）をお招きして、学習会を行った。その要旨を次にご紹介する。

**久保田真苗氏**

### 報告の要旨

初めて、報告書をもつ意味は、これからの行動計画の出発点にたって、基礎的なデータをそろえようという点にある。総理府が中心となり、各省庁の婦人問題担当者が資料、原稿をもちよってまとめたもので、これをきっかけに、今後は具体的施策のとりまとめに移っていきたいと願っている。

### 過半数、老齢化の女子人口

日本の女子人口は5742万人、総人口の50・8％を占める。老令化も進行し、65才以上の老令人口は現在は約9％だが、むこう30年の間に17％にまでたかまることが推測されている。夫に死別した女性の数も、現在すでに70才以上では有配偶者の三倍。今後はさらに増加、高令化社会の進行とともに対応を迫られる深刻な課題だ。

### 四年制よりも短大を選ぶ女子

教育制度の面では男女平等はほぼ達成されているが、進学率でみると、大学進学者（33・6％）のうち6割が短大へ。四年制大学の女子学生の比率は22％で、約半数を占めている先進諸国と比較すると最も低い数字を示している。

専攻分野も、人文、教育、家政保健という従来の女子のフィールドに80％が集中。男子の80％が社会科学、理工系に進学しているのとは、まったく逆の傾向。四年制進学者が約20％で、そのうち20％が社会科学、理工系というのは、計算するとわずか4％となる。職業指導の弱さ、家庭環境、結婚志向、社会の受け入れ体制など背景は複雑だが、専門職として世に出ようという女性は非常に少ない。

### 労働の場は中高年層に拡大

全労働力の37・4％は女子、さらにその60％は既婚者が占める。しかし、依然として結婚退職制のような男女別の定年制をしいている事業所も多く、就労形態が多様化した現代にそぐわない制約も残っている。民間だけでなく、公的部門にもかなりみられる結婚退職制には相当の覚悟で、まず公的部門から、追放していきたい。

### 妻の財産権の確保を

制度上は、戦後の民法改正により妻の法的地位は向上したが、実質的にはまだ残る「家」制度の慣習により財産権は十分確保されていない状況である。女性の意識の上では、すでに妻の家事、家業への寄与は正しく評価されて当然というところへきている。今後は、財産権の確保を施行するための手続法を改正整備して、公の手で妻の法的地位を現実にたかめる措置を、行動計画の前期に実現したい。

### 男子より長い女子の老後は

平均寿命は51年で77・35年と男子より5年以上長い。また、65才以上の婦人で子どもと同居しているものは78％、独りぐらし老人74万人（推定）の四分の三、また各種老人施設の六割以上は女子が占め、高令になるほど率は高まる。また、寝たきり老人の介護者の86・9％は女子であり、老人問題はまさに婦人問題の感が強い。

今後は、特別養護老人ホーム、養護老人ホームなどの施設の整備を進め、現在は五万人しか収容能力のない特別老人ホーム（寝たきり老人用）の増設にとくに力を入れたい。またホームヘルパーもふやしたい。

### 公的活動の場にも婦人を

有権者数、投票数ともに婦人が男子を上まわるのに、婦人議員は衆・参両院で1・4％、7・2％にすぎず、地方レベルでも同様に少ない。審議会等でも、婦人委員が任命されている審議会は33％、全委員中婦人委員は53年1月末で3・2％にすぎない。が、国際婦人年の50年1月には、2・4％だったのでわずかながら伸びているとはいえる。

公務員では、管理職への登用はまだまだ少ない。しかし、そもそも公務員試験申し込み者中の女子はわずか4・8％ということ自体が外国と比べた日本の特徴である。

現状についての報告について、婦人関係施策の説明が行われ、続いて施策の報告、質疑に移った。

主な質疑は次のとおり。

○民間団体の状況把握が乏しく意見の反映もみられない（清水澄子氏）、○英国の年金関係の行政委員会のやり方は、各民間団体の証言を集め、記録を出す方法だが（大羽綾子氏）、○婦人議員の意見に、報告書に国会での決議がないとの声もある。（市川房枝氏）。

この報告書についての紀平悌子会長のコメントは次のとおり。

「国際婦人年国内行動計画の出発点で、一応のデータをまとめたと思うが、行政上の視点からのものばかりで、民間団体による日本大会開催や決議、活動内容については内容が及んでいないのは、日本の行政の体質とは思うが、物たりなさを感じる。」

（向井承子）

# 支部訪問 ④ 沖縄
## 沖縄の女・教育

沖縄は、なんとやさしい土地であろうかと思う。住む人の心も同様に。丁度花ざかりの季節であった。桜は、こちらの蘇芳か紅梅に似て色濃く、コクタンの深い繁みのあいだで、ブーゲンビリア、ハイビスカスの花などが入り乱れて咲いていた。

沖縄市内の喫茶店で、一時間余、思いがけなく外間米子さんとお会いできた。支部訪問とはなり得ないが、長い間同盟の支部活動を支え、いま沖縄の女の問題に取り組んで中心的役割を果しておられる外間さんに、婦人と教育に絞って現地の実情を、伺ってみた。沖縄支部活動の軌跡とも、いえるかもしれない。

▼外間米子さんの話

「私は敗戦のとき十六歳で、沖縄県立高女に在学していて、友人はひめゆり部隊で多勢死にました。

私は北部の山林を逃げ廻って生き残ったのです。那覇市史を作るとき、市民の戦時記録を募集してはじめてわかったことがある。国では、師範学校の生徒は教師の卵だからなるべく生存させたい、九州の各師範学校へ疎開を、という方針だったんですね。ところが先生たちが、ひめゆりに参加しなければ教員免許は与えないという形で、部隊を編成していく。こうした実情が、はじめて生き残りの人によって明かされましてね。若い命を死に追いこんだ責任の所在、思い知らされました。

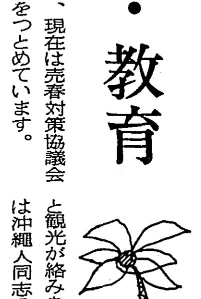

私は学校を出てすぐ教師の体験もあるんです。そのあと、いまの琉球新報で記者になり、二年後東京へ出て、その後沖縄に帰って婦人連合会の〃婦連新聞〃の編集を九年やり、現在は売春対策協議会の副会長をつとめています。

有権者同盟沖縄支部は、昭和41年12月に結成しました。いまは那覇市教育委員の源ゆきさんを支部長に迎えています。いわば婦人運動の渦中にもまれて、ここまで漸く来たのですが、沢山のカベを感じましたね。

市川房枝先生にも来ていただいた売春防止の問題ですが、良家の子女の防波堤的な意識が、どうしても強い。もし売春の女のひとがいなくなったら、わが子に犯罪が及ぶと、そんな考えなんですね。ドル稼ぎという経済の側面もあって、せめて一カ所に固めろという論議が起こったりする。米軍は建前として売春禁止を打出しているが、事件は頻発してしまう。基地と観光が絡みあうわけです。いまは沖縄人同志の売春がはびこっていて、月一、二回の売春問題懇談会もずっと続けている状態です。復帰前はこれが最大の問題でしたが、いまはぬるま湯の状態ですね。運動の働き手も若い層から生まれてこない。売春は性の解放と結びついて罪悪感がぬけおちてしまっている。

内部にはいると暴力団とのつながりで苦しんでいる女たちが多いし、性の自立の上からも、どうしても本腰で取り組まねばならぬことなのです。

共働きが圧倒的に多いのに、安易で気ままな、お茶くみ程度の仕事に安住している。これが沖縄の婦人労働の実態です。

教育は、私も現場の体験があって関心深いのですが、復帰前はとにかく対米軍でしたから、先生たちも一枚岩で、まとまった教師集団でしたね。異民族支配下の教育でしたから、たとえば〃学力〃などの細かい問題は表面化することもなかったのです。復帰して変わりましたね。先生たちの間に思想的な系列がはいりこんできた。本土との学力の対比が鮮明になってきた。親たちの目に、いろんなことが映りはじめたわけです。

もともと、沖縄戦で、先生たちが大量に亡くなっている。正規の先生でなく、助教の形で、教えはじめた歴史があるわけです。だから先生の力量がいまはじめて、問い直されている。その時期なんですね。ベールを剝がされた先生たちが、このあと、真の主体性を問われているんじゃないでしょうか。

沖縄は、〃先生社会〃です。村落共同体の中で、村長と同じ権力を、学校の先生が持っている。先生のいうことは絶対という土地の慣習がありましてね。親側からの先生への批判など、ほとんど皆無といった状態が、ことに、中部地区、那覇市あたりでは伝統的に残っています。その中で、少しずつ教育の内容に目を向ける親が多くなった。

沖縄でも教育熱はかなりすすんでいて、さっさと鹿児島のマリストとかラサールあたりの有名校へわが子を入れる親もふえているんです。沖縄の先生の実力に、心から期待したいですね」

（聞き書き　永畑道子）

☆　☆

# 弁護人ぬき裁判
## 反対運動を展開

弁護人ぬきで裁判ができる旨の刑事訴訟特例法案を、法務省と政府自民党は、今通常国会で是が非でも成立させたい意気込み。これに対し、弁護士会や民主団体は、この法案は、憲法三七条で保障する弁護人依頼権に違反し、暗黒裁判につながると反対。

同盟が加入している司法の独立と民主々義を守る国民連絡会議でも、法案の危険性を重視し、国民の関心を高めつつ、法案阻止をめざして急速に運動をしている。反対声明の発表、請願署名の実施、チラシ等資料作成配布、2月25日に「弁護人ぬき裁判に反対する全国活動者集会」、3月9日に数寄屋橋で街頭演説会（同盟から小林時枝氏が弁士）、3月10日に社会文化会館で国民集会（大槻勲子氏が議長団に）を開催するなどしている。

### 刑訴「特例法」案のポイント

現行刑訴法では、死刑、無期または3年を超える懲役、禁固を定めている事件では、弁護人がいなければ法廷を開くことができない（必要的弁護事件）。この必要的弁護事件には、民主的活動にたいする弾圧の口実としてしばしば利用される公務執行妨害罪、傷害罪、監禁罪などがふくまれ、起訴される刑事事件の約8割がこれにあたるといわれる。

特例法案では、こうした必要的弁護事件についても、

①、被告人が裁判を遅らせる目的で弁護人を解任し、または辞任させたとき、

②、弁護人が同じ目的で辞任したとき、

③、弁護人が正当な理由なく法廷に出席せず、または勝手に退廷したとき、

④、弁護人が裁判長から退廷命令を受けたとき、

①、②の場合は新弁護人が決まるまで。③、④の場合にはその当日弁護人がいなくても裁判は開けることになる。

法務省は、この特例法を通称過激派裁判正常化法とよび、過激派事件のみを対象とし、今後弁護士に対する懲戒制度ができれば、特例法の存続する必要がなくなると言っている。しかし、特例法案第一条は「最近における一部の刑事事件の審理にみられるような異常な状況に対処するため」と抽象的に規定し、適用事件について限定がなく、一般刑事事件にも拡大適用されうる。また失効時期については、「当面の措置」とあるだけで、はっきり期限が定められていない。法務省が新設しようとしている弁護士の公的懲戒制度は、弁護士会の自治を侵して、弁護士の自律権をも奪い、弁護士がビクビクしながら刑事弁護をするようなことになりかねない。

特例法案は、保守政権が治安体制をいっそう強化する手段の一つとしてだしてきたものである。

国民の間に民主々義活動や人権擁護・権利要求運動が高まるなかで、政府はそれらに対応する治安・秩序維持の政策を執ように追求してきた。人権軽視・重罰主義をとる刑法の改悪、警察・検察介入を認め取締り姿勢を強める少年法の改悪など治安法制の拡大強化の取組みの上で、さらに弁護人ぬきの特例法によって、刑事手続の簡易迅速をはかり、裁判統制をも実現していこうとしている。

（本田年子）

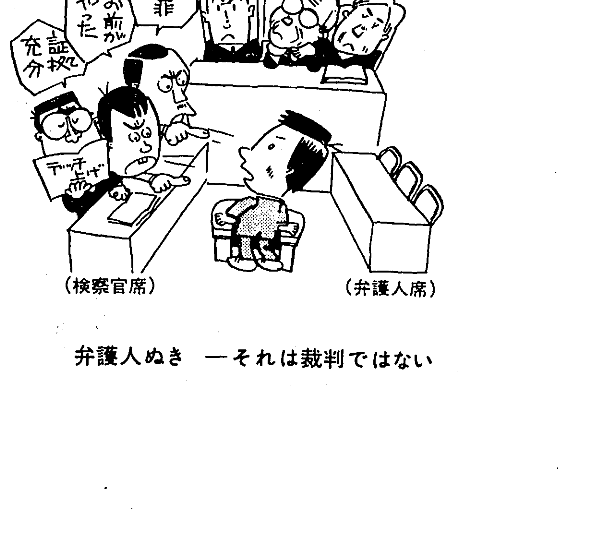
（裁判官席）
ごもっとも
有罪
お前がやった
証拠充分
デッチあげ
（検察官席）
（弁護人席）

弁護人ぬき　—それは裁判ではない

# 東京都婦人問題会議
## 行動計画策定のための中間報告を発表

去る2月20日、東京都婦人問題会議は「東京都行動計画策定にあたっての基本的な考え方と施策の方向について」の中間報告を美濃部都知事に提出した。

婦人問題会議（委員28名内男性9名）は、都知事の諮問をうけ昨年6月20日発足、婦人問題を教育・労働・参加・家庭・健康・福祉の六つの領域にわけ、三部会で討議を進めてきた。最終答申は5～6月が予定され、今回の中間報告は、審議結果を公表することにより、都民の意見、批判等を最終答申に反映させることにある。

報告書の構成は、Ⅰ、東京都行動計画策定の基本的な考え方、Ⅱ東京都における婦人問題の背景、Ⅲ、基本構想のねらいと構成、Ⅲ領域別の理念と問題状況および提言となっている。

### 中間報告のあらまし

「婦人問題解決にあたっての基本的考え方」　憲法を論拠とし1.個人の基本的権利と責任を尊重、2.働く権利の保障、3.伝統的、固定的な性別役割分業の否定、4.家庭や地域社会における女性の役割の重要性を認識すること。以上の視点から、女性であるが故の差別や不利益は、憲法に保障される基本的人権の侵害であることを明確にした。

「教育」　性別役割分業や性差別的な慣習を払拭するための教育の徹底を目標とし家庭科履修について中、高校とも男女共修の方向で内容を検討すること。

「労働」　1.女性の働く権利を保障し雇用における平等実現のための立法措置を検討、2.母性保護充実のため社会保障制度の確立。

「参加」　あらゆる審議会、各種委員会など女性の積極的な登用をはかり、男女半数に近づける努力をし、数・範囲についても早急に全体的底あげ等はかる。これらのための人材発掘を推進する。

「家庭」　家庭生活は、夫妻の協力により維持発展されるべきものであり、財産分与や遺産相続の際配偶者の権利を正当に評価する。

「健康」　母性の保護と母子保健の増進をはかるため、保健所で実施する健康診断や保健指導・教育などを充実、強化する。

「福祉」　1.社会保障制度の男女差別をなくし一個の人間としての生存権保障をはかる。2.母性機能を果し得るよう手厚い社会保障を配慮する。3.育児や老人介護等女性の負担を軽くし、訪問看護等在宅福祉、保健のサービスの充実強化をはかる。

東京都は、最終答申をうけ、これに基いて、今秋を目途に行政施策にのせる予定としている。

婦人問題会議は、答申が尊重され、施策の実行を期待するため、最終答申には特に「計画推進にあたって行政などへの要望」を盛りこむとともに、実施すべき施策について優先順位を付すことにしている。（山口みつ子　東京都婦人問題会議委員）

### 訂正

3月号機関紙2面、上から4段17行目の3才以下とあるのは13才以下の誤りでした。訂正してお詫び申し上げます。

---

# 市民自治と市長選挙

横浜の教訓を全国の自治体へ。

横浜市民の頭ごしに、政策ぬきのまま、政党間の取引きによって市長候補をきめられたことに反対し、お仕着せの市長候補ではなく、市民自らが候補者選びにかかわっていこう、という運動が、いま横浜市で広がっている。横浜から日本の歴史の新たなスタートがきられている。

市長は、どんなふうに決められるべきなのでしょうか。横浜市は、ポスト飛鳥田をめぐって、今、幾つかの大政党が、中央での取り引きで、元高級官僚を只一人の候補者として立て、或は無風選挙ではないかと言われるに至って、横浜にある四つの大学の先生方の呼びかけによって、「市民自治にとって市長とは何か」を問いかける大がかりなシンポジウムがもたれ、市民の市政に対する考え方に大きく影響をあたえています。

市民自治の原則から言っても、市政に関心や要求のあるすべての市民や団体が同じテーブルについて、政策や要求をもちよって共通のものを作り上げ、それを実現するに、ふさわしい人物を互に推せんし合う中から適任者をきめてゆくという方法が考えられ、市民一人々々が市長を選ぶことを通して市政へ参加し、市民自治への関心を高めようという運動が、わき起ったのです。横浜支部としても、5党相乗りによる只一人の候補者という事は、有権者の選ぶ権利を奪われることになり許し得ないこと思い、支部例会には、紀平会長を講師として「地方自治と婦人の役割り」という学習会をもち、国際婦人年神奈川学習会の参加団体からの有志と共同で「市民自治をすすめる婦人の会」をつくり市民にとって手の届く存在であるような市長を、又横浜に生き、横浜の為に頑張るという我々の本当の代表を市民の中から選ぼうと呼びかけて来たのです。そして各地に「市長を作る会」というものが、次々に生まれています。

2月17日、横浜文化体育館は5千人を越す人々であふれました。勤労者、企業、商店の経営者、医者、学者、教師、婦人、と多くの市民の手によって「市民の市長をつくる会・全市結成大集会」が開かれたのです。五つのステージに次々に市民が立ちディスカッションが行われました。印象的であった一老人は「人前で話した事のない私も、いま言わずにはいられません。いくつかの政党が、口では市民本位と言いながら市民をつんぼさじきに、わけのわからぬところで市長候補を取引し、押しつけようとしています。あまりにも市民をバカにしたやり方ではないですか。もしこんな人が市長になったら市政は市民の手の届かないところに行ってしまいます。何としても私たちの力で、市長をおくり出そうではありませんか。」と訴えました。この大集会で市民の声と良識を代表する市長を270万市民の力で民主的に生み出すため各地に、「市民の市長を作る会」を広げ、かつて経験した事のない市民の手による市長選びの運動を広げてゆくことにしました。

横浜市民はいま、飛鳥田市長を失って市民個人々々が主役であると自覚し底辺から、地域の草の根から動き始めたのです。

市民が立ち上ったもう一つの理由。政党が推している候補者が言いました「公明党はじめ推せん政党から横浜市を白紙で任されたので」と。

横浜市は誰のものなのでしょう。市長になる人に最も大切なことはその人の市民感覚であり、市民に推せんされることが条件だと思います。

日本に誇る革新自治体、横浜とは何であったのでしょうか。

革新市政の行政を守るためだと社会党は言っているようですが、守るべきものは行政ではなくて、市民自治ではないでしょうか。

社公の連けいは東京都や京都の知事選のためと言われるに至っては、横浜市民の自治の犠牲のもとに守られる革新市政とは何かと問いかけたい感じです。

市民の手による候補者選びは民主的なルールを大切に「私の推す候補者推せん運動をすすめ、57名あげられた中から、先づ7名にしぼり、難業をつづけたすえ、市民推せんの候補を決定しました。

大部分の人々は政治のアマチュアであるから、政党のようにスムーズに運ぶわけはないが、手作りを目指す市民にとっては、この過程こそ貴重なのであり、一面から考えて、立派な政治教育の教材ではないかと思います。

市民の意識調査を発表した新聞報道によれば、今度の市長選で、〃市民の手で市長を選ぶ〃やり方に、66・7％の市民が賛成し、反対はわずか11・2％、〃横浜を白紙でまかせるという政党の候補者選び〃には43・9％の市民が、よくないと答え、よいとの答は18・4％でした。

市民が作った新横浜宣言、には

1.革新市政に新しい生命を吹きこみ、ぐんぐん育てよう。

2.市民自治を市政のすみずみにまでしみこませよう。

3.開国の街よこはまから、日本の市民の新しい動きを生みだそう。

とうたってあり、全国でも始めてと思われる方法で、市民自治を守るための努力がなされています。

市民はたしかに成長しています。

そして開国の街よこはまには立派な市長を選ぶ知恵も、力も充分にあると思います。

全国の各自治体にとっても、横浜の市長選方式は見のがせない問題を示していると思います。

（横浜支部長　大槻勲子）

# 男女差別です。
## 桃の節句祝日案に反対

3月3日の桃の節句を議員立法で祝日にしようとの公明党大久保国対委員長の呼びかけに、3月7日、稲村総理府総務長官が、祝日にする方向での検討を指示したとのニュースを聞き、有権者同盟は翌日早速、左記の要望書を稲村総務長官に手渡し、絶対反対を強く訴えた。

三月三日・
桃の節句を祝日に
制定に反対する

3月7日、稲村総務長官の指示により、実現するべく検討されている3月3日桃の節句を祝日に制定されることは、次の理由によって反対いたします。

記

子供の祝日は、既に定められている。5月5日を男子に、3月3日を女子の祝日とすることは、政府発表の国際婦人年国内行動計画にも指摘されているところの男女役割分担意識を幼児期から助長するものであり、男女差別の社会慣習を政府自ら是認するもとになります。それのみならず、この制定に際し、広く婦人層の意見を無視し、政府・政党の意見のみにて決定することは、まことに遺憾であります。

昭和53年3月8日
日本婦人有権者同盟
会長　紀平悌子

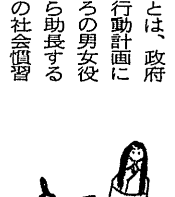

# 祝！3月10日 室蘭支部結成

北海道室蘭市に支部が再結成されました。先輩の札幌支部と並んで、北国に二つも支部が出来たことは力強い限りです。生まれ変った室蘭支部の今後の活躍に期待したいと思います。

# 一日でも早く条例制定を
## 都議会議員立会演説会条例

東京都支部連合会では、都議会議員立会演説会条例制定の請願を44年より5回にわたって提出してきた。

公職選挙法第百六十条の二の規定に依れば、東京都議会議員の選挙に際し公営の立会演説会を開く事が出来る。しかし、現在公報発行がされるのみで立会演説会は行なわれていない。その理由は、選挙運動の日数が12日という短期日のため立候補〆切日より立会演説会場の設備、衆知を徹底する事等技術的に困難との理由で昭和50年第2回定例会では、〃請願の趣旨に沿う様努力されたい〃と意見つき採択をされているが現在に於てもまだ条例化されていない。

政治の第一歩は選挙にあり、特に昨今の様に地方自治が官僚支配に流れつつある時、民意を代表する議員の責務は大きく、従って議員に選ばれる人物についてよく知り投票しなければならないその時に当り、労多くして益が少くないという有権者より官僚を主体とした発想から条例化に対し積極的姿勢を示そうとしない議員、選管の在り方に対しこれでいいのかと憤りを感じずにおられない。

戦後、一大転換をした政治の根本は主権在民にある。民衆が幸に暮らせるために一個の人格を有する個人の意を最大限に汲み取り、大衆のために奉仕すべき議員が自分達を中心とした発想からその責務を一般大衆の責めにすり変え技術的に困難、金がかかる。開催したとしても人が集らぬ。効果がないと積極的に事を進めようとしないさまに接していると、民主主義政治確立のため燃えていた若々しい時代は時と共に去り、事なかれ主義に堕して行く議会制民主主義の姿をまざまざと見せつけられる思いがする。

東京都も、革新知事といわれる美濃部亮吉氏が知事となり、以来10年、福祉行政に手厚く、下に重く上に厳しい政治姿勢が行政の随所に現われ一見民主主義政治が定着したかに見える都政に於て、立会演説会条例制定という主権在民を具現すべき一事を通し、まだまだ真の民主主義政治が確立されていると言い得ぬ曖昧さをみる。

私達は、形骸化されつつある現在の政治に対し民主主義政治の根本の所をしっかりふまえ、大川に小石を投げる如き小さい力であっても、右であれ左であれ権力の支配に流されぬ様、足をふんばって活動していかなければならないと思う。

3月9日、昭和53年第一回定例会開催中の都議会を訪れ総務都民生活委員に会い（14名中5名）条例制定促進を要望した。昨年10月、同主旨の要望書を文書にして委員全員に渡したが直接会って話してみるとどの程度文書が読まれ促進のため活動されているか疑がわしい。老練になった議員は決して真正面から反対しない、どの議員も努力すると言っていたが総論賛成各論反対の様子が言葉の中にあり条例制定迄何度か訪れ見守る必要があると思う。

（都支部連合会会長　稲茂登冴子）

# 「中野の教育をよくする会」結成について

### 敗戦後の教育についての反省から

戦時中の教育を考えてみると、明治維新以来、日本の国家主義が一歩一歩準備し、おしすすめてきた「軍国主義教育」であり敗戦当時までの〃国民学校教育〃はその集大成ともいわれている。青少年は学業中途で戦争にかりたてられ、児童は学童疎開させられた。このことは、教育が戦争の遂行のための方向に完全に組みこまれ、政治や時の権力に利用されたといえよう。このような「国民皆兵」の思想をつくり上げる手段として教育が絶大な役割を果した。

この戦中の教育に対する反省として、政治的な権力から独立し、教育の自主性を守る必要から「教育基本法」が成立したと思う。

### 戦後の諸制度の中での改革と、教育委員会の果たす役割

戦前は、国が教育の具体的内容まで決める教育権を行使していた。これに対し戦後の教育改革は、主権者となった国民が教育のことを自らの代表を通して法律で決めるということを生み出した。昭和23年に制定された「教育委員会法」では〃教育の不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきであるという自覚のもとに、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うために、教育委員会を設け教育本来の目的を達することを目的とする〃とある。このことは、（1）教育の地方分権（2）教育行政の一般行政からの独立（3）教育委員の公選をしめしたものと思われる。又、教育は、国際的、民主的な立場に立って判断し、行動のできる人間をつくり上げることである。しかし、敗戦までの永い間の教育制度と、戦後教育の精神はなじみにくく、一般国民に浸透する以前に、国民教育の均質化（画一教育に移行する性質のもの）などを理由に、「教育委員会法」は廃止され、昭和31年6月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が制定された。

その結果、初期の「教育委員会法」制定の精神〃不当な支配に服することなく、公正な民意による教育委員会〃の性格は失われ、時の政治勢力に大きな影響をうけたり、一般行政と同様にみなされ、取りあつかわれたり、はなはだしくは、教育委員会が教育行政の飾りもの的存在になるような、教育の独自性を失う危険性のあるような立場にたたされている。

### 地方行政の中央行政に対する隷属化と、教育行政の一般行政の隷属化。

東京都における区長は、昭和26年度までは公選で選出されていたが、昭和27年に法律が改正され任命制となった。この理由は、都、区民に対する行政の均質化と合理化などの利点があるものといわれたが、中野区においては、区民と区政の間はだんだん疎遠になり、〃住民主権〃の雰囲気は失われ、血の通わない行政の姿が表われてきた。ここで中野区民は、民主的住民主権の区政を実現するため「準公選による区長の選出」から「区長公選」への運動を開始し、昭和50年区長公選をかち取ったと理解している。事実、区長任命制当時と現在の区政を比較すると、現在の区政は区民になじみのある近いものである。

教育制度を考えた場合、若干の年次的なズレはあるが、地方行政の中央行政に対する隷属化と、教育行政の一般行政に対する隷属化は平行の道をたどってきていると思われる。そこで現在の硬直していると思われる教育行政を、住民と結びつきの深い教育行政に変化させる一つの要素として、教育委員の準公選から、出き得れば法改正による「教育委員の公選」が必要ではないか、と区民の教育に関心のある人たちが、昭和52年秋ごろから、この運動を開始した。

### 中野区における「教育委員準公選」の運動と、日本婦人有権者同盟中野支部の立場

前記のような情勢のもとで、昭和52年11月、仮称「中野の教育をよくする会」準備会が発足し、婦人有権者同盟中野支部（有志）は、区内の他の婦人団体や民主団体、学者、文化人有志と共にこれに参加した。この間、日本婦人有権者同盟の大先輩でもある〃藤田たき先生〃のご賛同を得、会結成のための呼びかけ人となっていただいた。その後、区内学者、文化人をはじめ、区内の多くの人の賛同を得て、12月17日「中野の教育をよくする会」の結成大会が開かれ、徐々に運動を発展させている。しかし、この運動に対する圧力が全くないわけではない。例えば、中野区政は革新区政である。それならば、行政としても全面的な理解と協力があってしかるべきと思うが、一部からは反対の声も聞かれる。民主運動は長期的な運動と思うので、あせらずに少しずつ前進していきたいと思っている。

（中野支部長・岸田ミヤコ）

### 53・54年度中央委員候補者推せんについて訂正

前2月号に発表しましたもののうち、各支部長の申し出により左の3件を訂正いたします。御了承下さい。

更埴支部、西沢当氏病気のため宮坂うめ子氏に
小金井支部、藤田雪枝氏は堀越寿美子氏に
静岡支部、多尾幸子氏病気のため山下しづゑ氏に

昭和53年3月28日
51・52年度指名委員会

信用と誠実をモットーに
森下印刷所
●オフセット印刷 ●美術印刷
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181 （日産厚生園正門前）
☎ 0422-48-1611 （代）

(1) 第33巻 5号 （昭和22年8月21日 第三種郵便物認可） （毎月一回1日発行・年間購読料1500円） 昭和53年5月1日発行

# 婦人有権者

THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

### 日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の1部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

# 政策決定の場に婦人を！

## 第二十一回 婦選会議

—婦人参政権行使32周年—

4月10日(月)七婦人団体議会活動連絡委員会主催、第21回婦選会議が婦選会館大会議室で1時半から4時半まで開かれた。今年は、国際婦人年世界行動計画第3年目に当り国内行動計画をふまえての会議であり、参加者の関心は深くプログラムに先だち、1時から婦人が選挙権を得る迄の映画「婦人平等へ」の上映があり、定刻には、市川房枝本同盟名誉会長も助言者として列席、会議が進められた。

会議は、総司会、日本看護協会児島ユキエ氏。開会の言葉、日本基督教婦人矯風会大野卓子氏。提題を「アメリカにおける婦人の政治参加について」参議院議員市川房枝秘書久保公子氏と「日本における政治参加の現況」日本婦人有権者同盟松浦三知子氏が行なった。続いて討論。討論司会者が全国地域婦人団体連絡会田中里子氏に変わり、助言者、参議院議員市川房枝氏が座に坐られ提題を中心としての討論が行なわれた。決議、婦人国際平和自由連盟日本支部脇坂玲子氏、閉会の言葉、大学婦人協会中村道子氏により会議は終了、、出席者一同選挙権を行使した記念日にふさわしい時をおくった。提題、討論助言は以下要約を記す。

### 提題

1.「アメリカにおける婦人の政治参加について」

参議院議員市川房枝秘書 久保公子氏

第21回婦選会議
婦人の政策決定への参加を進めよう
RUTH MESSINGER FOR CITY COUNCIL
Carol BELLAMY City Council President

婦選会議会場にて（53・4・10）

昨年秋アメリカで、国際婦人年を受けて初の全米婦人大会が開かれた。その中から特に㈠婦人の政治参加に関する状況、㈡婦人団体の役割、㈢婦人運動の様子が語られた。政治参加の状況—地方審議会委員、州議会、連邦議会、大統領任命による閣僚、高いレベルになる程婦人の参加が少ない。州議会では婦人議員が多いほど審議会委員に婦人が多く任命されている。ボランティア活動をしている婦人は多いが議員や任命職につく婦人は少ない。

婦人団体の役割—有能な婦人候補のリストをカーター大統領に提出、採用されるよう活動中、政治力をつける為、議会でのロビー活動、選挙運動の仕方を具体的に訓練、婦人候補を支援する為の資金カンパ活動。

婦人運動の様子—ニューヨーク市長選時女性候補に見た選挙活動等総ての運動に自信をもって活動している。

2.「日本に於ける政治参加の現況」

本同盟 松浦三知子氏

㈠国際婦人年世界行動計画を受け国内行動計画前期重点目標の説明㈡政策決定の場への婦人の進出の現状㈠前期重点目標。11項目あり、そのうち政策決定参加特別行動が最重点とされ、活動の方針が四つ打ち出されている。即ち、(1)行政への婦人の参画とその拡大について(2)公的機関への協力要請(3)社会的機運の醸成(4)調査研究の実施。特に(1)について審議会・各種委員会への婦人の登用、女子公務員の採用登用及び能力の開発、各種懇談会公聴会への婦人の参加の促進、国際会議への責任者の積極的派遣が要請されている。

㈡婦人の国と都道府県の政策決定の場への進出の現状を政府の資料と、日本婦人有権者同盟が東京都23区26市を調査した資料により高いポストになる程婦人が少なく、ボランティア的下働きの役割に婦人が多い、婦人議員が多い自治体程婦人の審議会委員が多い結果が出ている。総じて政策決定の場に婦人が少ない現状が語られた。

### 討論

○婦人議員が多い武蔵野市が婦人を多く議会に送るようになった経緯。住民運動と議会と選挙は結びつきにくいが本来つながっているものであり静岡市の例で、住民運動を通し、生活と選挙が一本につながり、市議会浄化という政治参加をしたケース。祝日「婦人の日」制定について。外では意識の高い婦人も家庭に帰ると家人の意見に左右され易い例。自治体に於ける婦人の窓口設置に関して。売春防止法はあっても罰則がなく法制を世論によって変えたい訴え。その他婦人の政治参加が少ないのは婦人自身にも問題があるのではないか等、討論された。

### 助言

参議院議員 市川房枝氏

婦人の会議に出席する幹部は政策のことばかり話すが政策を実現するための基本の参政権とは何ぞやが大切である。政策を実現するためには手続があり政策決定の場は国会、政府、地方議会である。婦人問題を具体的に成功させるためにはどうすればよいか、政策決定の場に婦人を送り出す事が第一でありそれが婦人参政権である。参政権には選挙権、被選挙権、公務員が含まれ参政権にとって大切なのは選挙権、被選挙権である。婦人が参政権を行使した記念日に当り婦人議員を増すにはどうすればよいか、婦人議員は何をしているか、婦人の投票率はどうであるか等婦人の政治参加の実体に就いて考えて欲しかった。今後の運動として各委員会に婦人を入れる運動つまり数字の出る具体的運動に的を絞り参政権を有効に使うようにして欲しい。

（稲茂登牙子）

## ひろば

## 53・54年度にむけて

会長 小池順子

国鉄ストの中で行なわれた第29年次総会も、地方会員の一日早い御上京による御協力で無事終了できましたこと誠にありがたいことでございます。

新しい役員・会計監査・指名委員長及び指名委員・中央委員が決まり、新年度運動目標に向っての前進がいよいよはじめられました。

今、私たちのまわりには、外には円高の問題、内には成田新空港開港をめぐる沢山の問題をはじめ、来年の統一地方選挙をまたずに行われている首長選挙及地方議会議員選挙など大きな課題が待ちかまえている他に、毎日毎日の生活の上で解決されていない数えきれない程の問題が山積されています。

いろいろな市民団体が、又婦人団体或はグループなどがこれらの問題に取組み運動し、安心して私たちが暮らしていけるようにと努力をしています。それでも水俣問題は解決できないのみか失業・倒産・自殺・非行・老後問題と、子どもも大人も老人も学生も農民も漁民もみんなが混迷の中で明日への不安のため政府・政党・政治・選挙への不信と失望を増すばかりという現状ではないでしょうか。

日本婦人有権者同盟はその立場と姿勢の㈡に「私ども同盟は、有権者が主権者であることを自覚し、国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。」とうたわれていることをもう一度しっかり把握しなければならないと思います。市民運動が住民運動が非常に大切で是非こういう運動はもり上げていかなければならないのですが、結局その解決は政治の場であるということをいやという程知らされてきました。住民の、国民の幸せのための真の政治が行なわれなければ、教育・福祉・労働・消費・公害等々の諸問題の解決はできず、真の私たちのための政治が行なわれるためには、党利党略私利私欲にまどわされず私たちの真の代弁者となれる人が選ばれるための自覚ある一票の行使がなければならないのです。

十年一日のごとく「そのこと」を私たちは叫びつづけ、すぐその効果が上がらなくても運動をくりかえし行ってきました。が、いまこそ強く我々の運動が必要とされているのです。

来年の第9回地方統一選挙又予想される総選挙に対しもう一度選挙は何故大事かということの原点から運動を起し、身近かな地方統一選挙に真剣に立ち向うことによって自治体の政治の中に私たちの願う政策が生きて働くようになり、次の総選挙によって国の政治に反映されはじめて問題解決の道が開かれるようになることを希望しそのための努力をして行かなければなりません。

多くの先輩諸姉の開かれた道を会員力を合わせ力強く前進しようではありませんか。

## こんなに少ない婦人の公職参加

—婦人の政策決定への参加状況調査について—

婦人の政策決定への参加をすすめるため、まず現況を把握しようと全国支部所在地および東京都全域にわたる自治体の調査を行なっていましたが、東京23区26市百%の回収を得て一まず完了、4月8日マスコミに発表、4月10日の第21回婦選会議、4月14・15日開催の第29年次総会に報告しました。

調査の事項は○公選によるもの（首長・議会議員）○議会の選任又は同意を得るもの（選挙管理委員、教育委員、人権擁護委員）○首長の委嘱又は推せんによるもの—条例等—（民生委員推せん委員、特別職報酬等審議会委員、都市計画審議会委員、消費者問題懇談会、青少年問題協議会、公民館・図書館運営委員、公害監視委員、みどりの監視委員）○その他設置要綱等によるもの（民生委員、保健所運営委員、保健三法委員会、保護司、社会教育委員、明るい選挙推進協議会、明るい選挙推進委員）○職場における管理職（課長以上、課長待遇を含む）○婦人問題窓口の有無及びその女性職員○婦人問題会議およびその女性参加数。以上23項目で婦人問題及びきれいな選挙推進に関係の深い委員会等を調査対象として選択し、本紙第(1)表にはその内7項目を抽出してありますがこれは23区26市それぞれの項目で平均%を記載してありますが、区市部を通じて婦人の占める%は左のとおりです。

△首長0△議会議員6.8%△選挙管理委員6.3%△教育委員12・7%△人権擁護委員18・0%△民生委員推せん委員13・0%△特別職報酬等審議会委員12・2%△都市計画審議会委員2.2%△青少年問題協議会10・6%△公民館・図書館運営委員28・2%（市部のみ）△公害監視委員19・4%△みどりの監視委員44・2%△民生委員51・0%△保健所運営委員19・5%△保健三法委員会11・0%△保護司23・9%△社会教育委員26・6%△明るい選挙推進協議会32・4%△明るい選挙推進委員57・1%△職場における管理職2.3%△婦人問題窓口設置22・0%△婦人問題会議4.1%（消費者問題懇談会は自治体により取扱いがまちまちのため総計から除く）。これらでみられるように婦人の政策決定への進出は極めて低調でした。首長は全国で二人の町長のみであり、婦人議員は東京23区、26市では全国市部平均2.1%を上回ってはいますが、まだ低い現況です。しかし、婦人議員の議会活動が婦人の政治参加に影響があることは第(2)表で明らかにされます。この表は議会の選任又は同意を得る選挙管理、教育、人権擁護の3委員の婦人の占める平均%と婦人議員の%との相関関係を図表にしたものです。例えば婦人議員16・7%を持つ武蔵野市は3委員を33・3%出しており、議員0の秋川市は3委員も0になっています。例外として三鷹は議員0の状態で3委員を25・0%出していますが、現在婦人議員を失ったが前・元議員の活躍が現在の0をカバーしているようです。

次に婦人の位置づけですが、調査の管理職（課長相当職以上の地方公務員）は2.3%で（全国平均0.9%）ですが一般行政職は極めて少なく殆んど保健所、福祉関係の技術者で一般職でも、総務、企画部には皆無です。又明るい選挙推進委員は57・1%の2085人、その推せん母体の明るい選挙推進協議会では32・4%242人、選挙管理委員は6.3%の13人のみで草の根的な底辺は女性、ピラミッドの頂点は男性で占めています。

調査の結果政府の国内行動計画が発表され地方公共団体への協力要請が行なわれているにもかかわらず、その対応と立上りの進展はみられない現状を知りました。この調査は全くの素人の手づくりの調査で不備な点がありますが、いくつかの問題点が浮彫りされ、今後の運動に示唆が得られました。ご協力いただいた自治体、支部、整理に力を注いで下さった会員の方に感謝いたします。

（松浦三知子）

## 花片

▼林芙美子は「花の命は短くて苦しきことのみ多かりき」と、金田一春彦は「人の心は短くて腹立つことのみ多かりき」と。可々同

▼幼稚園の六人の先生が、小学校門前に一年入学の子らを迎えてお目出とうと声をかけて下さっと喜ぶお母さんの投書。聞くだけでも嬉しい教育の場のぬくもり。

▼母はもう疲れたと、自閉症児を水死させた他、子を道連れの自殺頻々。これから親になる若い人と子を育てつつある若い両親の不安は募るばかり。よい環境を!!

▼成田空港についても、機動隊員家族や、身重で案ずる警備警官の妻の切々たる訴えは辛い。国際的面目や信用や国や内閣という大の虫のためにつぶされる小の虫か。

▼京都、横浜の選挙結果は、考えさせられることが多い。どの党にもまた有権者にも反省と悔いがあろう。戦後でさえ33年の経験があり、4日の世論調査では、福田政持20%、不支持53・6%というのに。晩春の寒もどりなどと風流がってはいられない。歴史は前進させるべきだ。

▼尖閣諸島、円高、日ソ漁獲、チロ首相、巨大黒字、不況、春闘、大韓航空等、内外に起る問題に追いまわされるが、要正視正解。

▼歌舞伎座の曾根崎心中、28年初演以来、雁次郎扇雀のコンビで616回、役者冥利といっているが、見物の方も、人権、売春、人命、理屈を超越して、雰囲気余韻に堪能

▼タラの芽、芹、つくし、のびる近県に住む友の心づくしの小包。つくし御飯、天ぷら、ぬた、ゴマ和えに老人性感傷湧く。 から子

編集発行人 紀平悌子 発行所 日本婦人有権者同盟（渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内） 電話（370）2727番 〒151 振替195409

---

## 教育を考える ④

### 人間を育てる学力

沖縄で、何人かの校長先生とお会いした。現場の先生と全く同じ姿勢の方たちばかりだった。「私たちも日教組の組合員です」—あ、と心の中で思った。ここには、二十数年前に私たちがなくした民主主義が、とにかく息づいているのだと。

中部地区で座談会を持った。地元の父母、先生たち十数人の集まりだった。PTAの民主的理念が、校長、先生の側からしっかりと話される。

親と教師の連帯も、むしろ先生リードのうちにすすめられている実態を知った。戦後まもない時期のPTAの原型が、ここにもたしかに存在していた。

羨ましいと思う。しかし、私の心は沈みがちだった。つい数時間前、沖縄市嘉数小学校の体育館で出会った風景を忘れることができなかった。日教組教研集会第20分科会「職場の民主化と地域住民との提携」会場だった。主任制をめぐって、主流、反主流の対立が尖鋭化しており、その中で、親と教師の連帯を説く千葉の一母親の意見がのべられていたとき、後方の、私がいた席のすぐ傍から、ヤジが飛んだ。「子育てはどうなっている!」現地沖縄の先生の間から、このヤジが出たことを確認した。

これは、おそらく本音のうめきだと、私は受けとめている。教研集会は教師の研究の集まりであり、そこへ出てくる母親ごときに発言をさせているゆとりはない—そんな雰囲気は、ひしひしと会場に立ちこめていた。取材を続けながら、私は、親である自分自身を抑えることに相当の努力を強いられていた。—親にも、本音のうめきがある。親の理解を得られぬような主任制反対のたたかいに、何の見通しが得られようか。

親を、無言のうちに納得させ得るほどの、日頃の授業、落ちこぼしを生まぬ実践、どの子にも希望と個性を与えるような教育が、ひとりひとりの教師によって真剣に行なわれているかどうか。

それこそ、自費で、家じゅうの協力をとりつけて、背水のおもいで沖縄へ出かけてきた千葉の地道な教育運動のリーダーであるその母親に、「子育てはどうなっている」とヤジる資格が、先生であるあなたにあるのだろうかと、雲つくように大きいその男の先生の胸に問いかけたい思いでいっぱいだった。

学力の落ちこぼしは、子どもたちの非行、自殺と絡んで、教育現場が抱える深刻な問題となっている。実践例を取材した立場からいえば、これはやはり、先生の力量、努力の不足と、私は正直に受けとめている。

たとえば、「人間の落ちこぼれを生まぬためには、学力でまず落ちこぼしを出さぬこと」を目標に、学校あげて実践に取り組んだ東京山谷の蓬莱中学、足立第十中学。教師集団の熱意が子どもの意欲をかきたて、地域の親たちの心を動かし、学力によって人間を育てる教育の基本が、ここでは実行されている。

まわりの状況が暗ければ暗いほど、光りを求めての教師の実践は見事というほかなく、ただじっと頭を下げたい気持ちになる。

教える中身で親をつき動かすことのできる先生たちに、親ははじめて、主任制反対、教育条件整備の心からの連帯の手を、素直に差しのべるのではないか。それこそ教育労働者の姿勢ではないだろうかと、沖縄教研の片隅で、私はそう思いつづけていた。

（永畑道子）

## オーストラリア婦人国内行動計画（要点翻訳）

国際連絡委員会は昨年来各国の国際婦人年に基づく国内行動計画資料の入手研究に努めて来たが、豪州メルボルン市のWILという婦人団体に依頼したところ、雇用産業省婦人局担当官ケリー・ロバリング女史から連邦政府、州政府その他の行動計画と目標に関する報告書が届いたので、その中から重点を紙面でご紹介いたします。

◇ 連邦政府関係

公務員内務委員会は機会平等課を設立、婦人公務員の地位を調査することを決定した。

1972年に同一労働同一賃金の実施を決定（男女賃金差は男100に対し女70である）

退職手当の平等権確立、年金として支払われる金額も含む。

婦人の福祉問題答申委員会が、社会保障大臣に進言するため設立された。

◇ 州政府関係

差別禁止法が8州中3州で成立、機会均等のための委員、相談員が任命された。

州公務員は有給妊娠休暇がとれる（妊娠育児休暇は未婚の女性に対しても適用される）

4州において生存配偶者に贈与された不動産については遺言検認税は廃止された。（未亡人にとって負担の重い税だったので意義深い措置である。遺言検認税は各州の重要財源。）

◇ 非政府機関

婦人避難所が、虐待されている婦人の保護のため設立された。

◇ 連邦政府婦人問題審議会が扱う問題

豪原住民、移民その他孤立している婦人への情報伝達と援助。

身体障害婦人及び障害児をもつ婦人への援助。

年金及び福祉受給資格の改善。

託児所の設置。

相続税の検討。

（原野町子）

## 安房小湊への旅

九十九里浜にて

2月27日朝8時半、新宿へ集まった中、老の婦人達25名は、何となく浮々した気分で大型バスに乗りこんだ。久しぶりに見る顔々に頬の筋肉もゆるみ勝ち。二人掛を一人で占領できる筈なのにやっぱり相手ほしやと二人で並ぶ。

空は次第に晴れて千葉街道で川崎鉄工所の煙突を見る頃は何ともおあつらえ向きの旅行日和となった。東京湾の波をへだて、はるか三浦半島の突端まで見渡せる。11時、浜金谷で小休止。

昼食後、房総半島の突端鴨川からぐるりと外房へ出る。波は静かに寄せては返す。悠久の昔から月の盈虚とともに打ち寄せ打ち返して幾万年、ささやかな人間の営みを横目にみて宇宙の真理をひびかせている。久しぶりに大自然に対してちっぽけな人間、吾を意識し、砂利をとる、石灰をとるといって山を崩し自然を破壊している開発という名目の厚顔無恥な営みに激しい自責の念を覚えた。

フラワーセンターにはもう菜の花の盛りもすぎてアイルランドポピーが美しく燃えていたが、やはり海岸沿いの自動車道沿いに、公害に苦しみながらも必死に生きつづける松の姿の方に魅かれた。

夕方4時すぎに太平洋の水平線の見晴らされるホテル三日月の4階に落ちつき休息する。私達の部屋では八木橋さん稲茂登さんを中心に「婦人有権者同盟の現在と将来」についてたちまち活発な論議がはじまった。お互いに遠慮なく意見を出しあい、これでこそこの旅行の意義があるのではないか、と私は大変満足した。

夜は食後の一時をお得意の小唄など披露して和やかに歓談した。

翌日も好天で、鯛の浦見物など心ゆくまで房総の春を味わい、夕方雨のパラつきはじめた東京へ帰着した。

（小森景子）

### お年玉切手御寄付の御礼

皆様からお心にかけてお年玉シートを沢山に御寄付頂き有難うございました。お陰様で約三万円になりました。厚く御礼申上げます。

財務部長 宮尾智恵子

### 岩崎トキさん

会津若松支部長の岩崎トキさんが、3月13日亡くなられました。会津若松支部結成時より同盟に参加、43年度からは支部長として活躍、他方、市の革新婦人団体連絡協議会長も兼任されるなど、婦人運動に一生を捧げられました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

## 運動日誌

1/23～2/28

1/23 ○教育グループ会合 ○新有権者の集い反省会
1/25 ○朝鮮女性同盟の話しをきく会 ○出版部会 ○国際婦人年国内行動計画の決議を実現するための連絡会で厚生省に申し入れ
1/26 ○機関紙再校 ○公害監視委員会
1/27 ○特定不況産業安定臨時措置法案の提案中止を求める申し入れ 通産省へ ○遺伝毒性勉強会④
1/30 ○司法の幹事会 ○横浜支部新年会 ○都環境週間実行委員会 ○国連に核兵器全面禁止を要請する婦人の会議署名 婦人共同行動
1/31 ○総会準備委員会
2/1 ○機関紙発送
2/2 ○国家予算をきく会 ○婦人と年金学習会
2/3 ○府中支部新年会 ○相馬支部訪問
2/6 ○婦人関係予算案をきく会
2/7 ○常任委員会 ○規約検討委員会 ○財務部会
2/8 ○出版整理会
2/9 ○遺伝毒性勉強会⑤ ○出版部会 ○経企庁消費者の日の制定記念行事準備委員会
2/10 ○明るい選挙推進協会評議員会
2/11 ○三鷹支部新年会
2/13 ○司法の幹事会 ○売春問題ととりくむ会
2/14 ○源氏の会
2/15 ○定数訴訟学習会 ○政啓委員会
2/16 ○都連 ○議長交際費訴訟学習会 ○組織部会
2/17 ○都公害監視委員会 ○名古屋支部訪問
2/20 ○日中友好婦人連絡会全体会
2/21 ○総会第2回準備委員会 ○規約検討委員会 ○予算会議 ○機関紙初校
2/22 ○少年法幹事会 ○中華料理と音楽を楽しむ会
2/23 ○東京都婦人問題会議行動計画による中間報告
2/24 ○遺伝毒性勉強会⑥ ○役員会 ○機関紙再校
2/25 ○弁護人ぬき裁判に反対する全国活動者会議 ○参議院全国区制各党案検討会
2/27 ○婦人白書検討会 ○司法の幹事会 ○都環境週間実行委員会
2/27～28 ○房総半島旅行—財務
2/28 ○機関紙発送

無農薬でつくられた
健康に寄与して行く 安全茶（伊勢度会産）

| | | |
|---|---|---|
| 煎茶 露の花 | 100g入 | 500円 |
| 正喜撰 | 200g入 | 700円 |
| ゆとり | 300g入 | 500円 |
| ほうじ茶 | 200g入 | 400円 |

農林大臣賞受賞
ミネラル一有機農法で土をゆたかにし残留農薬も分解しつくしており、つくられたお茶は三煎四煎でも風味よく味わえます。
お申込は同盟事務局へどうぞ。(03−370−2727)
中央区銀座6−10−11 サンリーブ株式会社

専修学校
津田スクール オヴ ビズネス
高卒程度：共学2年制・入試あり 願書受付2月1日より

英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会 英文タイプ科
懇切指導
小・中・高・大学生・一般社会人・主婦 どなたでも入会できます。
1期3ヵ月………年4期(4・7・10・1月)
申込………毎期1ヵ月前より受付開始
申込順定員〆切
国電 千駄ケ谷駅前 TEL (402) 7331
財団法人 津田塾会経営

○ボーソー粉石けんは、純良なコメ油脂肪酸を主原料としていますので洗浄力が優れています。
○又皮膚障害の心配がなく、洗濯物の仕あがりも柔らかなので、お肌の弱い方の衣類や手の荒れやすい方には、ピッタリの石けんです。
（下着類や赤ちゃん、幼児の衣服の洗濯にご愛用ください。）
○ボーソー粉石けんは、排水しても川水や海水にまじって簡単に分解しますので、水質汚染の心配もありません。
ボーソー油脂株式会社

酢のものに
ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のもののできあがり。
ミツカン 土佐酢 三杯酢+かつおだし

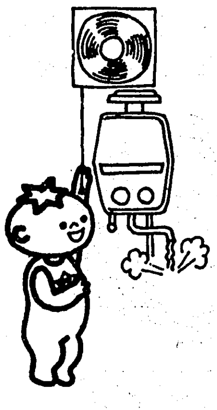

ガス坊やの安全コーナー
つけたら 回そう 換気扇
東京ガス

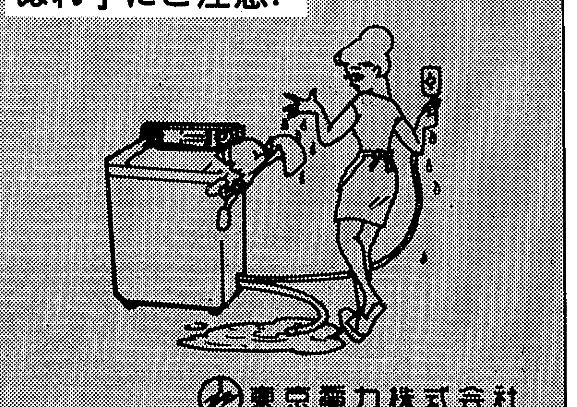

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

## 日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の1部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

# 政策決定の場に婦人を！

## 第二十一回 婦選会議

### —婦人参政権行使32周年—

4月10日(月)七婦人団体議会活動連絡委員会主催、第21回婦選会議が婦選会館大会議室で1時半から4時半まで開かれた。今年は、国際婦人年世界行動計画第3年目に当り国内行動計画をふまえての会議であり、参加者の関心は深くプログラムに先だち、1時から婦人が選挙権を得る迄の映画「婦人平等へ」の上映があり、定刻には、市川房枝本同盟名誉会長も助言者として列席、会議が進められた。

会議は、総司会、日本看護協会児島ユキエ氏。開会の言葉、日本基督教婦人矯風会大野卓子氏。提題を「アメリカにおける婦人の政治参加について」参議院議員市川房枝秘書久保公子氏と「日本における政治参加の現況」日本婦人有権者同盟松浦三知子氏が行なった。続いて討論。討論司会者が全国地域婦人団体連絡会田中里子氏に変わり、助言者、参議院議員市川房枝氏が座に坐られ提題を中心としての討論が行なわれた。決議、婦人国際平和自由連盟日本支部脇坂玲子氏、閉会の言葉、大学婦人協会中村道子氏により会議は終了、出席者一同選挙権を行使した記念日にふさわしい時をおくった。提題、討論助言は以下要約を記す。

### 提題

1.「アメリカにおける婦人の政治参加について」

参議院議員市川房枝秘書 久保公子氏

第21回婦選会議
RUTH MESSINGER FOR CITY COUNCIL
Carol BELLAMY City Council President

婦選会議会場にて（53・4・10）

昨年秋アメリカで、国際婦人年を受けて初の全米婦人大会が開かれた。その中から特に㈠婦人の政治参加に関する状況、㈡婦人団体の役割、㈢婦人運動の様子が語られた。政治参加の状況—地方審議会委員、州議会、連邦議会、大統領任命による閣僚、高いレベルになる程婦人の参加が少ない。州議会では婦人議員が多いほど審議会委員に婦人が多く任命されている。ボランティア活動をしている婦人は多いが議員や任命職につく婦人は少ない。

婦人団体の役割—有能な婦人候補のリストをカーター大統領に提出、採用されるよう活動中、政治力をつける為、議会でのロビー活動、選挙運動の仕方を具体的に訓練、婦人候補を支援する為の資金カンパ活動。

婦人運動の様子—ニューヨーク市長選時女性候補に見た選挙活動等総ての運動に自信をもって活動している。

2.「日本に於ける政治参加の現況」

本同盟 松浦三知子氏

㈠国際婦人年世界行動計画を受け国内行動計画前期重点目標の説明㈡政策決定の場への婦人の進出の現状㈠前期重点目標。11項目あり、そのうち政策決定参加特別行動が最重点とされ、活動の方針が四つ打ち出されている。即ち、(1)行政への婦人の参画とその拡大について(2)公的機関への協力要請(3)社会的機運の醸成(4)調査研究の実施。特に(1)について審議会・各種委員会への婦人の登用、女子公務員の採用登用及び能力の開発、各種懇談会公聴会への婦人の参加の促進、国際会議への責任者の積極的派遣が要請されている。㈡婦人の国と都道府県の政策決定の場への進出の現状を政府の資料と、日本婦人有権者同盟が東京都23区26市を調査した資料により高いポストになる程婦人が少なく、ボランティア的下働きの役割に婦人が多い、婦人議員が多い自治体程婦人の審議会委員が多い結果が出ている。総じて政策決定の場に婦人が少ない現状が語られた。

### 討論

○婦人議員が多い武蔵野市が婦人を多く議会に送るようになった経緯。住民運動と議会と選挙は結びつきにくいが本来つながっているものであり静岡市の例で、住民運動を通し、生活と選挙が一本につながり、市議会浄化という政治参加をしたケース。祝日「婦人の日」制定について。外では意識の高い婦人も家庭に帰ると家人の意見に左右され易い例。自治体に於ける婦人の窓口設置に関して。売春防止法はあっても罰則がなく法制を世論によって変えたい訴え。その他婦人の政治参加が少ないのは婦人自身にも問題があるのではないか等、討論された。

### 助言

参議院議員 市川房枝氏

婦人の会議に出席する幹部は政策のことばかり話すが政策を実現するための基本の参政権とは何ぞやが大切である。政策を実現するためには手続があり政策決定の場は国会、政府、地方議会である。婦人問題を具体的に成功させるためにはどうすればよいか、政策決定の場に婦人を送り出す事が第一でありそれが婦人参政権である。参政権には選挙権、被選挙権、公務員が含まれ参政権にとって大切なのは選挙権、被選挙権である。婦人が参政権を行使した記念日に当り婦人議員を増すにはどうすればよいか、婦人議員は何をしているか、婦人の投票率はどうであるか等婦人の政治参加の実体に就いて考えて欲しかった。今後の運動として各委員会に婦人を入れる運動つまり数字の出る具体的運動に的を絞り参政権を有効に使うようにして欲しい。

（稲茂登冴子）

---

## ひろば

## 53・54年度にむけて

会長 小池順子

国鉄ストの中で行なわれた第29年次総会も、地方会員の一日早い御上京による御協力で無事終了できましたこと誠にありがたいことでございます。

新しい役員・会計監査・指名委員長及び指名委員・中央委員が決まり、新年度運動目標に向っての前進がいよいよはじめられました。

今、私たちのまわりには、外には円高の問題、内には成田新空港開港をめぐる沢山の問題をはじめ、来年の統一地方選挙をまたずに行われている首長選挙及地方議会議員選挙など大きな課題が待ちかまえている他に、毎日毎日の生活の上で解決されていない数えきれない程の問題が山積されています。

いろいろな市民団体が、又婦人団体或はグループなどがこれらの問題に取組み運動し、安心して私たちが暮らしていけるようにと努力をしています。それでも水俣問題は解決できないのみか失業・倒産・自殺・非行・老後問題と、子どもも大人も老人も学生も農民も漁民もみんなが混迷の中で明日への不安のため政府・政党・政治・選挙への不信と失望を増すばかりという現状ではないでしょうか。

日本婦人有権者同盟はその立場と姿勢の㈡に「私ども同盟は、有権者が主権者であることを自覚し、国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。」とうたわれていることをもう一度しっかり把握しなければならないと思います。市民運動が住民運動が非常に大切で是非こういう運動はもり上げていかなければならないのですが、結局その解決は政治の場であるということをいやという程知らされてきました。住民の、国民の幸せのための真の政治が行なわれなければ、教育・福祉・労働・消費・公害等々の諸問題の解決はできず、真の私たちのための政治が行なわれるためには、党利党略私利私欲にまどわされず私たちの真の代弁者となれる人が選ばれるための自覚ある一票の行使がなければならないのです。

十年一日のごとく「そのこと」を私たちは叫びつづけ、すぐその効果が上がらなくても運動をくりかえし行ってきました。が、いまこそ強く我々の運動が必要とされているのです。

来年の第9回地方統一選挙又予想される総選挙に対しもう一度選挙は何故大事かということの原点から運動を起し、身近かな地方統一選挙に真剣に立ち向うことによって自治体の政治の中に私たちの願う政策が生きて働くようになり、次の総選挙によって国の政治に反映されればじめて問題解決の道が開かれるようになることを希望しそのための努力をして行かなければなりません。

多くの先輩諸姉の開かれた道を会員力を合わせ力強く前進しようではありませんか。

---

## こんなに少ない婦人の公職参加

—婦人の政策決定への参加状況調査について—

婦人の政策決定への参加をすすめるため、まず現況を把握しようと全国支部所在地および東京都全域にわたる自治体の調査を行なっていましたが、東京23区26市百%の回収を得て一まず完了、4月8日マスコミに発表、4月10日の第21回婦選会議、4月14・15日開催の第29年次総会に報告しました。

調査の事項は○公選によるもの（首長・議会議員）○議会の選任又は同意を得るもの（選挙管理委員、教育委員、人権擁護委員）○首長の委嘱又は推せんによるもの—条例等—（民生委員推せん委員、特別職報酬等審議会委員、都市計画審議会委員、消費者問題懇談会、青少年問題協議会、公民館・図書館運営委員、公害監視委員、みどりの監視委員）○その他設置要綱等によるもの（民生委員、保健所運営委員、保健三法委員会、保護司、社会教育委員、明るい選挙推進協議会、明るい選挙推進委員）○職場における管理職（課長以上、課長待遇を含む）○婦人問題窓口の有無及びその女性職員○婦人問題会議およびその女性参加数。以上23項目で婦人問題及びきれいな選挙推進に関係の深い委員会等を調査対象として選択し、本紙第(1)表にはその内7項目を抽出してありますがこれは23区26市それぞれの項目で平均%を記載してありますが、区市部を通じて婦人の占める%は左のとおりです。

△首長0△議会議員6.8%△選挙管理委員6.3%△教育委員12・7%△人権擁護委員18・0%△民生委員推せん委員13・0%△特別職報酬等審議会委員12・2%△都市計画審議会委員2.2%△青少年問題協議会10・6%△公民館・図書館運営委員28・2%（市部のみ）△公害監視委員19・4%△みどりの監視委員44・2%△民生委員51・0%△保健所運営委員19・5%△保健三法委員会11・0%△保護司23・9%△社会教育委員26・6%△明るい選挙推進協議会32・4%△明るい選挙推進委員57・1%△職場における管理職2.3%△婦人問題窓口設置22・0%△婦人問題会議4.1%（消費者問題懇談会は自治体により取扱いがまちまちのため総計から除く）。これらでみられるように婦人の政策決定への進出は極めて低調でした。首長は全国で二人の町長のみであり、婦人議員は東京23区、26市では全国市部平均2.1%を上回ってはいますが、まだ低い現況です。しかし、婦人議員の議会活動が婦人の政治参加に影響があることは第(2)表で明らかにされます。この表は議会の選任又は同意を得る選挙管理、教育、人権擁護の3委員の婦人の占める平均%と婦人議員の%との相関関係を図表にしたものです。例えば婦人議員16・7%を持つ武蔵野市は3委員を33・3%出しており、議員0の秋川市は3委員も0になっています。例外として三鷹は議員0の状態で3委員を25・0%出していますが、現在婦人議員を失ったが前・元議員の活躍が現在の0をカバーしているようです。

次に婦人の位置づけですが、調査の管理職（課長相当職以上の地方公務員）は2.3%で（全国平均0.9%）ですが一般行政職は極めて少なく殆んど保健所、福祉関係の技術者で一般職でも、総務、企画部には皆無です。又明るい選挙推進委員は57・1%の2085人、その推せん母体の明るい選挙推進協議会では32・4%242人、選挙管理委員は6.3%の13人のみで草の根的な底辺は女性、ピラミッドの頂点は男性で占めています。

調査の結果政府の国内行動計画が発表され地方公共団[illegible]要請が行なわれている[illegible]らず、その対応と立上り[illegible]みられない現状を知り[illegible]の調査は全くの素人の[illegible]調査で不備な点があり[illegible]くつかの問題点が浮彫[illegible]後の運動に示唆が得ら[illegible]ご協力いただいた自治[illegible]整理に力を注いで下さ[illegible]方に感謝いたします。

（松浦三知子）

---

## 花片

▼林芙美子は「花の[illegible]しきことのみ多かり[illegible]一春彦は「人の心は[illegible]ことのみ多かりき」と[illegible]

▼幼稚園の六人の先生[illegible]門前に一年入学の子ら[illegible]お目出とうと声をかけ[illegible]と喜ぶお母さんの投書[illegible]でも嬉しい教育の場の[illegible]

▼母はもう疲れたと、[illegible]水死させた他、子を道[illegible]頻々。これから親にな[illegible]子を育てつつある若い[illegible]は募るばかり。よい環[illegible]

▼成田空港についても[illegible]家族や、身重で案ずる[illegible]妻の切々たる訴えは辛[illegible]面目や信用や国や内閣[illegible]虫のためにつぶされる[illegible]

▼京都、横浜の選挙結[illegible]させられることが多い[illegible]もまた有権者にも反省[illegible]ろう。戦後でさえ33年の[illegible]り、4日の世論調査では[illegible]持20%、不支持53・6[illegible]に。晩春の寒もどりな[illegible]ってはいられない。歴[illegible]せるべきだ。

▼尖閣諸島、円高、日[illegible]ロ首相、巨大黒字、不況[illegible]大韓航空等、内外に起る[illegible]いまわされるが、要正視[illegible]

▼歌舞伎座の曾根崎心中[illegible]演以来、雁次郎扇雀の[illegible]回、役者冥利といって[illegible]物の方も、人権、売春、[illegible]屈を超越して、雰囲気[illegible]

▼タラの芽、芹、つく[illegible]近県に住む友の心づく[illegible]つくし御飯、天ぷら、め[illegible]和えに老人性感傷湧く。

編集発行人 紀平悌子 発行所 日本婦人有権者同盟（渋谷区代々木2−21−11 婦選会館内） 電話（370）2727番 〒151 振替195409

---

## 教育を考える ④

## 人間を育てる学力

沖縄で、何人かの校長先生とお会いした。現場の先生と全く同じ姿勢の方たちばかりだった。「私たちも日教組の組合員です」—あ、と心の中で思った。ここには、二十数年前に私たちがなくした民主主義が、とにかく息づいているのだと。

中部地区で座談会を持った。地元の父母、先生たち十数人の集まりだった。PTAの民主的理念が、校長、先生の側からしっかりと話される。

親と教師の連帯も、むしろ先生リードのうちにすすめられている実態を知った。戦後まもない時期のPTAの原型が、ここにもたしかに存在していた。

羨ましいと思う。しかし、私の心は沈みがちだった。つい数時間前、沖縄市嘉数小学校の体育館で出会った風景を忘れることができなかった。日教組教研集会第20分科会「職場の民主化と地域住民との提携」会場だった。主任制をめぐって、主流、反主流の対立が尖鋭化しており、その中で、親と教師の連帯を説く千葉の一母親の意見がのべられていたとき、後方の、私がいた席のすぐ傍から、ヤジが飛んだ。「子育てはどうなっている!」現地沖縄の先生の間から、このヤジが出たことを確認した。

これは、おそらく本音のうめきだと、私は受けとめている。教研集会は教師の研究の集まりであり、そこへ出てくる母親ごときに発言をさせているゆとりはない—その雰囲気は、ひしひしと会場に立ちこめていた。取材を続けながら、私は、親である自分自身を抑えることに相当の努力を強いられていた。—親にも、本音のうめきがある。親の理解を得られぬような主任制反対のたたかいに、何の見通しが得られようか。

親を、無言のうちに納得させ得るほどの、日頃の授業、落ちこぼしを生まぬ実践、どの子にも希望と個性を与えるような教育が、ひとりひとりの教師によって真剣に行なわれているかどうか。

それこそ、自費で、家じゅうの協力をとりつけて、背水のおもいで沖縄へ出かけてきた千葉の地道な教育運動のリーダーであるその母親に、「子育てはどうなっている」とヤジる資格が、先生であるあなたにあるのだろうかと、雲つくように大きいその男の先生の胸に問いかけたい思いでいっぱいだった。

学力の落ちこぼしは、子どもたちの非行、自殺と絡んで、教育現場が抱える深刻な問題となっている。実践例を取材した立場からいえば、これはやはり、先生の力量、努力の不足と、私は正直に受けとめている。

たとえば、「人間の落ちこぼれを生まぬためには、学力でまず落ちこぼしを出さぬこと」を目標に、学校あげて実践に取り組んだ東京山谷の蓬萊中学、足立第十中学。教師集団の熱意が子どもの意欲をかきたて、地域の親たちの心を動かし、学力によって人間を育てる教育の基本が、ここでは実行されている。

まわりの状況が暗ければ暗いほど、光りを求めての教師の実践は見事というほかなく、ただじっと頭を下げたい気持ちになる。

教える中身で親をつき動かすことのできる先生たちに、親ははじめて、主任制反対、教育条件整備の心からの連帯の手を、素直に差しのべるのではないか。それこそ教育労働者の姿勢ではないだろうかと、沖縄教研の片隅で、私はそう思いつづけていた。

（永畑道子）

---

## オーストラリア 婦人国内行動計画（要点翻訳）

国際連絡委員会は昨年来各国の国際婦人年に基づく国内行動計画資料の入手研究に努めて来たが、豪州メルボルン市のWILという婦人団体に依頼したところ、雇用産業省婦人局担当官ケリー・ロバリング女史から連邦政府、州政府その他の行動計画と目標に関する報告書が届いたので、その中から重点を紙面でご紹介いたします。

◇ 連邦政府関係

公務員内務委員会は機会平等課を設立、婦人公務員の地位を調査することを決定した。

1972年に同一労働同一賃金の実施を決定（男女賃金差は男100に対し女70である）

退職手当の平等権確立、年金として支払われる金額も含む。

婦人の福祉問題答申委員会が、社会保障大臣に進言するため設立された。

◇ 州政府関係

差別禁止法が8州中3州で成立、（機会均等のための委員、相談員が）任命された。

州公務員は有給妊娠休暇がとれる（妊娠育児休暇は未婚の女性に対しても適用される）

4州において生存配偶者に贈与された不動産については遺言検認税は廃止された。（未亡人にとって負担の重い税だったので意義深い措置である。遺言検認税は各州の重要財源。）

◇ 非政府機関

婦人避難所が、虐待されている婦人の保護のため設立された。

◇ 連邦政府婦人問題審議会が扱う問題

豪原住民、移民その他孤立している婦人への情報伝達と援助。

身体障害婦人及び障害児をもつ婦人への援助。

年金及び福祉受給資格の改善。

託児所の設置。

相続税の検討。

（原野町子）

---

## 安房小湊への旅

九十九里浜にて

2月27日朝8時半、新宿へ集まった中、老の婦人達25名は、何となく浮々した気分で大型バスに乗りこんだ。久しぶりに見る顔々に頬の筋肉もゆるみ勝ち。二人掛を一人で占領できる筈なのにやっぱり相手ほしやと二人で並ぶ。

空は次第に晴れて千葉街道で川崎鉄工所の煙突を見る頃は何ともおあつらえ向きの旅行日和となった。東京湾の波をへだて、はるか三浦半島の突端まで見渡せる。11時、浜金谷で小休止。

昼食後、房総半島の突端鴨川からぐるりと外房へ出る。波は静かに寄せては返す。悠久の昔から月の盈虚とともに打ち寄せ打ち返して幾万年、ささやかな人間の営みを横目にみて宇宙の真理をひびかせている。久しぶりに大自然に対してちっぽけな人間、吾を意識し、砂利をとる、石灰をとるといって山を崩し自然を破壊している開発という名目の厚顔無恥な営みに激しい自責の念を覚えた。

フラワーセンターにはもう菜の花の盛りもすぎてアイルランドポピーが美しく燃えていたが、やはり海岸沿いの自動車道沿いに、公害に苦しみながらも必死に生きつづける松の姿の方に魅かれた。

夕方4時すぎに太平洋の水平線の見晴らされるホテル三日月の4階に落ちつき休息する。私達の部屋では八木橋さん稲茂登さんを中心に「婦人有権者同盟の現在と将来」についてたちまち活発な論議がはじまった。お互いに遠慮なく意見を出しあい、これでこそこの旅行の意義があるのではないか、と私は大変満足した。

夜は食後の一時をお得意の小唄など披露して和やかに歓談した。

翌日も好天で、鯛の浦見物など心ゆくまで房総の春を味わい、夕方雨のパラつきはじめた東京へ帰着した。

（小森景子）

---

## お年玉切手御寄付の御礼

皆様からお心にかけてお年玉シートを沢山に御寄付頂き有難うございました。お陰様で約三万円になりました。厚く御礼申上げます。

財務部長 宮尾智恵子

## 岩崎トキさん

会津若松支部長の岩崎トキさんが、3月13日亡くなられました。会津若松支部結成時より同盟に参加、43年度からは支部長として活躍、他方、市の革新婦人団体連絡協議会長も兼任されるなど、婦人運動に一生を捧げられました。

心よりご冥福をお祈り申し上げます。

---

## 運動日誌

1/23〜2/28

1/23 ○教育グループ会合
○新有権者の集い反省会
1/25 ○朝鮮女性同盟の話しをきく会
○出版部会
○国際婦人年国内行動計画の決議を実現するための連絡会で厚生省に申し入れ
1/26 ○機関紙再校
○公害監視委員会
1/27 ○特定不況産業安定臨時措置法案の提案中止を求める申し入れ 通産省へ
○遺伝毒性勉強会④
1/30 ○司法の幹事会
○横浜支部新年会
○都環境週間実行委員会
○国連に核兵器全面禁止を要請する婦人の会議署名 婦人共同行動
1/31 ○総会準備委員会
2/1 ○機関紙発送
2/2 ○国家予算をきく会
○婦人と年金学習会
2/3 ○府中支部新年会
○相馬支部訪問
2/6 ○婦人関係予算案をきく会
2/7 ○常任委員会
○規約検討委員会
○財務部会
2/8 ○出版整理会
2/9 ○遺伝毒性勉強会⑤
○出版部会
○経企庁消費者の日の制定記念行事準備委員会
2/10 ○明るい選挙推進協会評議員会
2/11 ○三鷹支部新年会
2/13 ○司法の幹事会
○売春問題ととりくむ会
2/14 ○源氏の会
2/15 ○定数訴訟学習会
○政啓委員会
2/16 ○都連
○議長交際費訴訟学習会
○組織部会
2/17 ○都公害監視委員会
○名古屋支部訪問
2/20 ○日中友好婦人連絡会全体会
2/21 ○総会第2回準備委員会
○規約検討委員会
○予算会議
○機関紙初校
2/22 ○少年法幹事会
○中華料理と音楽を楽しむ会
2/23 ○東京都婦人問題会議行動計画による中間報告
2/24 ○遺伝毒性勉強会⑥
○役員会
○機関紙再校
2/25 ○弁護人ぬき裁判に反対する全国活動者会議
○参議院全国区制各党案検討会
2/27 ○婦人白書検討会
○司法の幹事会
○都環境週間実行委員会
2/27〜28 ○房総半島旅行—財務
2/28 ○機関紙発送

無農薬でつくられた
健康に寄与して行く安全茶（伊勢度会産）
煎茶 露の花 100g入 500円
正喜撰 200g入 700円
ゆとり 300g入 500円
ほうじ茶 200g入 400円
農林大臣賞受賞
ミネラル—有機農法で土をゆたかにし残留農薬も分解しつくしており、つくられたお茶は三煎四煎でも風味よく味わえます。
お申込は同盟事務局へどうぞ。(03−370−2727)
中央区銀座6−10−11 サンリーブ株式会社

専修学校
津田スクールオヴビズネス
高卒程度：共学2年制・入試あり 願書受付2月1日より

英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会 英文タイプ科
懇切指導
小・中・高・大学生・一般社会人・主婦 どなたでも入会できます。
1期3ヵ月………年4期(4・7・10・1月)
申込………毎期1ヵ月前より受付開始
申込順定員〆切
国電 千駄ケ谷駅前 TEL (402) 7331 財団法人 津田塾会経営

○ボーソー粉石けんは、純良なコメ油脂肪酸を主原料としていますので洗浄力が優れています。
○又皮膚障害の心配がなく、洗濯物の仕あがりも柔らかなので、お肌の弱い方の衣類や手の荒れやすい方には、ピッタリの石けんです。
（下着類や赤ちゃん、幼児の衣服の洗濯にご愛用ください。）
○ボーソー粉石けんは、排水しても川水や海水にまじって簡単に分解しますので、水質汚染の心配もありません。
ボーソー油脂株式会社

酢のものに
ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のものできあがり。
ミツカン
土佐酢
三杯酢+かつおだし

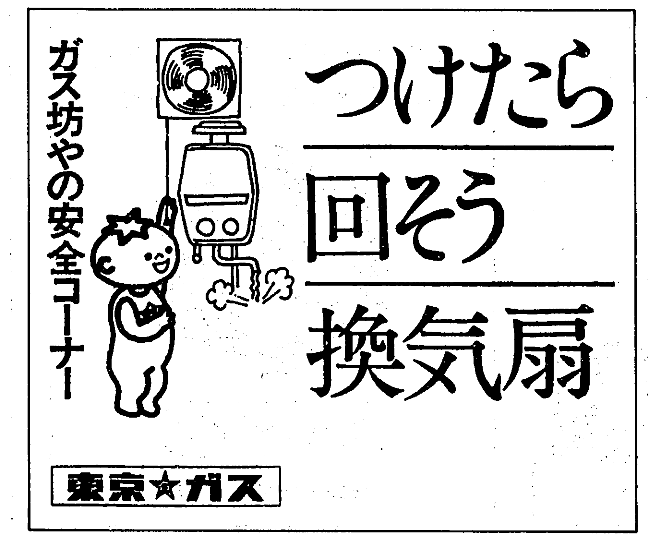

Published by the League of Women Voters of Japan No.21, 2 Chome Yoyogi Shibuya-ku Tokyo Japan

# 東京23区及び26市における婦人の政策決定への参加状況調査表

表(1)

1欄　全員数　2欄　婦人数　3欄　婦人の占める％

| | 公選によるもの | | | 議会の選任又は同意を得るもの | | | | | | | | | | | | | | | 公務員 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 区(市)議会議員 | | | 選挙管理委員 | | | 教育委員 | | | 人権擁護委員 | | | 明るい選挙推進協議会 | | | 明るい選挙推進委員 | | | 職場の管理職 課長以上（含課長待遇） | | |
| 千代田区 | 36 | 3 | 8.3％ | 4 | 0 | 0％ | 5 | 1 | 20％ | 8 | 2 | 25.0％ | 11 | 2 | 18.2％ | 53 | 10 | 18.9％ | 64 | 1 | 1.6％ |
| 中央 | 36 | 2 | 5.6 | 4 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0.0 | 10 | 0 | 0.0 | 50 | 12 | 24.0 | 55 | 3 | 5.5 |
| 港 | 44 | 5 | 11.4 | 4 | 0 | 0 | 5 | 1 | 20 | 5 | 1 | 20.0 | 36 | 0 | 0.0 | 80 | 47 | 58.8 | 66 | 3 | 4.5 |
| 新宿 | 48 | 5 | 10.4 | 4 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 8 | 1 | 12.5 | 14 | 1 | 7.1 | 85 | 44 | 51.8 | 85 | 2 | 2.4 |
| 文京 | 40 | 4 | 10.0 | 4 | 0 | 0 | 5 | 1 | 20 | 4 | 1 | 25.0 | 14 | 4 | 28.6 | 73 | 57 | 78.1 | 66 | 2 | 3.0 |
| 台東 | 40 | 2 | 5.0 | 4 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 10 | 2 | 20.0 | 23 | 0 | 0.0 | 77 | 35 | 45.5 | 60 | 2 | 3.3 |
| 墨田 | 40 | 1 | 2.5 | 4 | 1 | 25 | 5 | 1 | 20 | 6 | 0 | 0.0 | 17 | 7 | 41.2 | 153 | 50 | 32.7 | 70 | 2 | 2.9 |
| 江東 | 48 | 2 | 4.2 | 4 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 6 | 2 | 33.3 | 16 | 2 | 12.5 | 145 | 52 | 35.9 | 62 | 1 | 1.6 |
| 品川 | 48 | 3 | 6.3 | 4 | 1 | 25 | 5 | 2 | 40 | 9 | 2 | 22.2 | 24 | 7 | 29.2 | 130 | 78 | 60.0 | 65 | 3 | 4.6 |
| 目黒 | 40 | 3 | 7.5 | 4 | 0 | 0 | 5 | 1 | 20 | 8 | 2 | 25.0 | 17 | 1 | 5.9 | 119 | 69 | 58.0 | 62 | 2 | 3.2 |
| 大田 | 60 | 4 | 6.7 | 4 | 0 | 0 | 5 | 1 | 20 | 10 | 2 | 20.0 | 10 | 3 | 30.0 | 210 | 117 | 55.7 | 100 | 6 | 6.0 |
| 世田谷 | 55 | 7 | 12.7 | 4 | 0 | 0 | 5 | 1 | 20 | 13 | 3 | 23.1 | 22 | 5 | 22.7 | 162 | 117 | 72.2 | 110 | 4 | 3.6 |
| 渋谷 | 44 | 3 | 6.8 | 4 | 1 | 25 | 5 | 1 | 20 | 10 | 3 | 30.0 | 12 | 2 | 16.7 | 46 | 46 | 100.0 | 59 | 1 | 1.7 |
| 中野 | 48 | 4 | 8.3 | 4 | 0 | 0 | 5 | 1 | 20 | 9 | 3 | 33.3 | 15 | 1 | 6.7 | 120 | 72 | 60.0 | 66 | 2 | 3.0 |
| 杉並 | 56 | 3 | 5.4 | 4 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 9 | 1 | 11.1 | 15 | 0 | 0.0 | 123 | 52 | 42.3 | 77 | 1 | 1.3 |
| 豊島 | 48 | 4 | 8.3 | 4 | 0 | 0 | 5 | 1 | 20 | 10 | 2 | 20.0 | 20 | 8 | 40.0 | 130 | 109 | 83.8 | 67 | 1 | 1.5 |
| 北 | 52 | 2 | 3.8 | 4 | 1 | 25 | 5 | 1 | 20 | 8 | 2 | 25.0 | 24 | 1 | 4.2 | 163 | 59 | 36.2 | 64 | 2 | 3.1 |
| 荒川 | 44 | 2 | 4.5 | 4 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0.0 | 35 | 6 | 17.1 | 105 | 105 | 100.0 | 51 | 0 | 0.0 |
| 板橋 | 52 | 3 | 5.8 | 4 | 0 | 0 | 5 | 1 | 20 | 7 | 0 | 0.0 | 22 | 2 | 9.1 | 125 | 64 | 51.2 | 70 | 2 | 2.9 |
| 練馬 | 56 | 4 | 7.1 | 4 | 0 | 0 | 5 | 1 | 20 | 10 | 1 | 10.0 | 17 | 5 | 29.4 | 115 | 70 | 60.9 | 86 | 1 | 1.2 |
| 足立 | 56 | 2 | 3.6 | 4 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0.0 | 7 | 0 | 0.0 | 125 | 54 | 43.2 | 76 | 3 | 3.9 |
| 葛飾 | 52 | 0 | 0.0 | 4 | 0 | 0 | 5 | 1 | 20 | 5 | 1 | 20.0 | 18 | 6 | 33.3 | 118 | 46 | 39.0 | 72 | 3 | 4.2 |
| 江戸川 | 48 | 2 | 4.2 | 4 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0.0 | 19 | 2 | 10.5 | 120 | 31 | 25.8 | 63 | 1 | 1.6 |
| 計 | 1091人 | 70人 | 6.4％ | 92人 | 4人 | 4.3％ | 115人 | 16人 | 13.9％ | 182人 | 31人 | 17％ | 418 | 65 | 15.6％ | 2627 | 1396 | 53.1％ | 1616 | 48 | 3.0％ |
| 八王子市 | 38 | 1 | 2.6％ | 4 | 1 | 25％ | 5 | 1 | 20％ | 10 | 2 | 20.0％ | 8 | 2 | 25.0％ | 141 | 99 | 70.2％ | 104 | 0 | 1.0％ |
| 立川 | 36 | 1 | 2.8 | 4 | 1 | 25 | 5 | 1 | 20 | 12 | 2 | 16.7 | 21 | 6 | 28.6 | 200 | 81 | 40.5 | 66 | 0 | 0.0 |
| 武蔵野 | 36 | 6 | 16.7 | 4 | 2 | 50 | 5 | 1 | 20 | 6 | 2 | 33.3 | 6 | 1 | 16.7 | 31 | 31 | 100.0 | 112 | 0 | 0.0 |
| 三鷹 | 36 | 0 | 0.0 | 4 | 1 | 25 | 5 | 1 | 20 | 7 | 2 | 28.6 | 15 | 6 | 40.0 | 30 | 6 | 20.0 | 60 | 0 | 0.0 |
| 青梅 | 30 | 1 | 3.3 | 4 | 1 | 25 | 5 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0.0 | 11 | 4 | 36.4 | 48 | 21 | 43.8 | 64 | 0 | 0.0 |
| 府中 | 30 | 2 | 6.7 | 4 | 0 | 0 | 5 | 1 | 20 | 7 | 1 | 14.3 | 22 | 17 | 77.3 | 88 | 87 | 98.9 | 107 | 1 | 0.9 |
| 昭島 | 26 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 5 | 1 | 20 | 5 | 0 | 0.0 | 39 | 25 | 64.1 | (39 | 25 | 64.1) | 48 | 1 | 2.1 |
| 調布 | 30 | 3 | 10.0 | 4 | 0 | 0 | 5 | 1 | 20 | 7 | 2 | 28.6 | — | — | — | 39 | 29 | 74.4 | 69 | 0 | 0.0 |
| 町田 | 40 | 2 | 5.0 | 4 | 0 | 0 | 5 | 1 | 20 | 6 | 1 | 16.7 | 16 | 1 | 6.3 | 63 | 42 | 66.7 | 62 | 6 | 9.7 |
| 小金井 | 26 | 1 | 3.8 | 4 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 5 | 2 | 40.0 | 5 | 1 | 20.0 | 23 | 9 | 39.1 | 51 | 2 | 3.9 |
| 小平 | 32 | 1 | 3.1 | 4 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0.0 | 31 | 23 | 74.2 | 23 | 23 | 100.0 | 52 | 0 | 0.0 |
| 日野 | 30 | 3 | 10.0 | 4 | 0 | 0 | 5 | 1 | 20 | 3 | 1 | 33.3 | 2 | 0 | 0.0 | 40 | 40 | 100.0 | 39 | 3 | 7.7 |
| 東村山 | 30 | 2 | 6.7 | 4 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 2 | 1 | 50.0 | 22 | 15 | 68.2 | (22 | 15 | 68.2) | 58 | 3 | 5.2 |
| 国分寺 | 30 | 2 | 6.7 | 4 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 2 | 1 | 50.0 | 27 | 25 | 92.6 | 25 | 24 | 96.0 | 66 | 1 | 1.5 |
| 国立 | 30 | 4 | 13.3 | 4 | 1 | 25 | 5 | 2 | 40 | 2 | 0 | 0.0 | 21 | 15 | 71.4 | 16 | 14 | 87.5 | 42 | 0 | 0.0 |
| 田無 | 26 | 3 | 11.5 | 4 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0.0 | — | — | — | 28 | 19 | 67.9 | 45 | 1 | 2.2 |
| 保谷 | 26 | 3 | 11.5 | 4 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 5 | 2 | 40.0 | 24 | 11 | 45.8 | 18 | 11 | 61.1 | 42 | 0 | 0.0 |
| 福生 | 24 | 1 | 4.2 | 4 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0.0 | 4 | 0 | 0.0 | 24 | 15 | 62.5 | 28 | 0 | 0.0 |
| 狛江 | 28 | 1 | 3.6 | 4 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0.0 | 10 | 7 | 70.0 | 20 | 20 | 100.0 | 42 | 2 | 4.8 |
| 東大和 | 26 | 3 | 11.5 | 4 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0.0 | 12 | 2 | 16.7 | 17 | 11 | 64.7 | 31 | 0 | 0.0 |
| 清瀬 | 26 | 2 | 7.7 | 4 | 0 | 0 | 5 | 1 | 20 | 2 | 0 | 0.0 | 9 | 0 | 0.0 | 15 | 12 | 80.0 | 37 | 0 | 0.0 |
| 東久留米 | 26 | 2 | 7.7 | 4 | 0 | 0 | 5 | 1 | 20 | 2 | 1 | 50.0 | 8 | 0 | 0.0 | 15 | 9 | 60.0 | 53 | 1 | 1.9 |
| 武蔵村山 | 22 | 1 | 4.5 | 4 | 1 | 25 | 5 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0.0 | 10 | 4 | 40.0 | 16 | 12 | 75.0 | 34 | 0 | 0.0 |
| 多摩 | 30 | 3 | 10.0 | 4 | 0 | 0 | 5 | 1 | 20 | 2 | 0 | 0.0 | 11 | 3 | 27.3 | 26 | 25 | 96.2 | 44 | 1 | 2.3 |
| 稲城 | 26 | 2 | 7.7 | 4 | 1 | 25 | 5 | 1 | 20 | 2 | 1 | 50.0 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 秋川 | 20 | 0 | 0.0 | 4 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0.0 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 計 | 760人 | 50人 | 6.6％ | 104人 | 9人 | 8.7％ | 130人 | 15人 | 11.5％ | 107人 | 21人 | 19.6％ | 359人 | 177人 | 49.3％ | 1013人 | 685人 | 67.6％ | 1424人 | 24人 | 1.7％ |

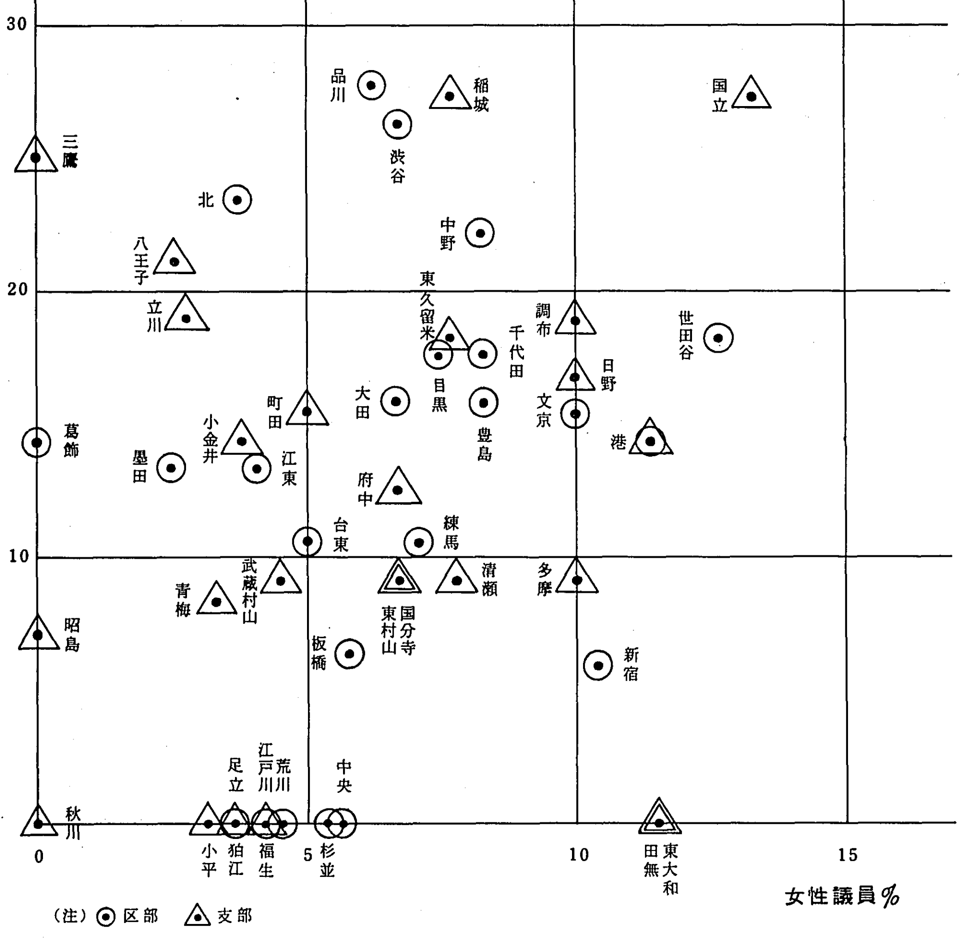

表(2)

23区26市における婦人議員と婦人委員（議会の選任又は同意を得るもの）現況

日本婦人有権者同盟　昭和53年4月調べ

# 都の姿勢をきく

## 東京都婦人問題会議中間報告

東京都婦人問題会議（会長・鍛冶千鶴子弁護士）は去る2月20日「東京都行動計画策定にあたっての基本的な考え方と施策の方向について」中間報告を出しました。（「婦人有権者」・4月号参照）その報告について3月14日、都民生活局婦人少年部長金平輝子氏に都の取り組みかた及び報告の特徴について伺いました。

「東京都行動計画」は婦人が自らの生き方を選択する時、それを阻害するものを、行政が婦人の要望の方向にそって取り除き、又、情報を提供するものである。その要望は社会福祉・婦人労働・母子保健にとどまらず、女性としてかかえている生活の原点の問題として広範囲に及ぶ。

都民生活局婦人少年部はその要望をとり入れるため、広報・公聴活動に重点をおき、また要望を実現するため、「行動計画」を挺子にタテワリ行政をヨコにつなげ婦人問題に必要な部局全体がかかわるようにしたいと思っている。

又、婦人問題会議は区市町村の行政に委ねることが多いのでその窓口づくりをした。

「東京都行動計画」が策定されれば知事の開く政策会議に婦人問題がその解決のためかけられることになる。

国のように推進本部はないが行政のなかに取り組み検討してゆく体制となっている。

中間報告は三章において婦人問題は女性であるというだけで差別・不利益を受けることは憲法に規定されている基本的人権の侵害であることを明確にし、そこに論拠をもつ。

1976年6月「東京都行動計画の基本的な考え方」での六つの領域（家庭・労働・福祉・教育・健康・参加）の問題状況を新しいデータで見直しその現状を二章で数字で取り上げた。四章では六つの領域別に理念を掲げ、現状において行動を起す際の提言を包括的に方向性を持たせ行なった。

六つの領域については「婦人有権者」4月号参照とするが、例えば、家庭科は何のためにおかれたかの原則論を踏まえ、家庭生活の大切さとその知識は人間として必要であるとして男女共修を打ち出している。

家庭・福祉についても婦人が現に家庭や地域社会で果している役割を否定するものではない。母性保護も母性だから特別の保護を要求するのではなく、母性の形で表わされている人間の「生きる権利」の保障としてとらえている。又、従来の家族あるいは世帯の単位としてその限りでの女性の生き方でなく、具体的な生活を持つ「自由に」「豊かに」生きる個人としての要望にそう行動計画に将来はしてゆきたいとしている。

現実に存在する男性との落差を埋めるため、女性は長い歴史のなかで女性自身、性別役割分業や性差別的慣習に気づかなかったり、肯定する態度を持っているが先づ自らの意識を変革し、個人として生きてゆくために行政に要望してゆくようにしたいと思う。

（まとめ　瀬下羔子）

---

# 新会長 小池順子氏 決る

## 第28年次第4回中央委員会、第29年次総会開催

昭和53年4月14日、15日、婦選会館において、中央委員、支部長が結集して、中央委員会（第一日午前）総会（午後と第二日）が開催された。夜、市川名誉会長を迎え懇談会、翌朝、参院全国区制学習会を開いた。

逆行しつつある社会状勢のもと、同盟の果たす役割は重要で、議会制民主主義を守り、いのちとくらしを守り、婦人の地位向上のための運動を盛り込んだ53・54年度の運動目標が決まった。三期六年間、運動と同盟の発展に心血を注いだ紀平会長を惜しみない拍手で送り、高鳴る拍手の中、小池新会長を迎えた。新しく選ばれた役員、中央委員、会員と共に新年度を出発する決意がのべられた。

### 第一日

宮尾智恵子氏の司会により、開会の辞が古川寿枝氏からあり、会長から「会長在任6年の歩みの中から、日本がどうなったかを顧みたとき、民主主義逆行の方向に、なしくずしにあるといえる。ロッキード問題も、腐敗防止法案もそのままになってしまっている。衆議院の定数是正問題は、51・4・14大法廷で憲法違反の判決を得た。議会制民主主義の基本の選挙の問題で、政党エゴによる選挙法の改正がされようとしている。参議院の全国区制は金のかかる根本を考えないで、自民党勢力温存の『拘束名簿式比例代表制』の導入を考えていて、これは無所属候補者が当選しにくい。地方選挙にも問題があって、対立候補者のない無風選挙が各地で行われている。市民の立場からの消費者運動、司法の独立の問題、都議会議長交際費問題と運動をすすめてきたが、民主主義は後退しつつあるとの結論をもった。一人一人が意識して決意を新たにしなければならないと思う」との挨拶があった。

次いで近藤真柄指名委員長から「129名の候補者を推薦した。逆行する社会状勢の中で新しい役員、中央委員の活躍を希望します」の挨拶があって議事に入った。

### 議事

＜報告＞

○本部報告　大槻勲子

51・52年度の運動の総括。組織の拡充は伸び悩み、人の不足、若い人の参加が少ない。本部と支部との連携を計りつつ運動が伸び、会員が増加するよう努力したい。

▽政啓委員会　小池順子

衆、参二回の選挙があったが、ロッキード問題が一つの機会であったのに、良い結果が得られなかったことは残念だった。定数是正、議長交際費訴訟、婦人会議で記念集会、夏期セミナーを行った。司法の独立と民主主義を守る運動、消費、公害問題も他団体と共同でとり組んでいる。年金、教育問題について活動、学習会を行った。

▽国際連絡委員会　河野啓子

NGO関係の会合に出席。イラク婦人同盟との関係でアラブとの交流ができた。

▽組織部会　小林時枝

4支部が結成されたが、新会員は二年間で459名で、500名増加が目標である。支部のない県に支部が結成されるよう努力を。

▽出版部会　久保田須弥

▽財務部会　宮尾智恵子

不用品交換会、特別事業をしているが財政は依然としてきびしいので協力をしてほしい。

▽規約検討特別委員会　松浦

○支部報告

運動目標に沿って政治啓発活動を活発に行ない、学習会、講演会の開催は盛んである。議会の傍聴をしている。婦人団体連絡協議会を作って共同運動で実績をあげている支部。また、選管との関係についてうまくいっている支部、悩んでいる支部もあった。

組織については、会員の老齢化の悩み、若い会員の加入が少ないことが各支部から報告された。

＜協議＞

一、52年度決算及び特別会計報告　八木橋富美枝

収入　一、七八六、八九三円

支出　一、六八六、七一八円

会費一〇〇％納入支部が増えてきたが、全体では三分の一そこそこであり、会費納入は年度内にするよう努力してほしいと議長から説明の後、これを承認。

一、53・54年度運動目標案　小池順子

（別項起載）方針案を承認。

一、53年度予算案　富田正江

総額　一五、七三五、一七五円これを承認。

一、規約改正の件　松浦三知子

(1)規約第三条。(2)支部名称の件。(3)指名委員会制度の件。(4)老齢者の会費について。(5)支部会費独自徴集の件。の五項目について承認。

### 第二日

一、役員、会計監査、指名委員長、指名委員、中央委員選挙、点呼。都内45名、地方41名の有資格者に依って投票が行なわれた。開票結果は別項記載。

一、運動

＜予想される第35回衆議院選挙について　小池順子

＜都議会議長交際費訴訟について　小池順子

東京都だけの問題でなく、私達の税金がどう使われるかの問題で各自治体に於ても議長交際費はあるのだから、注意深く見てほしい。

＜統一地方選挙について。自治体三役の退職金問題　大槻

来年統一地方選挙が行なわれるが、最近、各地で対立候補のない無風選挙が多くなってきているが、横浜市長選挙も無風選挙の気配に、有権者の選択の権利を奪われることに市民が敏感に反応し、横浜在住会員が個人として呼びかけの役目を果して対立候補を立てて戦っている。自治体における三役の退職金は通産でなく、任期ごとにすることを主張したい。この問題については夏期セミナーで勉強することが提案される。了承される。

＜全国区制について　小池順子

参議院の機能回復、国民の側に立っての制度改革を主張しているが、自民党は「拘束名簿式比例代表制」をもち出している。支部でも力を注いでほしい。

＜婦人の福祉について　小池順子

会員の高齢化で年金問題に関心があり、運動を展開する。

＜教育について　大槻勲子

＜司法の独立について　本田年子

少年法改悪、刑訴法特例法反対。

＜消費問題について　本尾良

石けん運動について　原輝恵

消費者運動として石けん運動が発展すれば、財源も増える。

消費者問題は生活と政治が直結しているので地域の問題として支部でとり上げて運動してほしい。

＜婦人の政治参加　松浦三知子

（機関紙5月号に詳細を掲載）

決議申し合わせが、松浦三知子、針生かつ子、中野千歳氏によって読みあげられ、拍手で承認した。

新会長小池順子氏の挨拶、美藤志津子氏の閉会のことばで終了。

（まとめ　久保田須弥）

### 決議

◆予想される総選挙及第九回統一地方選挙にそなえて

私ども日本婦人有権者同盟では、第29年次総会において、予想される総選挙及第九回統一地方選挙にそなえ、選挙の浄化、国民のための政治の実現、又民主政治の基本となる地方自治確立のために左のことを決議します。

記

一、同盟会員、とくに各支部は選挙に際し、選挙浄化のため事前運動の監視をつよめるとともに、立候補予定者の人物、考え方に注意をむけ、有権者が正しい判断ができるよう啓発運動を行ないます。

一、最近の首長選挙でみられる住民不在の地方選挙が行なわれないよう、地方自治の主体は住民自身であることの自覚を促し、住民本位の政治を行なうような首長・議員をえらび出すよう啓発します。

◆第二院としての参議院機能恢復の選挙制度を望む

一、現在自民党内で検討されている参議院全国区選挙制度を「拘束名簿式比例代表」にする考えは、党利党略であり、参議院の政党化をますますつよめ、参議院本来の機能を恢復することをのぞむ国民の意志に逆行するものであります。

一、参議院議員には政党政派に左右されることなく、常に国民の側に立って考え、衆議院の行きすぎを正し足らざるを補う第二院にふさわしい無所属の人がえらばれる選挙制度を確立すべきです。

◆婦人の政策決定への参加をすすめるために

私たちは昨年にひきつづき婦人の政治参加の実情を調査してきましたが、東京都23区、26市については4月8日完了しました。結果をみますと婦人の政策決定への参加は極めて低調であり、かつ議会に婦人議員が多い自治体には審議会等への婦人参加も多いという実証を得ました。今後はこの調査を基礎として、婦人が政策決定の場への進出をはかる方策をうちたて運動をすすめることを決意します。

記

(一)、本年施行される九百余の地方選挙には勿論、来年に控えた、統一地方選挙には、婦人の地位向上の原動力となる婦人議員を一人でも多く送り込むこと。

(二)、国および地方自治体に向け、婦人公務員の任用と管理職への登用、各種委員会、審議会に有能な婦人を任命、委任するよう要請すること。

◆「婦人の日」制定に再び反対する

3月8日、私どもは稲村総理府総務長官の指示により、3月3日桃の節句を「女子の祝日」に制定されることに反対の申入れをしました。その後政府は「婦人の日」制定にあたり、広く婦人の意見を聞くと称し、世論調査を開始すると発表しましたが、これらの発想は、祝日の持つ本来的な意義を忘れた婦人に対する人気取りに過ぎず、男女差別意識が底流となっています。第29年次総会にあたり再び「婦人の日」制定に反対します。

### 組織財政確立のための申合せ

国民不在の選挙制度改正、ロッキード問題に象徴される政治の金権体質、住民自治の基本を無視されておこなわれる首長選挙等々、民主主義に逆行する日本の政治の動向の中で、今ほど地の塩としての同盟の存在が必要とされる時はありません。

私共会員は、昭和20年同盟結成の原点にかえり目標達成の基礎である組織・財政の確立のため、左記を誓いあいます。

記

一、本部・支部ともに運動のあり方の再検討を真剣におこなう。

二、本部・支部及会員同志の連帯を密にし相互啓発をおこなう。

三、会員の相互学習の機会を増やし、政治意識を高める。

四、同盟将来の展望に立ち、新しい会員、若い会員の参加を積極的にすすめ、活動家を育てる。

五、支部においては、自治体の政治改革運動・消費者運動等を通じ地域の婦人との連帯を深める。

昭和五十三年四月十五日

日本婦人有権者同盟

第29年次総会

---

## 第28年次第4回中央委員会

紀平会長より「次年度への展望をもって議題を活発にこなしてほしい」との挨拶があって議事に入った。

――報告――

◇本部会務報告　大槻勲子

今年次、ロッキード問題、定数是正問題などにとり組み、同盟の役割は重要である。しかし、人の不足、ことに若い人の参加が得られず財政不足の面もあって運動は伸びなかったという反省がされるが、工夫と努力で本部と支部との連携をはかり、運動をすすめたい。

◇委員会、部会、特別委員会、支部報告は総会においてとの議長提案を承認。

◇室蘭支部紹介。副支部長藤氏の挨拶。

――協議――

①52年度決算報告　富田正江

拍手で承認。

②規約検討の件　松浦三知子

5項目について総会に提案することを承認。

③支部提出議案　なし

④53・54年度運動目標案　小池順子

運動を凝集する考え方も出されたが、議会制民主主義、婦人の地位向上が太い線ではあるが、支部独自の選択もあって良いと思うということで目標案を承認。

⑤53年度予算案　富田正江

原案通り承認。

⑥役員等選挙方法　稲茂登冴子

二日目午前中投票、方法について説明、これを了承。

⑦総会決議・申し合せ　松浦三知子

提案通り承認。

佐伯言子氏の閉会の辞で終了。

---

## 役員 中央委員 選挙結果

会長＝小池順子、第一副会長＝松浦三知子、副会長＝大槻勲子、伊藤智恵子、針生かつ子、書記＝久保田須弥、稲茂登冴子、会計＝富田正江、杉山利子、会計監査＝宮尾智恵子、指名委員長＝西村好江、指名委員＝本部静、小森景子、赤塩文、笠原美祢。中央委員（都内）＝紀平悌子、小林時枝、阿曾のぶ子、小端千恵子、河野啓子、本尾良、原輝恵、八木橋富美枝、永畑道子、山口みつ子、藤田綾子、向井承子、田畑喜久子、瀬下羔子、鶴田勝子、武井まつ、伊藤静枝、近藤登美子、国本鈴子、坂口和栄、今城みね子、秋山まち、勝田房子、佐久間綾子、下飯坂ヨシ、福島政与、任田か志久、森田豊子、児玉琴枝、堀越寿美子、武部りつ、中村佐久、幸寿恵、鈴木篤子、深川道子、今井英子、早川数江、田中京子、小針静子、岩崎美智子、住田啓子、田中もと子、横田睦、中村とめ、（地方）＝遂田ヨウ、美藤志津子、宮原恵久与、波平光子、佐伯言子、宮川久子、足助幸、小林頼子、深谷タケ、太田緑子、小松あい、山下しずゑ、飯島けい子、宮沢かつゑ、丸山千代子、酒井知恵、関口久美子、阿部継子、砂田三重子、石川幸子、桜井敏子、荒生千枝、永井桼子、長沼てる子、五十嵐月代、鐘谷政子、雨宮芳子、中島清江、武居康子、原田昌、山崎幸子、山本たつ江、古川寿枝、古寺生和、湯浅音枝、宮坂うめ子、吉田満智子、安田愛子、浅田美子、吉村房子、滝沢みちえ、佐藤ふみ、宮村知世乃、山川恵子、安田百合子、八代よし。

（得票数順）

---

## 昭和53・54年度 運動目標

一、第9回統一地方選挙及び予想される総選挙に対し。

統一地方選挙に対しては、地方自治確立のための啓発を行ない、尚予想される衆議院選挙に対しては、金のかからないきれいな選挙実現につとめるとともに、公選法の遵守が行なわれるよう監視摘発運動を行なう。

一、議会制民主主義確立のために。

参議院議員定数是正訴訟、政府・国会に対しては国民本位の公職選挙法の改正・政治資金規正法の改正等の運動を行なう。

一、司法の独立と民主主義を守るために。

総選挙と同時に行なわれる最高裁裁判官国民審査に対しては常に公正な判断が行なわれるよう、資料の提供をはかると共に、審査法改正の運動を行ない、司法の独立と基本的人権をおびやかす法改正には反対する。

一、国際婦人年世界大会の決議を国内行動にうつすために。

婦人の政治参加を強力に推し進めるため、国・地方議会に婦人議員の進出をはかり、公務員・審議会・各種委員会・調査会等への婦人の登用を働きかける。

婦人の地位向上・政治意識啓発のため、学校教育・社会教育の中に政治教育を充実させるよう努力する。

一、生活と政治の直結のために。

人間の生存をおびやかす環境破壊の防止・国民生活安定のための不公平税制改正などの消費者運動を行なう。

一、世界平和のために。

世界各国の婦人と交流し、お互いの理解を深め、総ての国の核兵器の製造・実験・使用の絶滅を期するための運動をすすめる。

一、組織拡充と財政確立のために。

本同盟の目的遂行のため、新会員・機関紙購読者・賛助員の獲得、新支部結成につとめ現会員の会費完納・本部支部の運けい・健全な財政の確立につとめる。

森下印刷所
●オフセット印刷　●美術印刷
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181（日産厚生園正門前）
☎0422-48-1611（代）

## 教育を考える ⑤

### PTAを眠らせた仕掛人

PTAは、いつから教育を語らぬPTAに、いや語ってはならぬPTAに、落ちこんでしまったのだろうか。PTA問題を取材するたびに、この辺りの証言を切れ切れに聞く機会を得た。

共同通信の文部省詰め記者であった戸塚一郎氏は、文部省が出したPTA参考規約の、第一次（昭和23年）と第二次（昭29年）の間で、PTAに対する行政の熱意が急速に薄れたことを指摘している。昭和30年代にはすでに、PTA資料は棚ざらしの状態であったと。

「日本のPTA」という、全国のPTA連合組織が生まれたのが昭和27年10月であり、この組織が、〝不偏不党自主独立〟を綱領に掲げながら、一方で急速に文部省傘下の色合いを帯びていく状況を考えると、行政のこの変化は容易にうなづける。

〝教育を創る〟PTAどころか、キバを抜かれ、行政のいいなりになるPTAへと追いこまれていった過程は、二つの参考規約がはからずも実証している。

たとえば「学校問題について討議し、意見を具申し、参考資料を提供する」とした方針四項、「他のいかなる団体の支配、統制、干渉を受けてはならない」とした第六条が29年規約からは脱落した。

当時、東京中野区の北原小学校教諭であった深沢百合子先生は、いわゆる教育二法「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」などが国会にかかったとき（昭和29年）、PTAは先生と親の対話集会をひらき、これがPTAにおける心打ち明け合った対話の最後であったと証言する。

戦後のPTA出発時以来、ずっとPTAの消長をみつめてきた都教員委員会の元社会教育主事水江ヤチヨさんは、昭和33年、勤評をめぐって都内7カ所でPTA集会をひらいた。それまで、教育問題については、行政、親、先生、学識経験者の、四つの立場が一堂に会して自由に意見をのべあう討論集会が、少なくとも東京都では開かれていたのである。

「しかし、この勤評の集会は、四面楚歌の中を押切る形で漸くひらいたのです。これが最後でした。以後、PTAで討論という姿勢を、行政は捨てました」と水江さんは話した。

「その最後の立川市の集会に私は出た。前方の席はほとんど与太者風の盛んにヤジをとばす人に占められていて、とにかく現場の先生の方から真剣な発言でも出ようものなら、ものすごいヤジで何も聞こえなくなる。行政の方の説明、勤評賛成の意見はとにかく拍手なんですよ。窓にも鈴なりの人ですね。まるで株主総会と同じでした」と語ったのは田無市在住のPTAOB中村哲子さん。「PTA研究」73号座談会の席上だった。すでにこの時期、中村さんたち母親はPTAからハジき出される形で民主教育を守る会、母親大会へと、教育の発言の場を求めて移動していく。

以後、多くのPTAの眠りは、まだ醒めぬままである。

（永畑　道子）

## 鉄の街室蘭に念願の支部結成

この度、北海道の南の鉄の街、室蘭市に有権者同盟の支部の誕生を見ることが出来ました。

去る3月10日紀平前会長、横田様、札幌支部長岩本様の御出席のもとで、かねて念願の支部結成式が行なわれた次第でございます。

今年の冬は比較的暖かで、殊に当市は道内では温暖の地なのですが2月頃から例年にない大雪が続き私共でさえ驚く程でございますのでその様な時に初めて来道された前会長もさぞかし寒さと雪で北国のきびしさをお感じになられた事でございましょう。

今から11年前になりますが、私共は白バラ学級という名で政治学習グループを発足させて現在まで学習を続けて参りました。51年、52年の2度に亘り研修に上京致し、有権者同盟本部にお伺いし、御忙しい所私共の為に色々とお話を聞かせて戴きました。其の他府中市、鎌倉市の婦人学習グループの様子も聞かせて戴きました。それらの結果私共も同盟に加入して今迄の学習を役立ててはと言う意見が出まして今般支部結成を見る事になった次第でございます。会員は現在は僅か17名ですが、その背後には70名程の白バラ学級生が居りますので今後の運動には協力して戴けるものと思って居ります。その様なわけで比較的恵まれた状態と申せるでしょう。

これからの運動について今すぐこれをと言う具体的なものは特にございませんが、地元の特殊性もよく配慮しながら進めて行きたいと思って居ります。

今年は総選挙も云々されて居りますし、又来年は当市も統一地方選挙がありますので、私共はこの機会に文字通り明るい選挙の実現に行動をしてゆきたいと皆で話合って居ります。その他については本部、札幌支部の動きに従って行動する予定で居りますし、更に機関紙によって全国各支部の運動も学び参考にさせて戴きたく思って居りますので、よろしく御指導下さいます様お願い申し上げます。

（室蘭支部長　板谷登美子）

## 祝！東部支部結成

### 長野県小県郡

昭和53年4月3日付で、長野県小県郡東部町から支部結成願いが本部宛届きました。早速4月7日に、役員会で承認、結成承認書を郵送、第四回中央委員会で報告の手続きをとりました。新しい支部の誕生をお祝い申し上げます。

## 運動日誌（3/1～4/5）

3/1○食べものを考える日、3・1反フードウィークの集い
○石けん会議
3/2○少年法改悪反対署名簿を提出
○事務局会議
3/3○婦選会議打合せ
○52年度第4回消費者団体情報交流会議
○青年の集会準備会
3/6○全国区制学習会
○東京都婦人公職参加調べ
○教育グループ会合
3/7○常任委員会
○NGO国内婦人委員会
3/8○桃の節句祝日案反対申し入れ
○総会準備会
3/9○遺伝毒性勉強会
○弁護人ぬき裁判反対の街頭行動
3/10○室蘭支部結成式
○弁護人ぬき裁判反対の国民集会
○出版整理会
3/11○東京都婦人公職参加調べ
3/13○参院定数是正訴訟公判
○売春問題とりくむ会
3/14○東京都議会議長交際費訴訟公判
○東京都行動計画学習会
○弁護人ぬき裁判反対で法務大臣へ申し入れ
3/15○〝消費者の日〟大会の開催についての会合（経企庁）
3/16○都連
3/17○政啓委員会
○青年の集会準備会
○経企庁消費問題懇談会
3/18○不用品交換会
3/20○組織部会
○婦選会議打ち合せ
3/22○司法の幹事会
○和食を楽しむ会
3/23○出版部会
○ESCP会合
○青年の集会準備会
3/24○機関紙初校
3/25○目黒支部10周年集会
3/27○総会準備会
○規約検討委員会
3/28○機関紙再校
○青年の集会準備会
3/30○公害監視委員会
○環境週間実行委員会
3/31○機関紙発送
4/3○総会準備会
○石けん会議
4/4○常任委員会
4/5○少年法連絡会、法務省へ申し入れ
○総会報告書校正

## 不用品交換会開かれる

新宿の西口に最高の会場が借りられましたので、3月18日に第18回目の不用品交換会を開催しました。

収入をあげるには、寄贈品を一品でも多く頂くより他ないと思いまして、会員の皆様にお知合からも集めて下さいと厚かましくお願いしました。当日も常連の方々からかなりよい出品がありました。

会場も広く、一同満足して開会しました。いつもの事ながら一時はかなりの混乱状態がありましたが、馴れたお手伝の方々20人程で何の事故もなく予定通りの収益をあげて終る事が出来ました。御協力下さいました皆々様にこの紙面を以って厚く御礼申し上げます。

思えば6年間に18回この会を重ねましたが、47年あのオイルショックのあと、一～二年が一番やり甲斐がありました。当時は、「作られた物かくし」とインフレのため、一品でも多く買っておかねば又「使える物は今一度」と危機感があり、私どもも消費者運動と、資源のない国の将来を思い「資源を大切に」の運動にもつながると真剣でした。然し最近はどうでしょう。低成長安定時代といいましょうか、物は過剰生産と不況のため、町に氾濫しています。何も不必要の品を争って買っておく事もないと、財布の中身と相談してか、新品で破格でしかもセンスのある物以外は勿体ない品まで残される状態です。厚意をおよせ下さった方々に申し訳ないと考えさせられます。

御協力下さいました会員の皆々様に厚く御礼申し上げるとともに又財源確保の為新たに企画されました石けん運動にもよろしく御協力をお願い致します。（宮尾智恵子）

## 新発売　同盟粉せっけん　リサイクル'78

この度、同盟は粉せっけん「リサイクル'78」を新発売することになりました。

日本の近海で赤潮のために魚が死んでしまったというニュースをよく耳にします。この赤潮の原因の一つは合成洗剤に含まれているトリポリリン酸塩です。また合成洗剤の方が白くなると思っている人が多いようですが、これも本当に白くするのではなく螢光剤で染めているからです。ほんとうによごれがよく落ちるのは粉せっけんだということは既に多くの人によって立証されています。

粉せっけんリサイクル'78は純粋な米ぬかから作ったせっけんですから上記のような科学物質を含みませんので、環境を汚すことはありません。今までの粉せっけんのような気になる匂いもなく洗いあがりもさわやかですので、一人でも多くの方にお勧め致します。お申し込み・詳細は同盟事務局へ

純植物性原料使用
リサイクル'78
粉せっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、無料で配達いたします。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2－21－11
〒151 ☎03－370－4541

専修学校
津田スクール オヴ ビズネス
高卒程度：共学2年制・入試あり 願書受付2月1日より

英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会　英文タイプ科
懇切指導
小・中・高・大学生・一般社会人・主婦
どなたでも入会できます。
1期3カ月………年4期（4・7・10・1月）
申　込………毎期1カ月前より受付開始
申込順定員〆切
国電　千駄ケ谷駅前　TEL（402）7331
財団法人　津田塾会経営

ぬれ手にご注意！

酢のものに
ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のもののできあがり。
ミツカン
土佐酢
三杯酢＋かつおだし

無農薬でつくられた
健康に寄与して行く安全茶（伊勢度会産）

| | | |
|---|---|---|
| 煎茶 露の花 | 100g入 | 500円 |
| 正喜撰 | 200g入 | 700円 |
| ゆとり | 300g入 | 500円 |
| ほうじ茶 | 200g入 | 400円 |

農林大臣賞受賞
ミネラル―有機農法で土をゆたかにし残留農薬も分解しつくしており、つくられたお茶は三煎四煎でも風味よく味わえます。
お申込は同盟事務局へどうぞ。（03－370－2727）
中央区銀座6－10－11　サンリーブ株式会社

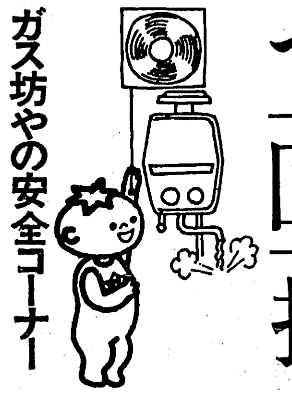

---

## 参議院地方区定数是正訴訟　第3回口頭弁論

衆議院及び昭和46年の参議院定数是正訴訟と異なり、今回の民衆訴訟は、予想通りやや急テンポで進行しています。

昭和53年3月13日午後1時、選挙無効請求（参院地方区定数是正訴訟）事件、第三回口頭弁論がおこなわれました（高裁第十五民事部、第八号法廷。）

越山康、佐竹寛、紀平悌子、市川房枝、吉住利雄（以上東京、行ケ第一四〇号）大槻勲子、岡本花子（以上神奈川行ケ一四二号）の七人の選定当事者（原告）は定刻に勢揃い。被告訴訟代理人弁護士鎌田久仁夫ほか被告側と対席しました。

安岡満彦裁判長により定刻5分すぎ開廷。

原告側より第二準備書面、被告側からは、第一準備書面が提出され、陳述がおこなわれました。

原告側からは、52年7月におこなわれた参議院議員通常選挙結果に関する自治省の資料が発行され次第、追って証拠として提出する旨が述べられました。

被告側は、裁判長からの問いに対し、原告の主張に反論する証拠は、今のところこれ以上は考えていないと述べ、約12分で閉廷しました。傍聴者は有権者同盟、市民の会の会員を中心に23名。

次回は5月10日午前10時。なお定数是正訴訟学習会は4月19日1時半より婦選会館で開かれました。

（紀平悌子）

× × ×

昭和五二年行(ケ)第一四〇号（一四二号）選挙無効請求事件

原告　越山康外四名
（大槻勲子外一名）
被告　東京都選挙管理委員会
（神奈川県選挙管理委員会）

### 原告準備書面（第二）

昭和五三年三月一三日

右原告越山康、同佐竹寛、同紀平悌子、同市川房枝、同吉住利雄（右原告大槻勲子、同岡本花子）

東京高等裁判所第一五民事部御中

（注）カッコは神奈川地方区の場合

記

原告準備書面（第一）――昭和五二年一二月二一日付――の記載中、

（一）第一九頁第四行目、「全国有権者」とあるのを「全国有権者総数」と、

（二）第二〇頁第九行目、「選挙法」とあるのを「選挙区」と、

それぞれ訂正する。

第四　憲法と議員定数配分（その二）

一、「人格価値」の平等という前提に立てば、全国有権者総数を選出議員総数で除して得られる数（「議員一人当りの全国平均有権者数」という。）を分母とする「一」が各有権者に与えられるべき「投票の価値」――「政治手続に参加する度合」――であるべきである。

換言すれば、選出議員一の選挙区では右の「議員一人当りの全国平均有権者数」に等しい有権者が、選出議員数二、三または四の選挙区では右の「議員一人当りの全国平均有権者数」にそれぞれの選出議員数を乗じて得られる数に等しい有権者が過不足なく存在すべき筋合いである。

そして過剰の有権者を有する選挙区は「過少代表」区、反対に有権者数不足の選挙区は「過大代表」区と呼ばれるべきものである。

二、全国を多数区に区割りすることを承認する以上、右にいう「過少代表」区および「過大代表」区の出現はほとんど避けることのできない事項である。

問題は、その「過少」・「過大」の程度にあり、「実行可能な限り精密に平等」を求めることは、「過少」・「過大」ともにその程度を限りなく零に近づけることを意味する。

そして極く簡単にその程度を測定することのできる方法によって現実の制度の実態を分析し、もって議員定数配分規定の憲法適合性を判断することは可能なのである。

第五　本件選挙の実態分析

一、われわれは、本件選挙（昭和五二年七月一〇日執行の参議院地方選出議員選挙を指す。以下同じ。）について自治省選挙部発表の「結果調」を用いてその実態分析を試みた。

そして、その結果を公職選挙法別表第二所定の選挙区の順序にしたがって配列したものが別紙「実態分析表」（その一）であり、これを右にいう「過大代表」の程度の大なるものから順次に小なるものに、さらに「過少代表」の程度の小なるものから順次に大なるものにと配列し直したものが、別紙「実態分析表」（その二）である。

両表について、各「D欄」表示の数値が有権者の過不足数であり、各「E欄」表示の数値はその平均値（「議員一人当りの全国平均有権者数」）からの偏差値であり、各欄外右下に表示した「平均偏差」は、「E欄」表示の偏差に関する平均偏差値である。

三、われわれは、別紙「実態分析表」（その二）の記載から次の諸事項を理解することができる。

（一）選挙区総数四七のうち、三三区が「過大代表」区に該当し、残りの一四区が「過少代表」区に該当すること

（二）過剰有権者の総計（過少有権者も同数）は、一三、四二一、二〇八・二四（整理番号三四「長崎」区から同四七「東京」区までの「D欄」表示の各数値の合計）であって、これは全国有権者総数の一七・一四パーセントに相当すること

（三）過剰有権者数が「議員一人当りの全国平均有権者数」を超えるものについて、その三倍を超え四倍未満のもの一（整理番号四七「東京」区）、同二倍を超え三倍未満のもの二（整理番号四六「大阪」区および同四五「神奈川」区）、二倍未満のもの一（整理番号四四「埼玉」区）が存在すること

第六　結論

本件選挙結果の実態分析によれば、「議員一人当りの全国平均有権者数」を超えて「過少代表」となっている選挙区の存在を認めることができるので、われわれは、この一事をもってしても本件選挙に係る議員定数配分規定、すなわち、公職選挙法第一四条、別表第二は本件選挙執行時においてわが日本国憲法第一四条第一項の規定に違反する無効のものであったと断するに足りる旨を主張し、本件選挙を無効とする旨の判決を求める次第である。

以上

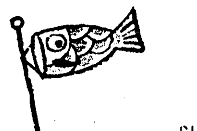

## 被告側の主張（要旨）

準備書面（第一）要旨

原告越山康外四名、大槻勲子外一名

被告東京都、神奈川県選挙管理委員会

被告訴訟代理人、弁護士鎌田久仁夫、被告指定代理人、雨宮昌平、小川洋平

× × ×

本件における争点たる地方区選出議員の選挙区別定数の不均衡是正は高度な政治問題で、立法府が解決すべき問題として憲法に規定されており、かつ司法がその可否の審査に当たって必要十分な判断基準を持たぬことを考えあわせれば本件請求は司法審査に適合せぬとして棄却さるべきである。

詳述すれば、第一に憲法第八一条に関しては、三権分立の原則上裁判所の違憲立法審査権には限界があり、砂川判決に示されるように立法府自らの解決が望まれる高度な政治問題は立法府の専権事項として認められていると言える。

第二に憲法第十五条、同第四一条乃至第四四条及び第四七条では選挙権の内容については特別の定めをしていない。

第三に選挙制度は、政局の安定を維持しつつ少数意見をも国政に適正に反映させる代表制度を国会議員によって確立することが望ましく、ゆえに選挙制度全般が立法府の裁量権限としたものである。また都道府県単位の地方区では最低二名の偶数定員が現行制度上必要不可欠であり、従って議員一人あたり人口の最高最低を云々することは無意味。さらに、地方区が都道府県の地域代表的性格を持つ以上、人口流出の結果過疎となった選挙区の地域的意見は全体として一層尊重されるべきであり、その減員などもっての外である。

参議院議員選挙制度確立以来三〇年、その選出方法について一回の改正も行なわれていないことについては、人口数という単なる数学的較差のみを原因としての改正ではなく、憲法上その権限が与えられている国会で全体的総合的に調整しつつそれを行なうことが適正で、国会以外の機関がその違憲性を云々するのは国会の自由裁量権の侵害といえる。加えて、仮に裁判所が選挙区別定数不均衡の是非を判断しうるとしても、裁判所はその違憲の限界を示す明確な基準を持たず、その上選挙無効の判決を裁判所が出したところで、現在の政党間の対立状態を想定した場合、その判決は単なる宣言効に止まってしまい逆に本来定数不足として増員されるべき選挙区につき全ての代表を失ってしまう逆効果をもたらす。

以上の諸点から本件請求は司法審査不適合として棄却すべきである。

（紀平悌子）

第11回参議院地方選出議員選挙（昭和52年7月10日執行）
実態分析表（その1）

| A<br>選挙区名 | B<br>有権者数 | C<br>選出議員数 | D：B－議員1人当りの全国平均有権者数×C | E：議員1人当りの全国平均有権者数からの偏差 |
|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 3,710,790 | 4 | − 411,405.52 | − 39.92% |
| 青森 | 1,027,510 | 1 | − 3,038.88 | − 0.29 |
| 岩手 | 979,351 | 1 | − 51,197.88 | − 4.97 |
| 宮城 | 1,379,989 | 1 | + 349,440.12 | + 33.91 |
| 秋田 | 893,851 | 1 | − 136,697.88 | − 13.26 |
| 山形 | 886,537 | 1 | − 144,011.88 | − 13.97 |
| 福島 | 1,376,657 | 2 | − 684,440.76 | − 66.42 |
| 茨城 | 1,659,411 | 2 | − 401,686.76 | − 38.98 |
| 栃木 | 1,193,859 | 2 | − 867,238.76 | − 84.15 |
| 群馬 | 1,237,278 | 2 | − 823,819.76 | − 79.94 |
| 埼玉 | 3,301,983 | 2 | + 1,240,885.24 | + 120.41 |
| 千葉 | 2,900,820 | 2 | + 839,722.24 | + 81.48 |
| 東京 | 8,149,556 | 4 | + 4,027,360.48 | + 390.80 |
| 神奈川 | 4,453,853 | 2 | + 2,392,755.24 | + 232.18 |
| 新潟 | 1,698,066 | 2 | − 363,031.76 | − 35.23 |
| 富山 | 768,404 | 1 | − 262,144.88 | − 25.44 |
| 石川 | 752,872 | 1 | − 277,676.88 | − 26.94 |
| 福井 | 546,177 | 1 | − 484,371.88 | − 47.00 |
| 山梨 | 553,293 | 1 | − 477,255.88 | − 46.31 |
| 長野 | 1,447,686 | 2 | − 613,411.76 | − 59.52 |
| 岐阜 | 1,300,132 | 1 | + 269,583.12 | + 26.16 |
| 静岡 | 2,310,065 | 2 | + 248,967.24 | + 24.16 |
| 愛知 | 4,015,375 | 3 | + 923,728.36 | + 89.63 |
| 三重 | 1,150,263 | 1 | + 119,714.12 | + 11.62 |
| 滋賀 | 697,508 | 1 | − 333,040.88 | − 32.32 |
| 京都 | 1,728,942 | 2 | − 332,155.76 | − 32.23 |
| 大阪 | 5,608,468 | 3 | + 2,516,821.36 | + 244.22 |
| 兵庫 | 3,471,449 | 3 | + 379,802.36 | + 36.85 |
| 奈良 | 762,032 | 1 | − 268,516.88 | − 26.06 |
| 和歌山 | 762,581 | 1 | − 267,967.88 | − 26.00 |
| 鳥取 | 423,014 | 1 | − 607,534.88 | − 58.95 |
| 島根 | 558,093 | 1 | − 472,455.88 | − 45.85 |
| 岡山 | 1,304,332 | 2 | − 756,765.76 | − 73.43 |
| 広島 | 1,862,375 | 2 | − 198,722.76 | − 19.28 |
| 山口 | 1,110,384 | 1 | + 79,835.12 | + 7.75 |
| 徳島 | 587,108 | 1 | − 443,440.88 | − 43.03 |
| 香川 | 696,220 | 1 | − 334,328.88 | − 32.44 |
| 愛媛 | 1,050,990 | 1 | + 20,441.12 | + 1.98 |
| 高知 | 602,350 | 1 | − 428,198.88 | − 41.55 |
| 福岡 | 3,041,739 | 3 | − 49,907.64 | − 4.84 |
| 佐賀 | 587,437 | 1 | − 443,111.88 | − 43.00 |
| 長崎 | 1,042,701 | 1 | + 12,152.12 | + 1.18 |
| 熊本 | 1,224,246 | 2 | − 836,851.76 | − 81.20 |
| 大分 | 851,060 | 1 | − 179,488.88 | − 17.42 |
| 宮崎 | 768,766 | 1 | − 261,782.88 | − 25.40 |
| 鹿児島 | 1,226,041 | 2 | − 835,056.76 | − 81.03 |
| 沖縄 | 660,101 | 1 | − 370,447.88 | − 35.95 |
| 計 | 78,321,715 | 76 | （議員1人当りの全国平均有権者数）<br>1,030,548.88<br>（絶対値総和）2,604.65<br>（平均偏差）　55.42% | |

実態分析表（その2）

| 整理番号 | A<br>選挙区名 | B<br>有権者数 | C<br>選出議員数 | D：B－議員1人当りの全国平均有権者数×C | E：議員1人当りの全国平均有権者数からの偏差 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 栃木 | 1,193,859 | 2 | − 867,238.76 | − 84.15% |
| 2 | 熊本 | 1,224,246 | 2 | − 836,851.76 | − 81.20 |
| 3 | 鹿児島 | 1,226,041 | 2 | − 835,056.76 | − 81.03 |
| 4 | 群馬 | 1,237,278 | 2 | − 823,819.76 | − 79.94 |
| 5 | 岡山 | 1,304,332 | 2 | − 756,765.76 | − 73.43 |
| 6 | 福島 | 1,376,657 | 2 | − 684,440.76 | − 66.42 |
| 7 | 長野 | 1,447,686 | 2 | − 613,411.76 | − 59.52 |
| 8 | 鳥取 | 423,014 | 1 | − 607,534.88 | − 58.95 |
| 9 | 福井 | 546,177 | 1 | − 484,371.88 | − 47.00 |
| 10 | 山梨 | 553,293 | 1 | − 477,255.88 | − 46.31 |
| 11 | 島根 | 558,093 | 1 | − 472,455.88 | − 45.85 |
| 12 | 徳島 | 587,108 | 1 | − 443,440.88 | − 43.03 |
| 13 | 佐賀 | 587,437 | 1 | − 443,111.88 | − 43.00 |
| 14 | 高知 | 602,350 | 1 | − 428,198.88 | − 41.55 |
| 15 | 北海道 | 3,710,790 | 4 | − 411,405.52 | − 39.92 |
| 16 | 茨城 | 1,659,411 | 2 | − 401,686.76 | − 38.98 |
| 17 | 沖縄 | 660,101 | 1 | − 370,447.88 | − 35.95 |
| 18 | 新潟 | 1,698,066 | 2 | − 363,031.76 | − 35.23 |
| 19 | 香川 | 696,220 | 1 | − 334,328.88 | − 32.44 |
| 20 | 滋賀 | 697,508 | 1 | − 333,040.88 | − 32.32 |
| 21 | 京都 | 1,728,942 | 2 | − 332,155.76 | − 32.23 |
| 22 | 石川 | 752,872 | 1 | − 277,676.88 | − 26.94 |
| 23 | 奈良 | 762,032 | 1 | − 268,516.88 | − 26.06 |
| 24 | 和歌山 | 762,581 | 1 | − 267,967.88 | − 26.00 |
| 25 | 富山 | 768,404 | 1 | − 262,144.88 | − 25.44 |
| 26 | 宮崎 | 768,766 | 1 | − 261,782.88 | − 25.40 |
| 27 | 広島 | 1,862,375 | 2 | − 198,722.76 | − 19.28 |
| 28 | 大分 | 851,060 | 1 | − 179,488.88 | − 17.42 |
| 29 | 山形 | 886,537 | 1 | − 144,011.88 | − 13.97 |
| 30 | 秋田 | 893,851 | 1 | − 136,697.88 | − 13.26 |
| 31 | 岩手 | 979,351 | 1 | − 52,197.88 | − 4.97 |
| 32 | 福岡 | 3,041,739 | 3 | − 49,907.64 | − 4.84 |
| 33 | 青森 | 1,027,510 | 1 | − 3,038.88 | − 0.29 |
| 34 | 長崎 | 1,042,701 | 1 | + 12,152.12 | + 1.18 |
| 35 | 愛媛 | 1,050,990 | 1 | + 20,441.12 | + 1.98 |
| 36 | 山口 | 1,110,384 | 1 | + 79,835.12 | + 7.75 |
| 37 | 三重 | 1,150,263 | 1 | + 119,714.12 | + 11.62 |
| 38 | 静岡 | 2,310,065 | 2 | + 248,967.24 | + 24.16 |
| 39 | 岐阜 | 1,300,132 | 1 | + 269,583.12 | + 26.16 |
| 40 | 宮城 | 1,379,989 | 1 | + 349,440.12 | + 33.91 |
| 41 | 兵庫 | 3,471,449 | 3 | + 379,802.36 | + 36.85 |
| 42 | 千葉 | 2,900,820 | 2 | + 839,722.24 | + 81.48 |
| 43 | 愛知 | 4,015,375 | 3 | + 923,728.36 | + 89.63 |
| 44 | 埼玉 | 3,301,983 | 2 | + 1,240,885.24 | + 120.41 |
| 45 | 神奈川 | 4,453,853 | 2 | + 2,392,755.24 | + 232.18 |
| 46 | 大阪 | 5,608,468 | 3 | + 2,516,821.36 | + 244.22 |
| 47 | 東京 | 8,149,556 | 4 | + 4,027,360.48 | + 390.80 |
| 計 | | 78,321,715 | 76 | （議員1人当りの全国平均有権者数）<br>1,030,548.88<br>（絶対値総和）2,604.65<br>（平均偏差）　55.42% | |

# 婦人有権者

THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

## 日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の１部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

# 不況下のいま、環境対策を訴えよう！ 汚れた海、土…。問題はこれからです。

環境週間―。だが、マスコミの公害関連報道もひところに比べると低調につきる。しかし、ちょっと腰を据えて環境関係の数々の資料に目をやると、土も、水もじりじりと汚れ続けている事実が見えてくる。私たちにできることは―。無公害石けんの開発販売をきっかけに、もう一度環境問題を考えてみよう。

### 赤潮の原因になる合成洗剤

昨年秋、瀬戸内海に大量のハマチが浮き上がった。赤潮である。二百カイリ時代。日本人の蛋白源である魚は、外から追いつめられ、さらに、沿岸の養殖までも、根もとからゆさぶられているさまが、またも浮き彫りにされた。

赤潮の発生は年々増えている。水産庁の調べでは、昭和42年には48件だったのが、51年には326件。10年間でほぼ七倍の増加率である。もちろん、発生予測技術の開発や、発生した赤潮の規模、漁業に与えた被害の大きさも考慮に入れなければ、単純に七倍とはいいきれない。が、ひとつのめやすとしてみれば、汚染の追放がさんざんいわれながらも、やはり、海は汚れ続けている証しとなる。

赤潮とは、海水中に、チッ素やリンなどの栄養分が異常に増え（富栄養化）たところに、潮の流れ、日照、降雨、塩の濃度などが微妙に影響し合ってプランクトンが異常に増え、海水が赤く色づく現象をいう。発生のメカニズムはまだ明らかではないというが、チッ素やリンがプランクトン異常増殖の基盤になることは事実。しかも、このような事実がわかっていながらなお、リンや窒素をとり除く技術や努力が十分でないまま、工場排水や家庭排水が川や海に流れこんでいることが、専門家からかねがね警告されてきた。

たとえば、東京湾の場合、都市下水の80%が家庭排水という。家庭排水で問題なのが、合成洗剤に含まれているリン酸塩。水の富栄養化をたかめ、赤潮を生む。くらしの衛生のための、洗たくという営みが、いのちをおびやかす水汚染につながっていく、という皮肉な現象だ。

婦人有権者同盟が″リサイクル'78″という粉石けんを独自につくり出したのは、家庭排水に限っては、私たちが水汚染の仕掛人の一端になってしまうという、矛盾を解決したい、少しでも子孫にきれいな自然を残したい、という願いを具体化したものである。企業に頼っていたのでは、間に合わない。

### 不況で後退した環境対策

環境保護を具体的に対策に移すには、当然のように、資金が必要となる。各種の検査設備、公害防止技術の開発、その実用化。昭和三十年代から、高度経済成長につれて噴出してきた公害の後を追う形で、四十年代は公害防止にかけた資金が急増した時代でもあった。

国と地方の環境保全政策を数字で眺めると、国のばあい、昭和42年には470億円だった環境保全予算は十年後の52年には6275億円に。地方では、所得倍増計画当時の36年にはわずか140億円だった予算が50年では1兆4260円。102倍の伸びである。

もうひとつ。環境保全に対する社会の関心をあらわすめやすとして、民間企業が公害防止にどれだけ投資したか、という面がある。

資本金一億円以上の企業を対象にした通産省の調査では、昭和40年にはわずか297億円だった民間企業の公害防止設備投資は、十年後の昭和50年には9645億円と、ほぼ一兆円。企業の総設備投資に占める比率もわずか3%から17%へ。金額でいうと、ほぼ32倍という伸びをみせた。が、伸びたのもここまで。50年をピークに、51年には9368億円、52年には6902億円と減り、50年度と比べるとマイナス28%の急な落ちこみを見せている。

公害防止装置メーカーへの受注の動向（日本産業機械工業会の調べ）からみても、48年度からは、一般の機械の受注の方は横ばいなのに、公害防止装置受注額の方は49年第3四半期の1797億円をピークに、51年第4四半期には、971億にまで激減。なかでも、官公庁からの需要が50年から51年にかけて2127億円から2368億円と11・3%増なのにひきかえ、民間からの需要は50年の2401億円から51年には1526億円と、36・4%も急激に減少。石油パニック以降の不況の影がありありとみられる。

環境保全は、人類の未来を決定する重要なものなのに、企業や社会にとっては経済の波を、まずかぶる、不況に弱い特色がある。50年と比べた場合、52年の投資額がとくに減った産業は、鉄鋼（59%減）、石油（56%減）、紙・パルプ（48%減）、その他石炭、化学、繊維など。構造不況など深刻な状況が、公害投資を必要とする産業種をとくに襲うという実情である。

あのころ、つまり石油パニックの直前までは、新聞紙上は公害関連の記事で埋めつくされていた。高度経済成長へのゆり返しのような世論を背景に、市民運動も活発化。公害裁判、自治体変革の動きも増え、環境をめぐる法体系も形は整えられてきた。

地方自治でいえば、公害防止条例を制定した自治体は、全都道府県と460市町村（14・1%。51年10月）。また、地方公共団体と事業者との間で、公害防止のための措置を話し合いによる合意でとりきめよう、という、公害防止協定も普及し、51年10月には協定数は一万一千にも達している。

しかし、環境問題の根は実に深い。たとえ、制度だけが整っても、総合行政のほんの一部門という環境行政の性格が変わらない限り、景気に左右される、不況下では日が当らない環境行政になってしまう。市民運動やマスコミの攻勢に驚いて生まれてきただけに、そもそももろい。ほんものの行政を手に入れるには、まだこれからの辛抱強い市民の努力が必要だ。

### ふえる公害事犯数

環境はきれいになりつつある。公害防止費用投資が減ったのは、いまの環境基準に合わせた設備が一応整ったため…。行政や企業側にたずねると、大体こういう答えが返ってくる。が、汚染された環境をあらわすもうひとつのめやすとして、公害事犯の検挙数を考えることもできる。昭和51年に全国の都道府県警察が検挙した数は4697件。50年の3572件に対して31・5%の増加である。なかでも、産業廃棄物の不法投棄が多い。条例や法律ができた一方、汚水処理施設や廃棄物処理施設等の公害防止施設が整備されていなかったり、経費を節約するために起こるケースが目立つ、と警察庁は報告している。

違反の手ぐちも悪質化してきたという。隠し排水口をつくる、タイムスイッチを使用して深夜排水をする。山林、原野、休耕田等の所有者をだまして不法投棄をする、許可証をコピーして無許可業者にゴミ処理をまかせる、など監視の目をくぐる方法が複雑化してきたのも、最近の傾向。一回に数万トンも捨てる、いくつもの県にまたがって捨てて歩くなど、ケースの大型化、広域化もめだっている。

産業廃棄物は自分で処理するのが法の上の原則である。できない場合は知事や市長の許可を受けた処理業者に委託しなければならないのだが、現在許可を受けている処理業者のうち八割強は収集と運搬しかできない、という問題点もある。最終処理までできる肝心の業者がいないのでは、法律や条例ができても絵に書いたモチだ。

行政・企業両サイドの責任を改めて問わなければならない。

高度経済成長が行きつくところまで行きついた姿が環境破壊。その高度経済成長のお余りにのっかって、市民運動やジャーナリズムなどの世論に驚いて生まれてきた日本の環境政策は、まだまだほんものではなく、そもそももろくできているようだ。

### 専門知識をもって参加を

48年当時、環境問題の報道はしろうと目にもわかりやすかった。水俣病、イタイイタイ病、PCB、大気汚染によるゼンソク…。どれもショッキングで危機意識をあおるには十分だった。が、最近は世をあげての景気回復ムード。環境問題の報道もたまにしかみられない。公害病認定患者数は現在ほぼ五万五千人（そのほとんどはゼンソク患者）。重金属汚染は解決ずみといわれるものの、認定申請中で認定を待っているものも数多く、問題の解決はまだこれから、という段階にある。

さらに問題をぼかしているのは、公害問題の論議の中心が、大型公共事業の公共性を問うものになっていることである。いままでの後追い的なものではなく、未来先どり型の公害論議で、裁判に訴えているものも多い。専門知識を要し、直接具体的に生のまま目に見えてこない、という点がセンセーショナルな報道を困難にして、住民の興味をひかないという現象につながる。この点が限界になっては大変だ。いまこそさらに学習を深め、事態を正確に知る必要があろう。

不況下、環境アセスメントを始め数々の公害対策が止まってしまっている点を、逆手にとってできることは―。ラッシュのように公害対策がたてられ、担当部局がつくられ、公害設備投資がさかんだった一時期をふり返ることが、まず第一に必要だ。環境アセスメントにしても専門知識を十分にもち、専門家を擁しての市民参加をめざさないととんだ″隠れミノ″になる恐れもある。

これまでにかけた費用の使い方が正しかったのか、公務員の数は増えたが必要なところに必要な人材がおかれているのか。その質はどうなのか。審議会などが公害対策に十分機能したかどうか。審議会のメンバーの質はどうだったか。課題は数々あるだろう。

### 具体的な第一歩をいまこそ

環境対策を社会経済のデメリットととらえる考え方は、貧しくて淋しい。いままでの市場の考え方、価値判断の基準から離れられないかぎり、そうかもしれないが、市民の要求が新しい技術を生み、市民参加による都市計画や国土利用計画につなげることも夢ではない。

たとえば、世論が自動車の排ガス規制を訴え、被害者が声を上げたことが、日本の排ガス技術をたかめることにつながったし、クルマに代わる交通技術の模索も技術者の間に生まれてきた。あるいは歩行者の優先をさけぶ声が、クルマを減らす具体的な都市計画づくりにまとまっていった例も、地方からだが芽生えてきた。

私たちの石けん運動も、小さい芽のひとつである。乏しい石油が原料で、石油から作るときに大気を汚染し、いまの下水処理技術ではとり除けないリン酸塩が、湖、川、海を富栄養化し、赤潮を生む。河川の汚染は、飲料水源を乏しくするし、なによりも、人体に有害、という数々のデータも報告されている。

反対、反対と批判しているだけではなにも生まれてこない。合成洗剤を非難しても代わる石けんが手に入らなければ、消費者はとまどうばかりだ。具体的な第一歩を会員の足で広めよう。

ただし、使用量をまもって使い過ぎにはくれぐれもご注意を。石けんといっても高濃度に流れこめば、やはり生物の育つ環境にはならない。人間が文明を手にしてその中で生きていくかぎり、少しでも自然をこわさないような、暖かい配慮はいつも大切だ。

（向井承子）

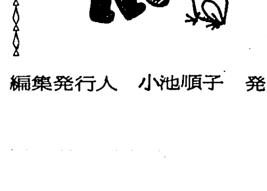

---

## ひろば

### よこはまの経験を 統一地方選挙に生かそう

横浜市長選挙の投票は、4月16日に行なわれ、投票率36%という市長選史上最低の不名誉な投票率の記録を残して終りました。六政党が連合して立てた候補者が当選したとはいえ、有権者の19%の支持しか得られなかったのでは、勝利とも言いきれないようです。

この選挙にあたり各政党は、来春の統一地方選挙をも含んでこれから行なわれる多くの自治体の選挙態勢を展望しながら、横浜を実験台にして、連合の時代と言われる保守から革新までの相乗りによる無風選挙を計画したと思われますが、横浜には、政党に対する市民自治の担い手としての蜂起があったのです。七万票差という結果が示すように市民自治を主張して市民の手で市長をつくる運動に、寄せられた横浜市民の共感と連帯は大変なもので、六党相乗りによって生じたシラケ選挙の壁にいどみ市民の力を示した日本最初の首長選挙として意義があったと思います。

有権者数181万7千のうち、投票者総数65万5千で、7割近い棄権票は何を物語っているかを考え、権利と責任の放棄が、どんなことになるかを反省しなければならないと思います。市民の立場で実際問題として市長を考えた時、唯、負けられない事だけを目標に六政党が支持したとき、右に左にと反対の方向に足を引っぱられ、前進も後退もできない状態になるのではないかとの、とまどいを感じたり、「政党から横浜を白紙で委任されたので」などと言われて、主権者としての市民の批判の意志表示であったとも思われます。しかし有権者の総てが自立した市民であるとは限らないので、何をしてくれるだろうかとの受益者意識で考え、よく判らないことで棄権した人も多かったようです。又自治と分権と参加を実践して、革新自治体のモデルのようにかまえていた市民も今回は改めて革新とは何であったのかを自らに問い、政治不信を棄権で示したとも思われます。

短い期間に有権者同盟の支部として、市民自治の実践に婦人のはたす役割を示すことで、会員諸姉の目ざましい活動をみて、同盟の活動が、地域本位の、日常的なものでなければならないということを強く感じました。

政治的傾向として自治体の首長選は社公民路線で右へ旋回する路をたどるようです。来るべき統一地方選挙にむけて、地域活動の中で、もう一度初心にかえって、市民自治とは何か、参政権が、くらしの中にどんなかかわりをもっているのか、その意義を考えなおすことから運動を地道に始めましょう。

副会長 大槻勲子

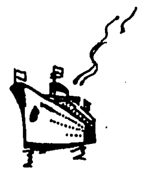

---

## 花片

▼5/15日85才の誕生日を迎えられた市川房枝氏、まだまだお役に立つと思うと挨拶される御健勝ぶり、可祝。

▼山藤章二氏のブラックアングル（週刊朝日）美容整形が健保扱いになった時、抜き患者ばかり、シミ抜きの福田さん、弁護人抜きの岡原さん、骨抜きの美濃部さんでしょという風刺画。それでは国民は腰抜けといきますか。

▼成田開港再決定に、19著名人の声明（世界六月号）。中野好夫氏は私見として、九州筑後の蜂の巣城闘争を思いつつ、理、情、法にかなった陳謝の意が前提条件で、それがなくては公権、国家権力の乱用だといい添えておられる。開港廿日を前にして、老残の身の無力、非力に涙するばかり。

▼もと代議士稲村隆一氏が、ギャンブルの元締への勲一等叙勲に憤慨して、前に受けた自分の勲二等を返上手続き中ときく。胸がすく。

▼中国漁船の問題で、国際的話題になっている尖閣諸島のうちの魚釣島を買いとった青年実業家がある。住む家すら持ち得ない人が多数なのに、誠にたまげた買いもの。そんな無人島に理想郷をと、武者小路氏の新らしい村のような夢も湧くが、それは逃避であろう。

▼安楽死協会の法制化促進や、健康と生命の意識調査が行なわれて、条件付で半数の人は、安楽死を認めている由。悩みの人生。

▼母の日、自分のママが、祖母への贈りものをみて、おばあさんもお母さんなのと、驚声をあげたというが、過去、現在、未来を見ないのは大人にも多い。

（5/19 から子）

編集発行人 小池順子 発行所 日本婦人有権者同盟（渋谷区代々木2—21—11 婦選会館内） 電話（370）2727番 〒151 振替195409

---

# 都議会議長交際費訴訟

## 原告側第三準備書面（要旨）

47年議長交際費二重帳簿問題の行政訴訟提起から6年目に入りました。53年3月14日、東京地裁民事第三部、6号法廷、山下薫裁判官裁判長のもとで、第20回公判がおこなわれ、証人尋問の結果も加えた最終ともいえる陳述が行なわれました。次回は5月11日。

昭和四七年（行ウ）第一七六号損害補てん請求事件

原告 紀平悌子外一名

被告 春日井秀雄

原告側訴訟代理人

弁護士 鍛冶千鶴子

若菜 允子

昭和五三年三月一四日

記

第一 東京都議会議長であった被告は、住民監査請求および住民訴訟（地方自治法第二四二条および同条の二）の対象となる行為の主体に含まれるものである。

一、地方自治法が地方公共団体の住民に監査請求および訴訟を提起する権利を認めたのは、地方公共団体の公金等は本来住民の負担にかかる公租公課によって形成されたものであり、地方公共団体が住民の信託を受けて住民全体の利益のため管理処分すべきものであるから、地方公共団体の役職員が違法若しくは不当にそれらを管理処分したときには実質上その被害を蒙むる地方公共団体の住民自身のイニシアティブによって右違法・不当の行為を防止・匡正する措置を講ずる必要があり、これが憲法に定める地方自治の精神に合致するからである。

右の立法趣旨に鑑みると、同法による住民監査請求および住民訴訟の対象となる行為の主体は、地方公共団体等の公金等の支出・管理・処分等をなしうる地位にあるものはすべてこれに含まれると解釈すべきであって、同法第二四二条第一項に列挙した者に限定して解すべきいわれはない。

二、右主張の証明

(1)被告はこれにつき「東京都の予算の執行権は知事であるが、東京都の場合、局に関する収支の命令の事務委任者は当該局の予算事務を主管する課長又は副参事である。

ところが、前者は予算の支出を命令することはできるが、会計事務は出納長、収入役の権限となっており、東京都議会議長は、公金等の支払・管理・処分等をなし得る地位にない旨」主張している。

しかし、支出命令、現金の支払いの場合、先づ、契約その他支出の決定が行われて支出命令が発せられ出納機関が現金の支払いを行う。この地方自治法第二三二条三の支出負担行為は、予算執行上、手続内容とも法令、又は予算の定めによって行われなければならないと明記されている。被告の前記主張は、予算執行の全過程のうち、右支出負担行為の段階を除いて、支出を命ずる段階と、支出命令に基づいて現金の支払いを行う段階についてのみ言及しているだけなのに、それが予算執行のすべてであり、地方公共団体の長及びそれの委任を受けた者及び出納長、収入役以外のものは予算執行に関与しないかの如く主張するのは明らかに誤りである。従って、議長が公金の支払・管理・処分等をなし得る地位にあるか否かは、予算の執行の際、支出の決定に議長が関与しているか否かによる。

(2)議会局の事務の執行、即ち事業決定を行なう際、必要経費も事業の内容として同時に決定されている。そして地方自治法その他の関係各法により、議会局の庶務（事務の執行）については議長の命を受けた局長がそれを掌理し、所属職員を指揮監督し、又、局長は議会局の庶務につき議長に報告しなければならないとされており、さらに議長は、局長その他の職員の任免権を有しているのである。

従って議長は局長を指揮して議会局の庶務を統理する義務と責任を負い、議長は支出負担行為についても統理し、指揮監督義務と責任を負うものである。

(3)議長が議会局予算の執行の最高責任者であることは議会運営費の中の議長交際費の前渡金支払明細書及支出伺、報償費の支出伺に決裁を行っていること、旅費の支出に当って、議員派遣承認の文書に議長が決裁していることで明らかである。

(4)以上、議長は公金につき使用管理その他の処分をなし得る地位にあり、監査請求及び住民訴訟の対象となる行為の主体に含まれる。

第二 次に昭和46年12月より同47年4月までの間、議会運営費の内の交際費・報償費及特別旅費の一部が架空支出又は水増請求によって裏経理の収入に計上され、その収入を財源として各党対策費合計金一四四四、〇〇〇円および幹部職員手当合計金二二七〇、〇〇〇円が支出されているが、これら公金の支出は会計諸規定に定められた手続に違背した違法なものである。

1.昭和47年1月より同年4月までの間に議長交際費の内金一、六三四、二五六円が架空支出され、また報償費の内金八〇、〇〇〇円が水増請求されて裏経理の収入に計上されたものであり、その収入を財源に各党対策費、幹部職員手当が支出されたことは、関係者の各証言及関係資料から明らかである。

2.特別旅費一、〇七七、五六〇円については、証人今田は、その金額を裏経理に計上したことは認めているが、その後に出張する議員に3回に分け右旅費の一部を渡したものであり、それは、3月8日の「議運理事以上五五万円、議長一〇万円、副議長五万円」との記裁及び、同3月4日の「予特対策二二万円」との記載が支払いの事実を示す旨証言している。

しかし右特別旅費の支出原議出張者欄には、当時の議長名も副議長名も記載されておらず、又、旅費の支払いがあくまで第一班旅費一人に付、五五万三、四〇五円、第二班旅費一人平均五万五〇四〇円という議員一人当りの実費計算に基づくものであるから旅費の支払いとして証人今田の証言の如くな議運理事以上五五万円云々のような形態はありえないのである。又、予特対策について今田は、委員長一〇万、副委員長及理事に三万宛を主張手当及交通費として支出したと証言しているが、予特対策なる用語は出張手当と旅費を示すものであり得ず、前出のごとくな議員一人当りの旅費割当からみても、右「予特対策」が旅費及日当の支払いでないことは明らかである。

しかも出張者自身右旅費の清算書を作成しておらず、更に今田は原告代理人の反対尋問に対して局長が議運理事以上、議長、副議長予特委員会委員長に右経費の支出をおこたった旨の証言を実質上撤回しているのである。

以上により前出特別旅費は、その総額が架空請求によって裏経理支出に充当されたことが明らかである。

二、被告は議長交際費、報償費、特別旅費からの各党対策費、幹部職員手当の支払いを、予算の節の間の流用であり、その流用は、都予算事務規則20条2項の「協議」の上であるということを根拠に違法でないと主張している。しかし右支払いは、議長交際費等を架空支出又は水増し請求して裏経理収入に計上し、それをもって各党対策費及び幹部職員手当支出に充当したものである。

第三 議長交際費及報償費は、議長が表意者である場合の接待贈答餞別、弔意、賛助等の費用に支出されるべきものであり、特別旅費は、議員の出張に関する諸費用に支出されるべきものである。故に議長交際費、報償費、特別旅費を架空支出又は水増し請求をして、得た裏経理収入から支出された各党対策費、幹部職員手当は、その使途内容からみて、公金の支出及び使用に関する地方自治法第二三二条の二に違反する。以下その理由。

各党対策費については、

(1)昭和47年1月14日支出の金二〇万の使途について証人三木定、（当時議会局長）は、政治的接衛費であると、証明しているが、右に関する政治的接衛費二〇万は昭和46年12月24日、正規に議長交際費より支出されているので、裏経理支出の右金二〇万円は、その使途が政治的接衛費でない。

(2)47年1月24日裏経理支出の一四万四千円に関する今田証言、監査結果通知書の議会局証言も事実に反するもの。

(3)47年1月24日の裏経理支出二四万円の議会局証言も事実でない。

(4)47年3月4日の裏経理二〇万の支出―三木証人の「公明党への慶弔金」も二〇万円を一時に一ケ所に支出するなどあり得ず、虚偽である。

(5)47年3月8日の裏経理支出二一万円の三木証言も関係機関との政治的接衛費であると正当性を主張するが、今田証言及び関係証拠により事実に反する。

(6)47年3月27日の裏経理支出三〇万についての三木証言も極めて真憑性に乏しく、各党対策費という名目で、三〇万が議長に渡されたにすぎない。

(7)47年4月3日の裏経理支出五万円についても、今田証人は「社会党の地域外の総会への寸志」と証言したが、証明がない。

(8)47年4月19日の裏経理支出金一〇万円については、証人三木が「議長から自民党について金を持ってきてほしいと言われ、庶務課長又は、人事係長から受け取って議長に渡した。又支出伺は作成しなかった」と証言したが、これは明らかに使途不明の金としか言えない。

(9)以上の次第で裏経理から支出された各党対策費は、いずれも被告の主張による政治的接衛費として支出されたものではないと言える。

そもそも本来の支出目的に合致した支出であるならば、わざわざ裏経理を用いた支出の必要はなく、逆に言えば、裏経理から支出されたこと自体が議長交際費本来の目的に沿わぬ支出である。

各党対策費として裏経理から支出された金には、今泉議員の旅館代とか、単なる議長による渡し切りのものしかなく、これは40年7月以降、清算を要しない渡し切り費が廃止され、領収書又は、償権者発行の支払い証明書を要する清算手続きとなったのだから、違法の支出といえる。

二、幹部職員手当について

(1)局長以下の議会局幹部に対して支払われた金員について、被告は「議長交際費は議長だけのものでなく、議会局職員は、他局職員と比べて議員との接触も多く、苦労もあるから、議長交際費から幹部職員手当を支給した。」と主張し、証人三木は「議長事務を補佐する立場での交際費的経理なので適法である」と証言した。しかし、いわゆる議長交際費は、その使用権は議長にあり、従って局長以下の幹部職員は、これを使用することはできず、これは都議会費の中の事務局費に別途交際費が計上されていることが明らかである。幹部職員手当として毎月定例的に、しかも定額が渡し切り支給されているので、これは手当である。法令上の根拠を持たない職員手当ということで違法のものである。

(2)議長副議長に対する幹部職員手当は、毎月定例的定額渡し切り使途不明という形態であって、40年以降規定された前述の、清算手続きの履行はなされず、従って本来の議長交際費の、使用者に対する支給であっても、議長交際費として支出されたとの証明はないから、これまた、違法支出と言わざるを得ない。

第四 裏経理と議長の関与について(1)議長交際費及び報償費の支出伺、旅費の支出決定原議及び交際費の前渡金支払明細書について各々議長が決裁することは、関係証拠及び証人三木の「議長決裁を仰いだ…」との証言により明らかである。(2)裏経理支出金員のうち、少なくとも昭和47年3月8日交付の一〇万、同年同月27日三〇万、同年4月19日一〇万、同年4月21日五万、同年1月より4月までの幹部職員手当、百万、以上合計一五五万については、正規の手続きなく議長に直接交付した金員である。従って議長も正規の決裁をしていないことを知りつつ右金員を受領した上、4月19日の一〇万円については、局長が議長指示にもとづき議長に渡した金員である、（三木証言）これによれば、議長は裏経理の存在を知っていたばかりでなく、むしろ積極的指示をもおくっていた事が明らかである。

以上議長は、議会局に配当された公金の正当使用を統理する責任と義務をもっているものなのに、裏経理の事実を知り、且つ積極的指示を行なっていたものだから、裏経理支出の各党対策費合計一四四万四千円及び幹部職員手当合計二二七万円の違法支出につき東京都に賠償すべき義務がある。

第五 国会対策費について、一国会対策費六五〇万円は、昭和46年12月4日、特別旅費より流用されているが、これは執行上止むを得ない場合に該当するとは考えられず、流用手続きの履行も行なわれておらず、右流用は違法である。二国会対策費六五〇万円の会計処理は、資金前渡しの方法をとっているが、資金前渡し経費には「事業現場又はこれに類する場所において直接支払いを必要とする経費又は即時支払いをしなければ調達不能な物件の購入費」である必要があり、本件支出はこれに該当しない都議会議員に対する御歳暮であるから違法である。三右金六五〇万円は、特別旅費から委託料に流用されたものだが、委託料とは受託者との双務契約が前提であり、本件支出六五〇万円は、委託料支払いの根拠となる委託契約は何等存在せず委託料として計上されたもので違法となる。四右金六五〇万の具体的使途は「政府予算の編成期に大蔵省の補助金等内示額を増額して貰うための運動費」と証言しているが、被告は本人尋問において「国会対策費は、各党に所属する議員の人員に応じて各党幹事長に分配し、実際に議員が国会議員を接待するなどの経費に使用したか否かとは無関係である」との趣旨を述べており、右金員が国家予算に関する運動経費でないということは明白である。従って特別旅費からの流用が、手続上違法でなくとも、事実は予算に関する運動経費としてではなく、委員に対して一律に支出されている為その真実の使途においても、是認することができない違法のものであるといわざるを得ない。

（まとめ 紀平悌子）

---

## 被告側の主張（要旨）

昭和四七年（行ウ）第一七六号損害補てん請求事件

被告側準備書面（要約）

原告 紀平悌子 外一名

被告 春日井秀雄

被告訴訟代理人

弁護士 林 博

同 依田敬一郎

被告の陳述の要旨は、次の三点である。一、被告は東京都職員ではないので地方自治法第二四二条の監査請求及び同法第二四二条ノ二の住民訴訟の対象にならない。二、住民訴訟の対象たる「違法な行為又は怠る事実」には本件事実は該当しない。三、被告は本件事実に殆ど関与していない。以下、各点について詳述する。

一、地方自治法上の職員とは、「副知事及び助役、出納長及び副出納長、収入役及び副収入役、出納員その他の会計職員、吏員、特別の資格又は職名を有する職員、議会事務局の事務局長、書記長、其の他の職員、各委員会の事務局長、書記其の他の職員」であり、ゆえに当時都議会議長であった被告の行為は、住民の監査請求及び住民訴訟の対象とはならない。この点に関し原告は、「地方自治法の、立法趣旨に立てば、監査請求・住民訴訟の対象は地方自治法二四二条第一項に列挙された前出の者に限定されず、公金等の支出・管理・処分等をなしうる地位にある者は全て対象となりうる」と主張するが、地方自治体及び東京都条例で都議会議長は「公金等の支出・管理・処分等をなしうる地位」にはないと考えられるので原告の主張は誤りである。これに対し原告は、「都議会の事務処理にあたる議会局の事務には公金使用其の他の会計事務が含まれ、議会局長は議長命令で右事務を行なう以上議長には議会局へ配当された公金の適性使用を統理する権限と義務がある」と言うが、これこそ、議会局には予算執行権を持つ経理課長・資金前渡者たる庶務課長（交際費・報償費）・人事課長（旅費）の他に公金等の支出等をなしうる地位にある者が存在しないという会計規則を無視した論旨であり、又、「会計規則とは収支命令権者及びその出納機関を定めるのみで、議長を予算執行権者の対象外とする根拠にはならない」との原告の反論も地方自治法上の規定からはなしえぬものである。次に、交際費・報償費又は旅費等の支出につき支出伺（交際費・報償費）・支出原議（旅費）等の書類に押されていた議長の決裁印の問題であるが、被告は、これは何ら議長が予算執行権を持つことの根拠にはなりえぬと考える。というのは「本件当時、支出伺や原議に議長の決裁印を押すことは何ら法的根拠を持たず、金を使用した後の事後報告に過ぎず、実際にも議長が一々支出伺や原議を検討した上決裁するなどは職務上不可能であり、決裁印そのものも盲判であった」ことが当時の庶務課長等関係者の証言で明らかだからである。若し原告主張の通りならば支出命令書にも議長決裁印がある筈だが、それは実際にはなく支出は経理課長の支出命令のみを受けて出納長がとり行なっていた。さらに原告は、昭和40年5月12日付自治行第五二号における東京都監査事務局長照会に対する自治省行政課長答申を、議長が職員に含まれることの根拠の一つと主張している。しかし、右自治省回答から判断するに、その主旨は「監査対象は、議長の行為に関する職員の違法若しくは不当な公金の支出である」と考えるべきで、従って「議長の違法若しくは不当な公金の支出」は監査対象ではないと言える。又、監査結果そのものを見てもそれは「議長交際費等の支出」が対象となっている。以上諸点から、議長が対象の監査請求や住民訴訟は不可能と言わざるを得ない。

二、第一に、「被告は昭和46年12月4日、特別旅費から六五〇万円を国会対策費として流用した」との原告主張は、事実ではあるが、右流用は都予算事務規則第二〇条二項に基づいた、当時の議会局長三木定と財務局長との協議で右六五〇万を委託料となした上でのもので違法ではない。「委託料という名目で多額の公金が交際費的に使用されているが、これをいちがいに不当とは断ぜられない」との監査報告がこの裏付けとなる。第二に、交際費からの各党対策費・幹部職員手当の支出に関しては、交際費の使途に法規上の規定がなく、各党対策費は一回二〇万円程度で、折衝時の席料や飲食費に過ぎぬうえ、幹部職員手当についても、一カ月四万円以下の正規の交際費の上に本件程度（計二七二万円）の支出を行なうのは実際の議会局職員の対外協議・交渉を考えれば当然のことと言えよう。只、本件で問題なのは、特別旅費の一部が交際費に流用されていることで、この流用額一五万円については、被告もその違法性は争わない。経理については、庶務課長の、「各党対策費等を資金前渡の清算内容としては表に出したくない」との配慮に基づいた人事係長のメモというだけで、前記旅費の点を除いて正規の目的に従って支出しているし、経理課長も承知の上であり、資金前渡を都会計事務規則を守って保管・記帳してなかったことの当・不当は別にして支出そのものは違法ではない。

三、被告が関与したのは、各党対策費計四五万・幹部職員手当百万、委託料六五〇万、それに旅費等の何ら違法でない支出にとどまり、その他の支出は、被告は当時議長として、支出伺や原議の通り使用されているか否かは知ることができぬ立場にあり、従って関与していなかったと言えよう。以上一〜三の各陳述から、本件支出を違法として被告に損害補塡を請求する原告の本件訴訟は失当であると考えるものである。

（まとめ 紀平悌子）

Published by the League of Women Voters of Japan No.21, 2 Chome Yoyogi Shibuya-ku Tokyo Japan

(1) 第33巻 6 号 （昭和22年8月21日 第三種郵便物認可） （毎月一回1日発行・年間購読料1500円） 昭和 53 年 6 月 1 日発行

# 婦人有権者

THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

## 日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の1部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

# 不況下のいま、環境対策を訴えよう！
# 汚れた海、土…。問題はこれからです。

環境週間ー。だが、マスコミの公害関連報道もひとところに比べると低調につきる。しかし、ちょっと腰を据えて環境関係の数々の資料に目をやると、土も、水もじりじりと汚れ続けている事実が見えてくる。私たちにできることはー。無公害石けんの開発販売をきっかけに、もう一度環境問題を考えてみよう。

### 赤潮の原因になる合成洗剤

昨年秋、瀬戸内海に大量のハマチが浮き上がった。赤潮である。二百カイリ時代。日本人の蛋白源である魚は、外から追いつめられ、さらに、沿岸の養殖までも、根もとからゆさぶられているさまが、またも浮き彫りにされた。

赤潮の発生は年々増えている。水産庁の調べでは、昭和42年には48件だったのが、51年には326件。10年間でほぼ七倍の増加率である。もちろん、発生予測技術の開発や、発生した赤潮の規模、漁業に与えた被害の大きさも考慮に入れなければ、単純に七倍とはいいきれない。が、ひとつのめやすとしてみれば、汚染の追放がさんざんいわれながらも、やはり、海は汚れ続けている証しとなる。

赤潮とは、海水中に、チッ素やリンなどの栄養分が異常に増え（富栄養化）たところに、潮の流れ、日照、降雨、塩の濃度などが微妙に影響し合ってプランクトンが異常に増え、海水が赤く色づく現象をいう。発生のメカニズムはまだ明らかではないというが、チッ素やリンがプランクトン異常増殖の基盤になることは事実。しかも、このような事実がわかっていながらなお、リンや窒素をとり除く技術や努力が十分でないまま、工場排水や家庭排水が川や海に流れこんでいることが、専門家からかねがね警告されてきた。

たとえば、東京湾の場合、都市下水の80%が家庭排水という。家庭排水で問題なのが、合成洗剤に含まれているリン酸塩。水の富栄養化をたかめ、赤潮を生む。くらしの衛生のための、洗たくという営みが、いのちをおびやかす水汚染につながっていく、という皮肉な現象だ。

婦人有権者同盟が"リサイクル'78"という粉石けんを独自につくり出したのは、家庭排水に限っては、私たちが水汚染の仕掛人の一端になってしまうという、矛盾を解決したい、少しでも子孫にきれいな自然を残したい、という願いを具体化したものである。企業に頼っていたのでは、間に合わない。

### 不況で後退した環境対策

環境保護を具体的に対策に移すには、当然のように、資金が必要となる。各種の検査設備、公害防止技術の開発、その実用化。昭和三十年代から、高度経済成長につれて噴出してきた公害の後を追う形で、四十年代は公害防止にかけた資金が急増した時代でもあった。

国と地方の環境保全政策を数字で眺めると、国のばあい、昭和42年には470億円だった環境保全予算は十年後の52年には6275億円に。地方では、所得倍増計画当時の36年にはわずか140億円だった予算が50年では1兆4260円。102倍の伸びである。

もうひとつ。環境保全に対する社会の関心をあらわすめやすとして、民間企業が公害防止にどれだけ投資したか、という面がある。

資本金一億円以上の企業を対象にした通産省の調査では、昭和40年にはわずか297億円だった民間企業の公害防止設備投資は、十年後の昭和50年には9645億円と、ほぼ一兆円。企業の総設備投資に占める比率もわずか3%から17%へ。金額でいうと、ほぼ32倍という伸びをみせた。が、伸びたのもここまで。50年をピークに、51年には9368億円、52年には6902億円と減り、50年度と比べるとマイナス28%の急な落ちこみを見せている。

公害防止装置メーカーへの受注の動向（日本産業機械工業会の調べ）からみても、48年度からは、一般の機械の受注の方は横ばいなのに、公害防止装置受注額の方は49年第3四半期の1797億円をピークに、51年第4四半期には、971億にまで激減。なかでも、官公庁からの需要が50年から51年にかけて2127億円から2368億円と11・3%増なのにひきかえ、民間からの需要は50年の2401億円から51年には1526億円と、36・4%も急激に減少。石油パニック以降の不況の影がありありとみられる。

環境保全は、人類の未来を決定する重要なものなのに、企業や社会にとっては経済の波を、まずかぶる。不況に弱い特色がある。50年と比べた場合、52年の投資額がとくに減った産業は、鉄鋼（59%減）、石油（56%減）、紙・パルプ（48%減）、その他石炭、化学、繊維など。構造不況など深刻な状況が、公害投資を必要とする産業種をとくに襲うという実情である。

あのころ、つまり石油パニックの直前までは、新聞紙上は公害関連の記事で埋めつくされていた。高度経済成長へのゆり返しのような世論を背景に、市民運動も活発化。公害裁判、自治体変革の動きも増え、環境をめぐる法体系も形は整えられてきた。

地方自治でいえば、公害防止条例を制定した自治体は、全都道府県と460市町村（14・1%。51年10月）。また、地方公共団体と事業者との間で、公害防止のための措置を話し合いによる合意でとりきめよう、という、公害防止協定も普及し、51年10月には協定数は一万一千にも達している。

しかし、環境問題の根は実に深い。たとえ、制度だけが整っても、総合行政のほんの一部門という環境行政の性格が変わらない限り、景気に左右される。不況下では日が当らない環境行政になってしまう。市民運動やマスコミの攻勢に驚いて生まれてきただけに、そもそももろい。ほんものの行政を手に入れるには、まだこれからの辛抱強い市民の努力が必要だ。

### ふえる公害事犯数

環境はきれいになりつつある。

公害防止費用投資が減ったのは、いまの環境基準に合わせた設備が一応整ったため…。行政や企業側にたずねると、大体こういう答えが返ってくる。が、汚染された環境をあらわすもうひとつのめやすとして、公害事犯の検挙数を考えることもできる。昭和51年に全国の都道府県警察が検挙した数は4697件。50年の3572件に対して31・5%の増加である。なかでも、産業廃棄物の不法投棄が多い。条例や法律ができた一方、汚水処理施設や廃棄物処理施設等の公害防止施設が整備されていなかったり、経費を節約するために起こるケースが目立つ、と警察庁は報告している。

違反の手ぐちも悪質化してきたという。隠し排水口をつくる、タイムスイッチを使用して深夜排水をする。山林、原野、休耕田等の所有者をだまして不法投棄をする、許可証をコピーして無許可業者にゴミ処理をまかせる、など監視の目をくぐる方法が複雑化してきたのも、最近の傾向。一回に数万トンも捨てる、いくつもの県にまたがって捨てて歩くなど、ケースの大型化、広域化もめだっている。

産業廃棄物は自分で処理するのが法の上の原則である。できない場合は知事や市長の許可を受けた処理業者に委託しなければならないのだが、現在許可を受けている処理業者のうち八割強は収集と運搬しかできない、という問題点もある。最終処理までできる肝心の業者がいないのでは、法律や条例ができても絵に書いたモチだ。

高度経済成長が行きつくところまで行きついた姿が環境破壊。その高度経済成長のお余りにのっかって、市民運動やジャーナリズムなどの世論に驚いて生まれてきた日本の環境政策は、まだまだほんものではなく、そもそももろくできているようだ。

### 専門知識をもって参加を

48年当時、環境問題の報道はしろうと目にもわかりやすかった。水俣病、イタイイタイ病、PCB、大気汚染によるゼンソク…。どれもショッキングで危機意識をあおるには十分だった。が、最近は世をあげての景気回復ムード。環境問題の報道もたまにしかみられない。公害病認定患者数は現在ほぼ五万五千人（そのほとんどはゼンソク患者）。重金属汚染は解決ずみといわれるものの、認定申請中で認定を待っているものも数多く、問題の解決はまだこれから、という段階にある。

さらに問題をぼかしているのは、公害問題の論議の中心が、大型公共事業の公共性を問うものになっていることである。いままでの後追い的なものではなく、未来先どり型の公害論議で、裁判に訴えているものも多い。専門知識を要し、直接具体的に生のまま目に見えてこない、という点がセンセーショナルな報道を困難にして、住民の興味をひかないという現象につながる。この点が限界になっては大変だ。いまこそさらに学習を深め、事態を正確に知る必要があろう。

不況下、環境アセスメントを始め数々の公害対策が止まってしまっている点を、逆手にとってできることはー。ラッシュのように公害対策がたてられ、担当部局がつくられ、公害設備投資がさかんだった一時期をふり返ることが、まず第一に必要だ。環境アセスメントにしても専門知識を十分にもち、専門家を擁しての市民参加をめざさないととんだ"隠れミノ"になる恐れもある。

これまでにかけた費用の使い方が正しかったのか、公務員の数は増えたが必要なところに必要な人材がおかれているのか。その質はどうなのか。審議会などが公害対策に十分機能したかどうか。審議会のメンバーの質はどうだったか。課題は数々あるだろう。

### 具体的な第一歩をいまこそ

環境対策を社会経済のデメリットととらえる考え方は、貧しくて淋しい。いままでの市場の考え方、価値判断の基準から離れられないかぎり、そうかもしれないが、市民の要求が新しい技術を生み、市民参加による都市計画や国土利用計画につなげることも夢ではない。

たとえば、世論が自動車の排ガス規制を訴え、被害者が声を上げたことが、日本の排ガス技術をたかめることにつながったし、クルマに代わる交通技術の模索も技術者の間に生まれてきた。あるいは歩行者の優先をさけぶ声が、クルマを減らす具体的な都市計画づくりにまとまっていった例も、地方からだが芽生えてきた。

私たちの石けん運動も、小さい芽のひとつである。乏しい石油が原料で、石油から作るときに大気を汚染し、いまの下水処理技術ではとり除けないリン酸塩が、湖、川、海を富栄養化し、赤潮を生む。河川の汚染は、飲料水源を乏しくするし、なによりも、人体に有害、という数々のデータも報告されている。

反対、反対と批判しているだけではなにも生まれてこない。合成洗剤を非難しても代わる石けんが手に入らなければ、消費者はとまどうばかりだ。具体的な第一歩を会員の足で広めよう。

ただし、使用量をまもって使い過ぎにはくれぐれもご注意を。石けんといっても高濃度に流れこめば、やはり生物の育つ環境にはならない。人間が文明を手にしてその中で生きていくかぎり、少しでも自然をこわさないような、暖かい配慮はいつも大切だ。

（向井承子）

## ひろば

### よこはまの経験を統一地方選挙に生かそう

横浜市長選挙の投票は、4月16日に行なわれ、投票率36%という市長選史上最低の不名誉な投票率の記録を残して終りました。六政党が連合して立てた候補者が当選したとはいえ、有権者の19%の支持しか得られなかったのでは、勝利とも言いきれないようです。

この選挙にあたり各政党は、来春の統一地方選挙をも含んでこれから行なわれる多くの自治体の選挙態勢を展望しながら、横浜を実験台にして、連合の時代と言われる保守から革新までの相乗りによる無風選挙を計画したと思われますが、横浜には、政党に対する市民自治の担い手としての蜂起があったのです。七万票差という結果が示すように市民自治を主張して市民の手で市長をつくる運動に、寄せられた横浜市民の共感と連帯は大変なもので、六党相乗りによって生じたシラケ選挙の壁にいどみ市民の力を示した日本最初の首長選挙として意義があったと思います。

有権者数181万7千のうち、投票者総数65万5千で、7割近い棄権票は何を物語っているかを考え、権利と責任の放棄が、どんなことになるかを反省しなければならないと思います。市民の立場で実際問題として市長を考えた時、唯、負けられない事だけを目標に六政党が支持したとき、右に左にと反対の方向に足を引っぱられ、前進も後退もできない状態になるのではないかとの、とまどいを感じたり、「政党から横浜を白紙で委任されたので」などと言われて、主権者としての市民の批判の意志表示であったとも思われます。しかし有権者の総てが自立した市民であるとは限らないので、何をしてくれるだろうかとの受益者意識で考え、よく判らないことで棄権した人も多かったようです。又自治と分権と参加を実践して、革新自治体のモデルのようにかまえていた市民も今回は改めて革新とは何であったのかを自らに問い、政治不信を棄権で示したとも思われます。

短い期間に有権者同盟の支部として、市民自治の実践に婦人のはたす役割を示すことで、会員諸姉の目ざましい活動をみて、同盟の活動が、地域本位の、日常的なものでなければならないということを強く感じました。

政治的傾向として自治体の首長選は社公民路線で右へ旋回する路をたどるようです。来るべき統一地方選挙にむけて、地域活動の中で、もう一度初心にかえって、市民自治とは何か、参政権が、くらしの中にどんなかかわりをもっているのか、その意義を考えなおすことから運動を地道に始めましょう。

副会長 大槻勲子

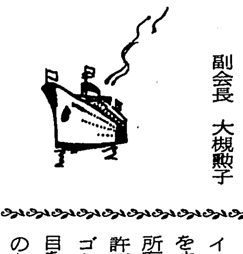

## 花片

▼5/15日85才の誕生日を迎えられた市川房枝氏、まだまだお役に立つと思うと挨拶される御健勝ぶり、可祝。

▼山藤章二氏のブラックアングル（週刊朝日）美容整形が健保扱いになった時、抜き患者ばかり、シミ抜きの福田さん、弁護人抜きの岡原さん、骨抜きの美濃部さんでしょという風刺画。それでは国民は腰抜けといきますか。

▼成田開港再決定に、19著名人の声明（世界六月号）。中野好夫氏は私見として、九州筑後の蜂の巣城闘争を思いつつ、理、情、法にかなった陳謝の意が前提条件で、それがなくては公権、国家権力の乱用だとい添えておられる。開港廿日を前にして、老残の身の無力、非力に涙するばかり。

▼もと代議士稲村隆一氏が、ギャンブルの元締への勲一等叙勲に憤慨して、前に受けた自分の勲二等を返上手続き中ときく。胸がすく。

▼中国漁船の問題で、国際的話題になっている尖閣諸島のうちの魚釣島を買いとった青年実業家がある。住む家すら持ち得ない人が多数なのに、誠にたまげた買いもの。そんな無人島に理想郷をと、武者小路氏の新らしい村のような夢も湧くが、それは逃避であろう。

▼安楽死協会の法制化促進や、健康と生命の意識調査が行なわれて、条件付で半数の人は、安楽死を認めている由。悩みの人生。

▼母の日、自分のママが、祖母への贈りものをみて、おばあさんもお母さんなのと、驚声をあげたというが、過去、現在、未来を見ないのは大人にも多い。

（5/19 から子）

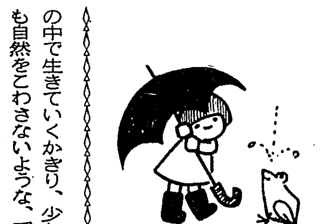

編集発行人 小池順子 発行所 日本婦人有権者同盟（渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内） 電話（370）2727番 〒151 振替195409

---

# 都議会議長交際費訴訟
## 原告側第三準備書面（要旨）

47年議長交際費二重帳簿問題の行政訴訟提起から6年目に入りました。53年3月14日、東京地裁民事第三部、6号法廷、山下薫裁判長のもとで、第20回公判がおこなわれ、証人尋問の結果も加えた最終ともいえる陳述が行なわれました。次回は5月11日。

昭和四七年（行ウ）第一七六号損害補てん請求事件
原　告　紀平悌子外一名
被　告　春日井秀雄
原告側訴訟代理人
弁護士　鍛冶千鶴子
若菜　允子
昭和五三年三月一四日

記

**第一** 東京都議会議長であった被告は、住民監査請求および住民訴訟（地方自治法第二四二条および同条の二）の対象となる行為の主体に含まれるものである。

一、地方自治法が地方公共団体の住民に監査請求および訴訟を提起する権利を認めたのは、地方公共団体の公金等は本来住民の負担にかかる公租公課によって形成されたものであり、地方公共団体が住民の信託を受けて住民全体の利益のため管理処分すべきものであるから、地方公共団体の役職員が違法若しくは不当にそれらを管理処分したときには実質上その被害を蒙むる地方公共団体の住民自身のイニシアティブによって右違法・不当の行為を防止・匡正する措置を講ずる必要があり、これが憲法に定める地方自治の精神に合致するからである。

右の立法趣旨に鑑みると、同法による住民監査請求および住民訴訟の対象となる行為の主体は、地方公共団体等の公金等の支出・管理・処分等をなしうる地位にあるものはすべてこれに含まれると解釈すべきであって、同法第二四二条第一項に列挙した者に限定して解すべきいわれはない。

二、右主張の証明

(1)被告はこれにつき「東京都の予算の執行権は知事であるが、東京都の場合、局に関する収支の命令の事務委任者は当該局の予算事務を主管する課長又は副参事である。

ところが、前者は予算の支出を命令することはできるが、会計事務は出納長、収入役の権限となっており、東京都議会議長は、公金等の支払・管理・処分等をなし得る地位にない旨」主張している。しかし、支出命令、現金の支払いの場合、先づ、契約その他支出の決定が行われて支出命令が発せられ出納機関が現金の支払いを行う。この地方自治法第二三二条三の支出負担行為は、予算執行上、手続内容とも法令、又は予算の定めによって行われなければならないと明記されている。被告の前記主張は、予算執行の全過程のうち、右支出負担行為の段階を除いて、支出を命ずる段階と、支出命令に基づいて現金の支払いを行う段階についてのみ言及しているだけなのに、それが予算執行のすべてであり、地方公共団体の長及びそれの委任を受けた者及び出納長、収入役以外のものは予算執行に関与しないかの如く主張するのは明らかに誤りである。従って、議長が公金の支払・管理・処分等をなし得る地位にあるか否かは、予算の執行の際、支出の決定に議長が関与しているか否かによる。

(2)議会局の事務の執行、即ち事業決定を行なう際、必要経費も事業の内容として同時に決定されている。そして地方自治法その他の関係各法により、議会局の庶務（事務の執行）については議長の命を受けた局長がそれを掌理し、所属職員を指揮監督し、又、局長は議会局の庶務につき議長に報告しなければならないとされており、さらに議長は、局長その他の職員の任免権を有しているのである。

従って議長は局長を指揮して議会局の庶務を統理する義務と責任を負い、議長は支出負担行為についても統理し、指揮監督義務と責任を負うものである。

(3)議長が議会局予算の執行の最高責任者であることは議会運営費の中の議長交際費の前渡金支払明細書及支出伺、報償費の支出伺に決裁を行っていること、旅費の支出に当って、議員派遣承認の文書に議長が決裁していることで明らかである。

(4)以上、議長は公金につき使用管理その他の処分をなし得る地位にあり、監査請求及び住民訴訟の対象となる行為の主体に含まれる。

**第二** 次に昭和46年12月より同47年4月までの間、議会運営費の内の交際費・報償費及特別旅費の一部が架空支出又は水増請求によって裏経理の収入に計上され、その収入を財源として各党対策費合計金一、四四四、〇〇〇円および幹部職員手当合計金二、二七〇、〇〇〇円が支出されているが、これら公金の支出は会計諸規定に定められた手続に違背した違法なものである。

1.昭和47年1月より同年4月までの間に議長交際費の内金一、六三四、二五六円が架空支出され、また報償費の内金八〇、〇〇〇円が水増請求されて裏経理の収入に計上されたものであり、その収入を財源に各党対策費、幹部職員手当が支出されたことは、関係者の各証言及関係資料から明らかである。

2.特別旅費一、〇七七、五六〇円については、証人今田は、その金額を裏経理に計上したことは認めているが、その後に出張する議員に3回に分け右旅費の一部を渡したものであり、それは、3月8日の「議運理事以上五五万円、議長一〇万円、副議長五万円」との記載及び、同3月4日の「予特対策二二万円」との記載が支払いの事実を示す旨証言している。

しかし右特別旅費の支出原議出張者欄には、当時の議長名も副議長名も記載されておらず、又、旅費の支払いがあくまで第一班旅費一人に付、五五万三、四〇五円、第二班旅費一人平均五万五〇四〇円という議員一人当りの実費計算に基づくものであるから旅費の支払いとして証人今田の証言の如くな議運理事以上五五万円云々のような形態はありえないのである。又、予特対策について今田は、委員長一〇万、副委員長及理事に三万宛を主張手当及交通費として支出したと証言しているが、予特対策なる用語は出張手当と旅費を示すものであり得ず、前出のごとくな議員一人当りの旅費割当からみても、右「予特対策」が旅費及日当の支払いでないことは明らかである。

しかも出張者自身右旅費の清算書を作成しておらず、更に今田は原告代理人の反対尋問に対して局長が議運理事以上、議長、副議長予特委員会委員長に右経費の支出をおこたった旨の証言を実質上撤回しているのである。

以上により前出特別旅費は、その総額が架空請求によって裏経理支出に充当されたことが明らかである。

二、被告は議長交際費、報償費、特別旅費からの各党対策費、幹部職員手当の支払いを、予算の節の間の流用であり、その流用は、都予算事務規則20条2項の「協議」の上であるということを根拠に違法でないと主張している。しかし右支払いは、議長交際費等を架空支出又は水増し請求して裏経理収入に計上し、それをもって各党対策費及び幹部職員手当支出に充当したものである。

**第三** 議長交際費及報償費は、議長が表意者である場合の接待贈答餞別、弔意、賛助等の費用に支出されるべきものであり、特別旅費は、議員の出張に関する諸費用に支出されるべきものである。故に議長交際費、報償費、特別旅費を架空支出又は水増し請求をして、得た裏経理収入から支出された各党対策費、幹部職員手当は、その使途内容からみて、公金の支出及び使用に関する地方自治法第二三二条の二に違反する。以下その理由。

各党対策費については、

(1)昭和47年1月14日支出の金二〇万の使途について証人三木定、（当時議会局長）は、政治的接衝費であると、証明しているが、右に関する政治的接衝費二〇万は昭和46年12月24日、正規に議長交際費より支出されているので、裏経理支出の右金二〇万円は、その使途が政治的接衝費でない。

(2)47年1月24日裏経理支出の一四万四千円に関する今田証言、監査結果通知書の議会局証言も事実に反するもの。

(3)47年1月24日の裏経理支出二四万円の議会局証言も事実でない。

(4)47年3月4日の裏経理二〇万の支出ー三木証人の「公明党への慶弔金」も二〇万円を一時に一ケ所に支出するなどあり得ず、虚偽である。

(5)47年3月8日の裏経理支出二一万円の三木証言も関係機関との政治的接衝費であると正当性を主張するが、今田証言及び関係証拠により事実に反する。

(6)47年3月27日の裏経理支出三〇万についての三木証言も極めて真憑性に乏しく、各党対策費という名目で、三〇万が議長に渡されたにすぎない。

(7)47年4月3日の裏経理支出五万円についても、今田証人は「社会党の地域外の総会への寸志」と証言したが、証明がない。

(8)47年4月19日の裏経理支出金一〇万円については、証人三木が「議長から自民党について金を持ってきてほしいと言われ、庶務課長又は、人事係長から受け取って議長に渡した。又支出伺は作成しなかった」と証言したが、これは明らかに使途不明の金としか言えない。

(9)以上の次第で裏経理から支出された各党対策費は、いずれも被告の主張による政治的接衝費として支出されたものではないと言える。

そもそも本来の支出目的に合致した支出であるならば、わざわざ裏経理を用いた支出の必要はなく、逆に言えば、裏経理から支出されたこと自体が議長交際費本来の目的に沿わぬ支出である。

各党対策費として裏経理から支出された金には、今泉議員の旅館代とか、単なる議長による渡し切りのものしかなく、これは40年7月以降、清算を要しない渡し切り費が廃止され、領収書又は、償権者発行の支払い証明書を要する清算手続きとなったのだから、違法の支出といえる。

二、幹部職員手当について

(1)局長以下の議会局幹部に対して支払われた金員について、被告は「議長交際費は議長だけのものでなく、議会局職員は、他局職員と比べて議員との接触も多く、苦労もあるから、議長交際費から幹部職員手当を支給した。」と主張し、証人三木は「議長事務を補佐する立場での交際費的経理なので適法である」と証言した。しかし、いわゆる議長交際費は、その使用権は議長にあり、従って局長以下の幹部職員は、これを使用することはできず、これは都議会費の中の事務局費に別途交際費が計上されていることが明らかである。幹部職員手当として毎月定例的に、しかも定額が渡し切り支給されているので、これは手当である。法令上の根拠を持たない職員手当ということで違法のものである。

(2)議長副議長に対する幹部職員手当は、毎月定例的定額渡し切り使途不明という形態であって、40年以降規定された前述の、清算手続きの履行はなされず、従って本来の議長交際費の、使用者に対する支給であっても、議長交際費として支出されたとの証明はないから、これまた、違法支出と言わざるを得ない。

**第四** 裏経理と議長の関与について(1)議長交際費及び報償費の支出伺、旅費の支出決定原議及び交際費の前渡金支払明細書について各々議長が決裁することは、関係証拠及び証人三木の「議長決裁を仰いだ…」との証言により明らかである。(2)裏経理支出金員のうち、少なくとも昭和47年3月8日交付の一〇万、同年同月27日三〇万、同年4月19日一〇万、同年4月21日五万、同年1月より4月までの幹部職員手当、百万、以上合計一五五万については、正規の手続きなく議長に直接交付した金員である。従って議長も正規の決裁をしていないことを知りつつ右金員を受領した上、4月19日の一〇万円については、局長が議長指示にもとづき議長に渡した金員である、（三木証言）これによれば、議長は裏経理の存在を知っていたばかりでなく、むしろ積極的指示をもおくっていた事が明らかである。

以上議長は、議会局に配当された公金の正当使用を統理する責任と義務をもっているものなのに、裏経理の事実を知り、且つ積極的指示を行なっていたものだから、裏経理支出の各党対策費合計一四四万四千円及び幹部職員手当合計二二七万円の違法支出につき東京都に賠償すべき義務がある。

**第五** 国会対策費について、一、国会対策費六五〇万円は、昭和46年12月4日、特別旅費より流用されているが、これは執行上止むを得ない場合に該当するとは考えられず、流用手続きの履行も行なわれておらず、右流用は違法である。二、国会対策費六五〇万円の会計処理は、資金前渡しの方法をとっているが、資金前渡し経費には「事業現場又はこれに類する場所において直接支払いを必要とする経費又は即時支払いをしなければ調達不能な物件の購入費」である必要があり、本件支出はこれに該当しない都議会議員に対する御歳暮であるから違法である。三、右金六五〇万円は、特別旅費から委託料に流用されたものだが、委託料とは受託者との双務契約が前提であり、本件支出六五〇万円は、委託料支払いの根拠となる委託契約は何等存在せず委託料として計上されたもので違法となる。四、右金六五〇万の具体的使途は「政府予算の編成期に大蔵省の補助金等内示額を増額して貰うための運動費」と証言しているが、被告は本人尋問において「国会対策費は、各党に所属する議員の人員に応じて各党幹事長に分配し、実際に議員が国会議員を接待するなどの経費に使用したか否かとは無関係である」との趣旨を述べており、右金員が国家予算に関する運動経費でないということは明白である。従って特別旅費からの流用が、手続上違法でなくとも、事実は予算に関する運動経費としてではなく、委員に対して一律に支出されている為その真実の使途においても、是認することができない違法のものであるといわざるを得ない。

（まとめ　紀平悌子）

## 被告側の主張（要旨）

昭和四七年（行ウ）第一七六号損害補てん請求事件
被告側準備書面（要約）
原　告　紀平悌子　外一名
被　告　春日井秀雄
被告訴訟代理人
弁護士　林　博
同　依田敬一郎

被告の陳述の要旨は、次の三点である。一、被告は東京都職員ではないので地方自治法第二四二条の監査請求及び同法第二四二条ノ二の住民訴訟の対象にならない。二、住民訴訟の対象たる「違法な行為又は怠る事実」には本件事実は該当しない。三、被告は本件事実に殆ど関与していない。以下、各点について詳述する。

一、地方自治法上の職員とは、「副知事及び助役、出納長及び副出納長、収入役及び副収入役、出納員その他の会計職員、吏員、特別の資格又は職名を有する職員、議会事務局の事務局長、書記長、其の他の職員、各委員会の事務局長、書記其の他の職員」であり、ゆえに当時都議会議長であった被告の行為は、住民の監査請求及び住民訴訟の対象とはならない。この点に関し原告は、「地方自治法の、立法趣旨に立てば、監査請求・住民訴訟の対象は地方自治法二四二条第一項に列挙された前出の者に限定されず、公金等の支出・管理・処分等をなしうる地位にある者は全て対象となりうる」と主張するが、地方自治体及び東京都条例で都議会議長は「公金等の支出・管理・処分等をなしうる地位」にはないと考えられるので原告の主張は誤りである。これに対し原告は、「都議会の事務処理にあたる議会局の事務には公金使用其の他の会計事務が含まれ、議会局長は議長命令で右事務を行なう以上議長には議会局へ配当された公金の適性使用を統理する権限と義務がある」と言うが、これこそ、議会局には予算執行権を持つ経理課長・資金前渡者たる庶務課長（交際費・報償費）・人事課長（旅費）の他に公金等の支出等をなしうる地位にある者が存在しないという会計規則を無視した論旨であり、又、「会計規則とは収支命令権者及びその出納機関を定めるのみで、議長を予算執行権者の対象外とする根拠にはならない」との原告の反論も地方自治法上の規定からはなしえぬものである。次に、交際費・報償費又は旅費等の支出につき支出伺（交際費・報償費）・支出原議（旅費）等の書類に押されていた議長の決裁印の問題であるが、被告は、これは何ら議長が予算執行権を持つことの根拠にはなりえぬと考える。というのは「本件当時、支出伺や原議に議長の決裁印を押すことは何ら法的根拠を持たず、金を使用した後の事後報告に過ぎず、実際にも議長が一々支出伺や原議を検討した上決裁するなどは職務上不可能であり、決裁印そのものも盲判であった」ことが当時の庶務課長等関係者の証言で明らかだからである。若し原告主張の通りならば支出命令書にも議長決裁印がある筈だが、それは実際にはなく支出は経理課長の支出命令のみを受けて出納長がとり行なっていた。さらに原告は、昭和40年5月12日付自治行第五二号における東京都監査事務局長照会に対する自治省行政課長答申を、議長が職員に含まれることの根拠の一つと主張している。しかし、右自治省回答から判断するに、その主旨は「監査対象は、議長の行為に関する職員の違法若しくは不当な公金の支出である」と考えるべきで、従って「議長の違法若しくは不当な公金の支出」は監査対象ではないと言える。又、監査結果そのものを見てもそれは「議長交際費等の支出」が対象となっている。以上諸点から、議長が対象の監査請求や住民訴訟は不可能と言わざるを得ない。

二、第一に、「被告は昭和46年12月4日、特別旅費から六五〇万円を国会対策費として流用した」との原告主張は、事実ではあるが、右流用は都予算事務規則第二〇条二項に基づいた、当時の議会局長三木定と財務局長との協議で右六五〇万を委託料となした上でのもので違法ではない。「委託料という名目で多額の公金が交際費的に使用されているが、これをいちがいに不当とは断ぜられない」との監査報告がこの裏付けとなる。第二に、交際費からの各党対策費・幹部職員手当の支出に関しては、交際費の使途に法規上の規定がなく、各党対策費は一回二〇万円程度で、折衝時の席料や飲食費に過ぎぬうえ、幹部職員手当についても、一カ月四万円以下の正規の交際費の上に本件程度（計二七二万円）の支出を行なうのは実際の議会局職員の対外協議・交渉を考えれば当然のことと言えよう。只、本件で問題なのは、特別旅費の一部が交際費に流用されていることで、この流用額一五五万円については、被告もその違法性は争わない。だが監査通知書にある議会局の裏経理については、庶務課長の、「各党対策費等を資金前渡の清算内容としては表に出したくない」との配慮に基づいた人事係長のメモというだけで、前記旅費の点を除いて正規の目的に従って支出しているし、経理課長も承知の上であり、資金前渡を都会計事務規則を守って保管・記帳してなかったことの当・不当は別にして支出そのものは違法ではない。

三、被告が関与したのは、各党対策費計四五万・幹部職員手当百万、委託料六五〇万、それに旅費等の何ら違法でない支出にとどまり、その他の支出は、被告は当時議長として、支出伺や原議の通り使用されているか否かは知ることができぬ立場にあり、従って関与していなかったと言えよう。以上一〜三の各陳述から、本件支出を違法として被告に損害補塡を請求する原告の本件訴訟は失当であると考えるものである。

（まとめ　紀平悌子）

## 参議院地方区定数是正訴訟 第4回口頭弁論

参議院地方区定数是正訴訟の第4回公判は、5月10日、東京高裁第十五民事部第八号法廷にておこなわれ、原告側から第三準備書面が提出された。

裁判長から、参議院の場合は、全国区制度があるので、ある程度不均衡が緩和されているのではないかという説があるので、その件に関しても準備書面を出して欲しいという要請があった。

原告は、この要請に答えるべく参議院の特殊性も含めた意見を次回公判に提出することとなった。

なお被告側から前回の準備書面（第一）の一部訂正があった。

以下原告第三準備書面を記す。

昭和五二年行ケ第一四〇号選挙無効請求事件

**原告準備書面（第三）**

原告　越山　康
外四名

被告　東京都選挙管理委員会

御庁表記事件につき、原告等は左記のとおり辯論を準備する。

昭和五十三年五月一〇日

右原告　越山　康
同　佐竹　寛
同　紀平悌子
同　市川房枝
同　吉住利雄

東京高等裁判所第一五民事部御中

記

原告準備書面（第二）—昭和五三年三月一三日付—の記載中、実態分析表（その一）および同（その二）の各欄外の（註）Eにつき、「Dからの偏差」とあるのを、「議員一人当りの全国平均有権者数からの偏差」と、それぞれ訂正する。

両院制と議員定数配分

一、日本国憲法第一四条第一項は参議院についても人口を基準とする議員定数配分がなされるべきことを当然に要求するものと解される。

けだし、仮に参議院の議員定数配分について立法府である国会が人口比例の原則を無視できるとするならば、たとえ衆議院議員の選挙において「等しい人口に等しい代表」または「一票等価値」という国民の権利が認められたとしても、その権利の価値はすこぶる疑わしいことになるからである。すなわち、そのような議員定数規定が許されるとするならば、国民を直接に代表する国家唯一の機関である国会に「効果的な発言をする」という個々の国民の権能は、恰も衆参両院ともに人口に基づかない議員定数配分がなされたごとくに、著しく阻害され得るからである。

人口に基づかずに議員定数配分がなされた議院において少数派が反対することによって多数派の意思が無視され得ることに想いを致せば、その弊害の大きさは自づから明らかであり、この弊害が一に人口比例の原則に基づかない議員定数配分に起因して生じるものであることも、また、明白である。

要約すれば、われわれは国会議員の地理上の配分に関して、衆参両院の間に憲法上の差異を認めることはできない。

二、われわれは衆参両院ともに代表の基礎を人口という同一のものに置くべきことが要請されているという憲法解釈が両院制を時代錯誤ないし無意味なものと解していることを意味しない点をここに確認したい。

現代的意義における両院制の主たる存在理由は、提出された法律案については賢明慎重な審理を保障し、国会の無鉄砲な行動を防止することにある。

議員定数の配分基準が両院ともに人口であるべきであるとしても、それだけでは両院の構成と外観に差異がないということにはならない。一般に、異なる選挙人団がそれぞれの院の議員を選出すること、一院は一人区から成り、他院は少なくともいくつかの多数人区をもつこと、各院で議員の任期に差を設けること、選挙区の大きさに差を設けることなど、憲法に特段の規定がない限り、いずれも可能である。

しかして右はいずれも両院制議会において両院ともに人口に基づく議員定数の配分がなされながら、なお、各院に異なる外観的特徴と異なる集団意思を生じさせるよう利用することのできるものである。

要するに、衆参両院ともに人口を基準とする議員定数配分がなされなければならないというのが憲法上の要請であると主張することによってわれわれが示そうとするものは、わが憲法における「法の下の平等」条項は国会がいずれの院においても「実行可能な限り精密に平等」な投票価値を有する議員定数配分規定を制定するために「真摯な努力」をなすべきことを要求しているということである。

以上

---

## 交流を深めて
### 韓国女性有権者連盟訪問

東西冷戦時代以来、そのままの対決を続けている朝鮮半島の現状を打破しようとの動きが、今年3月のチトー大統領（ユーゴ）及び、4月のルーマニア大統領の訪米で表面化しています。

カーター米大統領は、今のところ、ニクソン・フォード時代の四者会談方式（韓国、北朝鮮、米、中）では北朝鮮がのってこないと判断し、ユーゴ、ルーマニア両大統領を通じ、米国と韓国及び北朝鮮による三者会談方式を打診しているところです。

朝鮮半島は今、このように国際政治の焦点として、世界の耳目を集めています。

このような時期に、韓国女性有権者連盟の招請により、伊藤智恵子、八木橋冨美枝、紀平悌子の3名は、4月24日から8日間の予定で、韓国の女性運動、とくに韓国女性有権者連盟の組織と活動を見、更に交流を深めるため、韓国を訪れました。

これは昨年秋、本紙にも報告掲載した、彼の国の連盟委員長金正禮女史の訪日がきっかけ。約15日間に亘る日本婦人有権者同盟の本部支部をあげての交換の中で、同じアジアの女性として理解を深め「ぜひ一度、韓国の女性運動をその眼で見てほしい」との金女史の要請となったものです。

金正禮女史は、韓国国民運動のリーダーで、1940年代から大韓婦人会総本部青年部訓練教官をはじめとして、青年運動に身を投じ、1973年6月には汎女性家族法改訂促進の副会長として、婦人解放にも力を注ぎ、朴正熙体制下において民主回復運動家として様々な弾圧を受け、1962年5月から63年8月まで1年3ケ月余投獄、1975年には民主回復国民会議結成に積極参加した理由で拘禁も受けています。

金女史が率いる女性有権者連盟は「看板を守るだけでも存在意義がある」と称せられる程、当局の圧力のもとにあると聞きます。

こうした韓国女性有権者連盟の立場からか、或いは私個人の在日韓国人の人権を守る趣旨の活動（陳斗鉉さんを救う会）が影響したのか、一行3人の中、私の査証のみが前々日になって不許可となるという突発事件が発生。搭乗予定の4月24日午前10時50分発大韓航空機には間に合わず、韓国大使館に粘り強く交渉の結果、ようやく査証を取り、午後1時半の便に飛乗りました。

金浦空港到着2時40分。一衣帯水とはこのこと。新幹線東京—名古屋より約一時間も短く、気候は東北の春を思わせました。

羽田と違い、広々としたのびやかな空港敷地のたたずまいとは裏腹に、その税関検査の厳しさ、殆んどの日本人観光客（おおかた男性—キーセン観光客か？）が入国を終えガランとした税関の中で、衣類、みやげ物は勿論、書籍、文書の類は一つ一つ丹念な点検を受けました。

私共の韓国での日々は、こうしてはじまりました。

4時から始まっていた歓迎レセプションは、既に終りに近づいた頃、出迎えの李瓊玉総務部長等の案内で、ようやく会場（連盟事務所所在ビル）に到着。先着の伊藤、八木橋両氏と合流しました。

有権者連盟の幹部をはじめ、救世軍、韓国教会女性連合会、大韓監理会女宣教会全国連合会、三・一女性同志会、民主統一党、韓国少女団、赤十字社婦人救済奉仕部、培花女子高校校長、韓国看護補助員協会、韓国文化生活会、女性貯蓄生活中央会、新民党等各界婦人及び、京郷新聞社、RKB、共同通信社等記者を交え、参加者約80名。

簡素ながら行届いた茶菓のもてなし、金正禮委員長の挨拶に続き、韓国教会女性連合会会長孔徳貴（尹前大統領夫人）女史の歓迎のことばを受けました。

参加者の顔ぶれは多彩であり、金正禮女史の活動と交友関係の広さを物語るものでありました。

韓国の婦人の中でも、知識層が集まったということもありますが、私の第一印象は〝韓国の婦人の知性は高く、活力は強い〟。物価高や公害、教育など問題は山積しているというものの、権利と自由のもとに眠ったかに見える日本人のありようがチラリと頭をかすめ、圧倒される想いでした。

間もなく散会。同じビルの階にある連盟の事務所で、韓国側幹部としばし挨拶と交流。

連盟事務所は、本同盟の事務所と広さは余り変りないけれども、きれいに整理されており、私共歓迎のためのピンクのカーネーションが、かぐわしい香りを放ち、壁には、1969年6月12日創立以来の連盟の綱領と指標が掲げられています。

〝私たちの指標〟一、私たちは各政党に対して厳重中立を守ります。二、女性有権者が参政権の意義を自覚して、自分の意志によって正しい一票を行使できるように、政治教育を実施します。三、各級立法、行政、司法機関及び各政党を監視して国民の立場で建設的意見を提出すること等を目的にします。

〝私たちの綱領〟一、私たち女性有権者は、参政権の正当な行使で主権者の責任をはたして民主主義の確立を期する。一、私たち女性有権者は、平等及び相互尊重を基礎にした男性と女性の共同努力で福祉社会の建設を期する。一、私たち女性有権者は、隷属と圧制を拒否する自由と平和の意志で民族統一を促進する。

米国の婦人有権者同盟、我が日本婦人有権者同盟とも共通の行動綱領とその指標。

しかし、有権者連盟の行動綱領に沿って、どんな具体的運動が…と聞く私共に対し、金委員長は答えるのです。

「活動は決して活発ではありません。しかしこの指標をいつか、我々の手で確かめるために耐えているのです……」と。

金委員長の言葉は、次の日から開始された相当ハードな私たちのためのプログラムが進むうち、ずっしりした重みとなって、私たちの実感となってくるのです。

ちなみに私の入国査証の裏には、金正禮女史の猛烈な、韓国当局への申し入れがあったとのことでした。

（続く）

（紀平悌子）

歓迎レセプション会場にて
右より通訳の金韓林氏、紀平・八木橋・伊藤の三氏

---

## 七婦人団体 〝もう一度原点にかえって〟

昭和33年七婦人団体による第1回婦選会議は(1)もう一度4月10日の意義を考えましょう(2)政治に参加した私たちの歩みはどうだったでしょうか(3)婦人の力が政治にどのように働いたでしょうか。

以上3つのテーマの下に開かれ、本年第21回を迎え「婦人の政策決定への参加を進めよう—婦人参政権行使32年にあたって—」と婦人の政治参加に対する反省と将来への展望を繰り返し、民間で行なわれる唯一の婦人週間の会議として続けられました。

構成団体は一、二移動がありましたが、当初は七婦人団体国会活動連絡委員会として、国会における婦人関連法案等の審議情況を知り、これに対処するのが主目的でした。

婦選会議、婦人参政権獲得記念集会等を主催してきましたが、年月が経ち、設立当時の主旨が団体によって受け止め方に相違点が出てきました。そこで今回の婦選会議を機に、もう一度原点にかえり、団体間の情報を提供しながら、常時七婦人らしい歩み方をしようということを申合わせました。

婦選会議でとりあげられた問題点を深めることも重要であり、第19回で討議された妻の財産権の問題の法制化についての検討を計画しています。会員のご参加を期待いたします。

（松浦三知子）

---

## 都議会議長 交際費訴訟

都議会議長交際費損害補てん請求事件は、東京地方裁判所民事第三部六号法廷において、5月11日第22回公判が開かれました。

同盟からは、原告紀平、小池両氏をはじめ多数の傍聴者が参加し、先の被告側準備書面に答えるべく、証拠書類をそえて、原告側の第四準備書面が提出された。

それに対して被告側から一部、異議が唱えられたが、約20分で公判は終了、結審となった。

判決はおって通知するとのことでした。

---

**ご参加下さい**

定数是正学習会　6月26日P.M.2時

第5回公判　7月3日10時　8号法廷

---

**訂正**

先月5月号2頁の表(2)について縦軸、女性議員とあるのは、女性委員の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

---

## 参加しませんか。

有権者同盟の運動をささえる組織のしくみに、政治啓発運動委員会（委員長　紀平悌子）、国際連絡委員会（委員長　松浦三知子）、組織部会（部長　大槻勲子）、財務部会（部長　秋山まち）、出版部会（部長　永畑道子）があります。

☆　☆

政啓委員会は議会制民主主義を守るための政治啓発運動、選挙啓発のとりくみ（政治資金規制、定数是正、選挙区制など）平和問題、消費者運動としては不公平税制、公害問題、その具体的な運動として、〝リサイクル'78〟の粉せっけん普及運動、婦人問題としては、婦人の地位向上のための一つとして年金問題、公民教育が正しく行なわれるための教育問題について、司法の独立と民主主義を守るための国民審査法の改正運動などをすすめるための活動、学習会を行なっています。国際連絡委員会は外国婦人団体との交流、NGO、IAWでの活動を行なっています。今、同盟の存在は社会的にも大きく認められていて、その果す役割は重要で、それを盛り上げるための組織の強化、健全な財政の確立が望まれ、それを組織部会、財務部会はになっています。出版部会は運動の情報、資料を機関紙に依って提供、また、パンフレット発行も行なっています。

自らの運動が歴史を創るのだという認識のもと、積極的に委員会、部会に参加しませんか。そして、同盟の運動の根を固め枝をより大きく張るため活力を結集して、たゆみない前進を続けましょう。

シャープ，スピード，サービス
森下印刷所
●オフセット印刷 ●美術印刷
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181（日産厚生園正門前）
☎ 0422-48-1611（代）

---

## 都の行動計画策定にあたって
### 中間報告概要と本同盟の意見

1975年の国際婦人年国内行動計画を受け、各地方自治体でもそれぞれのレベルの行動計画を立てる動きがありますが、東京都では、東京都婦人問題会議（銀岸千鶴子会長）の答申による都民婦人行動計画を策定、五月末頃発表することになります。

2月20日にはその中間報告が美濃部東京都知事宛に行なわれましたが、その骨子は左の通りです。

**中間報告の概略**

第一に婦人問題解決の視点の基本は『男女差別の問題が、日本国憲法で保障している基本的人権の侵害である』と捉え、国の行動計画も憲法が保障する男女平等の権利と言ってはいるが、その権利という点は行動計画の前提なのであって、主眼は国民生活のあらゆる領域に男女ともに参加、貢献することの必要を説くことにあります。東京都婦人問題会議は婦人問題の存在自体が憲法に反しているので、それを問うのだとしている。

第二に、婦人問題解決の柱のひとつに、女性の働く権利の保障をすえ、職場での母性保護については、母性として表現される人権を守ることで女性は男性と同等に働きうるようにするためにこそ母性保護を要求するのであるとしている。

第三は、『男は職場、女は家庭』にはじまる伝統的、固定的な性別役割り分業観を、家庭や教育をはじめあらゆる所からぬぐい去ろうとする点である。

第四に、女性の積極的な社会参加が望まれるが、これは単なる女性のエネルギーの社会への提供や貢献のためでというのでなく社会の半分を構成している女性が社会の方向づけの重要な場に参加していないことを問うのである。

**本同盟の意見**

この中間報告に対し本同盟では2月23日、4月7日の東京都婦人問題会議婦人団体への説明及び意見を聞く会において、左記の意見を申し述べた。

一、本答申に際しては、具体的政府プログラムと優先順位を明らかにすること。二、婦人の政策決定の参加については、あらゆる審議会への婦人の登用を半数に近づけることを具体的目標としているようだが、1975年メキシコ大会で採択された世界行動計画では『政府は1975年から85年の10年間に、あらゆる段階における選挙及び任命による公職公務につく婦人の数を増やすための目標、戦略及び予定表を設定すべき』とあり、同年行なわれた民間41団体による日本大会においても、政府への要求事項の第一に、婦人公務員（国及び地方自治体）の管理職への登用をうたっている。従って、審議会への婦人の登用のみでは不充分である。三、中間報告では単に『参加』という項目にしてあるが、はっきり『政策決定への参加』とうたうべきである。四、さらに、婦人の政策決定への参加のためには、判断力を養うための、婦人の政治教育が必要であり、具体策を示して欲しい。五、前記のことは、『教育』の分野で婦人の社会や政治に対する認識、リーダーとしての資質、科学的知識の教育が必要であると述べられてはいるが、その具体的提言のうえであらゆる社会教育に『家庭教育、消費生活に関する教育』は男女両性に必要と述べ、社会教育においては、社会の形成者としての『政治教育並びに平和教育』を特に重視する、と述べているが、さらに重要とも思われる『学校教育の中での政治教育』については何ら触れられていない。

中間報告全体としての視点、方向性、理念については、国の行動計画に勝るものがみられるが、婦人の政策決定への参加と政治教育を目標としている本同盟としては、以上の諸点をさらに検討されるよう要請したい。

（紀平悌子）

---

## 支部訪問 ⑤ 名古屋
## 学習会を重ねて多彩な活動

写真は、2月17日刑法改正に関する学習会会場にて、名古屋支部会員の皆さんとインタビュアーの紀平さん（右から2人目）

名古屋支部。その生い立ちは古く、その歩みは多彩であります。

昭和20年12月、飯田きぬを姉宅に新聞社主催の後援会に出席された市川房枝先生を囲んで、内田あぐり、吉田栄子、故所久恵ら十数名があつまり、新日本婦人同盟の支部を結成しました。

京大滝川教授を招聘しての講演会等の活動をおこなったりしましたが、当時財政面など、負うところが大きかった飯田氏も今は鬼籍の人となりました。

昭和23年には藤田たき先生からの再度の働きかけで粟本志津子氏が知名婦人に呼びかけて参加、昭和25年日本婦人有権者同盟と改称後は、有権者同盟名古屋支部として憲法、政治、経済と幅広い分野の勉強会を活発にもち、会員有志の名で警職法、勤評、安保等逆コースへの反対運動に積極的とりくみをおこないました。

国や地方議会の選挙には、選管とタイアップ、棄権防止活動、立候補者への明正選挙を申し入れ、政党の政策をきく会を開催するなど常時啓発活動を推進してきました。

更に各政党との懇談会、市の社会教育課の「地方行政を眼でみる会」には市民サイドで共催、立案、運営に参画、市議会傍聴をプランの中にとり入れる他、継続的に地方選挙の公報発行の申し入れをおこない、遂に実現にこぎつけています。

今年、2月17日、私と東京都支部連合会長稲茂登冴子氏は、支部主催の「刑法改正に関する学習会」に参加、久々に支部の活動の息吹きにふれました。

この日は新年会を兼ねた和やかな雰囲気でありましたが、佐藤典子婦人弁護士を招いての真剣な学習。「刑罰のインフレともいうべき重罰化—無賃乗車まで新しく刑法の中にとり込んで3年以下の懲役。20万円以下の罰金。公務員の機密漏示罪、例えば蓮見さん事件のような場合、これまでの国家公務員法に秘密保持の義務規定があり、1年以下の懲役、3万円以下の罰金とあるのにこれを刑法の中に3年以下の懲役とする。

又は、大衆の集団行動に対し敵視の傾向が顕著であり、企業秘密漏示罪については、生産方式及技術に関し第三者に秘密をもらした時、3年以下の懲役又は50万以下の罰金とあり、消費者運動、労働運動への影響大である」などの説明に熱心に耳をかたむける会員の姿がみられました。

名古屋支部は、組織運営を名実ともに民主化することを目的として50年ごろから運営委員制度を実施、現在は支部長佐藤ふみ、会計稲川寿鶴子、企画は原則として運営委員会でとりくみ、実行面は、2、3ケ月交替制で運営委員会の協力を得ながら、2、3名がこれに当たります。

運営委員は20名、書記2名のほか、長ふさ、落合希美、加藤貞子、大沢一子、佐藤とし子、大島ふき、磯部島子、篠宮伸子、宮田せい子、蓑渡島美代、飯島けい子の諸氏です。

最近の支部活動の主なものは、昨年11月9日、県市長市議など特別職の給与報酬引上げ反対を県及び市に申し入れたこと。日本サラリーマン同盟の星野氏、支部の飯島、落合、佐藤とし子、佐藤ふみの五名で市役所に出むき、市長報酬等審議会長と、市議会議長宛ての意見書を手渡しています。更に11月15日には五政党あてに文書で右内容を申し入れています。

名古屋支部は、筆のたつ方が多いが、「この不況下にもし特別職給与と議員報酬に、物価スライド制が導入されたら、収入を物価にスライドさせる力を持たない納税者は、行政のあり方を何と見るでしょう。特に本山市長を支持する沢山のおとしよりは、何とも言えない淋しさを味わうにちがいありません」との訴えは、切なる有権者、納税者の心情を吐露したものです。市では12月23日の市議会でアップ決定県も同様の結果となりました。

支部のこれからの抱負は、政党の婦人政策の貧困、国際婦人年プログラムによる自主的な婦人のグループが出現しているが政治的次元でのむすびつきの欠如している情況に対し、同盟支部としての勉強会、懇談会を通じて活発にして行くこと、又、会員相互の連携を軸に、支部の組織財政の運営を円滑にして行くことであります。

（紀平悌子）

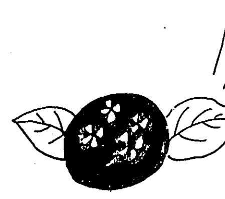

---

## 今ここでこんなことが

支部では特色ある地域活動がくり拡げられています。この欄は支部でのいろいろな活動を掲載したいと企画しました。どしどし出版部宛報告をお送り下さい。

### 東京・武蔵野市
## 「告訴沙汰になったマンション建設」

武蔵野市では年々ふえていく高層建築物のため、ビルの谷間で太陽の光を受けることも出来ずに住まいしている人々の多い実情にかんがみ、日照紛争をはじめ都市生活環境保全のため「宅地開発等指導要綱」を作り、昭和46年10月に議会で決定して以来建築業者もこれを守って市に協力し、住民の生活環境が少しづつでも守られてきました。

更に昭和50年12月13日に市議会が「現行の関係法規の不備から市民生活を守る自治体のやむを得ない防衛手段であり、このことをめぐって裁判所の判断に新しい事態がみられることに対し、市議会として指導要綱にのっとり日照権を確保し、快適な市民生活を守りぬくため努力するとともに、理事者においても指導要綱の条令化の検討をふくめ一層積極的措置をこうずるよう」との決議を再度出しています。

ところがある業者だけはこの指導要綱に従わず、住民との話し合いもせず度々問題を起して新聞紙上を賑わしたこともありました。

昭和53年3月3日、前より新しく建設しているマンションをめぐっての問題が悪化し、市から上下水道の使用を禁止をされたことに対し、武蔵野市長及び職員二名を「職権乱用」「水道法・下水道法違反」としてその建設会社社長と入居者が刑事訴訟を起しました。

折角住民の生活環境を守るための「宅地開発等指導要綱」が指導行政のあり方をめぐってとうとう重大な局面を迎えることになってしまいました。全国三百余の自治体にこの要綱が採用され、大きな効果をあげている今日、この指導要綱の存在は武蔵野市民の生存権のみならず多くの自治体の住民にも影響を及ぼすものとして市民の間から「指導要綱と生活環境を守る市民運動体」の結成が叫ばれ、市民の世論によってこれに対決することが決まりました。

地方自治体が地域住民のために国の法令の不備を補う応急的方策として作ってくれたこの要綱を市・市議会・市民一体となって守りぬき、真の地方自治のあり方の一つの生きた事例を作り上げたいと願っています。

（小池順子）

### 東京・中野区
## 公報発行予算化される

一、中野支部は昭和52年6月3日、中野区議会に、「中野区議会議員選挙に対し、選挙公報を発行してください」という請願を提出し、「第十八号請願」として受理されました。

一、昭和52年12月7日付の書面で、中野区議会から「昭和52年第4回中野区議会定例会において継続審査に決した」旨の通知があった。同時に、中野区選挙管理委員会では、「区議会議員選挙における選挙公報の発行について、(1)その基本的な考え方、(2)法的根拠、(3)検討の前提、(4)実施上の問題点とその対策、(5)発行上の日程」など具体的に検討された経過について〝状況報告〟がまとめられました。

一、昭和53年3月30日付（中議第七九九号）。継続審査された請願は、その後、「昭和53年第一回中野区議会定例会において採択となりましたので、この旨通知する」ということでした。

その結果、選挙管理委員会（事務局）に主査（担当責任者）が置かれました。

なお、予算については、本年度補正予算が組まれ、人件費をふくめた諸経費が計上されました。

発行される公報の内容については、内容の正確さと確実な発行、配布体制を確保することが何よりも必要で、いわゆる技術的な問題が解決されなければならないとして、選挙管理委員会主査が中心となり、関係部局から責任者が集まり検討されるとのことです。

（岸田ミヤコ）

---

### ご意見・ご感想 お寄せ下さい

出版部では、皆様のご意見、ご感想をお待ちしてます。

紙上では匿名可ではありますが、お手紙には必ずご記名下さい。

内容によっては詳しい資料等も合わせてご提出下さい。

京都府知事選挙に対する発言をめぐってのご投書は詳しい発言内容もわからず、又お問い合わせの意味もはっきりいたしませんのでお答えがいたしかねました。

（出版部）

酢のものに
ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のものできあがり。
ミツカン
土佐酢
三杯酢＋かつおだし

専修学校
津田スクール オヴ ビズネス
高卒程度：共学2年制・入試あり 願書受付2月1日より
英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会　英文タイプ科
懇切指導
小・中・高・大学生・一般社会人・主婦
どなたでも入会できます。
1期3ヵ月………年4期（4・7・10・1月）
申　込………毎期1ヵ月前より受付開始
申込順定員〆切
国電　千駄ケ谷駅前　TEL（402）7331
財団法人　津田塾会経営

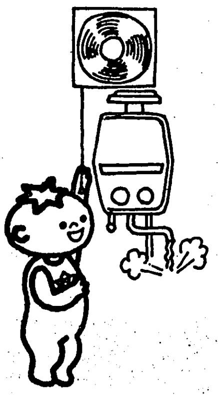

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

## 日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主議を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の1部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

# 弁護人抜き裁判特例法に反対

## 自由と人権を脅かす危険な法律

政府自民党は、「刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案」をわざわざ「過激派裁判正常化法」と称し、「これを弁護人ぬき裁判法と呼ぶのは誤りで、裁判すっぽかし戦術に対処するために是非とも必要な法律である」とチラシを作成配布（5月下旬300万枚配布）するなど大々的な宣伝工作をしています。

しかし、この法案の内容は、権力主義的訴訟促進政策を目的としており、この法案が適用される事件についての限定がなく、裁判官の判断次第で、一般刑事事件にも拡大適用されうるようになっているので、国民の自由と人権をおびやかす危険があることは明らかです。

政府は昨年秋、突如、刑事訴訟法改正を提案し（2月に特例法案に変更）、短期間のうちに、しかも幅広い国民の同意も得ないまま、通常国会での成立をめざし（そのため国会会期を30日間も延長）、わずか数回の審議で押し通そうとする異常なまでの執着を示して来ました。また、こともあろうに憲法の番人であるべき岡原最高裁長官が憲法記念日の公式談話で、国会で審議中のこの法案を支持する姿勢を明らかにし、三権分立の大原則を無視して立法府に介入したのです。岡原発言に弾劾の声が高まっている中で、政府は「岡原長官を積極的に擁護していく」ことを確認。このことは、最高裁と政府が一体となって司法の反動化を進めていることを公けにしたものです。

## 暗黒裁判復活を許すな大集会

司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議では、弁護人ぬき裁判特例法案の廃案をめざして請願署名運動に取組み、個人署名は20万余名、団体署名も5500を超え、＊毎週金曜日に国会請願行動をしてきました。有権者同盟も毎回この請願行動に参加し、会員の皆さんから寄せられた署名簿を提出。

同連絡会議では、5月12日、＊日比谷野外音楽堂で「弁護人ぬき裁判特例法阻止緊急国民集会」を主催。「暗黒裁判復活を許すな！民主主義を守れ！岡原発言追及！」のスローガンのもとに約9000名の人が参加。林立する旗の波、ムンムンする熱気、集会は大成功。同盟からは紀平政啓委員長が演壇に立ち決意を表明しました。参加者は決議を採択し、「廃案までガンバロウ！」三唱の後、国会までデモ行進しました。

## 次期国会では廃案に

特別法案は、弁護士会、労組、市民団体等各界の熱心な反対運動と広範な世論の共感のもとに、「継続審議」という形で、今国会での成立は一応阻止されたが、廃案に出来なかった以上、まだまだ油断は許されないのです。「継続審議」は時間かせぎによって、反対運動をしずめ、世論の批判をかわし、なんとしてでも成立させようとする常套手段であり、秋（8月末か9月初め招集見込み）の国会での法案成立に道をひらいたことを意味しています。

次期国会では是非とも廃案に追い込むよう反対運動の持続と一層の拡大を要請します。

（資料・講師派遣の申し込みは事務局へどうぞ）　（本田年子）

☆　☆　☆

## 決　議

「弁護人ぬき裁判」特例法案をめぐる情勢は、現在、国会会期末を迎え、きわめて緊迫した段階にさしかかっています。

この法案に反対する広はんな国民の運動にいらだった最高裁岡原長官の発言は、労働基本権の否認をはじめとする司法反動の実態とこの法案の危険性をあらためて広く国民の前に明らかにするとともに、この法案にかける政府・自民党と、これと一体となった最高裁判所のなみなみならない執念を示したものです。

もし、このような画策を許すなら、憲法に保障された国民の弁護人による弁護をうける権利や裁判の公正をふみにじられることはもちろん、刑法、少年法の改悪にも道をひらくことになり、国民の自由と人権がおびやかされ、民主主義がそこなわれることはいうまでもありません。

しかし、各界・各層の国民とともに、暗黒裁判に道をひらく「弁護人ぬき裁判」特例法に反対してねばり強くつみ重ねられてきた私たちの運動は、いまやこの法案の廃案を求める国民の大きな声となり、全国各地に急速にたかまりつつあります。

この運動を今後ひとまわり、ふたまわりひろげ、院内外の力を固く結合して最後まで闘い抜くことが、今日わたくしたちに強くもとめられています。

私たちは、岡原最高裁長官の即時辞任を求めるとともに、国民の人権と民主主義を守るため、「弁護人ぬき裁判」特例法案の廃案をめざして全力をあげて奮闘することをここに誓います。

右決議します。

一九七八年五月一二日

「弁護人ぬき裁判」
特例法阻止緊急国民集会

## ひろば

## よみがえれ水のいのち

1960年代から70年代にかけて、合言葉のように進められた高度経済成長は、急速に環境を破壊していき、山紫水明、四季おりおりの美しいこの日本列島は、今やすっかり公害列島と化してしまった。

いのちの根源である大気と土と水が汚染され、数限りない有害物質に取り囲まれた私達は、この上ない不安の中で、生きることを余儀なくされている。

宇井純さんによると、日本は自然条件・社会条件ではもっとも公害の起こりにくい国であるということだ。しかしその日本がご存じのように世界で最もひどい公害国になってしまっている。GNPが世界第2位だ、経済大国だといいながら、人間一人一人のいのちは軽んじ、政治行政は企業と密着して、コストのかかる設備はせず、公害はタレ流し、儲けるだけ儲ける企業に対しては、政治も行政も見て見ぬふりであれば、公害国世界第1位は当然の帰結であろう。

6月6日には婦人有権者同盟も参加して、都内一斉に二酸化窒素の測定が行なわれた。今年もきっと高い数値が出るだろうが、それにもかかわらず、環境庁は環境基準の緩和をはかろうとしている。

大量の魚が死ぬ赤潮の発生は、年々増えて水産庁の調べでは、昭和42年には48件だったのが51年には326件、10年間で、ほぼ7倍の増加率になっていると、6月号の機関紙で指摘されていた。しかし赤潮の発生源である合成洗剤をやめるどころか行政や企業で見直しされる気配もない。政治も行政も嘘でごまかしているのなら、自分のいのちは自分で守らなければならない。

粉石けんを使う運動は、婦人団体などによってねばり強く続けられて久しいが、婦人有権者同盟でも今年総会の日を期して、環境をよくするため独自に開発した粉石けん〝リサイクル'78〟の運動が始められた。いい粉石けんへの要求は多く、各地から問い合わせが殺到しているのは心強い。原料が国内資源の米糠であり、まさしくリサイクルである。私達は自然を守る消費者運動の中で生活に密着した粉石けんをひろめながらも、この粉石けんのつくられる工程を今後も常に監視し、問題があれば追求してゆく姿勢を保ってゆかなければならない。

私の住む武蔵小金井の、大岡昇平の「武蔵野夫人」に書かれた美しい〝はけ〟は水が枯れ、雑木林も少なくなった。多摩ニュータウンのかつては樹木に覆われた美しい丘陵も開発され、宅地となった。今は少なくなってしまった〝多摩かんあおい〟を保護しようという運動も起っていると聞いている。

地球上の生態系は自然の法則によって保たれている。木一本切っても地下水の流れは変わってしまうほど崩れやすい自然を、人間も自然の中の一部分として、地球の将来に向かって英知を働かしてゆかなければならない。

（副会長　伊藤智恵子）

## 講演　憲法と地方自治

東京大学教授
小林　直樹　氏

地方自治の重要さは改めて認識されつつありますが、婦人有権者同盟では、婦選会館と共催で、5月31日、東京大学教授、小林直樹氏を婦選会館にお迎えして、「憲法と地方自治」について講演会をひらきました。

公害を追放する住民運動や、生活と政治をつなぐ草の根民主主義は、地方自治のあり方と深くかかわっています。地域で住民が身近かな問題を話し合う場から要望が行政レベルに出されてゆくことにより、名実の伴った自立した主権者が育ってゆきます。

その芽を育てる場を数多くしてゆくことにより、三割自治の厳しい自治体の現実を主権者の側から切り崩してゆくことも出来るという展望を持ちました。

一、市民自治、住民参加が叫ばれるようになった背景

(1)立法府の現状

民主的な政策決定機関としての機能を充分はたしていない。現代社会の複雑化のため行政官僚が大きな力をもっている。国会の委員会にベテランが集まり、委員会が本会議に優越することになり、少数の委員会レベルでの決定が、国民の意思決定として通用するようなシステムになってしまっている。

その上選挙が、大きく金によってけがされていることを考えると、国民の意思は大きくゆがめられた形で伝達されていることになる。

(2)行政について

有権者の四割以上が政治に無関心である今日、多数党の意思は、実際の支持が少ないにもかかわらず、国民の総意のような形として行政に反映している。

たまさか投票の時だけ、主権者になるだけで、あとは政治を行政にゆだねてしまうことになる。

(3)司法権がうまく働かない

最高裁が内部のしめつけをしており、政府にたてつく裁判官は、入ることも出来ない状態であり、裁判所が、国政へのチェック機能を失ってしまった。

国民主権をとりもどすためには単に選挙で国会の代表を選び出すだけでは不十分である。草の根民主主義に立ちもどって、地元から体質改善をしてゆくよりみちはない。これが、町づくり、住民参加が叫ばれた大きな原因になった理由である。

二、地方自治に求められるもの

(1)町づくりでは、中央管理行政そのままに、総合的都市計画もなく、目先の便利さだけを追求した下手な都市づくりをし、公害先進国になってしまったことからも、日本人の発想の逆転が必要であり、そこから市民自治という発想が生まれる。

(2)人間形成の過程でも、厳しい躾をすべき子供の時代に甘やかし自立心を養成すべき時に干渉する等、教育の面でも発想の逆転が必要である。

三、コミュニティづくりの必要性と、その壁

(1)国そのもの、なかんずく3割自治といわれる中の7割の首根っ子をおさえているのが国の行政機構である。政府は、弱い、小さい政府である方がよい。地方行政を強くし、地方の住民が積極的に参加し、顔と顔をつき合わせて、自分達の行政をコントロールすることができるような町づくりを進める上に7割の金をにぎっている官僚機構は大きな障害となっている。

(2)住民の政治的無関心

市民自治の担い手を養成することにおいて、地方政治に関心をもたない人が多いことは、大きな問題である。特に大都市近辺では、企業サイドの人々が地元の生活に根づかない現状である。これを地元や、家庭の中で解決してゆかなければ、必ず自分達のくらしの上に、マイナスとなって返ってくることを知らねばならない。

複雑な社会的素材が渦まけば、渦まくほど、住民はコミュニティづくりの中で、これら障害をいかに切りぬけるかの正念場におかれているといえよう。

概略このようなお話の後、質疑に入った。残念ながら時間の関係で質問は3名にとどまったが、活発な応答がおこなわれた。

質問の第一は、小平市に住む橋本さん、地域で婦人問題に興味をもち、幼な子を抱えながらも地域活動に積極的な若い母親。

「地域で幾つかの小さなグループをつくって学習しているが、訓練されたグループはともすれば閉鎖的となり近よりがたく、小さなグループ同士が横の連帯をもちたいと願っても難しい。点から線へ、コミュニティづくりをしていくためには、どうしたらいいでしょうか」と切実な声。

これに対し、小林先生は、「私は川崎で夫妻同伴のサークル活動に参加しているが、ある日は耶馬台国について、ある日は憲法問題など、それぞれ専門分野について話し合いをするうちに交流を深めている。ほんの二十名くらいの集まりだが、方々で、このようなことがおこなわれることが大切だと思う。

政治的無関心な人々に、発想をかえ身近なところから参加してゆく力を養うためには、自分達にとって、何が問題であるかをさぐってゆく小集会を沢山もつことは非常によいことであり、草の根民主主義の芽が育つ上で大切なことであるが、小さいサークルが閉鎖的集団になっては残念である。

集まる場所というのが又大切なことで、下駄ばきで行けるような場所を沢山つくることが必要であり、学校開放なども考えられる。あらゆる問題を顔をつき合わせて語り合えるグループのある場所でのモデル的成功例をつくり連鎖反応的にサークルをつくることもできるであろう。お互に面白さを知ることが、長く続く要因である。

これについて中野で公報発行条例運動にとりくんできた岸田さんは「ミニコミ紙発行にまでやっとこぎつけました」と活動報告。

次に多摩ニ [illegible] 副会長をつと [illegible] んから「専門 [illegible] どうしたらよ [illegible] 体的な質問。

ご自身、学 [illegible] 次のように話 [illegible]

「団地など [illegible] とたろうか [illegible] ップして協力 [illegible] 様にし、全国 [illegible] を育むことが [illegible]

（まとめ　大槻勲子）

## 花片

▼西に水 [illegible] 部に土砂 [illegible] い日本。人 [illegible] けに強い結 [illegible]

▼国連軍縮 [illegible] では、一致 [illegible] うであるが [illegible] ての田中里 [illegible] の詩ととも [illegible] た。特に喉 [illegible] 日本国民へ [illegible]

▼本欄に、 [illegible] （岩波映画 [illegible] 丁度見頃を [illegible] の友人の手紙 [illegible] うな歳月と [illegible] 支える白髪の [illegible] の回生を祝 [illegible] 氏が語った [illegible] たのではな [illegible] みにきたとい [illegible] 鳴っていた」 [illegible] にしみ、一人 [illegible]

▼同盟でも [illegible] 動だが、在宅 [illegible] に対する判決 [illegible] 負け続けに [illegible]

▼失業者百 [illegible] 持は12・1％ [illegible] 内閣成果な [illegible] 調査）。こう [illegible] みるだけで [illegible] びついてこそ [illegible]

▼永らく病床 [illegible] やっとの想い [illegible] 言いわけがま [illegible] 故障をお話し [illegible] すねと、少し [illegible] 後に落ちた人 [illegible] けが人並みの [illegible]

編集発行人　小池順子　発行所　日本婦人有権者同盟（渋谷区代々木2－21－11　婦選会館内）　電話（370）2727番　〒151　振替195409

---

# 新役員紹介　抱負を語る

会長
小池順子

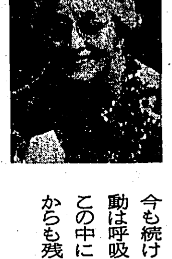

会員皆様がお互いに理解しあい連帯意識をもって同盟の支えとなって下さるように、又それぞれの持ち味を生かしていろいろな運動にとり組んで下さって、同盟の輪が力強く広がっていくように縁の下の力もちとして努力したいと思います。

第一副会長
松浦三知子

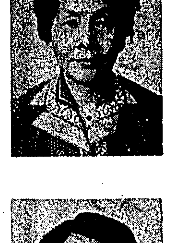

31年、私が書記に選任された年は、都議退職金不当支出に対する行政訴訟の提起や、小選挙区制反対運動があり、これらの根は深く今も続けられています。同盟の運動は呼吸の長いものです。しかしこの中に存在価値を求めて、これからも残りの力を振りしぼります。

副会長
伊藤智恵子

体力、能力ともに不足ですが、混とんとした社会情勢の中での有権者同盟の役割を考え、足りないながらも2年間をお手伝いさせていただきます。会員の皆様のご指導をよろしくお願いいたします。

副会長
大槻勲子

「温い心。冷静な頭。清くたくましい手。」この三つの〝H〟をもちながら、同盟の先輩が残された古い足跡に新しい光をあて、現在、各地方の実状にそくした地道な活動をつみ重ねている仲間同志、励まし合いながら、横のつながりを深めるお役目が果たせたら、幸せです。

副会長（地方）
針生かつ子

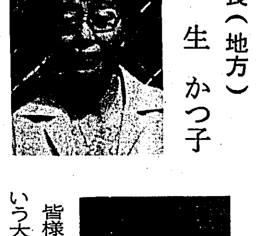

県外の支部とも交流、ある時は近隣支部との学習にも参加して運動目標に向って積極的な意見の交換。懇談の機会を持つことも大切であり同盟不変の姿勢を原点として支部相互の理解を深め親睦をはかることを新年度の抱負としたい。

書記
久保田須弥

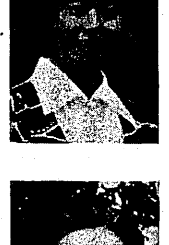

経験も浅く未熟でございますが会長はじめ会員の方々のお力添えを得て会務をつとめます一方、空洞化されつつある憲法を守り抜くための運動、会の発展に微力を尽したいと存じますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

会計
富田正江

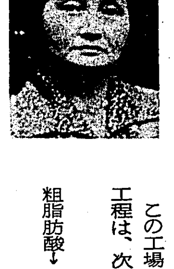

同盟の会計は多く余ってもいけない、少し足りない位でよいとは市川先生の御言葉ですが毎月毎月の増減に一喜一憂の連続です。会費が滞り無く納入され新会員も予定通り増加して、せめて毎月が無事に過ごせます様願っております。

書記
稲茂登冴子

皆様の御声援により本部書記という大役を仰せつかり重責を噛み締めている最中でございます。未熟でございますが、皆様にそして新会長に御迷惑をお掛けしない様誠意をもってお役を果していきたいと思っております。（4月20日）

会計
杉山利子

メンバーの若返りを言われる折、明治生れの出る幕ではないと思う併しご推薦を受けた上は及ばずながら出来るだけのご協力を申し上げたい。熱意に燃え石鹸運動に又出版にと真剣に取り組んで居られる若い方々に、同盟の前途は明るいと期待しております。

## 教育を考える⑥

## 文部省がめざした「高校全入」

子どもたちの荒廃は、いま、親である私たちに重くのしかかっている現実である。どうにかしなければならぬと、皆なが思っている。しかし、その思いを行動に移す親がどれ程いるか。

自殺や非行の根に、いまの受験体制がまぎれもなくある。たとえば自殺理由の過半数は、成績や進路のくるしみに根ざしている。非行については、象徴的な事例を記しておこう。あの富山の、三七体制―三割普通高校、七割職業高校という企業要請に応じた高校受験の選別がはじまってまもなく、富山駅前で起こった暴走族のはしりの風景、少年工員や職業高校生によるオートバイ疾走の様子を、NHK朝のテレビが伝えていた。おそらくこれがテレビ放映最初の暴走族であったと思う。そしてこの朝、当時の「こんにちわ奥さん」は富山から大挙上京して普通高校の枠を拡げてと訴える中学生、母親たちの声を特集していた。

「職業高校だっていいじゃないか、手に職を持つ、すばらしいことだ」というのは、オトナ側の勝手な論理である。いまの職業高校に、仕方なくしていく子どもたちの上に、差別のレッテルをかぶせたのは、他ならぬオトナたちであり、世間であり、社会である。登下校のとき学校のバッジを隠し、顔うつむけて校門にむかう職業高校生の、胸に波打つ思いは、差別された彼ら自身でなければ到底わかるはずもない。差別のきっかけを作りつづけたのが、PTAにも市民運動にもかかわらず何の行動も起さずわが子の受験体制を容認してきた大部分のオトナたちであることを思うと、非行に走る子のいたいほどの心のきらめきが、私には見えてくる。

彼らはもっとも人間らしい抵抗を示しているのかもしれぬと、そんな気持ちに沈むことさえある。

昭和24年4月、文部省は「新制高等学校望ましい運営の指針」の中でのべている。「入学者の選抜は、……それ自体望ましいことでなく、やむを得ない害悪であって、経済が復興して新制高等学校で学びたい者に適当な施設を用意することができるようになれば、直ちになくすべきものであると考えなければならない」

さらに翌25年8月、第二次訪日アメリカ使節団に提出した「日本における教育改革の進展」の中で文部省は報告している。「高等学校は……『希望者はだれでも入学できる』……この観点から、まず学区制を設ける必要が認められ……1949年9月には、46都道府県中36県がこれを実施し、10府県が検討中である。この結果は、学校差がなくなって、入試試験の弊害が除かれ、学校間の差別的感情も失なわれ、……本来の性格にふさわしい教育の実施が可能となったのである」

入試をなくし、地元の子が地元の高校へ、総合高校の中で自由に普通課程と職業課程を選択し、実社会へ出ていく――これが維持されてさえいれば、いまのような青春の荒廃はなかったにちがいない。この民主主義下の進路の理念を、無残に押しつぶしていった直接の犯人は、公選から任命にかわったばかりの各地の教育委員会であり、変節した文部省自身であったことを忘れまい。

（永畑道子）

## リサイクル'78

### 粉せっけん製造工程をのぞく

連休明けの5月8日、リサイクル'78販売促進メンバーのうち4名（伊藤、藤田、横田、原）は、平塚市にある、ボーソー油脂の工場を訪ねました。

リサイクル'78粉せっけんの製造元であるボーソー系列のクミアイ油脂株式会社は、全農購連系の工場として、油脂、石けん、化学肥料などを製造してきた。昭和44年からボーソー系の資本と技術が導入され昭和51年からは100％ボーソー油脂の系列となった。

現在この工場で生産しているのは粉せっけんだけである。米糠から米糠油を精製した残りの粗脂肪酸から粉せっけんまでの工程をこの工場で受けもっている。

この工場での粉せっけんの製造工程は、次のとおりである。

粗脂肪酸→蒸溜→ピッチ
　　　　　　　→蒸溜脂肪酸→
鹸化→配合（カセイソーダ、ソーダ灰、香料）→粉砕→計量、充塡→粉せっけん（リサイクル'78）

リサイクル'78粉せっけんは、蒸溜して純粋な脂肪酸をとり出す方法で作られるので、ちょうど水を蒸溜して精製水をとり出すのと同じで、不純物が全くとりのぞかれた脂肪酸でつくられているのが特徴である。屋外にそびえ立つこの連続蒸溜設備は、24時間稼動ということであった。

そして配合された石けんは粉砕され、袋詰めにされて出来上がる。

最近、米の消費量が減っているうえに、えのき茸の栽培などで米糠の需要がふえ、品不足になるという声もあるが、米を生産している国はたくさんあり、いざとなれば輸入することも考えられるので品不足による価格の変動などの心配は無用であるとのことであった。

〰〰〰

リサイクル'78粉石けんの日本食品分析センターによる分析表は来月号に掲載します。

日本食品分析センターとは

財団法人日本水産油脂協会が母体であり、その技術部が設立当初から輸出ビタミン油の検定、油脂の理化学分析試験を行なってきた。この技術部が昭和32年に分離されて、油脂検定協会となり、44年に現在の名称となった。

昭和50年厚生省より「食品衛生法」に基づく検定機関に、51年には農林省より「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づく検定機関に指定された。

また日本農林規格（JAS）の登録格付機関でもある。

昭和47年に渋谷区内に本部ビルを完成し、総合分析機関としての態勢を整え、更に49年には大阪支所を開設し、全国的な規模で分析業務の遂行に当ることになった。

メーカーの依頼や官公庁の委託をうけて分析試験を実施している。

主な事業内容は衛生試験、栄養試験、規格試験、品質試験　毒性関連試験、品質管理契約、安全性証明行為等である。（職員は化学、理学、食糧、水産等の専門家を含めて260名がそれぞれの任務に当っている。）

国や都の衛研等ではメーカーの依頼による分析試験は行なわれていないので、総て民間の中立な立場の第三者機関が、有料でこれらの分析試験を行なうことになっている。

（文責　原　輝恵）

## 運動日誌（4/6～5/19）

4/6 ○生活を守る都民集会
4/7 ○東京都婦人問題会議
○弁護人ぬき裁判で国会請願統一行動、幹事会
○事務局打ち合せ
4/8 ○婦人政治参加状況発表
○財務部会
4/10 ○婦選会議
4/11 ○源氏の会
○青年の集会準備会
○売春問題とりくむ会
○出版機関紙整理会
○総会準備委員会
○石けん会議
4/12 ○総会準備
○東京都中間報告への意見まとめ
4/13 ○総会準備
4/14 ○第29年次総会
○第28年次第4回中央委員会
○東京都環境週間対話集会小委員会（第1回）
○弁護人ぬき裁判で国会請願
4/15 ○第29年次総会
○第29年次第1回中央委員会
4/17 ○総会あとしまつ
○石けん会議
○婦選会議反省会
4/18 ○少年法幹事会
○公害監視委員会
4/19 ○参院定数学習会
○石けん打ち合わせ
○石けん会議
4/20 ○出版部会、整理会
○新旧役員打ち合わせ
○都連
4/21 ○国際婦人年の決議を実現するための連絡会
○経企庁消費問題懇談会
○弁護人抜き裁判で国会請願
4/22 ○都・近県の役員中央委員支部長の集会
○53年度第1回常任委員会
4/24 ○環境週間対話集会小委員会（第2回）
○塩尻支部総会
○韓国訪問出発
4/25 ○機関紙初校
4/27 ○生活を守る都民会議
4/28 ○弁護人抜き裁判反対国会請願
5/2 ○韓国から三氏帰国
○機関紙再校
5/6 ○新旧役員懇談会
5/8 ○売春問題とりくむ会
○司法幹事会・各団体要請まわり
○石けん工場見学
5/9 ○源氏の会
○役員、委員長、部長会議
○議長交際費訴訟学習会
○青年集会学習会
5/10 ○参院定数訴訟公判
○機関紙発送
5/11 ○議長交際費訴訟
○韓国訪問報告会
5/12 ○司法幹事会、国会請願弁護人抜き裁判反対大集会、請願デモ
○出版整理会
5/15 ○財政検討会
5/16 ○司法幹事会、弁護人抜き裁判反対請願
○事務局会議
5/17 ○少年法幹事会、法務省へ申し入れ
○東部支部結成式
5/18 ○政啓委員会
○都連
○都環境週間実行委員会
○石けん打ち合わせ
5/19 ○司法幹事会
○経企庁消費問題懇談会
○和食の会

純植物性原料使用
リサイクル'78
粉せっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、無料で配達いたします。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2－21－11
〒151 ☎03－370－4541

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

## 日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の1部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

# 弁護人抜き裁判特例法に反対

## 自由と人権を脅かす危険な法律

政府自民党は、「刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案」をわざわざ「過激派裁判正常化法」と称し、「これを弁護人ぬき裁判法と呼ぶのは誤りで、裁判すっぽかし戦術に対処するために是非とも必要な法律である」とチラシを作成配布（5月下旬300万枚配布）するなど大々的な宣伝工作をしています。

しかし、この法案の内容は、権力主義的訴訟促進政策を目的としており、この法案が適用される事件についての限定がなく、裁判官の判断次第で、一般刑事事件にも拡大適用されうるようになっているので、国民の自由と人権をおびやかす危険があることは明らかです。

政府は昨年秋、突如、刑事訴訟法改正を提案し（2月に特例法案に変更）、短期間のうちに、しかも幅広い国民の同意も得ないまま、通常国会での成立をめざし（そのため国会会期を30日間も延長）、わずか数回の審議で押し通そうとする異常なまでの執着を示して来ました。また、こともあろうに憲法の番人であるべき岡原最高裁長官が憲法記念日の公式談話で、国会で審議中のこの法案を支持する姿勢を明らかにし、三権分立の大原則を無視して立法府に介入したのです。岡原発言に弾劾の声が高まっている中で、政府は「岡原長官を積極的に擁護していく」ことを確認。このことは、最高裁と政府が一体となって司法の反動化を進めていることを公けにしたものです。

## 暗黒裁判復活を許すなと大集会

司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議では、弁護人ぬき裁判特例法案の廃案をめざして請願署名運動に取組み、個人署名は20万余名、団体署名も5500を超え、毎週金曜日に国会請願行動をしてきました。有権者同盟も毎回この請願行動に参加し、会員の皆さんから寄せられた署名簿を提出。

同連絡会議では、5月12日、＊

＊日比谷野外音楽堂で「弁護人ぬき裁判特例法阻止緊急国民集会」を主催。暗黒裁判復活を許すな！ 民主主義を守れ！ 岡原発言追及！ のスローガンのもとに約9000名の人が参加。林立する旗の波、ムンムンする熱気、集会は大成功。同盟からは紀平政啓委員長が演壇に立ち決意を表明しました。参加者は決議を採択し、「廃案までガンバロウ！」三唱の後、国会までデモ行進しました。

## 次期国会では廃案に

特別法案は、弁護士会、労組、市民団体等各界の熱心な反対運動と広範な世論の共感のもとに、「継続審議」という形で、今国会での成立は一応阻止されたが、廃案に出来なかった以上、まだまだ油断は許されないのです。「継続審議」は時間かせぎによって、反対運動をしずめ、世論の批判をかわし、なんとしてでも成立させようとする常套手段であり、秋（8月末か9月初め招集見込み）の国会での法案成立に道をひらいたことを意味しています。

次期国会では是非とも廃案に追い込むよう反対運動の持続と一層の拡大を要請します。

（資料・講師派遣の申し込みは事務局へどうぞ）（本田年子）

☆ ☆ ☆

### 決議

「弁護人ぬき裁判」特例法案をめぐる情勢は、現在、国会会期末を迎え、きわめて緊迫した段階にさしかかっています。

この法案に反対する広はんな国民の運動にいらだった最高裁岡原長官の発言は、労働基本権の否認をはじめとする司法反動の実態とこの法案の危険性をあらためて広く国民の前に明らかにするとともに、この法案にかける政府・自民党と、これと一体となった最高裁判所のなみなみならない執念を示したものです。

もし、このような画策を許すなら、憲法に保障された国民の弁護人による弁護をうける権利や裁判の公正をふみにじられることはもちろん、刑法、少年法の改悪にも道をひらくことになり、国民の自由と人権がおびやかされ、民主主義がそこなわれることはいうまでもありません。

しかし、各界・各層の国民とともに、暗黒裁判に道をひらく「弁護人ぬき裁判」特例法に反対してねばり強くつみ重ねられてきた私たちの運動は、いまやこの法案の廃案を求める国民の大きな声となり、全国各地に急速にたかまりつつあります。

この運動を今後ひとまわり、ふたまわりひろげ、院内外の力を固く結合して最後まで闘い抜くことが、今日わたくしたちに強くもとめられています。

私たちは、岡原最高裁長官の即時辞任を求めるとともに、国民の人権と民主主義を守るため、「弁護人ぬき裁判」特例法案の廃案をめざして全力をあげて奮闘することをここに誓います。

右決議します。

一九七八年五月一二日

「弁護人ぬき裁判」
特例法阻止緊急国民集会

## ひろば

## よみがえれ水のいのち

1960年代から70年代にかけて、合言葉のように進められた高度経済成長は、急速に環境を破壊していき、山紫水明、四季おりおりの美しいこの日本列島は、今やすっかり公害列島と化してしまった。

いのちの根源である大気と土と水が汚染され、数限りない有害物質に取り囲まれた私達は、この上ない不安の中で、生きることを余儀なくされている。

宇井純さんによると、日本は自然条件・社会条件ではもっとも公害の起こりにくい国であるということだ。しかしその日本がご存じのように世界で最もひどい公害国になってしまっている。GNPが世界第2位だ、経済大国だといいながら、人間一人一人のいのちは軽んじ、政治行政は企業と密着して、コストのかかる設備はせず、公害はタレ流し、儲けるだけ儲ける企業に対しては、政治も行政も見て見ぬふりであれば、公害国世界第1位は当然の帰結であろう。

6月6日には婦人有権者同盟も参加して、都内一斉に二酸化窒素の測定が行なわれた。今年もきっと高い数値が出るだろうが、それにもかかわらず、環境庁は環境基準の緩和をはかろうとしている。

大量の魚が死ぬ赤潮の発生は、年々増えて水産庁の調べでは、昭和42年には48件だったのが51年には326件、10年間で、ほぼ7倍の増加率になっていると、6月号の機関紙で指摘されていた。しかし赤潮の発生源である合成洗剤をやめるどころか行政や企業で見直しされる気配もない。政治も行政も嘘でごまかしているのなら、自分のいのちは自分で守らなければならない。

粉石けんを使う運動は、婦人団体などによってねばり強く続けられて久しいが、婦人有権者同盟でも今年総会の日を期して、環境をよくするため独自に開発した粉石けん"リサイクル'78"の運動が始められた。いい粉石けんへの要求は多く、各地から問い合わせが殺到しているのは心強い。原料が国内資源の米糠であり、まさしくリサイクルである。私達は自然を守る消費者運動の中で生活に密着した粉石けんをひろめながらも、この粉石けんのつくられる工程を今後も常に監視し、問題があれば追求してゆく姿勢を保ってゆかなければならない。

私の住む武蔵小金井の、大岡昇平の「武蔵野夫人」に書かれた美しい"はけ"は水が枯れ、雑木林も少なくなった。多摩ニュータウンのかつては樹木に覆われた美しい丘陵も開発され、宅地となった。今は少なくなってしまった"多摩かんあおい"を保護しようという運動も起っていると聞いている。

地球上の生態系は自然の法則によって、大気と土と水との調和によって保たれている。木一本切っても地下水の流れは変わってしまうほど崩れやすい自然を、人間も自然の中の一部分として、地球の将来に向かって英知を働かしてゆかなければならない。

（副会長　伊藤智恵子）

## 講演
## 憲法と地方自治

東京大学教授
小林　直樹　氏

地方自治の重要さは改めて認識されつつありますが、婦人有権者同盟では、婦選会館と共催で、5月31日、東京大学教授、小林直樹氏を婦選会館にお迎えして、「憲法と地方自治」について講演会をひらきました。

公害を追放する住民運動や、生活と政治をつなぐ草の根民主主義は、地方自治のあり方と深くかかわっています。地域で住民が身近かな問題を話し合う場から要望が行政レベルに出されてゆくことにより、名実の伴った自立した主権者が育ってゆきます。

その芽を育てる場を数多くしてゆくことにより、三割自治の厳しい自治体の現実を主権者の側から切り崩してゆくことも出来るという展望を持ちました。

一、市民自治、住民参加が叫ばれるようになった背景

(1)立法府の現状

民主的な政策決定機関としての機能を充分はたしていない。現代社会の複雑化のため行政官僚が大きな力をもっている。国会の委員会にベテランが集まり、委員会が本会議に優越することになり、少数の委員会レベルでの決定が、国民の意思決定として通用するようなシステムになってしまっている。

その上選挙が、大きく金によってけがされていることを考えると、国民の意思は大きくゆがめられた形で伝達されていることになる。

(2)行政について

有権者の四割以上が政治に無関心である今日、多数党の意思は、実際の支持が少ないにもかかわらず、国民の総意のような形として行政に反映している。

たまさか投票の時だけ、主権者になるだけで、あとは政治を行政にゆだねてしまうことになる。

(3)司法権がうまく働かない

最高裁が内部のしめつけをしており、政府にたてつく裁判官は、入ることも出来ない状態であり、裁判所が、国政へのチェック機能を失ってしまった。

国民主権をとりもどすためには単に選挙で国会の代表を選び出すだけでは不十分である。草の根民主主義に立ちもどって、地元から体質改善をしてゆくよりみちはない。これが、町づくり、住民参加が叫ばれた大きな原因になった理由である。

二、地方自治に求められるもの

(1)町づくりでは、中央管理行政のままに、総合的都市計画もなく、目先の便利さだけを追求した下手な都市づくりをし、公害先進国になってしまったことからも、日本人の発想の逆転が必要であり、そこから市民自治という発想が生れる。

(2)人間形成の過程でも、厳しい躾をすべき子供の時代に甘やかし自立心を養成すべき時に干渉する等、教育の面でも発想の逆転が必要である。

三、コミュニティづくりの必要性と、その壁

(1)国そのもの、なかんずく3割自治といわれる中の7割の首根っ子をおさえているのが国の行政機構である。政府は、弱い、小さい政府である方がよい。地方行政を強くし、地方の住民が積極的に参加し、顔と顔をつき合わせて、自分達の行政をコントロールすることができるような町づくりを進める上に7割の金をにぎっている官僚機構は大きな障害となっている。

(2)住民の政治的無関心

市民自治の担い手を養成することにおいて、地方政治に関心をもたない人が多いことは、大きな問題である。特に大都市近辺では、企業サイドの人々が地元の生活に根づかない現状である。これを地元や、家庭の中で解決してゆかなければ、必ず自分達のくらしの上に、マイナスとなって返ってくることを知らねばならない。

複雑な社会的素材が渦まけば、渦まくほど、住民はコミュニティづくりの中で、これら障害をいかに切りぬけるかの正念場におかれているといえよう。

概略このようなお話の後、質疑に入った。残念ながら時間の関係で質問は3名にとどまったが、活発な応答がおこなわれた。

質問の第一は、小平市に住む橋本さん、地域で婦人問題に興味をもち、幼な子を抱えながらも地域活動に積極的な若い母親。

「地域で幾つかの小さなグループをつくって学習しているが、訓練されたグループはともすれば閉鎖的となり近よりがたく、小さなグループ同士が横の連帯をもちたいと願っても難しい。

点から線へ、コミュニティづくりをしていくためには、どうしたらいいでしょうか」と切実な声。

これに対し、小林先生は、「私は川崎で夫妻同伴のサークル活動に参加しているが、ある日は耶馬台国について、ある日は憲法問題など、それぞれ専門分野についての話し合いをするうちに交流を深めている。ほんの二十名くらいの集まりだが、方々で、このようなことがおこなわれることが大切だと思う。

政治的無関心な人々に、発想をかえ身近なところから参加してゆく力を養うためには、自分達にとって、何が問題であるかをさぐってゆく小集会を沢山もつことは非常によいことであり、草の根民主主義の芽が育つ上で大切なことであるが、小さいサークルが閉鎖的集団になっては残念である。

集まる場所というのが又大切なことで、下駄ばきで行けるような場所を沢山つくることが必要であり、学校開放なども考えられる。あらゆる問題を顔をつき合わせて語り合えるグループのある場所でのモデル的成功例をつくり連鎖反応的にサークルをつくることもできるであろう。お互に面白さを知ることが、長く続く要因である。

これについて中野で公報発行条例運動にとりくんできた岸田さんは「ミニコミ紙発行にまでやっとこぎつけました」と活動報告。

◇

次に多摩ニ[illegible]

（まとめ　大槻勲子）

## 花片

▼西に水[illegible]

▼国連軍[illegible]

▼本欄に[illegible]

▼同盟で[illegible]

▼失業者[illegible]

▼永らく[illegible]

---

# 新役員紹介 抱負を語る

会長
小池順子

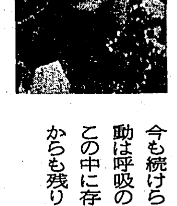

会員皆様がお互いに理解しあい連帯意識をもって同盟の支えとなって下さるように、又それぞれの持ち味を生かしていろいろな運動にとり組んで下さって、同盟の輪が力強く広がっていくように縁の下の力もちとして努力したいと思います。

第一副会長
松浦三知子

31年、私が書記に選任された年は、都議退職金不当支出に対する行政訴訟の提起や、小選挙区制反対運動があり、これらの根は深く今も続けられています。同盟の運動は呼吸の長いものです。しかしこの中に存在価値を求めて、これからも残りの力を振りしぼります。

副会長
大槻勲子

「温い心。冷静な頭。清くたくましい手。」この三つの"H"をもちながら、同盟の先輩が残された古い足跡に新しい光をあて、現在、地域で、各地方の実状にそくした地道な活動をつみ重ねている仲間同志、励まし合いながら、横のつながりを深めるお役目が果たせたら、幸せです。

副会長
伊藤智恵子

体力、能力ともに不足ですが、混とんとした社会情勢の中での有権者同盟の役割を考え、足りないながらも2年間をお手伝いさせていただきます。会員の皆様のご指導をよろしくお願いいたします。

副会長（地方）
針生かつ子

県外の支部とも交流、ある時は近隣支部との学習にも参加して運動目標に向って積極的な意見の交換。懇談の機会を持つことも大切であり同盟不変の姿勢を原点として支部相互の理解を深め親睦をはかることを新年度の抱負としたい。

書記
久保田須弥

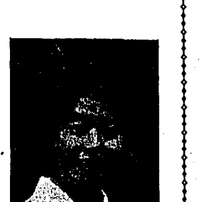

経験も浅く未熟でございますが会長はじめ会員の方々のお力添えを得て会務をつとめます一方、空洞化されつつある憲法を守り抜くための運動、会の発展に微力を尽したいと存じますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

書記
稲茂登冴子

皆様の御声援により本部書記という大役を仰せつかり重責を噛み締めている最中でございます。未熟でございますが、皆様にそして新会長に御迷惑をお掛けしない様誠意をもってお役を果していきたいと思っております。（4月20日）

会計
富田正江

同盟の会計は多く余ってもいけない、少し足りない位でよいとは

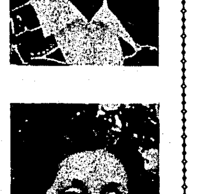

市川先生の御言葉ですが毎月毎月の増減に一喜一憂の連続です。会費が滞り無く納入され新会員も予定通り増加して、せめて毎月が無事に過ごせます様願っております。

会計
杉山利子

メンバーの若返りを言われる折、明治生れの出る幕ではないと思う併しご推薦を受けた上は及ばず乍ら出来るだけのご協力を申し上げたい。熱意に燃え石鹸運動に又出版にと真剣に取り組んで居られる

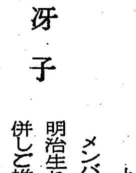

若い方々に、同盟の前途は明るいと期待しております。

## 教育を考える⑥
## 文部省がめざした「高校全入」

子どもたちの荒廃は、いま、親である私たちに重くのしかかっている現実である。どうにかしなければならぬと、皆な思っている。しかし、その思いを行動に移す親がどれ程いるか。

自殺や非行の根に、いまの受験体制がまぎれもなくある。たとえば自殺理由の過半数は、成績や進路のくるしみに根ざしている。非行については、象徴的な事例を記しておこう。あの富山の、三七体制―三割普通高校、七割職業高校という企業要請に応じた高校受験の選別がはじまってまもなく、富山駅前で起こった暴走族のはしりの風景、少年工員や職業高校生によるオートバイ疾走の様子を、NHK朝のテレビが伝えていた。おそらくこれがテレビ放映最初の暴走族であったと思う。そしてこの朝、当時の「こんにちわ奥さん」は富山から大挙上京して普通高校の枠を拡げてと訴える中学生、母親たちの声を特集していた。

「職業高校だっていいじゃないか、手に職を持つ、すばらしいことだ」というのは、オトナ側の勝手な論理である。いまの職業高校に、仕方なくしていく子どもたちの上に、差別のレッテルをかぶせたのは、他ならぬオトナたちであり、世間であり、社会である。登下校のとき学校のバッジを隠し、顔うつむけて校門にむかう職業高校生の、胸に波打つ思いは、差別された彼ら自身でなければ到底わかるはずもない。差別のきっかけを作りつづけたのが、PTAにも市民運動にもかかわらず何の行動も起さずわが子の受験体制を容認してきた大部分のオトナたちであることを思うと、非行に走る子のいたいほどの心のきらめきが、私には見えてくる。

彼らはもっとも人間らしい抵抗を示しているのかもしれぬと、そんな気持ちに沈むことさえある。

昭和24年4月、文部省は「新制高等学校望ましい運営の指針」の中でのべている。「入学者の選抜は、……それ自体望ましいことでなく、やむを得ない害悪であって、経済が復興して新制高等学校で学びたい者に適当な施設を用意することができるようになれば、直ちになくすべきものであると考えなければならない」

さらに翌25年8月、第二次訪日アメリカ使節団に提出した「日本における教育改革の進展」の中で文部省は報告している。「高等学校は……『希望者はだれでも入学できる』……この観点から、教育の機会均等を保障するために、まず学区制を設ける必要が認められ……1949年9月には、46都道府県中36県がこれを実施し、10府県が検討中である。この結果は、学校差がなくなって、入試試験の弊害が除かれ、学校間の差別的感情も失なわれ、……本来の性格にふさわしい教育の実施が可能となったのである」

入試をなくし、地元の子が地元の高校へ、総合高校の中で自由に普通課程と職業課程を選択し、実社会へ出ていく――これが維持されてさえいれば、いまのような青春の荒廃はなかったにちがいない。この民主主義下の進路の理念を、無残に押しつぶしていった直接の犯人は、公選から任命にかわったばかりの各地の教育委員会であり、変節した文部省自身であったことを忘れまい。

（永畑道子）

## リサイクル'78
### 粉せっけん製造工程をのぞく

連休明けの5月8日、リサイクル'78販売促進メンバーのうち4名（伊藤、藤田、横田、原）は、平塚市にある、ボーソー油脂の工場を訪ねました。

リサイクル'78粉せっけんの製造元であるボーソー系列のクミアイ油脂株式会社は、全農購連系の工場として、油脂、石けん、化学肥料などを製造してきた。昭和44年からボーソー系の資本と技術が導入され昭和51年からは100%ボーソー油脂の系列となった。

現在この工場で生産しているのは粉せっけんだけである。米糠から米糠油を精製した残りの粗脂肪酸から粉せっけんまでの工程をこの工場で受けもっている。

この工場での粉せっけんの製造工程は、次のとおりである。

粗脂肪酸→蒸溜┬→ピッチ
　　　　　　　└→蒸溜脂肪酸↓
鹸化→配合（カセイソーダ、ソーダ灰、香料）→粉砕→計量、充塡→粉せっけん（リサイクル'78）

リサイクル'78粉せっけんは、蒸溜して純粋な脂肪酸をとり出す方法で作られるので、ちょうど水を蒸溜して精製水をとり出すのと同じで、不純物が全くとりのぞかれた脂肪酸でつくられているのが特徴である。屋外にそびえ立つこの連続蒸溜設備は、24時間稼動ということであった。

そして配合された石けんは粉砕され、袋詰めにされて出来上がる。

最近、米の消費量が減っているうえに、えのき茸の栽培などで米糠の需要がふえ、品不足になるという声もあるが、米を生産している国はたくさんあり、いざとなれば輸入することも考えられるので品不足による価格の変動などの心配は無用であるとのことであった。

リサイクル'78粉石けんの日本食品分析センターによる分析表は来月号に掲載します。

### 日本食品分析センターとは

財団法人日本水産油脂協会が母体であり、その技術部が設立当初から輸出ビタミン油の検定、油脂の理化学分析試験を行なってきた。この技術部が昭和32年に分離されて、油脂検定協会となり、44年に現在の名称となった。

昭和50年厚生省より「食品衛生法」に基づく検定機関に、51年には農林省より「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づく検定機関に指定された。

また日本農林規格（JAS）の登録格付機関でもある。

昭和47年に渋谷区内に本部ビルを完成し、総合分析機関としての態勢を整え、更に49年には大阪支所を開設し、全国的な規模で分析業務の遂行に当ることになった。

メーカーの依頼や官公庁の委託をうけて分析試験を実施している。

主な事業内容は衛生試験、栄養試験、規格試験、品質試験　毒性関連試験、品質管理契約、安全性証明行為等である。（職員は化学、理学、食糧、水産等の専門家を含めて260名がそれぞれの任務に当っている。）

国や都の衛研等ではメーカーの依頼による分析試験は行なわれていないので、総て民間の中立な立場の第三者機関が、有料でこれらの分析試験を行なうことになっている。

（文責　原　輝恵）

## 運動日誌（4/6〜5/19）

4/6 ○生活を守る都民集会
4/7 ○東京都婦人問題会議
○弁護人ぬき裁判で国会請願統一行動、幹事会
○事務局打ち合せ
4/8 ○婦人政治参加状況発表
○財務部会
4/10 ○婦選会議
4/11 ○源氏の会
○青年の集会準備会
○売春問題ととりくむ会
○出版機関紙整理会
○総会準備委員会
○石けん会議
4/12 ○総会準備
○東京都中間報告への意見まとめ
4/13 ○総会準備
4/14 ○第29年次総会
○第28年次第4回中央委員会
○東京都環境週間対話集会小委員会（第1回）
○弁護人ぬき裁判で国会請願
4/15 ○第29年次総会
○第29年次第1回中央委員会
4/17 ○総会あとしまつ
○婦選会議反省会
○石けん会議
4/18 ○少年法幹事会
○公害監視委員会
○石けん打ち合わせ
4/19 ○参院定数学習会
○石けん会議
○新旧役員打ち合わせ
4/20 ○出版部会、整理会
○都連
4/21 ○国際婦人年の決議を実現するための連絡会
○経企庁消費問題懇談会
○弁護人抜き裁判で国会請願
4/22 ○都・近県の役員中央委員支部長の集会
○53年度第1回常任委員会
4/24 ○環境週間対話集会小委員会（第2回）
○塩尻支部総会
○韓国訪問出発
4/25 ○機関紙初校
4/27 ○生活を守る都民会議
4/28 ○弁護人抜き裁判反対国会請願
5/2 ○韓国から三氏帰国
○機関紙再校
5/6 ○新旧役員懇談会
5/8 ○売春問題ととりくむ会
○司法幹事会・各団体要請まわり
○石けん工場見学
5/9 ○源氏の会
○役員、委員長、部長会議
○議長交際費訴訟学習会
○青年集会学習会
5/10 ○参院定数訴訟公判
○機関紙発送
5/11 ○議長交際費訴訟
○韓国訪問報告会
5/12 ○司法幹事会、国会請願弁護人抜き裁判反対大集会、請願デモ
○出版整理会
5/15 ○財政検討会
5/16 ○司法幹事会、弁護人抜き裁判反対請願
○事務局会議
5/17 ○少年法幹事会、法務省へ申し入れ
○東部支部結成式
5/18 ○政啓委員会
○都連
○都環境週間実行委員会
○石けん打ち合わせ
5/19 ○司法幹事会
○経企庁消費問題懇談会
○和食の会

ぬれ手にご注意！

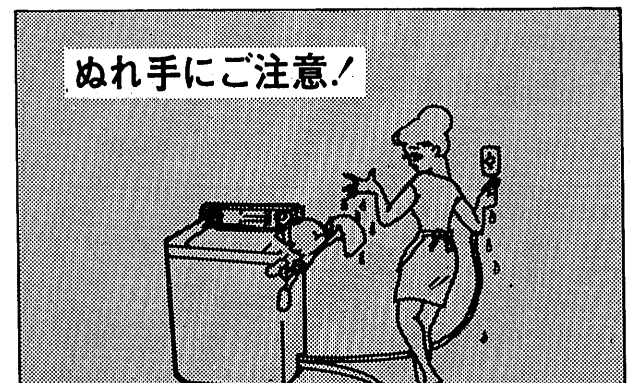

純植物性原料使用
リサイクル'78
粉せっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、無料で配達いたします。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2−21−11
〒151 ☎03−370−4541

# 金のかかる選挙を助長する
# 租税特別措置法成立す
## 市川房枝議員はじめ二院ク反対

金のかからない選挙と政治の実現は、国民の世論です。

ところが去る5月12日、参議院本会議において、世論には逆行する、「租税特別措置法の一部改正案」が通過成立してしまいました。

反対したのは、二院クラブの市川、青島、山田、下村の四議員のみ、特に市川房枝議員は、大蔵委員会において一人反対の採決をしています。

×　×　×

本同盟は、昭和30年代から、政治資金は、「個人に限り、企業献金は禁止すべき」との方向で政治資金規正法の改正運動を続けて来ています。しかしロッキード問題も選挙がすめば忘れられてしまい、あれほど約束をしていた政党も政府も、腐敗根絶のための法的措置を果たさず、今日まで放置している現状です。

ロッキード田中の跡を受けた三木前総理は「選挙二法改正」をもって、金権排除の姿勢を示したつもりですが、この法改正では、むしろ、改悪というべきものでした。

なぜならば、政治資金規正法については、肝心の企業献金禁止は行なわず、わずか個人献金を促進させると称して「租税特別措置法の一部改正」をおこないました。その内容は「個人が政治活動に関する寄附をした場合、その支出金のうち、政党、政治資金団体、特定の政治団体又は特定の公職の候補者等に対するもので政治資金規正法又は公職選挙法により報告されたものにつき税制上寄附控除の特例措置の対象とする」というもので、この寄附の対象は、国会議員、知事、都道府県会議員でした。

ところが、今回の改正では対象範囲を拡大して　一、指定都市議会の議員、又は、市長職にある者を推薦し又は、支持することを本来の目的とする政治団体に対する支出金　二、これらの公職の候補者又は候補者となろうとする者を推薦し又は支持することを本来の目的とする政治団体に対する支出金（但し立候補の年およびその前年中にされたものに限る）　三、これらの公職の候補者に対する選挙運動に関してされた支出金、以上三つの条件のいずれかに合致するものも、同様の取り扱いにしようとするものです。

法手続き上は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部・第四十一条の14、第4号イ中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第二百五十二条の19、第一項の指定都市の議会の議員若しくは市長」に改めるというもので、附則として公布の日から施行され、同日以後の寄附について適用される、とされています。

改正案提出段階での国税減収額は昭和53年度において約500万円とみつもられています。

×　×　×

この案は昭和53年5月10日の衆議院大蔵委員会に、委員長提案、質疑なし、万場一致で可決、本会議でも万場一致で可決、翌11日には参議院大蔵委員会に提出され質疑なし、自民、社会、共産、公明、民社、新自由クラブ賛成（社民連は大蔵委なし）、翌12日本会議でスピード可決、驚くべきことには衆参両院とも審議抜きで採決されています。

終始反対に立った市川房枝議員は、次の5点をあげて反対されました。

一、政治献金の特定寄附扱いの問題は、もともと国会議員に限って考えられたものである。

二、指定都市の場合、選挙区は、区単位で行なわれるもので、一般市に比べ選挙区が小さく、それほど多額の政治資金、選挙費用を必要としない。又、一般市にも拡張されることも考えられ、選挙費用の増額が心配される。

三、選挙区が狭い所での特定寄附扱いは、寄附者の利益と、候補者との不明朗な結びつきが出来ることになる。

四、今法改正を必要とするかどうか疑わしく、指定市議員等の要求によって改正されたのならば、軽卒である。

五、このような法案が、衆院大蔵委員長の提案で、衆参両院とも審議を許さず即決によって採決されたことは納得できない。

私共はなしくづしに政治献金拡大の方向をたどる政治資金問題の監視を、有権者として強めねばならないことを痛感しています。

（紀平　悌子）

# 民主恢復を求める韓国の人びと
## ——統一社会党訪問——

ソウル第一夜、真夜中の12時になると、街は死んだように静かになります。外出禁止令が翌朝4時まで続くのです。

4月25日、統一社会党を訪問。金正禮委員長は私達の政党訪問のプログラムに、一番汚ない事務所を持ち、一人の議員も国会に送っていない統一社会党と、朴大統領の与党である民主共和党をわざと選びました。

金委員長によれば「野党第一党は新民党だけれど、与党とまるで変らないから、韓国の与党を見るなら、与党そのものである共和党と会う方が良いでしょう」とのこと。第二共和党化している新民党への痛烈な皮肉です。統一社会党の現状は韓国の政情のマイナス面の象徴といえましょう。

ソウル市人口70万、韓国人口3500万の中で、中央の活動家は10名、支部26、党員はソウル市に100人、全国に500人ほどといわれるわずかな勢力、民主救国の心に燃える同志的結束をもってはいますが、前回の選挙では、非民主的な選挙そのものを拒否したれも立候補せず、従って1名の議員も出していません。

顧問の金哲氏、鄭雲東統制委員長、中昌均指導委員、安弼洙委員長、朴昌均幹事長、李時俊代弁人長、金貞吉組織局長、金愛順女性局副局長が打ち揃い、私どもと意見を交換しました。

統一社会党が最も憂慮しているのは、当面の労働問題。日本の新聞でもみられるように、17才から20才の紡績化学工場の年少婦人労働者の待遇、最低は一万ウオンという低賃金に過重な労働、耐えかねた労働者のストライキ、断食での抵抗が頻発しています。馬山などの外国企業の協力を受けている企業は、「外国人投資企業の労組及び労働争議調整に関する臨時特例法」により、10万ドル以上の外国資本投資のある企業は、労働組合もつくれない、加えてインフレ物価高と住宅難です。

私の知るところによると、公務員給与算定で、5人家族が15万ウオン、生産性本部算定では16万8千ウオンといわれているが、こうした家庭でも、教育費が家計を圧迫しています。中学に進学する率が80％にもなっている現在、義務教育は6年間という、予算の貧しさが生活を苦しくしています。

工場労働者で、ふつう3万ウオン支給されるうち、一部屋1万5千ウオンもとられるので、2、3人で共同生活をする始末です。

「韓国の経済成長は、日本でおそれをなしているといわれるが、半製品の加工が多く、日本に吸いあげられる利益率は多いですよ」

日本への厳しい批判も韓国の人の間にはあります。

統一社会党の批判のとおり、韓国には「選挙はあるが、選挙はない」。現在韓国は一院制、将来統一後は二院制にすると、国会議事堂の建物は上院議員の議席を既に用意しています。然し、下院の3分の1は間接選挙——というよりは民主共和党推薦による候補を、国民統一議員会が選挙し任命するという、いわゆる推薦議員です。

従って総定数219名中73名は維新政友会という名の与党であり、あとは一応直接選挙、地方73の選挙区で1選挙区2名あて選ばれますが、共和党が必ず一名は当選し、あとは野党とは名のみの新民党、野党としては民主統一党が3名いますが、この勢力分野では共和党独裁の下院という事になります。

どうころんでも共和党が多勢を占めるようにできている選挙制度を統一社会党が拒否するのは無理もないことです。韓国女性有権者連盟が主目的とする、参政権の正しい行使のための政治教育も、これでは腕のふるいようもありません。

統一社会党訪問につづき、韓国の名門校梨花女子大学を訪問し、金栄積韓国女性問題研究所所長、李効再社会学科教授を訪ねました。

「恵まれたこの女子大の学生も今は男女差別、女子労働者の問題へのコミットに深く悩みつつあるのですよ」と語る両女史の言葉の端々からも、韓国の考える女たちの苦しみを垣間みる思いでした。

（紀平　悌子）

## 友好の翼中国へ

1978年・日中友好婦人の翼訪中団は、6月26日から7月10日14泊15日の予定で成田を出発しました。本同盟からは第一副会長の松浦三知子氏と青森支部・中央委員の砂田三重子氏の2名が参加しました。

日中友好の橋渡しとして、親善を深め、元気で帰国される日が楽しみです。

## 藤岡うた代さん

同盟を物心両面から大きく暖かく包んで育てて下さいました、旧くからの会員藤岡うた代様が、去る六月七日午前二時四十五分数え年九十三才の天寿を全うされ御昇天遊ばされました。

謹んで御冥福を御祈り申し上げます。

姉は婦選獲得運動時代より、名誉会長市川房枝先生の力強い協力者のお一人であられたと承って居りました。御生前おめにかかって親しくお話申し上げる機会もなく、永のお別れとなってしまいましたが、私共は悲しみを越え先輩の御遺志を引き継いで同盟の目的達成のため努力を続けて参りましょう。

# 支部訪問 ⑥塩尻

塩尻支部総会会場にて（53・4・24）

## 地味で芯のある、信濃の女たち

芽吹いたばかりの木々、桃、コブシの花々の美しい、長野県塩尻支部の総会に招かれ出席しました。

この支部は初代支部長中野千歳さんが、どの婦人団体に入ろうかと迷っておられた時、たまたま同盟長野県支部連合会に招かれて出席し、この会こそ自分が考えていた会だと思い、同志をさそい会員となって支部結成にふみきられたのだそうです。

それは昭和45年のことで、本部から当時の小林時枝副会長、山口みつ子氏、地元の諏訪支部の今井英子氏、松本支部の松沢光子氏などを中心に懇談会が開かれて、中野千歳氏・手塚千梢氏・故伊藤志真根氏等が中心となって準備会が作られ、同年の10月3日には会員29名によって支部結成が行われたとのことです。初代支部長中野千歳・副支部長手塚千梢・書記吉江きみ・塩原よね・会計故伊藤志真根・高山治子の諸氏で本部から小林副会長・松浦三知子政教委員が出席され盛大な発会式だったそうです。

結成直後の10月20日には選挙公報発行促進のため陳情書を市長及び市議会議長宛出し、11月にはそのための署名運動をして、12月20日の定例市議会で条令制定を可決させたとのお話を伺い、総会や中央委員会に提出される報告書だけではわからない、信州人の芯の強さ・団結力・実行力の重みを改めて感じ入ったことでした。

又結成後の翌年には県会議員選挙の立会演説会が中止になったことに対し、連続個人演説会を開いて有権者に候補者を知ってもらうよう4人の候補者に要望し、4月3・4・5の3日間6地区においてこれを実施させ皆に大層よろこばれたという運動の報告に、会員の中に議員経験者がおられていろいろアドバイスされる結果とはいえ勇気ある行動と熱意ある実践力に驚くばかりでした。

その他任期満了になった教育委員の後任に婦人を押しだしたお話、福祉行政充実のため市長、市議会議員との懇談会を度々行って要望が採択されるよう努力された話、又最高裁裁判官国民審査に対しては本部の申入れ通り選管を説得してこれを実施させた等々、地味ながら一つ一つ問題解決に向って活動を展開されている現状に頭の下がる思いでした。

福祉センターの一室を年間を通じて借り上げ、学習会を繰りかえし、市議会の傍聴はかかさず行う等模範支部といっても過言ではないとさえ思いました。

会員もちよりの山菜の煮物・お漬物を数々頂きお茶をのみながらの懇談もなかなか味のある楽しいものでした。

窓ごしに雪を頂くアルプスの峰を眺め乍らきびしい冬の寒さに堪えぬく根性が会員一人一人の中にどっしりと根をおろし、問題の所在をつかみ、とことんまでこれと取り組む姿勢が生れてくるのだなあと会員お一人お一人のお顔をしみじみと眺め廻わしました。

塩尻支部の中には若い働き盛りの会員がおられて、身軽に先輩のため立ち働いて居られるのを拝見し、この支部の将来の明るい展望をみさせられたようで力づけられました。

婦人年に当って、婦人の政治参加状況調査を進めておられる中で一人でも婦人議員を押しだしたいという気持が皆の胸にありながら、同盟の規約上のことが理解できず、その動きがありながらうまくもり上がるところまでいけないという悩みを訴えられ、原則的なお答えだけしかできなかったことは誠に心残りでした。どこの地区にもあるこの問題をもっともっとつっ込んでお話しあいできるようにしたいものと思いつつお別れをしました。

（小池　順子）

# 胸張って出発
## ——長野県小県郡東部町新支部——

五月晴れのすがすがしい5月17日、東部支部結成式が、庁舎三階で行われた。会員17名。全員出席。本部より紀平先生、更埴市大西、丸子町宮原、小諸市小山諸先生をお迎えし、意義ある出発が出来たことを一同本当に嬉しく思っている。

たまたま東部支部結成の希望は今から15年前、かしわ会の席で時の婦人会長が提案。しかし協議の末、流れてしまった。それが昨年あるきっかけから再燃。心ある人に呼びかけ、初会合を開いたのは6月末。それまでに、本部から必要な資料を共ってもらったり、また近隣支部長さんを訪問したりして、有権者同盟とは…を、正しく理解してもらうために、準備してのぞんだ。

その結果、「東部町も必要だ。つくろう」「次回は1人3人以上誘って」と、活気ある嬉しい出発だったのに、思わぬ伏兵に苦労してしまった。それは有権者同盟が、この町に正しく伝わっていなかったということである。

「あれは赤だ」「政治団体だ」とか、さんざんの攻撃にひるむ人、次から来なくなる人等、一進一退の状態。

でも根気よく回を重ね、ことに大西先生には、東部町までご足労願い暖い励ましを頂き、17名がすすんで残った。そして誰に聞かれても「私達の会はね」と、はっきり話の出来るような会に、したいと張りきっている。

○水底まで澄みて流るる川なれば
この川に沿いて歩みつづけむ

これは、会員の一人が結成のおり、一同の心境を短歌によせて、つくられたものである。ご指導のほどよろしくお願いします。

（東部支部長　下村幸子）

純植物性原料使用
リサイクル'78
粉せっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し
自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、
無料で配達いたします。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2-21-11
〒151 ☎03-370-4541

有機自然農法
お茶の名門 （鳥）豊翠園
伊勢のわたらいの山奥で
自然に育てられたお茶の心を
皆様にお届け申し上げます。
三重県度会郡度会町平生
㈲豊翠園

---

# 有害無用の合成洗剤
## 東京医科歯科大学教授　柳沢文徳先生にきく

リサイクル'78。私たち、日本婦人有権者同盟が生み出した石けんです。有権者同盟の石けんグループの人たちは、いま、リサイクル'78のPRに懸命です。最近では、各地に芽生えた石けん運動の効果もあってか、スーパーや小売店の店頭に石けんがおかれているところも増えてきました。

それなのになぜ、重い袋をぶら下げて石けんセールスに——。こんな質問には、

「消費者団体が売っている石けんだけがホンモノと思うこと。もちろん、どこのヒモつきでもない正しい消費者団体に限ります。」と言い切った柳沢文徳先生のことばをまずご紹介しましょう。

〝リサイクル'78〟の袋には、「ABSやLAS・ポリリン酸塩を含みません」と書いてあります。合成洗剤ではない、また河川を汚す物質も入っていないという証しの意味なのですが、「こういう説明さえ必要ない。せっけんに、LASやリン酸塩が入っているはずがないのです」と柳沢先生。「もっと、〝せっけん〟ということばを大切にしなければ」と、その忠告の背景も教えてくださいました。

「世界で初めて工業化に成功！天然油脂で作った無公害型の複合石けん！」——最近売り出されている〝複合石けん〟のPRです。

「国の表示法の改正で、石けんが60％以上入っていれば複合石けんといえることになった。石けんといっても、中性洗剤が3％までは入ってもよいのです。私たち消費者の気もちでは、合成洗剤を使いたくないから石けんを求めるのに。〝石けん〟とよばれている商品にも、国の保護の下で、堂々と合成洗剤が入っているのではね」

お兄さんの柳沢文正博士（前東京都衛生研究所部長）らとともに昭和37年1月以来、合成洗剤の危険を訴え続けて十七年。一粒の種として生きてきた柳沢先生の重いことばです。

——合成洗剤はいつごろから使われたのですか。

「つくられたのは第一次大戦中のドイツ。石けん原料の食用油脂が不足したため、油脂を使わないですむ洗剤の研究が進んだのです。日本でも1934年に工業化されていますが、毛、絹用に限られていました。いまの合成洗剤は、やはり第二次大戦中に油資源不足に悩むアメリカがABSを発明、戦後の昭和25年に日本がABSを輸入、26年に国産合成洗剤第一号を発売。電気洗たく機の普及とともに爆発的に売れたのです。」

——合成洗剤の研究・開発が欧米で進んだのはなぜでしょう。

「原料が石炭・石油のため安く大量生産できることに加えて、日本と最も違う理由に、欧米の水は硬水のため石けんカスができる。衣類も合成繊維の開発が進んでいたため、木綿と違って合成洗剤の方が使いやすかったんでしょうね」

——日本で合成洗剤が普及したわけはなぜですか。

「日本は、世界でも有数の水のきれいな国です。石けんカスのため水が使えないような地方はほとんどありません。

また、石油は輸入原料です。石けんの原料が豊富にあったのに、欧米にならって合成洗剤に変える必要は少なくとも消費者の方にはなかったのです。猛烈なコマーシャル、企業を支える行政の「合成洗剤安全宣言」、行政・企業と癒着したジャーナリズムの報道姿勢など、構造的な力に消費者が巻きこまれたのが原因です」

——合成洗剤が健康に及ぼす数々の悪い影響を、柳沢先生のような専門家が問題にされてきました。合成洗剤を追及して石けん運動を進めるには専門知識が必要ですか。

「安全性は、どんな専門家の実験よりも消費者のからだがいちばんよく知っています。たとえばアメリカでは合成洗剤には、〝hand care〟と注意書きがあったのに、日本では注意どころか「無害」になってしまう。しかし企業や行政がなんといおうと、現に手が荒れる、という現象までは否定できないのです。最近でこそ主婦・学者の間でも湿しんの原因は合成洗剤というのが通説になってきましたが、私が言い出した当初には、学者たちでさえ真実に目をつむったのです。

消費者のからだがいちばん知っている。からだから出る訴え——。この点がいまの合成洗剤反対運動の基本だと思っています。

※合成洗剤の健康への影響
○主婦の30〜40％に皮膚障害
○体を酸性に。カルシウム低下溶血作用が強い
○血清γグロブリンを低下させる
○肝臓病理に変化
○奇形発生、胎仔の死亡
○発ガン促進作用
○動脈硬化を起す
○血清コレステロール上昇
○腸管からの有害物質吸収促進
○ABSと有害物質を投与すると臓器の有害物質が増加
○蓄積性あり、三週間も骨に残る
○肝臓に最も多く入るなど
（柳沢先生のデータより）

——合成洗剤は、ほんとうに汚れを落しているのでしょうか。

「合成洗剤が落す汚れは油だけです。蛋白質の汚れには効果がありません。酸素入り洗剤などが開発されたのもそのためで、洗剤だけでは落ちにくい汚れを酸素の力を借りて落そうというわけです。

合成洗剤には脂肪が落ち過ぎるという問題点もあります。石けんならほどほどなのに、洗剤だとパサパサになるまで落ちてしまう。加工前の羊毛は必ず石けんで洗う、クリーニング屋では昔から石けんを使い続けている（欧米も）のも、汚れを落すが脂肪までは落しすぎない石けんを選んでいるのです。

ただし、水にとけにくいのが使う側にとっては難点でしょう。合成洗剤に慣らされてしまっているので尚さらです。水にとかす技術も考えられるでしょうし、また、石けんはお湯を使うとよく溶けるので、手まを惜しまないで下さい」

——今後の運動の進め方に、ひとこと

「地域主体で運動をくり広げることです。有権者同盟なら各支部が全国に広がっているので、そこをポイントにできるでしょう。

石けんの原料は油です。一方では家庭の廃油が下水をつまらせる点が問題になっているのですから、この際、油の処理を石けん運動と同時に進めてはどうでしょう。家庭用廃油を回収して、その油で石けんを作ってもらうメーカーを探す。すでにいくつかの地域で成功していますが、このタイプの運動がほんとうのリサイクルになると思います。また地方自治体に働きかけて、自分の住む地域から合成洗剤を追放できる行政措置を行使させましょう。あるいは、石けんを必らず店頭におかせる指導をさせることもできます。がんばってください。」

（きき手・向井承子）

# 教育を考える ⑦
## 子どもたちの荒廃と、親

子どもたちの現場を歩いていると、親として、胸を衝かれるような事例に出会うことが多い。

ここまで、幼い心が荒れはててしまったのかと、それを放置した親世代の責任を重く感じてしまう。

たとえば、いじめっ子への仕返しに、木刀の取手に画鋲をさかさにびっしり埋めこんだ子がいた。椅子にも針を上に向けた画鋲が仕掛けられていた。怨念のおそろしい仕返しは滋賀県野洲町の中学生殺傷事件にもあらわれている。ひとりの子がリンチをいい出すと、まわりの子がいっせいに付和雷同してリンチに加わる。

子どもの自主性を尊重した学級会の吊しあげ風景は、オトナの世界では想像もつかぬ残酷さを帯びるという。ことに、女の子の残酷さは、性非行の事例の中にもはっきりと浮かび出ている。番長同士の争い、リンチ、級友を誘いこんで暴行のワナに陥れるなど、フィクションのストーリーをそのまま現実にひきすえたような事件が平気で起こっている。性非行は、母親自身の生き方に深く根ざした問題であることを、取材のたびに痛感している。

性の自立をまず母親がとげているだろうか。性を売りものにする女子非行の根は、母親自身が日常的に育ててきたものではないかとそんな思いに捉われているこのごろである。

子どもをとりまく環境が悪ければ悪いほど、そこに強く、教育の力が働かねばならない。先生や親の役割が、そのとき問われることになる。しかし、私は正直にいって不安で仕方がない。先生の力量はともかく、人間を育てる当事者の親が、親であり得ていない状況を、ひしひし感じている。まず自分自身をふくめて、親はいま一度子育ての初心に立ちかえる必要があると思いつづけている。

最近、20歳代の若い母親たちと連続して話しあう機会を持った。丁度私たち中年の母親ということになる。

「親たちから、とても大事に育てられたと思うんです。だから、労働とか、子どもを強くするとか、言葉ではわかっていても方法がつかめないのです。このままだと、やっぱり自分が育ったように、子どもは苦労させず、甘やかし、ほしいものは何でも与えて、ダメな子を育ててしまうような気がしています。いったいどうしたらよいのか…」本音で、親の気持ちを訴えられていた。

たしかに、この若いひとたちを育てるとき、子どもたちだけは大事に、この子には苦労をかけまいと思い、苦労のすべてを親の肩だけに背負ってきた私たち世代の子育てではなかったろうか。〝子どものため〟を思いながら、実はことごとく子どもを脆くしてきた過保護の果ての荒野を、漸く目の前に、私たちは凝視する破目に陥っているのにちがいない。しかも教育の強靱な力を、いまほど子どもたちが必要としているときはないと思うのだが。

学校教育にしても家庭教育にしても、いずれも力量不足の危機に立たされている現状を、しっかりと認識しておきたい。

（永畑　道子）

## せっけん・質問コーナー

Q・リサイクル'78は米ヌカ油を使っているそうですが、米ヌカに農薬が含まれている心配はないでしょうか。（田無市・Yさん）

A・ご心配ありがとうございました。農薬禍がいわれる現代、万が一でもリサイクル'78に有害物質が入っていては大変です。

そこで、ボーソー油脂にリサイクル'78の製品化を依頼する一方で、石けんの分析を日本食品分析センターに依頼してもらいました。

今回の分析では、表でご紹介しているように、心配された農薬、重金属などは検出されませんでした。

しかし、決して油断はしていません。消費者運動として安全な石けんを皆さまにお奨めしているのですから、私どもにも十分責任があります。これからも、製品の抜きうち検査を行って、安全性を保っていきたいと思います。

その他にもお気づきの点がありましたら、ぜひ質問コーナーへおたずねください。

リサイクル'78の分析結果
（日本食品分析センターの分析）

| | | |
|---|---|---|
| ＜農薬＞ | 50年4月23日付 第5030641～2号 | |
| エンドリン | 検出せず | （検出限界 0.005ppm） |
| パラチオン | 検出せず | （検出限界 0.01 ppm） |
| カルバリル | 検出せず | （検出限界 0.005ppm） |
| ＜重金属＞ | 50年4月28日付 第5040363～1号 | |
| カドミウム | 検出せず | （検出限界 0.05ppm） |
| 総水銀 | 検出せず | （検出限界 0.01ppm） |
| ＜成分分析＞ | 51年7月20日付 第6060824号 | |
| 水分 | 13.90％ | |
| 粉石けん分 | 61.0 ％ | |
| 遊離アルカリ | 0.03％ | |
| 中性脂肪 | 0％ | |
| アルコール不溶分 | 41.53％ | |
| 水不溶分 | 0.06％ | |

## 運動日誌　5/20～5/31

5/20　○アメリカの環境問題をきく会　講師　メリット夫人
5/23　○青年集会学習会
　○機関紙初校、出版部会
5/24　○国際連絡委員会
　○都環境週間第1集会
　○日中友好連絡会学習会
5/26　○機関紙再校
　○組織部会
　○司法の幹事会
　○府中・世田谷支部総会
5/28　○青梅支部総会
5/29　○豊島支部総会
　○石けんグループ打ち合せ
5/30　○大田支部総会
　○消費の日パネルディスカッション（経企庁）
　○会津若松支部訪問
　○機関紙発送
5/31　○憲法地方自治記念講演会
　講師　小林直樹氏
　○都環境週間第3集会

## 学習会のお知らせ

7月6日（木）午後1時半〜
韓国・北朝鮮と日本
—人権問題を中心に—
講師　宇野重昭氏
（成蹊大学教授）

7月17日（月）午前10時半〜12時半
—国会とは—
その構成と運営
講師　宮下忠安氏
（参院予算委員会調査室調査員）

詳しくは同盟事務局まで。

# おとなの民主主義
## 全米婦人有権者同盟メリット夫人にきく

6月21日午後、アメリカ婦人有権者同盟の、ノーマ・C・メリット夫人から〝アメリカの都市計画への市民参加〟をテーマにお話をうかがいました。

メリット夫人は、朝日新聞社主催の国際交通シンポジウムに市民の立場から参加、来日。アメリカでは首都ワシントンで、都市計画に全米婦人有権者同盟アーリントン支部交通委員長とし[illegible]ルから参加、また連邦[illegible]位向上グループ理事と[illegible]題にも積極的発言をし[illegible]す。

メリット夫人は、話題[illegible]政治への市民参加の基[illegible]る民主主義が、アメリ[illegible]展したのかをおき、歴[illegible]の上にたった今日の市[illegible]さを終始語りました。

宗教的、人種的な違[illegible]話し合いがもてるようにつくられたタウンミーティング（町会）が全ての政治の基礎となったこと、タウンミーティングの集合体としてのカウンティ（郡）が地方政治の単位となり全国に広まっていったこと、アメリカの独立宣言への歩みも、タウンミーティングでの話し合いをもとにゆっくり進められていったこと…。

日本と違う歴史的に熟成された民主主義を感じました。夫人は全米婦人有権者同盟首都圏支部（八つの地方支部・3000人の会員）に所属。その活動は、ほとんどの重要な政府の施策へ参加、市民の会合や調査を通じて地域の関心をもりあげ、その意思を政治決定のプロセスにまきこむことを中心にしているそうです。

（向井）

純粋なもの・自然なものを
おとどけするキッコーマン
天下一品
萬
キッコーマン
キッコーマン醤油株式会社

専修学校
津田スクールオヴビズネス
高卒程度：共学2年制・入試あり　願書受付2月1日より

英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会　英文タイプ科
懇切指導
小・中・高・大学生・一般社会人・主婦
どなたでも入会できます。
1期3カ月………年4期（4・7・10・1月）
申　込………毎期1カ月前より受付開始
申込順定員〆切
国電　千駄ケ谷駅前　TEL（402）7331
財団法人　津田塾会経営

ぬれ手にご注意！
東京電力株式会社

(1) 第33巻 8号 （昭和22年8月21日 第三種郵便物認可） （毎月一回1日発行・年間購読料1500円） 昭和53年8月1日発行

# 婦人有権者

THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

### 日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主議を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の1部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

## 一票の価値の 平等をかちとろう

### ――参院地方区定数是正訴訟――

参議院地方区定数是正訴訟の第5回口頭弁論が、7月3日、東京高裁第十五民事部第八号法廷において、安岡満彦裁判長裁判官のもと行なわれた。

原告側から（第四）準備書面が提出され、被告側からは準備書面（二）が提出された。

原告側は衆議院、参議院はそれぞれの独自性はあっても、すべての国民は法の下に平等であること、選挙権に関しては政治的価値において平等で（票の価値の平等）あることは両院とも同じであるという憲法の原則論にたって論じており、被告側はこのような高度な政治問題は立法府の専権事項で裁判所の判断とはなり得ないし、定数是正のようなことは立法政策の問題で憲法問題ではないと論じている。

原告越山弁護士は進行状態とにらみ合わせて論じてきたが、被告とは立場の違う解釈でどこまで行っても平行線をたどるのみなので弁論を打切りたい旨の発言があり、被告もこれを諒とし、次回9月27日午前10時からの公判で一応結審ということに決った。なお判決は本年末までには出るであろうとの予測である。

被告側から神奈川の選定当事者に渡された「選挙制度の沿革―現代地方自治全集9・著者三井関成」の抜粋（乙第一号証の一）なるものにつけ足したものを証拠として次回に提出することの申出があり、原告側からは52年7月7日の選挙当日の各選挙区毎の有権者数（自治省調査）を提出する旨の申出があって閉廷となった。傍聴約二十名。

尚結審を前に学習会が行なわれることになった。期日9月20日午後1時半～4時、場所は婦選会館。学習会に出席される方は、機関紙5月号・6月号・7月号の記事及準備書面をよく読んで原告の立場に立っての御意見をそれぞれ持ってお互いに討論できるよう御準備をなさって頂きたい。

（小池順子）

### 原告準備書面（第四）

昭和五二年（行ケ）第一四〇号選挙無効請求事件

原告準備書面（第四）

原告 越山康 他四名

被告 東京都選挙管理委員会

御庁表記事件につき、原告等は左記のとおり弁論を準備する。

昭和五三年七月三日

右原告 越山康
同 佐竹寛
同 紀平悌子
同 市川房枝
同 吉住利雄

東京高等裁判所第一五民事部御中

記

補論

一、「かつてわが最高裁判所大法廷は、「憲法は一四条一項において、すべての国民は法の下に平等であると定め、一般に平等の原理を宣明するとともに、政治の領域におけるその適用として、……選挙権について一五条一項、三項、四四条但し書の規定を設けている。これらの規定を通覧し、かつ、右一五条一項等の規定が……選挙権の平等の歴史的発展の成果の反映であることを考慮するときは、憲法一四条一項に定める法の下の平等は、選挙権に関しては国民はすべて政治的価値において平等であるべきであるとする徹底した平等化を志向するものであり、右一五条一項等の各規定の文言上は単に選挙人資格における差別の禁止が定められているにすぎないけれども、単にそれだけにとどまらず、選挙権の内容、すなわち各選挙人の投票の価値の平等もまた、憲法の要求するところであると解するのが、相当である。」と説いた。（昭和五一年四月一四日判決、民集三〇巻三号二二三頁）

二、思うに、現代における代表民主制は、「一人一票」の原則と「多数決」原理とを前提とする。したがって、「投票の価値」の平等を憲法上の要請として承認する立場に立脚する限り、「代表」は論理必然的に「人口」に比例するものでなければならない。けだし、そこに非人口的要素を加味することを許すならば、たとえその立論が選挙制度の目標とされるべき「公正かつ効果的な代表」の確保という美衣を纏ったとしても、それは、所詮、マイノリティ（少数者）擁護論を議員定数配分に導入することとなり、前記の前提に背馳するにいたるからである。

なるほど、代表におけるマイノリティの問題は極めて重要であり、したがって、マイノリティ（少数者）の権益を擁護することに充分な配慮がなされるべきことはこれを承認するにやぶさかではない。しかし、それは議員定数配分という選挙制度の枠内においてではなく、その枠外において処理されるべきものである。

三、しかして、前記の最高裁判所大法廷判決は衆議院議員選挙における議員定数配分規定の違憲性が争われた事案に係るものであるが、そこで説かれた前述の法理は参議院（地方）選出議員選挙における議員定数配分規定の違憲性が争われている本件事案においてもそのまま適用されるべきものである。

けだし、衆議院に対する参議院の独自性を生かす必要はこれを認めることができるとしても、投票の価値の平等がわが憲法上の要請であることを承認する以上、わが憲法が衆参両院ともに「公選制」を採用していることは明白であるから、投票の価値の平等の原則が単に参議院においてのみではなく、参議院の議員定数配分においても妥当するものと解すべきことは当然であるからである。すなわち、参議院議員選挙に関する事項の決定につきわが憲法が国会に与えた権限は右の憲法上の要請下においてのみその行使が認められるにすぎないものである。

以上

（なお、神奈川地方区においても同旨の準備書面を提出）

### 被告側の主張

昭和五二年（行ケ）第一四〇号選挙無効請求事件

準備書面（二）

原告 越山康 外四名

被告 東京都選挙管理委員会

昭和五三年七月三日

被告訴訟代理人弁護士 鎌田久仁

被告指定代理人 雨宮昌平

同 小川洋平

東京高等裁判所第十五民事部御中

参議院議員選出方法についての制度上の特質については、既に準備書面（一）2以下で陳述したところであるが、念のため再論する。

一、憲法第四三条、同第四四条及び同第四七条は参議院議員の定数、選挙区その他右選挙に関する事項は法律でこれを定めると規定している。これはいうまでもないところであるが、公正且つ効果的代表制度の確立を国会に一任している趣旨であり、その制定法にして前記制度目的に背馳してない限り、その制度に対する非難攻撃はたかだか立法政策の当否の問題たるにとどまり、司法判断の対象とはなり得ない。

二、参議院議員の定数並びにその選出方法は次のような諸点を綜合し、昭和二二年二月二四日（法律第十一号）成立をみたものである。

即ち、

1. 参議院が衆議院に対する第二院的性格を帯びる故、諸外国に多くその例をみるようにその議員定数を衆議院の三分の二以下の少数とすること。
2. 少数とはいっても議案の審議等議会活動に支障を及ぼさないためには相当数の定数が必要であり、結局二五〇人が妥当であること。
3. 全国区、地方区の二本立制度としたのは、これが衆議院とは別箇の選出方法であって、しかも国民代表たるにふさわしい選出方法であること。しかして、全国区一〇〇人地方区五〇人とした所以は学識経験のある全国的に有力な議員を得るには一〇〇人程度が妥当であり、且つ、地方選出議員の数より何がしか少なくした方が適当であること。
4. 地方区を都道府県の行政区画単位の選挙区とし、地域代表的性格を持たせることが、全国区と対比し、公正且つ効果的代表制度として適当であること。
5. 半数改選制とするため、地方区はその人口数の如何に拘らず各選挙区に最低二名の定員が必要であり、結局最低二名最高八名の範囲内で人口数を加味して定数配分すること。

要するに、地方区は全国区と一体となってその国民代表制度としての意義を有するものであり、しかも、地域代表性格をもち、必ずしも人口数のみに依拠し決定をみた制度ではないのである。

なお、上記の如き地方区の制度上の特質は参議院議員の選挙区及び各選挙区別議員数に関し、衆議院のそれにおいて規定されている「国勢調査の結果によって、更生することを例とする」という如き規定が存在していないことからも窮知し得る。

三、参議院議員制度確定後三十年以上を経過し、人口の都市並びにその周辺への移動の結果、参議院議員地方区の選挙区別議員一人当り人口にある程度の較差が生じた。そして、それを根拠とする違憲論も平等という形式的見地のみに立脚した場合、それなりの理由があるというべきかも知れないが、前述した如く参議院議員の定数制度は全国区と地方区の二本立とし、しかも、右両者を一体として制度化されたものであるから、地方区の定数の是非は、常に全国区との関連において、両者の総合的考察から結論づけられるべきものであって、地方区のみを抽出し、その是非を論ずべき筋合のものではなく、その上地方区はもともと地域代表の性格をもつものとし、必ずしも人口数のみに依拠して制度化されたものではないのであるから、人口流出によって過疎となった選挙区の意見を単なる人口数の移動というだけの理由で制限するのは適当でなく、むしろ、かかる過疎地域の意見こそ制度上尊重する措置が必要であるという意見も公正且効果的代表制度の確保という見地からは充分考慮に価するものといわなければならない。更に、又右両論を踏まえ、改正するとすれば全国区と共に全体を総合的に検討した上のことであり、それまでは現状のままであえて改正を要しないとすることも前記地方区制定の趣旨にかんがみ決して不合理なものとはいい難く、現に国会が種種検討を経つつも改正に踏み切らないのは、右事由に基づくものと従って、本件の如き不改正の是非を論ずることとなる請求は、結局立法政策の当否を論ずることに帰着し、司法審査の対象とはなり難い。

## ひろば

### ヒバクシャをふやさぬために

国連NGOでは昨年4月から広島と長崎の原爆被害の調査をしてきましたがその中で、口をつぐみ事実を語る事を拒否される程の深刻な苦しみを負っている被爆者がたくさん居られることがわかりました。

昨年8月の原水爆禁止統一世界大会では右についてのシンポジウムに基づいて核兵器の非人道性を世界の隅々に迄知らせて世論を起こし、今年の5月に開かれる国連軍縮特別総会にその声を届かせようと決議しました。そしてこの一年を核兵器廃絶と世論喚起のための行動の年とし、国連軍縮特別総会に代表団を送る事になり、それを受けて、国連に核兵器完全禁止を要請する3500万署名運動が起り、代表団がその署名を届けることになりました。

5月下旬、数次に分れて出発した500名の代表団は約一週間ニューヨークに滞在して国連軍縮特別総会傍聴、71国の国連代表部を訪問しての核兵器完全禁止への協力要請、生存のための大行進と集会、生存のためのNGO会議、平和祈禱会、対話集会その他様々の会に出席し、30日には約2000万の署名の引渡式を済ませて米国各地に散り、それぞれの町で住民との対話集会やデモに参加しました。

軍縮特別総会は非同盟諸国の主導で国連史上始めて開かれましたが、非同盟諸国の軍縮に対する熱意は「核兵器による安全保障はない。軍備よりも生活を、破滅よりも生存を」と訴える代表達の演説から切々と伝わって来ましたし、核保有国の平和運動家が緊迫感を持っていることは核の研究、生産施設付近での被曝の実体、非人道的核生産の原料であるウランを得るためには原住民を追立て殺すという非人道的手段が罷り通り、しかもその事が一般には知らされていないことなど様々な事実が述べられた事で明らかです。

けれども、「核」の恐ろしさを知り、刻々と進む核技術で今や核爆弾は簡単に造られ、たやすく運ばれ、いつでも使用できるようになっていることを知っているのは世界の中のほんの一握りの人達です。日本人でさえどれだけこのことを知っているでしょう。ハワイ諸島の45％が核基地であるとは知らずに遊びに出かけているのです。

被爆された方達は今なお多くの苦しみを背負って居られます。政府による手厚い援護の手が差し延べられるのでなければ真の核兵器禁止はあり得ません。日本人の、常に周りの目を気にする自主性の無さとは対照的な、米国人の我等市民というあの強烈な市民意識と、反戦歌は必ず手をつないで歌うあの盛り上がる連帯感覚とを学びながら、核兵器廃絶と被爆者援護の運動を息長く最後迄続けましょう。

（常任委員 下飯坂ヨシ）

### 第16回 夏期セミナー御案内

日時 9月12日(火) 自10時30分
9月13日(水) 至2時30分
場所 国立婦人教育会館
テーマ 統一地方選挙を前に、市民運動の推進と婦人の政策決定への参加をつよめるために。
第一日 午前 見学
講演「地方自治と市民運動」
講師 篠原一東大教授
第二日 午前 分科会
午後 全体会
分科会
第一分科会 地方財政と住民自治
第二分科会 参加①婦人の公職への参加
②市民・住民運動と地方自治
第三分科会 統一地方選挙にいかに取り組むか
全体会 ○ ○ ○
参加費 宿泊費他五千円
（食事、交通費は含まず）
多数ご参加下さい。

## 花片

▼千葉県の地下泥炭層から、故大賀博士が発見した二千年前の蓮の種の育成移植が成功して、東京都府中市の修景池に咲いてる。テレビをみて早起きをした。上野不忍池などでは、水面ひたひたに、葉も花も浮かんでいるが、ここのはツンと突き出ている紅蓮、白蓮、名称は妙蓮。二千年も命脈をもった精のわざか。神秘を感じつつ、我々の思想や運動の開花はいつかと思う。

▼失業、高齢化にともない定年制60才に延長と労働白書。鼬ごっこの虻蜂とらず、姑息であろう。

▼朝日生命の調査だそうだが、理想の老人像の女の一位が、市川房枝氏と。理想像がそのまま吸収されれば、満願である。

▼各政党が来年都知事選候補を決めかねているときに、総評大会は太田氏擁立をきめた。人物難に面目もおもわくもあろうが、シカと決めるべき所の力が弱い。

▼昨家網野菊氏の逝く直前に出版された「時々の花」。戦争中九段の二七通りに焼夷弾がおとされ、火災を免れた風呂やが、心祝いとして近隣の人にただで入浴させた。筆者は焼けなかったので、払うといったという何とも律気ない話。泣きよる自力の戦争拒否と相互扶助。

▼先進国首脳会議でも、問題は出し合ったが、解決はないという。産業構造のありかたを抜いては。

▼七夕の前夜、荒海や佐渡に横たう天の川（芭蕉）をみた同行の友あり、佐渡へ〳〵とから子もなびくと、からかわれた私は、夜の眺めを失し、眠りこけた間抜けな不風流を地でいった。

（から子）

編集発行人 小池順子 発行所 日本婦人有権者同盟 （渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内） 電話（370）2727番 〒151 振替195409

---

目黒支部一同
支部長 鈴木綾子
目黒区中目黒3－3－17
☎（711）1360
〒153

目黒区議会議員
宮本なおみ
目黒区中央町一－三－三
☎（七一五）九六〇三
〒一五三

津田塾大学教授
東京都教育委員
伊藤昇
杉並区阿佐谷南三－一七－一〇
☎（三九一）四九七〇
〒一六六

青島幸男

武蔵野支部一同
支部長 佐田信子
武蔵野市西久保三－二一－七
☎〇四二二（五一）四七九三
〒一八〇

武蔵野市議会議員
佐田信子
武蔵野市西久保三－二一－七
☎〇四二二（五一）四七九三
〒一八〇

武蔵野支部副支部長
福井俊子
武蔵野市吉祥寺東町四－一七－三
☎〇四二二（二二）二四〇六
〒一八〇

三鷹支部一同
支部長 伊藤明子
三鷹市下連雀三－一六－一〇
☎〇四二二（四五）四九七
〒一八一

府中支部一同
支部長 幸尾妃柖子
府中市西原町二－一六－九
☎〇四二三（七五）四六九四
〒一八三

青梅支部役員 会員一同
支部長 鈴木ゆき子
青梅市青梅一三〇－一九
☎〇四二八（二二）三三五九

国立支部一同
支部長 相良静子
国立市西1－4－4
☎0425（22）7703
〒186

参議院議員
田中寿美子
事務所千代田区永田町二－一－一 参議院会館四三二
☎（五〇八）八四三二
〒一〇〇

暑中お見舞申し上げます

法政大学教授
花原二郎
武蔵野市境一－一七－六－二三
☎〇四二二（五三）三一二二
〒一八〇

私は有権者の会
事務局長 吉住利雄
新宿区大久保一－一七－一三
☎（二〇九）五八五二
〒一六〇

社会福祉法人国立保育園
園長 森田豊子
国立市北二－一三〇－一
☎〇四二五（七二）二七一七
〒一八六

日本放送協会
広報室長 小池悌造
渋谷区神南二－二－一
☎（四六五）一一一一
〒一五〇

中央委員
蓬田ヨウ
福島県須賀川市南町一七六
☎〇二四八七（三）三三三七
〒九六二

中央委員
今城みね子
北区田端五－三－一〇
☎（八二二）六六〇〇
〒一一四

中央委員
八代よし
山梨県北巨摩郡明野村上手 三〇二三
☎〇五五二（五）八七〇二
〒四〇七－〇二

中央委員
古川寿枝
郡山市鶴見坦一－七－四
☎〇二四九（三三）二九六
〒九六三

弁護士
大脇雅子
名古屋市北区瑠璃光町三－一
☎〇五二（九九一）三六二六
〒四六二

中央委員
丸山千代子
上田市常磐城四－三－一三
☎〇二六八（二二）二三五〇 七六五八（夜間）
〒三八六

東京都議会議員
新自由クラブ 東京都連合代表
小杉隆
目黒区鷹番1－12－21
☎（712）1610・1769
〒152

日本生活協同組合連合会
渋谷区千駄ケ谷四－一－一三
☎（四〇四）三二三四
〒一五一

田辺定義
川崎市高津区土橋三－四－九
☎〇四四（八七七）三六一二
〒二一三

NHK解説委員
東浦めい
渋谷区神泉一六－一二－二〇五
☎（四六三）六四九五
〒一五〇

板橋支部一同
支部長 稲茂登冴子
板橋区常盤台一－三四－一二
☎（九六〇）四〇七八
〒一七四

成蹊大学教授
宇野重昭
八王寺市西寺方町 一〇一九－七一
☎〇四二六（五一）二〇〇三
〒一九二－〇一

塩尻支部会員一同
支部長 岩垂真寿
塩尻市宗賀床尾
☎〇二六三五（二）〇九四一
〒三九九－四

静岡市選挙管理委員
森静江
静岡市西脇五四八－二四
☎〇五四二（八三）四一七六
〒四二二

中央委員
関口久美子
佐久市大字中込新町 二一四八－二
☎〇二六七六（二）三七二六
〒三八四－〇一

婦人相談員・保護司
中央委員
石川幸子
仙台市旭ケ丘三－二一－三
☎〇二二二（七三）四四九二・四二五二
〒九八三

紅露みつ
目黒区鷹番二－一七－一六
☎（七一二）一一七八
〒一五二

中央委員
小松あい
諏訪市四賀神戸 三四四〇－一
☎〇二六六五（二）七二九一
〒三九二

中央委員
桜井敏子
更埴市杭瀬下七四〇－八
☎〇二六二七（三）一九三七
〒三八七

中央委員
宮川久子
熊本市九品寺五－二－五一
☎〇九六三（六六）二八〇二
〒八六二

中央委員
深谷タケ
福島県岩瀬郡鏡石町大字鏡田 字不時沼九七－七六
☎〇二四八（六二）三八五七
〒九六九－〇四

中央委員
砂田三重子
青森市造道字沢田一四五－一二
☎〇一七七（四三）二三〇四 二三三〇
〒〇三〇

ファッションルームチューリップ
森玲子
中央区銀座一－三－一三 西銀ビル5F
☎（五六七）五九〇八 （九五七）二〇五五

札幌支部会員一同
支部長 岩本睦子
札幌市南区石山三三〇番地
☎〇一一（五九一）八〇〇五
〒〇六一－二二

青森支部一同
支部長 武田澄江
青森市大字石江字平山一九
☎〇一七七（八八）〇九七五
〒〇三〇－〇二

台東区議会議員
白石てつ
台東区上野桜木一－八－一五
☎（八二二）四一五三
〒一一〇

練馬区長
田畑健介
練馬区豊玉北六－一二
☎（九九三）一一一一
〒一七六

都立立川短期大学教授
吉田勉
市川市北方町四－一八四四
☎〇四七三（三九）二三五七
〒二七二

文京支部一同
支部長 設楽美恵子
文京区白山四－一－七－九
☎（九四一）五九三六
〒一一二

中央委員
勝田房子
文京区本郷二－三八－一六
☎（八一一）七六七四
〒一一三

練馬支部会員一同
支部長 平田育子
練馬区桜台六－二四－八
☎（九九一）五七九三
〒一七六

諏訪支部連絡所
織本うめの
諏訪市湖岸通り五－八－一三
☎〇二六六五（八）一六七八
〒三九二

中央委員
滝沢みちゑ
諏訪市下諏訪町高木 九八七三－一
☎〇二六六二（七）八四五九
〒三九三

中央委員
近藤登美子
世田谷区梅丘一－五八－一五
☎（四二〇）一八一二
〒一五四

衆議院議員
大内啓伍
千代田区永田町二－二－一 衆議院第一議員会館四四〇
☎（五〇八）七一四〇
〒一〇〇

民社党書記長
塚本三郎
千代田区永田町二－二－一 衆議院第一議員会館
☎（五〇一）七二六四
〒一〇〇

中央委員
長沼てる子
名古屋市昭和区東畑町一－二
☎〇五二（七三二）二一八〇
〒四六六

京都支部役員一同
支部長 森定春枝
京都市北区北野西白梅町四〇
☎〇七五（四六一）八〇七〇
〒六〇三

中央委員
鐘谷政子
京都市上京区丸太町智光院上ル
☎〇七五（八四一）二〇九二
〒六〇二

衆議院議員
宇都宮徳馬
事務所 品川区西五反田七－一－九 成栄ビル一階
☎（四九四）一二九二 ～一二九四
〒一四一

社団法人 日本看護協会
会長 大森文子
渋谷区神宮前五－八－二
☎（四〇〇）八三三一
〒一五〇

学校法人 千代田学園
理事長 麻生卯三郎
台東区下谷一－五－三〇
☎（八四二）三一二一（代）
〒一一〇

中央委員
湯浅音枝
郡山市開成五－三
☎〇二四九（三二）〇二二五
〒九六三

中央委員
安田愛子
上田市常田二－二九－三五
☎〇二六八（二二）八二二七
〒三八六

衆議院議員
金子みつ
千代田区永田町二－二－一 衆議院議員会館
☎（五八一）五一一一 内線三二〇三
〒一〇〇

社会福祉法人
東京愛隣会保育園
園長 種田あい
足立区東保木間一－一〇－一六
☎（八八三）二二三三
〒一二一

武蔵野簡裁調停委員
鶴田勝子
中野区江古田三－三－一三
☎（三八六）七一三四
〒一六五

仙台市議会議員
加藤美子
仙台市土樋一－一－二二
☎〇二二二（二七）九二八五 （二二）八六五八
〒九八〇

仙台支部一同
支部長 加藤美子
仙台市土樋一－一－二二
☎〇二二二（二七）九二八五
〒九八〇

相馬支部長
本多みつ
相馬市中村字北町三
☎〇二四四三（五）三七八六
〒九七六

酒田支部会員一同
支部長 佐藤さかゑ
山形県酒田市若浜町八－一九
〒九九八

郡山支部一同
支部長 石原幸
郡山市安積町笹川西長久保 一－一
☎〇二四九（四五）二四三七
〒九六三

仙台市長
島野武
仙台市国分町三－七－一
☎〇二二二（六一）一一一一大代表
〒九八〇

仙台市助役
小岩忠一郎
仙台市国分町三－七－一
☎〇二二二（六一）一一一一大代表
〒九八〇

中央委員
足助幸
塩尻市下西条八九
☎〇二六三五（三）〇一三五
〒三九九－〇七

ご協力ありがとうございました。
到着順に掲載させていただきました。ひき続き8月号に掲載いたします。ご了承下さいませ。

シャープ，スピード，サービス

森下印刷所
●オフセット印刷 ●美術印刷
東京都三鷹市下連雀1－12－4
〒181（日産厚生園正門前）
☎ 0422－48－1611（代）

酢のものに

ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のもののできあがり。

ミツカン
土佐酢
三杯酢＋かつおだし

ガス坊やの安全コーナー

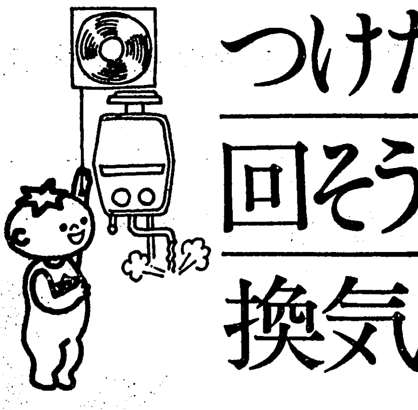

つけたら
回そう
換気扇

東京★ガス

(1) 第33巻 8号 （昭和22年8月21日 第三種郵便物認可）　（毎月一回1日発行・年間購読料1500円）　昭和53年8月1日発行

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

## 日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の1部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

# 一票の価値の 平等をかちとろう

## ——参院地方区定数是正訴訟——

参議院地方区定数是正訴訟の第5回口頭弁論が、7月3日、東京高裁第十五民事部第八号法廷において、安岡満彦裁判長裁判官のもと行なわれた。

原告側から（第四）準備書面が提出され、被告側からは準備書面（二）が提出された。

原告側は衆議院、参議院はそれぞれの独自性はあっても、すべての国民は法の下に平等であること、選挙権に関しては政治的価値において平等で（票の価値の平等）あることは両院とも同じであるという憲法の原則論にたって論じており、被告側はこのような高度な政治問題は立法府の専権事項で裁判所の判断とはなり得ないし、定数是正のようなことは立法政策の問題で憲法問題ではないと論じている。

原告越山弁護士は進行状態とにらみ合わせて論じてきたが、被告と立場の違う解釈でどこまで行っても平行線をたどるのみなので弁論を打切りたい旨の発言があり、被告もこれを諒とし、次回9月27日午前10時からの公判で一応結審ということに決った。なお判決は本年末までには出るであろうとの予測である。

被告側から神奈川の選定当事者に渡された「選挙制度の沿革―現代地方自治全集9・著者三井関成」の抜粋（乙第一号証の一）なるものにつけ足したものを証拠として次回に提出することの申出があり、原告側からは52年7月7日の選挙当日の各選挙区毎の有権者数（自治省調査）を提出する旨の申出があって閉廷となった。傍聴約二十名。

尚結審を前に学習会が行なわれることになった。期日9月20日午後1時半〜4時、場所は婦選会館。学習会に出席される方は、機関紙5月号・6月号・7月号の記事及準備書面をよく読んで原告の立場に立っての御意見をそれぞれ持ってお互いに討論できるよう御準備をなさって頂きたい。

（小池順子）

## 原告準備書面（第四）

昭和五二年行ケ第一四〇号選挙無効請求事件
原告準備書面（第四）
原告　越山　康　他四名
被告　東京都選挙管理委員会

御庁表記事件につき、原告等は左記のとおり辨論を準備する。

昭和五三年七月三日
右原告　越山　康
同　佐竹　寛
同　紀平悌子
同　市川房枝
同　吉住利雄
東京高等裁判所第一五民事部御中

記

補論

一、かつてわが最高裁判所大法廷は、「憲法は一四条一項において、すべての国民は法の下に平等であると定め、一般に平等の原理を宣明するとともに、政治の領域におけるその適用として、……選挙権について一五条一項、三項、四四条但し書の規定を設けている。これらの規定を通覧し、かつ、右一五条一項等の規定が……選挙権の平等の歴史的発展の成果の反映であることを考慮するときは、憲法一四条一項に定める法の下の平等は、選挙権に関しては国民はすべて政治的価値において平等であるべきであるとする徹底した平等化を志向するものであり、右一五条一項等の各規定の文言上は単に選挙人資格における差別の禁止が定められているにすぎないけれども、単にそれだけにとどまらず、選挙権の内容、すなわち各選挙人の投票の価値の平等もまた、憲法の要求するところであると解するのが、相当である。」と説いた。（昭和五一年四月一四日判決、民集三〇巻三号二二三頁）

二、思うに、現代における代表民主制は、「一人一票」の原則と「多数決」原理とを前提とする。したがって、「投票の価値」の平等を憲法上の要請として承認する立場に立脚する限り、「代表」は論理必然的に「人口」に比例するものでなければならない。けだし、そこに非人口的要素を加味することを許すならば、たとえその立論が選挙制度の目標とされるべき「公正かつ効果的な代表」の確保という美衣を纏ったとしても、それは、所詮、マイノリティ（少数者）擁護論を議員定数配分に導入することとなり、前記の前提に背馳するにいたるからである。

なるほど、代表におけるマイノリティの問題は極めて重要であり、したがって、マイノリティ（少数者）の権益を擁護することに充分な配慮がなされるべきことはこれを承認するにやぶさかではない。しかし、それは議員定数配分という選挙制度の枠内においてではなく、その枠外において処理されるべきものである。

三、しかして、前記の最高裁判所大法廷判決は衆議院議員選挙における議員定数配分規定の違憲性が争われた事案に係るものであるが、そこで説かれた前述の法理は参議院（地方）選出議員選挙における議員定数配分規定の違憲性が争われている本件事案においてもそのまま適用されるべきものである。

けだし、衆議院に対する参議院の独自性を生かす必要はこれを認めることができるとしても、投票の価値の平等がわが憲法上の要請であることを承認する以上、わが憲法が衆参両院ともに「公選制」を採用していることは明白であるから、投票の価値の平等の原則が単に参議院においてのみではなく、参議院の議員定数配分においても妥当するものと解すべきことは当然であるからである。すなわち、参議院議員選挙に関する事項の決定につきわが憲法が国会に与えた権限は右の憲法上の要請下においてのみその行使が認められるにすぎないものである。　以上

（なお、神奈川地方区においても同旨の準備書面を提出）

## 被告側の主張

昭和五二年行ケ第一四〇号選挙無効請求事件
準備書面（二）
原告　越山　康　外四名
被告　東京都選挙管理委員会
昭和五三年七月三日
被告訴訟代理人弁護士　鎌田久仁
被告指定代理人　雨宮昌平
同　小川洋平
東京高等裁判所第十五民事部御中

参議院議員選出方法についての制度上の特質については、既に準備書面（一）2以下で陳述したところであるが、念のため再論する。

一、憲法第四三条、同第四四条及び同第四七条は参議院議員の定数、選挙区その他右選挙に関する事項は法律でこれを定めると規定している。これはいうまでもないところであるが、公正且つ効果的代表制度の確立を国会に一任している趣旨であり、その制定法にして前記制度目的に背馳してない限り、その制度に対する非難攻撃はたかだか立法政策の当否の問題たるにとどまり、司法判断の対象とはなり得ない。

二、参議院議員の定数並びにその選出方法は次のような諸点を綜合し、昭和二二年二月二四日（法律第十一号）成立をみたものである。即ち、

1.参議院が衆議院に対する第二院的性格を帯びる故、諸外国に多くその例をみるようにその議員定数を衆議院の三分の二以下の少数とすること。

2.少数とはいっても議案の審議等議会活動に支障を及ぼさないためには相当数の定数が必要であり、結局二五〇人が妥当であること。

3.全国区、地方区の二本立制度としたのは、これが衆議院とは別箇の選出方法であって、しかも国民代表たるにふさわしい選出方法であること。しかして、全国区一〇〇人地方区五〇人とした所以は学識経験のある全国的に有力な議員を得るには一〇〇人程度が妥当であり、且つ、地方選出議員の数より何がしか少なくした方が適当であること。

4.地方区を都道府県の行政区画単位の選挙区とし、地域代表的性格を持たせることが、全国区と対比して適当であること。

5.半数改選制とするため、地方区はその人口数の如何に拘らず各選挙区に最低二名の定員が必要であり、結局最低二名最高八名の範囲内で人口数を加味して定数配分すること。

要するに、地方区は全国区と一体となってその国民代表制度としての意義を有するものであり、しかも、地域代表性格をもち、必ずしも人口数のみに依拠し決定をみた制度ではないのである。

なお、上記の如き地方区の制度上の特質は参議院議員の選挙区及び各選挙区別議員数に関し、衆議院のそれにおいて規定されている「国勢調査の結果によって、更生することを例とする。」という如き規定が存在していないことからも窮知し得る。

三、参議院議員制度確定後三十年以上を経過し、人口の都市並びにその周辺への移動の結果、参議院議員地方区の選挙区別議員一人当り人口にある程度の較差が生じた。そして、それを根拠とする違憲論も平等という形式的見地のみに立脚した場合、それなりの理由があるというべきかも知れないが、前述した如く参議院議員の定数制度は全国区と地方区の二本立とし、しかも、右両者を一体として制度化されたものであるから、地方区の定数の是非は、常に全国区との関連において、両者の総合的考察から結論づけられるべきものであって、地方区のみを抽出し、その是非を論ずべき筋合のものではなく、その上地方区はもともと地域代表の性格をもつものとし、必ずしも人口数のみに依拠して制度化されたものではないのであるから、人口流出によって過疎となった選挙区の意見を単なる人口数の移動というだけの理由で制限するのは適当でなく、むしろ、かかる過疎地域の意見こそ制度上尊重する措置が必要であるという意見も公正且効果的代表制度の確保という見地からは充分考慮に価するそれといわなければならない。更に、又右両論を踏まえ、改正するとすれば全国区と共に全体を総合的に検討した上のことであり、それまでは現状のままであえて改正を要しないとすることも前記地方区制定の趣旨にかんがみ決して不合理なものとはいい難く、現に国会が種種検討を経つつも改正に踏み切らないのは、右事由に基づくものと従って、本件の如き不改正の是非を論ずることとなる請求は、結局立法政策の当否を論ずることに帰着し、司法審査の対象とはなり難い。

## ひろば

### ヒバクシャをふやさぬために

国連NGOでは昨年4月から広島と長崎の原爆被害の調査をしてきましたがその中で、口をつぐみ事実を語る事を拒否される程の深刻な苦しみを負っている被爆者がたくさん居られることがわかりました。

昨年8月の原水爆禁止統一世界大会では右についてのシンポジウムに基づいて核兵器の非人道性を世界の隅々に迄知らせて世論を起こし、今年の5月に開かれる国連軍縮特別総会にその声を届かせようと決議しました。そしてこの一年を核兵器廃絶と世論喚起のための行動の年とし、国連軍縮特別総会に代表団を送る事になり、それを受けて、国連に核兵器完全禁止を要請する3500万署名運動が起り、代表団がその署名を届けることになりました。

5月下旬、数次に分れて出発した500名の代表団は約一週間ニューヨークに滞在して国連軍縮特別総会傍聴、71国の国連代表部を訪問しての核兵器完全禁止への協力要請、生存のための大行進と集会、生存のためのNGO会議、平和祈禱会、対話集会その他様々の会に出席し、30日には約2000万の署名の引渡式を済ませて米国各地に散り、それぞれの町で住民との対話集会やデモに参加しました。

軍縮特別総会は非同盟諸国の主導で国連史上始めて開かれましたが、非同盟諸国の軍縮に対する熱意は「核兵器による安全保障はない。軍備よりも生活を、破滅よりも生存を」と訴える代表達の演説から切々と伝わって来ましたし、核保有国の平和運動家が緊迫感を持っていることは核の研究、生産施設付近での被曝の実体、非人道的核生産の原料であるウランを得るためには原住民を追立て殺すという非人道的手段が罷り通り、しかもその事が一般には知らされていないことなど様々な事実が述べられた事で明らかです。

けれども、「核」の恐ろしさを知り、刻々と進む核技術で今や核爆弾は簡単に造られ、たやすく運ばれ、いつでも使用できるようになっていることを知っているのは世界の中のほんの一握りの人達です。日本人でさえどれだけこのことを知っているでしょう。ハワイ諸島の45％が核基地であるとは知らずに遊びに出かけているのです。

被爆された方達は今なお多くの苦しみを背負って居られます。政府による手厚い援護の手が差し延べられるのでなければ真の核兵器禁止はあり得ません。日本人の、常に周りの目を気にする自主性の無さとは対照的な、米国人の我等市民というあの強烈な市民意識と、反戦歌は必ず手をつないで歌うあの盛り上がる連帯感覚とを学びながら、核兵器廃絶と被爆者援護の運動を息長く最後迄続けましょう。

（常任委員　下飯坂ヨシ）

## 第16回 夏期セミナー御案内

日時　9月12日(火)　自10時30分
　　　9月13日(水)　至2時30分
場所　国立婦人教育会館
テーマ　統一地方選挙を前に、市民運動の推進と婦人の政策決定への参加をつよめるために。
第一日　午前　見学
講演　「地方自治と市民運動」
　講師　篠原　一東大教授
第二日　午前　分科会
　　　　午後　全体会
分科会
第一分科会　地方財政と住民自治
第二分科会　参加①婦人の公職への参加
　　　　　　②市民・住民運動と地方自治
第三分科会　統一地方選挙にいかに取り組むか
全体会　○　○　○
参加費　宿泊費他五千円
　（食事、交通費は含まず）
多数ご参加下さい。

## 花片

▼千葉県の地下泥炭層から、故大賀博士が発見した二千年前の蓮の種の育成移植が成功して、東京都府中市の修景池に咲いてる。テレビをみて早起きをした。上野不忍池などでは、水面ひたひたに、葉も花も浮かんでいるが、ここのはツンと突き出ている紅蓮、白蓮、名称は妙蓮。二千年も命脈をもった精のわざか。神秘を感じつつ、我々の思想や運動の開花はいつかと思う。▼朝日生命の調査だそうだが、理想の老人像の女の一位が、市川房枝氏と。理想像がそのまま吸収されれば、満願である。▼失業、高齢化にともない定年制60才に延長と労働白書。鼬ごっこの虻蜂とらず、姑息であろう。▼各政党が来年都知事選候補を決めかねているときに、総評大会は太田氏擁立をきめた。人物難に面目もおもわくもあろうが、シカと決めるべき所の力が弱い。▼昨家網野菊氏の逝く直前に出版された「時々の花」。戦争中九段の二七通りに焼夷弾がおとされ、火災を免れた風呂やが、心祝いとして近隣の人にただで入浴させた。筆者は焼けなかったので、払うといったという何とも律気ない話。泣きよる自力の戦争拒否と相互扶助。▼先進国首脳会議でも、問題は出し合ったが、解決はないという。産業構造のありかたを抜いては。▼七夕の前夜、荒海や佐渡に横たう天の川（芭蕉）をみた同行の友あり、佐渡へ〳〵とから子もなびくと、からかわれた私は、夜の眺めを失し、眠りこけた間抜けな不風流を地でいった。

（から子）

編集発行人　小池順子　発行所　日本婦人有権者同盟（渋谷区代々木2−21−11 婦選会館内）　電話（370）2727番　〒151　振替195409

---

## 暑中お見舞申し上げます

目黒支部一同
支部長　鈴木綾子
目黒区中目黒3−3−17
☎（711）1360
〒153

目黒区議会議員
宮本なおみ
目黒区中央町一−二−三
☎（七一五）九六〇三
〒一五三

津田塾大学教授
東京都教育委員
伊藤　昇
杉並区阿佐谷南三−一七−一〇
☎（三九一）四九七〇
〒一六六

青島　幸男

武蔵野支部一同
支部長　佐田　信子
武蔵野市西久保三−二−一七
☎〇四二二（五二）四七九三
〒一八〇

武蔵野市議会議員
佐田　信子
武蔵野市西久保三−二−一七
☎〇四二二（五二）四七九三
〒一八〇

武蔵野支部副支部長
福井　俊子
武蔵野市吉祥寺東町四−七−三
☎〇四二二（二二）二四〇六
〒一八〇

三鷹支部一同
支部長　伊藤　明子
三鷹市下連雀三−六−一〇
☎〇四二二（四五）一四九七
〒一八一

府中支部一同
支部長　幸尾妃柤子
府中市西原町二−一六−九
☎〇四二五（七五）四六九四
〒一八三

青梅支部役員
会員一同
支部長　鈴木ゆき子
青梅市青梅一三〇−一九
☎〇四二八（二二）三三五九

国立支部一同
支部長　相良静子
国立市西1−4−4
☎0425（22）7703
〒186

参議院議員
田中寿美子
事務所千代田区永田町二−一−一
参議院会館四三二
☎（五〇八）八四三二
〒一〇〇

法政大学教授
花原　二郎
武蔵野市境一−一七−六−二三
☎〇四二二（五三）三二一三
〒一八〇

私は有権者の会
事務局長　吉住利雄
新宿区大久保二−一七−一三
☎（二〇九）五八五二
〒一六〇

社会福祉法人国立保育園
園長　森田豊子
国立市北二−三〇−一
☎〇四二五（七二）二七一七
〒一八六

日本放送協会
広報室長　小池悌造
渋谷区神南二−二−一
☎（四六五）一一一一
〒一五〇

中央委員
蓬田　ヨウ
福島県須賀川市南町一七六
☎〇二四八七（三）三三三七
〒九六二

中央委員
今城みね子
北区田端五−三−二〇
☎（八二二）六八〇〇
〒一一四

中央委員
八代　よし
山梨県北巨摩郡明野村上手
三〇二三
☎〇五五二（五）八七六二
〒四〇七−〇二

中央委員
古川　寿枝
郡山市鶴見坦一−七−四
☎〇二四九（三三）二七九六
〒九六五

弁護士
大脇　雅子
名古屋市北区瑠璃光町三−一
☎〇五二（九九一）三六二六
〒四六二

中央委員
丸山千代子
上田市常磐城四−二−一三
☎〇二六八（二二）三三五〇
七六五八（夜間）
〒三八六

東京都議会議員
新自由クラブ　東京都連合代表
小杉　隆
目黒区鷹番1−12−21
☎（712）1610・1769
〒152

日本生活協同組合
連合会
渋谷区千駄ケ谷四−一−一三
☎（四〇四）三二三四
〒一五一

田辺　定義
川崎市高津区土橋三−四−九
☎〇四四（八七七）三六一二
〒二一三

NHK解説委員
東浦　めい
渋谷区神泉一六−二−一〇五
☎（四六三）六四九五
〒一五〇

板橋支部一同
支部長　稲茂登冴子
板橋区常盤台一−三四−二
☎（九六〇）四〇七八
〒一七四

成蹊大学教授
宇野　重昭
八王寺市西寺方町
一〇一九−七一
☎〇四二六（五一）二〇〇三
〒一九二−〇一

塩尻支部会員一同
支部長　岩垂　真寿
塩尻市宗賀床尾
☎〇二六三五（二）〇九四一
〒三九九−〇四

静岡市選挙管理委員
森　静江
静岡市西脇五四八−二四
☎〇五四二（八三）四一七六
〒四二二

中央委員
関口久美子
佐久市大字中込新町
二一四八−二
☎〇二六七六（二）三七三六
〒三八四−〇一

婦人相談員・保護司
中央委員
石川　幸子
仙台市旭ケ丘二−一−一三
☎〇二二二（七三）四四九二
・四二五二
〒九八三

紅露　みつ
目黒区鷹番二−七−一六
☎（七一二）二一七八
〒一五二

中央委員
小松　あい
諏訪市四賀神戸
三四四〇−一
☎〇二六六五（二）七二九一
〒三九二

中央委員
桜井　敏子
更埴市杭瀬下七四〇−八
☎〇二六二七（三）一九三七
〒三八七

中央委員
宮川　久子
熊本市九品寺五−二−五一
☎〇九六三（六六）二八〇二
〒八六二

中央委員
深谷　タケ
福島県岩瀬郡鏡石町大字鏡田
字不時沼九七−七六
☎〇二四八（六二）三八五七
〒九六九−〇四

中央委員
砂田三重子
青森市造道字沢田一四五−一二
☎〇一七七（四三）二三〇四
二三三〇
〒〇三〇

ファッションルームチューリップ
森　玲子
中央区銀座一−三−一三
西銀ビル5F
☎（五六七）五九〇八
（九五七）二〇五五

札幌支部会員一同
支部長　岩本　睦子
札幌市南区石山三三〇番地
☎〇一一（五九一）八〇〇五
〒〇六一−二二

青森支部一同
支部長　武田　澄江
青森市大字石江字平山一九
☎〇一七七（八八）〇九七五
〒〇三〇−〇二

台東区議会議員
白石　てつ
台東区上野桜木一−八−五
☎（八二一）四一五三
〒一一〇

練馬区長
田畑　健介
練馬区豊玉北六−一二
☎（九九三）一一一一
〒一七六

都立立川短期大学教授
吉田　勉
市川市北方町四−一八四四
☎〇四七三（三九）二三五七
〒二七二

文京支部一同
支部長　設楽美恵子
文京区白山四−一七−九
☎（九四一）五九三六
〒一一二

中央委員
勝田　房子
文京区本郷二−三八−一六
☎（八一一）七六七四
〒一一三

練馬支部会員一同
支部長　平田　育子
練馬区桜台六−二四−八
☎（九九一）五七九三
〒一七六

諏訪支部連絡所
織本うめの
諏訪市湖岸通り五−八−一三
☎〇二六六五（八）一六七八
〒三九二

中央委員
滝沢みちゑ
諏訪市下諏訪町高木
九八七三−一
☎〇二六六二（七）八四五九
〒三九三

中央委員
近藤登美子
世田谷区梅丘一−五八−一五
☎（四二〇）一八一三
〒一五四

衆議院議員
大内　啓伍
千代田区永田町二−二−一
衆議院第一議員会館四四〇
☎（五〇八）七一四〇
〒一〇〇

民社党書記長
塚本　三郎
千代田区永田町二−二−一
衆議院第一議員会館
☎（五〇一）七二六四
〒一〇〇

中央委員
長沼てる子
名古屋市昭和区東畑町一−二
☎〇五二（七三二）二一八〇
〒四六六

京都支部役員一同
支部長　森定　春枝
京都市北区北野西白梅町四〇
☎〇七五（四六一）八〇七〇
〒六〇三

中央委員
鐘谷　政子
京都市上京区丸太町智光院上ル
☎〇七五（八四一）二〇九二
〒六〇二

衆議院議員
宇都宮徳馬
事務所　品川区西五反田七−一−九
成栄ビル一階
☎（四九四）一二九二
〜一二九四
〒一四一

社団法人　日本看護協会
会長　大森文子
渋谷区神宮前五−八−二
☎（四〇〇）八三三一
〒一五〇

学校法人　千代田学園
理事長　麻生卯三郎
台東区下谷一−五−三〇
☎（八四三）三二一一（代）
〒一一〇

中央委員
湯浅　音枝
郡山市開成五−一三
☎〇二四九（三二）〇二二五
〒九六三

中央委員
安田　愛子
上田市常田二−二九−三五
☎〇二六八（二二）八二二七
〒三八六

衆議院議員
金子　みつ
千代田区永田町二−二−一
衆議院議員会館
☎（五八一）五一一一
内線三二〇三
〒一〇〇

社会福祉法人
東京愛隣会保育園
園長　種田あい
足立区東保木間一−一〇−一六
☎（八八三）二三三三
〒一二一

武蔵野簡裁調停委員
鶴田　勝子
中野区江古田三−一−一三
☎（三八六）七一三四
〒一六五

仙台市議会議員
加藤　美子
仙台市土樋一−一−一二
☎〇二二二（二七）九二八五
（二二）八六五八
〒九八〇

仙台支部一同
支部長　加藤　美子
仙台市土樋一−一−一二
☎〇二二二（二七）九二八五
〒九八〇

相馬支部長
本多　みつ
相馬市中村字北町三
☎〇二四四三（五）三七八六
〒九七六

酒田支部会員一同
支部長　佐藤さかゑ
山形県酒田市若浜町八−一九
〒九九八

郡山支部一同
支部長　石原　幸
郡山市安積町笹川西長久保
一−一一
☎〇二四九（四五）二四三七
〒九六三

仙台市長
島野　武
仙台市国分町三−七−一
☎〇二二二（六一）一一一一大代表
〒九八〇

仙台市助役
小岩忠一郎
仙台市国分町三−七−一
☎〇二二二（六一）一一一一大代表
〒九八〇

中央委員
足助　幸
塩尻市下西条八八九
☎〇二六三五（三）〇二三五
〒三九九−〇七

ご協力ありがとうございました。到着順に掲載させていただきました。ひき続き8月号に掲載いたします。ご了承下さいませ。

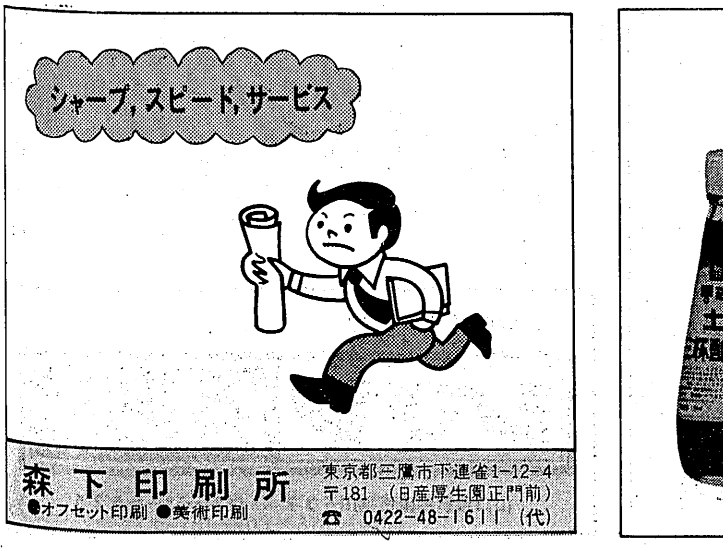
シャープ，スピード，サービス
森下印刷所
●オフセット印刷　●美術印刷
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181（日産厚生園正門前）
☎ 0422-48-1611（代）

酢のものに
ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のもののできあがり。
ミツカン
土佐酢
三杯酢＋かつおだし

Published by the League of Women Voters of Japan　No.21, 2 Chome Yoyogi Shibuya-ku Tokyo Japan

## 都民によるよい環境を

去る5月25日、東京都は「東京都環境影響評価に関する条例案要綱」を発表しました。

都では6月22日発行「都のお知らせ」で環境アセスメント特集をし、又、対話集会を7月12日から3回開催するなど、都民の総意に基づいて条例化したいと意図しています。

これに対し同盟では「条例案要綱に関する意見と質問」として第一次申し入れを6月27日、副知事・公害局長（面談）と記者クラブ（記者会見）に、紀平政啓委員長、稲茂登都連会長、住田政啓委員が手渡しました。

住みよい東京は都民の環境保全のための権利行使による参加からつくられると思います。秋の都議会提出を前に7月に公害局参事高橋俊竜氏による勉強会（7月7日実施）と知事との会見が予定されています。

### 東京都環境影響評価に関する条例案要綱に関する意見と質問

自然の中の生物の一員である私たちは、健全な成育のためにその生存に適した良い空気・水・土を不可欠とし、その生活を営むためには精神が豊かに涵養される文化的・社会的環境を必要とします。憲法第13条には「国民は個人として尊重される」ことを明らかにし第25条では健康で文化的な生活を営む権利が明らかにされ、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられるとしています。

60年代の高度経済成長を促した工業の発展は、コンビナートの建設・人口の集中による都市開発など歯止めのないまま当然予測し、かつ予防し得た多くの産業公害・環境破壊をもたらしました。

70年代わが国は公害基本法の見直しをはじめ、公害立法を急ぎ、企業及び自治体の予算措置も進みましたが、近年景気低落を回復することが錦の御旗となり公害対策費は低落、国の環境影響評価制度は一向に陽の目を見ない現状です。

このような情況下、去る5月25日発表された「東京都環境影響評価に関する条例案要綱」は事業・行為による環境影響を事前に予測し、かつ悪影響を未然に防止し都民の安全を保全し、次代のためそれを整えるものとして期待するものでありますが、ひとたび成立した条例は実効のあるものでなければ意味はなく、又、その運用いかんでは住民の声をおしこめるためのかくれみのとなる恐れもあります。

評価対象が大規模すぎること、国の事業との関係をどう対処するのか、罰則のないこと等々問題は多いが参加にしぼって申します。

**意　見**

**参加**

全国各地域における事業・行為に対する被害者住民の抵抗が頻発していますが、成田空港の例をひくまでもなく事業・行為が「計画の段階」で住民の参加がなく意見がきかれないことが、事業そのものの進展も遅らせ莫大な税金を費消しています。事後的規制では効果もあがらず住民との間に徒らに軋轢を生じるのみ、エネルギーの無駄づかいと精神の荒廃を残してしまっています。

従って何よりも大切なのは住民参加の手続きとその内容の充実です。

**一、評価委員会の構成**

評価委員会の構成メンバーには住民の意見を代弁する委員が過半数加わるべきであり、評価委員会の構成如何では行政・事業側のかくれみのになってしまう恐れが十分あります。このことは地方自治体の報酬等審議会が形骸化又はかくれみのになっている実態に照らしてあきらかです。

**二、運用について**

a、公開の原則

環境影響評価制度は有効で適切な環境政策に基づき、現地の実態調査によりその特殊性をつかんでなされなければならないが、それとともに公開の原則、住民参加手続の保障、住民の意見の尊重に配慮すること。

b、住民の意見反映のための情報提供

条例案要綱には関係住民等は事業計画書の縦覧期間中、知事に事業計画書に関する意見書を提出することなど、住民の意見を反映させるべく配慮されていますが、このことが形式に終ることなくよい環境保全の実効があげられることを願います。

又、都民の責務として条例に規定された手続に積極的に参加するよう努めることを促していますが、なお科学的判断・客観的視点を欠くことの多い住民の知識を育成するためにも事業・行為の計画案の段階で平易な情報を公表し、その理解を深め意見を提出できるよう指導すること。

環境影響評価制度が現実のものとなった時、どのような運用がなされるか青写真を示して下さい。

一つの事例として多摩ニュータウン問題を例示します。

**多摩ニュータウン環境問題二題**

多摩ニュータウンは東京の人口過密を緩和するための副都心として計画され現在人口4万余名、将来は人口35万の人口都市である。7年前入居の諏訪、永山地区に現在二つの環境問題が提起されている。

一、超高圧線鉄塔増強問題

27・5万ボルト50万キロワットの鉄塔3基を300万キロワットに増強しようとするもの。

高さ40数メートルの鉄塔が80数メートルに、直径8センチの送電線が30数本設置される。

福島の原発・千葉の火力でつくられたものを、川崎方面に送電するルートにあたっている。

3基とも住宅、商店街に近接し、大・中・小8カ所の公園の上空を横切り、小・中学校の通学路上空でもある。

住民は、(1)電波障害、(2)静電誘導による人体の被害、(3)美観、(4)子供の遊び場（たこあげ不可）、(5)公共用地の確保等からルート変更か、地中化を東電に要求している。

二、多摩広路第1号（通称尾根幹線）問題

多摩ニュータウンの交通施設計画は、人的交通、物資の交通の殆んどを自動車即ち道路に依存した都市計画であり、都市幹線道路として環状7号線クラスの道路が東西に3本、南北に3本計6本計画されている。

尾根幹線は南端丘陵を東西にはしり約16キロメートル、幅最大58メートル、8車線、完成時推定交通量10万台。道路沿線には住宅（公団賃貸、都営など比較的低所得者住宅が多い）及び学校（13校計画うち4校は既に開校）ゴミ焼却場、卸売市場、ガスタンクなどの公共施設の計画がある。

住民は予測される車公害に対し、尾根幹線計画の再検討、ひいてはニュータウン全域の交通施設計画全般の再検討を行政に要求している。なお、現在は白紙撤回の上、住民の要求を容れ道路建設をするよう要求中である。

昭和53年6月27日
日本婦人有権者同盟
会長　小池　順子
東京都支部連合会
会長　稲茂登牙子

## 支部訪問 ⑦ 会津若松

会津若松支部の皆さん

## 先輩に続く根強い力

5月30日、会津若松は雨でした。午後一時半、大槻組織部長とともに市内神明通り「みよしのレストラン」の3階で、渡辺寛子支部長、芳賀歌子副支部長、星みゆき書記、高浪松野常任委員、五十嵐月代中央委員（病弱児のためのベッドスクール会長）の現幹部、顧問宮森とし子の6氏と3時間余にわたって歓談しました。

会津若松は由緒ある支部。昭和27年6月22日設立、そのきっかけは市川房枝先生が村井八郎（故）市長候補の応援に来られたこと。村井柳子夫人が中心で結成され第1代の支部長になられました。以後29年小松幾世氏、30年村井氏、31年山室タカ（故）氏、32から42年まで宮森とし子氏、42から52年を岩崎トキ氏が支部長を受けられ支えてこられました。

市長選後に結成されただけに支部は政治的対立の間で苦しみ、村井市長交替後の四期は横山市政となった事もあり、村井支部長の頃は、公民館もかりることができず、いわゆる村八分にあっています。「山室タカ、宮森とし子支部長の頃は、支部を維持するのが精いっぱいだった」と語る宮森さん。

「村井夫人の周辺の方中心に出来た支部とみられ、政治活動をするのではないか、或いは財閥の有閑婦人の集まりだから〝有閑者同盟〟などと思われた」と高浪さん。山室さん時代は、それでも100人ちかい会員が在籍しましたが、宮森さんの代には70人になり、42年頃には50人位になってしまいました。現在は更に減って37人です。

こんな中でも支部は頑張りました。岩崎トキさんの頃でしたが平生は月例会、学習会、市議会傍聴などにはげみ、42年黒い霧選挙には候補者事務所訪問をし「酒食のもてなしはいたしません」のポスターを選挙事務所にはらしたりしました。

47年頃には市民会館のテラスの下をかりて不用品交換会を開催、またたくうちに売り切れの盛況でした。51年7月12日には県支部連合会で、県庁公務員及県知事汚職に対し、知事へ退陣の申入れを行ないました。又最高裁々判官国民審査については、わからない人は棄権の自由のあることを啓発し投票場に「判らない人は、受取らなくてもけっこうです」とはり紙を出させています。

昨年には各種婦人団体連絡協議会（会長岩崎トキ、事務局長五十嵐月代氏）で地方自治のしくみをとりあげて模擬議会を開催するなど、深く沈せんして浸透をはかっています。

会津若松の人口は10万、有権者数は6万5千、産物は、漆器、酒等、黒字財政の自治体。政治的には福島県選挙第2区、5人定員中、自民4人、社会1人、参議院地方区（定員2）は、共産1、自民1、で総体的には保守王国。

同盟の啓発運動が、どれほど役に立っているか時折反省もする。

然し……と五十嵐氏は「有権者同盟の存在そのものが市の婦人団体を刺戟しており51年、選挙委員補助員1名、社会教育委員11人中女性2人だったのを3人に、52年には教育委員が1名、といづれも同盟関係の後押しで増えています」と語る。

支部の抱負は若い層への働きかけ、会員を増やすことですが、芳賀さん、星さんも元気いっぱい。冷静で頭のよい支部長、結成以来のベテラン会員の助けもあり、旧い皮袋に、新しい酒が盛られる日も遠くはないでしょう。

それにつけても「大主婦」と呼ばれた岩崎前支部長の急逝は惜しんでも余りあります。

（紀平悌子）

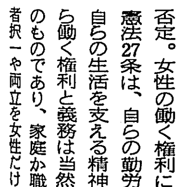

## 今ここでこんなことが
## 全市一区で市議選を
### ―郡山市―

郡山支部がかねてから反対してきた小選挙区市議選は、6月16日本会議で報告、質疑となりましたが、途中、質疑打切の混乱の中で自然休会、その後1時間以上の空白のうちに「郡山市議会議員の選挙区及び定数に関する条例」が提案され、投票の結果、24対19で強硬に押し切られ、小選挙区制がむしろ固定化された形で決議されました。今までは選挙の行われる毎に今回限りということであったのが、今回の立法は次の選挙よりとなっている点、問題です。

我が郡山市は合併後約15年にしてなお旧市町村13の小選挙区で市会議員の選挙をして来ましたが、もはや全市一区で行なうべき時期と考え、6月市会に重ねて陳情書を提出しました。16日の決議により、郡山支部の陳情はまたも御破算となりました。

郡山市議会議員の選挙は小選挙区に分かれていて人口割の定数で1人区が過半数地区を占めています。前回も定数1名のところに立候補者1名の無投票の地区がありました。

それは、地区の住民の投票権がうばわれたといっても過言ではありません。

また最近は富久山地区において二度の補欠選挙を行わねばならなかったこと等、いろいろその他の矛盾が多く、文化都市を自称する郡山の一つの大きな問題を残したといえましょう。

〝これでよいのか〟

善意の市民のみなさま、そして会員のみなさまのご意見により、ともに対処してゆきたいものです。

（支部便りより　水　芳枝）

## 都民参加の行動計画を実現させよう
### ――都婦人問題会議が答申

東京都婦人問題会議（銀冶千鶴子会長）は、5月31日、「東京都行動計画策定にあたっての基本的な考え方と施策の方向について」を美濃部都知事に答申した。

答申は「都の行動計画」そのものではなく、婦人問題解決のための都民の提言で、行政は答申にもとづいてこれから計画を策定するのである。

婦人問題会議は昨年6月20日発足、延45回の総会、部会が開かれた。今年の2月20日には中間報告が公表され、更に都民の意見が組みこまれ最終答申となった。

答申を貫く基本的姿勢として「憲法に基づいた性差別の禁止。女性であるが故に不利益をうけかつ母性であるが故に家事育児に限定する伝統的に作られた役割分業観を否定。女性の働く権利については憲法27条は、自らの勤労によって自らの生活を支える精神であるから働く権利と義務は当然女性自身のものであり、家庭か職業かの二者択一や両立を女性だけに課すのは憲法にそむく」ということを明確にすえおいている。この基本姿勢に基づいて、教育・労働・参加・家庭・健康・福祉の6領域から男女平等達成のための具体的な提言がなされその数131項目である。

当有権者同盟の主張である婦人の政治参加を強める施策、政治教育の重要性についても「参加」の項で、政策決定の場に女性が参加する権利と機会の保障を冒頭に強調、審議会等への参加は、1985年までの10年間に、男女半数に近づけること、政治参加を強める「政治教育」も明記された。

答申は都行政に向けての提言のみでなく、国・区市町村にも渡っている。従って各提言の受けとめ先と、どういう行政措置をはかるべきかが分類明記されている。都は今秋10月をめどに行動計画を策定するが、「都民参加」の計画作りを特色とする答申がどう尊重されるか私共として見守っていきたい。

（山口みつ子）

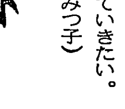

## 看護職員条約批准と国内法改正のための運動に参加しよう

6月24日、日本看護協会のよびかけで、七婦人団体の会合がもたれました。同協会の推進している〝1977年看護職員条約批准と勧告の適用〟の実現のため、七婦人団体に協力を要請されたのです。

国民の健康を守るためには、疾病の予防・治療・リハビリテーション等あります。その過程での看護活動は、医療活動の中で重要な役割を占めています。しかし現状では、有資格看護婦の不足。それらの人々が有効に活用されるような態勢の不備、准看護婦の質的な問題等、多くの難問をかかえています。又、医師会の考え方との調整の問題があります。

看護職員の教育・就業認可・労働条件等についての不備を補うため、「看護局」を厚生省内に新設すること。又、医療各審議会への、現場職員の出席等、種々の要求事項も出されています。

看護職員条約は、1977年、第63回ILO総会において採択されています。

これらの要請の実現のためには国内法令の改正を要します。

七婦人団体と協力し、署名運動などすすめたいと思います。

（館　雅子）

## リサイクル'78粉せっけんについての記事の訂正とおわび

「婦人有権者」6月号一面環境問題記事、7月号「ひろば」の中で「同盟が開発したリサイクル'78粉せっけん」といった表現をしましたが、これは誤りでしたので、お詫びして訂正します。

ご承知のようにリサイクル'78粉せっけんは、新年度から「公害をなくすため、合成洗剤をやめて、米ヌカを原料とする粉せっけんを使いましょう」と取次販売をはじめましたが、製造元は、ボーソー油脂株式会社です。

「開発」とは、製造するの意にとれますので、これを訂正「取次、販売」であることを、お断りする次第です。

日本婦人有権者同盟
会長　小池順子

---

学習会要旨

## 公選法、租税特別措置法改正
## 在宅投票札幌高裁判決

講師　藤田博昭氏（選挙制度研究家）

6月22日、婦選会館において、藤田博昭氏をお招きして公職選挙法改正二法、在宅投票札幌高裁判決についての学習会を行ないました。

今国会において公職選挙法及び個人の政治献金の税の減免に関する二法が成立し、また、札幌高裁において在宅投票制度廃止に対する違憲判決がなされました。有権者の権利の問題として重要であり、改正された内容をしっかり把握して今後の運動に生かすべく取りあげました。

一、租税特別措置法の一部改正（41条14関係）53・5・19公布。公布の日から施行。

租税特別措置法上、個人のする政治献金に特定寄附金（税の減免措置）の扱いを受けていたのは、政党、政治資金団体、特定の政治団体、特定の後援団体、特定の公職（国会議員、知事、都道府県会議員）の候補者等によるものであったが、「市長、指定市議員、これらの候補者、候補者となろうとする者に係わる政治団体、又は、これらの候補者に対する選挙運動に関する個人の寄附についても、特定寄附金の扱いをする」というのが今回の改正である。

個人献金者の税の減免措置は、昭和50年三木内閣の公約である、「金のかからない政治」をめざし、①個人献金の促進、②政党に金が集まるという政策目的、でなされた。然し、今回の改正には問題が多すぎる。

問題点及びポイント

(1)政治献金を受ける札幌、神戸市議の側から起ったことであり、資金を受ける側から要求するのは不見識であり、個人的動機しかない。

(2)50年の政治資金規制法施行から2年半も経た時点であること。

(3)政治資金の殆どが国会、県会議員の後援団体の収入で市議、市長の後援会に収支の面で殆ど実態がない。(4)個人のする政治献金で特定寄附金の扱いから除外されるものもありこれとのバランスを欠く。

特定寄附金の扱いを拡大することは、金のかかる選挙になること。税の減免措置だけが残って党財政の改革にならないことである。

二、最高裁　うぐいす嬢判決（53・1・26）と公選法報酬支給規定の改正（197条の2）

判決要旨及び公選法改正

連呼行為は機械的労働であっても情況に応じて演出等に裁量の余地がないわけではないから、選挙運動にほかならない。

「選挙運動に従事するものの中で労務者のほか、一日30人の限度内で事務員に限り報酬が支給されているが、うぐいす嬢もその中に入れる」というのが今回の改正。

問題点及びポイント

連呼行為が機械的労働か選挙運動かという比較、検討は無用であり（連呼行為は目的から言っても選挙運動である）また、そのような問題として考えてはならない。

最高裁の判決をそのまま公選法の中に持ち込んではならないし、問題の解決にならない。

車上の選挙運動に専ら使用される者に現行事務員報酬支給規定内で支給できるというが、専ら、という言葉の微妙な問題が残るのが懸念される。うぐいす嬢にタレントを使うケースもあり、演出たっぷりに車上の選挙運動ができることが憂慮される。

三、札幌高裁　在宅投票廃止違憲判決（53・5・24）原告上告中

判決要旨

憲法第14条は投票価値の平等だけでなく、行使における機会の実質的平等をも保証している。昭和27年在宅投票制度を廃止したのは違憲。制度復活の請願がありながら国会の合理的期間内に立法化しないのも違憲。国家賠償については廃止当時の国会議員等は違憲問題となると考えていなかったから過失は認められない。

在宅投票の経過と現状

23・7・29郵便投票が認められたが悪用があって、27・8・16廃止。49・6・3一部復活。現行法は11万3千人の在宅投票対象者で代理投票は認めていない。

問題点及びポイント

選挙とは本来投票された数で当落を決めるものである。投票の行使における機会の実質的平等を保証するという判決には問題がある。

昭和50年統一地方選、昭和51年総選挙には在宅投票対象者の約一割しか投票していない実態がある。この実態の中で札幌高裁の判決をいかに扱うか。在宅投票制度上の一割の投票を放置しておくことはできない。

（まとめ　久保田須弥）

学習会要旨

## 水と人間
### ――下水道のあり方を考える――

講師　中西準子氏（東京大学工学部助手）

環境週間にちなんで6月19日の午後、東京大学工学部助手、中西準子氏を迎え、水と人間―下水道のあり方を考える―というテーマで学習会を渋谷消費者センターで行なった。

×　×　×

人間にとって水は不可欠のものである。安全な水と一定量が必要であり、汚れ、雨水は排除されなければならない。この排除される水を下水と呼んでいる。

日本は水が豊かな国であるにもかかわらず、水飢饉がおこるのは

(1)自然の水系を無視して、水の量とは無関係に都市を発展させてしまった。

(2)生活全体、殊に工場で水の使いすぎ、使いすてのシステムになっている。

(3)あとをきれいにして戻すことをしないで捨て、多くの水が使えなくなってしまっているからである。

砂漠地帯の水飢饉とは本質的に違うし、他国に比べて3倍の雨量のある国でおこっている事実を真剣に考えねばならない。

原始的な生活であれば下水道の必要はなく、汚れた水を出さない生活をすれば自然との調和は保たれるが、便利な生活をし、自然を美しく保つことを考えると下水道、下水処理が必要となる。女の人が解放されてきた文化生活と自然を守る要求をつなげるものとして下水道を位置づけ、生活と自然とのかけ橋になるような下水道を考えているが、現在は下水道に反対する運動をしている。

現在の下水道が自然とのかけ橋になるような形では建設されないところに問題がある。東京都の浮間処理場をみて問題があると考え調査の要請をした。結果を公表しないという条件でやっと許可がでた。調査の結果、根本的欠陥があると考えて公表し、迫害されつづけてきた。

一般に下水道というと家庭排水のみと思いがちだが現在は工場排水が大量に入っている。川へ流していた時はそれぞれの企業が責任をもち、汚染源を出さない努力がされてきたが、下水道ができると公害規制の法律の適用はなくなり汚染責任は処理場にかかり、工場は責任から解放されることになる。

今まで大勢の人びとの犠牲の上に作られた公害法規の適用をうける工場はなくなってしまうという恐ろしい事態がおきている。

下水道促進の運動も、自分たちの便利さのみにかまけて、ほんとうの公害対策をサボってしまうことに手を貸していることを知らなければならない。

下水処理場は大きい方がわり安になると当局は言うが、末端まで通して考えるとコストはかわらないことがわかり、大きい処理場の必要はなくなる。

処理場反対の運動は地域のエゴという声もあるが、大企業が広大な土地をもちながら、農民の土地を処理場にする矛盾がわかってきた。日本の下水道の政策に対して基本的な問題を提起しているからこそ運動はひろがっているのである。

私たち自身がつくる下水道は本当に自然と調和して、きちんと処理できるような理想的な下水道にしていきたいと考える。

主に反対しているのは流域下水道であるがその理由は(1)工場排水の割合が高い。重金属を含む汚泥の処理が困難、(2)市町村にまたがるので自治の原則がくずれる。(3)水の量のバランスがわるくなる。以上の3点である。

下水道は川や海を蘇らせるためにあるべきで、現在の計画は川をつぶして下水道をつくり一回の使用で水をすてるシステムである。水は何回かくり返し使うことがのぞましい。川を蘇らせる視点に立ってどのような下水処理場がよいのかもう一度考え直し、自分たちと水とのかかわる生き方をふまえて考えてほしい。

（まとめ　原　輝恵）

韓国訪問記③

## 人権恢復のため闘う韓国の女性

4月26日午前11時、金正禮委員長、呉宣姓事務総長の御案内で国会見学。

出迎えの李堯植韓国女性団体協議会事務所長と合流、近代的な議事堂の建物を見学。韓国の資材と技術によって建築された見事なもので、議場内の議員席には採決の押しボタンがあり、賛成は青、反対は赤、保留は黄色で正面左側の採決盤に掲示されます。

日本のそれに似て、院内は何となくものものしく、政府要人通行の際は、ガードマンの制止により我々は片隅に片づけられてしまいました。

この日の目的は、女性国会議員との懇談、ということでしたが、与党6名、新民党1名、計7名の女性議員の中から、維新政友会（与党、大統領任命）の3議員が出席されました。

李淑鐘女史、長老格、韓国女性団体協議会会長。朴貞子女史、女性問題研究会会長。李範俊女史、この方は韓国女性有権者連盟の発足の基礎発起人、日本の大鷹淑子議員と山東昭子議員をたして二つに割ったような美人、夫君は朴大統領の側近とのこと。

昼食をともにしながら、国際婦人年に対する政府、国会の国内行動対策は？と質問しましたが、日本政府の「推進本部」に当る機関はなく、「女性問題研究会で女性行動綱領集会をしている」（朴貞子女史談）との答。

女性の地位については、その向上に努力はしているが、歩みはおそく、3年前「女性勤労者の定年の引き上げ」昨年12月「家族法の改正」今年2月「消費者保護基本法制定」の3点をあげられました。

話し合いは和やかに進められましたが、野党の女性議員が一人も居ないため、何となく精彩を欠き、私も突込んだ質問が出来ずじまいに終ってしまいました。

割り切れぬ想いで国会をあとにし、2時半、有権者連盟顧問孔徳貴（尹前大統領夫人）女史宅で会員との親しいお茶の会に出席。

隣りあわせたのは副会長の李愚貞さん。前ソウル女子大教授で三・一事件の被告でもあります。

彼女は、文部省が各大学長に命じて行なわせた教授の資格審査（不適格者リストを学長が提出、再任命されなかった教授は追放）にかかり460名の方々とともに野に在って尚使命を果たしておられるのです。拘束者の救援、そして学業半ばで追放された学生に補習をしている李さん。韓国にはこのような女性が数多く生きています。

家庭法律相談所にて

5時、家庭法律相談所に黄信徳理事長、李兌栄所長を訪問しました。李弁護士も又、朴政権により、弁護士資格を剥奪された愛国の女性。国際的にも著名で、市川房枝先生の次にマグサイサイ賞を受けられた第一級の法律家です。

この相談所は1956年8月、しいたげられた婦人の福祉のために始められ、昨年、21年8カ月目に100人の婦人の経済的協力のもと現在の近代的建物を造り、不幸な婦人をつくらぬための予防措置として法律問題に持ちこまれる前の家庭の紛争解決カウンセリング、お母さん学級（姑・嫁の平等で親しい人間関係をつくる）等、幅広い活動を展開、建物の講堂は親のない子や働く人々の結婚式に提供、結婚式と同時に婚姻届を出すように導く――李所長は「この様な運動には、人・建物・金が必要であり、後継者を一生懸命育てています」と語るのでした。

初期の頃、1年間200件あった相談は今は一週間で250件、22年間で53年6月26日現在、10万750件になっています。

ここにも圧政下、静かな人間革命を目指す韓国女性を発見しました。

（紀平悌子）

（つづく）

## 教育を考える⑧
## 塾で作られたスーパーマン

教育過熱も、ついにここまできたかと思う出来事に、最近出合った。

郊外地の小学校に行ったときのこと。校長室に天井まで届く飾り棚が作られていて、優勝カップが並んでいる。傍らに豪華な校旗。すべてPTAの寄附という話だった。いまに、この棚いっぱいのカップにしてみせますよ―意を決したような校長先生の表情をみた。

学校の名誉が、この××大会優勝で輝くというのは、昔も今もいっこうに変りがない。K県の場合など年間二十指にあまる大会が学童の生活にひしめいている状態だ。問題なのは、この大会に向ける学校、親のエスカレートぶりである。

校長先生の悲壮な決意を耳にして、まもなく別のPTAに出かけた。団地のまん中に学校がある。この小学校でも水泳や野球などの対外試合に、優秀な成績をあげ続けていると会長さんが話してくれた。名門校で、受験めあてに越境させている親たちが多いのだが、最近、スポーツめあての越境もふえているというのだ。

そこで微妙な打明け話をきいた。「近ごろは、優等生が、しだいにスポーツのヒーローになってきましてね」―おや、と思った。優等生は、メガネをかけたもやしっ子と相場が決まっていたのだが。

「よく遊びもするということですか」「とんでもない、遊びなんかしないんですよ」進学塾の他に、もっとちがう塾に通うのだという。スポーツの塾に、である。スイミングクラブや、選手養成の野球教室に。

プロが教えるクラブに通って、みるみる体育のすぐれた子にのしあがる。勉強も、スポーツも、万能の子を、実は、塾通いの中で作っていくというのだ。

校長室の優勝カップは、たとえばスイミングクラブで鍛えられた子によって、みごとにもたらされた栄光ということになる。公教育の場に、学校教育ではない外側の塾で作られた能力が、堂々と持ち込まれている。

その栄光を、公教育の責任ある立場のひとが誇らしげに語る。これほどの矛盾があろうか。

「お金をかけさえすれば、子どもの成績は、どうにでもなる。だからもう、学校なんかアテにしない」親のおろかさも極まった思いが公教育には見切りをつけ、将来、わが子の就職にかならずよい結果をもたらすであろうことを信じて、学力を、スポーツを、塾で育ててもらっている―じりじりと、その層がふえてきているという何ともやり切れぬ話である。

スポーツ塾の送り迎えは、車で、という。これも奇妙な話である。自然に歩くという動作を忘れた、人口スポーツマンの養成であろうか。もっと気になるのは、成績に自信がなくても、せめて、校庭で広場で遊びぬいたガキ大将の出番が、またも奪われてしまうことのかなしさ。

（永畑道子）

純植物性原料使用
リサイクル'78
粉せっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、無料で配達いたします。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2－21－11
〒151 ☎03－370－4541

(1) 第33巻 9号（昭和22年8月21日 第三種郵便物認可）（毎月一回1日発行・年間購読料1500円） 昭和53年9月1日発行

# 婦人有権者

THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

## 日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の1部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

## 環境アセスメントで都知事に申し入れ

7月27日午前11時より約30分、東京都知事美濃部亮吉氏に面会、東京都環境影響評価に関する条例案（アセスメント）に対する要望を行ないました。これは、去る6月29日、アセスメント要項に対する質問と意見を都知事・公害局長に提出したことへの再確認の意味も含めたもの。松浦・伊藤・阿曾・住田・瀬下・相良・淡・紀平の8名が参加しました。知事は住民参加の実をあげるため最良のものを出す努力をすると答えられました。なお私共は東京都婦人行動計画の答申の実現・東京都環境基準の後退のなきよう併せ強く申し入れました。

この申し入れに先立ち、7月7日、本同盟は、都公害局参事高橋俊竜氏を招き、環境影響評価に関する条例案要綱の説明会を開きました。

以下、この学習会要旨と、申し入れ文を掲載します。（紀平）

### 学習会の要旨

7月7日、午後、東京都公害局企画部、環境影響評価制度準備室、室長、高橋俊竜氏を迎え、「環境アセスメント」の勉強会を行なった。

要旨は次のとおり

一、条例案要綱は15名の委員で構成されている「東京都における環境アセスメントを考える会」による答申に基づき都公害局が条文化したものである。

二、条例案要綱における環境評価の概念図

事業計画
↓
予測・評価 ｝（予測評価段階）
↓
（政策決定段階） 意志決定（知事）→NO
↓Go
着手
↓
事後監視 ｝（事後評価段階）

三、住民参加による評価委員会の性格は知事の附属機関であり、地方自治法第一三八条の四により第三者機関ではない。

四、運用面では①公開の原則（予測書、公聴会、周知措置、公示）②事後評価（永久に監視）

五、要綱は広く都民の意見をとり入れ八月中に条例案とし、九月議会にかけられる。

以上「環境アセスメント」は条例案、第一、目的にかかげられている通り「環境悪化の未然防止と都民の福祉の向上に資すること」。

（まとめ 住田啓子）

### 要望書

東京都環境影響評価に関する条例案に対する要望

侵されていく環境を守り、都民の安全な生活を保障するための、「東京都環境影響評価に関する条例」を制定することは、必要なことであり、基本的にはこれを支持します。

然しながら、ひとたび成立した条例は、一朝一夕に変えられるものではなく、その内容及び適用のいかんによっては、逆に生活者である都民に悪影響を与えるものにもなります。

私どもは、条例要綱案を再度検討しましたが、主として住民参加の面で左記要望をし、真に都民福祉につながる条例を制定されることを要望します。

一、条例には、東京都公害防止条例にもうたわれた「東京都は都民の健康で安全、かつ快適な生活を営む権利を保障する最大限の責務を負うものであって、この義務を果たすため、あらゆる手段をつくして公害の防止と絶滅をはからなければならない」との基本原則を明記して下さい。

一、評価委員会の性格について

評価委員会は、真に都民の立場にたった第三者的機関とすべきであります。

要綱によれば評価委員会は知事の附属機関として設けられ（第十八の一の㈠）ていますが、対象事業の関係地域内の住民のために、指定及び選定事業に対して、十分に環境的側面からの総合判断をなし得るためには、知事の附属機関ではなく第三者的機関とし、都民の要求に対しても調査活動をおこなうこともできることとし、都民の信頼を行政につなぐものとして下さい。

一、評価委員会の組織、構成について

評価委員会は、十五人以内の委員により組織され、学識、経験を有する（科学者）者の中から知事が委嘱し、又、そのうち三人は都民の推せんをうけた者を委嘱することになっています。

都では環境影響評価制度の条例案要綱にも関係住民等の意見を事業実施段階毎にとり入れられるよう整えられていますが、評価委員会に事業実施地域の住民の立場にたって、その環境保全のため評価をする委員を過半数加え、委員会の機能が真に環境悪化の歯止めとなるようにすべきであります。

又、委員は都における関係、審議会等との兼任を避け、環境影響評価に対しての対応が制限されることのないようにして下さい。

一、運営について──委員会は公開とし、資料の提供等をおこなうこととする。

一、評価対象から公共事業を除くことに反対。

公共事業についての環境影響評価

去る十二日開かれた都市長会では「①条例案をつくる時はゴミや公共下水道処理場など直接環境改善に役立つ自治体の公共事業は環境影響評価制度から外してほしい。②その他公共事業に際し関係住民と無関係な外部の者（環境保護団体など）の声を大きく取り上げないでほしい」との意見をとりまとめ都に要望することに決まったとききます。都及び都下の市自治体が施行する公共事業にこそ環境影響評価制度を完全に実施することが、行政への信頼を実感させ、それを築いていくことであり、この制度を住民とともに有効に機能させてゆくことになるのだと思います。公共事業こそ卒先垂範の実を挙げて頂き度く除外はこの制度の形骸化をもたらすだけであります。なかでも公共下水道への工場廃水の流入は下水処理場が、新たな公害発生源であり、とくに適用除外をしないよう要望いたします。

一、事後評価について──事業実施後、予測値との適合性を確認するため、評価委員会は、知事の求めにより審査することになっていますが、その後長期間、事業が予測から評価どおりに実施されているかどうか関係住民等の意見が出せるよう規定された項目を設けて下さい。

昭和五十三年七月二十七日

日本婦人有権者同盟
会長 小池順子
東京都支部連合会長 稲茂登冴子

## 効果的な保健医療制確立のための国内法を改正せよ

本同盟では、七婦人団体議会活動連絡委員会の共同運動として、「看護職員条約批准と、国内法改正」のための運動にとりくみ、6月24日には、内容の研究会、7月13日には、政府及議会、各党への申入れ案を協議しました。

厚生・労働・外務・総理府及び、衆参両院議長、各党に強く申入れることを決定しています。

真に国民の健康を守るためには、疾病の予防、治療、リハビリテーション等ありますが、大切なのは医療活動の中の看護活動です。

有資格看護婦の不足、看護にたずさわる人々が有効に働けるための態勢の不備、准看護婦の質的な問題など問題は山積しています。医師会の姿勢も最大の阻害要因です。左記のごとく、問題を洗い出し、改善を要求するものです。（紀平）

### ILO1977年看護職員条約批准実現のための国内法令等制度改善についての陳情書

国民の健康を守るためには、健康の増進、疾病の予防・治療・リハビリテーションのあらゆる過程においての看護活動が必要であり、看護職員には常に国民の側にたって現代の医療に生命を与える重要な役割があるものと考えます。

第63回ILO総会において採択された1977年看護職員条約の前文にはつぎのような指摘がなされており、これはまさに日本での現状でもあります。

1. 国民の健康と福祉の向上に看護職員の果たす役割が極めて重要である。
2. 有資格看護職員が不足し、また現在の職員が必ずしも能力を十分に発揮できるよう適切に活用されていない。
3. このことが効果的な保健医療活動の障害になっている。

条約は、多くの人々を看護職にひきつけ、そこにとどめ、社会的要求に対応できる能力をやしない、要求のあるところにそれにふさわしい職員を配置するための、すなわち看護職員が「国民の健康と福祉の向上」に寄与できるようにするための看護政策、看護職員の教育、就業の認可、労働条件、健康保護についての基準、政策立案・決定及び雇用条件の決定方法を示しています。

わが国においてもこの条約に即して現状を改善していくことが急務と考えますので、つぎのような国内法の改正ならびに強力な看護政策をとるなどして、条約が早急に批准されますよう七婦人団体議会活動連絡委員会は強く要望します。

記

Ⅰ 政策および参加について

1. 既存の保健医療に関係のある審議会、懇談会、検討会等に看護職員の代表を参加させること。
2. 総合的な看護政策を策定するために次の措置をとること。
   - ① 現在の厚生省医務局看護課を拡充し、上記政策策定の中心的役割を果たすための担当部局とする。
   - ② 上記政策策定に関する諮問機関を早急に設置し、看護職員の代表を参加させる。
   - ③上記政策立案の基礎となる調査研究機関を設置する。
3. 保健婦助産婦看護婦法を看護への社会的要求及び看護職員をとりまく社会情勢の変化に対応させるべくその検討を早急にはじめること。

Ⅱ 教育について

1. 看護教育に大幅に公費を導入すること。
2. 看護教育者、研究者を育成するための措置をとること。
3. 大学における看護教育を拡充するための措置をとること。
4. 准看護婦の養成をやめること。
5. 継続教育の充実・強化のための措置をとること

Ⅲ 就業の認可について

1. 保助看法および関連法を全面的に再検討して、看護有資格者のみに許される業務を明確にしこれに違反した場合の罰則を定めるとともに行政措置をとること。
2. 看護業務に従事する無資格者の要件と業務制限および雇用制限についての規定を定めること。

Ⅳ 労働時間について

1. 労働基準法の特例として一日9時間、週54時間が看護職員に適用されていることを改めること。
2. 週休を48時間とし、そのうち35時間を連続してとれるよう措置すること。
3. 労働時間を短縮するため看護職員の増員をはかること。
   - ① 週休2日制を導入し、また所定の休暇・休憩時間が利用できるような人員配置をすること。
   - ② 看護職員が産前産後の休暇・育児休業制度を利用できるための代替要員を確保すること。

Ⅴ 職業上の健康保護について、母性保護条約の趣旨にもとづき、看護職員の母性保護のための法的規制および行政措置をはかること。

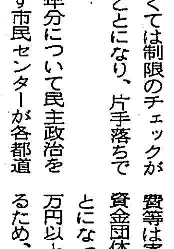

## 52年の政治資金の発表をみて考える

7月20日、自治省は政党、政治資金団体、政治団体の収支報告書を官報で告示、公表した。

この発表は新政治資金規正法施行後二度目であり、新聞紙上等で今回の特徴や解説を含め掲載しているので重複をさけ、ここではいくつかの問題点をあげ同盟として支部として取上げるべき点を提案したいと思う。

まず第一に今回の発表は、全国組織の政党、政治資金団体（三号団体）と政治団体（二号団体）の発表で、都道府県に届出る地方の政治団体（一号団体）についての発表はなく、日本全体の政治資金の実態ではない。その上、新法では企業の資本金や労組の組合員数で献金額を一～三号団体を対象に制限したのに、この全体の発表が同時になくては制限のチェックが出来ないことになり、片手落ちである。

因に51年分について民主政治をたてなおす市民センターが各都道府県の公報を取寄せ調査したところによると、自治省が発表した二、三号団体1736団体の収入総額693億円の他に一号団体16343団体の総額446億円がある。六政党をみると中央本部（三号団体）の総額397億円の他に政党支部（一号団体）は223億円となっている。（但し自治省の発表は前年の繰越金を含まない額）いずれも中央の50%前後の金が動いていることになるが、地方の公報などみる者はなく闇に葬られているといってよい。各都道府県に所在する同盟支部におかれては都道府県の選挙管理委員会が担当している政治資金について、もっと注目して調査をしてほしい。そうすれば自治省も選管もこの重要性に気付くことになろう。

第二に新法によって企業等の会費等は寄付とみなされ政党、政治資金団体は1万円以上を届出ることになったが、政治団体は100万円以上を届出ることになっているため、ほとんど寄付の収入にたよる政治団体の収入の実態が不明のままである。特に私共が知りたい自民党の派閥などの実態は何等改善されていない。

第三に新法で政治団体に対する寄付は一個人一団体150万円を限度としているが、150万円ぎりぎりの寄付を受け、その他は借入金収入とする型が目につく。これは借入金に限度も規定もないので、実質的な寄付となっているとも考えられる。

右、新法になって主な新たな問題点を指摘したが、新法附則8条では、施行後5年に政治資金の個人拠出の強化のため会社、労組等の政治資金を再検討するとなっている。新法施行2年半を経た今日、国民の立場で改善すべき点、不合理な点等を洗い直し、政治献金は個人に限るという私共の主張に近づけ、政党、政治団体の実態を通し、政治の体質を変える努力をしたいものである。

民主政治をたてなおす
市民センター事務局長
近藤千浪

## 花片

▼意久地なく暑さにへこたれていた時、西の友人からは朝顔、東の友人からは月見草を絵画いた暑中見舞が着き、無性に嬉しく思いました。私は無芸無味の不雑者で、こんな気の利いた優しいお見舞は差上げられませんが、皆々様に猛暑酷暑につづく、残暑のお伺いを申上げ、多くの顔を思い浮べて、御健勝を祈り上げます。

▼肢体不自由児養護施設「ねむの木学園」の宮城まり子氏に厚生大臣賞が贈られました時、同氏は前には賞よりお金をと思い、今回は法律がほしいと語っておられました。しかし法律の制定が出来ても本当の解決にはなりません。空洞化・風化している法律が、たくさんあるではありませんか。法律の真髄をよく汲みとって行う政治、政治家が必要なんです。81才のお婆さんが虎の子の一万円入りの財布をひったくられた新聞記事で、多くのお金や物品が集まった由。身につまされたというか、共に悲しむ心、これが大切なんです。

▼日中両国で平和友好条約に調印、政府も各党も歴史に新しい頁がひらかれたと信頼と協力と喜びを発表しました。さらに全アジア全世界にこの安定を進めることです。

▼八月は広島長崎の原爆忌、終戦記念日など、天候は焼熱地獄にあって、心中は寒いものです。そして秋の臨時国会には、有事立法、機密保護法、元号法制化など提出されるらしく、憲法をなしくずしにという腹のようです。うわべの平和、なくなった反戦土壌、いつわりの平和を考えましょう。

から子

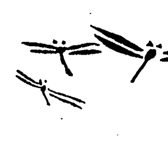

今月号は、「ひろば」はお休み致します。

編集発行人 小池順子 発行所 日本婦人有権者同盟（渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内） 電話（370）2727番 〒151 振替195409

---

## 残暑お見舞申し上げます

港支部一同
支部長 久保田須弥
港区南麻布二－四－二
☎（四四四）三〇三〇 〒一〇六

静岡支部会員一同
支部長 左近司信子
中央委員 山下しずゑ
副支部長 佐藤はな
書記 金原愛子 豊田春江
会計 青山利恵 堀西しげ子
会計監査 井田喜久代 鳥羽まさ
組織 杉山愛子 石上きみ
静岡市丸子四－四－六
☎〇五四二（五九）〇〇三六 〒四二一－〇一

宮崎支部一同
支部長 中原良子
宮崎市和知川原三－一〇二
☎〇九八五（二四）八六二九 〒八八〇

豊島支部会員一同
支部長 片岡貴美子
豊島区駒込六－一九－一五
☎（九一七）六四三六 〒一七〇

世田谷支部一同
支部長 森喜久野
副支部長 生田久子 伊藤素子 中島利江
書記 飯田泰子 杉山利子
会計 水口とし子 南要子
組織担当 杉山利子
会計監査 近藤登美子
世田谷区代田3－15－8 森方
TEL (414) 3076 〒155

松本支部会員一同
支部長 細野静子
松本市大字浅間温泉六三七
☎〇二六三（四六）一一七〇 〒三九〇－〇三

衆議院議員
高沢寅男
練馬区関町二－一二三
☎（九二九）四四五三 〒一七七

小諸支部一同
支部長 小山雪子
小諸市荒町
☎〇二六七二（二）〇〇〇五 〒三八四

日本社会党
東京都本部副委員長
今正一
世田谷区給田
四－二八－三－五〇四
☎（三〇七）六六三〇 〒一五七

いわき支部会員一同
支部長 熊耳シズイ
いわき市好間町下好間浦田四四
☎〇二四六（七四）二八九八 〒九七〇－〇一

大田支部会員
貸ビル業
山本泰代
大田区大森北一－四－一五
☎（七六六）〇〇四八 〒一四三

丸子支部
支部長 土屋花子
長野県小県郡丸子町
上丸子四四〇－一
☎〇二六八四（二）二二四〇 〒三八六－〇四

日本社会党東京都本部
中小企業対策局長
鮫島将夫
狛江市和泉三六七六
多摩川住宅イ八－四〇七
☎〇四二四（八四）七〇六一 〒一八二

長野県支部連合会
会長 宮原恵久与
長野県小県郡丸子町石井
☎〇二六八（三五）〇三九二 〒三八六－〇一

愛知県婦人連盟
会長 横地さだえ
名古屋市昭和区松風町一－一二
☎〇五二（八八一）二二一一 〒四六六

成田福祉センター
主宰 成田智恵子
名古屋市昭和区御器所
一－九－一一
☎〇五二（八八一）二七一七 〒四六六

東部支部一同
支部長 下村幸子
長野県小県郡東部町田中
☎〇二六八六（二）二三八六 〒三八九－〇五

消費者問題懇話会
株式会社 商品情報センター内
港区赤坂三－七－一 誠和赤坂ビル
☎（五八二）五七七五（代表） 〒一〇七

大田支部会員一同
支部長 杉原彬子
大田区大森東一－一一－一三
☎（七六二）一六〇七 〒一四三

福島支部一同
支部長 新田美重
福島市南沢又松北町三－五一－四
☎〇二四五（五七）七三五七 〒九六〇

長野支部会員一同
支部長 山本たつ江
長野市浅川
二－一〇〇－一八七
☎〇二六二（四一）六三八七 〒三八〇

中野支部一同
支部長 岸田ミヤ子
中野区松ケ丘二－三三－七
☎（九五二）一六七〇 〒一六五

神戸婦人有権者連盟
会長 鈴木寿美子
他役員一同
神戸市灘区森後町二－一－一四
☎〇七八（八五一）四九一一 〒六五七

鈴木孝夫法律事務所
弁護士 鈴木孝夫
弁護士 本田敏幸
横浜市中区南仲通二－二五
（関内守谷ビル5階）
☎〇四五（二〇一）七六七七（代） 〒二三一

中央委員
小林頼子
小諸市加増二－六－五
☎〇二六七二（二）三五八五 〒三八四

中央委員
酒井知恵
長野市川中島町若葉町A八
☎〇二六二（八四）四一九四 〒三八一－二二

松田ふみ子
大田区山王三－三九－一二
☎（七七七）六八四六 〒一四三

上田支部一同
支部長 河原みや
上田市常田二－三－一〇
☎〇二六八（二二）〇七六四 〒三八六

常任委員
小端千恵子
杉並区西荻南一－二二－一六
☎（三三三）六二四六 〒一六七

鈴木とく子
杉並区成田東四－三二－二
☎（三一一）一七七三 〒一六六

広島あさひ幼稚園副園長
広島看護学院学院長
村上安恵
広島市旭二－一二－一六
☎〇八二二（五一）〇三七一 〇三七二 〒七三四

足立支部会員一同
支部長 堀合千枝子
足立区足立二－一三－二
☎（八八六）〇一七五 〒一二〇

名古屋市会議員
本谷純子
名古屋市名東区猪高町上社
上社北住宅二－六－一六
〒四六五

衆議院議員
岩垂寿喜男
千代田区永田町二－一－二
衆院第二議員会館四〇二
〒一〇〇

会津若松支部一同
支部長 渡辺寛子
会津若松市西栄町八－二
☎〇二四二（七）〇六五五 〒九六五

中央委員
宮坂うめ子
長野県更埴市鋳物師屋
☎〇二六二七（三）〇九二四 〒三八七

名古屋支部一同
名古屋市中区栄五－二－二七
佐藤富美方
☎〇五二（二四一）二六一六 〒四六〇

清水信子
武蔵野市八幡町四－一〇－八
☎〇四二二（五一）二七二七 〒一八〇

吉増政子
川越市大字上戸一二〇－一三
☎〇四九二（三一）六〇五八 〒三五〇

森永印刷株式会社
代表取締役 永井鉄二
千代田区麹町二－一二
☎（二六三）二八九三 五九一七 〒一〇二

沖縄婦人有権者同盟
会長 源ゆき
那覇市壷屋二－五八
〒九〇〇

中央委員
美藤志津子
広島市南観音町一七－一六
☎〇八二二（三二）一八六九 〒七三三

須賀川支部会員一同
支部長 小針ミネ
岩瀬郡天栄村大字飯豊字新田前二六
☎〇二四八（三）二〇一〇 〒九六二－〇一

衆議院議員
和田耕作
杉並区永福一－三九－一八
☎（三二三）七六七七 〒一六八

中央委員
太田緑子
郡山市池ノ台九－三
☎〇二四九（三二）〇〇〇八 〒九六三

杉並支部会員一同

東京市政調査会
理事長 河野義克
豊島区目白三－二五－一〇
☎（九五三）四八一五 〒一七一

座間市会議員
福田美代子
神奈川県座間市入谷四－二六九〇
☎〇四六二（五三）〇三五八 〒二二八

草加市議会議員
柘植井清
草加市吉町五－七－三三
☎〇四八九（二八）五〇八〇 〒三四〇

日本民主法律家協会
事務局長 鷲野忠雄
中央区京橋二－一二－一 宝友ビル
☎（五六七）九七四〇 〒一〇四

中野区議会議員
武藤愛子
中野区沼袋二－二八－一〇
☎（三八六）二五〇九 〒一六五

更埴支部会員一同
支部長 石川文子
更埴市粟佐一四五七
☎〇二六二七（二）二五三三 〒三八七

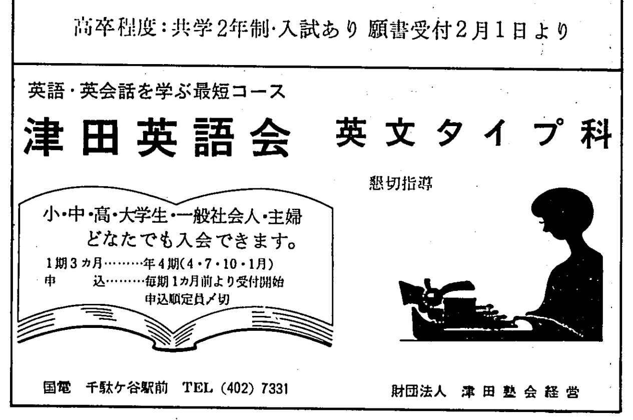
専修学校
津田スクール オヴ ビズネス
高卒程度：共学2年制・入試あり 願書受付2月1日より
英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会 英文タイプ科
懇切指導
小・中・高・大学生・一般社会人・主婦
どなたでも入会できます。
1期3カ月………年4期（4・7・10・1月）
申 込………毎期1カ月前より受付開始
申込順定員〆切
国電 千駄ケ谷駅前 TEL (402) 7331
財団法人 津田塾会経営

有機自然農法
お茶の名門 (鳥)豊翠園
伊勢のわたらいの山奥で
自然に育てられたお茶の心を
皆様にお届け申し上げます。
三重県度会郡度会町平生
㈲豊翠園

シャープ，スピード，サービス
森下印刷所
●オフセット印刷 ●美術印刷
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181（日産厚生園正門前）
☎ 0422-48-1611（代）

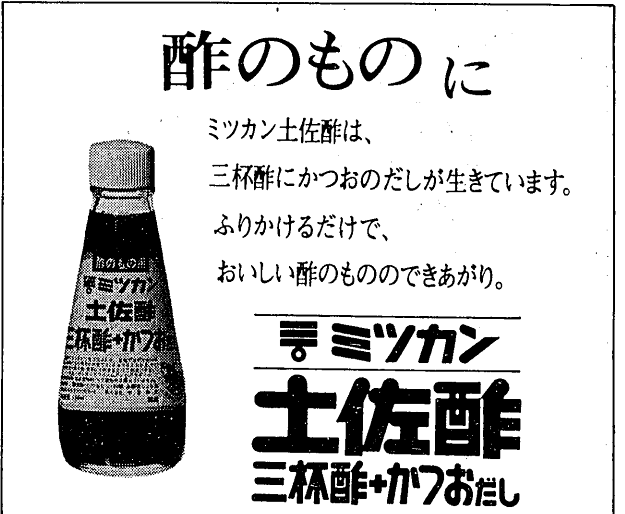
酢のものに
ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のもののできあがり。
ミツカン
土佐酢
三杯酢＋かつおだし

# 婦人有権者

THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

## 日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主議を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の1部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

## 環境アセスメントで都知事に申し入れ

7月27日午前11時より約30分、東京都知事美濃部亮吉氏に面会、東京都環境影響評価に関する条例案（アセスメント）に対する要望を行ないました。これは、去る6月29日、アセスメント要項に対する質問と意見を都知事・公害局長に提出したことへの再確認の意味も含めたもの。松浦・伊藤・阿部・住田・瀬下・相良・淡・紀平の8名が参加しました。知事は住民参加の実をあげるため最良のものを出す努力をすると答えられました。なお私共は東京都婦人行動計画の答申の実現・東京都環境基準の後退のなきよう併せ強く申し入れました。

この申し入れに先立ち、7月7日、本同盟は、都公害局参事高橋俊竜氏を招き、環境影響評価に関する条例案要綱の説明会を開きました。

以下、この学習会要旨と、申し入れ文を掲載します。（紀平）

### 学習会の要旨

7月7日、午後、東京都公害局企画部、環境影響評価制度準備室、室長、高橋俊竜氏を迎え、「環境アセスメント」の勉強会を行なった。

要旨は次のとおり

一、条例案要綱は15名の委員で構成されている「東京都における環境アセスメントを考える会」による答申に基づき都公害局が条文化したものである。

二、条例案要綱における環境評価の概念図

事業計画
↓
予測・評価　｝（予測評価段階）
↓
（政策決定段階）
意志決定（知事）↓NO
↓Go
着手
↓
事後監視　｝（事後評価段階）

三、住民参加による評価委員会の性格は知事の附属機関であり、地方自治法第一三八条の四により第三者機関ではない。

四、運用面では①公開の原則（予測書、公聴会、周知措置、公示）②事後評価（永久に監視）

五、要綱は広く都民の意見をとり入れ八月中に条例案とし、九月議会にかけられる。

以上「環境アセスメント」は条例案、第一、目的にかかげられている通り「環境悪化の未然防止と都民の福祉の向上に資すること」。

（まとめ 住田啓子）

### 要望書

東京都環境影響評価に関する条例案に対する要望

侵されていく環境を守り、都民の安全な生活を保障するための、「東京都環境影響評価に関する条例」を制定することは、必要なことであり、基本的にはこれを支持します。

然しながら、ひとたび成立した条例は、一朝一夕に変えられるものではなく、その内容及び適用のいかんによっては、逆に生活者である都民に悪影響を与えるものにもなります。

私どもは、条例要綱案を再度検討しましたが、主として住民参加の面で左記要望をし、真に都民福祉につながる条例を制定されることを要望します。

一、条例には、東京都公害防止条例にもうたわれた「東京都は都民の健康で安全、かつ快適な生活を営む権利を保障する最大限の責務を負うものであって、この義務を果たすため、あらゆる手段をつくして公害の防止と絶滅をはからなければならない」との基本原則を明記して下さい。

一、評価委員会の性格について

評価委員会は、真に都民の立場にたった第三者的機関とすべきであります。

要綱によれば評価委員会は知事の附属機関として設けられ（第十八の一の㈠）ていますが、対象事業の関係地域内の住民のために、指定及び選定事業に対して、十分に環境的側面からの総合判断をなし得るためには、知事の附属機関ではなく第三者的機関とし、都民の要求に対しても調査活動をおこなうこともできることとし、都民の信頼を行政につなぐものとして下さい。

一、評価委員会の組織、構成について

評価委員会は、十五人以内の委員により組織され、学識、経験を有する（科学者）者の中から知事が委嘱し、又、そのうち三人は都民の推せんをうけた者を委嘱することになっています。

都では環境影響評価制度の条例案要綱にも関係住民等の意見を事業実施段階毎にとり入れられるよう整えられていますが、評価委員会に事業実施地域の住民の立場にたって、その環境保全のため評価をする委員を過半数加え、委員会の機能が真に環境悪化の歯止めとなるようにすべきであります。

又、委員は都における関係、審議会等との兼任を避け、環境影響評価に対しての対応が制限されることのないようにして下さい。

一、運営について——委員会は公開とし、資料の提供等をおこなうこととする。

一、評価対象から公共事業を除すことに反対。

公共事業についての環境影響評価

去る十二日開かれた都市長会では「①条例案をつくる時はゴミや公共下水道処理場など直接環境改善に役立つ自治体の公共事業は環境影響評価制度から外してほしい。②その他公共事業に際し関係住民と無関係な外部の者（環境保護団体など）の声を大きく取り上げないでほしい」との意見をとりまとめ都に要望することに決まったときます。都及び都下の市自治体が施行する公共事業にこそ環境影響評価制度を完全に実施することが、行政への信頼を築いていくことであり、この制度を住民とともに有効に機能させてゆくことになるのだと思います。公共事業こそ卒先垂範の実を挙げて頂き度く除外はこの制度の形骸化をもたらすだけであります。なかでも公共下水道への工場廃水の流入は下水処理場が、新たな公害発生源であり、とくに適用除外をしないよう要望いたします。

一、事後評価について——事業実施後、予測値との適合性を確認するため、評価委員会は、知事の求めにより審査することになっていますが、その後長期間、事業が予測から評価どおりに実施されているかどうか関係住民等の意見が出せるよう規定された項目を設けて下さい。

昭和五十三年七月二十七日
日本婦人有権者同盟
会長 小池順子
東京都支部連合会長 稲茂登芽子

## 効果的な保健医療制度確立のための国内法を改正せよ

本同盟では、七婦人団体議会活動連絡委員会の共同運動として、「看護職員条約批准と、国内法改正」のための運動にとりくみ、6月24日には、内容の研究会、7月13日には、政府及議会、各党への申入れ案を協議しました。

厚生・労働・外務・総理府及び、衆参両院議長、各党に強く申入れることを決定しています。

真に国民の健康を守るためには、疾病の予防、治療、リハビリテーション等ありますが、大切なのは医療活動の中の看護活動です。

有資格看護婦の不足、看護にたづさわる人々が有効に働けるための態勢の不備、准看護婦の質的な問題など問題は山積しています。

医師会の姿勢も最大の阻害要因です。左記のごとく、問題を洗い出し、改善を要求するものです。

（紀平）

### ILO1977年看護職員条約批准実現のための国内法令等制度改善についての陳情書

国民の健康を守るためには、健康の増進、疾病の予防・治療・リハビリテーションのあらゆる過程においての看護活動が必要であり、看護職員には常に国民の側にたって現代の医療に生命を与える重要な役割があるものと考えます。

第63回ILO総会において採択された1977年看護職員条約の前文にはつぎのような指摘がなされており、これはまさに日本での現状でもあります。

1. 国民の健康と福祉の向上に看護職員の果たす役割が極めて重要である。
2. 有資格看護職員が不足し、また現在の職員が必ずしも能力を十分に発揮できるよう適切に活用されていない。
3. このことが効果的な保健医療活動の障害になっている。

条約は、多くの人々を看護職にひきつけ、そこにとどめ、社会的要求に対応できる能力をやしない、要求のあるところにそれにふさわしい職員を配置するための、すなわち看護職員が「国民の健康と福祉の向上」に寄与できるようにするための看護政策、看護職員の教育、就業の認可、労働条件、健康保護についての基準、政策立案・決定及び雇用条件の決定方法を示しています。

わが国においてもこの条約に即して現状を改善していくことが急務と考えますので、つぎのような政策をとるなどして、条約が早急に批准されますよう七婦人団体議会活動連絡委員会は強く要望します。

記

Ⅰ 政策および参加について
1. 既存の保健医療に関係のある審議会、懇談会、検討会等に看護職員の代表を参加させること。
2. 総合的な看護政策を策定するために次の措置をとること。
   ① 現在の厚生省医務局看護課を拡充し、上記政策策定の中心的役割を果たすための担当部局とする。
   ② 上記政策策定に関する諮問機関を早急に設置し、看護職員の代表を参加させる。
   ③上記政策立案の基礎となる調査研究機関を設置する。
3. 保健婦助産婦看護婦法を看護への社会的要求及び看護職員をとりまく社会情勢の変化に対応させるべくその検討を早急にはじめること。

Ⅱ 教育について
1. 看護教育に大幅に公費を導入すること。
2. 看護教育者、研究者を育成するための措置をとること。
3. 大学における看護教育を拡充するための措置をとること。
4. 准看護婦の養成をやめること。
5. 継続教育の充実・強化のための措置をとること

Ⅲ 就業の認可について
1. 保助看法および関連法を全面的に再検討して、看護有資格者のみに許される業務を明確にしこれに違反した場合の罰則を定めるとともに行政措置をとること。
2. 看護業務に従事する無資格者の要件と業務制限および雇用制限についての規定を定めること。

Ⅳ 労働時間について
1. 労働基準法の特例として一日9時間、週54時間が看護職員に適用されていることを改めること。
2. 週休を48時間とし、そのうち35時間を連続してとれるよう措置すること。
3. 労働時間を短縮するため看護職員の増員をはかること。
   ① 週休2日制を導入し、また所定の休暇・休憩時間が利用できるような人員配置をすること。
   ② 看護職員が産前産後の休暇・育児休業制度を利用できるための代替要員を確保すること。

Ⅴ 職業上の健康保護について、母性保護条約の趣旨にもとづき、看護職員の母性保護のための法的規制および行政措置をはかること。

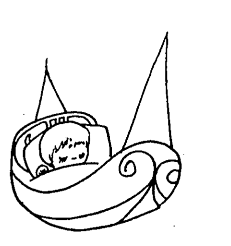

## 52年の政治資金の発表をみて考える

7月20日、自治省は政党、政治資金団体、政治団体の収支報告書を官報で告示、公表した。

この発表は新政治資金規正法施行後二度目であり、新聞紙上等で今回の特徴や解説を含め掲載しているので重複をさけ、ここではいくつかの問題点をあげ同盟として支部として取上げるべき点を提案したいと思う。

まず第一に今回の発表は、全国組織の政党、政治資金団体（三号団体）と政治団体（二号団体）の発表で、都道府県に届出る地方の政治団体（一号団体）についての発表はなく、日本全体の政治資金の実態ではない。その上、新法では企業の資本金や労組の組合員数で献金額を一～三号団体を対象に制限したのに、この全体の発表が同時になくては制限のチェックが出来ないことになり、片手落ちである。

因に51年分について民主政治をたてなおす市民センターが各都道府県の公報を取寄せ調査したところによると、自治省が発表した二、三号団体1736団体の収入総額693億円の他に一号団体16343団体の総額446億円がある。六政党をみると中央本部（三号団体）の総額397億円の他に政党支部（一号団体）は223億円となっている。（但し自治省の発表は前年の繰越金を含まない額）いずれも中央の50％前後の金が動いていることになるが、地方の公報などみる者はなく闇に葬られているといってよい。各都道府県に所在する同盟支部におかれては都道府県の選挙管理委員会が担当している政治資金について、もっと注目して調査をしてほしい。そうすれば自治省も選管もこの重要性に気付くことになろう。

第二に新法によって企業等の会費等は寄付とみなされ政党、政治資金団体は1万円以上を届出ることとなったが、政治団体は100万円以上を届出ることになっているため、ほとんど寄付の収入にたよる政治団体の収入の実態が不明のままである。特に私共が知りたい自民党の派閥などの実態は何等改善されていない。

第三に新法で政治団体に対する寄付は一個人一団体150万円を限度としているが、150万円ぎりぎりの寄付を受け、その他は借入金収入とする型が目につく。これは借入金に限度も規定もないので、実質的な寄付となっていると考えられる。

右、新法になって主な新たな問題点を指摘したが、新法附則8条では、施行後5年に政治資金の個人拠出の強化のため会社、労組等の政治資金を再検討するとなっている。新法施行2年半を経た今日、国民の立場で改善すべき点、不合理な点等を洗い直し、政治献金は個人に限るという私共の主張に近づけ、政党、政治団体の実態を通し、政治の体質を変える努力をしたいものである。

民主政治をたてなおす
市民センター事務局長
近藤千浪

### 花片

▼意久地なく暑さにヘコたれていた時、西の友人からは朝顔、東の友人からは月見草を絵画いた暑中見舞が着き、無性に嬉しく思いました。私は無芸無味の不雑者で、こんな気の利いた優しいお見舞は差上げられませんが、皆々様に猛暑酷暑につづく、残暑のお伺いを申上げ、多くの顔を思い浮べて、御健勝を祈り上げます。

▼肢体不自由児養護施設「ねむの木学園」の宮城まり子氏に厚生大臣賞が贈られました時、同氏は前には賞よりお金をと思い、今回は法律がほしいと語っておられました。しかし法律の制定が出来ても本当の解決にはなりません。空洞化・風化している法律が、たくさんあるではありませんか。法律の真髄をよく汲みとって行う政治、政治家が必要なんです。81才のお婆さんが虎の子の一万円入りの財布をひったくられた新聞記事で、多くのお金や物品が集まった由。身につまされたというか、共に悲しむ心、これが大切なんです。

▼日中両国で平和友好条約に調印、政府も各党も歴史に新しい頁がひらかれたと信頼と協力と喜びを発表しました。さらに全アジア全世界にこの安定を進めることです。

▼八月は広島長崎の原爆忌、終戦記念日など、天候は焼熱地獄にあって、心中は寒いものです。そして秋の臨時国会には、有事立法、機密保護法、元号法制化など提出されるらしく、憲法をなしくづしにという腹のようです。うわべの平和、なくなった反戦土壌、いつわりの平和を考えましょう。

から子

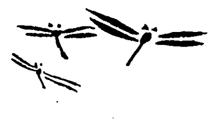

今月号は、「ひろば」はお休み致します。

編集発行人 小池順子 発行所 日本婦人有権者同盟（渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内） 電話（370）2727番 〒151 振替195409

---

## 残暑お見舞申し上げます

港支部一同
支部長 久保田須弥
港区南麻布二－一四－二
☎（四四四）三〇三〇
〒一〇六

静岡支部会員一同
支部長 左近司信子
中央委員 山下しずゑ
副支部長 佐藤はな
金原愛子
書記 豊田春江
青山利恵
会計 堀西しげ子
井田喜久代
会計監査 鳥羽まさ
杉山愛子
組織 石上きみ
静岡市丸子四－四－六
☎〇五四二（五九）〇〇三六
〒四二一－〇一

宮崎支部一同
支部長 中原良子
宮崎市和知川原三－一〇二
☎〇九八五（二四）八八二九
〒八八〇

豊島支部会員一同
支部長 片岡貴美子
豊島区駒込六－一九－一五
☎（九一七）六四三六
〒一七〇

世田谷支部一同
支部長 森喜久野
副支部長 生田久子 伊藤素子
中島利江
書記 飯田泰子 杉山利子
会計 水口とし子 南要子
組織担当 杉山利子
会計監査 近藤登美子
世田谷区代田3－15－8 森方
TEL (414) 3076 〒155

松本支部会員一同
支部長 細野静子
松本市大字浅間温泉 六三七
☎〇二六三（四六）一一七〇
〒三九〇－〇三

衆議院議員
高沢寅男
練馬区関町二－一二三
☎（九二九）四四五三
〒一七七

小諸支部一同
支部長 小山雪子
小諸市荒町
☎〇二六七二（二）〇〇〇五
〒三八四

日本社会党
東京都本部副委員長
今正一
世田谷区給田
四－二八－三－五〇四
☎（三〇七）六六三〇
〒一五七

いわき支部会員一同
支部長 熊耳シズイ
いわき市好間町下好間浦田四四
☎〇二四六（七四）二八九八
〒九七〇－一一

大田支部会員
貸ビル業
山本泰代
大田区大森北一－四－一五
☎（七六六）〇〇四八
〒一四三

丸子支部
支部長 土屋花子
長野県小県郡丸子町
上丸子四四〇一
☎〇二六八四（二）二二四〇
〒三八六－〇四

日本社会党東京都本部
中小企業対策局長
鮫島将夫
狛江市和泉三六七六
多摩川住宅イ八－四〇七
☎〇四二四（八四）七〇六一
〒一八二

長野県支部連合会
会長 宮原恵久与
長野県小県郡丸子町石井
☎〇二六八（三五）〇三九二
〒三八六－〇一

愛知県婦人連盟
会長 横地さだえ
名古屋市昭和区松風町一－二
☎〇五二（八八一）二二一一
〒四六六

成田福祉センター
主幸 成田智恵子
名古屋市昭和区御器所
一－九－一二
☎〇五二（八八一）二七一七
〒四六六

東部支部一同
支部長 下村幸子
長野県小県郡東部町田中
☎〇二六八六（二）二三八六
〒三八九－〇五

消費者問題懇話会
株式会社 商品情報センター内
港区赤坂三－七－一一
誠和赤坂ビル
☎（五八二）五七七五（代表）
〒一〇七

大田支部会員一同
支部長 杉原彬子
大田区大森東一－一二－一三
☎（七六二）一六〇七
〒一四三

福島支部一同
支部長 新田美重
福島市南沢又松北町三－五－一四
☎〇二四五（五七）七三五七
〒九六〇

長野支部会員一同
支部長 山本たつ江
長野市浅川
二－一〇〇－一八七
☎〇二六二（四一）六三八七
〒三八〇

中野支部一同
支部長 岸田ミヤ子
中野区松ケ丘二－三二－七
☎（九五二）一六七〇
〒一六五

神戸婦人有権者連盟
会長 鈴木寿美子
他役員一同
神戸市灘区森後町二－二－一四
☎〇七八（八五一）四九一一
〒六五七

鈴木孝夫法律事務所
弁護士 鈴木孝夫
弁護士 本田敏幸
横浜市中区南仲通二－二五
（関内守谷ビル5階）
☎〇四五（二〇一）七八七七（代）
〒二三一

中央委員
小林頼子
小諸市加増二－六－五
☎〇二六七二（二）三五八五
〒三八四

中央委員
酒井知恵
長野市川中島町若葉町A八
☎〇二六二（八四）四一九四
〒三八一－二二

松田ふみ子
大田区山王二－三九－一二
☎（七七七）六八四六
〒一四三

上田支部一同
支部長 河原みや
上田市常田二－三－一〇
☎〇二六八（二二）〇七六四
〒三八六

常任委員
小端千恵子
杉並区西荻南一－二二－一六
☎（三三三）六二四六
〒一六七

鈴木とく子
杉並区成田東四－三二－二
☎（三一二）一七七三
〒一六六

広島あさひ幼稚園副園長
広島看護学院学院長
村上安恵
広島市旭二－二一－二六
☎〇八二二（五一）〇三七一 〇三七二
〒七三四

足立支部会員一同
支部長 堀合千枝子
足立区足立二－一三－二
☎（八八六）〇一七五
〒一二〇

名古屋市会議員
本谷純子
名古屋市名東区猪高町上社
上社北住宅二－一六－一六
〒四六五

衆議院議員
岩垂寿喜男
千代田区永田町二－一－二
衆院第二議員会館四〇二
〒一〇〇

会津若松支部一同
支部長 渡辺寛子
会津若松市西栄町八－一二
☎〇二四二（二七）〇六五五
〒九六五

中央委員
宮坂うめ子
長野県更埴市鋳物師屋
☎〇二六二七（三）〇九二四
〒三八七

名古屋支部一同
名古屋市中区栄五－一二－一七
佐藤富美方
☎〇五二（二四一）二六一六
〒四六〇

清水信子
武蔵野市八幡町四－一〇－八
☎〇四二二（五一）二七二七
〒一八〇

吉増政子
川越市大字上戸一一〇－一三
☎〇四九二（三一）六〇五八
〒三五〇

森永印刷株式会社
代表取締役 永井鉄一
千代田区麹町二－一二
☎（二六三）二八九三 五九一七
〒一〇二

沖縄婦人有権者同盟
会長 源ゆき
那覇市壺屋二－五八
〒九〇〇

中央委員
美藤志津子
広島市南観音町一七－一六
☎〇八二二（三一）一八六九
〒七三三

須賀川支部会員一同
支部長 小針ミネ
岩瀬郡天栄村大字飯豊字新田前二六
☎〇二四八八（三）二〇一〇
〒九六二－〇一

衆議院議員
和田耕作
杉並区永福一－三九－一八
☎（三二三）七六七七
〒一六八

中央委員
太田緑子
郡山市池ノ台九－三
☎〇二四九（三二）〇〇〇八
〒九六三

杉並支部会員一同

東京市政調査会
理事長 河野義克
豊島区目白三－二五－一〇
☎（九五三）四八一五
〒一七一

座間市会議員
福田美代子
神奈川県座間市入谷四－二六九〇
☎〇四六二（五三）〇三五八
〒二二八

草加市議会議員
柘植井清
草加市吉町五－七－三三
☎〇四八九（二八）五〇八〇
〒三四〇

日本民主法律家協会
事務局長 鷲野忠雄
中央区京橋二－一二－一一
宝友ビル
☎（五六七）九七四〇
〒一〇四

中野区議会議員
武藤愛子
中野区沼袋二－二八－一〇
☎（三八六）二五〇九
〒一六五

更埴支部会員一同
支部長 石川文子
更埴市粟佐一四五七
☎〇二六二七（二）二五三三
〒三八七

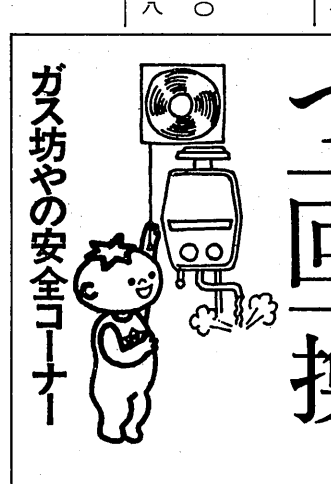

専修学校
津田スクールオヴビズネス
高卒程度：共学2年制・入試あり 願書受付2月1日より

英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会 英文タイプ科
懇切指導
小・中・高・大学生・一般社会人・主婦
どなたでも入会できます。
1期3ヵ月………年4期(4・7・10・1月)
申込………毎期1ヵ月前より受付開始
申込順定員〆切
国電 千駄ケ谷駅前 TEL (402) 7331
財団法人 津田塾会経営

有機自然農法
お茶の名門 ㊅豊翠園
伊勢のわたらいの山奥で
自然に育てられたお茶の心を
皆様にお届け申し上げます。
三重県度会郡度会町平生
㈲豊翠園

シャープ，スピード，サービス
森下印刷所
●オフセット印刷 ●美術印刷
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181（日産厚生園正門前）
☎ 0422-48-1611（代）

酢のものに
ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のもののできあがり。
ミツカン
土佐酢
三杯酢+かつおだし

Published by the League of Women Voters of Japan No.21, 2Chome Yoyogi・Shibuya－ku Tokyo Japan

学習会要旨

### 公職選挙法学習会

講師　宮崎　和昭　氏
（都選管選挙第二課第一係長）

7月24日、婦選会館で、政治啓発運動をしている立場から、宮崎和昭氏による公選法学習会を開催有権者の選挙参加の方策にしぼって話を聞きました。

公職選挙法について

▲**有権者の選挙参加の方策**

啓発の面から公選法第六条により、明るい公正な選挙を選管が主導し、常時、啓発活動をする義務が選管に課せられている。そのため選管はあらゆる機会を通じ、他の行政機関、民間団体にも参加してもらって、一般有権者の啓発運動、参加を勧めようとする。それには次の4つの参加の面がある。①各種立会人制度への参加。②選挙運動への参加の方式。③資金面からの参加。④選挙後の民衆訴訟制度上の参加。

一、選挙管理執行面への参加
(1)投票管理者　(2)投票立会人
(3)開票管理者　(4)開票立会人

二、選挙運動面への参加
(1)文書による選挙運動
①候補者の選挙運動用葉書の使用　②候補者の行う法定の新聞広告又は選挙公報の利用　③特定候補者を推薦決議すること　④確認団体が政治活動用ポスター、ビラを所属候補者のために使用すること　⑤新聞雑誌が選挙に関する報道、評論の記事をのせること。
(2)言論による選挙運動
①立会演説会において代理演説をすること　②個人演説会において応援演説をすること　③街頭演説をすること　④幕間演説をすること　⑤確認団体が政談演説会及び街頭政談演説において所属候補者を推薦し支持すること。
(3)その他として①電話による選挙運動、②個々面接による選挙運動　③選挙に際し寄附をすること。

▲**政治資金と選挙資金**

有権者個人も、政党、政治団体候補者に対し寄附することができるが、政治資金、選挙資金には左記のような規定があります。

一、政治資金について
(1)個人の党費又は会費　(2)機関紙誌の発行その他の事業による収入　(3)借入金及びその他の収入、(4)寄附（量的制度、質的制度がある）

二、選挙資金について
(1)違法な寄附
①一件一五〇万円を越えてなされたもの　②現職の議員等からなされたもの　③飲食物
(2)支出とみなされないもの
①候補者自身が使用する一切の交通費　②選挙運動用自動車に要した費用　③その他（省略）
(3)選挙運動に関する支出金額の制限。選挙運動費用の制限がある。

▲**選挙時における政党等の政治活動**

選挙期間中、政治活動が規制される理由は、政治活動の範疇内であればよいが、選挙活動と紛らわしい政治活動は規制される。

一、規制を受ける期間は、公示の日から、投票日の前日まで。

二、規制される政治活動
①政談演説会　②街頭政談演説の開催　③宣伝告知用のための自動車の使用　④ポスターの掲示　⑤ビラの頒布　⑥立札看板の類の掲示　⑦連呼行為　⑧掲示又は頒布する文書図画に特定候補者の氏名等を記載すること　⑨国、地方公共団体及び三公社の所有管理する建物における文書図画の頒布

三、確認団体
(1)確認団体の要件
一般の政党、政治団体が選挙運動期間中に禁止されることが、できる団体で人数の要件で、衆議院の場合、全国を通じて25名以上の候補者を出し、自治大臣に申請して確認書の交付を受ける。
(2)確認団体のできる政治活動
政党等が規制される政治活動の中①〜⑦ができる特典がある。

四、確認団体制度のない選挙における政治活動
市町村議会議員及び町村長（指定都市）の選挙は、前記二、規制される政治活動の中、⑦〜⑨はできない。

五、政党その他の政治団体の機関紙・雑誌
選挙運動期間中は、一定の条件を具備した新聞紙に限って選挙に関する報道評論を掲載できる。

▲**第三者主催の演説会**

本同盟のような、政治啓発団体が選挙中に候補者の政見を有権者に知らせるための機会を提供しようとする場合は、第三者主催の演説会等は禁止される。

一、選挙期間前
公選法一六四の三（第三者主催の選挙運動のための演説会等の禁止）により選挙運動のためにするものはできない。選挙期間前の政見を聞く会などの開催は、政治的発言に限れば許されるが、会の開催の仕方によっては、選挙運動の要素がでてくる。

二、選挙運動期間中
①純粋に政治活動として行う場合
政党の政策を聞く会を開く場合この選挙の候補者でなく、政治活動を内容とすれば可能。（候補者である場合、党の政見でなく、個人のは良いので、実際は第三者が斡旋するが形式を候補者届出とする方法がある）選挙期間前、期間中の第三者による会の開催は、政治的意見を聞く会に限り可能である。

☆　☆　☆

質疑応答の中から次のような問題点が出された。

○公職選挙法改正経過の学習から大正14年法以来、今日まで公営拡大のもと、規制の強化による後退が指摘される。○第三者の選挙運動には多くの規制がある。○50年の法改正による「政治活動を行う団体」の解釈は広範囲で、実態そのものが政治活動をしていれば「政治活動を行う団体」という解釈になって限界、問題点が残った。

○反面、政党等について言えば、政党、政治団体の行う寄附については額の制限が全くない。○選挙時における政党等の政治活動は、確認団体制度による大政党、大勢力をもったものへの特典であり、弱小政党、弱小政治団体をしめ出すことになる。政党の大小によって政治活動ができたり、できなかったりする問題がある。○選挙期間中の機関紙の販売方法など政治活動の規制が崩れて来る点などが指摘された。○候補者側で法の網の目をくぐって選挙運動がされているのは納得できない。第三者の参加の道を拓く観点からの選挙運動の自由化が希ましい。

（紙面の都合上、衆議院議員選挙法及び公選法等の改正経過。選挙犯罪。その他細目については削除しました。）

（文責　久保田須弥）

### 支部訪問　⑧札幌

小池会長を囲んで札幌支部のみなさん

## 32年の歴史を幅広い年代層で支えて

去る7月6日うだるような暑さの東京から、涼しい北海道札幌支部を訪問する機会を得、なかなかおめにかかれない支部の皆様と親しくお話し合いができましたこと心からうれしうございました。

午前11時のお約束の時間には皆様お揃いで懐しいお顔、新しいお顔が迎えて下さり、早速懇談会が始められました。

会計阿部継子氏の司会で婦選の歌の合唱、支部長あいさつ、本部よりのあいさつ、ジュースでの乾杯、自己紹介（20名）等の後、元支部長をされた岸田静江氏より創立当時からの支部活動のお話があり、近年のことは現支部長岩本睦子氏から詳しい御報告がなされました。この支部は参政権獲得後間もない21年2月3日に、市川名誉会長の御友人更科駒緒氏が中心となられ「新日本婦人同盟の札幌支部」として誕生しその後本部の改称とともに日本婦人有権者同盟札幌支部として今日に至っているそうです。結成直後市川名誉会長をお迎えして講演会を開催したところ、二〇〇名近い聴衆が集まり、これがきっかけとなって会員がふえ又函館・小樽・網走等に支部が結成されることになったのだそうです。

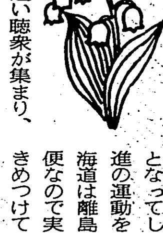

政治意識向上のための講座・講演会・各種勉強会を年間計画として行い、その積み重ねによって選挙の際の啓発を自信をもって活動できたといわれました。あまり会員が熱心なので浪曲師の三門ヒロシさんという方が感激し応援して下さったというエピソードや、明るく正しい選挙運動推進の功により自治大臣賞及選管からの表彰を受けられたこともお話の中にありました。

市議会の選挙公報は21年に発行されているのに道議会議員の選挙公報がまだのため、44年2月3日に請願を出したが、これは不採択となってしまった。その後発行促進の運動を継続してはいるが、北海道は離島が多くしかも交通は不便なので実現は無理と選管自体がきめつけている。この壁を破るだけの有権者の強い要望がなければと残念がっておられました。

札幌の政治風土は本土から進出してくる企業が多くいわゆる商業都市であるため、人口の移動率が高く市民運動が育ち難く、官指導型が根強く、市政・選挙等に無関心で全体的に保守的傾向です。「地区労」「革新政党系の婦人団体」以外は「御用団体」といわれても仕様がない有様とのことでした。

27年頃には支部長が、選挙管理委員補充員、憲法調査会公聴会口述人、選挙制度審議会公聴会口述人に選ばれたり、教育委員に同盟会員が任命されたりしたようですが、近年は同盟の目的・立場・姿勢が真に理解されないようなので残念に思われました。婦人少年室では大変理解をもって接して下さるけど、道の婦人部辺りは同盟の存在さえ知らないようであったとのお話しもでました。

現会員39名の内、明治生れ⅓、大正生れ⅓、昭和生れ⅓で、世代による考え方、問題のとらえ方、活動のあり方等様々であることから支部運営もなかなか大変なようにお見受けしましたが、遠く離れた地で本部からは文書或は電話による連絡のみの中で、地味ながら堅実な支部の歩みを一歩一歩力強くふみ固めて居られる御様子を眼のあたりに見、深い感銘と力強い連帯感に満たされはるばるお訪ねして真によかったと心から感謝一杯でした。

（小池　順子）

学習会要旨

### 国会とは
——その構成と運営——

講師　宮下　忠安　氏
（参議院予算委員会調査室調査員）

7月17日、国会とは——その構成と運営について、宮下忠安氏より、講演をうかがいました。ねらいを、国民のための国会は本来いかにあるべきかに置きました。

日本国憲法前文には、国政は国民の厳粛な信託によるもので、その権威は国民に由来し、その権力の行使は国民の代表者がこれを行なうとありますが、結局は議会制民主主義による国づくりと国民に奉仕する政治の場が国会です。

国会の地位は、国民代表機関で唯一の立法機関として法律を制定し、国権の最高機関でもあります。しかし、三権分立で国会の独断専行はいけないとなっていますが、実際には行政権が強すぎ、明治以来の三権中の行政優位の傾向が続いています。

次に組織ですが、衆参両院で構成、議決は両院の意志合致で成立します。選挙区制は衆院中選挙区（定数3〜5名）、参院地方区、全国区。両院のうち衆院が参院に優越、衆院で可決された法案を参院が否決または修正可決した場合衆議院が参議院の反対をおしのけ三分の二以上で再議決した場合、国会の議決と見做されます。予算についても、条約の承認についても衆院通過後、休会中を除き30日以内に可決されない時は自然成立します。総理大臣の指名も、衆参の指名が異なる場合、両院協議会の後、衆院の指名後、十日以内に参院が指名しなければ、衆院の指名が通るのです。

国会の権能は、法律の制定・条約締結の承認、憲法改正の発議等の立法的権能があるが、問題は、提出される法案の8〜9割が行政府からのもので、議員提出はわずかに過ぎないことです。条約の締結も、最近はソウルの地下鉄問題にみられる如く協約・協定の形で行政レベルで行なわれてしまうのです。財政的権能にしても、課税権は国会に属するが、52年3千億減税の予算修正が行なわれたが今年度は無修正。決算の審査にしても具体的でないうらみがあります。租税についての立法も54年度からは国民の負担が増加する傾向があるが、国会で歯止めをかけられるかどうかわからない。その他、裁判官弾劾裁判所の設置があるがその発動は稀である。

以上の権能の他、両院はそれぞれ独自の権能をもちます。(イ)国政調査権(ロ)国会役員の選任(ハ)議院規則の制定(ニ)議員の懲罰(ホ)衆議院の内閣不信任決議(ヘ)参議院の緊急集会　等ですが、(イ)についていえば、ロッキード特別委も開店休業のありさまで、それひとつとっても国政調査権は機能していないとわかります。(ニ)にしても、国会内での種々の暴言が放置され国民の批判を招いているのです。

国会の活動ですが、これは主に委員会中心に動き、行政と違い合議体であるから自由な討議と説得によってすすめられるべきである、従って議員の自由な発言と公正な会議運営が保証されねばならないのです。それだけに議員の質が国会を決めるといってよいのです。

委員会中心といいましたが、本会議では法律や予算の細かい審議は無理なので、実質的審議は委員会が行ない、委員長報告に基いて本会議で議決が行なわれる。保革伯仲の現状では、委員会で否決・本会議で可決といった例もあるほどです。常任委員会は内閣・地方行政等の一種委員会と予算・決算等の二種委員会あわせて16、また災害対策、公害対策等の特別委員会も10ちかくあり、委員数は10〜50名で、その他国会図書館等付属機関もあります。

議事手続は公正な運営のためにありますが多数原理と少数意見尊重との両立が難しく、能率的な審議議決・慎重審議議決の両立も困難です。結局先例が優先され、前河野議長の参院改革論もあまり進まず、安井現議長の新改革論も足踏み状態。会議の公開は必要だが公聴会・参考人制度により国民の声を反映させる制度も「聞きおく」だけにとどまっています。

国会議員の地位と権能についていえば、全国民を代表する「選良」であり、議案の発議、発言・質問、討論議決を行なうのです。特権として不逮捕・免責特権を持ちます。議会制民主主義を真に機能させるためにはこの議員の質が一番の問題だがそれは国民の選択にかかっておりまた当選後の議員の行動を見まもることにあるのです。

（文責・紀平悌子）

注・文中意見は聴講参加者の質問をもとにした。

### 今ここでこんなことが

#### 婦人行動計画について
——市長に申し入れ——

三鷹支部

昨年から政啓委員会と都支部連合会で調査し、総会で発表された「東京23区及び26市における婦人の政策決定への参加状況調査について」のグラフと、「東京都の行動計画策定についての中間報告」を携えて、6月30日、支部長・副支部長・書記の三名は市長に会見担当課長・室長とで話し合いをしました。

三鷹市では婦人議員がゼロ、これは市民の私達の責任ですが、委員会・審議会の婦人の参加は低くまたその体質が問題になっているという状況です。

他の自治体でも同様と思いますが、民生委員・社会福祉委員などは女性が多く、全体の%をとると一見低い数字ではないのです。

私達は都の中間報告により三鷹市としてどんな計画を取り入れていかれる方針なのか、また、政策決定の場の委員会などへ婦人を半数に近づけるようにし、現在婦人の多い民生委員等にもっと男性を多く各種の会合に平等に任命して頂きたいことと、また付随する問題として任期を委員長は二期までに決めるなど、同じ人が10年以上もやるのは好ましくない点、そして選ばれ方についても、形式は議会で決めていても候補者になる段階が市民にはよくわからない点で、公選制・各民主団体の推薦制などを合せて考えて頂きたい事も申し入れました。

婦人の窓口は急いで設置したようで、市民相談室に作った由、まだ何も活動していないそうです。市民相談室と一緒では、困った事の相談窓口と誤解されるので、市側ではもっとP・Rをして、婦人の問題を積極的にとり上げて活動して頂きたいことを要望しました。

市長は自治体の行政は住民運動で参加してほしいので、みなさんの御意見を期待する等々、逃げの一手という感じでした。

尚、市の職員の婦人の割合は保育所を入れるので50%位になっていますが、保育所は重労働でもあるし子供の教育上にも良いので、保父さんを採用してほしい事、事務労働の場にはもっと女性をと要望しました。これについては職員採用はテストで厳正に行っているので、女性を甘くして半数にするわけにはいかないとのお答でした。（今年度約30人中女性5名）管理職は目下ゼロ、係長はあるそうです。

私たちは、これで何か効果があるのかと頼りない気持でしたが、監視していく事が政治参加であると思った次第です。

（伊藤　明子）

#### 木原幾代さん逝く

新居に越されて、ご病気もご全快をと、再起の日を祈ったがついに7月5日未明、ご夫君一城氏をひとり残され帰らぬ人となった。木原さんは区内で早くから婦人会を育てられ、正しいと思われる運動を一途に貫かれる姿勢にはげまされる人は多かった。きりりとした和服姿、まじめなお人柄、やさしさがにじみ出る低音の魅力。練馬支部二代めの支部長として、みんなに敬愛されたが、78才を以て去られたいま、淋しさは埋めようもない。弔問の仲間を迎えて、祭壇の遺影は静かに微笑んでいた。

---

学習会要旨

### 日韓大陸棚関係法律の国会審議経過と日韓ゆ着の問題について

現在の日韓関係はロッキード事件と同様の問題があるといわれています。

日本婦人有権者同盟は民主政治をたてなおす市民センター・理想選挙推進市民の会と初めて学習会を共催し、「日韓大陸棚関係法律の国会審議経過と日韓ゆ着の問題」について、衆議院議員宇都宮徳馬氏・参議院議員市川房枝氏より、7月8日午後1時半より婦選会館でお話を伺いました。

#### 一、日韓大陸棚関係法律の内容と国会審議経過

講師　市川　房枝　氏

日韓ゆ着の問題は宇都宮先生にお願いし、私は日韓大陸棚協定の法律の内容と経過だけを取り上げたい。

大陸棚とは大陸から地続きの深さ200米までの大陸周縁の海域をいう。1958年のジュネーブにおける国際海洋法会議で、大陸棚の資源は沿岸国のものとの条約に日本は魚を獲るのに不利だからと加入しなかった。

日韓大陸棚協定には㈠日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定㈡日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定。の2つがある。協定が批准・発効するには㈠国会の承認、㈡国内の関連法の成立が必要である。

日韓大陸棚関連法は、「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法」と称し今年6月15日参院を通過成立、6月22日批准した。協定は批准・発効すれば期間は50年の長期に及ぶ。

共同開発地域は1968年国連のエカフェ（現在エスキャップ・アジア地域の鉱物資源の共同調査団体）の経済調査により発表された有望海域(台湾の東北方)は含まれていない（有望海域の北になる）。

日韓協定に政府は熱心で韓国との約束を守る・資源小国日本のエネルギー対策ということで推進してきたが調印から承認まで4年以上かかっている。

韓国の催促で52年衆院商工委員会で強行採決され衆院を通過、参院では52年6月会期延長し、審議せず成立した。（条約承認の場合衆院可決後30日で自然成立となる）

関連法は今国会で衆院通過、参院では商工委員会で強行採決されたため国会はストップし、議長裁定に持ち込まれた。共産党・二院クは議長不信任案提出を決めたが、提出に至らず国会は一日延び採決され、（共産党・二院ク反対表明）、関連法は6月15日参院通過成立した。協定が批准・発効すれば日韓両国で共同委員会をつくり来春にも対象区域の石油の試掘が始まる見通しにある。

#### 二、日韓ゆ着と大陸棚問題

講師　宇都宮　徳馬　氏

この協定は日本国民の主権と資源を損じ、又日本の平和と民主主義にとって有害なものとして強く一貫して反対してきた。

自民党・野党とも国・国民の利益を損う協定を取り引きの具とし、議員は党議に縛られている。議員の質も低いが、国民の政治的成熟度が低く国際関係への認識がなく、議会に国民の監視の目がない。

言論界にも協定が通ってから批判的なことを書いているが間に合わない。

共同開発水域は最近の海洋法の傾向を見る迄もなく日・韓・中の中間線の日本側にあって日本の経済水域であれば日本が独自で開発出来た。この開発のための厖大な資金は日本国民の税金で負担され、（公害が出たら殆んど日本が負い、採掘された石油は韓国と半分となる。

共同開発水域において、韓国側の開発権者によって行なわれる自然破壊・公害の予防や規制が十分に行なわれる保障はなく、日本国民の水産資源に大損害を与える可能性がある。又多くの魚類の産卵場であり、石油、ガスの漏出の場合の影響は大きい。又大規模の油漏出の場合には、黒潮及び日本海暖流の流れにのって被害は日本の海域全体に及ぶおそれがある。この辺が明確にされていない。日韓ゆ着といわれる所以である。

石油のコストは、(1)公害を出さないため、(2)輸送のパイプが引き難い、(3)採掘台が高価である。アメリカ、カルフォルニア州で5千万ドルの台が、9台必要である等で当然高くなる。

埋蔵量も期待できず、順調に開発が行なわれたとしても、日本の年間引きとり分は3百万トンに過ぎず年間消費量の百分の一である。石油を採るのか、石油開発公団に税金を消費させるのか解らない。自然備蓄しておくのが一番いいのである。

又、韓国の朴政権の人権無視はひどく自由を守るためといいながら国民に乱暴な弾圧を加えている。アメリカは韓国に4万5千人のアメリカ兵をおいているが、その兵たちからアメリカが朴政権のような独裁政権を守ることに対して疑問が本国に出されている。カーター政権は韓国に人権問題を守るべきをはっきり表明している。

日本も朴政権に対し人権を尊重しなければ援助をしないと宣言すべきであるのに、売春・金儲け・汚職等を企業、政治のレベルで行なっている。韓国人が日本人の徳性を信じなくなってしまうだろう。ここにも日韓ゆ着の協定といわれる理由がある。

中国との関係は、韓国と自然延長論に基づいて協定を交している以上、日本側が中間線論をとり対立はできない。中国の大陸棚自然延長論を認めざるを得ない。

中国はこの日韓協定そのものを「主権侵害」とする立場をとっている。中間線は引かれていないので、中国が試掘しても文句は言えず、日本の主権は当然あいまいであり国際的紛争が起こる要因がある。

平和は日本国民にとって大切である。日本の安全のために一番大切なことは、ソ連が北辺で事を構えず、アメリカが出てこないためにも、朝鮮半島の緊張緩和が緊要となる。

以上の理由により、私はこの協定は日本の主権を害し、日本国民の利益に反するものと信ずる。

（文責　瀬下羔子）

### 韓国訪問記④
## 福祉のために働く韓国の女性

4月27日、ソウルYWCAを訪問しました。会長の宋順玉氏、副会長李次禮、書記呉恵植・朴正姫両氏、会計李明玉氏らの歓迎を受け、1922年より56年に及ぶ歴史を持つYWCAの民族先駆者としての現在の活動を、8ミリ映写で要領よく、つぶさに聞きました。組織は理事28名、職員70名によって成り立ち、その目的は、若い女性にイエス・キリストの精神を実践させて平和と正義を実現することであります。

具体的には、勤労女性のための職能開発、託児、中等教育をはじめいわゆる花嫁修業的公開講座も事業として併せ行なっています。曰く、料理教室、着物の着方、配膳の仕方、結婚迄のつきあい方等々。またレクリエーションとしては、端午の節句の遊び、お年寄りの集い、海水浴などです。宋会長の悩みとは、YWCA本来の活動を推進するためには、興味本位の事業を幅広くとりいれてゆかねば立ちゆかないこと。さて、私にとって興味深かったのは、「消費者告発センター」を約10年前から開設していることです。カウンセラーとして専門家30名を依頼、消費者からの様々な苦情を受けつけダイナミックに処理しているとのこと。昨年は1200件、今年は4月までに600件受け付けたそうです。処理の方法としては、調査の後、業者に公文で通告、修理ないしは賠償を請求し、時によっては法廷闘争をも辞さない。日本の昭和30年代の欠陥商品問題を想起させました。苦情の第一は電気製品、次いで衣料・食品・玩具と続きます。告発者の男女比率は3対7で、年代は30代・20代・40代の順に告発してきます。このセンターの説明は有能な総務の金馨氏によるもので、金氏の夫君は1976年朴政権に解職された元ソウル大学社会学科教授の韓完相博士、夫婦ともに進歩的リベラリストであり第一級の知識人です。

ソウルYWCAにて

韓国のYWCA会員は約1万、ソウル他11のYWCAがあります。日本では、平和と民主主義を柱とする憲法の改悪反対、安保条約に対する有志による廃棄声明、北爆反対声明等の極めてシャープな政治的発言をYWCAがキリスト者の立場で行なっていますが、韓国では、YWCAは悪徳業者をこらしめる消費者告発センターの運動をメインにして社会福祉の炎を絶やさぬ努力を続けているのです。

午餐をともにしながら、この国情のもと黙々と努力するYWCAの友人達を心に刻んだものです。

午後3時、女性団体指導者との懇談会に参加、韓国女性有権者連盟幹部をはじめ、女性問題研究会・女性貯蓄生活中央会・赤十字社婦女救護奉仕部・韓国教会女性連合会など10団体、あわせて約40名の韓国の活動的婦人たちと親しく語りあいました。

私からは、日本の婦人運動、特に政治参加の現状を語る機会を与えられました。若い韓国の参加者からは、なぜ日本でも若い女性たちが政治に興味を持たないのかと鋭く質問され、ベテランの活動家からは、組織を増やすにはどういった方法が有効かと、共通の悩みを訴えられました。終始この日も、金正禮委員長の適切な配慮により短い時間に豊富な知識と経験を得ることができました。

YWCAメンバーや各種組織の女性達、いずれも韓国の人びとの福祉向上を目指したゆまぬ努力を尽くすすぐれた人びとなのです。

（紀平悌子）　つづく

学習会要旨

### 韓国・北朝鮮と日本
#### 人権問題を中心として

講師（成蹊大学教授）宇野　重昭　氏

一、明治維新の時期と朝鮮の関係

日本は早くから朝鮮を日本の防備として支配することを考え、明治政府は欧米列強との微妙な関係の中で、鎖国朝鮮に対し開国をせまっていく。木戸日記に「速やかに天下の方向を一定し、使いを朝鮮に遣わし、彼の非礼を責め、もし不服を唱わば、その罪をならして朝鮮を攻撃し大いに神国日本の威容を伸ばすべき」とある。が朝鮮の大院君政権は受理を拒否する。

1873年に起きた倭館問題（釜山にある対馬・朝鮮の物産取引連絡所、日本はこれを橋頭堡として圧力をかけたので朝鮮の反発をかいごたごたがあった）をきっかけに征韓論へ発展し、江華島事件に結びついてゆく。1875年日本は軍艦雲揚号を派遣し、測量と称して西側沿岸に接近し江華島付近で水の補給を要求、ボートを下ろし領海に入って挑発する。朝鮮側の攻撃を一挙に撃砕した日本は、アメリカの支持のもと黒田、井上を派遣して、大院君に代った閔氏政権と1876年、「日韓修好条規」を結ぶ。日朝最初の近代的条約であるが、朝鮮の自主独立（清国の影響を排除して日本進出の道を開くテクニック）などの他、不平等条約の最たるものである。治外法権を認めさせた。

二、対韓進出の時期

ついで日本は国際ルールを無視し強引に警察権・行政権を行使する。日本の進出によって経済は混乱し生活は苦しくなる。内部的な大院君と閔妃の対立などがからみ、日本の介入による新式軍隊に対する旧式軍隊兵士の不満は、壬午の乱となるが、日本は軍隊を出動させ結局和約（済物浦条約）を結び、賠償金を取り守備隊設置の権利を獲得した。

貿易近代化が進むと朝鮮の米が日本に大量に流れ、暴利を貪る日本商人の投機は、朝鮮に損害をあたえ細民の生活は困窮する。朝鮮は「防穀令」を出して日本と軋轢を生じるが、日本は逆に損害賠償を請求する。こうした背景の中で金玉均の暗殺も起る。東学の乱（甲午農民戦争）などを経て、日清戦争は1894年対韓進出の一つのクライマックスとして出てくる。

日清戦争に成功した日本は欧米と駆引交渉において将に媚態外交を展開し、その裏返しとして朝鮮・中国を犠牲にした。日本は朝鮮の内政に対する干渉権を確立し、日韓併合への道を進める。

三、日韓併合

日清戦争の後日本の軍隊や壮士などが、大院君を助ける名目で王宮に押入り閔妃を殺す（親露派を封じる）事件が起る。三浦駐韓公使は責任を問われ召喚されるが簡単な調べで免訴となる。

こうして日本の干渉から脱却したいとする朝鮮側は力づくで押えられ、1904年2月「日韓議定書」を調印、ついで8月には第一次日韓協約で財政・外交の顧問に日本人を置き日本は実権を握る。

1905年第二次日韓協約では外交権の一切を奪う（ハーグ事件起る）1907年皇帝の譲位、同時に第三次日韓協約、内政のすべてを日本の統監府が治め韓国軍を解散させる。失業した韓国兵は伝統的な義戦義兵運動へ展開する。1909年統監伊藤はハルピン駅頭で暗殺されるが、すでに併合のレールは敷かれ、1910年8月日韓併合は行なわれた。

四、植民地時代

10月朝鮮総督府が置かれ、侵略は精力的に開始される。東拓によって行なわれた土地調査事業は、農民の土地所有関係が曖昧なのを利用して近代化・合理化と言う名目で農民から悪辣な手段で土地を奪ってしまう。生活の場を失った農民は生きる道を求めて北や日本に流れ、日本に渡った朝鮮人は後に強制連行された人達同様に犠牲者である。又日本の官憲によって寒い北の開発に追われ苦しんだ朝鮮人は、中国に接する間島に続々入ったが、ここで共匪として多数が虐殺された。間島事件である。

1930年代には在日朝鮮人は30万人を越えるが、関東大震災ではどんな目に会ったか、朝鮮は長い日本の圧政の中で悲劇と犠牲と抵抗の歴史であった。日本語教育、皇民化教育によって、一番人間にとって大事な言葉や物の考え方迄奪われた朝鮮人の傷跡は深く大きい。

五、現代問題

南北分割が米ソによって国際的矛盾対立の反映として行なわれ、朝鮮人の意志とは無関係に二つの朝鮮が出来てしまった。1950年朝鮮戦争は小ぜり合い、挑発行為、又もっと深い原因があった上で北朝鮮側の一斉進撃になったと思う。事実を摑むのは難しいが、不幸な死傷者は大量にあった。53年休戦協定成立の後アメリカは米韓相互防衛条約を結ぶ。60年4月人民蜂起で李承晩が倒れ、61年朴正煕のクーデター、65年の日韓条約によって底固めが行なわれ今日の日韓提携関係が出来上がり、これを背景に朴政権の人権を抑圧した強行政策がとられてゆく。金大中事件、朴大統領狙撃事件をピークにして、一たん動くかに見えた南北朝鮮の話し合いは、これを逆用して、朴政権の「独裁化」は進められている。

（文責　伊藤智恵子）

韓国・北朝鮮と日本

裁判のお知らせ
参議院定数是正訴訟
第六回口頭弁論
とき　9月27日（水）am10時〜
場所　東京高裁8号法廷（5階）

○ボーソー粉石けんは、純良なコメ油脂肪酸を主原料としていますので洗浄力が優れています。
○又皮膚障害の心配がなく、洗濯物の仕あがりも柔らかなので、お肌の弱い方の衣類や手の荒れやすい方には、ピッタリの石けんです。（下着類や赤ちゃん、幼児の衣服の洗濯にご愛用ください。）
○ボーソー粉石けんは、排水しても川水や海水にまじって簡単に分解しますので、水質汚染の心配もありません。
ボーソー油脂株式会社

純粋なもの・自然なものを
おとどけするキッコーマン
天下一品
萬
キッコーマン
キッコーマン醤油株式会社

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

## 日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の1部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

# 民主主義回復の原点を求めて

## 第16回夏期セミナー開かる

来年の統一地方選挙には、きれいな選挙で「政治を住民・市民の手にとり戻そう」の基本テーマのもと、日本婦人有権者同盟第16回夏期セミナーを、9月12・13の両日、埼玉県国立婦人教育会館で開催しました。

ロッキード問題で浮き彫りされた金権政治、公選法や国会議員の国政調査権等の改善すべき問題は2年を経た現在、なんら基本的是正がなされないまま、政治は右旋回しつつあります。有事立法、元号法制化、刑法改悪等、反民主的な流れの中で、取り残された地方自治。自治法成立後30年というのに、70年代前半革新化されつつあった自治体は低迷しています。京都、横浜の首長選を例にひくまでもなく、地方分権から再び中央集権へのUターン現象が目立ちます。地方自治は民主主義の核であり、地域の民主化こそ日本の民主主義です。私たちのこのたびのセミナーは民主主義恢復の原点を求めて開かれたのです。セミナー第一日目に「地域の時代における市民的成熟」と題する東大教授篠原一氏の講演にはじまり、第二日、5分科会にわかれて熱心に交わされた討論、これまでにない盛り上がりでした。

7月からスタートした夏期セミナーの呼びかけに応じ全国の会員の出足は好調、予想した倍の申込み、130名を突破した申込者は運悪く国鉄スト（13・14日を予定）と大雨にたたられ、やや減少しましたが36支部、直属、計110名の出席のもと第一日の幕をあけました。

12日、午前10時半受付、11時、スライドによる国立婦人教育会館見学にきたち、館長縫田曄子氏のご挨拶の後、カフェテリア式の広い食堂で昼食。

1時、松浦副会長の司会で開会、小池会長挨拶、紀平政啓委員長のオリエンテーションの後、1時半から4時まで、篠原一東大教授の講演（別記）でセミナー参加者一同、豊富な知識を得ました。

5時から6時入室と休けい。6時から7時の夕食ののち、8時まで大槻組織部長の司会で懇談会を開きました。会員や賛助員をどうやって増やすか、大阪など進行中の支部結成のきざしを、皆で助けよう…など、弾んだ発言があり、第1日は幕。

**講演**

## 地域の時代における市民的成熟

講師　篠原　一氏（東大教授）

統一地方選を前にして「地域」における民主主義の担い手として市民の成熟と連合による運動がポスト産業社会に果たす役割をお話し下さいました。

◆統一地方選をどう考えるか。（背景になっている傾向と展望）

一つには伝統的な考え方で地方選挙は民主主義の学校として国の選挙に馴れさせるということがあるが最近地方選挙は民主主義の基本にかゝわるものと変ってきた。

第二は地方選挙は国政の動向を見るバロメーターという考えで、西欧に強い。日本では県・指定都市の首長選挙には政党化がみられるが基礎自治体には浸透せず、必ずしも国政の動向のバロメーターになっていない。

第三に昭和30年来自民党の支配が続き外国から技術が導入され、高度経済成長が続いた。40年代になると産業公害が発生し始め被害者住民の声を聞く政党が求められ革新自治体が次々に誕生した。福祉は革新自治体が先導し保守自治体へ国へ逆流していった。革新自治体は生活価値を守る野党としての役割を期待された。

第四に高度成長から減速経済になった低成長時代の流れと関連して構造不況とうらはらに地域の復権や見直しが出てきた（50年には地域主義研究集団が学会に出来た）

「地域の時代」とはどういう内容をもっているかを考えずに、前述の第三のように革新自治体に全体的な国の政治の中で野党の役割を期待するのはそれ自体矛盾をもち説得力に欠け使命感をもった活動は出来ないと思う。

◆「地域の時代」（内容と発展）

地域的な考え方は昭和33年頃イタリアのトリアッチの考え方を採り入れた構造改革派が社会党に出来て主張し出した。

明治維新以降、日本における地域は権力により統合が進められ次々に潰されていった。日本人は人種・言語・文化が単一なため集権化され易く、伝統的に政治はもとより考え方から商品流通まで中央集権化されている。

憲法第8章（92条〜95条）に地方自治の規定はあるが、その制定当時地方は中央の決定を施行する機関としてしかみられていなかった。

40年代の革新自治体は高度産業社会・自民党の長期政権において出てきたマイナスに対抗して、地域の生活を救済する措置をとった。同時に革新自治体は地域民主主義の実物としての市民との対話・市民参加を通し地域民主主義の重要な役割を地域に浸透させ、市民参加という方法論を植えつけた。この40年代に革新自治体が果した役割、即ちものゝ考え方を変えたこと、これを正確に評価し、これからどうしてゆくかが大切である。

◆「地域主義」の形態

前段階の「地域」そして「革新自治体により出てきた市民参加の地域民主主義」を経て、産業社会が高度に発展した後にその高度の産業社会が変容しその救済策として出てきた考え方であり、今迄上へ統合され大都市がつくられたが、地域の時代は小規模の地域、中・小都市を中心とする。大都市は外展開（Uターン現象・地方へ移住）・内展開（内部に小規模の地域をつくる）する。そこで行政レベルから生活ミニマムまで処理出来るまとまりとする。即ち周辺の農家と契約し野菜の流通圏をつくる。小規模の発電所でつくられたエネルギーを地域で使う、地域の銀行に預金しそれを地域に還元させる等である。中央が災害を受けても各地域は影響されず自給出来る態勢をもつ。小規模な地域に対し、低成長下では資金を無駄にせず公害を出さない適正技術（中間技術）が登場する。技術は巨大技術がよく、その最先端のもの程効率がよいという信仰は時代と人々により崩れてゆき生活技術と並行するようになる。

◆「地域主義」の政治

中・小規模で生活の最小限を調達し得る地域をつくっていくのは地方自治体である。そして自治体を構成する市民が自治体の受益者でなく主体として地域主義に立つ地域民主主義の担い手となる。市民参加が実態化してくると自治に進んでくる。市民自治のためには自主センターがあり、自主管理・自主運営される。政策案も、自治体の案と市民の案とつき合わされつくられてゆく。又、市民はボランティアとして地域の福祉に協力し内容がよく費用のかゝらない精神的に豊かな働きを提供する。こうして「地域」に民主主義が築かれてゆくのである。

◆われわれは統一地方選をどう考え、どうしてゆくか。

選択し運動する際、時代の流れを正確につかんでいることが必要である。

自治体の首長は具体的な新しい「地域」の問題と「地域民主主義」の基本認識を持っていることが望ましい。市民団体は住民の声を提出し、それを公約とさせる運動をしていく。各市民運動のなかで、考え方を同じくするものがクラブを作り、統一選挙に具体的に発言してゆく。政党は機能しなくなっており、これからは小規模のクラブの活動が必要である。行動のスタイルとしては既成組織のエリート指導型（指令されて動く）ではなく、成熟した市民——自分の考えを持つ市民が、意見を異にする時は一時凍結して同じ目標に向って連合してねばり強く運動をしてゆく。エリート（政治家）挑戦型の主体的な考え方を持つ小集団として運動をしていく。自分のポジションを変えずに連合してゆくことに習熟すべきである。

中央集権から新しい地域に、市民自治を築いてゆくものは普通の生存権を具体化してゆく成熟した市民の連合である。

☆　☆　☆

展望を実現に導くのは受益者のみに終始しない市民によることを認識して新たな一歩を踏み出したいと思います。

（文責　瀬下羔子）

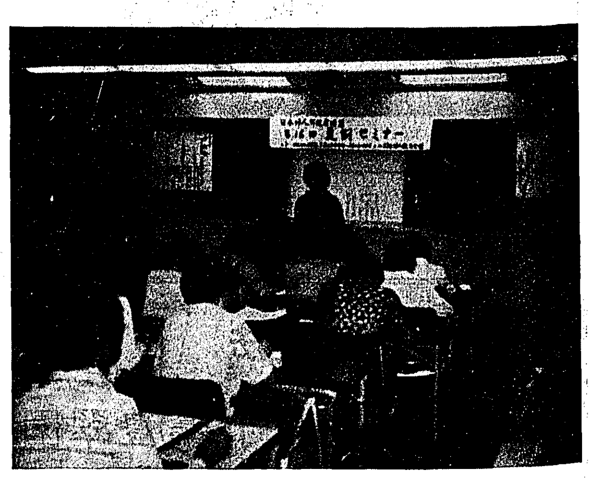
第16回夏期セミナー会場にて（9・12）

13日は又、雨。ストライキが午前3時半とりやめときまり、上野から鈍行で帰郷を覚悟でふみとどまった長野、福島の支部の方々のためホッと胸をなでおろしました。

この日の話しあいは、統一テーマ「統一地方選挙対策」に沿って分科会にわかれ、第一分科会—地方財政と住民自治、第二分科会—婦人の公職への参加、第三分科会—市民、住民運動と地方自治、第四・第五分科会—統一地方選挙にいかに取り組むか—の五つの問題別に話し合いました。

### 地方自治体の自主財源の確保を考えよう

第一分科会は、地方政治をよくするためには納税者としても、有権者としても「三割自治の現状と三割自治の原因である地方財政のしくみをよく知る事が大切」ということを学ぶため、助言者に参院予算委員会調査員、宮下忠安氏を迎え、地方財政計画や国と地方税のとり方、使い方についての懇切な資料をもとに討議しました。

「自治体の財政上の問題点として、歳入の主な部分—国庫支出金—が国の細かい許可が必要でヒモがつきすぎており、学校や保育所建設の国の補助の基準額が最低限であるため、自治体が超過して負担する金額が多く、逆に自治体の財政を苦しめる結果となっている」と提題者の久保田さん。助言者からは摂津の保育所の例をひき「国の補助金は$\frac{1}{2}$又は$\frac{1}{3}$という補助率で出され、実際にかかる金額の$\frac{1}{2}$を補助するのでない。国の補助金は中央政府が地方自治体を支配する大きな力となり、中央からの管理職の配置と併せ、タテ割り行政を助長する」と説明、多くの住民が家計簿と同じように自治体の予算・決算を見て理解することこそ住民自治の第一歩であることを力強く助言されました。

### 推進力となる婦人を育ておしすすめよう

地方自治の確立のになう手は住民、とくに全日制市民である婦人が、地方政治に参加することが必要です。第二分科会は「婦人の公職への参加」を問題としました。

小平の若い会員橋本さんは、農村からベッドタウンに移行し、共働きの多い小平の中で、婦人グループを結成。小平市婦人行動計画を要求して成功した嬉しい闘いを話し「公職に婦人を出さないと、男性に問題をすりかえをされてしまう」と提題。

助言者の松浦さんの「婦人の政策決定への参加状況」説明を聞いて、酒田市の郡部で梨の木の病害に悩む土岐田さんからは「緑の監視員制度を仲間と一緒に市に要請します」と明るい表情。

同じ市の是谷さんからは「婦人議員（現在2名）の後継者がなく、問題は経済力と女性の自覚」と指摘、塩尻市の米窪さん、中沢さんは婦人議員はゼロ「婦人は婦人を支持しないので、むずかしい」、郡山の鈴木さんは「実力あり、よく勉強する婦人をカンパで推し出したい」と発言しました。

（次ページに続く）

## 花片

▼木せいの香りが風におくられ、真っ赤な彼岸花が群れて咲きほこっていると、妙に人なつかしくなり、かねてから心にかかっていた病友たちを見舞った。それぞれ病みながらも、気骨は失われていないので、むなしいと思う「敬老の日」の私の感傷は、かき消された。

▼新宿区の老人クラブが、一日里親を計画し、新宿御苑に施設の子供らを招いて、宝さがしや駆けっこや遊戯をして、三時間を楽しんだというテレビをみた。子に縁の薄い老人と、親に縁の薄い子供の相寄る想いに涙が出た。本当の幸福、いい政治とは、ここから。

▼有事立法、元号法制化など飛び出してきても、余りびっくりしないのは、大人物というのであろうか。盲蛇におじずに類するのかな。過去の歴史を知る者は、切迫感を見透しつつ、対応のきめ手に、努力しなくては、悔をくりかえすのみ。

▼一票の価値を考える定数是正、選挙無効に関する訴訟に対し、二つの判決が出た。鉄板をもゆるがせた、即ち正義正論がひび入りをしたという点で、民間訴訟の一撃の効力は大きかった。

▼自民党総裁選挙前の各派の動きは、どうも頂けませんな。党制改革・近代化・自粛、みんなお臍がお茶をわかすような絵そら言。

▼往年の若者が、久闊を叙した。暖く和らかくなつかしい空気であったが、別れ際に一人が「散りに散り、山茶花空に二つ三つ」と披露した。カッと胸にこたえたがなあに散ったって花はまた咲くさとドライに考える。　から子

編集発行人　小池順子　発行所　日本婦人有権者同盟（渋谷区代々木2−21−11　婦選会館内）　電話（370）2727番　〒151　振替195409

---

# '78年日中友好婦人の翼　訪中団に参加して

## 黙黙と躍進する中国

今回の訪中団は過去2回派遣された、日中婦人連絡会・日中友好協会共催の「婦人の翼」の成果にもとづいて協会独自の計画によるもので、118名の団員は協会の推せん者が大半で私共は友誼団体推せんの形で参加した。

団は6月25日早朝成田空港を発ち、上海・無錫・南京・北京と43度に達した炎熱下の旅で、南京では病人が続出、遂に揚州行きをカットして南京にとどまり、病気の快復を待つことにしたのです。

しかし、このことによって多くの団員は炎熱に耐える極限の体験を得、病人は中国側の手厚い医療態度に感激を覚え私はこの異状な暑さにも泰然として生活のリズムを乱すことなく、華主席の下に四つの現代化の達成を目指し、黙黙として躍進する中国8億人民の巨大なエネルギーに圧倒される思いでした。

又かつての侵略者である日本人を、大らかな拍手で迎えてくれる人人に、不器用ながらお詫びの心をこめて拍手を送りました。

11日、北京人民会堂でお目にかかれた、鄧頴超副主任を心から敬愛する、婦女連合会の自信のある行動に学ぶことのあまりに多い15日間の訪中旅行でした。

（松浦　三知子）

## 35年ぶりに中国を見て

各地で強行日程の歓迎を受けて35年前の中国を知る私には全く驚異でした。素晴しい転換だと思う一方、社会主義国家でなければ出来ない事と深く感じました。

手工業の細かい細工のうまさは今にはじまった事ではないでしょうが、幼稚園の子供に労働の尊さを植え付ける方法として、指を使う糸紡ぎ等を教える教育を知り、成程と感じ入りました。

天の半分を支える女性と若い人が国づくりに、四大スローガン達成に真摯に立ち向う態度に感動。

古くからの中国の歴史を知れば知る程、我々はいかに遠い昔から中国に教えられ、学んできたかがわかり、現在日本は、経済的な発展を云々されてはいますが、このままでは、30年後が案じられます。

我々旅行団に対しても本当に行届いた歓迎をして頂き、北京では周恩来首相の未亡人鄧頴超女史に二時間に亘り全員がお目にかかり暖かい歓迎の言葉の数々を頂き感激家の私は終始涙線がゆるみっぱなしでございました。又女史は日本女性にも中国の女性達と同じように期待と希望を持っておられる事を強く感じて帰って参りました。

（砂田　三重子）

## 教育を考える ⑨

### 人間の一生を左右する教師

学校現場を歩いていると、先生たちの人事をめぐっての、どうしようもない偏りに気づく。たとえば都市周辺部には、新卒の若い先生たちがふえている。教頭・校長先生あたりが漸くベテランで、あとは全員若い先生で固められている小学校も少なくない。

地方の、過疎の傾向にある小都市や農村部では、先生の老令化が目立っている。定住して地域になじんだ四、五十歳代の先生が居座り、若い先生たちはとてもくい込めぬ現象が出ている。

さらに、教育委員会の保守的体質をむき出しにした人事によって、県庁所在地の中心部を反日教組系の先生たちが占め、組合員の先生は周辺部や、離島、僻地の分校へとばされていく。新卒の先生たちは労働者意識に乏しくしかも権利だけはまっ先に行使する傾向が強い。これは採用時にすでに、学生運動などには無縁の、出世上昇型の合理的な生き方をめざす教師が選別されてくるためであろう。若い先生ほど組合離れのふしぎな現象をみせている。勇気は、もはや若者の象徴ではなくなった。—主任制のあり方にも絡んでくるが、こうした偏りの中で親がもっとも不安なのは、先生の力量の問題だろう。若い先生たちに、どのような研修の場が用意されているのか。各学校で、研究授業はたびたび開かれているのか。批判をタブーとする教師間の雰囲気ではこの〃力量〃はどこで養うことができるのか。

しきりにそんな思いを抱いていたとき、「小学校の新任教師へ」と題した沢辺寿一先生の書をいただいた。沢辺先生とは、教育の取材にはいりたての二十数年前、青梅の山深い里の小学校でお会いして、また青年教師であった先生のさんすうの授業を参観した記憶がある。

現在、小金井市立本町小学校の校長をされている。この書の中にたとえば次の記述を発見していた。要点だけを列記してみる。

▼教師は、素直であること。

▼子どもへの第一声で、とにかく自分自身をさらけ出してほしい。これが、子どもたちとの出会いの中心になる。

▼一つの教室の中での教師と児童の触れ合いが、児童の一生を左右する大きな力を持つ。計画的な指導はもちろん、さりげない一挙手一投足、ちょっとした子どもへの語りかけが、教師の意識するしないにかかわらず、子どもたちの喜び悲しみ、子どもたちの成長に深くかかわってくる。そのことは、子どもたちの父母のねがいや祈りに直接、大きな影響も与える。

▼子どもの命を預かる——

小学校で子どもを育てていく教師は、母親が赤児を育てるように、事故や危険を予測する感覚を練り、それを持ち続けなければならない。たとえば川原で行なう学習で教師の一人は必らず川下に位置する。授業や体操のときは全児童が一望の視野にはいる場所に位置する。出席簿は、子どもの命を父母からお預かりした証書である。……

沢辺先生が説く教師の理念は、父母が胸の中に抱く本音と全く同じである。いくらかの希望が私には見えてきた。

（永畑　道子）

### 学習会のご案内

9月9日（土）午後1時半〜
於婦選会館
政治資金学習会
（市民センターと共催）

9月20日（水）午後1時半〜
於婦選会館
参院定数問題学習会
講師　越山康氏

9月25日（月）午後1時半〜
於看護協会
「配偶者の相続問題について」
講師　鍛冶良堅氏

9月29日（金）午後1時半〜
於婦選会館
「北朝鮮・韓国と日本」
講師　宇野重昭氏

### NGO総会　開かる

7月22日、国連NGO国内婦人委員会1978年度総会が婦選会館にて行われた。

市川房枝委員長の開会挨拶のあと議事にうつった。前年度の活動報告、収支決算報告のあと、①1980年のテヘラン大会を控え、婦人の連帯を強め民間としての大会開催を検討する、②政府に対して、国内行動計画の実施効果をあげるよう申入れを行うことなど6項目にわたる活動方針を討議した。その後役員改選（委員長は引き続き市川房枝氏）、WIL野見山氏の「国連軍縮特別総会へ出席して」のお話しのあと閉会した。

**神話の国出雲と鳥取砂丘を探ねて**

日時　11月29日〜12月2日
費用　68,500円
参加お問い合せは同盟事務局

### 運動日誌　6/1〜6/17

6/1　○都消費者週間実行委員会
　○リサイクル'78宣伝活動（多摩団地）
6/2　○司法幹事会と国会請願
　○柳沢文徳先生に水と公害についてインタビュー
6/5　○国際婦人年の決議を実現するための連絡会
6/6　○常任委員会
　○委員長部長の会
　○二酸化窒素測定（20時から24時間）
6/7　○政啓委員会
　○リサイクル'78東邦バザーに出品（8日も）
6/8　○出版整理会
6/9　○司法幹事会と国会請願
　○港支部総会
6/10　○都環境週間中央集会
6/11・12　酒田支部訪問
6/12　○中野支部総会
6/13　○源氏の会
　○役員会
　○「弁護人抜き裁判」法案の廃案をめざす6・13国民集会
6/14　○三鷹支部総会
　○国際連絡委員会
　○弁護人抜き国民集会決議執行
6/15　○都連
　○七婦人学習会（看護職員条約について）
　○環境アセスメント検討会
6/16　○政啓委員会
　○司法幹事会
　○出版部会
　○石けん打ち合せ会
6/17　○二酸化窒素測定集計

### 残暑御見舞申し上げます

| | |
|---|---|
| 名誉会長 | 市川房枝 |
| 会長 | 小池順子 |
| 第一副会長 | 松浦三知子（国際連絡委員長） |
| 副会長 | 大槻勲子 |
| 〃 | 伊藤智恵子 |
| 〃（地方） | 針生かつ子 |
| 書記 | 久保田須弥 |
| 〃 | 稲茂登冴子 |
| 会計 | 富田正江 |
| 〃 | 杉山利子 |
| 会計監査 | 宮尾智恵子 |
| 指名委員長 | 西村好江 |
| 指名委員 | 本部静 |
| 〃 | 小森景子 |
| 〃 | 赤塩文 |
| 〃 | 笠原美祢 |
| 常任委員 | 秋山まち |
| 〃 | 阿曽のぶ子（財務部長） |
| 〃 | 伊藤静枝 |
| 〃 | 今井英子 |
| 〃 | 紀平悌子（政啓委員長） |
| 〃 | 河野啓子 |
| 〃 | 小林時枝 |
| 〃 | 小端千恵子 |
| 〃 | 小針静子 |
| 〃 | 坂口和栄 |
| 〃 | 下飯坂ヨシ |
| 〃 | 鈴木篤子 |
| 〃 | 住田啓子 |
| 〃 | 瀬下羔子 |
| 〃 | 武井まつ |
| 〃 | 田畑喜久子 |
| 〃 | 任田か志久 |
| 〃 | 中村佐久 |
| 〃 | 永畑道子（出版部長） |
| 〃 | 原輝恵 |
| 〃 | 深川道子 |
| 〃 | 福島政与 |
| 〃 | 藤田綾子 |
| 〃 | 掘越寿美子 |
| 〃 | 向井承子 |
| 〃 | 本尾良 |
| 〃 | 八木橋冨美枝 |
| 〃 | 山口みつ子 |
| 〃 | 横田睦 |
| 〃 | 吉田満智子 |

**おことわり**

「婦人有権者」は毎月1日発行ですが、10月号は、夏期セミナーの記事を掲載予定のため、10月6日発送の見込みです。ご了承下さいませ。

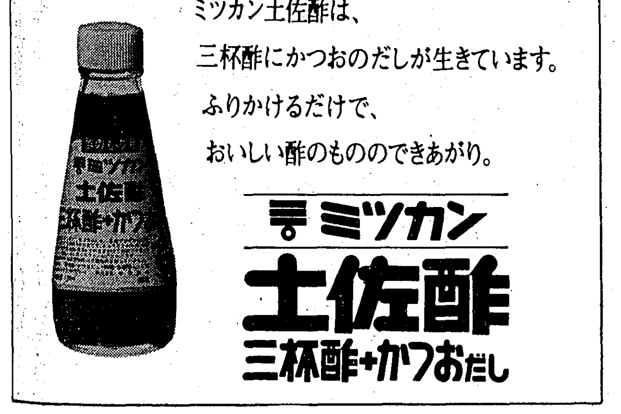
酢のものに
ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のもののできあがり。
ミツカン
土佐酢
三杯酢+かつおだし

有機自然農法
お茶の名門　㊀豊翠園
伊勢のわたらいの山奥で
自然に育てられたお茶の心を
皆様にお届け申し上げます。
三重県度会郡度会町平生
㈲豊翠園

専修学校
津田スクールオヴビズネス
高卒程度：共学2年制・入試あり 願書受付2月1日より

英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会　英文タイプ科
懇切指導
小・中・高・大学生・一般社会人・主婦
どなたでも入会できます。
1期3ヵ月………年4期(4・7・10・1月)
申　込………毎期1ヵ月前より受付開始
申込順定員〆切
国電　千駄ケ谷駅前　TEL（402）7331
財団法人　津田塾会経営

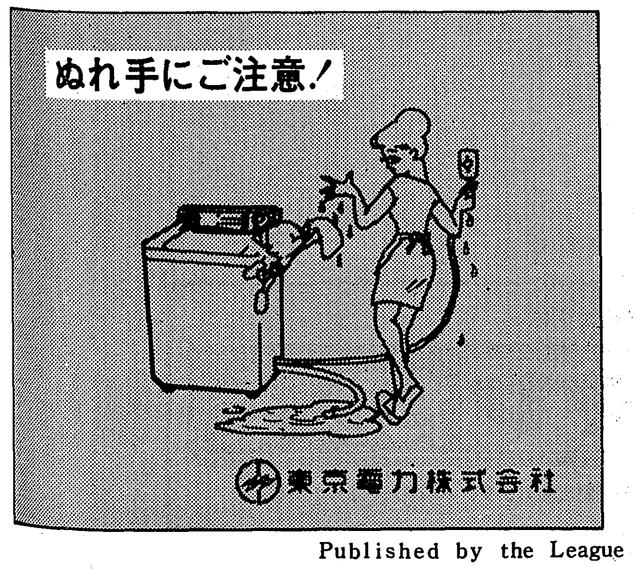

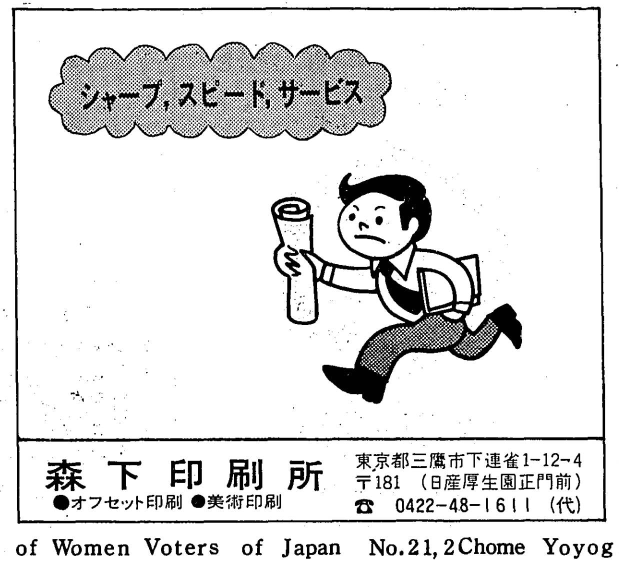
シャープ，スピード，サービス
森下印刷所
●オフセット印刷 ●美術印刷
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181（日産厚生園正門前）
☎ 0422-48-1611（代）

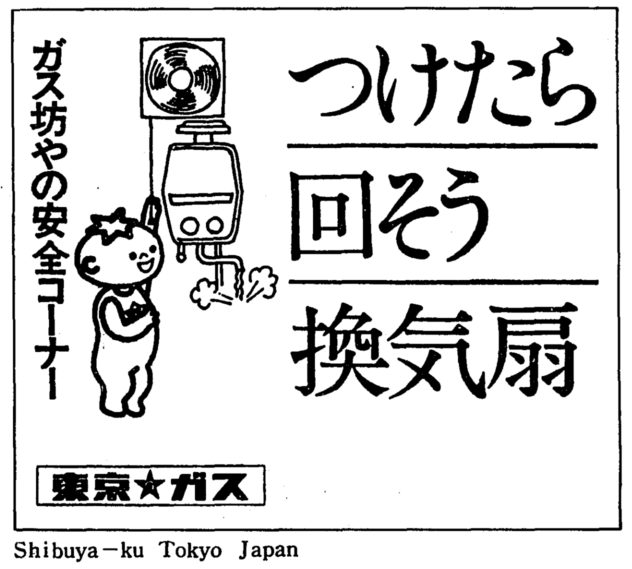

Published by the League of Women Voters of Japan No.21,2Chome Yoyogi Shibuya-ku Tokyo Japan

# '78年日中友好婦人の翼 訪中団に参加して

## 黙黙と躍進する中国

今回の訪中団は過去2回派遣された、日中婦人連絡会・日中友好協会共催の「婦人の翼」の成果にもとづいて協会独自の計画によるもので、118名の団員は協会の推せん者が大半で私共は友誼団体推せんの形で参加した。

団は6月25日早朝成田空港を発ち、上海・無錫・南京・北京と43度に達した炎熱下の旅で、南京では病人が続出、遂に揚州行きをカットして南京にとどまり、病気の快復を待つことにしたのです。

しかし、このことによって多くの団員は炎熱に耐える極限の体験を得、病人は中国側の手厚い医療態度に感激を覚え私はこの異状な暑さにも泰然として生活のリズムを乱すことなく、華主席の下に四つの現代化の達成を目指し、黙黙として躍進する中国8億人民の巨大なエネルギーに圧倒される思いでした。

又かつての侵略者である日本人を、大らかな拍手で迎えてくれる人人に、不器用ながらお詫びの心をこめて拍手を送りました。

11日、北京人民会堂でお目にかかれた、鄧頴超副主任を心から敬愛する、婦女連合会の自信のある行動に学ぶことのあまりに多い15日間の訪中旅行でした。

（松浦　三知子）

## 35年ぶりに中国を見て

各地で強行日程の歓迎を受けて35年前の中国を知る私には全く驚異でした。素晴しい転換だと思う一方、社会主義国家でなければ出来ない事と深く感じました。

手工業の細かい細工のうまさは今にはじまった事ではないでしょうが、幼稚園の子供に労働の尊さを植え付ける方法として、指を使う糸紡ぎ等を教える教育を知り、成程と感じ入りました。

天の半分を支える女性と若い人が国づくりに、四大スローガン達成に真摯に立ち向う態度に感動。

古くからの中国の歴史を知れば知る程、我々はいかに遠い昔から中国に教えられ、学んできたかがわかり、現在日本は、経済的な発展を云々されてはいますが、このままでは、30年後が案じられます。

我々旅行団に対しても本当に行届いた歓迎をして頂き、北京では周恩来首相の未亡人鄧頴超女史に二時間に亘り全員がお目にかかり暖かい歓迎の言葉の数々を頂き感激家の私は終始涙線がゆるみっぱなしでございました。又女史は日本女性にも中国の女性達と同じように期待と希望を持っておられる事を強く感じて帰って参りました。

（砂田　三重子）

### 学習会のご案内

9月9日（土）午後1時半～　於婦選会館
政治資金学習会
（市民センターと共催）

9月20日（水）午後1時半～　於婦選会館
参院定数問題学習会
講師　越山康氏

9月25日（月）午後1時半～　於看護協会
「配偶者の相続問題について」
講師　鍛冶良堅氏

9月29日（金）午後1時半～　於婦選会館
「北朝鮮・韓国と日本」
講師　宇野重昭氏

## NGO総会 開かる

7月22日、国連NGO国内婦人委員会1978年度総会が婦選会館にて行われた。

市川房枝委員長の開会挨拶のあと議事にうつった。前年度の活動報告、収支決算報告のあと、①1980年のテヘラン大会を控え、婦人の連帯を強め民間としての大会開催を検討する、②政府に対して、国内行動計画の実施効果をあげるよう申入れを行うことなど6項目にわたる活動方針を討議した。

その後役員改選（委員長は引き続き市川房枝氏）、WIL野見山氏の「国連軍縮特別総会へ出席して」のお話しのあと閉会した。

**神話の国出雲と鳥取砂丘を探ねて**
日時　11月29日～12月2日
費用　68,500円
参加お問い合せは同盟事務局

## 運動日誌 6/1～6/17

6/1○都消費者週間実行委員会
○リサイクル'78宣伝活動（多摩団地）
6/2○司法幹事会と国会請願
○柳沢文徳先生に水と公害についてインタビュー
6/5○国際婦人年の決議を実現するための連絡会
6/6○常任委員会
○委員長部長の会
○二酸化窒素測定（20時から24時間）
6/7○政啓委員会
○リサイクル'78東邦バザーに出品（8日も）
6/8○出版整理会
6/9○司法幹事会と国会請願
○港支部総会
6/10○都環境週間中央集会
6/11・12　酒田支部訪問
6/12○中野支部総会
6/13○源氏の会
○役員会
○「弁護人抜き裁判」法案の廃案をめざす6・13国民集会
6/14○三鷹支部総会
○国際連絡委員会
○弁護人抜き国民集会決議執行
6/15○都連
○七婦人学習会（看護職員条約について）
○環境アセスメント検討会
6/16○政啓委員会
○司法幹事会
○出版部会
○石けん打ち合せ会
6/17○二酸化窒素測定集計

## 教育を考える ⑨
## 人間の一生を左右する教師

学校現場を歩いていると、先生たちの人事をめぐっての、どうしようもない偏りに気づく。

たとえば都市周辺部には、新卒の若い先生たちがふえている。教頭・校長先生あたりが漸くベテランで、あとは全員若い先生で固められている小学校も少なくない。

地方の、過疎の傾向にある小都市や農村部では、先生の老令化が目立っている。定住して地域になじんだ四、五十歳代の先生が居座り、若い先生たちはとてもくい込めぬ現象が出ている。

さらに、教育委員会の保守的体質をむき出しにした人事によって、県庁所在地の中心部を反日教組系の先生たちが占め、組合員の先生は周辺部や、離島、僻地の分校へとばされていく。新卒の先生たちは労働者意識に乏しくしかも権利だけはまっ先に行使する傾向が強い。これは採用時にすでに、学生運動などには無縁の、出世上昇型の合理的な生き方をめざす教師が選別されてくるためであろう。

若い先生ほど組合離れのふしぎな現象をみせている。勇気は、もはや若者の象徴ではなくなった。―主任制のあり方にも絡んでくるが、こうした偏りの中で親がもっとも不安なのは、先生の力量の問題だろう。若い先生たちに、どのような研修の場が用意されているのか。各学校で、研究授業はたびたび開かれているのか。批判をタブーとする教師間の雰囲気ではこの"力量"はどこで養うことができるのか。

しきりにそんな思いを抱いていたとき、「小学校の新任教師へ」と題した沢辺寿一先生の書をいただいた。沢辺先生とは、教育の取材にはいりたての二十数年前、青梅の山深い里の小学校でお会いして、まだ青年教師であった先生のさんすうの授業を参観した記憶がある。

現在、小金井市立本町小学校の校長をされている。この書の中にたとえば次の記述を発見していた。要点だけを列記してみる。

▼教師は、素直であること。

▼子どもへの第一声で、とにかく自分自身をさらけ出してほしい。これが、子どもたちとの出会いの中心になる。

▼一つの教室の中での教師と児童の触れ合いが、児童の一生を左右する大きな力を持つ。計画的な指導はもちろん、さりげない一挙手一投足、ちょっとした子どもへの語りかけが、教師の意識するしないにかかわらず、子どもたちの喜び悲しみ、子どもたちの成長に深くかかわってくる。そのことは、子どもたちの父母のねがいや祈りに直接、大きな影響も与える。

▼子どもの命を預かる――

小学校で子どもを育てていく教師は、母親が赤児を育てるように、事故や危険を予測する感覚を練り、それを持ち続けなければならない。たとえば川原で行なう学習で教師の一人は必らず川下に位置する。授業や体操のときは全児童が一望の視野にはいる場所に位置する。出席簿は、子どもの命を父母からお預かりした証書である。……

沢辺先生が説く教師の理念は、父母が胸の中に抱く本音と全く同じである。いくらかの希望が私には見えてきた。

（永畑　道子）

## 残暑御見舞申し上げます

| | |
|---|---|
| 名誉会長 | 市川房枝 |
| 会長 | 小池順子 |
| 第一副会長 | 松浦三知子（国際連絡委員長） |
| 副会長 | 大槻勲子 |
| 〃 | 伊藤智恵子 |
| 〃（地方） | 針生かつ子 |
| 書記 | 久保田須弥 |
| 〃 | 稲茂登冴子 |
| 会計 | 富田正江 |
| 〃 | 杉山利子 |
| 会計監査 | 宮尾智恵子 |
| 指名委員長 | 西村好江 |
| 指名委員 | 本部静 |
| 〃 | 小森景子 |
| 〃 | 赤塩文 |
| 〃 | 笠原美祢 |
| 常任委員 | 秋山まち |
| 〃 | 阿曾のぶ子（財務部長） |
| 〃 | 伊藤静枝 |
| 〃 | 今井英子 |
| 〃 | 紀平悌子（政啓委員長） |
| 〃 | 河野啓子 |
| 〃 | 小林時枝 |
| 〃 | 小端千恵子 |
| 〃 | 小針静子 |
| 〃 | 坂口和栄 |
| 〃 | 下飯坂ヨシ |
| 〃 | 鈴木篤子 |
| 〃 | 住田啓子 |
| 〃 | 瀬下羔子 |
| 〃 | 武井まつ |
| 〃 | 田畑喜久子 |
| 〃 | 任田か志久 |
| 〃 | 中村佐久 |
| 〃 | 永畑道子 |
| 〃 | 原輝恵（出版部長） |
| 〃 | 深川道子 |
| 〃 | 福島政与 |
| 〃 | 藤田綾子 |
| 〃 | 堀越寿美子 |
| 〃 | 向井承子 |
| 〃 | 本尾良 |
| 〃 | 八木橋冨美枝 |
| 〃 | 山口みつ子 |
| 〃 | 横田睦 |
| 〃 | 吉田満智子 |

**おことわり**

「婦人有権者」は毎月1日発行ですが、10月号は、夏期セミナーの記事を掲載予定のため、10月6日発送の見込みです。ご了承下さいませ。

ミツカン
土佐酢
三杯酢+かつおだし

酢のものに
ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のものできあがり。
ミツカン
土佐酢
三杯酢+かつおだし

有機自然農法
お茶の名門　㊕豊翠園
伊勢のわたらいの山奥で
自然に育てられたお茶の心を
皆様にお届け申し上げます。
三重県度会郡度会町平生
㈲豊翠園

専修学校
津田スクール オヴ ビジネス
高卒程度：共学2年制・入試あり.願書受付2月1日より

英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会　英文タイプ科
懇切指導
小・中・高・大学生・一般社会人・主婦
どなたでも入会できます。
1期3ヵ月………年4期(4・7・10・1月)
申　込………毎期1ヵ月前より受付開始
申込順定員〆切
国電　千駄ケ谷駅前　TEL (402) 7331
財団法人　津田塾会経営

ぬれ手にご注意！
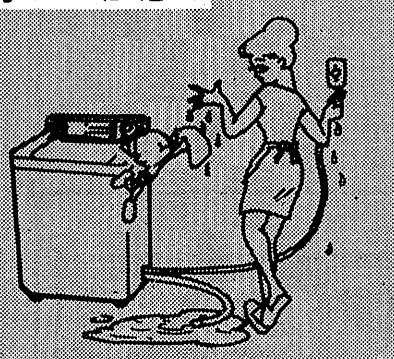
東京電力株式会社

シャープ，スピード，サービス

森下印刷所
●オフセット印刷　●美術印刷
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181（日産厚生園正門前）
☎ 0422-48-1611（代）

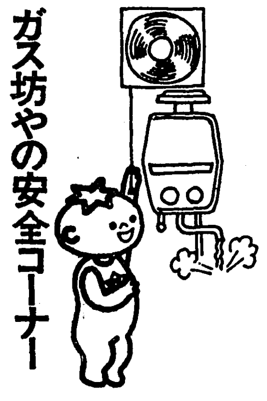

ガス坊やの安全コーナー
つけたら
回そう
換気扇
東京★ガス

Published by the League of Women Voters of Japan No.21, 2Chome Yoyogi Shibuya－ku Tokyo Japan

---

(1) 第33巻10号（昭和22年8月21日 第三種郵便物認可）（毎月一回1日発行・年間購読料1500円）昭和53年10月1日発行

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

### 日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主議を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の1部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

# 民主主義回復の原点を求めて
## 第16回夏期セミナー開かる

来年の統一地方選挙には、きれいな選挙で「政治を住民・市民の手にとり戻そう」の基本テーマのもと、日本婦人有権者同盟第16回夏期セミナーを、9月12・13の両日、埼玉県国立婦人教育会館で開催しました。

ロッキード問題で浮き彫りされた金権政治、公選法や国会議員の国政調査権等の改善すべき問題は2年を経た現在、なんら基本的是正がなされないまま、政治は右旋回しつつあります。有事立法、元号法制化、刑法改悪等、反民主的な流れの中で、取り残された地方自治。自治法成立後30年というのに、70年代前半革新化されつつあった自治体は低迷しています。京都、横浜の首長選を例にひくまでもなく、地方分権から再び中央集権へのUターン現象が目立ちます。地方自治は民主主義の核であり、地域の民主化こそ日本の民主主義です。私たちのこのたびのセミナーは民主主義恢復の原点を求めて開かれたのです。セミナー第一日目に「地域の時代における市民的成熟」と題する東大教授篠原一氏の講演にはじまり、第二日、5分科会にわかれて熱心に交わされた討論、これまでにない盛り上がりでした。

7月からスタートした夏期セミナーの呼びかけに応じ全国の会員の出足は好調、予想した倍の申込み、130名を突破した申込者は運悪く国鉄スト（13・14日を予定）と大雨にたたられ、やや減少しましたが36支部、直属、計110名の出席のもと第一日の幕をあけました。

12日、午前10時半受付、11時、スライドによる国立婦人教育会館見学にさきだち、館長縫田曄子氏のご挨拶の後、カフェテリア式の広い食堂で昼食。

1時、松浦副会長の司会で開会、小池会長挨拶、紀平政啓委員長のオリエンテーションの後、1時半から4時まで、篠原一東大教授の講演（別記）でセミナー参加者一同、豊富な知識を得ました。

5時から6時入室と休けい。6時から7時の夕食ののち、8時まで大槻組織部長の司会で懇談会を開きました。会員や賛助員をどうやって増やすか、大阪など進行中の支部結成のきざしを、皆で助けよう…など、弾んだ発言があり、第1日は幕。

**講演**

## 地域の時代における市民的成熟

講師　篠原　一氏（東大教授）

統一地方選を前にして「地域」における民主主義の担い手として市民の成熟と連合による運動がポスト産業社会に果たす役割をお話し下さいました。

◆統一地方選をどう考えるか。
（背景になっている傾向と展望）

一つには伝統的な考え方で地方選挙は民主主義の学校として国の選挙に馴れさせるということがあるが最近地方選挙は民主主義の基本にかゝわるものと変ってきた。

第二は地方選挙は国政の動向を見るバロメーターという考えで、西欧に強い。日本では県・指定都市の首長選挙には政党化がみられるが基礎自治体には浸透せず、必ずしも国政の動向のバロメーターになっていない。

第三に昭和30年来自民党の支配が続き外国から技術が導入され、高度経済成長が続いた。40年代になると産業公害が発生し始め被害者住民の声を聞く政党が求められ革新自治体が次々に誕生した。福祉は革新自治体が先導し保守自治体へ国へ逆流していった。革新自治体は生活価値を守る野党としての役割を期待された。

第四に高度成長から減速経済になった低成長時代の流れと関連して構造不況とうらはらに地域の復権や見直しが出てきた（50年には地域主義研究集団が学会に出来た）

「地域の時代」とはどういう内容をもっているかを考えずに、前述の第三のように革新自治体に全体的な国の政治の中で野党の役割を期待するのはそれ自体矛盾をもち説得力に欠け使命感をもった活動は出来ないと思う。

◆「地域の時代」（内容と発展）

地域的な考え方は昭和33年頃イタリアのトリアッチの考え方を採り入れた構造改革派が社会党に出来て主張し出した。

明治維新以降、日本における地域は権力により統合が進められ次々に潰されていった。日本人は人種・言語・文化が単一なため集権化され易く、伝統的に政治はもとより考え方から商品流通まで中央集権化されている。

憲法第8章（92条～95条）に地方自治の規定はあるが、その制定当時地方は中央の決定を施行する機関としてしかみられていなかった。

40年代の革新自治体は高度産業社会・自民党の長期政権において出てきたマイナスに対抗して、地域の生活を救済する措置をとった。同時に革新自治体は地域民主主義の実物としての市民との対話・市民参加を通し地域民主主義の重要な役割を地域に浸透させ、市民参加という方法論を植えつけた。この40年代に革新自治体が果した役割、即ちものゝ考え方を変えたこと、これを正確に評価し、これからどうしてゆくかが大切である。

◆「地域主義」の形態

前段階の「地域」そして「革新自治体により出てきた市民参加の地域民主主義」を経て、産業社会が高度に発展した後にその高度の産業社会が変容しその救済策として出てきた考え方であり、今迄上へ統合され大都市がつくられたが、地域の時代は小規模の地域、中・小都市を中心とする。大都市は外展開（Uターン現象・地方へ移住）・内展開（内部に小規模の地域をつくる）する。そこで行政レベルから生活ミニマムまで処理出来るまとまりとする。即ち周辺の農家と契約し野菜の流通圏をつくる。小規模の発電所でつくられたエネルギーを地域で使う、地域の銀行に預金しそれを地域に還元させる等である。中央が災害を受けても各地域は影響されず自給出来る態勢をもつ。小規模な地域に対し、低成長下では資金を無駄にせず公害を出さない適正技術（中間技術）が登場する。技術は巨大技術がよく、その最先端のもの程効率がよいという信仰は時代と人々により崩れてゆき生活技術と並行するようになる。

◆「地域主義」の政治

中・小規模で生活の最小限を調達し得る地域をつくっていくのは地方自治体である。そして自治体を構成する市民が自治体の受益者でなく主体として地域主義に立つ地域民主主義の担い手となる。市民参加が実態化してくると自治に進んでくる。市民自治のためには自主センターがあり、自主管理・自主運営される。政策案も、自治体の案と市民の案とつき合わされつくられてゆく。又、市民はボランティアとして地域の福祉に協力し内容がよく費用のかゝらない精神的に豊かな動きを提供する。こうして「地域」に民主主義が築かれてゆくのである。

◆われわれは統一地方選をどう考え、どうしてゆくか。

選択し運動する際、時代の流れを正確につかんでいることが必要である。

自治体の首長は具体的な新しい「地域」の問題と「地域民主主義」の基本認識を持っていることが望ましい。市民団体は住民の声を提出し、それを公約とさせる運動をしていく。各市民運動のなかで、考え方を同じくするものがクラブを作り、統一選挙に具体的に発言してゆく。政党は機能しなくなっており、これからは小規模のクラブの活動が必要である。行動のスタイルとしては既成組織のエリート指導型（指令されて動く）ではなく、成熟した市民――自分の考えを持つ市民が、意見を異にする時は一時凍結して同じ目標に向って連合してねばり強く運動をしてゆく。エリート（政治家）挑戦型の主体的な考え方を持つ小集団として運動をしていく。自分のポジションを変えずに連合してゆくことに習熟すべきである。

中央集権から新しい地域に、市民自治を築いてゆくものは普通の生存権を具体化してゆく成熟した市民の連合である。

☆　☆　☆

展望を実現に導くのは受益者のみに終始しない市民によることを認識して新たな一歩を踏み出したいと思います。

（文責　瀬下羔子）

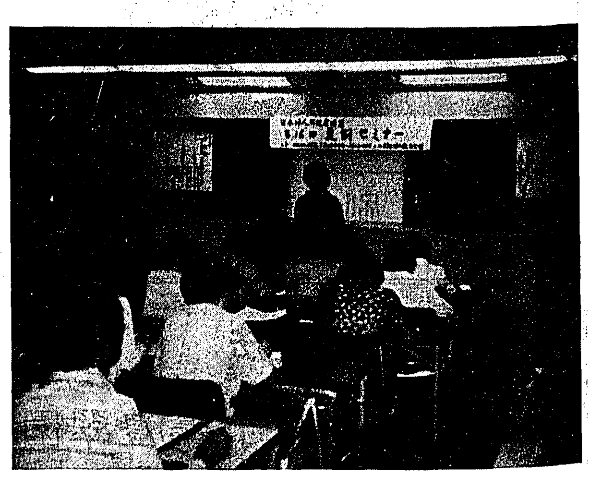
第16回夏期セミナー会場にて（9・12）

13日は又、雨。ストライキが午前3時半とりやめときまり、上野から鈍行で帰郷を覚悟でふみとどまった長野、福島の支部の方々のためホッと胸をなでおろしました。

この日の話しあいは、統一テーマ「統一地方選挙対策」に沿って分科会にわかれ、第一分科会―地方財政と住民自治、第二分科会―婦人の公職への参加、第三分科会―市民、住民運動と地方自治、第四・第五分科会―統一地方選挙にいかに取り組むか―の五つの問題別に話し合いました。

### 地方自治体の自主財源の確保を考えよう

第一分科会は、地方政治をよくするためには納税者としても、有権者としても「三割自治の現状と三割自治の原因である地方財政のしくみをよく知る事が大切」だということを学ぶため、助言者に参院予算委員会調査員、宮下忠安氏を迎え、地方財政計画や国と地方税のとり方、使い方についての懇切な資料をもとに討議しました。

「自治体の財政上の問題点として、歳入の主な部分―国庫支出金―が国の細かい許可が必要でヒモがつきすぎており、学校や保育所建設の国の補助の基準額が最低限であるため、自治体が超過して負担する金額が多く、逆に自治体の財政を苦しめる結果となっている」と提題者の久保田さん。助言者からは摂津の保育所の例をひき「国の補助金は$\frac{1}{2}$又は$\frac{1}{3}$という補助率で出され、実際にかかる金額の$\frac{1}{2}$を補助するのでない。国の補助金は中央政府が地方自治体を支配する大きな力となり、中央からの管理職の配置と併せ、タテ割り行政を助長する」と説明、多くの住民が家計簿と同じように自治体の予算・決算を見て理解することこそ住民自治の第一歩であることを力強く助言されました。

### 推進力となる婦人を育ておすすめよう

地方自治の確立のにない手は住民、とくに全日制市民である婦人が、地方政治に参加することが必要です。第二分科会は「婦人の公職への参加」を問題としました。

小平の若い会員橋本さんは、農村からベッドタウンに移行し、共働きの多い小平の中で、婦人グループを結成。小平市婦人行動計画を要求して成功した嬉しい闘いを話し「公職に婦人を出さないと、男性に問題をすりかえをされてしまう」と提題。

助言者の松浦さんの「婦人の政策決定への参加状況」説明を聞いて、酒田市の郡部で梨の木の病害に悩む土岐田さんからは「緑の監視員制度を仲間と一緒に市に要請します」と明るい表情。

同じ市の是谷さんからは「婦人議員（現在2名）の後継者がなく、問題は経済力と女性の自覚」と指摘、塩尻市の米窪さん、中沢さんは婦人議員はゼロ「婦人は婦人を支持しないので、むずかしい」、郡山の鈴木さんは「実力あり、よく勉強する婦人をカンパで推し出したい」と発言しました。

（次ページに続く）

## 花片

▼木せいの香りが風におくられ、真っ赤な彼岸花が群れて咲きほこっていると、妙に人なつかしくなり、かねてから心にかかっていた病友たちを見舞った。それぞれ病みながらも、気骨は失われていないので、むなしいと思う「敬老の日」の私の感傷は、かき消された。

▼新宿区の老人クラブが、一日里親を計画し、新宿御苑に施設の子供らを招いて、宝さがしや駆けっこや遊戯をして、三時間を楽しんだというテレビをみた。子に縁の薄い老人と、親に縁の薄い子供の相寄る想いに涙が出た。本当の幸福、いい政治とは、ここから。

▼有事立法、元号法制化など飛び出してきても、余りびっくりしないのは、大人物というのであろうか。盲蛇におじずに類するのかな。過去の歴史を知る者は、切迫感を見透しつつ、対応のきめ手に、努力しなくては、悔をくりかえすのみ。

▼一票の価値を考える定数是正、選挙無効に関する訴訟に対し、二つの判決が出た。鉄板をもゆるがせた、即ち正義正論がひび入りをしたという点で、民間訴訟の一撃の効力は大きかった。

▼自民党総裁選挙前の各派の動きは、どうも頂けませんな。党制改革・近代化・自粛、みんなお膳がお茶をわかすような絵そら言。

▼往年の若者が、久濶を叙した。暖く和らかくなつかしい空気であったが、別れ際に一人が「散りに散り、山茶花空に二つ三つ」と披露した。カッと胸にこたえたがなあに散ったって花はまた咲くさとドライに考える。

から子

編集発行人　小池順子　発行所　日本婦人有権者同盟（渋谷区代々木2－21－11　婦選会館内）電話（370）2727番　〒151　振替195409

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

### 日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主議を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の1部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

# ねばり強く違憲無効の判決まで

国民の政治的意志を正しく国政に反映させ、議会制民主主義の根幹を正すために、「議員定数不均衡是正」は有権者同盟の悲願です。

昭和46年以来取り組んで来た「訴訟」による運動は、51年4月14日の「最高裁定数不均衡違憲判決」をかちとる所まで来ましたが、52年第11回参院選（7月10日執行）は、公選法の改正はなく、憲法違反の定数規定のまま実施されました。一方51年12月におこなわれた衆議院選挙の一票の価値をめぐり、千葉4区など、3選挙区の有権者が選挙の無効を求めていたが、9月11日東京高裁民事九部（安藤覚裁判長）は、原告請求を棄却、「全国平均を基準に過疎区配慮」の新判断を示して合憲の判決。また同じ選挙において、千葉4区など首都圏の10選挙区について、越山康弁護士ら10人の弁護士が選挙無効を求めていましたが、9月13日、東京高裁民事十五部（安岡満彦裁判長）は、現行定数は違憲。しかし、選挙無効の訴えについては、「事情判決」（注1）の形で請求を棄却しました。私達は52年7月10日に行われた参議院選挙の定数是正訴訟を、越山弁護士と御一緒にしている立場から、二つの判決についてインタビューをいたしました。

## 訴訟のあしあと

▼52年7月26日、訴訟提起を決定、一週間で東京787、神奈川307、計1094名の原告署名を得、8月8日2時半、同盟は、理想選挙推進市民の会、私は有権者の会、参議院神奈川地方区定数不均衡を正す会、越山弁護士、佐竹寛中央大教授とともに、東京地方区神奈川地方区選挙結果無効の訴えを東京高裁に提出しました。

事件番号東京高裁昭和五十二年行ケ一四〇号（東京）一四二号（神奈川）事件名「選挙無効請求訴訟」第十五民事部、安岡満彦裁判長係。

▼52年10月17日午前10時、第八号法廷、第一回口頭弁論。

参院東京、神奈川地方区各選挙を無効とする理由は、国会議員の選挙においては、どの選挙人の一票も均等な価値を与えられることが憲法十四条第一項に示され、居住地が異なることで、投票の価値に差別を設けることは憲法違反、公選法（別表第二）による議員定数は、各選挙区間の議員一人当たりの有権者分布差比率は、最大5・26対1に及んでいる。

この請求の主旨、原因に対し被告側は、原告の訴えの却下を求めた。

▼52年12月21日午前10時、第二回口頭弁論。

原告準備書面（第一）提出。主旨の申し立て「憲法と立法府の権限」や「憲法と議員定数配分」について述べる。

▼53年3月13日午後一時、第三回口頭弁論。

原告側第二準備書面－憲法と議員定数配分、本件選挙の実態分析を提出し、52年7月の参議院通常選挙結果に関する自治省資料を追って提出する旨述べる。

被告側から第一準備書面提出。

▼53年5月10日午前10時、第四回口頭弁論。

原告第三準備書面提出。両院制と議員定数配分について論じた。

被告側からは前回準備書面の一部訂正の旨述べられる。

裁判長から、参議院には全国区制があるので、ある程度不均衡が緩和されているのではないかと、次回に準備書面を要請した。

▼53年7月3日午前10時、第五回口頭弁論。

原告側第四準備書面提出。内容は、代表民主制は一人一票の原則と多数決原理とを前提とするゆえ、衆議院に対する参議院の独自性を生かす必要は、認めるとしても、投票の価値の平等は両院同じであるという、憲法の大原則に立つべきであるというもの。

被告側から第二準備書面提出。

▼53年9月27日午前10時、第六回口頭弁論。

原告側、52年7月10日執行の参議院議員通常選挙結果調（自治省選挙部）を甲第一号証として提出。

安岡裁判長は、原告に対し「参議院の特殊性については2度準備書面でふれて貰ったが、参議院は全国区と地方区とあり、地方区は47の選挙区に2名宛てられ94名、残り58名を人口比によって按配して行くと、原告が請求しているような平等にはならないと思うが、もう少し反論していただいた方が裁判所が判断し易いので議論を展開してほしい」

また被告に対しては、①地方区定数改正審議の経過、②地方区制度発足当時の配分方法について具体的な資料、③昭和40年、45年、50年の国勢調査の人口異動、他に請求原因に対する認否2点についての提出を求めた。

結審にならず、次回は12月4日午後一時より。

なお定数学習会を11月15日、午前10時半から婦選会館にて開催の予定。多数参加下さい。

（紀平悌子）

## 弁護士越山康氏との一問一答

**紀平** 51年12月の衆議院選挙をめぐって行なわれた行政訴訟について、9月11日、9月13日の東京高裁の判決に対する先生のお考えを伺いたいのですが。

**越山** 9月11日の高裁の判決をどう思うかと言うことですが、みんなでしている訴訟（52年7月の参議院選挙に対する）の原告準備書面（第四）の補論の二（機関紙8月号に掲載）でそれを批判しているつもりです。

「議員定数配分に非人口的要素を加味することを許すならば、たとえその立論が選挙制度の目標とされるべき『公正かつ効果的な代表』の確保という美衣をまとったとしても、それは、所詮、マイノリティ（少数者）擁護論を議員定数配分に導入することとなり、前記の前提に背馳するにいたるからである。なるほど、代表におけるマイノリティの問題は極めて重要であり、したがって、マイノリティの権益を擁護することに充分な配慮がなされるべきことはこれを承認するにやぶさかではない。しかしそれは議員定数配分という選挙制度の枠内においてでなく、その枠外において処理されるべきものである。

**紀平** 前提というのは一人一票、多数決原理ということですね。

それでは、9月13日の判決については、51年4月14日の大法廷判決の線であり、越山理論を使っての判決だと先生も言っておられますが、やはり事情判決だったわけですね。これも大法廷判決の線に沿ったものですね。

**越山** そうです。憲法は最高法規であるし、裁判所が関与していて、違憲行政がまかり通ることは、常識的におかしいことで、事情判決という名のもとに、そのパターンが定着することに依るマイナスは、大きいものがあると僕は思いますね。

だから、9月27日、この部分について不服ありとして一部上告をしたわけです。

学会の議論に少くとも材料を提供したことになると思うのです。

**紀平** 一部上告というのは事情判決についておっしゃりたいことなのですね。

先生は形式的には敗けているという表現をなさいましたが。

**越山** 原告の無効請求を棄却というのは敗けたことです。

**紀平** 勝訴というのは、完全に請求が通ることですね。違憲判決が出たわけですが、内容的にはどう受けとめておられますか。

**越山** 事情判決というものの受け取り方ですね。

**紀平** 国会は違憲判決があったのに定数是正をしない。衆議院の場合は、50年に20名増をしましたが、違憲の重みは高裁レベルでの判断では、国会に対して必ずしも効果的でないということですか。

**越山** 違憲の効果については、判決が確定しないとね。

**紀平** 私共の今している訴訟で、9月20日に勉強会をした時、皆さんのコンセンサスで「違憲無効と言うまでする」ということだったのですが。

東京高裁であった判決は、やはり、最高裁まで行って最終的な確定をしなければ常識的には生きてこないものなのでしょうか。

**越山** そうですね。

**紀平** 上級審であれ、下級審であれ、立派な論陣が張られ、一つの社会問題、政治問題として提起があれば、それは立法府を動かすということがあり得るような気がしますが。

**越山** 動く場合はあるでしょうね。だけど、法律的にはどうということは無いです。

**紀平** そうすると、やはり、最高裁までいかなければだめですか。

**越山** 最高裁とまでいわなくても良いでしょう。判決が確定すればね。

**紀平** ああ、そうですね。

9月13日に判決のあった訴訟では、10の選挙区で10名の方々が原告になったということなのですが、10名の方がそれぞれ違う論旨とうかがいましたが。

**越山** 弁護士など10名の仲間と一緒にして非常に良かったと思うのは、中味の問題でいうと、論点の重なる部分がありますから、それだけ厚みがありますよね。1人だけですとウエイトの置き方についても考えなければならないでしょうし。それと勉強ができたことですね。勉強を重ね、まだまだ大変です。

**紀平** もっと多くの人達が選挙区を変えてこのようなことが起るのが良いのだとおっしゃっておられますね。

**越山** そうです。でも、それだけでなく、実は、大法廷判決の多数意見は、議員定数の配分規定を不可分一体のものとして評価するという立場でした。僕らは、これを不可分説注2と呼んでいますが、もし大法廷が当時の少数意見のように可分説注3に転向したならどうなるか。僕のところは、東京3区が2・40対1。東京7区が3・12対1など10ケ所並べてあり、可分説にもとづいて、どこかで、何対何なら違憲であるという判断が出れば、非常に効果のあることが一ぺんにできると、そう思ったわけです。もっとも、今度の高裁の判断は不可分説でしたがね。

（次ページに続く）

---

## ひろば

## 地方自治を住民の手に

### 選挙啓発運動を推進しよう

地方自治こそが民主政治の核であり、住民のための、住民の手による地方自治を確立するためには、中央集権を排し、分権の方向で進めるべきです。そのためには税収は国が7割、地方が3割、それに比し仕事の配分は逆になっている現状を打開することが必要です。

ところが、地方政府は中央に直結しなければ予算もとれず、十分な仕ごとが出来ないのが現状です。

例えば天下り人事反対の筆頭である筈の東京都、大阪、京都府にしても国からの職員を貰いうけ、国との連絡の役割りを果たさせるなど、中央直結は相変らずです。

統一地方選を前に心配されるのは、とかく最近の自治体の首長の選挙は、無投票で、中央寄りの候補が選ばれて行く傾向です。横浜市長選の例をひくまでもなく、自治省よりの首長候補が独走し、政党は革新政党も相乗りでこれを推薦する例が目立ち、1970年代後半、東海メガロポリスの自治体の革新化が低迷しています。

注目の東京都知事選をはじめ全国で行われる地方選等において、70年代政党の枠をこえた運動で地方政治を動かしてきた住民パワーが次なる地方選でどう生かされるかが問題です。

そもそも住民運動は、産業公害追放や身のまわりの生活権、生存権を恢復することから、はじまりましたが、多くの場合、生活権擁護の域で止まってしまい、政治そのものの変革を求めるところまでいかないことが多いのです。婦人の意識調査でも地域の問題に興味を持ち参加はするが、選挙や政治にはかかわり度くないとの傾向もみえており、このことが広い意味での婦人の社会参加は進んでいながら「政治を変える力」にまで発展していません。

9月12日、13日に国立婦人会館で開かれた同盟夏季セミナーでは、婦人の政治参加のあり方、とくに統一地方選に向けての啓発運動が話しあわれ、全国各地の支部の活動が紹介されました。

同盟こそは創立以来、目標としている市民団体であり、目的達成には息の長い運動の継続がまだまだ必要です。

長野県支部連合会では昭和45年以来廃止されている県議選の立会演説会を是非復活して欲しいとの条例制定請願運動を、9月県議会をやまに猛烈に展開しつつあり、社会党中心に県議会も動き出しつつあります。

東京都議選立会演説会条例の制定も、9月29日からの臨時都議会にのぞみ10月4日各党幹事長を歴訪、45年都議会で請願が採択されながら放置されている条例の実現を促進中です。

統一地方選まであと5ケ月、地方自治を私達の手にとり戻すための啓発運動を全国で強力に推進しましょう。

（政啓委員長　紀平悌子）

---

## 花片

▼秋晴れが菩提心を起し、静寂な九品仏寺へいった。18才で知り合い親しくなり、多くの世話をかけた友人の命日。彼の女は亡夫の墓を建て白い花の咲く木を植えて、足まめに墓詣りをしていたが、同穴の身になって十三年。「実一つ残さで散るや寒椿」といっていたが、彼の女を冠した児童文学賞は残っている。いい仕事をして逝った友よ。思い出の数々よ。祈冥福。

▼かつて東京一区の代議士H氏の三回忌を機に出された遺稿や追憶集を友人より拝借。温厚篤実な人柄が滲んでグングン読ませる。なかに兼好法師の「花は盛りのみるものかわ、散る花も風情。時をすき色あせて花弁の汚く枝にからみつくは醜悪」をひいて、「由来政治家は桂冠の時を誤って、その職に据わろうとするは、この花にも増して憎悪感さえ起る……退き際の鮮かな者が少ない……もっとも出方に当を得ない政治家に退きかたの立派を求めるのは無理……それでは立憲政治の発達はない……」と鋭い。総裁選挙の経過を見ていてニヤリとさせられる。

▼ソ連中央アジア、シルクロードの旅をした話を某教授から聞いた。どこでも日本人によく似た人だといったら、こっちから行ったんだといわれたという。人類移動の歴史をみれば、元号法制化はせまい。

▼新内の名三味線の岡本宮染氏の急逝。録音やテープがあるとはいえ、何とも惜しい。寂しい。

▼富十郎と勘九郎の達者な踊りと水谷母子の女人哀詞に感嘆。若さだけでない組み合わせに。（から子）

編集発行人　小池順子　発行所　日本婦人有権者同盟（渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内）　電話（370）2727番　〒151 振替195409

---

（前ページより）

## 住民参加のシステムをこうして作った

1970年代、政党の枠をこえた住民、市民運動は地方政治を動かし、革新自治体誕生の要因となってきましたが、環境、福祉、教育などの生活権、教育権の要求を貫くためには、政治との直結がなければ出来ない――同盟の33年の議会制民主主義確立の運動は、その政治のしくみそのものの改善を要求するものなのです。

第三分科会では、住民、市民運動と地方自治の現状、あり方、問題点を話し合い、提題者住田さんから、多摩ニュータウンの、東電による超高圧線増強建替反対運動、国立市の相良さんの、流域下水道計画みなおし要求、静岡石上さんの風致地区内に建てられた市民会館の地下駐車場建設反対運動、名古屋の長沼さんの、子供専門病院建設運動、横浜の市民の手による市長をつくる運動、郡山の石原さんからの選挙区制に関する条例改正運動、目黒の区長、区議の報酬スライド制反対の直接請求、中野丸尾さんの、長谷川工務店を相手どった日照権運動など、次々と発表されました。

このように、多くの運動がありながら、全体として政治が変らないのは、政治にかかわりたくないといった未成熟な住民の意識にあり、議会傍聴などで地方政治を知り、住民参加のシステムづくりも要求して行くべきだとの紀平の助言で惜しい時間切れを迎えました。

## 地方分権、自治、参加をめざし

第四、第五分科会は、小池会長、大槻副会長を助言者に、そのものズバリ具体的な選挙啓発運動への方策が盛んに討議されました。

第四では東京都支部連合会長の稲茂登さん「23区議選公報発行条例制定の実現」を提題。世田谷の南さんは「中野区の例を学び、世田谷も革新区長だから右へならえの運動をします」と発言がありましたが、立会演説会条例や公報発行条例がなかなかできないのは、選管の及び腰が原因と、長野・郡山などからも意見が出ました。立会演説会を選管がしないなら私達で、と、この10月の市長選挙を前に4人の候補者を呼んで婦人問題を聞く会を実行した塩尻支部、郡山支部は4月の選挙の投票日に「選挙区制を問う市民アンケート」を実行する計画を発表して意気盛んでした。

第五分科会では郡山支部・古川寿枝さんから、公報発行、区制改正、候補者へのアンケート活動等多彩な予定が提題され、静岡支部の豊田さんが、効果的な運動として「もより会の開催」を提案、助言者大槻さんからは「公報での候補者の公約を追求し、次回の選挙に生かす運動」が提案されました。

この分科会では、首長や議員を選ぶ基準として「住民自治の立場に立つ、住民参加、分権を指向する人」の3条件が出され、中央の太いパイプにつながれることは自治権を奪われること……と再三の確認がおこなわれました。

午前中の2時間はあっという間に過ぎ、12時40分から2時30分の全体会で、紀平司会により各分科会報告、質問意見交換がおこなわれた後、宮下忠安氏より「新憲法で地方自治体が出来たが、運用の実態は明治憲法に近い。自治体を足元から具体的にみつめて分析する姿勢が大切である。自治体の予算（税金）の使い方をよく知り、資料（データ）を手にして運動をすすめること、一歩すすんで住民、市民に判りやすい予算・決算書の書き方に変えさせるところまでやって欲しい」との励ましを受け、小諸の小山さんの閉会で2日間熱気にみちたセミナーを終えました。

☆　☆　☆

第1分科会
「地方財政と住民自治」
助言者　宮下忠安氏（参議院予算委員会調査室調査員）
司会者　瀬下恙子
提題者　久保田須弥
書記　伊藤明子
報告者　阿部美野子
参加者　22名

第2分科会
「婦人の公職への参加」
助言者　松浦三知子（第一副会長）
司会者　片岡貴美子
提題者　橋本秀子
書記　幸尾妃相子
報告者　武井陽子
参加者　17名

第3分科会
「市民、住民運動と地方自治」
助言者　紀平悌子（政啓委員長）
司会者　富田正江
提題者　住田啓子
書記　渋谷真沙子
　　　小端千恵子
報告者　住田啓子
参加者　25名

第4分科会
「統一地方選挙にいかに取り組むか」
助言者　小池順子（会長）
司会者　新田美重
提題者　稲茂登冴子
書記　館　雅子
報告者　館　雅子
参加者　17名

第5分科会
「統一地方選挙にいかに取り組むか」
助言者　大槻勲子（副会長）
司会者　豊田春江
提題者　古川寿枝
書記　吉田満智子
報告者　田宮純子
参加者　14名

（第1分科会・伊藤明子、第2分科会・片岡貴美子、武井陽子、第3分科会・住田啓子、第4分科会・金見洋子、館雅子、第5分科会・吉田満智子、田宮純子各氏の原稿をもとに、まとめ　紀平悌子）

### おことわり

今月号は2ページです。また、セミナー開催日の都合で発行日が遅れましたことお断り致します。

## 政府代表に婦人が2人

9月19日開会の第33回国連総会に、高橋展子氏（前労働省婦人少年局長、在ジュネーブILO本部ILO事務局長補として勤務した）が政府代表に決定。

政府代表は園田外相はじめ5名で、緒方貞子公使（国連代表部）と共に婦人は2名。

NGO国内婦人委員会は9月13日、高橋氏の歓送会を開催した。

## 為替差益還元で値下げせよ

53年9月1日、本同盟は為替差益還元で料金値下げを要求し、「電力・ガス等の値下げを要求する全国消費者団体代表者集会」に消費者六団体の一つとして参加した。

基調報告、各団体からの発言のあと本同盟は決議文を朗読、閉会後はひき続き、通産省・経企庁・食糧庁・東電・東ガス・石油企業へ要請行動を行なった。

## 看護条約批准で申し入れ

七婦人団体議会活動連絡委員会では「ILO1977年看護職員条約批准実現のための国内法令等制度改善についての陳情書」を作成（9月号参照）、以下の日程で強く申し入れを行なった。

8月24日、厚生・文部・労働各省、人事院、厚生記者クラブ、8月29日、「国連婦人の10年」推進議員連盟、9月7日、公明・共産・民社・自民・社会各党、9月11日、総理府・外務省・新自由ク。

## 運動日誌（6／19～7／4）

6／19・下水道のあり方を考える学習会
6／20・事務局会議
6／21・機関紙初校
6／22・公選法学習会
・婦人の翼歓送会（同盟主催）
・夏期セミナープログラム委員会
6／23・組織部会
・財務部会
・石けん会議
6／24・司法幹事会
・経企庁消費者問題懇談会
・公害監視委員会
6／25・日中友好婦人の翼結団式
6／26・定数学習会
・環境アセスメント検討会
・都消費週間実行委員会
・婦人の翼出発
6／27・委員長部長会議
・機関紙再校
・環境アセスメント申入れ
6／28・杉並支部総会
6／30・機関紙発送
7／3・参議院定数是正訴訟公判
・石けん会議
7／4・常任委員会
・公害対策全国連絡会議

### お知らせ

昭和53年度第一回全国支部長会議
日時　昭和53年10月24日（火）
場所　参議院会館第一会議室
学習会及び分散会
テーマ
「統一地方選挙、予想される衆議院議員選挙啓発活動」について

純植物性原料使用
リサイクル'78
粉せっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、無料で配達いたします。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2－21－11
〒151 ☎03－370－4541

純粋なもの・自然なものをおとどけするキッコーマン
天下一品
キッコーマン
キッコーマン醤油株式会社

シャープ，スピード，サービス
森下印刷所
●オフセット印刷 ●美術印刷
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181（日産厚生園正門前）
☎ 0422-48-1611（代）

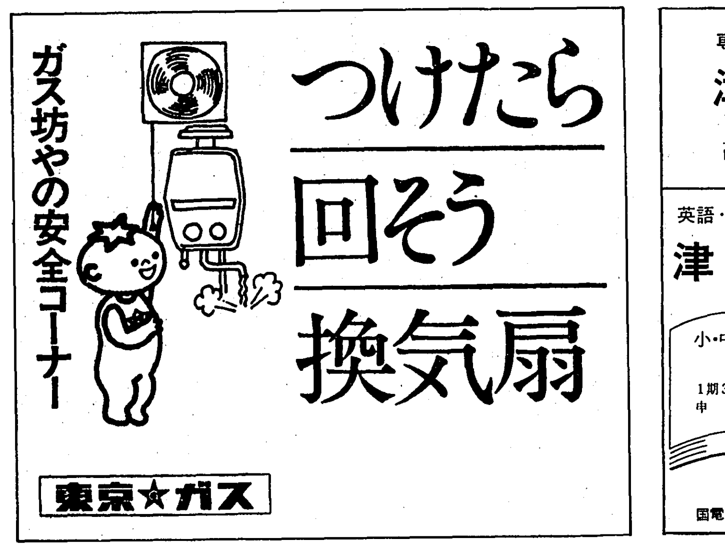

専修学校
津田スクール オヴ ビズネス
高卒程度：共学2年制・入試あり 願書受付2月1日より

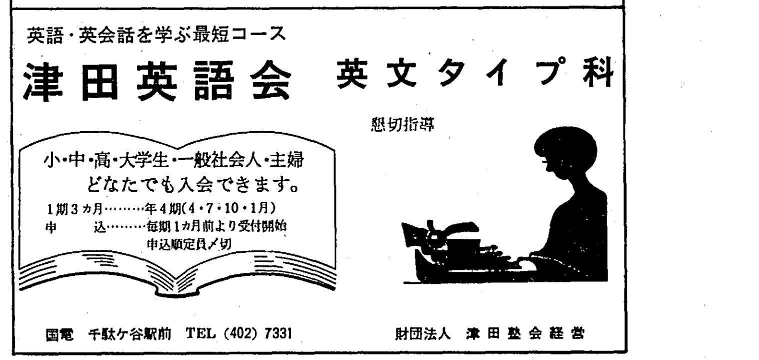

英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会　英文タイプ科
懇切指導
小・中・高・大学生・一般社会人・主婦
どなたでも入会できます。
1期3ヵ月………年4期（4・7・10・1月）
申　込………毎期1ヵ月前より受付開始
申込順定員〆切
国電　千駄ケ谷駅前　TEL（402）7331
財団法人　津田塾会経営

有機自然農法
お茶の名門 ㊂豊翠園
伊勢のわたらいの山奥で
自然に育てられたお茶の心を
皆様にお届け申し上げます。
三重県度会郡度会町平生
㈲豊翠園

酢のものに
ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のもののできあがり。
ミツカン
土佐酢
三杯酢＋かつおだし

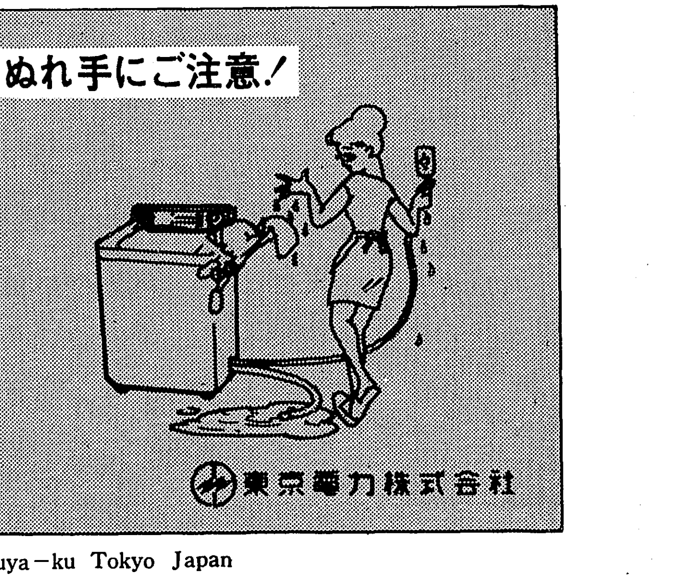

Published by the League of Women Voters of Japan No.21, 2Chome Yoyogi Shibuya-ku Tokyo Japan

（前ページより）

### 住民参加のシステムをこうして作った

1970年代、政党の枠をこえた住民、市民運動は地方政治を動かし、革新自治体誕生の要因となってきましたが、環境、福祉、教育などの生活権、教育権の要求を貫くためには、政治との直結がなければ出来ない——同盟の33年の議会制民主主義確立の運動は、その政治のしくみそのものの改善を要求するものなのです。

第三分科会では、住民、市民運動と地方自治の現状、あり方、問題点を話し合い、提題者住田さんから、多摩ニュータウンの、東電による超高圧線増強建替反対運動、国立市の相良さんの、流域下水道計画みなおし要求、静岡石上さんの風致地区内に建てられた市民会館の地下駐車場建設反対運動、名古屋の長沼さんの、子供専門病院建設運動、横浜の市民の手による市長をつくる運動、郡山の石原さんからの選挙区制に関する条例改正運動、目黒の区長、区議の報酬スライド制反対の直接請求、中野丸尾さんの、長谷川工務店を相手どった日照権運動など、次々と発表されました。

このように、多くの運動がありながら、全体として政治が変らないのは、政治にかかわりたくないといった未成熟な住民の意識にあり、議会傍聴などで地方政治を知り、住民参加のシステムづくりも要求して行くべきたとの紀平の助言で惜しい時間切れを迎えました。

### 地方分権、自治、参加をめざし

第四、第五分科会は、小池会長、大槻副会長を助言者に、そのものズバリ具体的な選挙啓発運動への方策が盛んに討議されました。

第四では東京都支部連合会長の稲茂登さん「23区議選公報発行条例制定の実現」を提題。世田谷の南さんは「中野区の例を学び、世田谷も革新区長だから右へならえの運動をします」と発言がありましたが、立会演説会条例や公報発行条例がなかなかできないのは、選管の及び腰が原因と、長野・郡山などからも意見が出ました。立会を選管がしないなら私達で、とこの10月の市長選挙を前に4人の候補者を呼んで婦人問題を聞く会を実行した塩尻支部、郡山支部は4月の選挙の投票日に「選挙区制を問う市民アンケート」を実行する計画を発表して意気盛んでした。

第五分科会では郡山支部・古川寿枝さんから、公報発行、区制改正、候補者へのアンケート活動等多彩な予定が提題され、静岡支部の豊田さんが、効果的な運動として「もより会の開催」を提案、助言者大槻さんからは「公報での候補者の公約を追求し、次回の選挙に生かす運動」が提案されました。

この分科会では、首長や議員を選ぶ基準として「住民自治の立場に立つ、住民参加、分権を指向する人」の3条件が出され、中央の太いパイプにつながれることは自治権を奪われること……と再三の確認がおこなわれました。

午前中の2時間はあっという間に過ぎ、12時40分から2時30分の全体会で、紀平司会により各分科会報告、質問意見交換がおこなわれた後、宮下忠安氏より「新憲法で地方自治体が出来たが、運用の実態は明治憲法に近い。自治体を足元から具体的にみつめて分析する姿勢が大切である。自治体の予算（税金）の使い方をよく知り、資料（データ）を手にして運動をすすめること、一歩すすんで住民、市民に判りやすい予算・決算書の書き方に変えさせるところまでやって欲しい」との励ましを受け、小諸の小山さんの閉会で2日間熱気にみちたセミナーを終えました。

☆　☆　☆

第1分科会
「地方財政と住民自治」
助言者　宮下忠安氏
（参議院予算委員会調査室調査員）
司会者　瀬下羔子
提題者　久保田須弥
書記　伊藤明子
報告者　阿部美野子
参加者　22名

第2分科会
「婦人の公職への参加」
助言者　松浦三知子
（第一副会長）
司会者　片岡貴美子
提題者　橋本芳子
書記　幸尾妃栢子
報告者　武井陽子
参加者　17名

第3分科会
「市民、住民運動と地方自治」
助言者　紀平悌子
（政啓委員長）
司会者　富田正江
提題者　住田啓子
書記　渋谷真沙子
　　　小端千恵子
報告者　住田啓子
参加者　25名

第4分科会
「統一地方選挙にいかに取り組むか」
助言者　小池順子（会長）
司会者　新田美重
提題者　稲茂登冴子
書記　館　雅子
報告者　館　雅子
参加者　17名

第5分科会
「統一地方選挙にいかに取り組むか」
助言者　大槻勲子（副会長）
司会者　豊田春江
提題者　古川寿枝
書記　吉田満智子
報告者　田宮純子
参加者　14名

（第1分科会・伊藤明子、第2分科会・片岡貴美子、武井陽子、第3分科会・住田啓子、第4分科会・金見洋子、館雅子、第5分科会・吉田満智子、田宮純子各氏の原稿をもとに、まとめ　紀平悌子）

### おことわり

今月号は2ページです。また、セミナー開催日の都合で発行日が遅れましたことお断り致します。

### 政府代表に婦人が2人

9月19日開会の第33回国連総会に、高橋展子氏（前労働省婦人少年局長、在ジュネーブILO本部ILO事務局長補として勤務した）が政府代表に決定。

政府代表は園田外相はじめ5名で、緒方貞子公使（国連代表部）と共に婦人は2名。

NGO国内婦人委員会は9月13日、高橋氏の歓送会を開催した。

### 為替差益還元で値下げせよ

53年9月1日、本同盟は為替差益還元で料金値下げを要求し、「電力・ガス等の値下げを要求する全国消費者団体代表者集会」に消費者六団体の一つとして参加した。

基調報告、各団体からの発言のあと本同盟は決議文を朗読、閉会後はひき続き、通産省・経企庁・食糧庁・東電・東ガス・石油企業へ要請行動を行なった。

### 看護条約批准で申し入れ

七婦人団体議会活動連絡委員会では「ILO1977年看護職員条約批准実現のための国内法令等制度改善についての陳情書」を作成（9月号参照）、以下の日程で強く申し入れを行なった。

8月24日、厚生・文部・労働各省、人事院、厚生記者クラブ、8月29日、「国連婦人の10年」推進議員連盟、9月7日、公明・共産・民社・自民・社会各党、9月11日、総理府・外務省・新自由ク。

### 運動日誌（6/19～7/4）

6/19・下水道のあり方を考える学習会
6/20・事務局会議
6/21・機関紙初校
6/22・公選法学習会
　・婦人の翼歓送会（同盟主催）
　・夏期セミナープログラム委員会
6/23・組織部会
　・財務部会
　・石けん会議
　・経企庁消費者問題懇談会
6/24・司法幹事会
　・公害監視委員会
6/25・日中友好婦人の翼結団式
6/26・定数学習会
　・環境アセスメント検討会
　・都消費週間実行委員会
　・婦人の翼出発
6/27・委員長部長会議
　・機関紙再校
　・環境アセスメント申入れ
6/28・杉並支部総会
6/30・機関紙発送
7/3・参議院定数是正訴訟公判
　・石けん会議
7/4・常任委員会
　・公害対策全国連絡会議

### お知らせ

昭和53年度第一回全国支部長会議
日時　昭和53年10月24日（火）
場所　参議院会館第一会議室
学習会及び分散会
テーマ
〝統一地方選挙、予想される衆議院議員選挙啓発活動〟について

純植物性原料使用
リサイクル'78
粉せっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、無料で配達いたします。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2－21－11
〒151 ☎03－370－4541

純粋なもの・自然なものをおとどけするキッコーマン
天下一品
キッコーマン
キッコーマン醤油株式会社

シャープ，スピード，サービス
森下印刷所
●オフセット印刷 ●美術印刷
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181（日産厚生園正門前）
☎ 0422-48-1611（代）

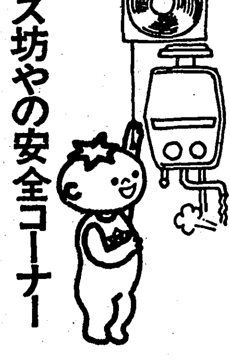

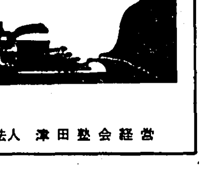
専修学校
津田スクール オヴ ビズネス
高卒程度：共学2年制・入試あり　願書受付2月1日より
英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会　英文タイプ科
懇切指導
小・中・高・大学生・一般社会人・主婦
どなたでも入会できます。
1期3ヵ月………年4期（4・7・10・1月）
申込………毎期1ヵ月前より受付開始
申込順定員〆切
国電　千駄ケ谷駅前　TEL (402) 7331
財団法人　津田塾会経営

有機自然農法
お茶の名門　㊢豊翠園
伊勢のわたらいの山奥で
自然に育てられたお茶の心を
皆様にお届け申し上げます。
三重県度会郡度会町平生
㈲豊翠園

酢のものに
ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のものできあがり。
ミツカン
土佐酢
三杯酢＋かつおだし

Published by the League of Women Voters of Japan No.21, 2Chome Yoyogi Shibuya-ku Tokyo Japan

---

# 婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

### 日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の1部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

## ねばり強く違憲無効の判決まで

国民の政治的意志を正しく国政に反映させ、議会制民主主義の根幹を正すために、「議員定数不均衡是正」は有権者同盟の悲願です。

昭和46年以来取り組んで来た「訴訟」による運動は、51年4月14日の「最高裁定数不均衡違憲判決」をかちとる所まで来ましたが、52年第11回参院選（7月10日執行）は、公選法の改正はなく、憲法違反の定数規定のまま実施されました。一方51年12月におこなわれた衆議院選挙の一票の価値をめぐり、千葉4区など、3選挙区の有権者が選挙の無効を求めていたが、9月11日東京高裁民事九部（安藤覚裁判長）は、原告請求を棄却、「全国平均を基準に過疎区配慮」の新判断を示して合憲の判決。また同じ選挙において、千葉4区など首都圏の10選挙区について、越山康弁護士ら10人の弁護士が選挙無効を求めていましたが、9月13日、東京高裁民事十五部（安岡満彦裁判長）は、現行定数は違憲。しかし、選挙無効の訴えについては、「事情判決」（注）の形で請求を棄却しました。私達は52年7月10日に行われた参議院選挙の定数是正訴訟を、越山弁護士と御一緒にしている立場から、二つの判決についてインタビューをいたしました。

### 訴訟のあしあと

▼52年7月26日、訴訟提起を決定、一週間で東京787、神奈川307、計1094名の原告署名を得、8月8日2時半、同盟は、理想選挙推進市民の会、私は有権者の会、参議院神奈川地方区定数不均衡を正す会、越山弁護士、佐竹寛中央大教授とともに、東京地方区神奈川地方区選挙結果無効の訴えを東京高裁に提出しました。

事件番号東京高裁昭和五十二年行ケ一四〇号（東京）一四二号（神奈川）事件名「選挙無効請求訴訟」第十五民事部、安岡満彦裁判長係。

▼52年10月17日午前10時、第八号法廷、第一回口頭弁論。

参院東京、神奈川地方区各選挙を無効とする理由は、国会議員の選挙においては、どの選挙人の一票も均等な価値を与えられることが憲法十四条第一項に示され、居住地が異なることで、投票の価値に差別を設けることは憲法違反、公選法（別表第二）による議員定数は、各選挙区間の議員一人当たりの有権者分布差比率は、最大5・26対1に及んでいる。

この請求の主旨、原因に対し被告側は、原告の訴えの却下を求めた。

▼52年12月21日午前10時、第二回口頭弁論。

原告準備書面（第一）提出。主旨の申し立て『憲法と立法府の権限』や「憲法と議員定数配分」について述べる。

▼53年3月13日午後一時、第三回口頭弁論。

原告側第二準備書面－憲法と議員定数配分、本件選挙の実態分析を提出し、52年7月の参議院通常選挙結果に関する自治省資料を追って提出する旨述べる。

被告側から第一準備書面提出。

▼53年5月10日午前10時、第四回口頭弁論。

原告第三準備書面提出。両院制と議員定数配分について論じた。

被告側からは前回準備書面の一部訂正の旨述べられる。

裁判長から、参議院には全国区制があるので、ある程度不均衡が緩和されているのではないかと、次回に準備書面を要請した。

▼53年7月3日午前10時、第五回口頭弁論。

原告側第四準備書面提出。内容は、代表民主制は一人一票の原則と多数決原理とを前提とするゆえ、衆議院に対する参議院の独自性を生かす必要は、認めるとしても、投票の価値の平等は両院同じであるという、憲法の大原則に立つべきであるというもの。

被告側から第二準備書面提出。

▼53年9月27日午前10時、第六回口頭弁論。

原告側、52年7月10日執行の参議院議員通常選挙結果調（自治省選挙部）を甲第一号証として提出。

安岡裁判長は、原告に対し「参議院の特殊性については2度準備書面でふれて貰ったが、参議院は全国区と地方区とあり、地方区は47の選挙区に2名宛てられ94名、残り58名を人口比によって按配して行くと、原告が請求しているような平等にはならないと思うが、もう少し反論していただいた方が裁判所が判断し易いので議論を展開してほしい」

また被告に対しては、①地方区定数改正審議の経過、②地方区制度発足当時の配分方法について具体的な資料、③昭和40年、45年、50年の国勢調査の人口異動、他に請求原因に対する認否2点についての提出を求めた。

結審にならず、次回は12月4日午後一時より。

なお定数学習会を11月15日、午前10時半から婦選会館にて開催の予定。多数参加下さい。

（紀平悌子）

### 弁護士越山康氏との一問一答

**紀平** 51年12月の衆議院選挙をめぐって行なわれた行政訴訟について、9月11日、9月13日の東京高裁の判決に対する先生のお考えを伺いたいのですが。

**越山** 9月11日の高裁の判決をどう思うかと言うことですが、みんなでしている訴訟（52年7月の参議院選挙に対する）の原告準備書面（第四）の補論の二（機関紙8月号に掲載）でそれを批判しているつもりです。

「議員定数配分に非人口的要素を加味することを許すならば、たとえその立論が選挙制度の目標とされるべき『公正かつ効果的な代表』の確保という美衣をまとったとしても、それは、所詮、マイノリティ（少数者）擁護論を議員定数配分に導入することとなり、前記の前提に背馳するにいたるからである。なるほど、代表におけるマイノリティの問題は極めて重要であり、したがって、マイノリティの権益を擁護することに充分な配慮がなされるべきことはこれを承認するにやぶさかではない。しかしそれは議員定数配分という選挙制度の枠内においてでなく、その枠外において処理されるべきものである。

**紀平** 前提というのは一人一票、多数決原理ということですね。

それでは、9月13日の判決については、51年4月14日の大法廷判決の線であり、越山理論を使っての判決だと先生も言っておられますが、やはり事情判決だったわけですね。これも大法廷判決の線に沿ったものですね。

**越山** そうです。憲法は最高法規であるし、裁判所が関与していて、違憲行政がまかり通ることは、常識的におかしいことで、事情判決という名のもとに、そのパターンが定着することに依るマイナスは、大きいものがあると僕は思いますね。

だから、9月27日、この部分について不服ありとして一部上告をしたわけです。

学会の議論に少くとも材料を提供したことになると思うのです。

**紀平** 一部上告というのは事情判決についておっしゃりたいことなのですね。

先生は形式的には敗けているという表現をなさいましたが。

**越山** 原告の無効請求を棄却というのは敗けたことです。

**紀平** 勝訴というのは、完全に請求が通ることですね。違憲判決が出たわけですが、内容的にはどう受けとめておられますか。

**越山** 事情判決というものの受けとり方ですね。

**紀平** 国会は違憲判決があったのに定数是正をしない。衆議院の場合は、50年に20名増をしましたが、違憲の重みは高裁レベルでの判断では、国会に対して必ずしも効果的でないということですか。

**越山** 違憲の効果については、判決が確定しないとね。

**紀平** 私共の今している訴訟で、9月20日に勉強会をした時、皆さんのコンセンサスで「違憲無効と言うまでする」ということだったのですが。

東京高裁であった判決は、やはり、最高裁まで行って最終的な確定をしなければ常識的には生きてこないものなのでしょうか。

**越山** そうですね。

**紀平** 上級審であれ、下級審であれ、立派な論陣が張られ、一つの社会問題、政治問題として提起があれば、それは立法府を動かすということがあり得るような気がしますが。

**越山** 動く場合はあるでしょうね。たけど、法律的にはどうということは無いです。

**紀平** そうすると、やはり、最高裁までいかなければだめですか。

**越山** 最高裁とまでいわなくても良いでしょう。判決が確定すればね。

**紀平** ああ、そうですね。

9月13日に判決のあった訴訟では、10の選挙区で10名の方々が原告になったということなのですが、10名の方がそれぞれ違う論旨とうかがいましたが。

**越山** 弁護士など10名の仲間と一緒にして非常に良かったと思うのは、中味の問題でいうと、論点の重なる部分がありますから、それだけ厚みがありますよね。1人だけですとウエイトの置き方についても考えなければならないでしょう。それと勉強ができたことですね。勉強を重ね、まだまだ大変です。

**紀平** もっと多くの人達が選挙区を変えてこのようなことが起るのが良いのだとおっしゃっておられますね。

**越山** そうです。でも、それだけでなく、実は、大法廷判決の多数意見は、議員定数の配分規定を不可分一体のものとして評価するという立場でした。僕らは、これを不可分説注2と呼んでいますが、もし大法廷が当時の少数意見のように可分説注3に転向したならどうなるか。僕のところは、東京3区が2・40対1。東京7区が3・12対1など10ケ所並べてあり、可分説にもとづいて、どこかで、何対何なら違憲であるという判断が出れば、非常に効果のあることが一ぺんにできると、そう思ったわけです。もっとも、今度の高裁の判断は不可分説でしたがね。

（次ページに続く）

### ひろば

## 地方自治を住民の手に
### 選挙啓発運動を推進しよう

地方自治こそが民主政治の核であり、住民のための、住民の手による地方自治を確立するためには、中央集権を排し、分権の方向で進めるべきです。そのためには税収は国が7割、地方が3割、それに比し仕事の配分は逆になっている現状を打開することが必要です。

ところが、地方政府は中央に直結しなければ予算もとれず、十分な仕ごとが出来ないのが現状です。

例えば天下り人事反対の筆頭である筈の東京都、大阪、京都府にしても国からの職員を貰いうけ、国との連絡の役割りを果たさせるなど、中央直結は相変らずです。

統一地方選を前に心配されるのは、とかく最近の自治体の首長の選挙は、無投票で、中央寄りの候補が選ばれて行く傾向です。

横浜市長選の例をひくまでもなく、自治省よりの首長候補が独走し、政党は革新政党も相乗りでこれを推薦する例が目立ち、1970年代後半、東海メガロポリスの自治体の革新化が低迷しています。

注目の東京都知事選をはじめ全国で行われる地方選等において、70年代政党の枠をこえた運動で地方政治を動かしてきた住民パワーが次なる地方選でどう生かされるかが問題です。

そもそも住民運動は、産業公害追放や身のまわりの生活権、生存権を恢復することから、はじまりましたが、多くの場合、生活権擁護の域で止まってしまい、政治そのものの変革を求めるところまでいかないことが多いのです。婦人の意識調査でも地域の問題に興味を持ち参加はするが、選挙や政治にはかかわり度くないとの傾向もみえており、このことが広い意味での婦人の社会参加は進んでいながら「政治を変える力」にまで発展していません。

9月12日、13日に国立婦人会館で開かれた同盟夏季セミナーでは、婦人の政治参加のあり方、とくに統一地方選に向けての啓発運動が話しあわれ、全国各地の支部の活動が紹介されました。

同盟こそは創立以来、目標としている市民団体であり、目的達成には息の長い運動の継続がまだまだ必要です。

長野県支部連合会では昭和45年以来廃止されている県議選の立会演説会を是非復活して欲しいとの条例制定請願運動を、9月県議会をやまに猛烈に展開しつつあり、社会党中心に県議会も動き出しつつあります。

東京都議選立会演説会条例の制定も、9月29日からの臨時都議会にのぞみ10月4日各党幹事長を歴訪、45年都議会で請願が採択されながら放置されている条例の実現を促進中です。

統一地方選まであと5ケ月、地方自治を私達の手にとり戻すための啓発運動を全国で強力に推進しましょう。

（政啓委員長　紀平悌子）

### 花片

▼秋晴れが菩提心を起し、静寂な九品仏寺へいった。18才で知り合い親しくなり、多くの世話をかけた友人の命日。彼の女は亡夫の墓を建て白い花の咲く木を植えて、足まめに墓詣りをしていたが、同穴の身になって十三年。「実一つ残さで散るや寒椿」といっていたが、彼の女を冠した児童文学賞は残っている。いい仕事をして逝った友よ。思い出の数々よ。祈冥福。▼かつて東京一区の代議士H氏の三回忌を機に出された遺稿や追憶集を友人より拝借。温厚篤実な人柄が滲んでグングン読ませる。なかに兼好法師の「花は盛りのみみるものかわ、散る花も風情、時をすき色あせて花弁の汚く枝にからみつくは醜悪」をひいて、「由来政治家は桂冠の時を誤って、その職に据わろうとするは、この花にも増して憎悪感さえ起る……退き際の鮮かな者が少ない……もっとも出方に当を得ない政治家に退きかたの立派を求めるのは無理……それでは立憲政治の発達はない……と鋭い。総裁選挙の経過を見ていてニヤリとさせられる。▼ソ連中央アジア、シルクロードの旅をした話を某教授から聞いた。どこでも日本人によく似た人だといったら、こっちから行ったんだといわれたという。人類移動の歴史をみれば、元号法制化はせま。▼新内の名三味線の岡本宮染氏の急逝。録音やテープがあるとはいえ、何とも惜しい。寂しい。▼富十郎と勘九郎の達者な踊りと水谷母子の女人哀詞に感嘆。若さだけでない組み合わせに。から子

編集発行人　小池順子　発行所　日本婦人有権者同盟（渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内）　電話（370）2727番　〒151　振替195409

（前ページつづき）

**紀平**　上告中に解散があったらどうなりますか。

**越山**　被告が上告をとり下げれば僕の方も上告をとり下げる。そうすると9月13日の判決が確定するわけです。

**紀平**　そうですか。

**越山**　だけど、それは内容的にはすでに効果のない高裁の判例が残るというだけのことです。

**紀平**　一般の国民は司法がどういう役割を持っているか、法廷がどうあるべきかというような、原則的なことが良く判ってないように思うのです。だから、11日の判決が、いわゆる過疎地の人達への配慮があると言って、支持される面もあるわけですね。その辺が憲法論というものが本当に定着していないというか、或いは、立法府、行政府のあり方がどうあるべきかというようなことが混乱し、曖昧な点があるわけですね。

大学、特に学校教育における政治学科を出た人達に、そのような常識、原則が身についた人が少ないと思いますね。それは政治学の学び方に問題があると思うのです。むしろ、実際の運動の中で勉強していく方が早く判りますね。運動のメリット、意義がその辺にあると思っているのです。

（まとめ　久保田須弥）

☆　☆　☆

**注1 事情判決**

行政訴訟で、ある行政処分が裁判所によって「違法」と判断されると、処分は判決で取り消されるのが原則であるが、この原則を貫くと、かえって公共の福祉に反する結果となることも考えられる。例えば、ダムを建設したあと違法と判断された場合、処分を取り消せばダム設備を撤去しなければならなくなるような例である。

**注2 不可分説**

公選法別表配分規定により、130の選挙区に議員が配分されているが、最大と最小を比較して、憲法違反というほどに不平等なら、他の平均的な処もふくめ、別表配分規定全体が違憲。とする意見。

**注3 可分説**

平均的なところは違憲でない。従って、別表配分規定全部が違憲ではない。とする説。

---

学習会要旨

# 52年度政治資金等について

民主主義をたてなおす市民センター・理想選挙推進市民の会と共催で9月9日、第二回目の月例学習会が開かれました。

「52年の政治資金調査について」近藤千浪氏、「地方の政治資金調査について」高橋統洋氏、「政治資金調査にあたっての感想」谷口輝子氏、「政治資金の問題点」市川房枝氏（講演順）の各氏の講演のあと質疑応答に移り約3時間で閉会しました。

以下要旨を記します。

## ①52年度の政治資金調査について

民主政治をたてなおす
市民センター事務局長
**近藤　千浪　氏**

（9月号同氏の記事と重なるものは省きます。）

52年度の政党及政治資金団体・政治団体で自治省に届出た数は、2040団体（2・3号団体）

| | | |
|---|---|---|
| 総収入 | 52年 | 7394000万 |
| | 51年 | 7002000万 |
| 支出 | 52年 | 7612000万 |
| | 51年 | 6988000万 |

となっている。収入が39億円も増加して、金権選挙といわれた49年の参院選挙時に多額の報告がされたが、それに続く史上第2位の収入となった。

収入の最高は共産党で

| | |
|---|---|
| 52年 | 1884631万 |
| 51年 | 1700726万 |

29%の増となっておりまた、活動費・事業費もトップになっている。

政治資金団体の収入について

国民政治協会の収入の内、自民党への寄付91・6%で自民党の収入の内74・5%を占めている。同協会は殆どが企業からの寄付であり、自民党の財政は企業によって賄われているといってよい。一議員が政治団体の数を増加して1件から150万づつを各団体が受けとったり、150万以上は借入金として受けたり、また議員のパーティー方式は個人の収入となり届出の必要がないので広まっているなど、新法によって新たな抜け穴的な集金が目立っている。

特に政規法の対象となっていない政治家個人の収入が野放しになっているのでチェックする方策が早急に必要と考えられる。

市民センターでは、8月2日市川代表が自治大臣に対し政治資金の実態を判りやすくするための方第8項目の申入書を渡すと同時に、国会図書館に保存して自由に閲覧できるように図書館長に同趣旨を送付した。

## ②地方の政治資金調査について

民主政治をたてなおす
市民センター事務局
**高橋　統洋　氏**

地方の政治資金の調査をする意義は(1)自治省が発表しているのは2・3号団体だけで、1号団体を調査しないと日本の政治資金の総額が出てこない。(2)51年度の政治団体収支報告書の調査は50年度に改正された政規法施行初年度のものであり、地方の政治団体のそれは看過することができなかったのでセンターで調査した。(3)最近の地方政治の状勢から重要なウエイトを占めている地方の政治団体の収支報告書の調査が必要である。

日本全国47都道府県でどのように金を集めているか地図に現した。上位、東京61億、大阪38億、下位島根2億、鳥取2億2000万、6政党の中ではどこも共産がトップとなっている。

△6政党の収入と内訳

共産は中央の収入が159億で事業収入150億（94・2%）地方収入105億、事業収入24億9000万、事業支出26億6000万で1億7000万の赤字である。

自民は中央は政治資金団体からの寄付が非常に多額で事業収入は少ない。党費収入は少額、地方は借入金が多いのが目立つ。

公明の中央は事業収入は多いが地方はゼロで借入金が多い。

社会は本部収入39億、地方22億地方の寄付12億、事業収入1億4000万、政治団体からの寄付は9億となっている。

民社の地方支部は企業からの寄付5400万であるが、労組からも1100万受けとっている。

新自由クは中央収入3億、地方は支部2で神奈川収入247万、埼玉はゼロである。

パーティーなどの収入は共産1000万、自民7億5000万、民社1億500万となっている。

市民センターの目標として(1)政治資金(2)選挙制度(3)理想選挙推進(4)国民と国会のパイプをつなげること、を挙げているが、このような目的に資するため資料を作り情報を広く提供することは必要と考える。

## ③政治資金調査にあたっての感想

民主政治をたてなおす
市民センター事務局
**谷口　輝子　氏**

自治省に行き初めて報告書を見て驚いた。政治団体の数が非常に多く、よく似た名称の団体が並んでいるが、主宰議員はもちろん、会の活動目的さえわからない。自治省は明らかに虚偽の報告とわかる全くズサンなものさえチェックしていない。

また公報は簡単に手に入らないし、各県によって記載方法がまちまちで大変見にくい。一人の議員が後援会を百以上もっている例もある。

パーティー開催は合法であるが、企業がまとめて券を買っているので企業献金の実体は新法になっても変っていない。法の網の目をいかにくぐり抜けるか策を練っている。報告書に現れる数字は実際に動いている金の一部でしかない。政規法をもっと強化すると同時に選挙に金のかからない制度を考えていかなければならない。

## 政治資金の問題点

民主政治をたてなおす
市民センター代表
**市川　房枝　氏**

この問題は昭和32年頃からとり上げてきた。初めは選挙資金も別に報告されていたが、その後政治資金だけが報告され51年度の新法の改正によって政治資金の収支報告の中に選挙関係費の項目が出来た。問題になっている企業からの寄付は禁止して、個人に限るようかねてから主張しているが、政規法の附則第8条でも5年を経過したら個人の拠出を強化する条項を入れる等、更に検討するようにうたっている。新法はすでに2年半を経過しているが政府・政党においても真剣に検討されなければならない問題である。

企業が寄附をする理由は、法人税法上有利（無税）になり、政治上の見返りがあるからでこれを廃止または額を下げるべきである。

・選挙に金がかかる点について西ドイツの政党法は得票数により一人当りの金額を国が出すことになっている。日本で今これを提案するには、政党への信頼がない現状では批判をまねくであろう。

議員の個人の収入・歳費等についても個人の活動費は届出の必要がないので不明な点が多い。政治家個人の政治活動の収支の報告を義務づける法律が必要と考える。

（まとめ　伊藤明子）

---

七婦人団体の動き

# 配偶者の相続分を1/3から1/2へ

## ―その問題点をめぐって―

終戦後、新憲法の施行で大きく変化した社会構造の中で「家制度」もまた大きく変わりました。男女平等を基本原理とする「家制度」の改革は、30年をへた現在、婚姻家族形態（核家族とよばれる）の浸透で崩れ去ったかにみえます。

しかし果して法の上で平等を得ている妻の地位は、実質的にどうなっているのでしょうか。例えば夫婦平等の理念に適合しているかにみえる現行法の別産制の中で、妻の家事労働・内助の功は法的には評価されていない現状があります。

**△七婦人団体の動き**

昭和48年10月・妻の相続について研究会をもっていた七婦人団体の代表が、故我妻栄氏（当時法務省最高顧問）をお訪ねし、妻の相続分を現行の1/3から1/2にひきあげるよう、要望書を手渡しました。

我妻先生は、これを身分法小委員会の審議にかけることを約束して下さり、なお各職種にわけ細かく検討するようつけ加えられました。

50年8月、これに応えるものとして法制審議会民法部会の身分法小委員会から、中間報告が出されました。この委員会で検討された主な項目は次のものです。

第一　相続人・相続分に関するもの
第二　夫婦の財産制に関するもの
第三　寄与分に関するもの

これらは委員会の中で細部にわたり論議されながら、殆んど意見の一致を見ないままの形で公表されました。

これを最近七婦人団体でまた勉強し直し、再び要望書を提出しようとの機運が起っています。

鍜冶良堅弁護士を招き勉強会
中間報告の学習と今後の活動をめぐって　七婦人団体主催
―要旨のみ―

**第一　相続人・相続分に関する審議の内容と問題点**

・妻の（配偶者の）相続分について

A　現行のままでよい、とする意見の中には、我妻説のように夫の給料の半分は妻のものであるから、相続の時も半分は先づ妻がとり、残りを子と現行法通りわければよい、とする意見。然しこれは、判例でも認められていない。

B　立法当時とは家族構成が変化し、子の数が減少し妻の（配偶者）相続分が子一人より少なくなっている。兄弟姉妹の相続分と対比すると低すぎる、と引きあげに賛成する意見。

C　引きあげるのはよいが、細かい規定（婚姻年数・子の数・遺産の額・嫡出子・非嫡出子など）を設けるべきである。又生存配偶者の生活保証の主旨で遺産の一部を先取りさせることも考えられる、とする意見。

D　配偶者の相続分は、夫婦財産制の問題と共に再検討されるべきである、とするもの。

これら小委員会の報告に対し、鍜冶先生のお話しでは、Aの我妻説は角度を変えて詰めると矛盾が生じる。子供との共同相続の場合は、最低1/2、配偶者は確保すべきであろう、という意見が大勢をしめている、とのことでした。

**第二　夫婦財産制に関する審議の内容と問題点**

・別産制（現行法）は、夫婦平等の理念に形式的には適合するようだが、妻の家事労働・内助の功は評価されない。妻に収入がないと妻の実親の扶養ができない、又婚姻中取得した動・不動産はすべて夫のものとなる、等現実には欠陥がでてくる。

・共有制にすべきという意見

夫婦の実質的平等と婚姻共同体の実体を反映させるためにも、婚姻中取得した財産は共有制を採用すべき、という意見。難点もある。

又夫婦の一心同体のどこ迄本物か、との疑問がもたれる、と鍜冶先生はつけ加えられた。

**第三　寄与分に関する審議内容と問題点**

寄与分については、中間報告にすると相続人に限っているが、これは不当である。内縁の妻や、長男の妻や養子など、相続人ではないが特に寄与した者については配慮すべき、という鍜冶先生らの意見が大勢を占めている。

七婦人団体ではこの学習会をもとに、夫々の団体で研究して問題点をつめ、再び法務省に要望書を提出する予定です。

（文責　舘　雅子）

---

# 弁護人ぬき裁判断固廃案へ

9月27日午後6時、日本教育会館において、「弁護人ぬき裁判」法案を廃案にしよう！9・27集会が行われた。

議事は司会弁護士田原俊雄氏、議長団、全司法吉田委員長、自由法曹団菊池弁護士ですすめられ、政党代表社会党稲葉正一氏（衆）共産党橋本敦氏（参）革自連矢崎泰久氏。婦人界から、有権者同盟小池順子会長。法曹界東京弁護士会副会長佐々木秀典氏の各界代表が決意を表明した。

有事立法と弁護人ぬき裁判は人権を弾圧し、国家総動員法―ファッショ化に通じるものであると藤島宇内氏が特別講演をしたあと、法案を廃案にするための宣伝、学習活動、統一請願行動、刑法・少年法改悪に反対及び司法反動化阻止運動をくりひろげようと行動提起が行われた。

最後に決議が読みあげられ、「弁護人ぬき法案は単に弁護人ぬき裁判に留まらず、有事立法、元号法制化と保守反動体制に移行させるための布石であり、民主主義と人権を侵す法案であるから断固廃案にするため決意を固め、ねばり強く闘う」と満場一致廃案に向って一層力強く動き出した。

（稲茂登冴子）

---

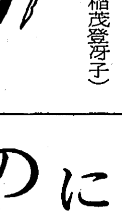

## 婦選会館バザーのお知らせ

日時　11月25、26日
　午前10時～午後4時
場所　婦選会館

お買物にお誘い合わせてどうぞ。また、前日、当日のお手伝いをお願い申し上げます。

酢のものに
ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のもののできあがり。
ミツカン
土佐酢
三杯酢+かつおだし

シャープ、スピード、サービス
タイピスト募集
◆委細面談
◆下記電話までご連絡下さい
森下印刷所
●オフセット印刷 ●美術印刷
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181（日産厚生園正門前）
☎ 0422-48-1611（代）

純植物性原料使用
リサイクル'78
粉せっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、配達料が無料となります。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2－21－11
〒151 ☎03－370－4541

---

学習会要旨

# 韓国・北朝鮮と日本

## 人権問題を中心として（2）

講師（成蹊大学教授）宇野　重昭　氏

# 民衆の抵抗運動を中心に

朝鮮における抵抗運動の中には、基本的な二つの流れがある。

一つは、東学（西洋文化に対応した朝鮮独自の文化をさす）の流れからみられるように、伝統的な思想・宗教意識・価値意識を保ちつづけようとして西洋文明に反発するもので、これは草の根抵抗運動の原点である。いま一つは、義軍（国難に際し民間人が自発的に兵をおこすもの）の伝統で、日韓併合後特にし烈な形で出てくる軍事的行動の背景で、革命的かつ先鋭的に問題提起していくが、結局コミンテルンの指導の誤りや、日本の強烈な支配政策のために、統合には成功しなかった。

**3・1運動（1919年）**

日韓併合後、日本の軍統治に抑圧された民衆が、ロシア革命（1918年）の影響下、様々な経験を経て、徹底した民主主義を展開させるために社会のあらゆる層の指導者を乗り越えて、2千万の全朝鮮人民が実践行動を爆発させていった抗日運動で、同年4月には上海に臨時政府ができた。

**共産主義の誕生と発展**

1919年～1920年にかけて、高麗共産主義（李東輝などの上海でのグループやシベリアのソ連共産党指導グループなど）が台頭していくが、朝鮮では共産主義は終始、連結されぬまま、混乱が続く。その中で社会主義研究サークルのソウル派（上海系）、火曜派（イルクーツク系）、北風派（在日留学生グループ）等が軸になって、運動が展開されていく。

「文治」をかかげて登場した斎藤実総督の統治下では、李光洙（イクワンス）が考えだした日本統治下の自治獲得を目的とする条件闘争が繰りかえされるが民衆がついていかず、コミンテルンの指導を受けて1925年共産党が誕生する。1924年には「朝鮮労働総同盟」が174の団体を含み組織化され、平行して農民運動も進んでいくが、日本への米輸出にともなう農民の階層分化によって土地を奪われた農民が、過剰人口として、日本、満州へ流出し、殊に満州へは多く、それが、共産党に加わる。間島では、25万に達し、義軍の動きかけで独立軍が生れ、日本軍が全滅した例もある。この間、琿春事件が起きる。

1924年4月には火曜派系が中心となり、朝鮮共産党が結成されるがすべてではない。1926年6月1日、共産党の指導下、万歳闘争が起るが、日本警察により火曜派系共産党執行部の殆んどが壊滅という結果になり、北風派の中のML派が民族主義左派と妥協、提携して新幹会をつくる。そのリーダーシップは共産党が持ち、大衆団体として非妥協的に日帝と戦い、活躍。多くの民族指導者を育成する。しかし1928年、第6回コミンテルン大会における朝鮮共産党の解散命令は朝鮮の社会主義者達に壊滅的打撃を与えた。12月テーゼでは党の再建が準備されるが不成功におわる。むしろ12月テーゼの指示通り民衆の中に散って労農大衆運動を行った社会主義者達の努力や直接行動がその時代を支えた。1928年以後は、独立軍の系統が抗日運動を組織化し満州で活躍する。

**パルチザン闘争より終戦前後まで。**

満州が日本の占領下に入ったため義軍運動と日本軍の衝突が恒常化し、パルチザン闘争時代を迎える。義軍系統の金日成（キムイルソン）は、第7回コミンテルン大会以後は、独自にパルチザン闘争を展開、長白山で一挙にその影響力を増す。又、「祖国光復会」を組織し、中共の指導下を離れ、後に朝鮮共産党のリーダーシップをとるきっかけともなる。

1937年～1940年にかけては、日本側の朝鮮総動員計画と抵抗運動が衝突、金日成は、1940年、長期戦のもとに抵抗運動を温存していく。

その他、延安派、上海グループ（金九が中心）、亡命知識人グループ（アメリカでの）李承晩も抗日抵抗の一翼を担っていた。

1943年11月、カイロ宣言により、朝鮮独立だけはあいまいな形であるが、確認される。

1945年8月9日～9月2日までの間に、戦後冷戦体制に移行した米、ソによって南北を分割占領され、いまにいたる。

日本敗戦により反日地下工作をしていた人達が独立運動を再開する。朝鮮共産党の活動に加え、陳紹禹の設立した全国人民委員会などが「社会主義的民族主義」路線をリードしていた。しかし宋鎮禹（ソンジヌ）や、複雑な状況の中に帰国した親米派の李承晩、もと反託派の金九は米国の南朝鮮橋頭堡化を固定し、南北両朝鮮とも混迷の度は増し、悲劇は現在に至る。

（まとめ　八木橋富美枝）

---

# 支部訪問　⑨諏訪

衆院選挙啓発活動（42.1街頭にて）

# 信州人の底力、躍進へ

諏訪市で長野県支部連合会が開かれた9月6日の夜ゆっくりと諏訪支部の歴史について伺うことができました。

湯の街「諏訪」は周囲を山にかこまれ諏訪湖畔に位置し、各戸に温泉の恵が与えられている羨しい環境の街です。此処にも昔「野麦峠」を越えて飛騨から沢山の糸とり娘たちがきて、過酷な労働と最低な待遇のために結核にかかったり、自殺・逃亡・喧嘩など女工哀史として残された悲劇があり、又同盟の活動を必要とするようなドロドロした政治のみにくい闘争があったことに思いをはせました。

昭和26年3月31日に故北原芳子姉が、松本の加藤すず子姉のアドバイスを得て80人位の人に呼びかけ、支部結成にふみきられたのだそうです。当時は婦人会の役員は殆ど入会し、勉強会も毎日続けて行われたそうです。民法の勉強会などは三年も続いて行われ、多数の人が参加したとのことです。

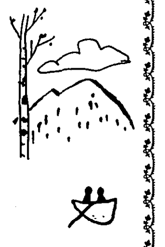

そのためひと頃は、「同盟の北原か」「北原の同盟か」等と噂される程北原さんが先頭にたって皆を動かし、その熱心さと勇気とに驚いたと会員の一人が言われました。今から30年近く前、しかも地方でこのように同盟の運動を貫かれたその背後には、奥様とともに大の市川先生ファンであられた御夫君北原義張氏（医師）の、強力な後押しがあったればこそと会員皆様が口をそろえて言われたことでした。

婦人教育委員・市議会議員を推しだしたこともあり、同盟が推進して市会議員の選挙の際立候補者の連続個人演説会を開催したりしたが、疎開をしていて入会された会員の帰京その他の理由で100人からあった会員がだんだん減り運動も縮少しなければならなくなったそうです。そのころ大事な会の記録も水害のためになくしてしまうという目にもあい、悲しい思い淋しい思いを沢山しましたと話しておられました。

その後北原姉が健康を害され、闘病生活をおくられるようになり、支部活動も以前のように活発にできなくなったけれども、北原姉が病床から心配されてはいろいろと指示をされ、残った会員達で出来るだけの運動を続けたと、雪の日の啓発活動や街頭でのビラまきの思い出など次から次と話されました。北原姉は亡くなられるまで諏訪支部のことを心にかけておられたのだそうです。

姉の御葬儀は同盟葬として支部会員が中心となって行われ、北原さんにふさわしい御葬儀であったことを参列させて頂いた者の一人として思い起こし、此処にもひそんでいた信州人の底力が発揮されたのだったと、あらためて会員お一人お一人のお顔を見なおしたことでした。

現在17名の会員ながら、その日行われた県支部連合会の会場設営、会の運営、進行など当番支部として立派にやってのけられた御様子を拝見して、亡き北原姉の同盟を愛し育ててその運動に生命をかけられた御精神が、支部会員の中に立派に成育している現実に頭の下がる思いでした。会員の多少ではなく、真にやる気のある人達がまとまれば何事もなしとげられるのだとつくづく感じました。県の支部連合会は10支部よりなり、隠然たる勢力をもって力強い運動を展開しておられますので、きっと諏訪支部を助け共に進んでいって下さることを確信し、諏訪支部の新しい飛躍を心から念じました。

（小池　順子）

---

物価を上げるな

# 一般消費税阻止

## 国民大集会

「これ以上の重税はごめんだ」と9月12日、日比谷野外音楽堂に消費者、労働者、中小企業者、農民、巾広く統一をくんだ人びと一万人が集まった。「一般消費税に反対する国民大集会」である。雨のなかを婦人が大ぜい参加し、大衆課税の新設に対する不安と関心の深さを物語っていた。同盟参加。

この日、政府の税制調査会から一般消費税の素案が公表された。これまで、政府が採用しようとしてきたのは、EC型付加価値税だったが、これには反対の声も大きく、今回は日本型「一般消費税」が提案された。

その方式は、売上げ高から仕入れを除いた額に課税する仕組みで、基礎食料品、診療、学校教育、社会福祉事業は非課税とするもの。

産業界でも反対の空気は強いが、私どもがいう反対の理由は、第一に物価高に拍車をかけて不況はもっと深刻となる。第二に大金持ちも貧乏人にも同じ負担がかかり、逆累進性を強めて税制上の不公平をさらに拡げる。第三に中小業者はめんどうな税務事務を強いられ、経営がより苦境にさらされるというものである。くらしに直接響く新税阻止の声を拡げよう。

（本尾　良）

---

韓国訪問記⑤

# 低い女性の地位向上は民主回復から

板門店にて

4月28日（金）午前11時朴大統領の与党である民主共和党を訪問しました。その3日前訪ねた統一社会党とはうって変わった豪勢な構えの事務所では、共和党事務次長鄭炳淳、組織部長金容浩（いずれも男性）、婦人分科委員会委員長李賢淑女史―中央委員会の副委員長で、初代女子国軍大佐として一軍を率いた人、と紹介されました―同副委員長・鄭淑子、維新政友会政策研究室次長・李承福女史らが応待に出てこられました。ここでは、前々日訪ねた国会で女性議員との懇談で十分理解できなかった点を重ねて質問しました。事務次長が主として答弁にあたりましたが、1975年の国際婦人年メキシコ大会以後、家族法改正（1976年）、女性停年の引き上げ（1975年）、消費者保護基本法（1978年）等の、婦人に関係の深い政策が推進されていることを強調しました。しかし、と彼は言葉を継ぎ、「婦人問題は重要ですが、我が国においては男女平等の認識はまだ低く、過去の伝統すなわち男尊女卑の体系が一朝一夕に崩れることはなく、第一の政策は経済発展にあり、婦人の立場は二の次におかれてきました。けれど昔に比べれば婦人の地位が高くなっているし女性も行動的です。」更に彼が続けたことばは、私の胸をぐさりと突き刺しました。「何しろ36年間の外国支配のもと、人間としての権利を持たなかったのですから、ましてや女性は空白状態に置かれたのですよ。」

統一社会党では、現在の韓国の経済利益を日本が収奪しているという厳しい批判を受けましたが、ここでもまた、共和党から日本の圧政に対する辛辣な指摘を受け日本と韓国との歴史が産み出した深いみぞをのぞき込まされるおもいでした。

しかしながら、私共への接待は懇切を極め、豪華な応接間で共和党の政策宣伝映画を観せてくれました。トーキーの音は日本語で、外国の客に対する交流、所得増大の意味だけでなく、精神面での改革が次々うたい上げられます。新しい村づくりには、婦人の力が大きいことも言い添えられました。この宣伝映画の中からはっきり読み取れることは、国を挙げての開発、観光立国政策です。昨年、金正禮委員長訪日の際「キーセン問題をなくすため私達日本の女性に何ができるか」を語り合ったとき、「まず、民主回復が先決です。選挙と政治にまっとうに参加し、政治を変えることをなくして売春問題の解決はありません。日本の友人のおこころは多としますが、もう少し待って下さい。御一緒に声を出す日もあるでしょう。しかし、韓国の女性がまず韓国の問題を考えるべきです」と言われた意味が始めて実感されました。

キーセン観光を軸とする経済政策の批判や反対運動は、つきつめると「政治」を批判することになり、社会安全法をはじめ現体制を維持する治安諸法律で縛られてしまうでしょう。

この日程にも終始、金正禮女史に案内をしていただきましたが、統一社会党、婦人団体ばかりかこの共和党の方々とも旧知の間柄であり、立場は違っても、独立後の韓国の女性運動などを通じ、金女史に深い親愛と尊敬の情を持っていることが感じられるのでありました。このあと板門店見学の機会を得ましたが、韓国の置かれた厳しい外的条件を知ることになります。

（紀平　悌子）

（つづく）

---

# 今ここでこんなことが

## 市長候補予定者に婦人問題を問う

―塩尻市

昭和54年に行われる地方選挙に際し、塩尻市では、4名が立候補するとの話を聞いておりました。ところが8月20日に市長急逝により、10月1日市長選挙がおこなわれることになりました。有権者同盟は、市の婦人6団体に呼びかけ、8月29日立候補予定者4名を市民会館に招き「婦人問題懇談会」という名で、婦人問題に対する考えかたなど直接聞いた上で、日頃の要望をのべて選択の資料にしようとこの会を持ちました。予定の人員をオーバーした150名が集まり、選挙に対する婦人の意識の高まりを強く感じました。

候補予定者も、それぞれ婦人問題に対する考えをのべた後、質問に入りました。婦人が社会参加するうえにおいては、幼児の保育所の新設、老人病院の建設、消費者行政をあつかう窓口の拡大、働らく婦人の家の建設等活発な発言があり大変有意義な会でありました。又候補者にとりまして、婦人問題について認識を深め得るところがあったと思います。

しかし、選挙になりますと、ちまたでは目にあまる事前運動が行なわれているのを見聞きしていますので、4候補予定者に対し「明るく正しい選挙をしてほしい」という要望書を送る予定でおります。又告示後の候補者の立会演説会にも多勢出て各候補者の政見や政策を聞くよう他の6団体にも呼びかけるつもりでおります。

（塩尻支部　岩垂真寿）

## 全委員長を婦人が占める

武蔵野市

武蔵野市市議会は6月の定例議会で6人の婦人議員を全部委員長に決定しました。

総務委員長（畠山よし子・共）文教委員長（斉藤ふさえ・社）国鉄対策特別委員長（永井鎮子・社）廃棄物対策特別委員長（佐田信子・無）都立高校増設特別委員長（池田勝代・無）環境浄化対策特別委員長（宮本かつえ・自）

この思いがけない結果に6人の婦人議員は責任の重大さを思うとともに、婦人委員長としての力量を充分に発揮するよう自重して努力をしなければと話合ったそうです。

婦人年の一つの産物として私共支部では大いに評価し今後の活動を見守っています。

（武蔵野支部　小池順子）

(1) 第33巻12号 （昭和22年8月21日 第三種郵便物認可） （毎月一回1日発行・年間購読料1500円） 昭和53年12月1日発行

# 婦人有権者

THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

## 日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の1部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

# 地方自治を住民の手に

## ―統一地方選をめざして

### 53年度第1回 全国支部長会議

10月24日、全国支部長会議が参議院会館第1・第5会議室で、北海道から広島までの各支部が参加、開催された（出席者72名）。来年の統一選挙、予想される総選挙を前に、この学習と話し合いを、効果あるものとして今後の運動に役立たせてゆきたいと会長の挨拶があり、各支部が同盟の役割の重さと運動の一層の推進を確認し、有意義な一日であった。

稲茂登牙子氏の司会で、札幌支部長岩本睦子氏の開会の辞、小池会長の挨拶、市川房枝名誉会長の挨拶（ひろば参照）があり支部活動の方向づけを示された。又、指名委員長西村好江氏は「会は人によって左右されるのでじっくり考え大役を果たしたい」と決意を述べられた。

**報告** 運動及び組織　紀平悌子

53年度54年度運動目標（29年次総会決定・機関紙5月号参照）にそって運動が行なわれている。

o統一地方選を前に都に立会演説会条例発効申し入れ、公報発行に取り組む。夏期セミナーを行なう。

o参議院地方区定数是正訴訟は12月4日第7回公判。

o弁護人ぬき裁判は廃案に努力中

o国際婦人年東京都行動計画、環境アセスメント条例について申し入れ。

o「配偶者の相続制度」について婦人の立場に立って七婦人団体で研究し申し入れを行う予定。

o核禁止運動に参加広島大会参加（以上6月〜11月機関紙参照）

組織について53年度は500人会員増加を目指している（52年度末現勢会費納入者2500人）新支部結成なし、賛助員やや増加。

53年度会計中間報告　杉山利子

会費納入中間状況　富田正江

**学習会**　司会　紀平悌子

統一地方選挙、予想される衆議院議員選挙啓発運動について

講演及び助言

東京都選挙管理委員会 第一課主査　成田忠義氏

来年の統一地方選挙の日程が、都道府県知事・議会議員4月8日 区市町村長・議会議員 4月22日と決った。

選挙運動の期間は公選法129条で立候補届出の日から選挙期日の前日までと決められている。

選挙運動とはなにか、52年2月24日の最高裁の判決は「公選法における選挙運動とは特定の公職の選挙につき特定の候補者又は立候補予定者に当選を得させるため投票を得、もしくは得させる目的をもって直接又は間接に必要かつ有利な周旋・勧誘又はその他諸般の行為をすることをいうものであると解すべきである」としている。これは昭和23年1月24日の大審院の判決の見解を一貫してとっている。

公選法の逐条解説によると選挙運動と政治活動は明確に一線を画しているが現場での判断は難しい。ポスターの違反についても一般人の常識と法律にはズレがあって選管としては憲法の「表現の自由」も考慮し法律を慎重に適用しなければならない。国民の批判と法律の考え方のズレを埋める役割を同盟が運動の中で展開して頂きたい。

質疑応答（要約）　成田忠義氏

東京都選挙管理委員会 第二課普及係長中村欣三氏

問　公選法153条（立会演説会の開催）3項（事情の許す限り回数多く開催）削除の経緯。答　衆参両院の決議で削除、従前の⅓程度に減る。

問　事前運動の期間。答　期間はない。選管は常時啓発を義務づけられている（公選法6条）

問　寄付の禁止について。答　公選法（199条2項）で自分の選挙区内において禁止。罰則は社交一般の程度を越えた時適用される。

（瀬下羔子）

◈ ◈

午後にはいって、各分散会は、次のテーマで討議をすすめた。

(1)国際婦人年国内行動計画の推進
(2)統一地方選挙、予想される衆議院議員選挙
(3)有権者同盟会員としての基本姿勢
(4)組織拡大及び運営について
(5)各支部提起の問題について
　板橋支部　支部長、書記、会計の役割りの確認
　郡山支部　市条例改正運動
　静岡支部　直属会員の問題

**第一分散会**　出席者23名
助言者　小池順子
司会者　原輝恵

(1)について。札幌支部は52年12月婦人の参加状況など実態調査した資料を添付し要望書を提出。策定させたが議会にかかっていないので婦人八団体で運動している。松本支部は同盟だけで市長に要請し、52年度より相当大幅な婦人委員等の増加がされた。婦人の質についての疑問が出され、ふさわしくない人を批判する事の助言があった。

(2)について。塩尻では立会演説会復活の署名運動の発言（機関紙11月号掲載）。無駄のない署名のとり方の助言があり、仙台支部は有事立法学習会の計画に会場が借りられない実情、各支部から啓発運動のむずかしさが話された。選管の啓発運動、明正推進委員の問題でもあり、酒田支部は推協のメンバーの調査をし、同盟も2名加わり新しく発足することになったとの発言は力づよい。繰り返し具体的に、勇気をもってとり組んではしいとの助言がされた。

(5)郡山支部　市条例改正運動

大選挙区を要望して52年7月、議会に請願書を出したが否決された。署名運動をするが郡山には婦人団体の協議会がない。同盟の友好婦人団体に呼びかけ市民運動にするよう助言された。

(3)、(4)は紙面の都合で削除。（久保田須弥）

**第二分散会**　出席者22名
助言者　松浦三知子
司会者　稲茂登牙子

(1)について。須賀川支部から選挙に婦人を推した経験から働きかけの時期を選ぶことが必要と発言あり、続いて婦人を政策決定の場に送るために板橋支部から審議会並びに委員会を調べ有能な婦人をリストアップして提出すること、各支部で政治教育のプログラムを体系化するという意見があった。国内行動計画を各支部で達成するために、自治体に婦人問題会議の窓口を設けさせるよう司会者の提言があった。

(2)立会演説会条例制定請願運動について丸子支部から自民・民社に否決されるまでの報告があった。公報発行を来年の統一選挙を目指して取り組んでいる大田支部、既に議会を通った中野支部からは選管に詳しく要望の理由を述べ反対の政党の説得を始め議会筋に何度か折衝したと発言があった。助言者から公報発行に是非取り組むよう要請があった。

(3)について、選挙時には〈特定候補者の推薦応援及び役員、中央委員、支部長の立候補に関する細則〉をわきまえるよう助言があった。

(5)板橋支部提起について、民主的に運営するため役割を明確にする。本部の指示をどう処理しているか。支部会計会議を開いたらどうか等意見が出た。（瀬下羔子）

**第三分散会**　出席者23名
助言者　紀平悌子
司会者　伊藤智恵子

(1)について。東京都婦人問題会議で知事に答申した行動計画は大変立派なもので、有識者、民主婦人団体等から適切な委員が出て憲法の精神を基本に、全く婦人の立場から作られた。地方で行動計画推進の時は参考にしてほしいと助言。

各地方出席者からの現状については行政指導型の人、未組織の人が企画に参加するなど不適切な事が多いとの報告があった。よい例は神奈川県で多くの婦人団体が連帯で学習会を結成し、県行政を動かしつつある。また武蔵野市では6名の婦人議員が選管・教育委員などの長になった発表もされた。

(2)について、地方選挙での公報発行については、武蔵野市で34年に請願、採択され以後ずっと発行している。東京都下の市はすべて発行。印刷屋は予約すれば出来る。配布も方法はある。要は行政側の姿勢を変えさせる事である。

(3)について、婦人の議員を出す運動をして推進、応援するといいながら、選挙運動は規約上出来ない点は矛盾ではないかとの意見あり。規約では、支部長は個人でも出来ない。支部長以外は誤解をまねくので役職を辞めて運動してほしい。支部のある所の直属会員問題については、支部に所属するのがきまりである。なお、名古屋の直属の方は支部に戻られた旨報告あり。

（伊藤 明子）

### 全体会

第一分散会・原輝恵、第二分散会・笠原美弥、第三分散会・伊藤明子の各氏から報告がされた。（詳細は各分散会のまとめ参照）

議長から、分散会で充分な討議がされたと思う。来年の統一地方選は同盟の取り組むべき問題であり、今日の分散会での討議を土台にして運動にとり組んでほしい。婦人年の行動計画推進は、各支部で運動を続け、1980年の中間報告の大会に立派な報告がされるよう運動の成果を楽しみにしている。組織拡大については、会員が増えない悩みが続くが会員増に協力をお願いしたいとまとめがあった。決議・申し合わせ、酒田支部佐藤さかえ氏・塩尻支部岩垂真寿氏。郡山支部石原幸氏の閉会の辞で4時15分終了。（久保田須弥）

## 決議

地方自治法が施行されて三十年を経ましたが、地方自治の実態は立法の精神に反し、中央集権へ逆流の方向にあります。このような状態の下で来春には約半数の首長、議会議員の改選が予定される統一地方選挙が行われます。

私たち有権者は高度経済成長から低成長期にかけて、住民不在の政治から生活を守るために、市民運動のきびしい体験をもちました。市民意識はまさに成熟したとも言われますが、これらの運動を政策決定へ結びつける鍵である選挙に充分生かしているとはいえません。

来るべき統一地方選挙には成長した市民意識のもと公正な投票行動を行ない地方自治の回復をめざす決意をいたします。

記

一、選挙が公正に行なわれるよう従前より各支部で行われた公報発行、立会演説会条例制定運動を強力に行ない、その実現を期すとともに、盛んに行なわれている事前運動の監視、摘発を行ないます。

一、地方議会は婦人の参加を最も必要とする政策決定の場であり、婦人の政治参加の緒口であります。一人でも多くの有能な婦人を見出し、理想選挙で、おし出す努力をします。

昭和五十三年十月二十四日
昭和53年度第1回全国支部長会議

## 組織財政確立のための申合せ

私共は第二十九年次総会において、同盟結成の原点にかえり本同盟目標達成の基礎である組織・財政確立のための左の誓いをおこないました。統一地方選挙を半年後に控えたこの全国支部長会議において、再びこれを確認し、その実現に努力しましょう。

記

一、本部、支部ともに運動のあり方の再検討を真剣におこなう。

二、本部、支部及び会員同志の連帯を密にし、相互啓発をおこなう。

三、会員の相互学習の機会を増やし、政治意識を高める。

四、同盟将来の展望に立ち、新しい会員、若い会員の参加を積極的にすすめ、活動家を育てる。

五、支部においては、自治体の政治改革運動、消費者運動等を通じ、地域の婦人との連帯を深める。

昭和五十三年十月二十四日
昭和53年度第1回全国支部長会議

## 自民党総裁選挙に際し明るく正しい選挙推進を望む

党選挙管理委員会は明るく正しい選挙を推進することを要望します。総裁選は政党の金権体質改革をめざし、さらに、これは党内の選挙にとどまらず総理大臣えらびとなるものから、国民は関心をもって見守っています。しかし、派閥次元の多数派工作、買収等の違反の横行が伝えられています。政府与党として責任を問われる行為です。

（要約）

総裁選挙管理委員会
委員長　福田　一様

☆ ☆ ☆

自民党総裁選告示日の11月1日、小池会長以下4名は、自民党本部に選挙管理委員長福田一氏を訪れ右の要望をしました。

## ひろば

### 全国支部長会議を終えて

中国と平和友好条約の批准書が交換され、鄧小平副主席と天皇との午さん会、福田首相との主脳会談等の記事や写真が新聞の一面を飾った10月24日、私共は53年度全国支部長会議を開催し来年の統一地方選挙にむけての学習と話しあいをしました。

席上、市川名誉会長のご挨拶の中によきご示唆を頂き、支部長だけでなく会員皆がこの際、しっかりと身に体して来年の選挙に立ち向かうべきと思い先生のお話のあらましをお伝えいたします。

名誉会長はまず、支部には支部長と中央委員とがおられるが、支部長は支部に対しての責任をもち、中央委員は全国的な役員として本部に属するものである。どちらがえらいとか、上とか下とかいうものではなく、それぞれの役目はちがっても支部にあってはお互いに助け合い協力しあって支部運営を円滑に行っていかなければならない。が第三者がみて「中央委員」という肩書きがあったり「支部長」という肩書きがあったりしてまぎらわしいこともあるので、支部所在地で何かをする場合にはなるべく「中央委員」の肩書きは使わないよう心がけた方がよいと思うと話され、次に支部のやることとして、支部は所在地自治体の政治と取り組み、運動することが第一の目的で、全国的な問題は勉強することはよいが個々には取り組まず、意見を本部へ出し本部がこれをとりまとめて運動すべきであるとのべられ、ついで、政治をよくする一番の近道は議会に入ることであるとも言われました。その意味で来年の統一地方選挙には是非婦人議員を推しだしてほしい。その場合、婦人であれば誰でもよいというのではなく、慎重に人選しよい人を推しださねばならないので無理をしてはいけない。選挙に対する同盟の基本姿勢は規約三条と細則にはっきりと示されているのでよく理解した上で行動してほしいとお話下さいました。

かぎられた紙面で充分に先生のお言葉をお伝えできませんが以上の御忠告をよくかみしめ、選挙の時こそ同盟本来の目的を具体的に推進運動すべきであることを改めて認識し力強く運動を展開していきましょう。地方自治の危機といわれながら、一方では政治面でも経済面でも地域を中心としなければならぬことが改めて注目されだしたことからも、来年の統一地方選挙は地方自治を住民の手にとり返す唯一の機会です。がんばりましょう。

会長　小池順子

## 花片

▼去年の初冬、黄色い実二つの柚子の鉢植を買って、たのしみ、今年は五つ実をつけてくれた。冬至にはこれで柚子湯をたてて、一陽来復をと思っている。

▼七五三の祝着姿をみて、自分、娘たち、孫たちのときと、そして忘れられない一人の母親の気持ちを思い出すのであった。東京下町の大空襲の時、親子三人で焼死してしまった友達、私にとって大切なこの亡友は、七五三なんて親の見栄よといっていたが、子持ちになって、あれは間違いだった。取り消すわと、わざわざことわりにきた。子育ての苦労のときこそ、着飾らせたいという哀れともいうべき女親ごころ。

▼この小文が読まれる頃には、凡て落着していて、旧聞もいいところになるが、いま聞いたり、読んだり、テレビでみるところの総裁選挙。何とも空しい気になる。ただ成りゆきをジッと見ていなければならない、もどかしさ。つまらなさ。次回の総選挙の自民党に代る政治勢力をかためるいい啓発資料ではあるが、喉元すぎれば熱さ忘れる有権者の傾向が頼りない。

▼友人の日本画展をみて、才能ある人の生きように打たれながら、ブラブラ銀座まで歩き、疲れて若松で栗ぜんざいを食べた。栗と餡の味加減が、とてもよくて嬉しく、そしても一度食べたいと、誠にかわいい願望をもった。構造改革、意識変革だのは、なかなか叶わないので、望みが小さくなる。

▼乗り合わせたタクシーの運転手が九州男子で、祖父の死に目に合えなかった繰り言を話し、お年よりをのせると、落ちついて和らいだ気持ちになるといわれて、年よりの存在を認められたようで、嬉しくなったとは、いい気なもの。

▼画文草木帖（鶴田知也氏）は、「野草、雑草、名もなき草 ― 名を知らない草、枯草に独特の美」があるというのだが、その画文の根底にある物の見方、考え方が、殊にいい。

▼今年も終り月。「古筆を洗いて御用納めかな 瓜青」「せわしくも暮れゆく老いの短き日 虚子」

（から子）

編集発行人　小池順子　発行所　日本婦人有権者同盟（渋谷区代々木2−21−11 婦選会館内）　電話（370）2727番　〒151　振替195409

---

## 教育を考える ⑩

### 〝青少年育成〟という陥し穴

この夏の日教組主催「母と女教師の会」全国集会で、過疎地の親、先生から〈母親の蒸発〉と、〈過疎地に流入したポルノ販売機〉の問題が出された。

不況で、男たちが出稼ぎの仕事を失ない農村へ帰ってくる。仕方なく女たちが、水商売に出かける。村の農業だけでは到底たべてゆけぬから、近くの町の歓楽街に働きに出てそのまま行方知れずになってしまう母親がふえている。残されるのは老人と父親と子どもたち。まだしも、母親が支える家庭には貧しくてもぬくもりがあった。そのぬくもりが子どもをすくっていたのですが、と先生たちはしきりに嘆いていた。

ポルノ販売機は、いま過疎地の国道、県道沿いに、次つぎと姿をあらわしているという。都会地から、熱心な市民運動やPTA連合会、地域婦人会の働きによって追い出されたポルノは、そのまま地方のガソリンスタンド、モーテル、ドライブ・イン周辺に、再生したのである。やがて、そこが暴走族のたまり場となる。都市の浄化運動は、地方の非行を生みだす結果となりはててしまったというわけだ。

〝ゴミ〟は、わが子のいない場所へ、さっさと掃き捨てられたに過ぎない。これが、真に子どもを育てることになり得るのだろうか、と、私は思った。

〝教育〟は、いつも欠落している。

ポルノを、わが子の目の届かぬところに置いてみても、これは、〝教育〟にはなるまい。環境浄化は、一面では、この上ない過保護の行為といえるのではないか。ポルノ追放に必死のあまり、ポルノを悪と判断し得るための教育、女を、性の愛玩物としてもてあそぶ感覚にはっきり拒否を示し得る教育、人間の平等や、性の自立を教えることがすっぽりぬけおちてしまっる。ていては、どうしようもない片手落ちという他ない。

このポルノ追放運動に乗じて、各地で青少年保護育成条例が制定されつつある。取り締まりに警察がのり出して、悪の基準を定めることにもきわめて熱心という事例が、各地にみられる。青少年育成という大義名分がおそろしい。

警察権力による出版物取締まりが、いつ、言論思想の自由弾圧に方向を変えぬとも限らないからである。この条例作りに、市民たちは、はじめ何の危惧もなく、ひたすら子どものためを思ってかかわったのかもしれないが、しかし結果としては、保守県政の目玉にも似た不気味な存在になりかけている。

右傾化が、少しずつ私たちの足許を、一見革新風のよそおいで浸蝕しつつあることに、はっきり気づかねばならない。

若い母親たちの蒸発は、島根でも岡山でも秋田でも、その事例をきいた。不況が根にあることもわかる。父親の蒸発は当たり前で、母親の蒸発は不当に世にさわがれるのがおかしいとする論理も、もちろんわかる。しかし、いのちを分けて子を生みだす母親が、子育てを放棄しつつある現実は、やはりわが身に、母親自身、女自身の荒廃として受けとめざるを得ない。

この若い母親たちを育てた、現在五、六〇歳代の年輩の女たちが、どのような生の軌跡を娘たちに示してきたか。

女自身の生き方にも最近顕著に右傾化があらわれてきていることを感じて、自らをしきりにふりかえる日々である。

（永畑　道子）

## せっけん・質問コーナー

リサイクル'78粉せっけんをひろめる運動をはじめて5ケ月、その間に会員の皆様から質問が寄せられていますので、9月5日、ボーソー油脂の技術担当者を迎えて、質問に答えていただきました。

**質問1**　赤ちゃんのヨダレかけを洗ったら、あとが赤くシミになって残りました。なぜでしょう。

**答**　現物を検査するのは困難です。一般的な例としては、食物中のアスコルビン酸が酸化してデシドロアスコルビン酸になり、アミノ酸塩、アンモニウム塩等が太陽光線の影響を受けて紅変することがあります。

**質問2**　ある勉強会で「粉石けんを使用したら排水溝がつまってしまって困り、合成洗剤に戻った」という発言がありました。どう説明したらよいでしょうか。

**答**　排水溝がつまったという苦情がたまにあるが、つまった物を分析してみると、水分、タンパク質を含めた有機物、その中に油脂も含まれていました。その油脂の成分を分析すると固体脂肪酸（ステアリン酸）が多量に検出されました。これは動物系油脂（化粧石けん等）と考えられる。

また下水溝の構造にも大いに問題があります。

**質問3**　台所用には使えませんか。

**答**　台所用石けんが発売されましたのでご利用下さい。

1ケース24本入5040円、小売値は1本220円です。

**質問4**　家庭用品品質表示法による粉石けんの表示とは。

**答**　昭和52年4月1日から石けんも表示の対象となりました。

| 石けん | | |
|---|---|---|
| 洗たく用石けん | 洗たく用複合石けん | 石けん系洗たく剤 |
| 純石けん分50%以上でかつ純石けん分以外の界面活性剤が3%未満 | 界面活性剤が50%以上で界面活性剤の半分以上が純石けん分 | 界面活性剤が50%以下で界面活性剤の半分以上が純石けん分 |

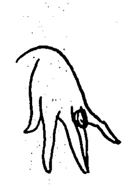

（文責　原輝恵）

## 運動日誌（7/8〜8/30）

7/8 ・市民センターと共催で日韓大陸棚学習会
7/10 ・売春問題ととりくむ会
・婦人の翼帰国
7/11 ・司法幹事会
・役員委員長部長会議
・不用品交換会実行委員会
7/12 ・国際連絡委員会
7/13 ・七婦人学習会
7/14 ・政啓委員会
・環境アセスメント申し入れ文まとめの会
・婦人の翼報告会
7/15 ・生活情報運営委員会
・財政相談会
7/17 ・「国会とは」学習会
講師　宮下忠安氏
・出版部会
7/18 ・事務局会議
・都行動計画学習会
7/19 ・国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会
・都環境週間実行委員会
・役員会
・夏期セミナー委員会
7/20 ・機関紙初校
・都連
・53年度第1回消費者団体情報交流会議
7/21 ・不用品交換会
・経企庁消費者問題懇談会
7/22 ・国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会
・NGO総会
・不用品交換会精算日
7/24 ・都選管をまねいて学習会
講師　宮崎和昭氏
・中国代表団歓迎委員会
7/25 ・機関紙再校
7/26 ・少年法幹事会
・石けん会議
7/27 ・都環境アセスメントで申し入れ
・国際連絡委員会
7/28 ・第10回遺伝毒性勉強会
・機関紙発送
・組織部会
7/31 ・東京都消費者週間実行委員会
8/3 ・環境アセスメント条例で都議会各党へ申し入れ
8/4 ・機関紙整理会
8/7 ・都消費者週間打ち合せ会
・組織部で支部便り作り
8/11 ・遺伝毒性勉強会打ち合せの会
・財政相談会
8/12 ・夏期セミナー相談会
8/17 ・国民生活センターとの懇談会
8/22 ・夏期セミナー準備会
・石けん会議
8/23 ・司法幹事会
・機関紙初校
8/24 ・看護職員条約批准で陳情
8/25 ・政啓委員会
・夏期セミナー分科会の打ち合せ
8/26 ・中国婦人代表団歓迎委員会結成式
8/29 ・国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会で年金学習会
・機関紙再校
8/30 一般消費税に反対する国民大集会準備会

有機自然農法
お茶の名門　（鳥）豊翠園
伊勢のわたらいの山奥で
自然に育てられたお茶の心を
皆様にお届け申し上げます。
三重県度会郡度会町平生
㈲豊翠園

専修学校
津田スクール オヴ ビズネス
高卒程度：共学2年制・入試あり　願書受付2月1日より

英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会　英文タイプ科
懇切指導
小・中・高・大学生・一般社会人・主婦
どなたでも入会できます。
1期3ヵ月………年4期(4・7・10・1月)
申　込………毎期1ヵ月前より受付開始
申込順定員〆切
国電　千駄ケ谷駅前　TEL (402) 7331
財団法人　津田塾会経営

ガス坊やの安全コーナー
つけたら
回そう
換気扇
東京ガス

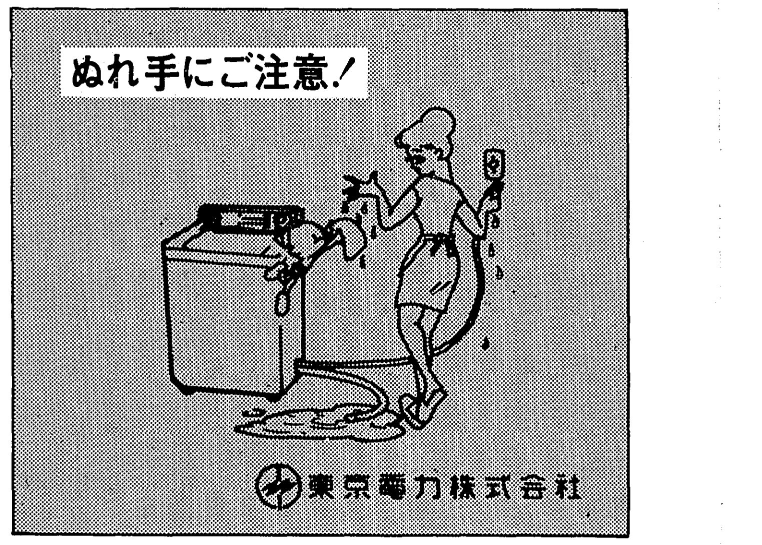
ぬれ手にご注意！
東京電力株式会社

化学繊維
相談室
—ゆたかな暮らしのための—

私たちは、毎日の暮らしに、便利なもの、快適なものを望んでいます。こうした望みを果たしてくれているもののひとつに化学繊維があります。

しかしその化学繊維も、どんなものなのか、どのように使ったらよいのかを知らないばっかりに、大きな損をしていないでしょうか。

日進月歩の繊維といわれる化学繊維を正しく扱い、皆さまの衣生活を豊かなものとしていただくために〝化学繊維相談室〟では

☆化学繊維の性質、取扱いなどについての質問にお答えしています。
☆講習会、研究会に講師を派遣いたします。
☆化学繊維に関する各種の映画フィルムの貸出しをいたします。
☆化学繊維、性能、取扱い生産、貿易、消費などの資料を提供します。
☆化学繊維製品についての苦情を受けつけております。

その他、化学繊維製品について、お知りになりたいこと、疑問の点など、皆さまの相談役をお引受けいたしております。

どうぞご利用下さい

日本化学繊維協会
化学繊維相談室
東京都中央区日本橋室町三ノ三　三井別館　電話（二四一）二三一一
大阪市東区瓦町五ノ三九　化繊会館　電話（二三一）六七八一

Published by the League of Women Voters of Japan No.21, 2Chome Yoyogi Shibuya-ku Tokyo Japan

## 教育を考える

### "青少年育成"という陥し穴 ⑩

この夏の日教組主催「母と女教師の会」全国集会で、過疎地の親、先生から〈母親の蒸発〉と、〈過疎地に流入したポルノ販売機〉の問題が出された。

不況で、男たちが出稼ぎの仕事を失ない農村へ帰ってくる。仕方なく女たちが、水商売に出かける。村の農業だけでは到底たべてゆけぬから、近くの町の歓楽街に働きに出てそのまま行方知れずになってしまう母親がふえている。残されるのは老人と父親と子どもたち。まだしも、母親が支える家庭には貧しくてもぬくもりがあった。そのぬくもりが子どもをすくっていたのですが、と先生たちはしきりに嘆いていた。

ポルノ販売機は、いま過疎地の国道、県道沿いに、次つぎと姿をあらわしているという。都会地から、熱心な市民運動やPTA連合会、地域婦人会の働きによって追い出されたポルノは、そのまま地方のガソリンスタンド、モーテル、ドライブ・イン周辺に、再生したのである。やがて、そこが暴走族のたまり場となる。都市の浄化運動は、地方の非行を生みだす結果となりはててしまったというわけだ。

"ゴミ"は、わが子のいない場所へ、さっさと掃き捨てられたに過ぎない。これが、真に子どもを育てることになり得るのだろうか、と、私は思った。

"教育"は、いつも欠落している。

ポルノを、わが子の目の届かぬところに置いてみても、これは、"教育"にはなるまい。環境浄化は、一面では、この上ない過保護の行為といえるのではないか。ポルノ追放に必死のあまり、ポルノを悪と判断し得るための教育、女を、性の愛玩物としてもてあそぶ感覚にはっきり拒否を示し得る教育、人間の平等や、性の自立を教えることがすっぽりぬけおちてしまっていては、どうしようもない片手落ちという他ない。

このポルノ追放運動に乗じて、各地で青少年保護育成条例が制定されつつある。取り締まりに警察がのり出して、悪の基準を定めることにもきわめて熱心という事例が、各地にみられる。青少年育成という大義名分がおそろしい。

警察権力による出版物取締まりが、いつ、言論思想の自由弾圧に方向を変えぬとも限らないからである。この条例作りに、市民たちは、はじめ何の危惧もなく、ひたすら子どものためを思ってかかわったのかもしれないが、しかし結果としては、保守県政の目玉にも似た不気味な存在になりかけている。

右傾化が、少しずつ私たちの足許を、一見革新風のよそおいで浸蝕しつつあることに、はっきり気づかねばならない。

若い母親たちの蒸発は、島根でも岡山でも秋田でも、その事例をきいた。不況が根にあることもわかる。父親の蒸発は当たり前で、母親の蒸発は不当に世にさわがれるのがおかしいとする論理も、もちろんわかる。しかし、いのちを分けて子を生みだす母親が、子育てを放棄しつつある現実は、やはりわが身に、母親自身、女自身の荒廃として受けとめざるを得ない。

この若い母親たちを育てた、現在五、六〇歳代の年齢の女たちが、どのような生の軌跡を娘たちに示してきたか。

女自身の生き方にも最近顕著に右傾化があらわれてきていることを感じて、自らをしきりにふりかえる日々である。

（永畑　道子）

## せっけん・質問コーナー

リサイクル'78粉せっけんをひろめる運動をはじめて5ケ月、その間に会員の皆様から質問が寄せられていますので、9月5日、ボーソー油脂の技術担当者を迎えて、質問に答えていただきました。

**質問1**　赤ちゃんのヨダレかけを洗ったら、あとが赤くシミになって残りました。なぜでしょう。

**答**　現物を検査するのは困難です。一般的な例としては、食物中のアスコルビン酸が酸化してデシドロアスコルビン酸になり、アミノ酸塩、アンモニウム塩等が太陽光線の影響を受けて紅変することがあります。

**質問2**　ある勉強会で「粉石けんを使用したら排水溝がつまってしまって困り、合成洗剤に戻った」という発言がありました。どう説明したらよいでしょうか。

**答**　排水溝がつまったという苦情がたまにあるが、つまった物を分析してみると、水分、タンパク質を含めた有機物、その中に油脂も含まれていました。その油脂の成分を分析すると固体脂肪酸素（ステアリン酸）が多量に検出されました。これは動物系油脂（化粧石けん等）と考えられる。

また下水溝の構造にも大いに問題があります。

**質問3**　台所用には使えませんか。

**答**　台所用石けんが発売されましたのでご利用下さい。

1ケース24本入5040円、小売値は1本220円です。

**質問4**　家庭用品品質表示法による粉石けんの表示とは。

**答**　昭和52年4月1日から石けんも表示の対象となりました。

| 石けん | | |
|---|---|---|
| 洗たく用石けん | 洗たく用複合石けん | 石けん系洗たく剤 |
| 純石けん分50%以上でかつ純石けん分以外の界面活性剤が3%未満 | 界面活性剤が50%以上で界面活性剤の半分以上が純石けん分 | 界面活性剤が50%以下で界面活性剤の半分以上が純石けん分 |

（文責　原輝恵）

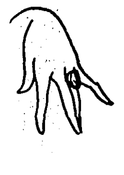

## 運動日誌（7/8～8/30）

7/8・市民センターと共催で日韓大陸棚学習会
7/10・売春問題ととりくむ会
・婦人の翼帰国
7/11・司法幹事会
・役員委員長部長会議
・不用品交換会実行委員会
7/12・国際連絡委員会
7/13・七婦人学習会
7/14・政啓委員会
・環境アセスメント申し入れ文まとめの会
・婦人の翼報告会
7/15・生活情報運営委員会
・財政相談会
7/17・「国会とは」学習会
講師　宮下忠安氏
・出版部会
7/18・事務局会議
・都行動計画学習会
7/19・国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会
・都環境週間実行委員会
・役員会
・夏期セミナー委員会
7/20・機関紙初校
・都連
・53年度第1回消費者団体情報交流会議
7/21・不用品交換会
・経企庁消費者問題懇談会
7/22・国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会
・NGO総会
・不用品交換会精算日
7/24・都選管をまねいて学習会
講師　宮崎和昭氏
・中国代表団歓迎委員会
7/25・機関紙再校
7/26・少年法幹事会
・石けん会議
7/27・都環境アセスメントで申し入れ
・国際連絡委員会
7/28・第10回遺伝毒性勉強会
・機関紙発送
・組織部会
7/31・東京都消費者週間実行委
8/3・環境アセスメント条例で都議会各党へ申し入れ
8/4・機関紙整理会
8/7・都消費者週間打ち合せ会
・組織部で支部便り作り
8/11・遺伝毒性勉強会打ち合せの会
・財政相談会
8/12・夏期セミナー相談会
8/17・国民生活センターとの懇談会
8/22・夏期セミナー準備会
・石けん会議
8/23・司法幹事会
・機関紙初校
8/24・看護職員条約批准で陳情
8/25・政啓委員会
・夏期セミナー分科会の打ち合せ
8/26・中国婦人代表団歓迎委員会結成式
8/29・国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会
・機関紙再校
8/30　一般消費税に反対する国民大集会準備会

有機自然農法
お茶の名門 ㊂豊翠園
伊勢のわたらいの山奥で
自然に育てられたお茶の心を
皆様にお届け申し上げます。
三重県度会郡度会町平生
㈲豊翠園

専修学校
津田スクール オヴ ビズネス
高卒程度：共学2年制・入試あり 願書受付2月1日より

英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会　英文タイプ科
懇切指導
小・中・高・大学生・一般社会人・主婦
どなたでも入会できます。
1期3ヵ月………年4期（4・7・10・1月）
申　込………毎期1ヵ月前より受付開始
申込順定員〆切
国電　千駄ケ谷駅前　TEL（402）7331
財団法人　津田塾会経営

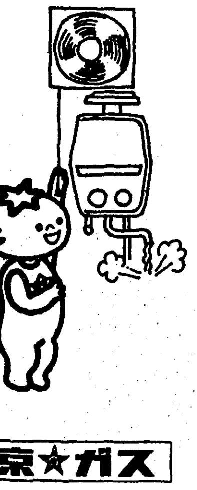

化学繊維
相談室
—ゆたかな暮らしのための—

私たちは、毎日の暮らしに、便利なもの、快適なものを望んでいます。こうした望みを果たしてくれているもののひとつに化学繊維があります。

しかしその化学繊維も、どんなものなのか、どのように使ったらよいのかを知らないばかりに、大きな損をしていないでしょうか。

日進月歩の繊維といわれる化学繊維を正しく扱い、皆さまの衣生活を豊かなものとしていただくために"化学繊維相談室"では

☆化学繊維の性質、取扱いなどについての質問にお答えしています。
☆講習会、研究会に講師を派遣いたします。
☆化学繊維に関する各種の映画フィルムの貸出しをいたします。
☆化学繊維、性能、取扱い生産、貿易、消費などの資料を提供します。
☆化学繊維製品についての苦情を受けつけております。

その他、化学繊維製品について、お知りになりたいこと、疑問の点など、皆さまの相談役をお引受けいたしております。

どうぞご利用下さい

日本化学繊維協会
化学繊維相談室
東京都中央区日本橋室町三ノ三　三井別館
電話　（二四一）二三二一
大阪市東区瓦町五ノ三九　化繊会館
電話　（二三二）六七八一

Published by the League of Women Voters of Japan No.21, 2Chome Yoyogi Shibuya-ku Tokyo Japan

---

# 婦人有権者

THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

## 日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主議を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の1部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

# 地方自治を住民の手に

## 統一地方選をめざして

### 53年度第1回 全国支部長会議

10月24日、全国支部長会議が参議院会館第1・第5会議室で、北海道から広島までの各支部が参加、開催された（出席者72名）。来年の統一選挙、予想される総選挙を前に、この学習と話し合いを、効果あるものとして今後の運動に役立たせてゆきたいと会長の挨拶があり、各支部が同盟の役割の重さと運動の一層の推進を確認し、有意義な一日であった。

稲茂登冴子氏の司会で、札幌支部長岩本睦子氏の開会の辞、小池会長の挨拶、市川房枝名誉会長の挨拶（ひろば参照）があり支部活動の方向づけを示された。又、指名委員長西村好江氏は「会は人によって左右されるのでじっくり考え大役を果たしたい」と決意を述べられた。

**報告**　運動及び組織　紀平悌子

53年度54年度運動目標（29年次総会決定・機関紙5月号参照）にそって運動が行なわれている。

o統一地方選を前に都に立会演説会条例発効申し入れ、公報発行に取り組む。夏期セミナーを行なう。

o参議院地方区定数是正訴訟は12月4日第7回公判。

o弁護人ぬき裁判は廃案に努力中

o国際婦人年東京都行動計画、環境アセスメント条例について申し入れ。

o「配偶者の相続制度」について婦人の立場に立って七婦人団体で研究し申し入れを行う予定。

o核禁止運動に参加広島大会参加

（以上6月～11月機関紙参照）

組織について53年度は500人会員増加を目指している（52年度末現勢会費納入者2500人）新支部結成なし、賛助員やや増加。

53年度会計中間報告　杉山利子

会費納入中間状況　富田正江

**学習会**　司会　紀平悌子

統一地方選挙、予想される衆議院議員選挙啓発運動について

講演及び助言

東京都選挙管理委員会

第一課主査　成田忠義氏

来年の統一地方選挙の日程が、

都道府県知事・議会議員4月8日

区市町村長・議会議員　4月22日

と決った。

選挙運動の期間は公選法129条で立候補届出の日から選挙期日の前日までと決められている。

選挙運動とはなにか、52年2月24日の最高裁の判決は「公選法における選挙運動とは特定の公職の選挙につき特定の候補者又は立候補予定者に当選を得させるため投票を得、もしくは得させる目的をもって直接又は間接に必要かつ有利な周旋・勧誘又その他諸般の行為をすることをいうものであると解すべきである」としている。これは昭和23年1月24日の大審院の判決の見解を一貫してとっている。

公選法の逐条解説によると選挙運動と政治活動は明確に一線を画しているが現場での判断は難しい。ポスターの違反についても一般人の常識と法律にはズレがあって選管としては憲法の「表現の自由」も考慮し法律を慎重に適用しなければならない。国民の批判と法律の考え方のズレを埋める役割を同盟が運動の中で展開して頂きたい。

質疑応答（要約）　成田忠義氏

東京都選挙管理委員会

第二課普及係長中村欣三氏

問　公選法153条（立会演説会の開催）3項（事情の許す限り回数多く開催）削除の経緯。

答　衆参両院の決議で削除、従前の$\frac{1}{3}$程度に減る。

問　事前運動の期間。答　期間はない。選管は常時啓発を義務づけられている（公選法6条）

問　寄付の禁止について。答　公選法（199条2項）で自分の選挙区内において禁止。罰則は社交一般の程度を越えた時適用される。

（瀬下　羔子）

❖ ❖

午後にはいって、各分散会は、次のテーマで討議をすすめた。

(1)国際婦人年国内行動計画の推進
(2)統一地方選挙、予想される衆議院議員選挙
(3)有権者同盟会員としての基本姿勢
(4)組織拡大及び運営について
(5)各支部提起の問題について
　板橋支部　支部長、書記、会計の役割りの確認
　郡山支部　市条例改正運動
　静岡支部　直属会員の問題

### 第一分散会

出席者23名
助言者　小池順子
司会者　原輝恵

(1)について。札幌支部は52年12月婦人の参加状況など実態調査した資料を添付し要望書を提出。策定させたが議会にかかっていないので婦人八団体で運動している。松本支部は同盟だけで市長に要請し、52年度より相当大幅な婦人委員等の増加がされた。婦人の質についての疑問が出され、ふさわしくない人を批判する事の助言があった。

(2)について。塩尻では立会演説会復活の署名運動の発言（機関紙11月号掲載）。無駄のない署名のとり方の助言があり、仙台支部は有事立法学習会の計画に会場が借りられない実情、各支部から啓発運動のむずかしさが話された。選管の啓発運動、明正推進委員の問題でもあり、酒田支部は推協のメンバーの調査をし、同盟も2名加わり新しく発足することになったとの発言は力づよい。繰り返し具体的に、勇気をもってとり組んでほしいとの助言がされた。

(5)郡山支部　市条例改正運動
大選挙区を要望して52年7月、議会に請願書を出したが否決された。署名運動をするが郡山には婦人団体の協議会がない。同盟の友好婦人団体に呼びかけ市民運動にするよう助言された。

(3)、(4)は紙面の都合で削除（久保田須弥）

### 第二分散会

出席者22名
助言者　松浦三知子
司会者　稲茂登冴子

(1)について。須賀川支部から選管に婦人を推した経験から働きかけの時期を選ぶことが必要と発言あり、続いて婦人を政策決定の場に送るために板橋支部から審議会並びに委員会を調べ有能な婦人をリストアップして提出すること、各支部で政治教育のプログラムを体系化するという意見があった。国内行動計画を各支部で達成するために、自治体に婦人問題会議の窓口を設けさせるよう司会者の提言があった。

(2)立会演説会条例制定請願運動について丸子支部から自民・民社に否決されるまでの報告があった。

公報発行を来年の統一選挙を目指して取り組んでいる大田支部、既に議会を通った中野支部からは選管に詳しく要望の理由を述べ反対の政党の説得を始め議会筋に何度か折衝したと発言があった。助言者から公報発行に是非取り組むよう要請があった。

(3)について、選挙時には〈特定候補者の推薦応援及び役員、中央委員、支部長の立候補に関する細則〉をわきまえるよう助言があった。

(5)板橋支部提起について、民主的に運営するため役割を明確にする。本部の指示をどう処理していくか。支部会計会議を開いたらどうか等意見が出た。（瀬下羔子）

### 第三分散会

出席者23名
助言者　紀平悌子
司会者　伊藤智恵子

(1)について。東京都婦人問題会議で知事に答申した行動計画は大変立派なもので、有識者、民主婦人団体等から適切な委員が出て憲法の精神を基本に、全く婦人の立場から作られた。地方で行動計画推進の時は参考にしてほしいと助言。

各地方出席者からの現状については行政指導型の人、未組織の人が企画に参加するなど不適切な事が多いとの報告があった。よい例は神奈川県で多くの婦人団体が連帯で学習会を結成し、県行政を動かしつつある。また武蔵野市では6名の婦人議員が選管・教育委員などの長になった発表もされた。

(2)について、地方選挙での公報発行については、武蔵野市で34年に請願、採択され以後ずっと発行している。東京都下の市はすべて発行。印刷屋は予約すれば出来る。配布も方法はある。要は行政側の姿勢を変えさせる事である。

(3)について、婦人の議員を出す運動をして推進、応援するといいながら、選挙運動は規約上出来ない点は矛盾ではないかとの意見あり。規約では、支部長は個人でも出来ない。支部長以外は誤解をまねくので役職を辞めて運動してほしい。

支部のある所の直属会員問題については、支部に所属するのがきまりである。なお、名古屋の直属の方は支部に戻られた旨報告あり。

（伊藤　明子）

### 全体会

第一分散会・原輝恵、第二分散会・笠原美弥、第三分散会・伊藤明子の各氏から報告がされた。（詳細は各分散会のまとめ参照）議長から、分散会で充分な討議がされたと思う。来年の統一地方選は同盟の取り組むべき問題であり、今日の分散会での討議を土台にして運動にとり組んでほしい。婦人年の行動計画推進は、各支部で運動を続け、1980年の中間報告の大会に立派な報告がされるよう運動の成果を楽しみにしている。組織拡大については、会員が増えない悩みが続くが会員増に協力をお願いしたいとまとめがあった。決議・申し合わせ、酒田支部佐藤さかえ氏・塩尻支部岩垂真寿氏。郡山支部石原幸氏の閉会の辞で4時15分終了。（久保田須弥）

## 決議

地方自治法が施行されて三十年を経ましたが、地方自治の実態は立法の精神に反し、中央集権へ逆流の方向にあります。このような状態の下で来春には約半数の首長、議会議員の改選が予定される統一地方選挙が行われます。

私たち有権者は高度経済成長から低成長期にかけて、住民不在の政治から生活を守るために、市民運動のきびしい体験をもちました。市民意識はまさに成熟したとも言われますが、これらの運動を政策決定へ結びつける鍵である選挙に充分生かしているとはいえません。

来るべき統一地方選挙には成長した市民意識のもと公正な投票行動を行ない地方自治の回復をめざす決意をいたします。

記

一、選挙が公正に行なわれるよう従前より各支部で行われた公報発行、立会演説会条例制定運動を強力に行ない、その実現を期すとともに、盛んに行なわれている事前運動の監視、摘発を行ないます。

一、地方議会は婦人の参加を最も必要とする政策決定の場であり、婦人の政治参加の緒口であります。一人でも多くの有能な婦人を見出し、理想選挙で、おし出す努力をします。

昭和五十三年十月二十四日
昭和53年度第1回全国支部長会議

## 組織財政確立のための申合せ

私共は第二十九年次総会において、同盟結成の原点にかえり本同盟目標達成の基礎である組織・財政確立のための左の誓いをおこないました。統一地方選挙を半年後に控えたこの全国支部長会議において、再びこれを確認し、その実現に努力しましょう。

記

一、本部、支部ともに運動のあり方の再検討を真剣におこなう。
二、本部、支部及び会員同志の連帯を密にし、相互啓発をおこなう。
三、会員の相互学習の機会を増やし、政治意識を高める。
四、同盟将来の展望に立ち、新しい会員、若い会員の参加を積極的にすすめ、活動家を育てる。
五、支部においては、自治体の政治改革運動、消費者運動等を通じ、地域の婦人との連帯を深める。

昭和五十三年十月二十四日
昭和53年度第1回全国支部長会議

## 自民党総裁選挙に際し明るく正しい選挙推進を望む

党選挙管理委員会は明るく正しい選挙を推進することを要望します。総裁選は政党の金権体質改革をめざし、さらに、これは党内の選挙にとどまらず総理大臣えらびとなるものから、国民は関心をもって見守っています。しかし、派閥次元の多数派工作、買収等の違反の横行が伝えられています。政府与党として責任を問われる行為です。

（要約）

総裁選挙管理委員会
委員長　福田　一様

☆　☆　☆

自民党総裁選告示日の11月1日、小池会長以下4名は、自民党本部に選挙管理委員長福田一氏を訪れ右の要望をしました。

## ひろば

### 全国支部長会議を終えて

中国と平和友好条約の批准書が交換され、鄧小平副主席と天皇との午さん会、福田首相との主脳会談等の記事や写真が新聞の一面を飾った10月24日、私共は53年度全国支部長会議を開催し来年の統一地方選挙にむけての学習と話しあいをしました。

席上、市川名誉会長のご挨拶の中によきご示唆を頂き、支部長だけでなく会員皆がこの際、しっかりと身に体して来年の選挙に立ち向かうべきと思い先生のお話のあらましをお伝えいたします。

名誉会長はまず、支部には支部長と中央委員とがおられるが、支部長は支部に対しての責任をもち、中央委員は全国的な役員として本部に属するものである。どちらがえらいとか、上とか下とかいうものではなく、それぞれの役目はちがっても支部にあってはお互いに助け合い協力しあって支部運営を円滑に行っていかなければならない。が第三者がみて「中央委員」という肩書きがあったり「支部長」という肩書きがあったりしてまぎらわしいこともあるので、支部所在地で何かをする場合にはなるべく「中央委員」の肩書きは使わないよう心がけた方がよいと思うと話され、次に支部のやることとして、支部は所在地自治体の政治と取り組み、運動することが第一の目的で、全国的な問題は勉強することはよいが個々には取り組まず、意見を本部へ出し本部がこれをとりまとめて運動すべきであるとのべられ、ついで、政治をよくする一番の近道は議会に入ることであるとも言われました。その意味で来年の統一地方選挙には是非婦人議員を推しだしてほしい。その場合、婦人であれば誰でもよいというのではなく、慎重に人選しよい人を推しださねばならないので無理をしてはいけない。選挙に対する同盟の基本姿勢は規約三条と細則にはっきりと示されているのでよく理解した上で行動してほしいとお話下さいました。

かぎられた紙面で充分に先生のお言葉をお伝えできませんが以上の御忠告をよくかみしめ、選挙の時こそ同盟本来の目的を具体的に推進運動すべきであることを改めて認識し力強く運動を展開していきましょう。地方自治の危機といわれながら、一方では政治面でも経済面でも地域を中心としなければならぬことが改めて注目されだしたことからも、来年の統一地方選挙は地方自治を住民の手にとり返す唯一の機会です。がんばりましょう。

会長　小池順子

## 花片

▼去年の初冬、黄色い実二つの柚子の鉢植を買って、たのしみ、今年は五つ実をつけてくれた。冬至にはこれで柚子湯をたてて、一陽来復をと思っている。

▼七五三の祝着姿をみて、自分、娘たち、孫たちのときと、そして忘れられない一人の母親の気持ちを思い出すのであった。東京下町の大空襲の時、親子三人で焼死してしまった友達、私にとって大切なこの亡友は、七五三なんて親の見栄よといっていたが、子持ちになって、あれは間違いだった。取り消すわと、わざわざことわりにきた。子育ての苦労のときこそ、着飾らせたいという哀れともいうべき女親ごころ。

▼この小文が読まれる頃には、凡て落着していて、旧聞もいいところになるが、いま聞いたり、読んだり、テレビでみるところの総裁選挙。何とも空しい気になる。ただ成りゆきをジッと見ていなければならない、もどかしさ。つまらなさ。次回の総選挙の自民党に代る政治勢力をかためるいい啓発資料ではあるが、喉元すぎれば熱さ忘れる有権者の傾向が頼りない。

▼友人の日本画展をみて、才能ある人の生きように打たれながら、ブラブラ銀座まで歩き、疲れて若松で栗ぜんざいを食べた。栗と餡の味加減が、とてもよくて嬉しくそしても一度食べたいと、誠にかわいい願望をもった。構造改革、意識変革だのは、なかなか叶わないので、望みが小さくなる。

▼乗り合わせたタクシーの運転手が九州男子で、祖父の死に目に合えなかった繰り言を話し、お年よりをのせると、落ちついて和らいだ気持ちになるといわれて、年よりの存在を認められたようで、嬉しくなったとは、いい気なもの。

▼画文草木帖（鶴田知也氏）は、「野草、雑草、名もなき草—名を知らない草、枯草に独特の美」があるというのだが、その画文の根底にある物の見方、考え方が、殊にいい。

▼今年も終り月。「古筆を洗いて御用納めかな、瓜青」「せわしくも暮れゆく老いの短き日　虚子」

（から子）

編集発行人　小池順子　発行所　日本婦人有権者同盟（渋谷区代々木2－21－11　婦選会館内）　電話（370）2727番　〒151　振替195409

# 都議会へ3つの要望

小池会長、政啓委員長、委員など10名で、53年10月4日都議会各党を訪問し、アセスメント、婦人年、立会演説会条例について要望を行った。アセスメントについては慎重審議、否定的、条例化促進などさまざまであり、婦人年については各党の関心は低調、立会については各党賛成、それが条例化されないのは選管の問題だとする議員としての姿勢が問われる各党の対応であった。

## ▼東京都環境影響評価に関する条例（案）に対する要望

都民の安全な生活を防衛し環境を保全するための条例制定を基本的には支持し6月・7月の申入れに続き次の要望をします。

①知事の責務として国の制度との調整とその適切な措置の要請をし又関係区市町村との連携と条例実施のための技術的援助をするよう努める項目を入れよ。

条例（案）では、

②評価委員会の権限は一層重大であり、従ってその委員15人のうち半数を婦人を加えた科学者以外の住民代表とし住民参加の制度を具体化せよ。

③条例の手続の各段階毎に都民の意向が十分反映され得るため資料公開の条文を入れよ。

④事業実施後の調査に関係住民等の意見が提出できるよう項目を設けよ。（要約）

右の要望に対し、自民党以外の各党は基本的には賛成の態度を表明したが問題点の指摘もあった。

民社党幹事長藤原哲太郎氏は、国が法制化し、その上に立って条例を作って補完するのがベターである。都の姿勢は評価するが法律にゆだねる部分があり条例で出来ない面があること、評価委員会の都民代表の推薦の基準が明確でない。社会党幹事長桜井政由氏は、とにかく条例化すること、評価委員会については住民の広範囲の推薦を求める。公明党幹事長藤井富雄氏は訴訟になった場合の国との関係、住民の範囲などキチッとしたものにしないと混乱の原因となる。40億円の予算をみているがこの論議を尽していない、など15ケ所ほど検討部分があることを指摘。新自由クラブ幹事長石井光義氏は、評価委員会は公正中立、総合評価の考え方を入れてほしい。財政難の問題、都市計画ができていない。共産党幹事長茶山克巳氏は、できるだけ早く条例化することに意義がある。自民党政調会長田辺哲雄氏は、国の法制化をまって条例化するのが適当であり、党の基本方針と違うので反対である。（訪問順）

11月に3回、都市計画公害委員会に於て閉会中審議される。

## ▼東京都婦人行動計画の推進を要望する

国連は、1975年を「国際婦人年」とさため、これを受けて日本政府は、昭和52年2月、10年間の展望に立った国内行動計画を発表した。本同盟は、国の国内行動計画は男女の役割分担意識を脱していないとして、施策の是正を要求しつづけている。国内行動計画達成には、地域の行動計画の充実が重要として、都婦人行動計画の策定と推進にどのような対応、具体策がとられるかと注目し、期待をかけてきたが、今議会に提案または討論の予定がないことは残念であり、知事、関係各部局、都議会各党議員に対し、施策の推進を要望する。（要約）

本会議に経過報告、質問をすることを要望し、これに対し共産党が漸く今日の本会議の最後に質問することを了承。（門田昌子議員）「東京都婦人問題会議」の答申に対し都民生活局でつめている。総務都民委員会でも質問をする。また私達にも委員会をプッシュしてはと発言。各党の婦人年への関心はあまり深いとはいえず議員の注意を喚起したことの意義はあったと訪問した会員の感想であった。

## ▼東京都議会公営立会演説会条例制定について

請願の経過は、第一回が44・9・4請願提出、45・10・6趣旨採択、47・10・6審議未了、49・8・10請願提出、51・10・2請願提出、52・7・25再提出となっている。条例化促進の要望に対し、各党は条例化に賛成。選挙の事務上の問題として都選管への私達の運動の必要なことを各党こぞって主張した。

（まとめ　久保田須弥）

## 国際人権規約の速やかな承認を申し入れる

去る10月7日、国際人権規約批准促進連絡会議（世話人・市川房枝・斎藤恵彦・佐野智恵の三氏）のメンバーとして、来る12月10日の世界人権宣言30周年を前に批准承認条件として提出された「国際人権規約」を臨時国会開催中に承認し直ちに批准するよう参加団体の代表者の方々と園田外務大臣に面会し要望書を手渡した。

これは一応継続審議となった。

（小池順子）

# 支部訪問 ⑩酒田

## 汚れなき一票の行使をモットーに

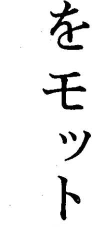

結成式会場にて（51・9・23）

ことしの6月11日、酒田支部を訪問、佐藤さかゑ支部長宅で、小林豊（副支部長）、阿部とよめ（書記）、斎藤義枝（会計）、渡辺ユキ（会計監査）、佐藤優和子、鈴木佐恵子、佐藤栄、安村恵美子の諸姉と膝を交える機会をもちました。

佐藤支部長は、青森県鰺ケ沢西海小学校、青森市・金木町で教鞭をとり29年退職後は、青森県母親運絡会会長をつとめるなど社会活動を続けてこられ、武田（前青森支部長）さんを助けて同盟の活動歴も長い方です。

酒田の会員諸姉も数こそ多くはないが一人一人人生体験の深い方々。山形県は保守の地盤だが、酒田市議会36人の半数近くは革新系といわれ、前市長も革新でした。

酒田は農村史にも残るように本間家の小作料が余りに高かったため農民運動が盛んで、社会党が育ったという土地柄。戦後、マッカーサーが自ら農地解放にのり出したということもあります。

山形県は内陸と庄内にわかれ、内陸は山形、米沢、新庄、天童、寒河江、尾花沢市など、庄内は、酒田、鶴岡市及び西三丁三郡がありますが、日常語や性格が内陸と庄内ではことなる等の特殊性があります。どこにでもあることですが、個の確立が十分でなく女同志の足のひっぱりあいがあるとも聞きます。

この地域に、51年9月23日、ロッキードキャラバンをきっかけに誕生した酒田支部も三才になろうとしています。

「手探りで支部を育ててきました。周囲の理解も少なく、3年前労働会館で結成式を行った時もホコリだらけの会場を、ほっかむりで掃除するところから出発しました」当時をふりかえり支部の方々は語ります。

酒田支部は、婦人の一票獲得の歴史の尊さを忘れず、汚れなき一票の行使をモットーとしています。

初年度は酒田市施設見学、立会演説会に参加して候補者をよく知ること、候補者の事務所訪問などを実施し、10月29日の酒田大火には、9日間救援活動をつづけました。日頃から心がけているのは市議会の傍聴、市政の中心課題を常に把握に努めています。

52年4月には、とくに同盟に理解の深い山形県婦人少年室の呼びかけに応え、国際婦人年2年目の国内行動計画を考える婦人会議に参加、参院選啓発では、市川先生、紀平前会長対談テープで学び、議員候補、知事候補の事務所訪問等を継続しました。

毎年、県の「きれいな選挙推進協議会」主催のリーダー研修会には交代で出席し、新有権者（185名）にはハガキで選挙権を得たお祝いと、一票の大切さを書き送ります。台所と直結する政治をすすめるため消費団体の灯油問題会議、牛乳値上げ問題研究会にも出席するとともに各種婦人団体のよびかけにも応じ提携を深める努力をしています。53年3月には、市選管との座談会を持ち、選挙推進協議会のあり方に注文を出しました。6月には市選管と共催で一般に呼びかけ「私たちのくらしと政治の結びつきについて」紀平前会長の講演をききました。

然し支部の努力とうらはらに尾花沢市に汚職が発生したので、6月19日には相馬酒田市長に面会、大火後の復興事業への努力に感謝するとともに、市政綱紀粛正を強く要望しました。12月には来年市議選を前に各党代表から市政をきく会を開きます。学習、そして実践へと酒田支部は今、着実な歩みをすすめています。

（紀平悌子）

# 東京都第1回消費者週間

## いのちとくらしを守ろう！

東京都消費者センター開所10周年、消費生活条例制定3周年を記念し、東京都・区市町村・都内消費者74団体参加のもと東京都初の消費者週間が実施されました。

10月20日、有楽町消費者センターで美濃部都知事・中村紀伊実行委員長のテープカットで一週間の幕あけです。テーマは「くらし—みんなで生かそう消費者の権利」。今回は多岐に亘る消費問題のうち「安全性」「表示」に焦点をおいて、各々の主張をパネルで会場に展示しました。その日の午後は、知事を先頭に参加団体約500名が都庁前～日比谷公園までの風船パレード。ゼッケン、プラカード、ちらし等で消費者週間の意義を訴えました。

最終日、10月26日の中央集会は、知事挨拶に続き、正田彬氏ほか消費者代表5名の問題提起と参加者による討論の結果、都条例の中の「生命・健康を侵されない」「適正表示を行わせる」「不当な取引条件を強制されない」「不当にうけた被害から公正・速やかに救済される」「情報を速やかに提供される」との5項目の権利を再確認し連帯の輪を広めあうことを宣言しました。

なお、本同盟では、都の消費者週間行事として以下掲載の2つの学習会を開催。（阿曾のぶ子）

学習会要旨

## 物価調査員研修会

講師　花原二郎氏（法政大教授）

10月19日、法政大学教授花原二郎氏をお迎えして物価調査委員の研修会が開かれた。　以下要旨

問題の多い現在の経済社会に於いて、行政と消費者がいかに交流して消費者側の要求が受け入れられるか、の行政を期待するには、調査員は常に情報の受け取り手であると同時に送り手でもなければならない、重要な役目を果している。そのためには経済の動向を感知し、勉強をしていかなければならない。

消費者対策審議会に於いても一般調査はしているが、流通機構の複雑さにメスを入れなければ何もならない、と言う意見が多数を占めている。この流通機構は、各商品毎に違う点が最大の問題であってその顕著な例として、円高で安くなっている筈のまぐろの輸入価格が17％下っても、小売では5％の値上り、眼鏡枠に至っては輸入価格横浜渡し運賃込みで4，863円が、小売39，490円という現状である。

この様な流通機構を放置して、果して健全な安定した価格が私達に与えられるだろうか。それに伴なって適正な流通マージンを押える事も必要である。野菜の流通マージンに例をとると、生産者の受け取り価格23％のキャベツの流通マージンは77％、レタスは17％、生産者価格に対して、83％のマージンである。

物価政策はそれ等を押え指導するいわば結核の治療と同様早期発見治療にあるといわれている。

このような不安定な価格の現状の中で、付加価値税制度の導入も懸念されている。西欧の主な国では、免税点の水準、非課税の範囲が決められ、税率も夫々異なる制度がしかれているが、わが国でも税の不公平を是正してからの導入が望まれる。調査員は価格の需要と供給と流通を恒常的に調査し、異常な値上り等をどの様に予測し判断するか研鑽をつむ努力を今後も続けなければならない。

（まとめ　横田　睦）

学習会要旨

## 公害日本から自然をとりもどすために

講師　田尻宗昭氏（都公害局水質保全部長）

公害問題を考える時、東京では郷土を守らなければと云うせっぱつまった問題ではなく、知識としての公害となってしまっている事は非常に残念である。いま東京の大きな問題は大気汚染で、二酸化窒素の基準を2倍から3倍に緩和したが、この為工場の煙は94％が合格になり、光化学スモッグは永久に防止できなくなった。また公害病患者の救済も難しくなった。法律の手続を無視して一片の告示（7月11日）でこの基準を通した背景に何があったのか。企業から学者・研究者数10名に数億の金額が送られており、基準をゆるめないと政治的混乱が起ると書いた文書を配った学者もいる。まさに企業国家の体質をさらけ出し、公害ロッキード事件である。

第二の公害は六価クロム事件で、40年間操業してきた日本化学工業は癌の死者60名、いまも毎月癌患者が出ているが、労働災害といって操業している。土壌汚染については取締る法律がない。

足尾鉱毒事件以来、被害者や住民が戦うより外なかったのが日本の公害の歴史である。石油ショック以来、不況が公害に対するしらけムードを作った。環境庁は企業に押され、全国自治体はいま、開発で景気を煽り、鹿児島の志布志湾石油基地、長崎の海上石油タンク、大分海岸の埋立拡大等々美しい自然は破壊されつつある。少し前まで沖縄の海は雲丹やもずくが海岸で取って食べられたが、今は鬼ひとでが繁殖しそれらは失くなり、サンゴも死んだ。若い頃山口県の海岸で泳いだが、魚と人間が一緒に泳げたのである。

自然破壊は人間破壊につながっている。反公害は一部学者のものではない。一人一人が自分の郷土や健康を守る為に何をしたらよいか、戦うことを考えて頂きたい。

（10月21日、婦選会館にて開催　まとめ　伊藤明子）

## 今ここでこんなことが

# 立会演説会を復活せよ

### 長野県

長野県支部連合会は、かねてより県議選の立会演説会復活の請願を続けてきたが実現されないので、今回再び日本婦人有権者同盟、県連合婦人会、県評主婦の会の3者が請願人となって、県庁に近い支部、長野（赤塩）、更埴（石川）、東部（下村）、丸子（尾芦、宮原）が9月19日県知事、県議会議長に請願書を提出した。

選挙が明るく正しく行なわれるためには、まず各候補者の政見、人柄等が充分有権者に明らかにされるべきであり、有権者が各候補者の政策や政見を直接その人格をとおして比較検討し、出たい人より出したい人を自由に選択する機会が、この立会演説会です。

社会党県議団も、9月25日、条例が直ちに制定されるよう強く要請することとなり、意見書を提出、26日総務委員会に付託されたが充分の審議もせず、賛成少数で否決されてしまいました。

否決の理由は、(1)運動期間の制約、(2)聴衆が集らない、(3)選挙公報で充分だ、と述べていますが、これはあくまで候補者中心に考えたもので、選挙人の立場は全く無視されています。

—きれいな政治は、きれいな選挙から—

民主的な長野県政を望む県民は来春の統一地方選挙の県議選に当り、県民のための県政を担う議員の選出に、金のかからない、公営の選挙制度の確立をこそ願って止みません。

10月16日支部長会を開き、今回の問題について、立会演説会を開く権利は、参政権に内在する「候補者を知る権利」であり、奪うことは許されない。選ばれるものは堂々と有権者の前に姿を現し、政策を語るべきではないかと、このまま引下る事は出来ないので、これからの運動として、復活要求の署名運動をするよう検討することになりました。

（長野県連会長　宮原恵久子）

---

学習会要旨

# 香川知事選における革新勝利分析

講師　NHK社会部記者　堀　和生氏

香川県という処は政治的にいえば51年の衆議院選で全得票数の56％を自民がとるという保守王国である。そこで革新が勝利を得たということを分析するにはまず知事選の歴史をたどってみなければならない。

昭和22年第一回公選の知事増原恵吉氏は当選後25年に警察予備隊の初代長官となり任期7カ月をあまして辞任し、第2回知事選で副知事であった金子正則氏が当選、以来6選を重ね49年に7選に出馬するということになった。金子正則氏は6選も知事を続けたので県内の事情に職員よりも精通し、例えば土木課の職員が道路の舗装優先順位をきめて知事に上申しても、その場所の状況事情などから順位を変えてしまうので知事にはかなわないと、誰も具申するということがなくなってしまった。それに非常な頑固者で、健全財政主義者で赤字を一切出さない。そればかりか貯金をしていくというような財政運営を行って、県民の強い要望の高校増設・福祉施設の建設など一切応じないという状況で行政の立ちおくれが目立ってきた。こんなことから保守の中にも7選反対の声が出たが、無所属でも出馬するという強い姿勢にまけ自民党公認としたのであった。

県民の中にこのような独善的な県政に反発する声の非常に強いのをみた革新陣営が県政を変えるには絶好のチャンスと急遽候補者えらびを始めたのであった。

その中で出てきたのが学者知事として香川大学の前川忠夫氏を推そうということであった。始めは選挙に出ることを非常にいやがられたが県政を変えるためにという説得にことわりきれず応じられたのであった。これが選挙の2カ月前であったが圧勝され四国唯一の革新知事が誕生したのであった。

今回も革新側の説得と、自分のやってきた行政を完成させるためにはもう一期しなければと立たれたのであった。そして前川氏の人柄・4年間の実績と革新四党の結集・保守の権力、金力をつかっての選挙のやり方に対する県民の反発・変える理由のない人を政党の政治力で変えることはないという多くの県民の考え方等が再度革新勝利という結果をもたらしたのであった。　（まとめ　小池順子）

※10月14日、婦選会館にて行われた、市民の会、市民センターとの共催定例学習会をまとめました。

# 韓国訪問記⑥

## 拘束者家族の訴え

### ——今私に何ができるか——

議事堂前にて

4月28日㈮午後2時、共和党訪問を終えたのち、金委員長の案内で板門店に向かいました。通訳を受け持つ呉宜姓国際交流部長のほか、見慣れぬ若い女性が同行、紹介によればKCIA（韓国中央情報部）女性局員との由。KCIAのひとには金浦空港以来、陰ながらお目にかかっては来たものの、正式に引き会わされたのはこれが初めて。板門店に向かう外国人には同行することが規定とのことです。小雨まじりの湿った道の果てる高台にスナック様の説明小屋があり、白人米兵に混じって韓国兵が屯ろする風景は、一瞬、敗戦後の日本のたたずまいを想起させました。また、ここ韓国には、戦争があるのです。

少年と見まがううら若い韓国兵が背筋を伸ばし、スライドを使いながら板門店の構造・由来を説明、かつては米兵がこれを行なっていたそうです。再三再四注意されたことは、38度線の向こう側から北の兵士が手を振ったり笑いかけたりしていてもけっして応じてはならない、笑ってもいけないとのこと。「北は望遠レンズで貴方の姿を写し、ただちに宣伝誌に載せてばらまくでしょう。南の人びとはこんなに北に来たがっているのに、銃剣付きで南はこれを阻んでいますよ、と言うでしょう。」

私共は間もなくバスに乗り、中央休戦ラインに沿って会議場に向かいました。ところどころに米韓合同の監視哨があり、黒人、白人米兵が重機関銃や突撃銃を手にして我々をも監視しています。バスの中でも繰り返し繰り返し「手を振るな、歯を見せるな」と注意されるうちに目的地に到着、南と北を分かつ38度線が小屋の中に置かれた会談のテーブルの中央を横切っていて、会談の際はそのラインから指先いっぽんも相手側に出してはいけない、書類のとり交わしは見えないライン越しに文書をおしやるとのことです。

灯りひとつでも韓国側の見学者の場合は韓国の電源を使い、北朝鮮の場合は北朝鮮のそれを使用するシステムになっているそうです。

小屋の外の物見台から北を眺めると、剣付き鉄砲と望遠鏡をもった北の兵士がさかんに手をふっていました。新聞や報道番組で知る38度線に立って、飛行時間僅か2時間の朝鮮半島における分断された民族のなまなましい現実をまのあたりにみると、独立に勝利しながらなおいやしがたい傷跡に苦しみ続ける隣国の悲しみが実感されました。

この悲劇の最大の加害者である日本および日本人は、責任をとるどころか、朝鮮動乱を契機に経済成長をはたしたのち、南北の統一に何ら力をかすことなく、公害をもち込み、韓国労働者の低賃金を土台に経済侵略を行なっているのではありませんか。黒い霧に包まれた日韓癒着の病根は、日本の政治を蝕むと同時に韓国民衆の苦しみを招いているのです。

帰国の迫った30日、滞在しているホテルのメイドがあわただしくドアをノックしました。用件は、窓のレースのカーテンを完全にあけろということです。理由は、朴大統領が近くを通行するからだとのことです。カーテンの陰からの狙撃を恐れてのことでしょう。この徹底した厳戒体制は今日の韓国では珍しいことではありません。

1975年7月、ベトナムの解放、金日成主席の北京発言を背景とし、朴政権は、民主回復運動を弾圧し、維新体制を永久化するため「社会安全法」を制定しました。

この立法は「特定犯罪を再犯する危険性を予防し、社会復帰のための教育改善が認められるものに対し保安処分を行なうことで国家の安全と社会の安寧を維持すること」を目的としていますが、その実態は、弾圧に屈しない多くの人々を合法的かつ秘密裏に永久拘束・抹殺する手段なのです。その法の対象者は、報道によると1万から3万余名の多数にのぼっていて、例えば1971年、母国留学生として韓国に渡った在日韓国人二世の徐兄弟は韓国陸軍保安司令部によって逮捕され、兄の勝氏は死刑判決、弟の俊植氏は7年の刑を宣告され、今年刑期満了で出所しましたがたちまち社会安全法にひっかかり5月再逮捕、拘禁されてしまいました。このように、社会安全法の目的は、反共精神を植えつけ朴政権への忠誠を誓わせるまで人びとを拘禁することなのです。

私の韓国滞在中、最も心に残ったのは拘禁者家族の現状でした。

彼らは自らの力のみをたのみにし、力をふり絞って愛する近親者、友人を救出せんものと日夜努力を続けているのです。

こうして私たちの旅は終わりましたが、追いかけるようにしていくつかの韓国のかたの訴えかけがありました。その一文を皆様にご紹介します。

私たちは軍事裁判にまわされた名もなき者の家族です。…（中略）既決囚にも拘わらず出役禁止四年余り、独房収容、殴打、密閉して日光をさえきることなど大小の人権じゅうりんで健康を害しいろいろな固疾にかかりあえいでいるのに何らの対策も講じえません。これに反して有名人士は何等改悛の意志表示もなく継続闘争を宣言し続けても釈放するか病院に移送し治療させているにも拘らず、無名学生や一般民主人士は獄舎に放任しておくことは国際世論をなだめようという浅知恵としか思えません。これから私達家族はどうしたらよいでしょうか。何等の対策もなくこれから狂ってさまよいながらうらみを抱いて死すべきだとでも言うのでしょうか。死んでもこのうらみは果たせません。こんな極限にある家族達を傍観なさると言うのですか。私達の子供と家族が一緒に生きぬくよう賢明な御判断をおくだし下さい。

この手紙で判るように、韓国の人権問題は、新聞に出るような立場の人もさることながら、報道されることもなく縛られた人びとの事が問題なのです。日本人の社会通念の中にある38度線を越えて、今これらの人びととの人権のために自分は何ができるかを考え行動に移すことこそ大事なことだと思うのです。この機会を与えて下さった韓国女性有権者連盟金正禮委員長をはじめお目にかかった友人達に心から感謝します。　おわり

（紀平　悌子）

学習会要旨

# 韓国・北朝鮮と日本③

## 朝鮮戦争後の統一問題と人権問題

講師（成蹊大学教授）宇野　重昭　氏

1950年6月朝鮮戦争が勃発、126万人死亡という大きな犠牲を払って、53年7月に休戦協定が結ばれた。しかし翌8月アメリカは韓国と相互防衛条約を結び、アジアにおける強力な反共態勢を敷いてゆく。いわゆる日韓会談は51年10月予備会議の形でスタート、アメリカの積極的介入によって提携が進むが、日韓の間には複雑な問題があり、政治的・軍事的色彩をおびる日韓条約は65年12月、かなり遅れて結ばれることになる。

一方北朝鮮は、戦後中国と接近、ソ連の援助も受けて復興3カ年計画を推進、続いて本格的5カ年計画に入り、自主独立の経済発展を計る（千里馬運動）。私営商工業を克服し、農業協同化を完了して社会主義に向っての努力を開始。

50年代には韓国の方の遅れが目立つ。56年大統領に当選した李承晩の独裁政権は、アメリカ・日本の援助の出来る国際環境を、あえてトラブルを続け、経済復興は進まず、国民の不満は60年4月19日有名な4月クーデターとなり李承晩は斃れ、8月23日張勉政権が成立、その間8月14日金日成の南北連邦制・自主統一への呼びかけがあるが、それに答える力もなく、弱体内閣は長く続かない。61年5月16日朴正熙による軍事クーデターが起る。朴政権は国家統合に成功、62年には5カ年計画に入り、63年には形式的に民政に移管、急速に日本との話合いに入るが、64年にはアメリカの大規模なベトナム軍事介入が始まり、沖縄・日本・韓国の軍事的統合を計ってそのためにも日韓基本条約が必要であった。67年8月には日韓定期閣僚会議が開催され経済援助の計画的な推進が決められる。韓国はアジア最強の軍事力を造りあげ、その間朴大統領は強引に憲法を改正し独裁政治を推し進めることになる。

北朝鮮は60年、第2次5カ年計画に入るが、61年にかけて長期7カ年計画をくむことになる。基本的には自主路線だが、バランスとしては中国より、劉少奇路線に近い。66年に入ると自主路線を一層強め独自の道を歩もうとするが、中国及びソ連とも友好的な形を保ってゆく。

72年以後朝鮮は現段階に入る。大きな変動をもたらしたのは、ベトナム後アメリカの極東戦略の転換・米中接近政策で、東アジアには雪どけムードが一挙に高まってくる。72年6月南北朝鮮の赤十字会談が行なわれ、7月4日には南北朝鮮の平和的統一合意7項目が発表された。11月には南北調整委員会が発足、このドラマティックな変化は平和統一の可能性を思わせたが、しかし同時に南北それぞれの体制を逆に強める動きが出てくる。韓国は10月非常国務会議を開き、維新体制を整えてゆく、しかも11月には憲法改正のための国民投票（改正を行なうについて大統領に権限を委任する）、大統領の任期の延長・統一主体国民会議（朴与党が最初から第一党になるような仕組み）を形成し事実上朴大統領は独裁を強化してゆく。又北朝鮮でも12月新しい社会主義憲法を採択、金日成首相が国家主席になる。しかしドラスティックに変化されたというより、新しい社会主義に向かって進むための組織整備の面が強い。

73年に入ると統一に向っての動きはむしろ後退、6月23日朴政権は南北朝鮮の国連同時加盟（二つの朝鮮政策）を認める外交基本政策を発表、同じ日、金日成主席は高麗連邦共和国案を打ち出す。アメリカのベトナム平和協定後の韓国撤退も始まり、これらは韓国の人達にとって、衝撃であり不安感が広がるが、朴大統領は時代の流れに逆らい、独裁化の道を選び、この時、象徴的な事件として8月8日金大中事件が起る。日本政府はうやむやの中に11月2日政治結着させ、12月には日韓閣僚会議を再開する。朴大統領の独裁政治が進む中で、11月2日学生・知識人の反抗運動が始まり、知識人中心の時局宣言文、各界の人権宣言、キリスト教連合会の人権宣言が相つぐ。74年1月これを押えるため、大統領緊急措置第1号が発令され、一連の緊急措置令（報道管制・批判運動の非合法化）が進み、4月全国民主青年学生総連盟の非合法化、75年2月維新体制継続を問う国民投票、5月反政府運動を全面的禁止する緊急措置9号、5月全学園に護国団結成とたたみかけ、言論の自由は完全になくなり学生は国家総動員体制にくみ込まれる。

この間北朝鮮は韓国の頭越しアメリカに平和協定を呼びかけるなど、南北の対立は表面化し、最初雪どけに対し統一を進めるための維新憲法は、危機感と共に益々独裁体制をかためる論理にすり変って、今日に至っている。

（11月2日　まとめ　伊藤智恵子）

学習会要旨

# 司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議とは

講師　弁護士　鷲野　忠雄　氏

同盟が幹事団体として参加している「司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議」についての学習会が10月20日、同会議事務局長代行の鷲野忠雄弁護士を講師におこなわれた。

連絡会議では、最高裁裁判官国民審査、裁判官再新任官拒否問題、刑法改悪反対、弁護人ぬき裁判法案反対等の運動にとりくんできた。今年は特に弁護人ぬき裁判法案反対運動を中心に、集会、請願行動、署名運動を精力的におこない、本日の第14回請願行動までに37万名余の個人、6千余団体の署名を国会へ提出。法案は継続審議となった。

連絡会議の発足は46年9月11日。会結成の動機は、44年の平賀書簡事件にはじまった司法の反動化に対して、北海道長沼の自衛隊ミサイル基地反対裁判で、担当の福島裁判官に平賀札幌地裁所長が裁判の中味について書簡を出し干渉、その書簡のコピーがマスコミに流れ、公表され大問題となった。ところが自民党、右翼、一部裁判官は、上司が裁判官の独立をおかすような干渉をしたことよりも、上司からの私信を公表した福島氏の方が問題であり、公表することにより裁判所内にクーデター的雰囲気をおこそうとしたのは福島氏を含む青年法律家協会であると問題点をすりかえて攻撃を開始。以後、政府は青法協対策を通じて、裁判官の徹底した思想調査・工作・重要事件からの排斥をおこない、最高裁もそれにならって、勤務評定、公安調査庁の資料を人事政策にとり入れ、裁判官一人一人の思想把握・統制をはじめた。そうした中で、最高裁は45年4月に2名（青法協会員）の裁判官新任拒否、46年は7名（内6名が青法協）の新任拒否と坂口修習生を罷免、宮本裁判官の再任を拒否した。

深まってゆく司法独立の危機に際して、各地に司法反動阻止の動きがおこった。46年6月に我妻栄氏ら学者・文化人が声明を発表したり、一番敏捷に連絡会議は生れるべくして生れた。市川房枝氏等16名の代表世話人、12の幹事団体で結成し、会の目的・活動は憲法改悪に反対し、司法の独立と民主主義を守る全国民的な運動を発展強化するための行動の提起と全国的な連絡。

（まとめ　本田幸子）

専修学校
津田スクール オヴ ビジネス
高卒程度：共学2年制・入試あり　願書受付1月22日より

英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会　英文タイプ科
懇切指導
小・中・高・大学生・一般社会人・主婦
どなたでも入会できます。
1期3カ月……年4期（4・7・10・1月）
申込……毎期1カ月前より受付開始
申込規定呈〒40
国電　千駄ケ谷駅前　TEL（402）7331　財団法人　津田塾会経営

純粋なもの・自然なものをおとどけするキッコーマン
天下一品
キッコーマン
キッコーマン醤油株式会社

日本の味を大切に
シマヤだしの素
山口県新南陽市福川637　0834-63-2525

### 七婦人団体の動き

10月9日の七婦人団体の会合よりご報告致します。

一、ILO看護職員条約批准促進のため、街頭で署名運動を行った。とき 11月22日 場所 渋谷ハチ公前11時集合。各団体で協力をした。

二、医療問題について共に考える会（仮称）。付添問題、ねたきり老人の問題等で、一般市民の参加をよびかけ来春行う予定。

一、二共、看護協会主催。七婦人団体協賛の形をとる。

三、「相続」の問題に関して、鍛冶先生のお話等参考にして更に研究会をもち、問題点を各団体でつめてくる。11月末頃には、民法部会身分法小委員会に、七婦人団体よりの要望書を再提出する予定。

（舘　雅子）

### 核兵器完全禁止をめざして

今年初めて開かれた国連軍縮特別総会で決められた国連軍縮週間に合わせて、10月24日に神田の教育会館で「核兵器完全禁止・被爆者援護法制定実現をめざす軍縮週間のつどい」が開かれました。

採択したアピールは「この週間を核兵器完全禁止と使用禁止条約の実現、国家補償の立場に立つ被爆者援護法の制定を目ざす世論を高める週間にしよう」という決意を込めたものでした。

その裏付として意見表明をされた三氏のお話は次のようなことでした。

立教大学教授小川岩雄氏―今日核兵器は大量生産され、各地に配備されているが、より恐ろしいのは核を先に使う方が勝ちだという考え方が蔓延していることである。まず、非核国に対しては核攻撃をしないことを約束させなければならないが、軍備拡張を主張する国家権力を支えているのは民衆なのだから民衆の啓蒙が大切である。

元米国国防省関係官ウィリアム・エルズバーグ氏―かつて岩国には核兵器があり、現在も日本には一つ以上の水爆がある。また、アメリカは或る国々に対して核攻撃をするぞと秘密裡におどして日本から出発する準備をしたことがあった。核兵器があることは大きな危険にさらされることなので体をはっても反対すべきである。

被爆者代表伊藤猛氏―被爆は心にも暮しにも深く長く残る傷を負わせた人災であり、国は責任を取るべきである。将来の核武装を縛り、平和を維持するために援護法は是非作られなければならない。

（下飯坂ヨシ）

### 教育を考える ⑪

## ものうい子どもたち

この秋、神奈川の〝ひとの会〟で、教育実習の若いひとたちを現場であずかる先生とお会いした。「情報蒐集に実に長けていますね。しかし、自分で考えようとしないのです。教え方についても一から十まで情報に頼る。その先は自分で考えろと突き放すと、泣き出す仕末でね。いや困りました」

そういえば夏8月の岐阜でひらかれた私立保育園の大会では、保母さんたちから、こんな話をきいた。

「子どもたちが、遊び方をいちいち聞きにくるんですよ。子どもは道具があってもなくてもとにかく遊ぶ工夫だったらオトナが逆立ちしても及ばなかったものですが、―いまの子は、情報がないと遊べないんです。先生どうやって遊ぶの、先生やってみて、というんですね。失敗したらいやだ、と。洋服も汚したがらない、手もきれいなままで遊ぼうとする。これはお母さんが、日頃子どもに願っているそのままじゃないかと、気がつきました」

耳のいたい話である。いや、もっとある。婦人学級で女の自立を話しあうとき、きまって出てくる質問がある。「何の仕事をやればよいのか、どうすれば収入につながるのか」それこそ、自分自身の才覚、工夫次第であるのに、ここでも〝与える情報〟が要求される。

石の上にも5年。男ならば大抵のことは5年やっているとプロになる。かならず収入を得るまでになっていく。自立が念頭から離れず、そのための修業となり得ている。女はそうでない。何をするにも趣味であり、教養程度であることがむしろ誇らしげに語られる。娘時代から、もう何十年と続けておりますと、優雅のきわみの話になる。

男は、世の中に出て、家を支えようとするし、女は、それを収入につなげようとはめったに思わぬ、この先生方の覚悟のひらきが、プロとして身を立てるか趣味にとどめるかの岐れ道となってしまうのだろう。

情報をこと細かに得ようとするのは、幼児からオトナに至るまで、各世代に共通した現象となりつつある。自ら考え、自ら生きる努力を怠る傾向は、やはり、いまの教育に根ざしているのではないか。

先生たちの教研集会を母親として司会したSさんが、こんな感想を漏らしていた。

「新卒の先生たちが沢山見えましたので、張りきって会をすすめたのですが、全く反応がないんです。失敗だったかなと後悔しながら、感想を書いてもらった。ところが、皆な〝よかった〟〝役に立った〟と、好評なんですね。自分の意見や反論をいうんじゃなくて、ひたすら受け身の姿勢、と気がつきました」

幼児たちが、人間の声に反応しなくなったという。母親が、わが子とじっくり話す機会はおどろくほど減り、その代りテレビが親代りを果たしている。機械の声には敏感に子どもたちが反応を示す。これは保育現場の声であった。あふれる情報を、結論までしゃべってくれるテレビによって、人間は、〝考える葦〟の機能をしだいに退化させているのかもしれない。

（永畑　道子）

### 国際婦人同盟を訪問して（IAW）

10月12日私用でロンドンに行きましたので、国際婦人同盟の本部を訪問しました。丁度居合わせた、インターナショナルウイメンズニュースの監修者、ホイティック夫妻にお目にかかり、（夫君のアーノード氏はIAW75年史の執筆中）ブッシュ名誉副会長、ヘデガー事務局長も見え、近況の交換を行い訪問を大変喜ばれました。

（松浦三知子）

写真はIAW事務所にてブッシュ名誉副会長、ヘデガー事務局長（後列）と共に。

### 運動日誌（8/31～10/21）

8/31 ◦電力、ガス料金値下げ集会打ち合せ
◦第17回全国消費者大会実行委員会
◦日中平和友好条約の締結を祝う会
9/1 ◦円高差益の消費者への還元問題集会
◦機関紙発送
9/2 ◦都消費者週間実行委員会
◦日中友好婦人連絡会
9/5 ◦常任委員会
◦出版部会
◦生活を守る都民集会
◦都消費者週間合同部会
◦石けんでメーカーとの懇談会
9/6～7 長野県連へ会長出席
9/7 ◦第17回消費者大会実行小委員会
◦看護条約批准について申し入れ（各党へ）
9/8 ◦夏期セミナー運営委員会
◦役員会
◦朝鮮総聯30周年祝賀会
9/9 ◦市民センターとの共催学習会
◦二酸化チッ素測定報告会
9/11 ◦売春問題とりくむ会
9/12 ◦一般消費税に反対する国民大集会
9/12～13 ◦夏期セミナー
9/13 ◦国際婦人年の決議を実現するための連絡会で年金学習会
◦NGO国内婦人委員会で高橋展子氏歓送会
9/14 ◦司法の幹事会
◦全国支部長会議第1回準備会
◦経企庁消費問題懇談会
9/20 ◦定数学習会
◦国際連絡委員会
◦出版整理会
9/21 ◦都連
◦議会制グループ会合
9/22 ◦政啓委員会
◦組織部会
◦石けん会議
9/25 ◦七婦人学習会
◦バザー委員会
9/26 ◦遺伝毒性勉強会
◦出版部会
◦事務局会議
9/27 ◦参院定数公判
◦在京指名委員会
◦弁護人抜き9・27集会
◦司法幹事会
9/28 ◦婦人問題懇談会
◦明るい統一地方選挙推進全国婦人の集い
◦少年法連絡会議
9/29 ◦人権問題学習会
講師　宇野重昭氏
◦機関紙初校
◦都消費者団体代表と事業者団体代表の連絡会
◦核兵器完全禁止被爆者援護をめざす国民懇談会
◦都議会傍聴
10/2 ◦国際人権規約批准促進連絡会議
◦バザー委員会
10/3 ◦常任委員会
◦機関紙再校
◦都連環境アセスメントについて読み合せ会
10/4 ◦都議会各党へ環境アセスメント等で申し入れ
10/5 ◦出版整理会
◦都消費者週間実行委員会
10/6 ◦機関紙発送
◦全国支部長会議準備会
◦第12回弁護人抜き裁判法案反対で請願行動と集会
◦核兵器禁止第4回実行委員会
10/7 ◦国際人権規約で外務大臣へ面会申し入れ
10/8 ◦支部結成の件で大阪へ―組織部
10/9 ◦七婦人相続学習会
◦バザー委員会
10/11 ◦遺伝毒性勉強会
10/13 ◦第13回弁護人抜き裁判法案反対で請願行動と幹事会
◦全国支部長会議準備会
10/14 ◦市民センターとの共催学習会
◦国際人権規約批准促進連絡会議
◦二酸化窒素測定実行委員会
10/16 ◦財務部会
◦バザー委員会
10/17 ◦財政会議
◦事務局会議
10/18 ◦公明党へ弁護人抜きで要請、幹事会
10/19 ◦機関紙初校・出版部会
◦石けん会議
◦都連
◦物価調査員研修会
講師　花原二郎氏
◦全国支部長会議準備会
10/20 ◦政啓委員会
◦第14回弁護人抜き裁判法案反対で請願行動
◦司法学習会
講師　鷲野忠雄氏
◦都消費者週間テープカットとパレード
10/21 ◦環境問題学習会
講師　田尻宗昭氏
◦生活情報運営委員会

有機自然農法
お茶の名門　㊞豊翠園
伊勢のわたらいの山奥で
自然に育てられたお茶の心を
皆様にお届け申し上げます。
三重県度会郡度会町平生
㈲豊翠園

シャープ，スピード，サービス
森下印刷所
・オフセット印刷　・美術印刷
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181（日産厚生園正門前）
☎ 0422-48-1611（代）

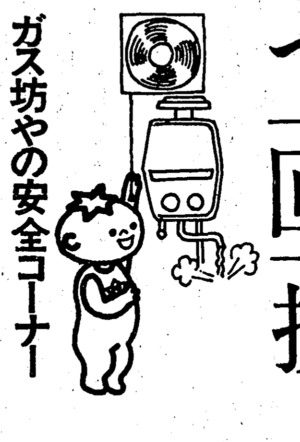

純植物性原料使用
リサイクル'78
粉せっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し
自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、
配達料が無料となります。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2－21－11
〒151 ☎03－370－4541

酢のものに
ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のものできあがり。
ミツカン
土佐酢
三杯酢＋かつおだし

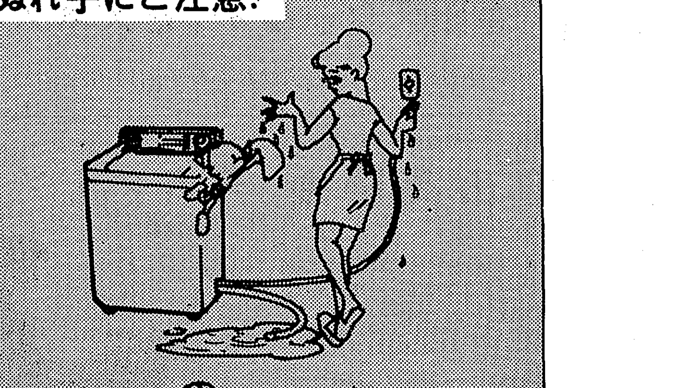

Published by the League of Women Voters of Japan No.21,2Chome Yoyogi Shibuya-ku Tokyo Japan

---

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

### 日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主議を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の1部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

## あけましておめでとうございます

# 座談会　統一地方選挙を語る

写真は左から　原、小池、館、宮原
稲茂登、古川、紀平の各氏

## 選ぶ権利をかちとろう

**紀平**　今年は統一地方選挙が行われますが、有権者同盟としては総会その他で、このことについて勉強会なども開催して来ました。今日はそれについて、各支部それぞれ運動しておられますが、支部連合会のおありになる長野県、福島県、東京都の連合会長などにどうとり組まれ、そして姿勢を是非お話しいただきたいのですが。

**小池**　遠方からお出かけの方、そして朝早くからありがとうございます。地方自治体の選挙は私共の身近なものですので、これに本気でとり組むということで総会、夏期セミナー、全国支部長会議とこの問題をとり上げ、勉強もし、話し合いもして参りました。新年を迎えてどう踏み出すか決意の程をお話しいたゞき、機関紙を通して会員みんなが一つのことに邁進するという姿勢にしていたゞきたいと思います。

**紀平**　統一地方選挙に向けて、特に地方支部でも運動が活発だったと思います。重点的にとり組まれたことをどうぞ。

**宮原**　立会演説会条例制定復活の問題ですが、昭和44年、49年にも同盟が請願をしましたが否決になり、また、53年にしたわけです。9月県会定例会にかけられたのですがまた否決になりました。今度は熱が入って、信毎も朝日も毎日のように書いていたのですが。請願が長野県全体の婦人が自覚した代表であるなら実施もやぶさかでないと云うようなことを言いましてね。でも、いくつの支部で何人で構成しているのかなどと聞いて来て、関心度が高いと感じていたのですが結局は否決になって。反対の理由は、人が集らない、時間の空費になるなどです。請願書には、「立会演説会廃止は候補者中心に考えたもので、有権者の立場を無視している」と書いたのです。

**紀平**　今度は有権者同盟独自でなさいましたのね。

**宮原**　同盟と県連合婦人会と県評主婦の会とでしたのですが、丁度「山びこ国体」がありまして手をとられたと県連合婦人会長も後で非常に反省しておられました。

**紀平**　有権者同盟が運動しなければ県婦連までまきこむことはできなかったということですね。

**宮原**　そうですね。

**紀平**　福島県、郡山市の問題についてどうぞ。

**古川**　郡山市は昭和40年に13ケ町村が大選挙区にするという建前で合併し、ただ地域格差がはなはだしいので今回に限り小選挙区制を実施するということできました。私共は次の選挙の前には大選挙区にするようにと、それから市議会議員の選挙公報を発行するようにと請願を重ねて来たのですがいつも否決されていました。今度も合併してからもう13年にもなるのでもう地域格差も是正されたのではないかと思いまして6月議会に、大選挙区で実施するよう陳情を出しました。6月に出しました時は総務財政委員会に付託されて、私共も傍聴しましたが、その時は継続審議という事になりました。翌日が本会議だったのですが動議が出まして24対19で否決になり小選挙区ということになり、更に、今回に限り小選挙区採用という付則までとってしまいました。マスコミも私達もペテンにかけたようなやり方は議会を冒瀆するものだとずい分怒ったのですが。自分達の私利私欲で小選挙区制をとっていることは、郡山をよくする気構えが全然ないのですね。一人制の選挙区のところで対立候補が出そうになるとやめさせて結局無投票になってしまって、これは有権者の選ぶ権利をなくすことですね。

| | |
|---|---|
| 出席者 | |
| 会長 | 小池　順子 |
| 長野県支部連合会長 | 宮原恵久与 |
| 郡山支部 | 古川　寿枝 |
| 東京都支部連合会長 | 稲茂登冴子 |
| 目黒支部 | 原　輝恵 |
| 直属 | 館　雅子 |
| 政啓委員長（司会） | 紀平　悌子 |

11月28日　於婦選会館

## 実った公報発行運動

**原**　目黒区では選挙公報発行の運動は昭和42年からなのですが、この頃はまだよく法律とか知らなかったのですが運動しながら勉強をして来ました。45年には署名を集めて陳情をしました。この時も趣旨採択という形で政党を超えて満場一致で採択になったのですが、配布の状況、隣接区のことなど問題がかなりあって趣旨採択のまま実行されなかったわけです。ただこの運動の中で公営のポスター掲示場ができました。そして次の49年にも陳情を出し、この時は広報に立候補者の名前と住所のみの一覧表が出るようになりました。今度は是非出さなければと思って、陳情をもっていったのですが、その時目黒支部の会員数を聞かれ、実は50名そこそこだったものですからね。そこでより多くの区民が望んでいるのだからと11月議会に署名を集めたわけです。そんな動きを区議会、選管も知って区長提案で11月議会に条例案が出てしまったわけです。事務局に署名、陳情があったことを記載することを確約してもらいました。そして条例案が通りました。

**紀平**　まさに10年かかっているわけですね。目黒では運動が市民の声で実ったということを是非残すように念を押しておられますのが、行政が気を利かせ、また、議員が本当にそのことに一生懸命だったわけでもないのですよね。このことは何処に書かれなくても住民運動という有権者同盟の歴史の中で自覚していくという主張があると思うのですね。本当に行政は狡いですね。自分達の方でやりましたという形でね。

**原**　会員の中に議員の方がおりましていろいろ知らせてくれました。

## 同盟がつくった基礎

**紀平**　立法府に婦人議員で住民側の立場に立つ方が一人いらしたことが、早くニュースが入ったり、適切な助言もしてもらえるということで、住民運動をする場合非常に助ける方法になるといえますね。稲茂登さん。目黒の場合と同じような経過を大田区、港区など各区とも辿っていると思うのですが。

**稲茂登**　同盟としては昭和30年頃から公報発行と40年代から都議会の立会演説会の運動をしてきたわけです。都議会の方は都連と政治啓発運動委員会が主になって運動しましたし、区議会の方は、東京都20支部のうち13支部中心で区議会に働きかけられました。運動の中で区議会の公報発行実施を予定されるのが、港、新宿、目黒、世田谷、中野、5区あります。区長の公報発行は前回6区で発行されていました。今年の統一地方選挙には5区増えて11区で公報が

（次ページへつづく）

### ひろば

## 年頭に際して各支部に期待する

日本婦人有権者同盟名誉会長

市川房枝

日本婦人有権者同盟が、新日本婦人同盟の名で創立されたのは、終戦の年の昭和20年の11月3日で、終戦後最初に結成された婦人団体であった。

創立当初にはまだ婦人参政権はなく、従って婦人有権者ではなかったので、婦人参政権の獲得も目的の中に加えたのであったが、この年の10月9日に組閣された幣原内閣では最初の閣議で、婦人に参政権を与えることを決定していた。それで、新日本婦人同盟の主目的は婦人の政治教育に主眼をおき、要求されるまゝに全国を遊説、「政治とは、婦人参政権とは何か、生活即政治である」と説き、翌21年6月の第一回総会迄の約半ケ年に22支部、会員約千名迄に急成長したのであった。

25年11月19日、本有権者同盟と改称、爾来満33年間多数の役員及会員の方々の一方ならぬ努力によって運動を続けてきているが、それにもかゝわらず有権者同盟の現状は、隆盛とはいい得ないのではあるまいか。それを事実としたらその原因はどこにあるか、また創立以来主目的としてきた婦人に対しての政治教育はどれ程普及進展して来たであろうか。

新年に際して、本部も支部も、会全体として真剣にそれを検討してほしいものである。会としては一部の幹部及本部だけが動くのではなく、全国の支部が一体となって活動しなければ所謂動脈硬化に陥る。

特に私が希望したいのは各支部が主体性を確立、所在地の自治体の行政と結び、最近主張されている政治、経済の地域主義の実現に協力してほしいことである。勿論有権者同盟の立場としては政党に中立、保守、革新を問わず、一般住民の立場で批判しつゝ建設的な具体案をもって協力すべきである。

それには私が会長時代にすすめてきた自治体の行政の勉強をくり返し、くり返しやることから初め、所在地の議会を開会の度毎に担当者をきめて傍聴に行けば、絶えず新しい問題があり、それを勉強して婦人の立場からの意見を出すことができる。

進んでは、望ましい婦人をみつけたら、議会に送り直接政策の決定に参加させてほしい。尤も同盟としては選挙の推薦、応援はできないことになっているが、個人としてすることは差支えないどころか大いに結構である。

また議員とまで行かなくとも自治体の管理職や各種委員に婦人を任命するよう行政当局及議会に働きかけることは、各支部競争して大にやってほしい。

### 花片

▼国電新宿駅南口から婦選会館へ行く遊歩道、ここは絶えず四季に花を咲せる植物の上手な配置で、楽しいのだが、去日独り歩きをしているとき、足許にポトリと落ちた白椿一輪、侘助というのであろうか、思わず拾いあげたら、また一輪、私の重い図体の振動のせいかも知れないが、奇麗なまま落ちる花の思い切りよさ。「寒椿　怠らざりし日の昏るる―波郷―」

▼NHK俳句入門で、中村汀女氏の選に入った「家計簿の赤字　豊かな年の暮」（長野県滝沢房子氏）やりくりの明るさがあっていい。こうして越年出来るのは、お幸せの方で、目をつむり、胸をおさえる辛い事件が、これ以上起らないように……と祈る。

▼大平新内閣、嬉しくて、ゆるみ放しの笑顔、なさねばならぬ仕事を思えば、深刻の極みの表情になるべきなのに。

▼自信慢々、驕り切った言動の福田氏を挫折させたのは、一寸小気味がいいが、「角影」の色濃いのはヘキエキ。

▼余録（毎日）の切りぬきをなくしたので、数字その他、正確には書けないが、飛騨の高山、秋田他の農村地区から、餓えに悩む米食のベトナムへ、米俵の贈り物が積荷されたと報じていた。共に苦しむ者にこそ、苦しみがわかり、伝わるのである。

▼新内の三味線の第一人者、四代目岡本宮染氏の追善会が、本牧亭でひらかれた。岡本文弥氏の相手三味で五十余年。「送くりましょうか。送くられましょうか、せめて三途の川までも……」の惜しむ一同の唄は、印象深かった。

▼有権者同盟財務企画の山陰旅行に加はって、足立美術館をみた。自然、造園、絵画の格調高い美を堪能した。生の掛軸、金の茶釜の茶席、不昧公お好みの銘菓の若草、山川など。公開が嬉しい。

▼出雲大社には、始終御縁があるように45円のおさいせんと、ここ特別の三つの柏手。勝手なときの神だのみかな。

▼元朝や　何か待たるる　火を埋めて―余子。よき進展を希いつつ、新春御多幸を　（から子）

編集発行人　小池順子　発行所　日本婦人有権者同盟（渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内）電話（370）2727番　〒151　振替195409